

# 地方財政の状況

平成 21 年 3 月

総務省

地方財政白書についてのお問い合わせは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 東京 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

# 目次

## はじめに

## 第1部 平成19年度の地方財政の状況

### 第1章 平成19年度の決算状況

● 平成19年度普通会計決算の概況	1
① 地方財政の役割	2
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [第33表]	2
(2) 国民経済と地方財政	3
ア 国内総支出と地方財政 [第34表、第134表]	3
イ 公的支出の状況 [第34表、第134表]	4
② 地方財政の概況	7
(1) 決算規模 [第1表、第5表、第11表、第74表]	7
(2) 決算収支	9
ア 実質収支 [第7表]	9
イ 単年度収支及び実質単年度収支 [第7表]	11
(3) 歳入 [第11表]	11
(4) 歳出	14
ア 目的別歳出	14
イ 性質別歳出	17
(5) 財政構造の弾力性	20
ア 経常収支比率 [第8表]	20
イ 実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率 [第8表]	21
(6) 将来の財政負担	27
ア 地方債現在高 [第101表]	27
イ 債務負担行為額 [第102表]	28
ウ 積立金現在高 [第103表]	28
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [第101表～第103表、第135表]	29
オ 普通会計が負担すべき借入金残高	31
(7) 決算の背景	32
ア 平成19年度の経済見通しと国の予算	32
イ 地方財政計画	33
ウ 財政運営の経過	36
③ 地方財源の状況	38
(1) 租税収入及び租税負担率 [第18表～第20表]	38
(2) 地方歳入	39
ア 地方税 [第13表～第16表]	39
イ 地方譲与税 [第21表]	44
ウ 地方特例交付金等	44

## 目次

エ	地方交付税 [第22表、第132表]	45
オ	一般財源 [第23表～第24表]	45
カ	国庫支出金 [第26表]	46
キ	都道府県支出金 [第26表]	46
ク	地方債 [第27表]	46
ケ	その他の収入	47
<b>4</b>	<b>地方経費の内容</b>	<b>48</b>
(1)	土木建設 [第59表～第64表]	48
(2)	教育と文化 [第68表～第73表]	49
(3)	生活・福祉の充実	51
ア	社会福祉行政 [第38表～第44表]	51
イ	労働行政 [第50表～第51表]	55
(4)	産業の振興	55
ア	農林水産行政 [第52表～第57表]	55
イ	商工行政 [第58表]	56
(5)	保健衛生と生活環境の保全	57
ア	保健衛生 [第45表～第49表]	57
イ	生活環境の保全	58
(6)	警察と消防	59
ア	警察行政 [第66表～第67表]	59
イ	消防行政 [第65表]	59
(7)	目的別歳出充当一般財源等の状況 [第37表]	60
<b>5</b>	<b>地方経費の構造</b>	<b>63</b>
(1)	義務的経費 [第74表]	63
ア	人件費 [第77表～第79表]	63
イ	扶助費 [第82表]	68
ウ	公債費 [第99表～第100表]	69
(2)	投資的経費 [第74表]	70
ア	普通建設事業費 [第84表]	70
イ	災害復旧事業費 [第92表]	79
ウ	失業対策事業費 [第93表]	80
(3)	その他の経費 [第74表、第98表]	80
ア	物件費 [第80表]	81
イ	維持補修費 [第81表]	81
ウ	補助費等 [第83表]	81
エ	繰出金 [第94表]	82
オ	積立金 [第95表、第103表]	82
カ	投資及び出資金 [第96表]	82
キ	貸付金 [第97表]	83

<b>6</b>	<b>一部事務組合等による事務の広域的処理の状況</b> .....	84
(1)	団体数 [第4表] .....	84
(2)	市町村の一部事務組合等への加入状況.....	84
(3)	一部事務組合等の歳入歳出決算 [第5表] .....	85
<b>7</b>	<b>市町村の規模別財政状況</b> .....	86
(1)	市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化.....	86
ア	団体数及び人口の状況.....	86
イ	決算規模 [第12表、第36表、第75表] .....	88
(2)	人口1人当たりの財政状況等 .....	89
ア	決算規模等 [第3表、第5表].....	89
イ	歳入.....	89
ウ	歳出.....	92
エ	財政構造の弾力性.....	94
オ	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担.....	95
<b>8</b>	<b>公共施設の状況</b> .....	98
(1)	道路 [第105表] .....	98
(2)	公営住宅等 [第106表] .....	98
(3)	公園 [第107表] .....	99
(4)	下水処理施設 [第108表～第109表].....	100
(5)	ごみ処理施設 [第109表] .....	101
(6)	保育所 [第110表] .....	102
(7)	高齢者福祉施設 [第111表] .....	102
(8)	教育施設.....	103
ア	高等学校 [第112表] .....	103
イ	中等教育学校 [第112表] .....	103
(9)	文化及び体育施設.....	103
ア	文化施設 [第113表] .....	103
イ	体育施設 [第113表] .....	104
<b>9</b>	<b>地方公営事業の状況</b> .....	105
(1)	地方公営企業.....	105
ア	概況.....	105
イ	事業別状況 [第115表～第120表].....	112
(2)	国民健康保険事業.....	123
ア	事業勘定 [第121表] .....	123
イ	直診勘定 [第121表] .....	125
(3)	介護保険事業.....	125
ア	保険事業勘定 [第123表] .....	126
イ	介護サービス事業勘定 [第123表] .....	127
(4)	その他の事業.....	128
ア	収益事業 [第124表] .....	128

## ●● 目次

イ 共済事業	128
ウ その他	129

## 第2章 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

<b>1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要</b>	130
ア 法律の制定背景	130
イ 健全化判断比率の公表等	130
ウ 資金不足比率の公表等	132
エ 早期健全化基準と財政再生基準	133
オ 施行	134
<b>2 健全化判断比率・資金不足比率の状況</b>	135
(1) 実質赤字比率	135
(2) 連結実質赤字比率	135
(3) 実質公債費比率	136
ア 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数	136
イ 実質公債費比率の段階別分布状況	136
ウ 団体種類別実質公債費比率の状況	137
(4) 将来負担比率	137
ア 早期健全化基準以上である団体数	137
イ 将来負担比率の段階別分布状況	138
ウ 団体種類別将来負担比率の状況	138
エ 団体種類別将来負担額等の状況	139
(5) 資金不足比率	140
ア 資金不足額がある公営企業会計数	140
イ 公営企業会計の資金不足額	141

## 第2部 平成20年度及び平成21年度の地方財政

<b>1 平成20年度の地方財政</b>	143
(1) 平成20年度の経済見通しと国の予算	143
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	143
イ 国の予算	143
(2) 地方財政計画	144
(3) 平成20年度補正予算	147
ア 平成20年度補正予算（第1号）	147
イ 平成20年度補正予算（第1号）に係る地方財政補正措置	147
ウ 平成20年度補正予算（第2号）	148
エ 平成20年度補正予算（第2号）に係る地方財政補正措置	149
(4) 地方公共団体の予算	150
(5) 不交付団体の状況	151

(6) 個別団体における財政健全化	152
(7) 地方公営企業等に関する財政措置	153
ア 地方公営企業	153
イ 国民健康保険事業	154
ウ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）	154
<b>2 平成21年度の地方財政</b>	156
(1) 平成21年度の経済見通しと国の予算	156
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	156
イ 国の予算	156
(2) 地方財政計画	157
(3) 地方公営企業等に関する財政措置	160
ア 地方公営企業	160
イ 国民健康保険事業	160
ウ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）	161

### 第3部 最近の地方財政の動向と課題

<b>1 地方分権改革の推進</b>	163
<第1次勧告>	163
<第2次勧告>	164
<b>2 累次にわたる経済対策における地域の活性化</b>	167
(1) 安心実現のための緊急総合対策	167
ア 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金	167
イ 安心実現のための緊急総合対策に係る特別交付税措置	167
ウ 地方税等減収補てん臨時交付金	168
(2) 生活対策	168
ア 道路特定財源の一般財源化に際しての1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組み	169
イ 地方公共団体金融機構の創設	170
ウ 地域活性化・生活対策臨時交付金	171
エ 定額給付金	171
(3) 生活防衛のための緊急対策	172
ア 雇用創出等のための地方交付税増額	173
イ ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金	173
ウ 年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置	173
<b>3 地域力の創造</b>	175
ア 定住自立圏構想の推進	175
イ 地域連携による「自然との共生」の推進	177
ウ 条件不利地域の自立・活性化の支援	178
<b>4 地方公営企業等の改革</b>	179
(1) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本的改革の推進	179

●● 目次

(2) 公立病院に係る財政措置の拡充	183
<b>5 行政改革の推進</b>	185
(1) 集中改革プラン等の取組状況	185
ア 集中改革プランの取組状況	185
イ 地方公共団体における行政改革の更なる推進	186
(2) 地方公会計改革の推進	186

資料編

文章編図表索引



## ●用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

### ○地方公共団体

#### 政令指定都市

地方自治法第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市。）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた都市（函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、相模原市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、高槻市、東大阪市、姫路市、西宮市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市。ただし、盛岡市、柏市、西宮市及び久留米市は平成20年4月1日の指定。）をいう。人口30万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 特例市

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた都市（八戸市、山形市、水戸市、つくば市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、呉市及び佐世保市。ただし、春日部市は平成20年4月1日の指定。）をいう。人口20万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 都市

政令指定都市、中核市及び特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を具えて

## ●● 町村 ―― 実質収支

いなければならない。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第7条により、合併した団体に限り、市政施行のための要件を人口3万以上にすること等が認められている。

### 町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、地方自治法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

### 特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

### 一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

### 広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

## ○ 決算統計基本用語

### 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

### 地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

### 決算額

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

### 地方財政純計額、純計決算額又は純計

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

### 市町村決算額

政令指定都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものの。

### 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

### 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき

継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

### 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

### 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

## ○歳入

### 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

### 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

### 地方消費税、地方消費税清算金

平成9年4月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

### 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の2分の1の額を都道府県及び政令指定都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の3分の1の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の13分の2の額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税がある。

### 地方特例交付金等

平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加及び平成19年度における児童手当の制

## ●● 地方交付税 ―― 地域再生事業債

度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当特例交付金及び減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置（平成19年度から平成21年度）として設けられた特別交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

なお、平成20年度においては、住宅ローン減税に伴い、地方公共団体に生じる個人住民税の減収額を補てんするための減収補てん特例交付金が設けられている。

### 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

### 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

### 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

### 財源対策債

昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債。

### 減収補てん債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

### 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～15年度、平成16～18年度及び平成19～21年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされている。

### 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標等を設定、公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体が行う公共施設等の整備事業について、当該事業に係る該当の事業債の充たに加え、当該事業の起債対象事業費までの範囲内で、行政改革の取組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内の額を対象として充たすることができる地方債。

### 地域再生事業債

地域の再生を図るため、地方単独事業の事業量について、一定の要件を満たす地方公共団体が行う当該事業を対象として発行される地方債。

## 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、定年退職者等の退職手当の財源に充てるために発行される地方債。

## ○ 歳出

### 目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

### 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

### 一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

### 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

### 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

### 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

### 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

### 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

### 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

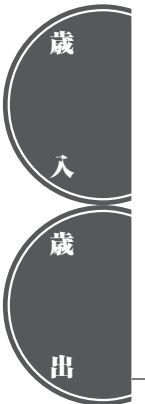
### 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

### 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条



## ●● 繰出金 ―― 起債制限比率

の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

### 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

### 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

### 民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

### 衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

## ○ 財政分析指標

### 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

### 実質公債費比率

地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）。

実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。なお、25%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される。）こととなる。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。

### 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び

公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含み、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去3年間の平均値。

#### 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

#### 実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

#### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

#### 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

#### 標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

## ○ 地方財政計画等

### 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

### 一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

### 地方債計画

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項に規定する同意等を行なう地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

### 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

### 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

### 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

### その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

### 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{単位費用} & & \times & \text{測定単位} & & \times & \text{補正係数} \\ (\text{測定単位1当たり費用}) & & & (\text{人口・面積等}) & & & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

### 単位費用

標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

### 測定単位

道府県や市町村の行政項目（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

### 補正係数

すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

### 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{地方道路譲与税等}$$

### 留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、平成15年度に都道府県に係る留保財源率の引上げが行われ、都道府県、市町村とも税収見込額の25%（従来は都道府県



20%、市町村25%)とされている。

### ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

## ○公営企業

### 法適用企業・法非適用企業

地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等（以上、任意適用事業）がある。法非適用事業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。

### 損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

### 資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

### 収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

### 資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの〔 〕内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。

## ●はじめに

---

本報告は、地方財政法第30条の2の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして、国会に報告するものであり、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成19年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、主な公共施設の状況及び平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の状況等を明らかにしている。第2部では、平成20年度の地方財政運営の状況等及び平成21年度の地方財政の見通しについて明らかにしている。

第3部では、最近の地方財政の動向を要約し、当面の主要な課題について取りまとめている。

# 平成19年度の地方財政の状況

## 第1章 平成19年度の決算状況

### 平成19年度普通会計決算の概況

#### ●歳出…歳出削減の継続

・89兆1,476億円（630億円減）8年連続の減。

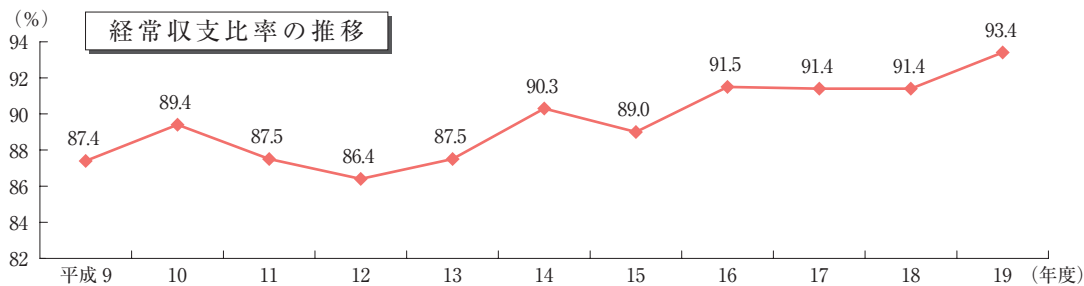
※社会保障関係経費は児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行により増加（民生費は7,176億円増）したものの、投資的経費は国の公共事業関係費の抑制や地方単独事業の抑制により9,154億円減少。

#### ●歳入…歳出の減少を上回る歳入の減少

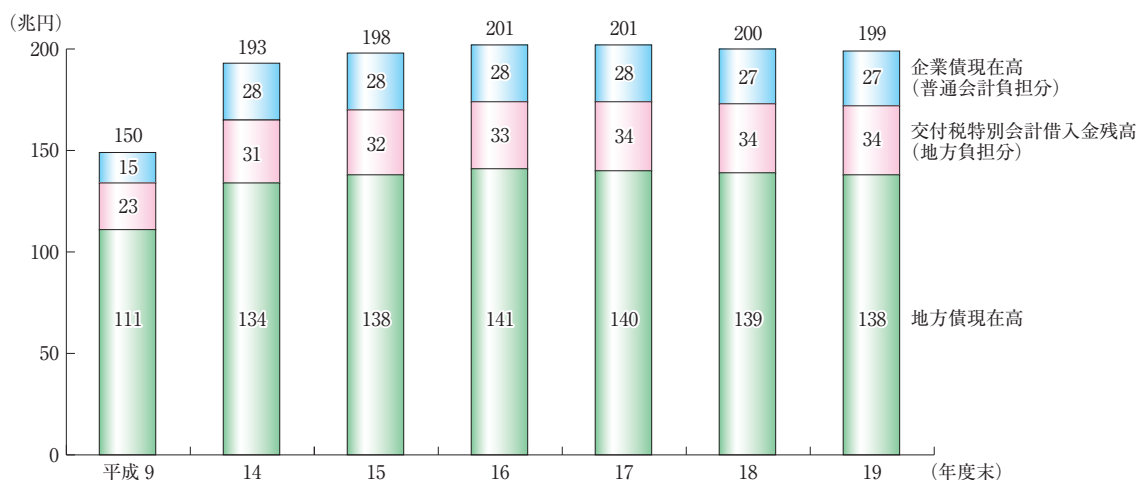
・91兆1,814億円（3,469億円減）8年連続の減。

※地方税は所得税からの税源移譲や定率減税の廃止などにより3兆7,607億円増加したものの、所得譲与税の廃止により地方譲与税は3兆140億円減少。また、地方交付税は7,926億円減少、地方特例交付金等は5,040億円減少。

#### ●財政構造の弾力性…経常収支比率は社会保障関係経費等の増加により過去最も高い



#### ●普通会計が負担すべき借入金残高の推移…依然として高い水準



(注) 1 企業債現在高（普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。  
2 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

## 1) 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

### (1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [第33表]

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の9特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は149兆2,376億円で、前年度と比べると1.0%増（前年度1.9%減）となっている。

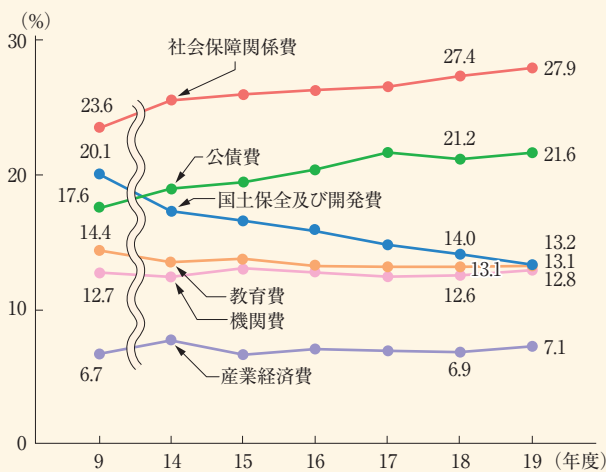
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成19年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（27.9%）を占め、以下、公債費（21.6%）、国土保全及び開発費（13.2%）、教育費（13.1%）の順となっている。

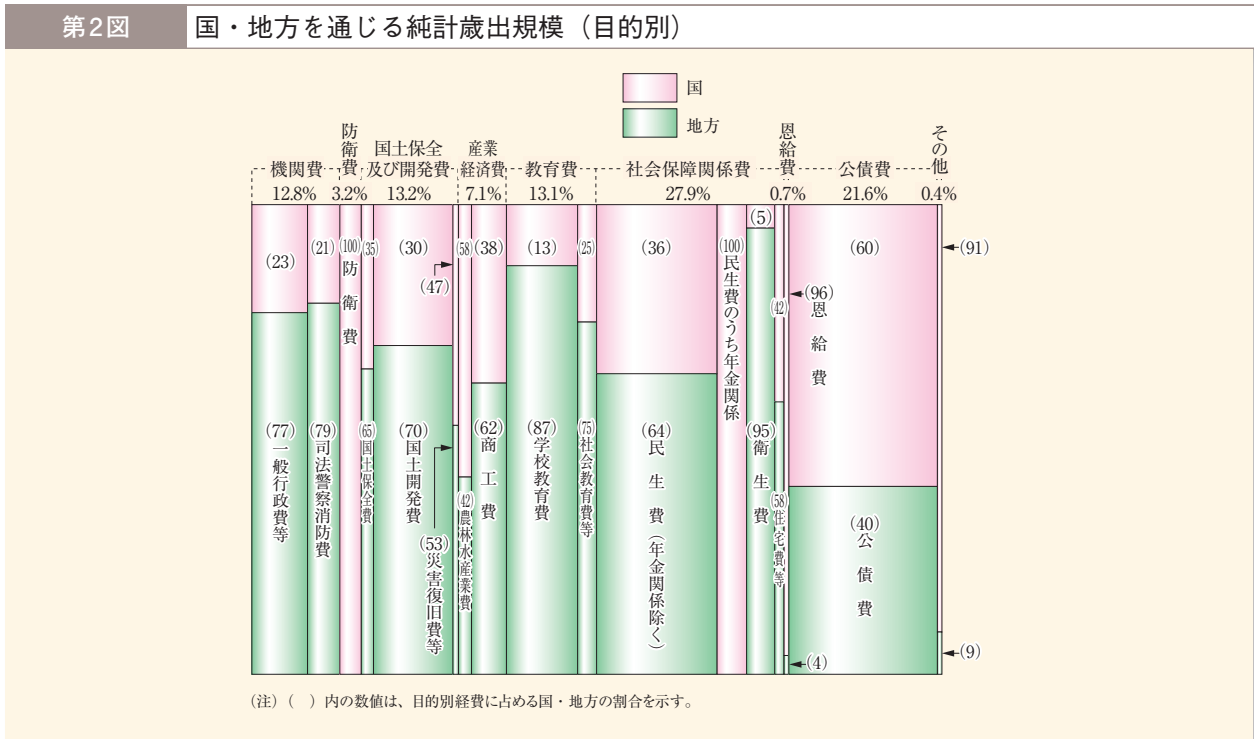
なお、公債費の構成比が高い水準にあるのは、主に平成4年度以降の経済対策、租税収入の減少等により、国・地方を通じて公債の発行が増加したことによるものである。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が61兆3,556億円（全体の41.1%）、地方が87兆8,820億円（同58.9%）で、前年度と比べると、国が2.5%増（前年度2.2%減）、地方が0.1%減（同1.7%減）となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが第2図である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると、衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都

第1図 国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移





第1部

道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。さらに、民生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

## (2) 国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

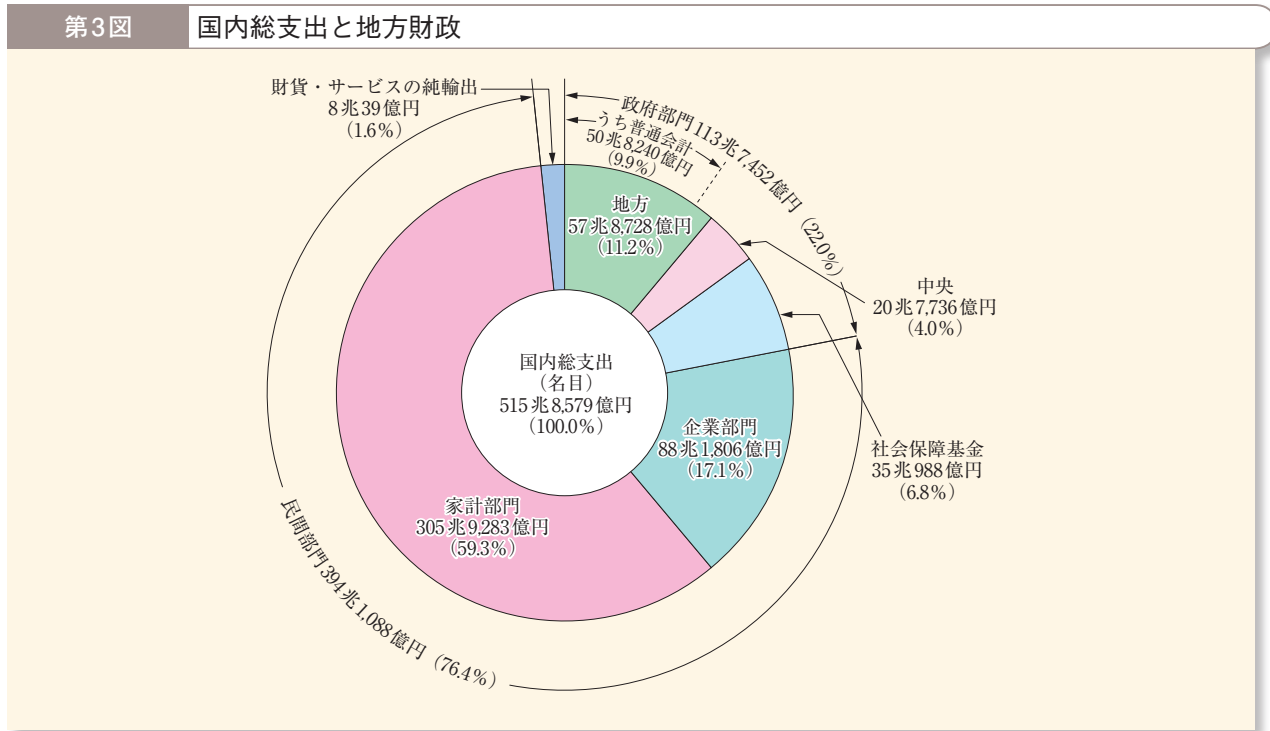
なお、国民経済計算における社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

### ア 国内総支出と地方財政 [第34表、第134表]

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総支出（名目ベース。以下同じ。）に占める割合で見ると、第3図のとおりである。平成19年度の国内総支出は515兆8,579億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が59.3%（前年度59.8%）、政府部門が22.0%（同22.0%）、企業部門が17.1%（同16.8%）となっている。

政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が11.2%（前年度11.4%）、中央政府が4.0%（同4.0%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約3倍となっている。

なお、地方政府のうち普通会計分は50兆8,240億円で、国内総支出の9.9%（前年度9.9%）を占めている。



① 公的支出の状況 [第34表、第134表]

政府部門による公的支出の推移は、第4図のとおりである。平成19年度の公的支出は、政府最終消費支出が前年度を上回ったことから前年度と比べると1.2%増（前年度1.3%減）の113兆7,452億円となっている。また、国内総支出に占める割合は、前年度と同じ22.0%となっている。

公的支出の内訳をみると、政府最終消費支出が93兆1,260億円、公的総資本形成が20兆6,192億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は2.4%増（前年度0.4%増）、公的総資本形成は3.8%減（同7.8%減）となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、第5図のとおりである。中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.3%増（前年度1.0%減）、公的総資本形成が2.6%増（同8.9%減）で合計1.7%増（同3.6%減）であり、公的支出に占める中央政府の割合は前年度（18.2%）より0.1ポイント上昇の18.3%となっている。

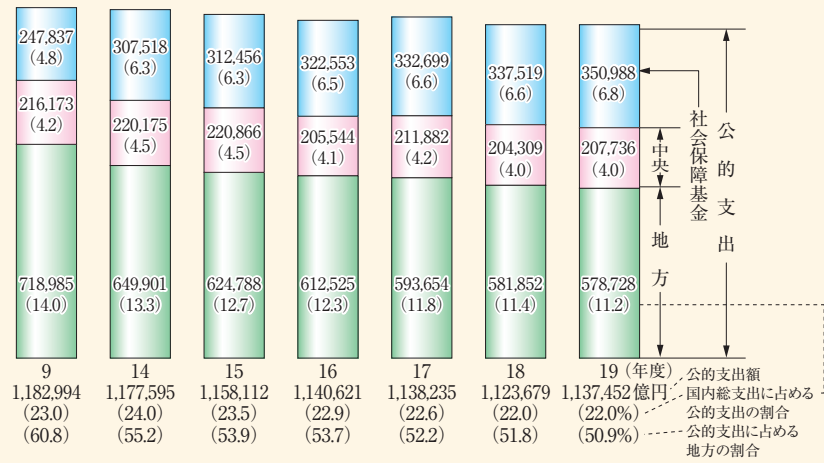
地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.5%増（前年度0.1%増）、公的総資本形成が6.4%減（同7.6%減）で、合計0.5%減（同2.0%減）であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度（51.8%）より0.9ポイント低下の50.9%となっている。

各最終支出主体が国内総支出の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第6図のとおりである。

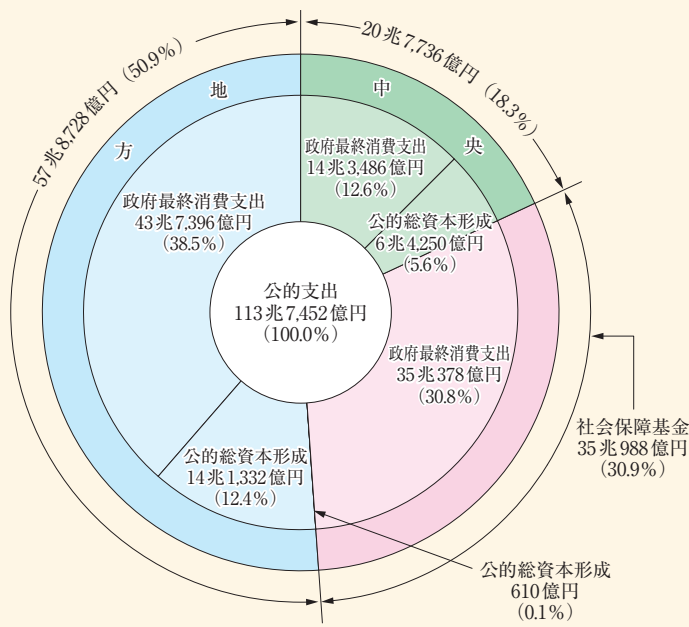
また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度（47.4%）と比べると0.4ポイント低下の47.0%、公的総資本形成においては前年度（70.5%）と比べると2.0ポイント低下の68.5%となっており、公的総資本形成においては、約7割の額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引にあたる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

第4図 公的支出の推移



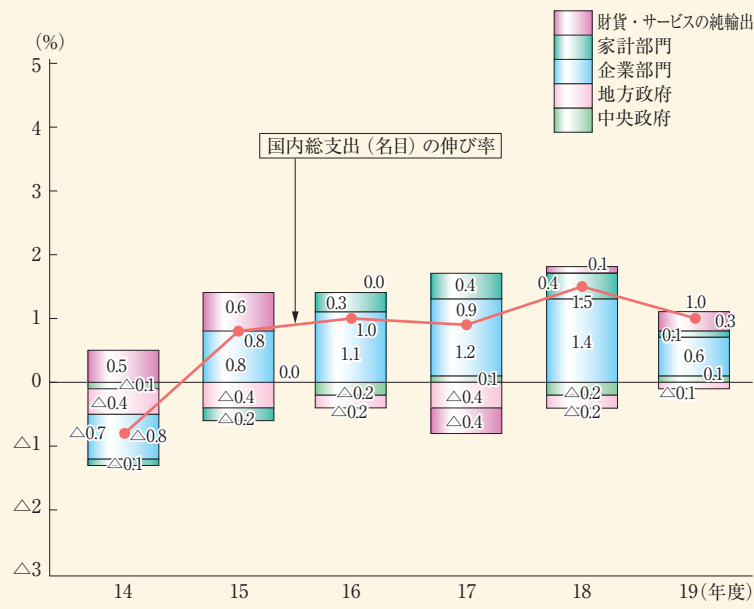
第5図 公的支出の状況



したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第6図 国内総支出の増加率に対する寄与度





## 2 地方財政の概況

地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成19年度の地方財政について、8までにおいて普通会計の状況を示すとともに、9において地方公営事業会計の状況を示す。

### (1) 決算規模 [第1表、第5表、第11表、第74表]

地方公共団体（47都道府県、1,793市町村、23特別区、1,373一部事務組合及び108広域連合（以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。）の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入91兆1,814億円（前年度91兆5,283億円）、歳出89兆1,476億円（同89兆2,106億円）で、歳入、歳出いずれも8年連続して減少している。

また、前年度と比べると、歳入0.4%減（前年度1.5%減）、歳出0.1%減（同1.6%減）となっている。

このように実質的な決算規模が前年度決算額を下回ったのは、歳入については、地方税が所得税からの税源移譲や定率減税の廃止などにより増加したものの、その一方で所得譲与税の廃止などにより地方譲与税が減少し、また、地方特例交付金等及び地方交付税等が減少したこと、歳出については、歳出削減努力等により、普通建設事業費を中心とする投資的経費等が減少したことによるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業への繰出のうち公債費財源繰出等を除いた一般歳出は、66兆2,634億円（前年度66兆4,728億円）となっており、前年度と比べると0.3%減となっている。

決算規模の状況を団体種類別にみると、**第2表**のとおりであり、都道府県は、歳入、歳出ともに9年連続で前年度決算額を下回った一方、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）は、歳入、歳出ともに6年ぶりに前年度決算額を上回っている。

また、近年の決算規模の推移は、**第7図**のとおりである。

区 分	平成19年度		平成18年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率
	億円	%	億円	%
歳 入	911,814	△0.4	915,283	△1.5
歳 出	891,476	△0.1	892,106	△1.6

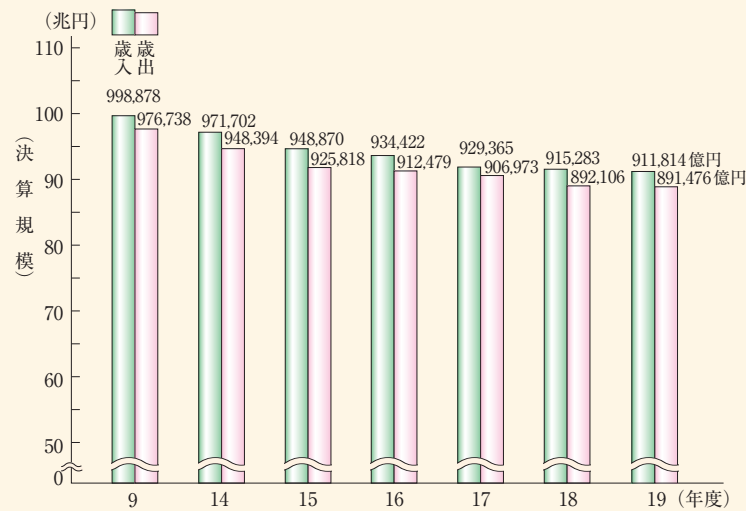
●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第2表 団体種類別決算規模の状況

区 分	決 算 額			増 減 率	
	平 成 19 年 度	平 成 18 年 度	増 減 額	19 年 度	18 年 度
	億円	億円	億円	%	%
歳 入					
都 道 府 県	482,459	484,382	△ 1,923	△ 0.4	△ 0.5
市 町 村 (純計額)	494,995	493,619	1,375	△ 0.3	△ 2.2
政令指定都市	106,460	100,625	5,835	5.8	△ 2.0
特別区	31,121	30,428	693	2.3	4.7
中核市	52,292	57,202	△ 4,910	△ 8.6	△ 3.5
特例市	39,290	34,720	4,570	13.2	0.3
都 市	198,205	202,439	△ 4,234	△ 2.1	△ 2.4
町 村	60,986	62,065	△ 1,079	△ 1.7	△ 5.0
一部事務組合等	22,311	21,493	819	3.8	△ 3.0
合 計 (純計額)	911,814	915,283	△ 3,469	△ 0.4	△ 1.5
歳 出					
都 道 府 県	474,883	475,359	△ 476	△ 0.1	△ 0.7
市 町 村 (純計額)	482,233	479,465	2,768	0.6	△ 2.3
政令指定都市	105,282	99,359	5,924	6.0	△ 2.1
特別区	29,772	29,084	687	2.4	4.0
中核市	51,059	55,640	△ 4,581	△ 8.2	△ 3.5
特例市	38,367	33,853	4,514	13.3	0.1
都 市	193,079	196,417	△ 3,339	△ 1.7	△ 2.4
町 村	58,873	59,863	△ 990	△ 1.7	△ 5.0
一部事務組合等	21,471	20,600	871	4.2	△ 2.7
合 計 (純計額)	891,476	892,106	△ 630	△ 0.1	△ 1.6

第1部

第7図 決算規模の推移



## (2) 決算収支

## ア 実質収支 [第7表]

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第3表のとおりである。

平成19年度の実質収支は、1兆3,597億円の黒字（前年度1兆5,245億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字が続いている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては10年連続で赤字団体が発生したものの、3,311億円の黒字（前年度3,850億円の黒字）となっている。

また、市町村においては1兆286億円の黒字（前年度1兆1,394億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字が続いている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成18年度に赤字であった26団体（1府、25市町村）のうち18団体（1府、17市町村）が引き続き赤字であり、7団体（7市町村）が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数は25団体（打ち切り決算（市町村合併等により、出納整理期間中の歳入、歳出がないことをいう。以下同じ。）が行われたことによる赤字団体は除いている。）であり、前年度と比べると1団体減少している。

さらに、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成19年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は0.4ポイント低下の2.1%となっている。

実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.3ポイント低下の1.2%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）は0.6ポイント低下の3.0%となっている。

第3表 実質収支の状況

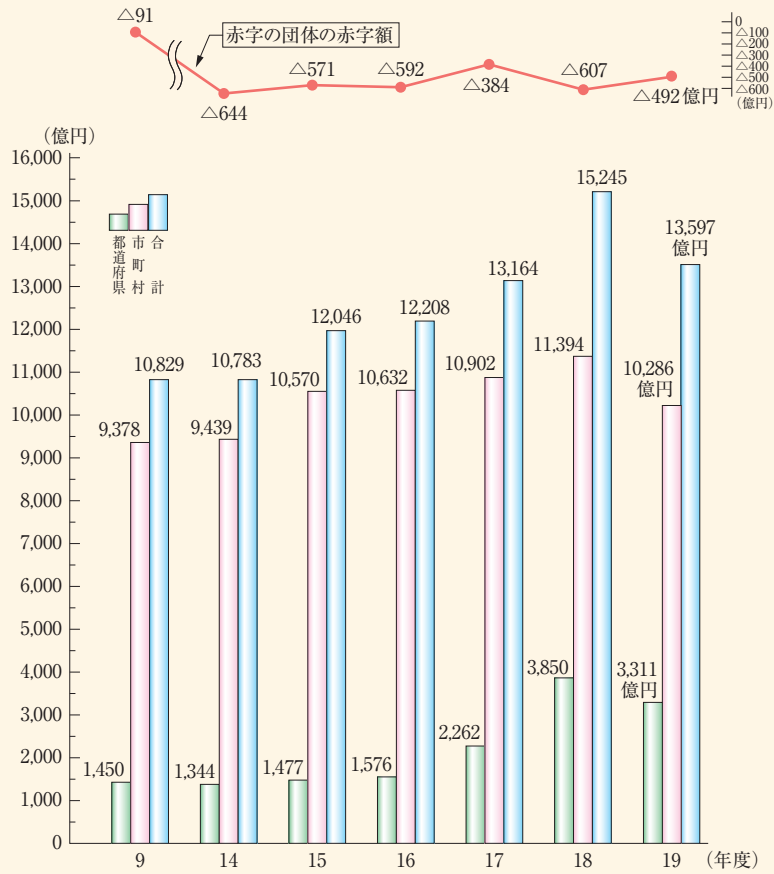
区 分	平成19年度				平成18年度		増 減		
	団 体 数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団 体 数	実質収支	団 体 数	実質収支	
		億円	億円	億円		億円		億円	
全 団 体	都 道 府 県	47	7,576	4,265	3,311	47	3,850	-	△ 539
	市 町 村	3,297	12,762	2,476	10,286	3,363	11,394	△ 66	△ 1,109
	合 計	3,344	20,338	6,741	13,597	3,410	15,245	△ 66	△ 1,648
黒 字 の 団 体	都 道 府 県	46	7,414	4,069	3,318	46	3,977	-	△ 659
	市 町 村	3,272	13,244	2,473	10,771	3,337	11,874	△ 65	△ 1,104
	合 計	3,318	20,658	6,569	14,089	3,383	15,851	△ 65	△ 1,763
赤 字 の 団 体	都 道 府 県	1	161	168	△ 7	1	△ 127	-	120
	市 町 村	25	△ 481	3	△ 485	26	△ 480	△ 1	△ 5
	合 計	26	△ 320	172	△ 492	27	△ 607	△ 1	115

(注) 1 平成19年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1町村が含まれており、平成18年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

2 市町村の額は単純合計である。

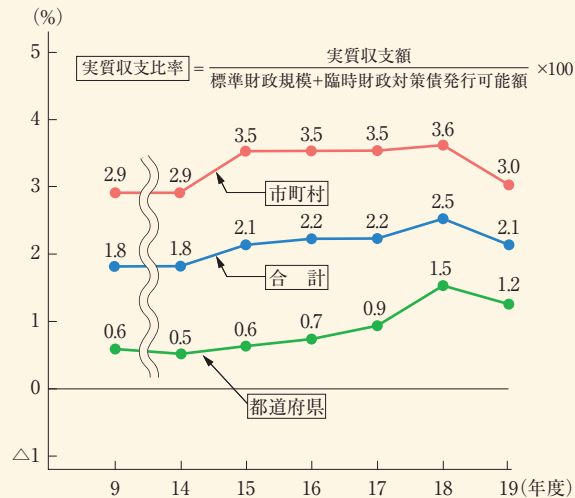
●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第8図 実質収支の推移



(注) 市町村の額は単純合計額である。

第9図 実質収支比率の推移



(注) 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

① 単年度収支及び実質単年度収支 [第7表]

平成19年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、1,613億円の赤字（前年度2,204億円の黒字）で、5年ぶりに赤字となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては543億円の赤字（前年度1,588億円の黒字）、市町村においては1,071億円の赤字（同616億円の黒字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は、3年ぶりに赤字となっており、その赤字額は137億円（前年度4,239億円の黒字）となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては625億円の黒字（前年度2,550億円の黒字）、市町村においては762億円の赤字（同1,690億円の黒字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、**第4表**のとおりである。

区 分	全団体数		実 質 収 支				赤 字 の 団 体 数				実 質 単 年 度 収 支			
	19年度 18年度		19年度		18年度		19年度		18年度		19年度		18年度	
	(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
都 道 府 県	47	47	1	2.1	1	2.1	31	66.0	7	14.9	31	66.0	10	21.3
政令指定都市	17	15	-	-	1	6.7	8	47.1	3	20.0	9	52.9	4	26.7
中 核 市	35	37	-	-	-	-	23	65.7	13	35.1	29	82.9	14	37.8
特 例 市	44	39	-	-	-	-	32	72.7	9	23.1	28	63.6	11	28.2
都 市	687	691	14	2.0	15	2.2	425	61.9	287	41.5	383	55.7	295	42.7
中 都 市	166	171	3	1.8	3	1.8	114	68.7	67	39.2	101	60.8	70	40.9
小 都 市	521	520	11	2.1	12	2.3	311	59.7	220	42.3	282	54.1	225	43.3
町 村	1,010	1,022	10	1.0	8	0.8	494	48.9	444	43.4	414	41.0	414	40.5
市町村小計	1,793	1,804	24	1.3	24	1.3	982	54.8	756	41.9	863	48.1	738	40.9
特 別 区	23	23	-	-	-	-	11	47.8	5	21.7	5	21.7	2	8.7
一部事務組合等	1,481	1,536	1	0.1	2	0.1	699	47.2	677	44.1	687	46.4	696	45.3
市 町 村 計	3,297	3,363	25	0.8	26	0.8	1,692	51.3	1,438	42.8	1,555	47.2	1,436	42.7
合 計	3,344	3,410	26	0.8	27	0.8	1,723	51.5	1,445	42.4	1,586	47.4	1,446	42.4

(注) 平成19年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1町村が含まれており、平成18年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

(3) 歳入 [第11表]

歳入純計決算額は91兆1,814億円で、前年度と比べると0.4%減（前年度1.5%減）となっている。

決算額の主な内訳をみると、**第5表**のとおりである。

地方税は、税源移譲や定率減税の廃止による個人住民税の増加、法人関係二税（法人住民税、法人事業税）の増加等により、前年度に比べると3兆7,607億円増加（対前年度比10.3%増）している。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第5表 歳入純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 19年度	平成 18年度	増減額	19年度	18年度	19年度	18年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地 方 税	402,668	365,062	37,607	44.2	39.9	10.3	4.9
地 方 譲 与 税	7,146	37,285	△30,140	0.8	4.1	△80.8	101.7
地方特例交付金等	3,120	8,160	△5,040	0.3	0.9	△61.8	△46.2
地 方 交 付 税	152,027	159,954	△7,926	16.7	17.5	△5.0	△5.7
小計(一般財源)	564,961	570,460	△5,499	62.0	62.3	△1.0	3.5
国 庫 支 出 金	103,365	105,307	△1,942	11.3	11.5	△1.8	△11.4
地 方 債	95,844	96,223	△378	10.5	10.5	△0.4	△7.3
そ の 他	147,644	143,293	4,350	16.2	15.7	3.0	△7.8
合 計	911,814	915,283	△3,469	100.0	100.0	△0.4	△1.5

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方譲与税は、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）に対して譲与された所得譲与税の廃止等により、減少している（対前年度比80.8%減）。

地方特例交付金等は、減税補てん特例交付金の廃止等により、減少している（対前年度比61.8%減）。

地方交付税は、前年度に引き続き減少している（対前年度比5.0%減）。

国庫支出金は、公共事業関係の国庫補助負担金の削減による普通建設事業費支出金の減少等により減少している（対前年度比1.8%減）。

地方債は、臨時財政対策債の減少、普通建設事業費の減少等により減少している（対前年度比0.4%減）。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、ピークとなった昭和63年度（歳入総額の44.3%）以降低下し、平成5年度以降は33%から39%台の間で推移していたが、19年度は前年度と比べると4.3ポイント上昇の44.2%となっている。

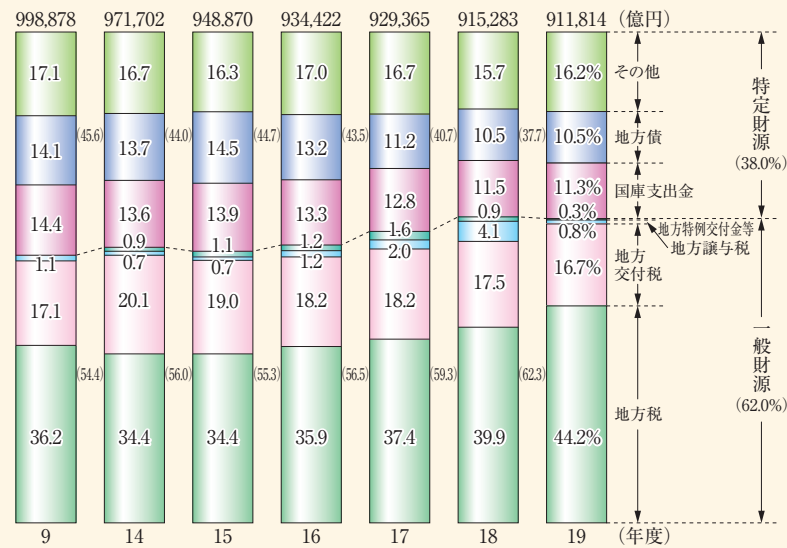
地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇していたが、13年度以降、地方財政対策にあたり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたこと等から低下が続いている。19年度においては、前年度と比べると0.8ポイント低下の16.7%となっている。

国庫支出金の構成比は、平成12年度から13年度は14%台、14年度から16年度は13%台で推移していたが、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等により低下を続け、19年度は前年度と比べると0.2ポイント低下の11.3%となっている。

地方債の構成比は、平成13年度から臨時財政対策債の発行等により上昇していたが、普通建設事業費の減少や16年度に臨時財政対策債の発行額が減少したこと等により低下に転じ、19年度においては同様の要因により、決算額は減少しているが、構成比については昨年度と同じ10.5%となっている。なお、臨時財政対策債の発行額を除いた構成比は、前年度と比べると0.2ポイント上昇の7.9%となっている。

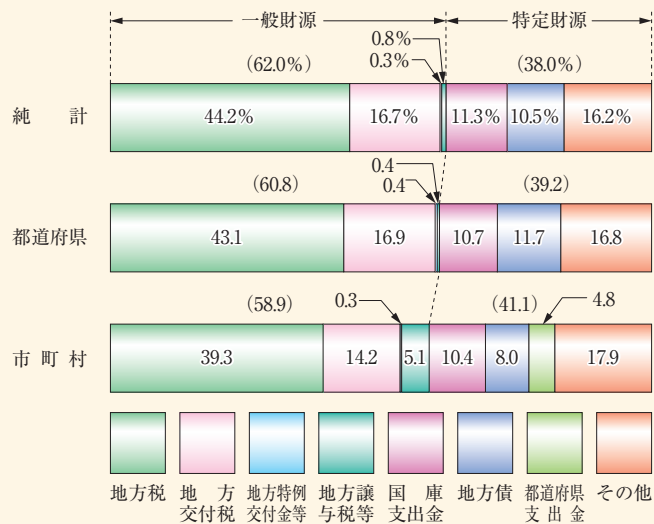
一般財源の構成比は、平成16年度から地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の増加に加え、国庫支出金、地方債等の減少などにより、上昇していたが、19年度においては、地方交付税の減少等により前年度

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第11図 歳入決算額の構成比



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

と比べると0.3ポイント低下の62.0%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、第11図のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合（43.1%）を占め、以下、地方交付税（16.9%）、地方債（11.7%）の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合（39.3%）を占め、以下、地方交付税（14.2%）、国庫支出金（10.4%）の順となっている。

## (4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

### ア 目的別歳出

#### (ア) 目的別歳出 [第35表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は89兆1,476億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度1.6%減）となっている。

目的別歳出の構成比は、第6表のとおりであり、民生費（歳出総額の19.0%）、教育費（同18.4%）、土木費（同15.0%）、公債費（同14.6%）、総務費（同10.0%）の順となっている。

これらの費目の対前年度増減率をみると、民生費は、児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行に係る経費等の社会保障関係経費の増加等により、増加している（対前年度比4.4%増）。

教育費は、普通建設事業費の減少等により、減少している（対前年度比0.2%減）。

土木費は、道路橋りょう事業、都市計画事業等の減少により、減少している（対前年度比3.3%減）。

公債費は、前年度と比べると1.9%減となっている。

総務費は、新潟県中越沖地震復興基金及び能登半島地震復興基金に対する貸付事業等により、増加している（対前年度比3.3%増）。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。農林水産業費及び土木費の構成比がそれぞれ低下の傾向にある一方、民生費の構成比が上昇の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

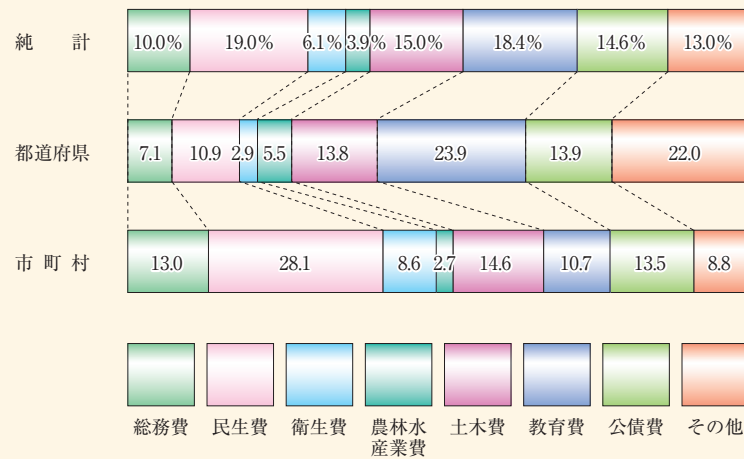
区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平 成 19 年 度	平 成 18 年 度	増 減 額	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総 務 費	89,058	86,177	2,881	10.0	9.7	3.3	△ 1.4
民 生 費	169,761	162,585	7,176	19.0	18.2	4.4	3.6
衛 生 費	54,358	55,102	△ 744	6.1	6.2	△ 1.4	△ 3.4
労 働 費	2,759	2,964	△ 205	0.3	0.3	△ 6.9	△ 6.5
農 林 水 産 業 費	34,524	37,531	△ 3,007	3.9	4.2	△ 8.0	△ 5.7
商 工 費	49,495	47,505	1,990	5.6	5.3	4.2	2.7
土 木 費	133,907	138,534	△ 4,627	15.0	15.5	△ 3.3	△ 3.9
消 防 費	18,198	18,116	82	2.0	2.0	0.5	△ 0.7
警 察 費	33,745	33,538	207	3.8	3.8	0.6	1.1
教 育 費	164,318	164,724	△ 406	18.4	18.5	△ 0.2	△ 0.6
公 債 費	130,249	132,832	△ 2,584	14.6	14.9	△ 1.9	△ 4.9
そ の 他	11,104	12,498	△ 1,391	1.3	1.4	△ 11.1	△ 18.8
合 計	891,476	892,106	△ 630	100.0	100.0	△ 0.1	△ 1.6



第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区 分	平成 14 年 度	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度
	%	%	%	%	%	%
総 務 費	9.0	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0
民 生 費	15.1	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0
衛 生 費	6.8	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1
労 働 費	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
農 林 水 産 業 費	5.4	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9
商 工 費	5.3	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6
土 木 費	18.6	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0
消 防 費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
警 察 費	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8
教 育 費	18.6	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4
公 債 費	13.8	14.2	14.4	15.4	14.9	14.6
そ の 他	1.3	1.2	1.5	1.7	1.4	1.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳 出 合 計	948,394	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476

第12図 目的別歳出決算額の構成比



都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合（23.9%）を占め、以下、公債費（13.9%）、土木費（13.8%）、民生費（10.9%）、警察費（7.1%）の順となっている。

また、市町村においては、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合（28.1%）を占め、以下、土木費（14.6%）、公債費（13.5%）、総務費（13.0%）、教育費（10.7%）の順となっている。

(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

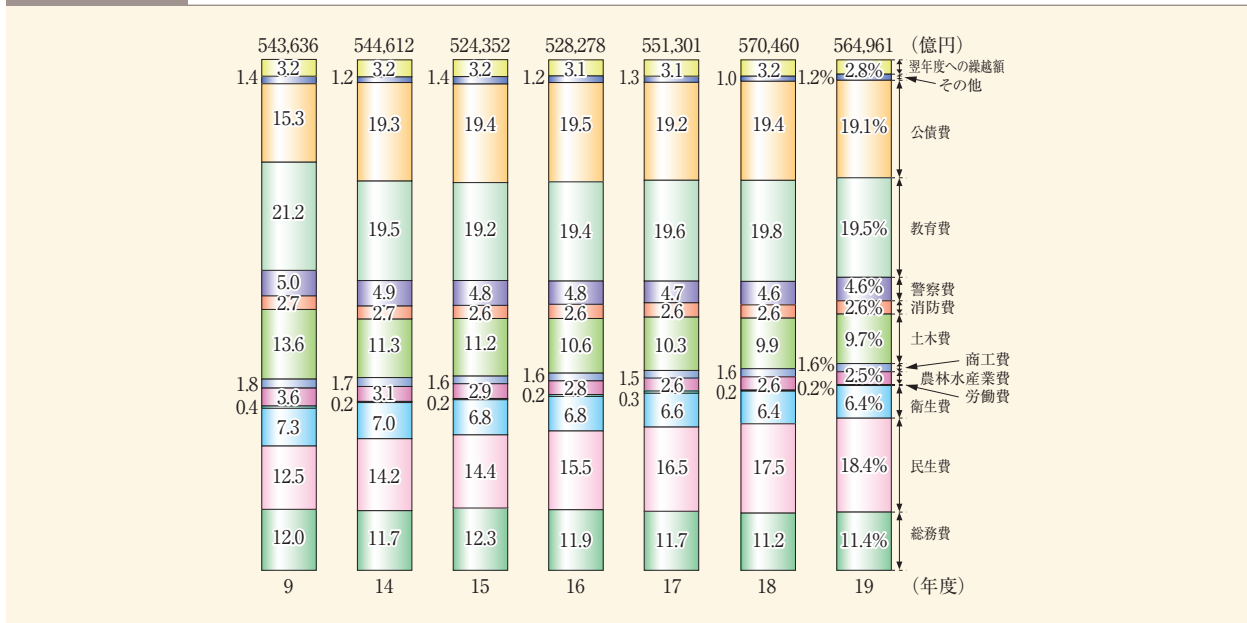
●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区 分	平成19年度		平成18年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
総務費	64,479	11.4	64,025	11.2
民生費	104,177	18.4	99,853	17.5
衛生費	36,361	6.4	36,306	6.4
労働費	1,259	0.2	1,362	0.2
農林水産業費	14,138	2.5	15,077	2.6
商工費	8,936	1.6	8,941	1.6
土木費	54,837	9.7	56,219	9.9
消防費	14,557	2.6	14,593	2.6
警察費	26,047	4.6	26,465	4.6
教育費	110,311	19.5	112,782	19.8
公債費	107,938	19.1	110,550	19.4
その他	6,122	1.2	6,044	1.0
翌年度への繰越額	15,799	2.8	18,243	3.2
一般財源計	564,961	100.0	570,460	100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移



一般財源総額（56兆4,961億円）に占める目的別歳出の割合をみると、教育費が最も大きな割合（19.5%）を占め、以下、公債費（19.1%）、民生費（18.4%）、総務費（11.4%）、土木費（9.7%）の順となっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、民生費に充当された一般財源の構成比が上昇の傾向にあり、土木費に充当された一般財源の構成比が低下の傾向にある。

## イ 性質別歳出

## (ア) 性質別歳出 [第74表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が54.4%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が97.4%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度決算額を上回っている（対前年度比0.6%増）。これは、児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改正や障害者自立支援法の本格施行に係る経費等の社会保障関係経費の増による扶助費の増加（同5.0%増）や、団塊世代の職員の退職に伴う退職金の増等により人件費が増加（同0.5%増）したためである。

投資的経費は、前年度決算額を下回っている（対前年度比6.2%減）。これは、その大部分を占める普通建設事業費が、補助事業費、単独事業費ともに減少し（それぞれ同5.1%減、同6.4%減）、前年度決算額を下回ったためである（同5.3%減）。

また、その他の経費は、新潟県中越沖地震復興基金及び能登半島地震復興基金に対する貸付事業及び地域中小企業応援ファンドの事業開始等により貸付金が増加したこと等により、前年度決算額を上回っている（同2.1%増）。

平成14年度以降の歳出決算増減額に占めるこれらの経費の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

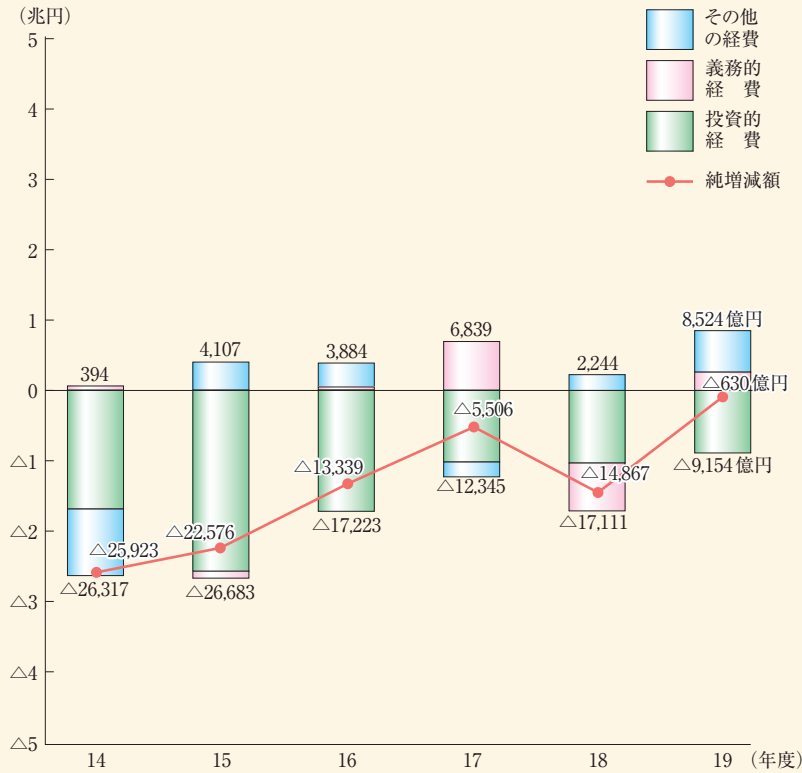
投資的経費の構成比は、平成8年度以降低下しており、19年度は前年度と比べると1.0ポイント低下の15.6%となっている。

第9表 性質別歳出純計決算額の状況

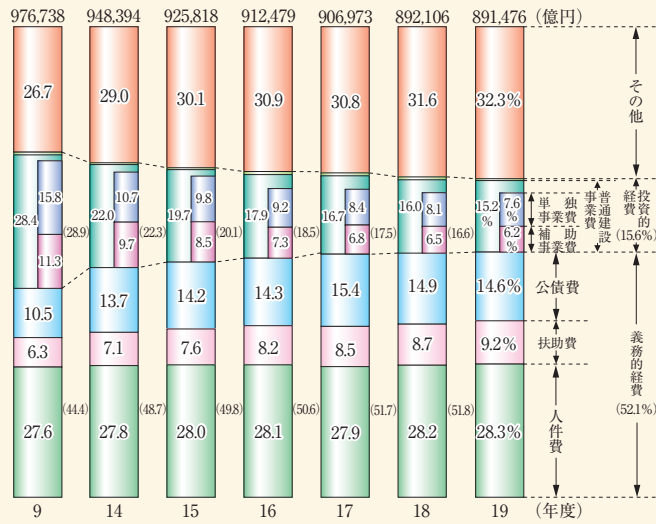
区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率		
	平 成 19 年 度	平 成 18 年 度	増 減 額	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度	
	億円	億円	億円	%	%	%	%	
義務的経費	464,359	461,756	2,603	52.1	51.8	0.6	△ 1.5	
人件費	252,563	251,353	1,210	28.3	28.2	0.5	△ 0.5	
扶助費	81,806	77,892	3,914	9.2	8.7	5.0	1.6	
公債費	129,990	132,511	△ 2,521	14.6	14.9	△ 1.9	△ 4.8	
投資的経費	138,821	147,975	△ 9,154	15.6	16.6	△ 6.2	△ 6.5	
普通建設事業費	135,243	142,829	△ 7,586	15.2	16.0	△ 5.3	△ 5.4	
うち	補助事業費	55,136	58,073	△ 2,937	6.2	6.5	△ 5.1	△ 6.0
	単独事業費	67,569	72,164	△ 4,595	7.6	8.1	△ 6.4	△ 5.8
災害復旧事業費	3,543	4,906	△ 1,363	0.4	0.5	△ 27.8	△ 30.7	
失業対策事業費	34	239	△ 205	0.0	0.0	△ 85.8	44.8	
その他の経費	288,296	282,375	5,921	32.3	31.6	2.1	0.8	
合計	891,476	892,106	△ 630	100.0	100.0	△ 0.1	△ 1.6	

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第14図 歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移



第15図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



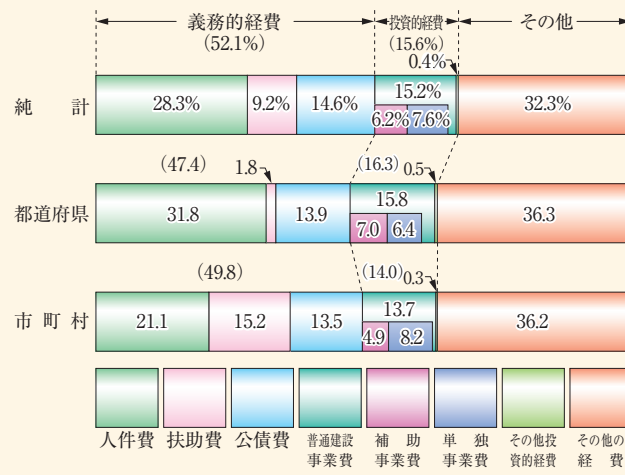
(注) ( ) 内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

一方、義務的経費の構成比は、平成8年度以降、投資的経費の減少に伴い上昇しており、19年度は前年度に比べると0.3ポイント上昇の52.1%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどか

第16図 性質別歳出決算額の構成比



第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区分	平成19年度		平成18年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
義務的経費	億円	%	億円	%
人件費	335,477	59.4	339,401	59.5
扶助費	192,191	34.0	195,076	34.2
公債費	35,580	6.3	34,051	6.0
投資的経費	107,706	19.1	110,274	19.3
普通建設事業費	34,995	6.2	38,003	6.7
災害復旧事業費	34,747	6.2	37,631	6.6
失業対策事業費	241	0.0	298	0.1
その他の経費	7	0.0	75	0.0
翌年度への繰越額	178,690	31.6	174,813	30.6
一般財源計	15,799	2.8	18,243	3.2
	564,961	100.0	570,460	100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

ら、都道府県が31.8%、市町村が21.1%となっている。また、扶助費の構成比は、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉関係事務が主に市町村において行われていること等から、市町村が15.2%、都道府県が1.8%となっている。

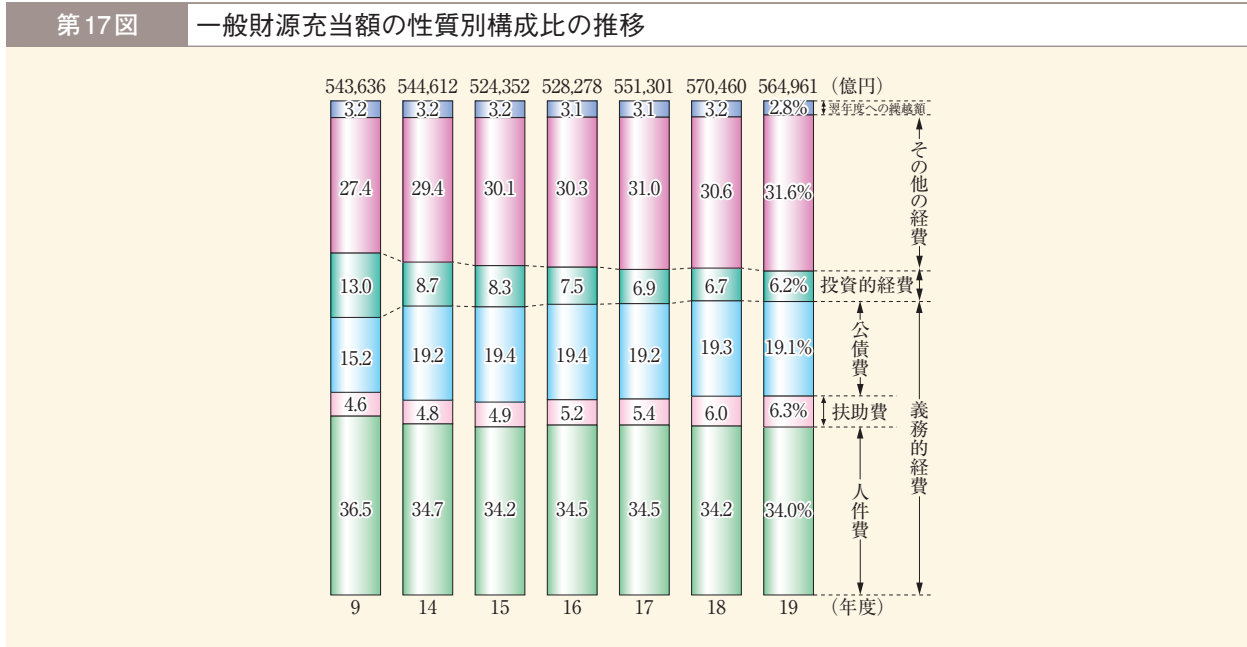
さらに、普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（7.0%）が市町村（4.9%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（8.2%）が都道府県（6.4%）を上回っている。

(イ) 一般財源の充当状況 [第76表]

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

一般財源総額（56兆4,961億円）に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合（59.4%）を占めている。また、投資的経費の割合は6.2%であり、歳出総額に占める投資的経費の割合

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



(15.6%) に比べて小さくなっている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降上昇の傾向にあったが、19年度は前年度と比べると0.1ポイント低下の59.4%となっている。

一方、投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降低下の傾向にあり、19年度は前年度と比べると0.5ポイント低下の6.2%となっている。

## (5) 財政構造の弾力性

### ア 経常収支比率 [第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政分析においては、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成19年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度より2.0ポイント上昇して過去最も高い93.4%となっており、第11表のとおり、高い水準での推移が続いている。その主な内訳をみると、人件費充当分が36.2%（前年度36.0%）、公債費充当分が21.5%（同21.4%）となっている。なお、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の発行額を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率を求めると、97.9%となる。

また、経常収支比率が前年度より2.0ポイント上昇したのは、第18図（その1）のように、分母である経常一般財源のうち、地方税が増加したものの、地方譲与税、地方交付税等が減少したことにより分母全体として減少した一方、分子である経常経費充当一般財源が、児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施

第11表 経常収支比率の推移

区 分	平成 9年度	14	15	16	17	18	19
都道府県	% 91.7 [89.6]	% 93.5 [99.4]	% 90.8 [103.1]	% 92.5 [102.0]	% 92.6 [99.0]	% 92.6 [97.8]	% 94.7 [99.7]
うち	人件費充当	50.0	45.5	44.1	44.9	44.4	44.4
	扶助費充当	2.3	2.3	1.8	1.8	1.6	1.5
	公債費充当	17.7	23.9	23.6	23.9	23.1	22.7
市町村	83.5 [81.4]	87.4 [92.5]	87.4 [97.0]	90.5 [97.9]	90.2 [95.8]	90.3 [95.0]	92.0 [96.0]
うち	人件費充当	32.0	29.3	28.4	29.5	28.9	28.0
	扶助費充当	5.6	6.0	6.7	7.3	7.8	8.8
	公債費充当	16.9	19.5	19.7	20.1	19.9	20.3
合計	87.4 [85.3]	90.3 [95.8]	89.0 [99.9]	91.5 [99.9]	91.4 [97.4]	91.4 [96.4]	93.4 [97.9]
うち	人件費充当	40.5	37.0	36.0	37.0	36.5	36.2
	扶助費充当	4.1	4.3	4.3	4.6	4.8	5.2
	公債費充当	17.3	21.6	21.5	21.9	21.5	21.5

(注) 1 比率は、加重平均である。

2 [ ]内の数値は、平成9年度にあっては臨時税収補てん債を経常一般財源に加えて算出したものであり、14～18年度にあっては減税補てん債及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものであり、19年度にあっては減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものである。

3 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

行による増加等、扶助費充当分の増加等により増加したことによるものである。

経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度より2.1ポイント上昇し94.7%（前年度92.6%）、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）は前年度より1.7ポイント上昇し92.0%（同90.3%）となっている。

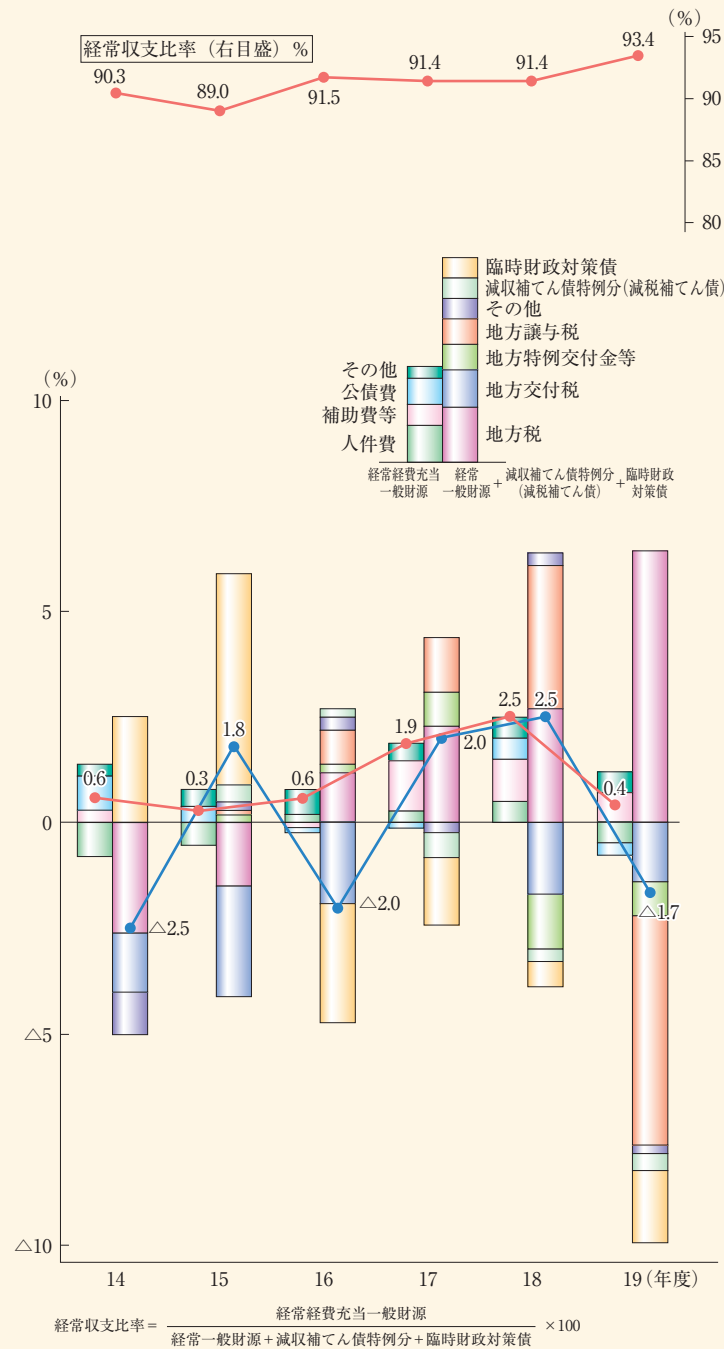
経常収支比率の段階別分布状況を見ると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体のすべての団体（前年度同数）、市町村においては全体の93.4%を占める1,675団体（同1,660団体）となっており、多くの団体の経常収支比率が高い水準にある。

### ① 実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率 [第8表]

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率が用いられている。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含み、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである。平成18年4月から地方債協議制度へ移行したことに伴い、公債費による負担度合いを判断し、起債に協議を要する団体と許可を要する団体とを判定するための指標として導入されたものであり、従来の起債制限比率について一定の見直しを行ったものである。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況（その1 合計）



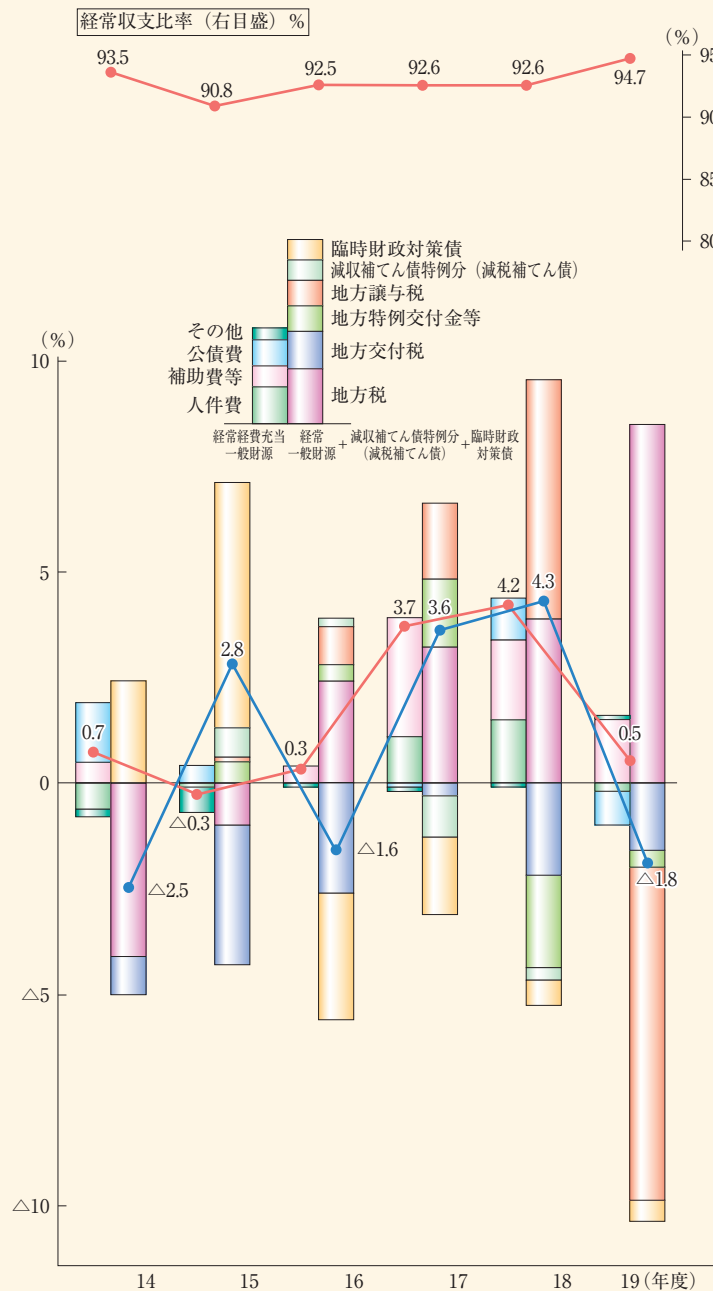
(注) 1 棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。  
 2 経常収支比率の計算式はその2、その3において同じ。  
 3 14年度から18年度の減収補てん債特例分の増減率は減税補てん債の増減率である。

実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月22日法律第94号）において、健全化判断比率の一つとして位置付けられている。なお、実質公債費比率の状況は、「第2章 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の状況」のとおりである。

実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続において用いるために導入された指標であり、過去の推移をみることが出来るものとしては、地方債の許可制限に係る指標として用いられていた起債制限比率がある。



第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況（その2 都道府県）

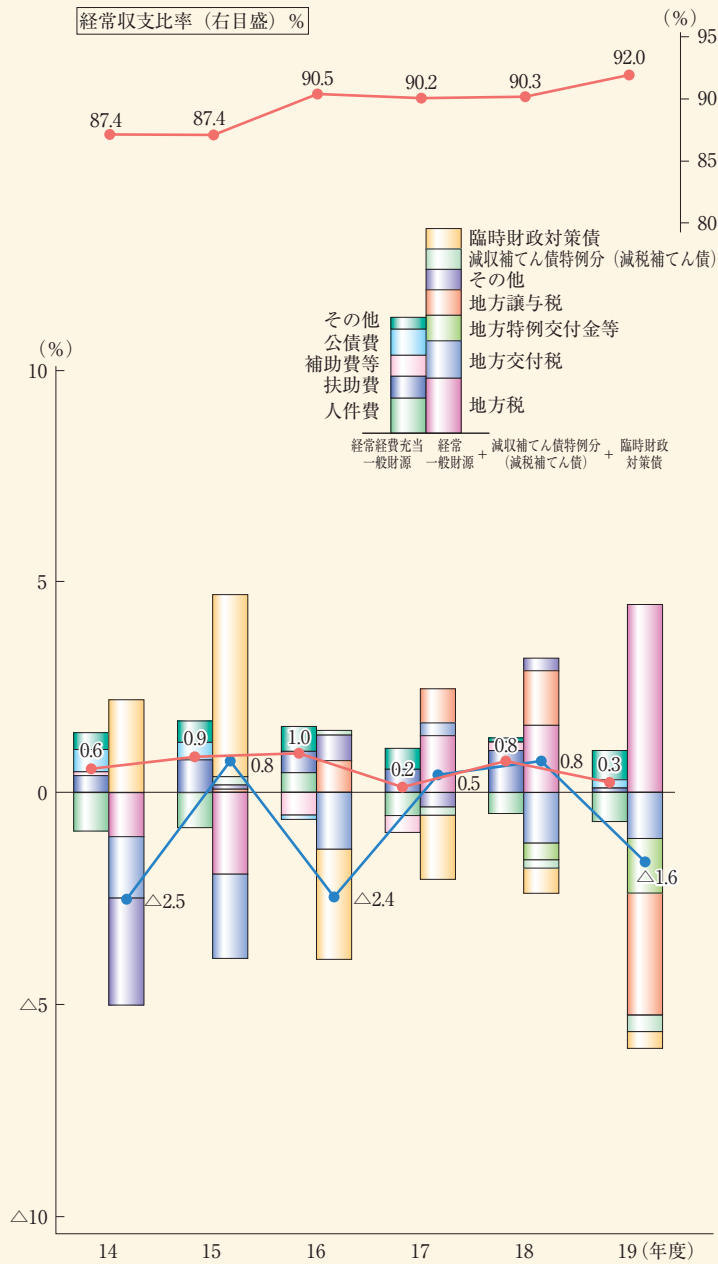


(注) 1 棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。  
 2 14年度から18年度の減収補てん債特例分の増減率は減税補てん債の増減率である。

起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含み、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対しどの程度の割合となっているかをみるものである。ただし、一部を除き公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等の準元利償還金が含まれていない点に留意する必要がある。

平成19年度の起債制限比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、第13表のとおりであり、分母については、地方税等の標準税収入額等が増加したことにより1.9%増加し、分子については、公債費の控除要素

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況（その3 市町村）



(注) 1 棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。  
 2 14年度から18年度の減収補てん債特例分の増減率は減税補てん債の増減率である。

である災害復旧事業費等に係る基準財政需要額が増加したことにより1.8%減少したことなどから0.4ポイント低下の11.2%となっている。

起債制限比率の段階別分布状況は、第14表のとおりである。起債制限比率が15%以上の団体数は、都道府県においては全体の10.6%を占める5団体（前年度7団体）となっており、市町村（一部事務組合等を除く。）においては全体の10.7%を占める194団体（同198団体）となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計	
平成 19 年度	都 道 府 県	-	-	1	42	4	47
		(-)	(-)	(2.1)	(89.4)	(8.5)	(100.0)
	市 町 村	25	93	620	962	93	1,793
	(1.4)	(5.2)	(34.6)	(53.7)	(5.2)	(100.0)	
合 計	25	93	621	1,004	97	1,840	
	(1.4)	(5.1)	(33.8)	(54.6)	(5.3)	(100.0)	
平成 18 年度	都 道 府 県	-	-	3	44	-	47
		(-)	(-)	(6.4)	(93.6)	(-)	(100.0)
	市 町 村	28	116	712	866	82	1,804
	(1.6)	(6.4)	(39.5)	(48.0)	(4.5)	(100.0)	
合 計	28	116	715	910	82	1,851	
	(1.5)	(6.3)	(38.6)	(49.2)	(4.4)	(100.0)	
増 減	都 道 府 県	-	-	△ 2	△ 2	4	-
	市 町 村	△ 3	△ 23	△ 92	96	11	△ 11
	合 計	△ 3	△ 23	△ 94	94	15	△ 11

(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

平成19年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度（19.3%）と比べて0.2ポイント低下の19.1%となっている。

近年の公債費負担比率の推移は、第19図のとおりである。平成19年度は前年度から0.2ポイント低下したが、平成4年度以降はおおむね上昇傾向にあり、近年は横ばいの状態が続いている。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第13表 起債制限比率の推移

区 分	平成 9年度	14	15	16	17	18	19
	%	%	%	%	%	%	%
都道府県	10.3	12.4	12.3	12.4	12.1	12.1	11.4
市町村	10.5	10.9	11.0	11.2	11.4	11.3	11.1
合計	10.4	11.6	11.6	11.7	11.7	11.6	11.2

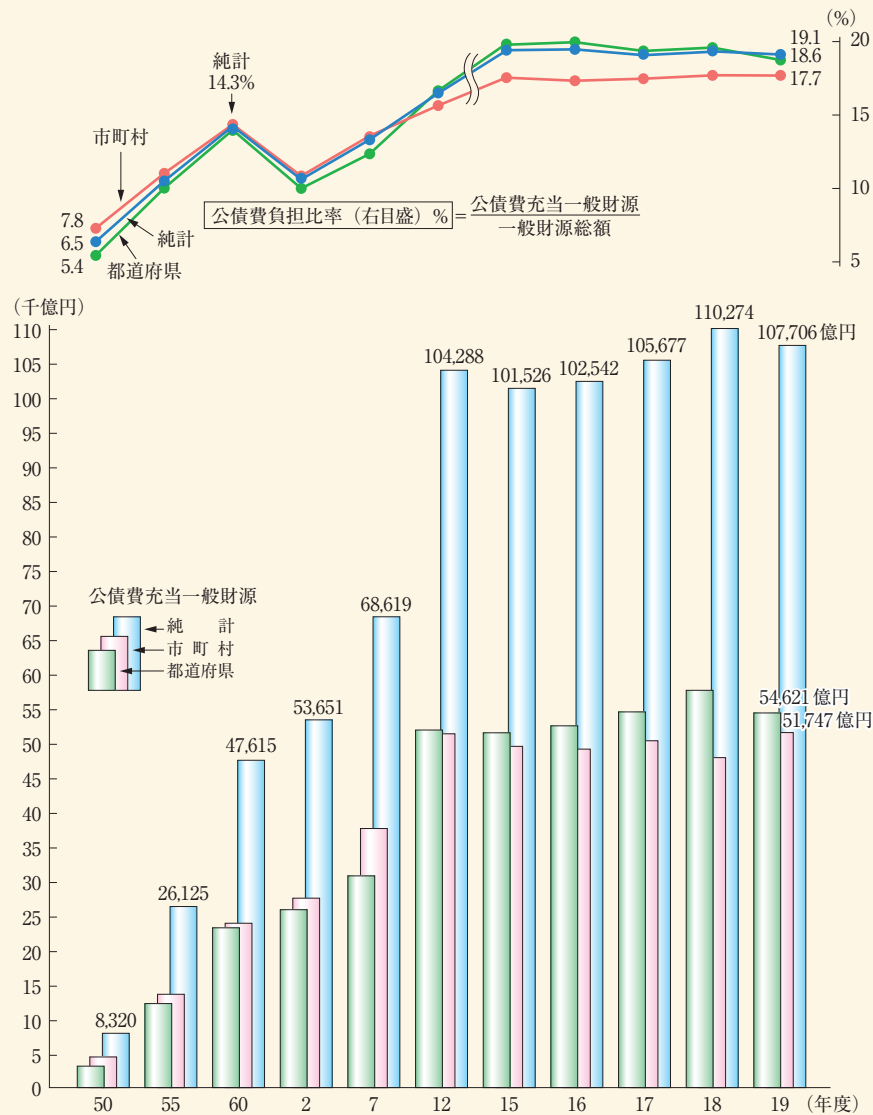
(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 合計及び市町村には、一部事務組合等は含まれていない。第14表において同じ。

第14表 起債制限比率の段階別分布状況

区 分	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	合計	
平成 19 年度	都道府県	1 (2.1)	10 (21.3)	31 (66.0)	5 (10.6)	- (-)	47 (100.0)
	市町村	110 (6.1)	623 (34.3)	889 (49.0)	180 (9.9)	14 (0.8)	1,816 (100.0)
	合計	111 (6.0)	633 (34.0)	920 (49.6)	185 (9.9)	14 (0.8)	1,863 (100.0)
	都道府県	- (-)	6 (12.8)	34 (72.3)	7 (14.9)	- (-)	47 (100.0)
平成 18 年度	市町村	94 (5.1)	597 (32.7)	938 (51.3)	180 (9.9)	18 (1.0)	1,827 (100.0)
	合計	94 (5.0)	603 (32.2)	972 (51.9)	187 (10.0)	18 (1.0)	1,874 (100.0)
	都道府県	1	4	△ 3	△ 2	-	-
増 減	市町村	16	26	△ 49	-	△ 4	△ 11
	合計	17	30	△ 52	△ 2	△ 4	△ 11

(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

第19図 公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移



## (6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて総合的に把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

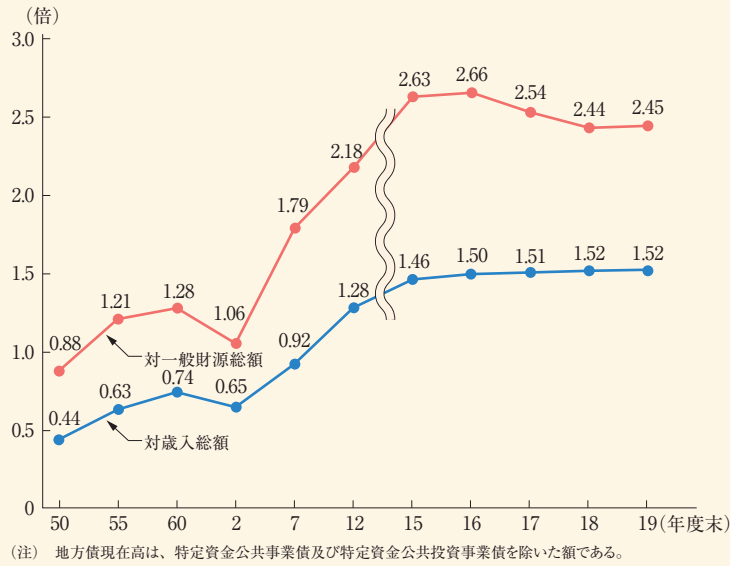
### ア 地方債現在高 [第101表]

平成19年度末における地方債現在高は138兆1,579億円で、前年度末と比べると0.6%減（前年度末0.7%減）となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みや減税に伴う減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



い、平成4年度末以降急増し、さらに、平成13年度からの臨時財政対策債の発行により19年度末には歳入総額の1.52倍、一般財源総額の2.45倍となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。

地方債現在高の借入先別の構成比は、政府資金（39.3%）、市中銀行資金（25.6%）、市場公募債（21.6%）、その他の金融機関（5.7%）の順となっている。

また、前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減に対応し、一層の市場化の推進等に伴い、政府資金が2.3ポイント低下する一方、市場公募債は1.2ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては79兆5,908億円、市町村においては58兆5,671億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.6%増（前年度末0.0%減）、2.3%減（同1.5%減）となっている。

イ 債務負担行為額 [第102表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成19年度末では11兆7,639億円で、前年度末と比べると4.5%減（前年度末1.0%増）となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

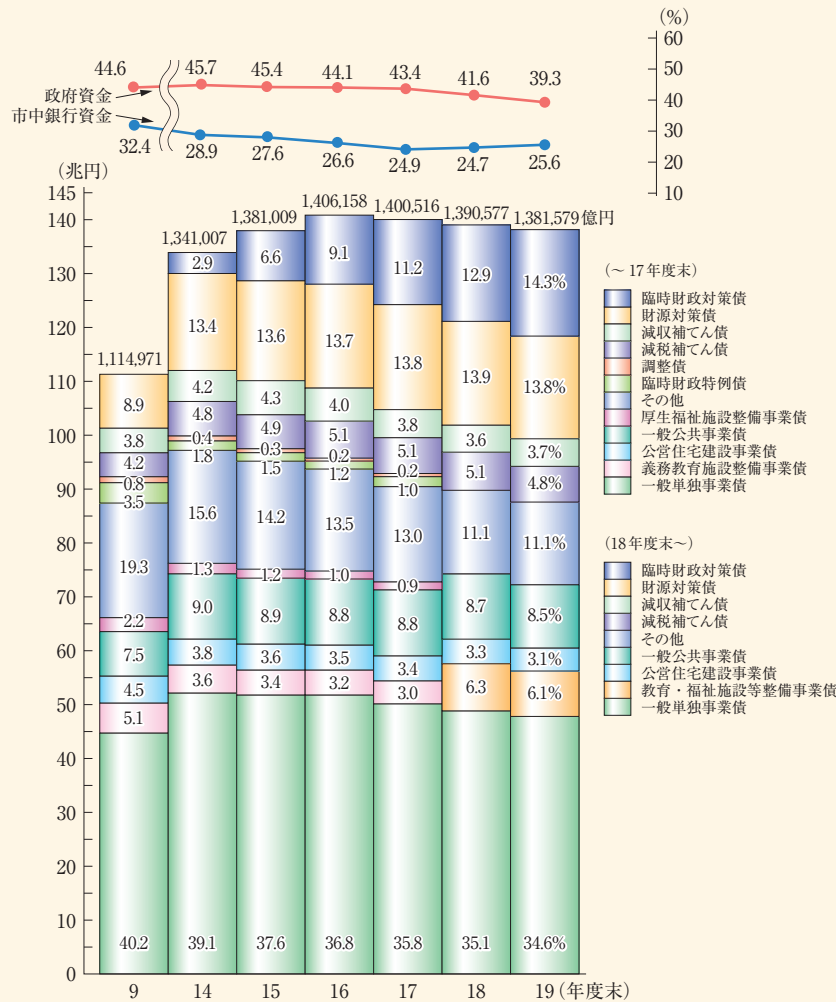
このうち、物件の購入等に係るものについては、土地の購入に係るもの（対前年度末比5.1%減）及び建造物の購入に係るもの等が減少したこと等により、全体として2.3%減となっている。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆1,067億円、市町村においては6兆6,572億円で、前年度末と比べるとそれぞれ8.8%減（前年度末2.4%増）、1.0%減（同0.2%減）となっている。

ウ 積立金現在高 [第103表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第15表のとおりである。

第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 2 財源対策債は、一般公共事業債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。  
 3 減取補てん債は、昭和50、57、61、平成5～7、9～19年度分である。

平成19年度末における積立金現在高は13兆9,785億円となっており、前年度末と比べると3,763億円増加(対前年度末比2.8%増)している。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると3.6%増となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金は前年度末と比べると13.7%減となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると7.1%増となっている。

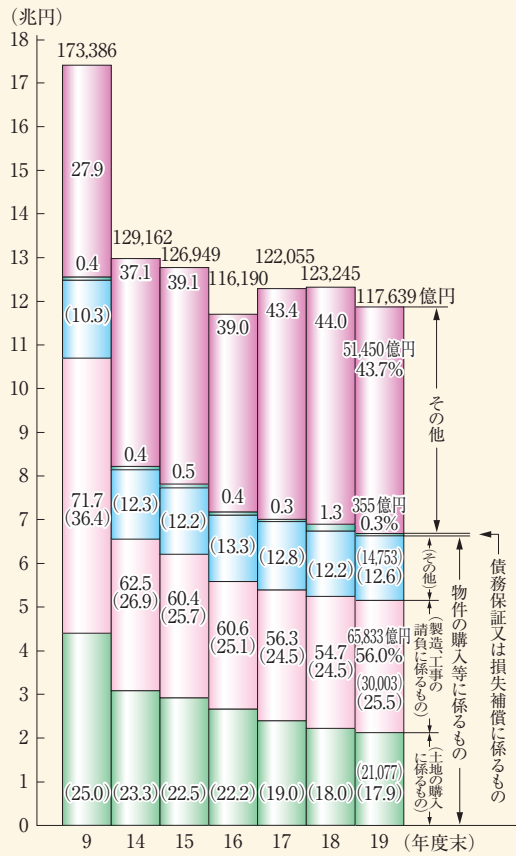
積立金現在高を団体種類別にみると、前年度末と比べ、都道府県においては減債基金が減少したものの、財政調整基金及びその他特定目的基金が増加したことにより、全体として2,639億円増加(対前年度末比6.8%増)しており、市町村においても都道府県と同様であり、全体として1,124億円増加(同1.2%増)している。

**Ⅰ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [第101表～第103表、第135表]**

地方債現在高(特定資金公共投資事業債を除く。)に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移



第15表 積立金現在高の状況

区分	平成19年度末			平成18年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
財政調整基金	8,402 (20.3)	33,785 (34.3)	42,187 (30.2)	7,315 (18.9)	33,404 (34.3)	40,720 (29.9)	14.9	1.1	3.6
減債基金	8,235 (19.9)	10,235 (10.4)	18,471 (13.2)	10,713 (27.6)	10,686 (11.0)	21,398 (15.7)	△23.1	△4.2	△13.7
その他特定目的基金	24,769 (59.8)	54,358 (55.3)	79,127 (56.6)	20,740 (53.5)	53,165 (54.7)	73,904 (54.3)	19.4	2.2	7.1
合計	41,407 (100.0)	98,379 (100.0)	139,785 (100.0)	38,768 (100.0)	97,254 (100.0)	136,022 (100.0)	6.8	1.2	2.8

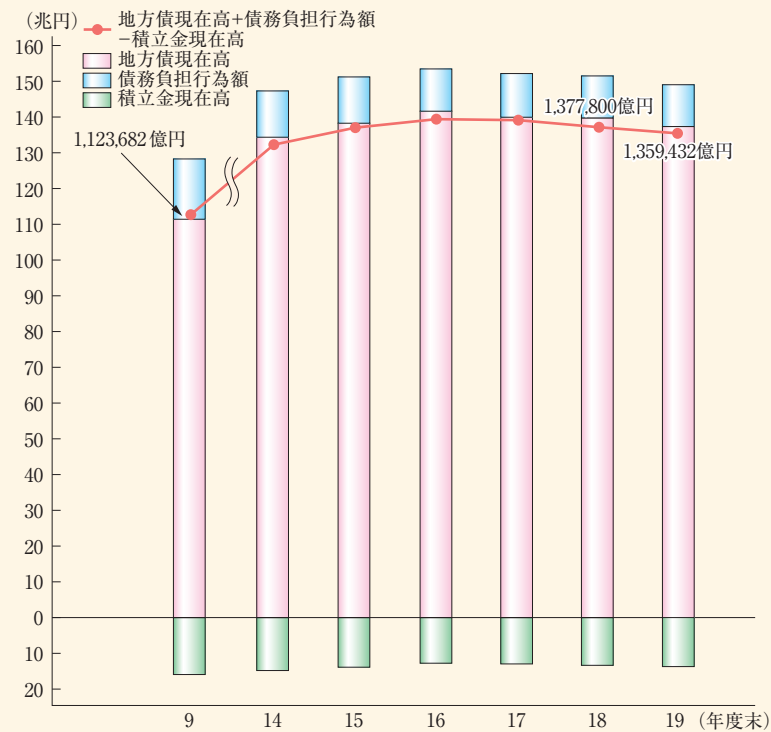
(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

平成19年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は135兆9,432億円で、前年度末と比べると1.3%減（前年度末1.1%減）となっている。

また、国内総生産（名目ベース。以下同じ。）に対する割合では、前年度末と比べると0.6ポイント低下の26.4%となっている。



第23図 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担を団体種類別にみると、都道府県においては80兆5,569億円、市町村においては55兆3,864億円であり、前年度末と比べるとそれぞれ0.4%減（前年度末0.1%減）、2.7%減（同2.3%減）となっている。

#### オ 普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、巨額の地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金のうち地方財政全体で負担するもの及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

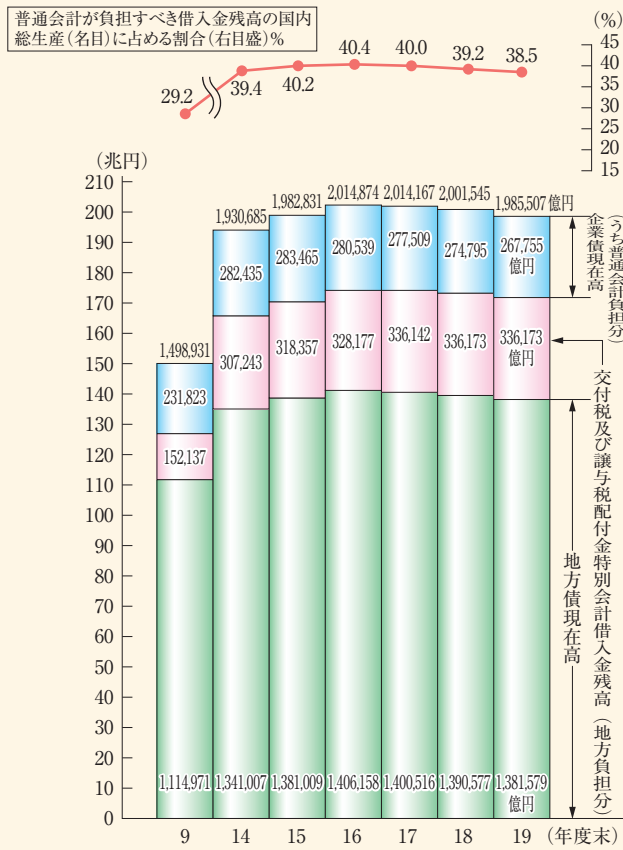
この観点から、交付税特別会計借入金残高のうち地方財政全体で負担することとなるものと企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高（特定資金公共投資事業債を除く。以下、この項において同じ。）に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、バブル崩壊後の地方税収等の落込みや平成4年度以降の補正予算による経済対策に加え、平成6年度以降の減税による地方税の減収等に対応するための財源確保や平成13年度以降の臨時財政対策債の発行等に伴い、普通会計が負担すべき借入金残高は急増している。平成19年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は198兆5,507億円となっており、前年度末と比べると0.8%減（前年度0.7%減）となったものの、依然として高い水準にある。

また、その内訳は、地方債現在高が138兆1,579億円、交付税特別会計借入金残高が33兆6,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが26兆7,755億円となっている。

なお、この普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産に対する比率は、前年度末と比べると0.7ポイント低下の38.5%となっている。

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 2 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

## (7) 決算の背景

### ア 平成19年度の経済見通しと国の予算

#### (ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成18年12月19日に閣議了解、平成19年1月25日に閣議決定されたが、この中で、平成18年度の我が国経済は、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと見込まれた。

このような情勢認識に立って、「平成19年度の経済財政運営の基本的態度」において、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行し、また、道州制の実現のための検討を加速することとし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。)等を踏まえ、こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、日本経済の潜在成長力を高めることとされた。

#### (イ) 国の予算

平成18年12月1日、「平成19年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成19年度予算編成に当たっては、歳出改革路線を強化するため、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させることとされた。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図り、引き続き予算執行実績を的

確に踏まえた予算とすることとされた。予算の重点化・効率化については、持続可能な「創造と成長」を実現する観点から、「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」及び「健全で安心できる社会の実現」に施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進め、さらに、民間活力の活用による効率化に努めることとされた。

地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、「基本方針2006」に沿って、平成19年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制することとされた。また、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図り、地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小を目指し、交付税に依存しない不交付団体の速やかな増加を目指すこととされた。

平成19年度予算は、平成18年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、第166回国会に提出され、平成19年3月26日に政府案どおり成立した。

これによると、平成19年度の国の一般会計予算の規模は82兆9,088億円で、前年度当初予算と比べると3兆2,228億円の増加（4.0%増）となった。歳入、歳出別に見た場合、歳入については、租税及び印紙収入が53兆4,670億円で、前年度当初予算と比べると7兆5,890億円の増加（16.5%増）となり、公債の発行予定額は25兆4,320億円で、前年度当初発行予定額と比べると4兆5,410億円の減少（15.2%減）となったため、公債依存度は30.7%となった。一方、歳出については、一般歳出の規模は46兆9,784億円で、前年度当初予算と比べると6,124億円の増加（1.3%増）となった。また、地方交付税交付金等は14兆9,316億円で、前年度当初予算と比べると3,732億円の増加（2.6%増）となった。

### イ 地方財政計画

平成19年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

(ア) 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税等における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとする。

なお、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止することとする。

(イ) 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にする観点から、国の負担額18兆6,648億円を平成19年4月1日より国の一般会計借入金として承継するとともに、地方の負担額33兆6,173億円は、現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的な償還を行う（平成19年度償還額5,869億円）。

b 平成19年度から平成21年度の間は、平成18年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対

## 第1部 平成19年度の地方財政の状況

策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を地方交付税法第6条の3第2項の制度改正として講じ、所要の法律改正を行う。

なお、地方交付税法附則第4条の2第8項及び第9項に基づき平成19年度に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額6,251億円については、法律の定めるところにより平成22年度以降の3年間で均等に加算する。

また、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,712億円については、法律の定めるところにより平成25年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成17年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額1,546億円については、法律の定めるところにより平成20年度及び平成21年度の地方交付税の総額から減額する。

c 平成19年度の地方財源不足見込額4兆4,200億円については、上記bの考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債(財源対策債)の増発 1兆5,900億円

(b) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債) 2兆6,300億円

(c) 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金 2,000億円

なお、特別交付金については、平成19年度の交付額を4,000億円、平成20年度の交付額を2,000億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、交付期間を2年から3年に延長し、平成19年度から平成21年度までの各年度の交付額を2,000億円とする。

d 平成19年度においても、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正(一般財源ベース6,000億円)を行う。

一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となるものについては、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成19年度は、平成17年度是正分のうち2,100億円、平成18年度是正分のうち8,000億円及び平成19年度是正分のうち財源不足となるもの5,948億円を、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。

e 上記の結果、平成19年度の地方交付税については、15兆2,027億円(前年度に比し4.4%減)を確保する。

(ウ) 平成19年度においては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金を増額することとする。

(エ) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は12兆5,108億円（普通会計分9兆6,529億円、公営企業会計等分2兆8,579億円）とする。

- (オ) 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- (カ) 地域経済の振興を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - a 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2006」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成19年度においては、前年度に比し14.9%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - b 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
  - c 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
  - d 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (キ) 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。
- (ク) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (ケ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上の方針に基づいて策定した平成19年度の地方財政計画の規模は、83兆1,261億円であり、前年度と比べると247億円減少となった。

歳入についてみると、地方税の収入見込額は40兆3,728億円（道府県税18兆8,524億円、市町村税21兆5,204億円）で、前年度と比べると5兆4,745億円増加（15.7%増）（道府県税22.2%増、市町村税10.5%増）、地方譲与税の収入見込額は7,091億円で、前年度と比べると3兆233億円減少（81.0%減）、地方特例交付金等は3,120億円で、前年度と比べると5,040億円減少（61.8%減）、地方交付税は15兆2,027億円で、前年度と比べると7,045億円減少（4.4%減）、国庫支出金は10兆1,739億円で、前年度と比べると276億円減少（0.3%減）、地方債（普通会計分）の発行予定額は9兆6,529億円で、前年度と比べると1兆1,645億円減少（10.8%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆5,111億円で、前年度と比べると658億円減少（0.3%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえ34,358人の純減としている。一般行政経費は26兆1,811億円で、前年度と比べると9,954億円増加（4.0%増）となった。また、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は13兆9,510億円で、前年度と比べて4,725億円増加（3.5%増）したが、国庫補助負担金を伴わない投資的経費との一体的かい離是正分

## 第1部 平成19年度の地方財政の状況

である6,000億円の増額計上を除いた場合は13兆3,510億円で、前年度と比べると1,275億円減少（0.9%減）となった。公債費は13兆1,496億円で、前年度と比べると1,483億円減少（1.1%減）、投資的経費は15兆2,328億円で、前年度と比べると1兆6,561億円減少（9.8%減）となった。なお、投資的経費のうち国庫補助負担金を伴わないものは8兆5,884億円で、前年度と比べると1兆5,027億円減少したが、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費との一体的かい離是正分である1兆2,000億円の減額計上を除いた場合は9兆7,884億円で、前年度と比べると3,027億円減少（3.0%減）となった。

他方、平成19年度の地方債計画の規模は12兆5,108億円で、前年度当初計画と比べると1兆4,358億円減少（10.3%減）となっている。平成19年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で、普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債を対象として、年利段階に応じ、市町村合併や財政力、公債費負担、公営企業資本費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、政府資金については3兆8,000億円程度以内（旧資金運用部資金3兆3,000億円程度以内、平成20年度及び平成21年度において旧簡易生命保険資金5,000億円程度以内、財政力指数1.0以上の団体を除く。）、公営企業金融公庫資金については1兆2,000億円程度（平成19年度から平成20年度の公営企業金融公庫の廃止までの間において実施。うち平成19年度2,000億円、平成20年度2,000億円、計4,000億円の公営企業借換債による措置を含む。）の補償金免除繰上償還を行うこととした。

### ウ 財政運営の経過

#### （ア）平成19年度補正予算（第1号）

平成19年度補正予算（第1号）は、平成19年12月20日に閣議決定され、平成20年1月18日に第169回国会に提出され、2月6日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費7,308億円、義務的経費1,552億円、原油価格高騰対策費570億円等を追加計上したほか、既定経費の節減1兆2,006億円、予備費の減額1,000億円等の修正減少額を計上した。また、歳入面では、税収を9,160億円減額計上する一方、税外収入9,828億円、前年度剰余金受入8,286億円を増額計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成19年度当初予算に対し、8,954億円増加し、83兆8,042億円となった。

#### （イ）平成19年度補正予算（第1号）に係る地方財政補正措置

平成19年度補正予算（第1号）の編成により、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

##### a 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額に対する補てん措置

国の補正予算においては、平成19年度の国税の減収に伴い地方交付税が2,992億円の減額となったところであるが、これについては、一般会計における加算によりその全額を補てんすることとする。なお、当該加算については、平成19年度当初の地方財政対策において平成22年度以降平成24年度までに繰り延べることとした一般会計における法定加算分（6,251億円）を減額して充てることとする。

この結果、平成19年度の当初予算の地方交付税の総額が確保されるものである。

なお、平成19年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、平成25

年度以降に繰り延べるとともに、当該償還予定額（5,869億円）を平成20年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとする。

### b 追加の財政需要等に対する財政措置

(a) 国の補正予算により平成19年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分3,615億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとする。その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとする。

(b) 地方債の対象とならない経費については、地方負担の追加は生じていないところである。

### 3 地方財源の状況

平成19年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

#### (1) 租税収入及び租税負担率 [第18表～第20表]

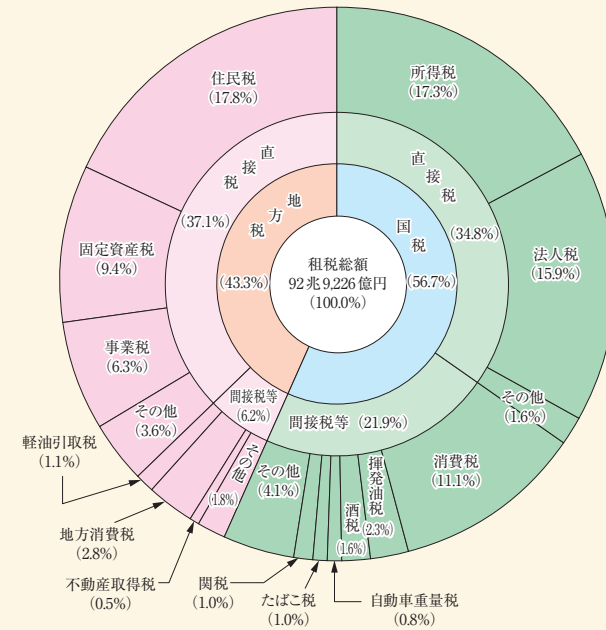
国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、最終的にはその大部分が租税によって賄われている。国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は92兆9,226億円であり、前年度と比べると2.5%増（前年度4.1%増）となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成19年度においては前年度と比べると0.5ポイント上昇の24.8%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ26.1%（2006暦年計数）、イギリス38.5%（同）、ドイツ29.1%（同）、フランス37.8%（同）となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税52兆6,558億円（対前年比2.7%減）、地方税40兆2,668億円（同10.3%増）となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、**第25図**のとおりであり、国税56.7%（前年度59.7%）、地方税43.3%（同40.3%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金等を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国39.2%（同37.1%）、地方60.8%（同62.9%）となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第26図**のとおりである。

第1部

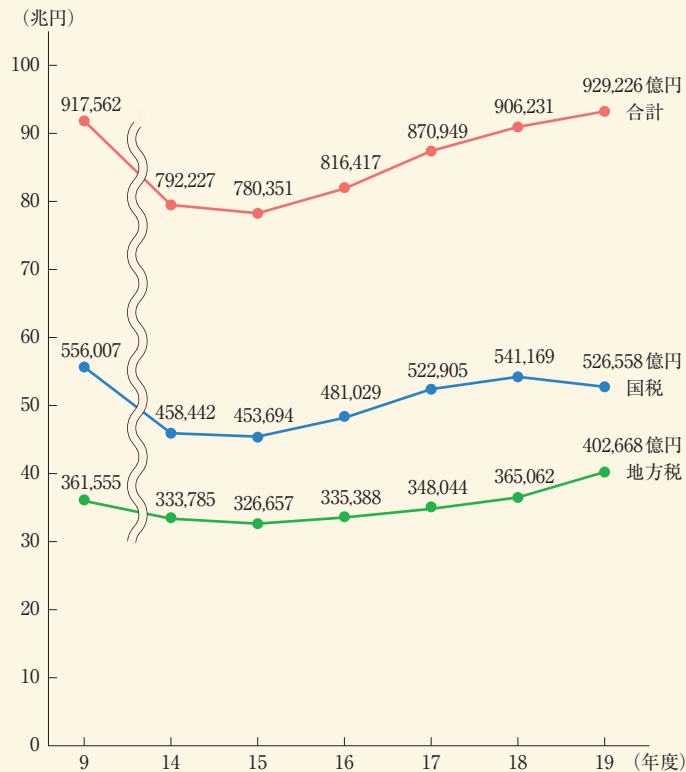
第25図 国税と地方税の状況



(注) 所得税、揮発油税及び自動車重量税の特別会計分はその他に含まれる。



第26図 国税と地方税の推移



## (2) 地方歳入

### ア 地方税 [第13表～第16表]

地方税の決算額は40兆2,668億円で、前年度と比べると10.3%増（前年度4.9%増）となっている。

地方税収入額の61.9%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第16表**のとおりである。

住民税は、個人分（対前年度比35.4%増）、利子割（同30.7%増）、法人分（同6.2%増）がそれぞれ増加したことにより、全体として増加（同26.5%増）している。事業税は、その大部分を占める法人事業税が増加（同4.6%増）したこと等により、前年度と比べると4.4%増（前年度13.5%増）となっている。地方消費税は、前年度と比べると2.3%減（同3.0%増）となっている。なお、法人関係二税は9兆8,060億円で、前年度と比べると5.3%増（同14.7%増）となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度（35.8%）と比べると5.2ポイント上昇の41.0%、事業税の構成比は前年度（15.3%）と比べると0.8ポイント低下の14.5%となっている。一方、地方消費税の構成比は前年度（7.2%）と比べると0.8ポイント低下の6.4%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（25.5%）と比べると1.1ポイント低下の24.4%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が20兆7,940億円で、前年度と比べると13.3%増（前年度7.0%増）となっており、市町村は19兆4,728億円で、前年度と比べると7.2%増（同2.8%増）となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が43.1%（前年度37.9%）、市町村が39.3%（同36.8%）となっており、全国平均（44.2%）より低い団体数は、全体の75.6%を占める1,408団体となっている。

第16表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区 分	収 入 額		増 減 率	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
	億円	億円	%	%
住 民 税	165,229	130,636	26.5	11.3
個 人 分	121,163	89,510	35.4	10.0
法 人 分	41,982	39,532	6.2	15.5
利 子 割	2,084	1,595	30.7	△ 10.1
事 業 税	58,261	55,791	4.4	13.5
個 人 分	2,184	2,165	0.9	0.3
法 人 分	56,077	53,627	4.6	14.1
地 方 消 費 税	25,692	26,289	△ 2.3	3.0
地 方 税 合 計	402,668	365,062	10.3	4.9

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税収計については、東京都が178.7で最も大きく、次いで、愛知県が128.4となっている。他方、沖縄県が56.8で最も小さく、次いで長崎県の62.9となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約3.1倍の格差となっている。

次に、個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が270.5で最も大きく、次いで、愛知県が162.9となっている一方、沖縄県が40.7で最も小さく、次いで長崎県の40.8となっている。東京都と沖縄県を比較してみると、約6.6倍の格差となっている。同様に、個人住民税については、最も大きい東京都が164.8、最も小さい沖縄県が54.9で、約3.0倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が133.6、最も小さい沖縄県が74.4で、約1.8倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が151.1、最も小さい沖縄県が67.9で、約2.2倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その割合については、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

(ア) 道府県税の収入状況

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額）の収入額は18兆6,642億円で、前年度と比べると14.3%増（前年度7.2%増）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、道府県民税が33.3%（前年度24.4%）と最も大きな割合を占め、次いで事業税が31.2%（同34.2%）となっており、これら二税で道府県税総額の64.5%（同58.6%）を占めている。

また、道府県民税の法人分と事業税の法人分を合計した法人関係二税の道府県税総額に占める割合は、36.4%（前年度39.7%）となっている。

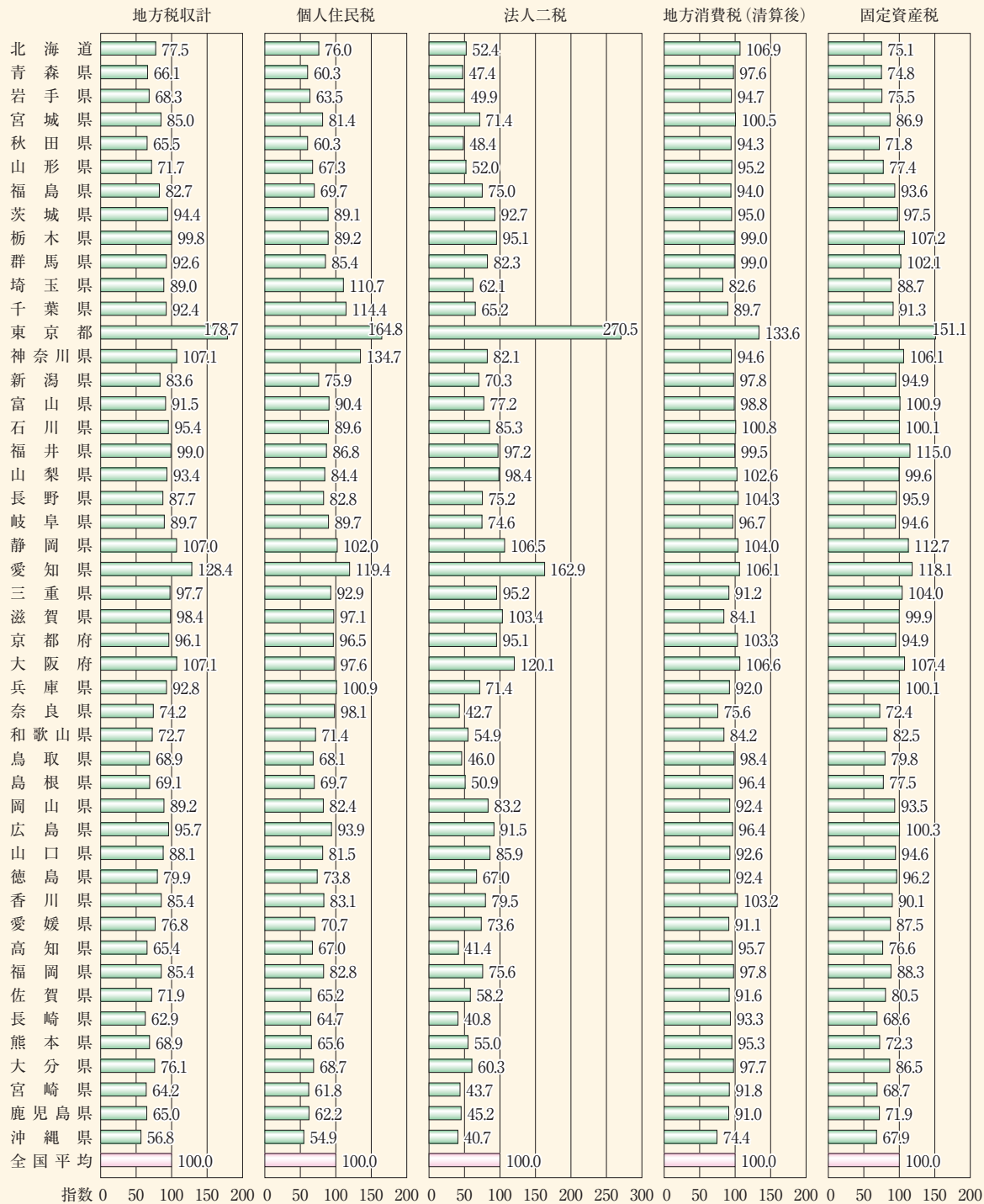
各税目の収入額を前年度と比べると、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税は16.1%増（前年度8.2%増）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、道府県民税については、個人分が77.8%増（前年度11.1%増）、利子割が30.7%増（同10.1%減）、法人分が5.9%増（同15.6%増）となっており、道府県民税全体では55.8%増（同11.3%増）となっている。

また、事業税については、全体の96.3%を占める法人分が4.6%増（前年度14.1%増）となったことから、

第27図 地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成19年度)



【平成19年度決算額】

39.5兆円      11.9兆円      9.2兆円      2.6兆円      8.7兆円

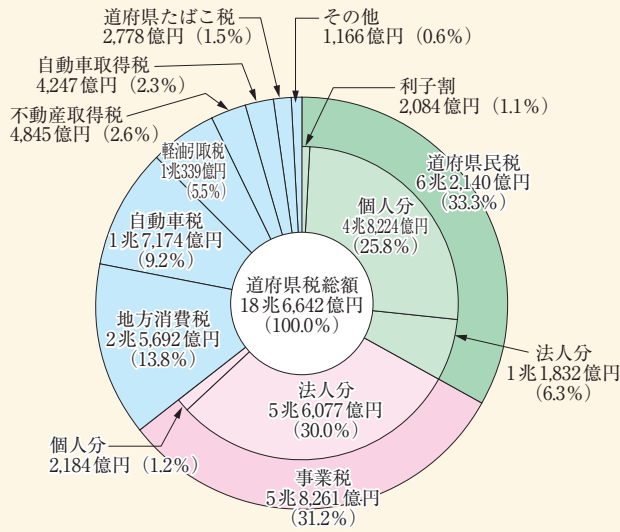
- (注) 1 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
- 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。
- 3 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
- 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
- 5 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

事業税全体では4.4%増（同13.5%増）となっている。

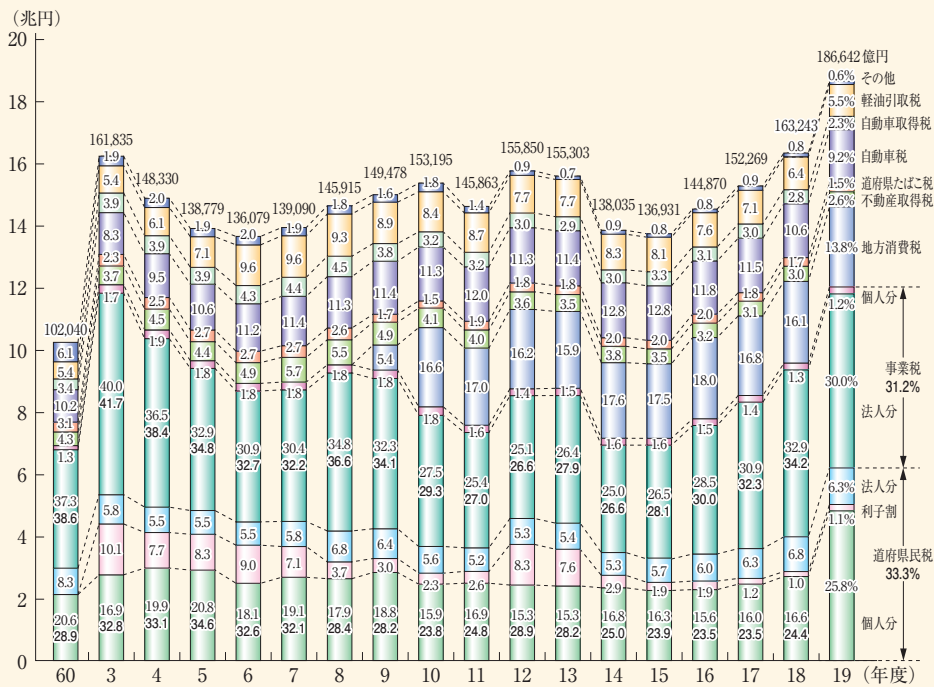
なお、地方消費税は2.3%減（前年度3.0%増）、不動産取得税は0.1%減（同1.8%増）、自動車税は0.5%減

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第28図 道府県税収入額の状況



第29図 道府県税収入額の推移



(注) 太字の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

(同1.6%減)となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税は3.2%減(前年度1.9%減)となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、自動車取得税は7.1%減(前年度0.9%増)、軽油引取税については1.6%減(同3.2%減)となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、第29図のとおりであり、前年度に引き続き税収入額の最高額を更新した。

(イ) 市町村税の収入状況

市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。）の収入額は21兆6,026億円で、前年度と比べると7.0%増（前年度3.1%増）となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が47.7%（前年度45.0%）と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が40.4%（同42.5%）となっており、これら二税で市町村税総額の88.1%を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税は7.4%増（前年度3.6%増）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、市町村民税については、個人分が16.9%増（前年度9.5%増）、法人分が6.3%増（同15.4%増）となり、この結果、市町村民税全体で13.6%増（同11.3%増）となっている。また、固定資産税については1.8%増（同3.3%減）となっている。

目的税は、2.1%増（前年度3.0%減）となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、事業所税については3.7%増（前年度1.6%増）となり、都市計画税については1.7%増（同4.2%減）となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

(ウ) 法定外普通税

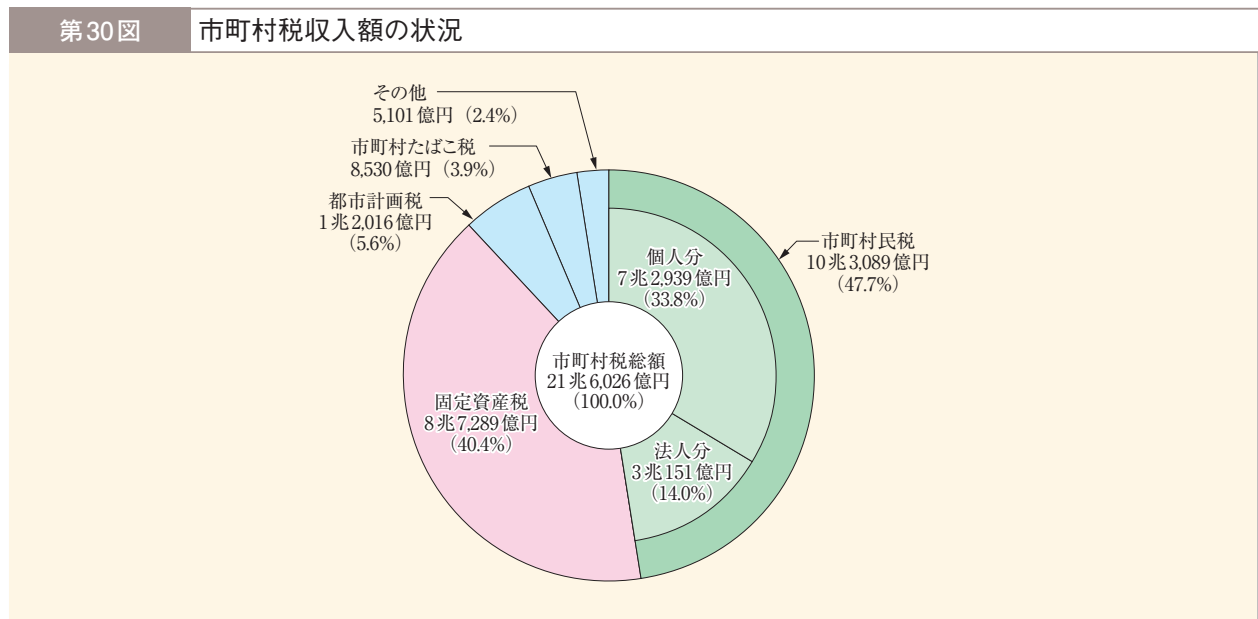
地方公共団体は、地方税法（昭和25年法律第226号）で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特異な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は317億円であり、前年度と比べると32.4%減（前年度0.5%増）となっている。

法定外普通税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、核燃料税が9団体、石油価格調整税、核燃料物質等取扱税、核燃料等取扱税、臨時特例企業税が各1団体となっており、市町村税においては、砂利採取税が2団体、狭小住戸集合住宅税、別荘等所有税、山砂利採取税、歴史と文化の環境税、使用済核燃料税が各1団体となっている。

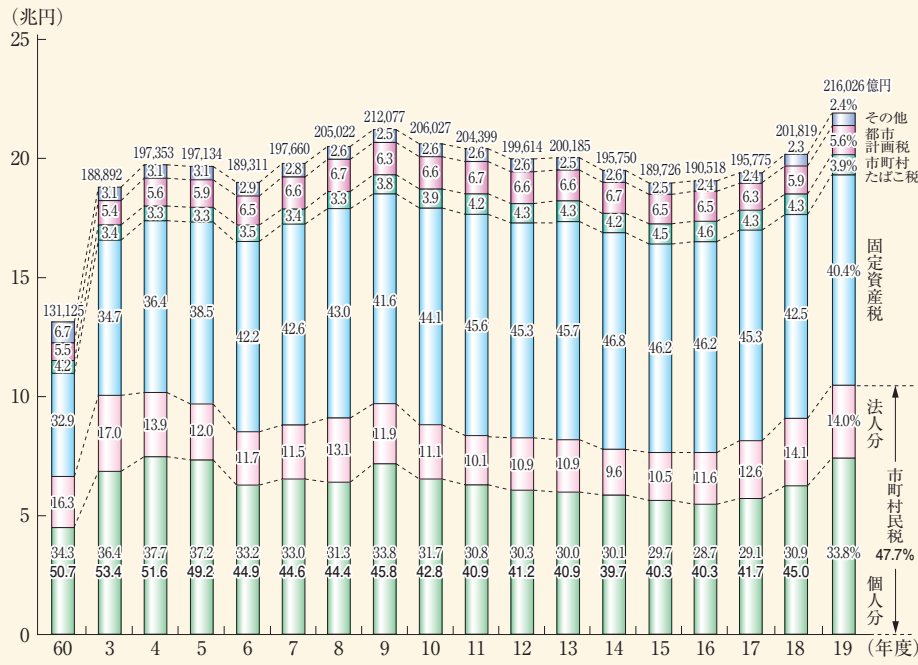
(エ) 法定外目的税

法定外目的税の収入額は108億円（前年度92億円）となっている。道府県税においては、産業廃棄物関係税27団体、宿泊税、乗鞍環境保全税が各1団体となっており、市町村税においては、遊漁税、一般廃棄物埋立税、使用済核燃料税、環境未来税、環境協力税が各1団体となっている。

第30図 市町村税収入額の状況



第31図 市町村税収入額の推移



(注) 太字の数値は、市町村民税の構成比である。

(オ) 超過課税

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は6,876億円であり、前年度と比べると7.0%増（前年度17.0%増）となっている。

超過課税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、道府県民税個人均等割が23団体、同所得割が1団体、同法人均等割が23団体、同法人税割が46団体、法人事業税が7団体、自動車税が1団体となっており、市町村税においては、市町村民税法人均等割が398団体、同法人税割が1,017団体、固定資産税が165団体、軽自動車税が23団体等となっている。

イ 地方譲与税 [第21表]

地方譲与税には、道路経費の財源とし、市町村（一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方道路譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、一般財源として開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税がある。なお、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止された。

地方譲与税の決算額は7,146億円で、前年度と比べると80.8%減（前年度101.7%増）となっている。これは主に、上述の所得譲与税の廃止によるものである。また、歳入総額に占める割合は0.8%（同4.1%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が3,691億円（同0.8%減）、地方道路譲与税は3,036億円（同0.4%減）、航空機燃料譲与税は161億円（同1.7%減）、石油ガス譲与税は137億円（同2.6%減）及び特別とん譲与税は120億円（同3.0%増）となっている。

ウ 地方特例交付金等

平成19年度における地方特例交付金等は、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための

地方特例交付金並びに、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために交付する減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金である。

平成19年度の地方特例交付金等の決算額は3,120億円で、前年度と比べると61.8%減（前年度46.2%減）となっている。これは主に、上述の減税補てん特例交付金の廃止によるものである。また、歳入総額に占める割合は0.3%（同0.9%）となっている。

#### 工 地方交付税 [第22表、第132表]

地方交付税は、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成19年度の地方交付税の総額は、地方財政計画においては、国税五税（国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成19年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の34%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額）14兆7,066億円から、平成9年度及び10年度に係る精算金のうち19年度において精算すべき額870億円を減額した額の14兆6,196億円に返還金3億円を加算し、交付税特別会計における借入金償還額5,869億円及び交付税特別会計における借入金の利子支払額5,661億円を控除し、交付税特別会計における剰余金2,150億円及び前年度からの繰越分1兆5,208億円を加算した額の15兆2,027億円が平成19年度当初において地方公共団体に交付される地方交付税の総額とされた。

その結果、前年度と比べると5.0%減（前年度5.7%減）となっており、7年連続で前年度決算額を下回っている。その内訳は、普通交付税が14兆2,903億円、特別交付税が9,124億円となっている。また、歳入総額に占める割合は16.7%（同17.5%）となっている。

なお、基準財政需要額は42兆4,586億円（財源不足団体分35兆7,214億円、財源超過団体分6兆7,372億円）、基準財政収入額は30兆2,659億円（財源不足団体分21兆3,700億円、財源超過団体分8兆8,959億円）で、財源不足額は14兆3,514億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県においては東京都及び愛知県の2団体となっており、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）においては前年度（169団体）より17団体増加の186団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成19年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都及び愛知県を除く全団体に、市町村においては1,793団体に、それぞれ交付されている。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県においては8兆1,762億円で前年度と比べると5.2%減（前年度6.5%減）、市町村においては7兆265億円で4.7%減（同4.7%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、道府県においては53.8%（同53.9%）、市町村においては46.2%（同46.1%）となっている。

#### オ 一般財源 [第23表～第24表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額（これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

## ●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

この一般財源の決算額は56兆4,961億円であり、前年度と比べると1.0%減（前年度3.5%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は、62.0%（同62.3%）となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額2兆3,372億円を加えた決算額は、58兆8,333億円であり、前年度と比べると1.3%減（前年度2.8%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は、64.5%（同65.1%）となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は956団体（前年度1,015団体）で、全体の52.0%に及んでいる。

### 力 国庫支出金 [第26表]

国庫支出金の決算額は、前年度と比べると1.8%減（前年度11.4%減）の10兆3,365億円となっており、6年連続の減少となっている。また、歳入総額に占める割合も11.3%（同11.5%）と4年連続の減少となっている。

国庫支出金の内訳をみると、普通建設事業費支出金が2兆8,664億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の27.7%）を占め、以下、生活保護費負担金が1兆9,825億円（同19.2%）、義務教育費負担金が1兆6,650億円（同16.1%）となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の63.0%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては普通建設事業費支出金1兆8,572億円（国庫支出金総額の35.8%）、義務教育費負担金1兆6,650億円（同32.1%）の順となっている。

一方、市町村においては生活保護費負担金1兆8,600億円（国庫支出金総額の36.1%）、普通建設事業費支出金1兆92億円（同19.6%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、義務教育費負担金が0.2%増（前年度19.5%減）、国の公共投資関係費の抑制により普通建設事業費支出金が7.9%減（同6.8%減）、生活保護受給者に係る人工透析費用を自立支援医療の対象にしたこと等を背景に生活保護費負担金が1.1%減（同1.6%増）等となっている。

### キ 都道府県支出金 [第26表]

都道府県支出金の決算額は2兆3,982億円で、前年度と比べると9.8%増（前年度2.1%減）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが52.4%（前年度50.4%）、都道府県費のみのもものが47.6%（同49.6%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、普通建設事業費支出金が17.2%減（同12.8%減）、災害復旧事業費支出金が37.4%減（前年度38.5%減）、児童保護費等負担金が5.4%減（同6.5%増）等となっており、また、都道府県費のみのもものについては、普通建設事業費支出金が11.0%減（同0.5%減）、災害復旧事業費支出金が39.3%減（同1.4%増）となっている。

### ク 地方債 [第27表]

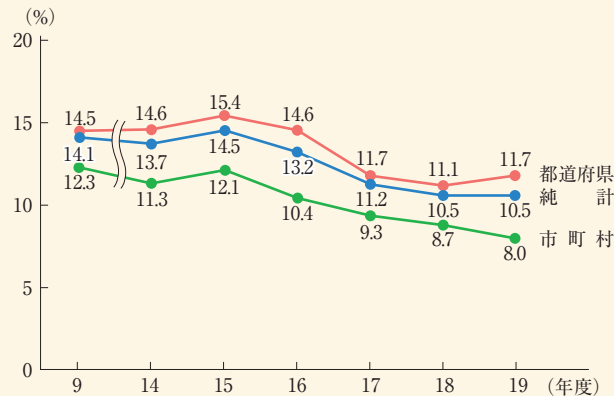
地方債は、普通建設事業等に充てるため、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は9兆5,845億円で、前年度と比べると臨時財政対策債の減等により0.4%減（前年度7.3%減）となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は、前年度と同じ10.5%となっている。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆6,469億円で、前年度と比べると5.2%増（前年度6.0%減）、市町村においては3兆9,746億円で、前年度と比べると7.5%減（同8.9%減）となっている。



第32図 地方債依存度の推移



### ケ その他の収入

#### (ア) 使用料、手数料 [第29表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆3,727億円で、前年度と比べると1.0%減（前年度3.2%減）となっている。また歳入総額に占める割合は、前年度と同じ2.6%となっている。

使用料の決算額は1兆7,769億円で、前年度と比べると1.0%減（前年度4.2%減）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,579億円（対前年度比0.6%増）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が3,073億円（同5.2%減）、保育所使用料が2,246億円（同3.1%減）の順となっている。

また、手数料の決算額は5,957億円で、前年度と比べると0.9%減（前年度0.0%減）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが827億円（対前年度比0.2%増）、自治事務に係るものが5,130億円（同1.1%減）となっている。

#### (イ) 繰入金 [第30表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は2兆4,681億円で、前年度と比べると23.1%増（前年度17.1%減）となっており、歳入総額に占める割合は、2.7%（同2.2%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の93.4%（前年度92.0%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は2兆3,063億円で、前年度と比べると25.0%増（同17.2%減）となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,566億円で、前年度と比べると1.1%増（前年度16.6%減）となっている。

#### (ウ) その他 [第11表、第31表]

その他の収入の決算額は9兆9,236億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度6.7%減）となっており、歳入総額に占める割合は10.9%（同10.8%）となっている。

その内訳をみると、諸収入が6兆4,324億円（対前年度比1.7%減）、繰越金が2兆2,108億円（同5.7%増）、財産収入が6,950億円（同0.3%増）、分担金、負担金が5,081億円（同1.4%減）、寄附金が773億円（同12.3%減）となっている。

## 4) 地方経費の内容

歳出決算額の状態を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、土木建設（土木費）、教育と文化（教育費）、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生と環境保全（衛生費等）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、以下のとおりである。

### (1) 土木建設 [第59表～第64表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である土木費の決算額は9年連続で減少しており平成19年度は前年度と比べると3.3%減（前年度3.9%減）の13兆3,907億円となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は15.0%（都道府県13.8%、市町村14.6%）となっており、歳出総額の中で民生費及び教育費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、**第33図**のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の38.4%）を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同31.5%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同11.0%）の順となっている。

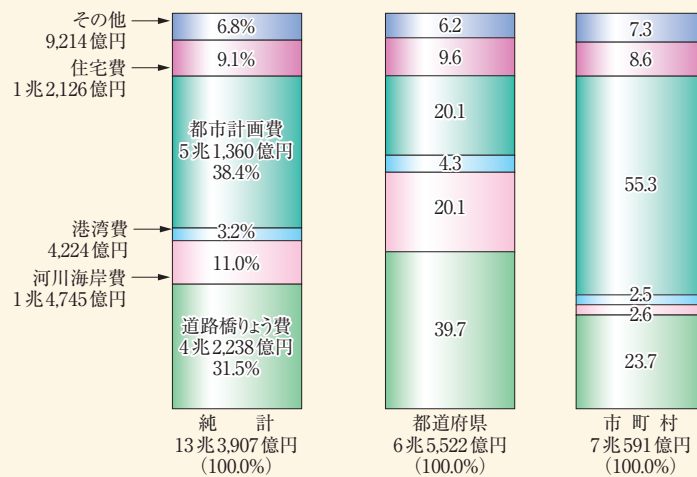
目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（39.7%）を占め、以下、都市計画費（20.1%）、河川海岸費（20.1%）の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（55.3%）を占め、以下、道路橋りょう費（23.7%）、住宅費（8.6%）の順となっている。

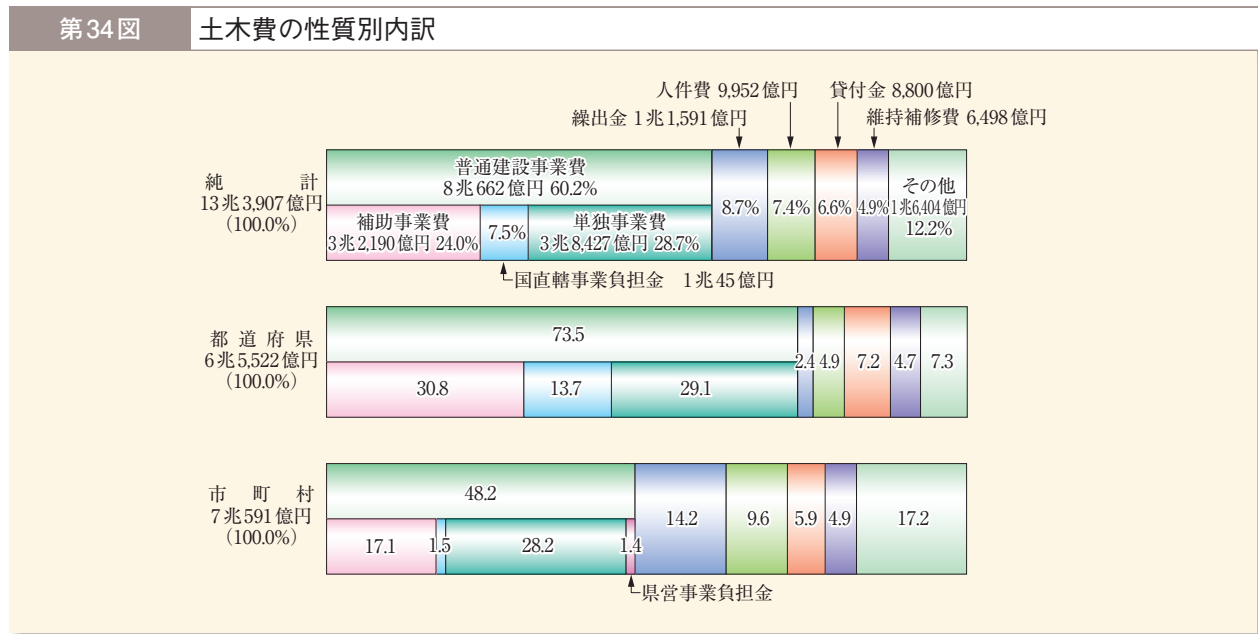
土木費の性質別の内訳をみると、**第34図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の60.2%）を占め、以下、下水道事業会計等への繰出金（同8.7%）、人件費（同7.4%）、住宅関係等の貸付金（同6.6%）の順となっている。

さらに、土木費において大きな割合を占める普通建設事業費についてみると、その構成は、単独事業費が47.6%、補助事業費が39.9%、国直轄事業負担金が12.5%となっている。

第33図 土木費の目的別内訳



第34図 土木費の性質別内訳



これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費（41.8%）が単独事業費（39.5%）を上回っている一方、市町村においては単独事業費（58.5%）が補助事業費（35.5%）を大きく上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費が7.0%減（前年度5.7%減）、補助事業費が3.5%減（同4.9%減）、国直轄事業負担金が0.2%増（同1.1%増）となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は4,993億円で、前年度と比べると2.5%減（前年度0.6%減）となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（76.6%）を占め、以下、交通安全運動等（15.4%）、施設補修費（8.0%）の順となっている。

## (2) 教育と文化 [第68表～第73表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策の推進に要する経費である教育費の決算額は16兆4,318億円で、前年度と比べると0.2%減（前年度0.6%減）となっている。

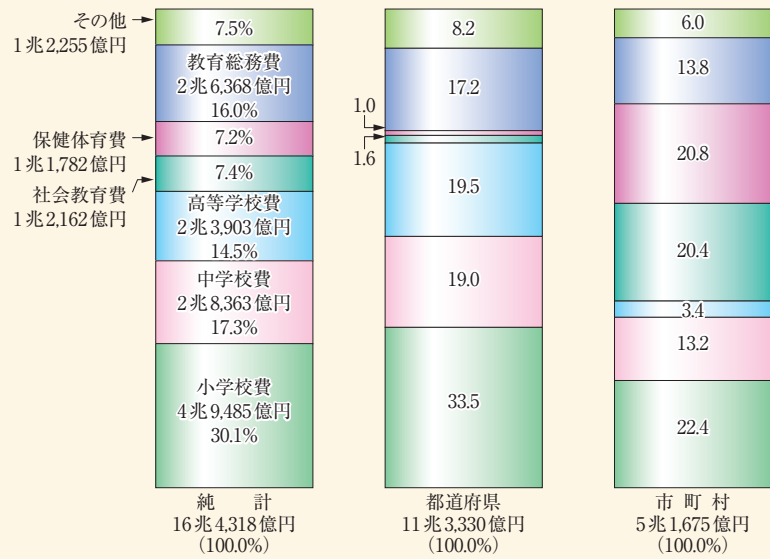
また、教育費の歳出総額に占める割合は18.4%（都道府県23.9%、市町村10.7%）となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

教育費の目的別の内訳をみると、第35図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の30.1%）を占め、以下、中学校費（同17.3%）、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同16.0%）、高等学校費（同14.5%）の順となっている。

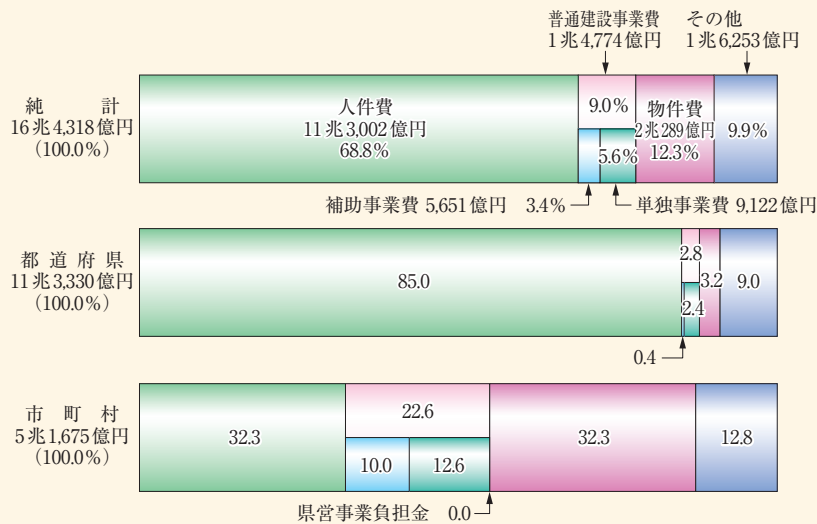
また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が1.6%減（前年度1.4%減）、中学校費が0.2%減（同1.3%減）、教育総務費が4.6%増（同9.1%増）、高等学校費が1.5%減（同2.9%減）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費が0.6%増（同6.9%減）、体育施設の建設・運営や

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第35図 教育費の目的別内訳



第36図 教育費の性質別内訳



体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費が1.9%減（同1.0%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合（33.5%）を占め、以下、高等学校費（19.5%）、中学校費（19.0%）の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合（22.4%）を占め、以下、保健体育費（20.8%）、社会教育費（20.4%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第36図のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の68.8%）を占め、以下、物件費（同12.3%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同9.0%）の順となっている。

また、主な費目を前年度と比べると、人件費が0.1%減（前年度0.6%減）、物件費が0.2%減（同2.4%減）、

普通建設事業費が1.7%減（同4.4%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（85.0%）を占めている。

また、市町村においても、人件費が最も大きな割合（32.3%）を占め、以下、物件費（32.3%）、普通建設事業費（22.6%）の順となっている。

### (3) 生活・福祉の充実

#### ア 社会福祉行政 [第38表～第44表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である民生費の決算額は、制度改正や自然増などにより社会保障関係経費が増加したこと等により、前年度と比べると4.4%増（前年度3.6%増）の16兆9,761億円で、歳出総額の19.0%（都道府県10.9%、市町村28.1%）を占め、歳出総額の中で最も大きな割合を占めている。

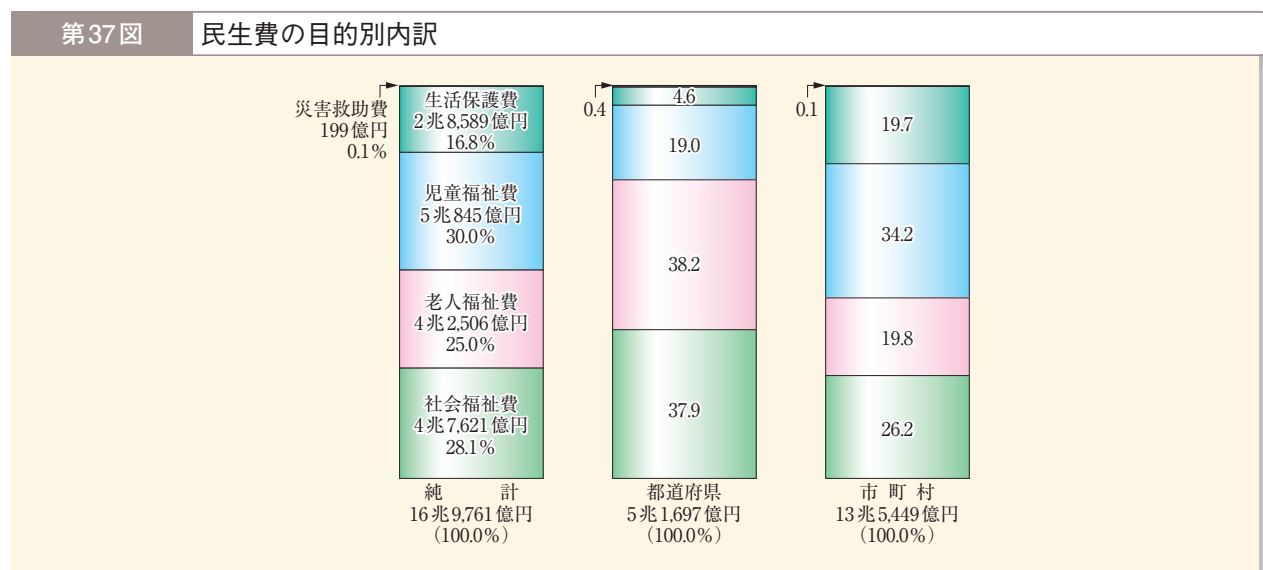
民生費が増加している背景としては、児童手当制度の拡充や障害者自立支援法の本格施行等があげられる。

なお、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県の2.6倍となっている。

これは、児童手当支給事務及び社会福祉施設の設置・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第37図のとおりであり、児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の30.0%）を占め、以下、知的障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同28.1%）、老人福祉費（同25.0%）、生活保護費（同16.8%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同0.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が4.0%増（前年度4.1%増）、社会福祉費が7.6%増（同5.6%増）、老人福祉費が4.5%増（同2.9%増）、生活保護費が0.3%減（同1.5%増）、災害救助費が199.3%増（同68.5%減）となっている。



●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

民生費の目的別歳出額の推移は、第38図のとおりである。

これらの各費目を10年前（平成9年度）の決算額と比べると、生活保護費が1.58倍、児童福祉費が1.44倍、社会福祉費が1.37倍、老人福祉費が1.10倍と高い伸びを示しており、民生費総額の伸び（1.33倍）が歳出純計決算額の伸び（0.91倍）を上回る要因となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（38.2%）が最も大きく、以下、社会福祉費（37.9%）、児童福祉費（19.0%）、生活保護費（4.6%）の順となっている。

また、市町村においては児童福祉費の構成比（34.2%）が最も大きく、以下、社会福祉費（26.2%）、老人福祉費（19.8%）、生活保護費（19.7%）の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、第39図のとおりであり、生活保護に要する経費、児童手当の支給に要する経費等の扶助費が最も大きな割合（民生費総額の45.4%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（事業勘定）、老人保健医療事業会計等に対する繰出金（同18.5%）、補助費等（同16.0%）、人件費（同11.3%）、物件費（同4.9%）、普通建設事業費（同2.1%）の順となっている。

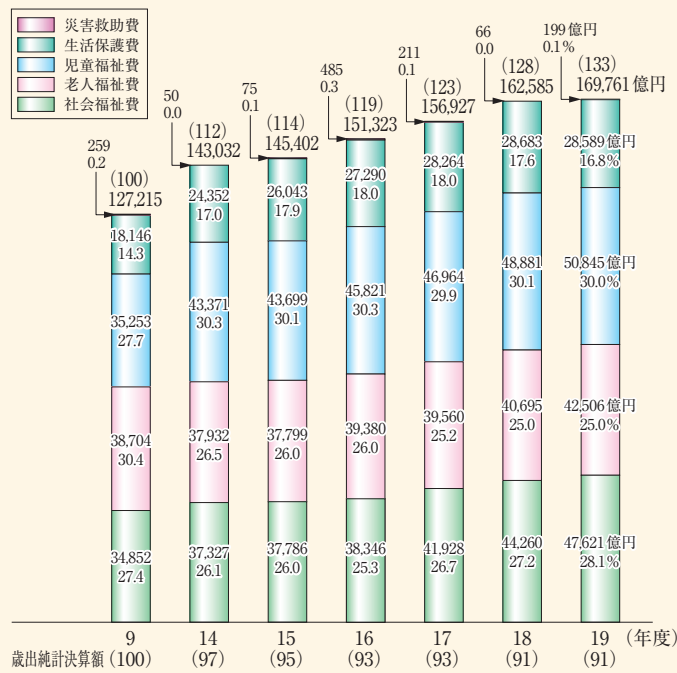
また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が6.2%増（前年度2.2%増）、繰出金が3.0%増（同2.3%増）、補助費等が7.9%増（同17.9%増）、人件費が1.5%減（同1.4%減）、物件費が7.1%増（同6.0%減）、普通建設事業費が18.9%減（同9.0%減）となっている。

民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の現状については、第40図のとおりである。

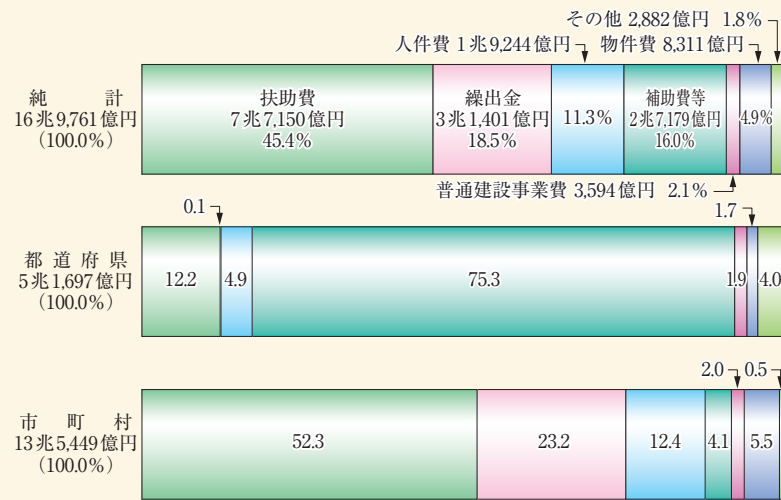
都道府県においては825億円（民生費の扶助費総額の13.0%）、市町村においては1兆2,328億円（同17.4%）が単独施策分となっている。

これを目的別にみると、都道府県においては社会福祉費の23.2%、老人福祉費の100.0（99.99）%、児童福祉費の9.3%が単独施策分となっており、市町村においては社会福祉費の26.6%、老人福祉費の94.8%、児童福祉費の21.6%が単独施策分となっている。

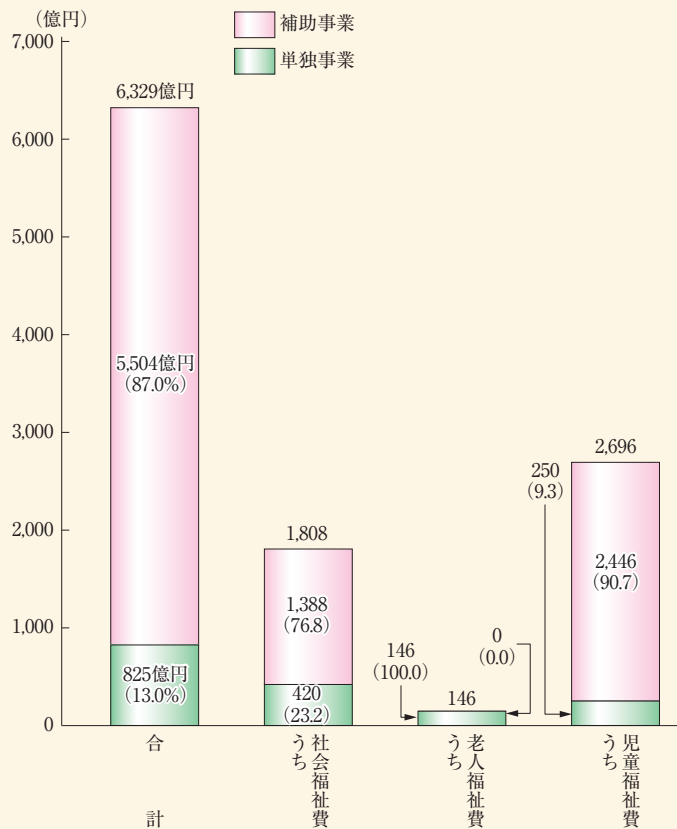
第38図 民生費の目的別歳出の推移



第39図 民生費の性質別内訳



第40図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その1 都道府県）

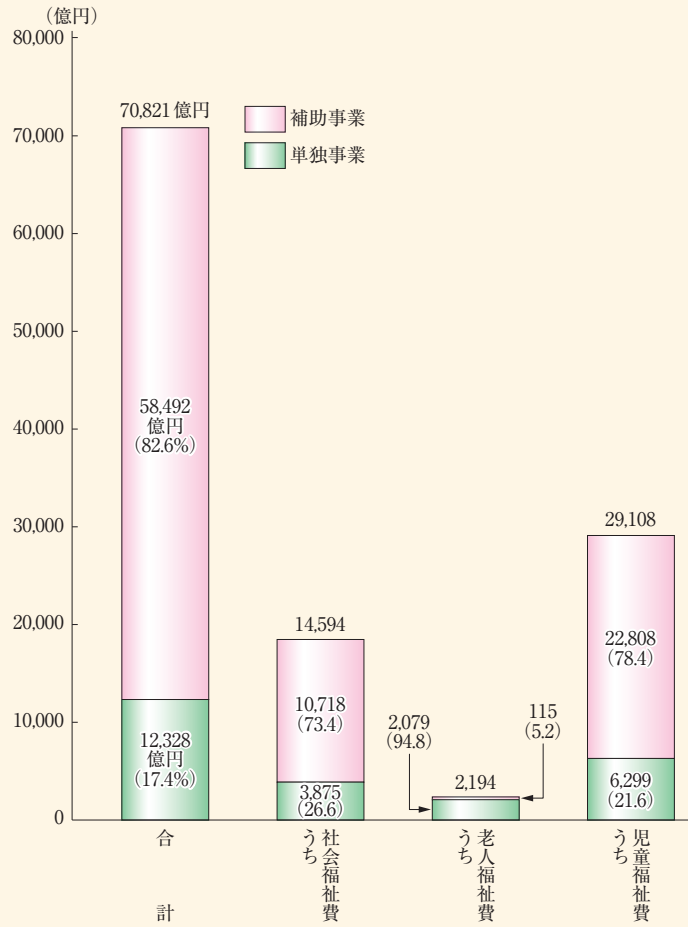


民生費の財源構成比の推移は、第41図のとおりである。

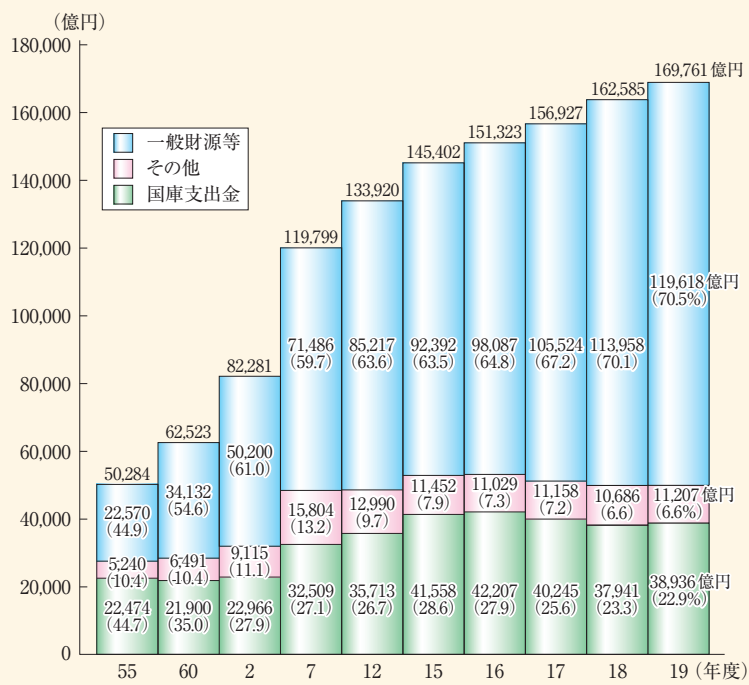
これによると、昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、近年は一般財源等の割合が増加し、国庫支出金の約3倍の割合となっている。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第40図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その2 市町村）



第41図 民生費の財源構成比の推移





## イ 労働行政 [第50表～第51表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は2,759億円で、前年度と比べると6.9%減（前年度6.5%減）となっている。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.3%（都道府県0.3%、市町村0.3%）となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の2.8%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの97.2%を占めている。

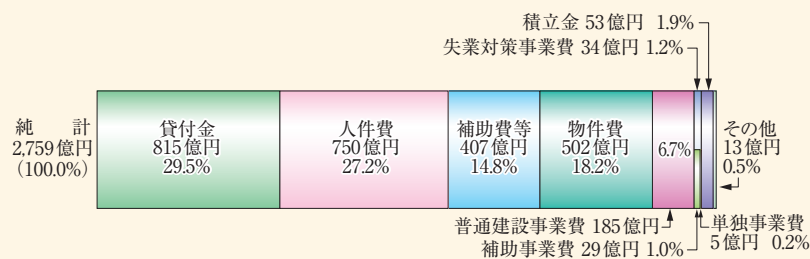
また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が73.9%減（前年度30.2%増）となっており、その他の経費が0.5%増（同9.3%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては職業訓練費が50.5%、労政費が41.9%、労働委員会費が5.1%の順となっている。一方、市町村においては失業対策費が3.0%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（労働費総額の29.5%）を占め、以下、人件費（同27.2%）、物件費（同18.2%）、補助費等（同14.8%）、普通建設事業費（同6.7%）、積立金（同1.9%）、失業対策事業費（同1.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が3.7%減（前年度5.6%減）、人件費が3.3%減（同2.8%減）、物件費が0.2%増（同7.0%減）、補助費等が6.3%減（同23.4%減）、普通建設事業費が77.7%増（同37.6%減）、積立金が4.9%増（同155.6%増）、失業対策事業費が85.8%減（同44.8%増）となっている。

第42図 労働費の性質別内訳



## (4) 産業の振興

## ア 農林水産行政 [第52表～第57表]

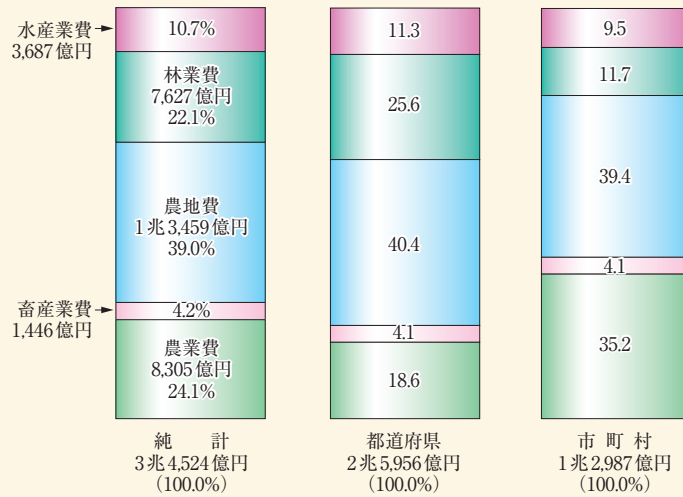
地方公共団体は、農林水産業の振興と食糧の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は、11年連続で減少しており、前年度と比べると8.0%減（前年度5.7%減）の3兆4,524億円となっている。

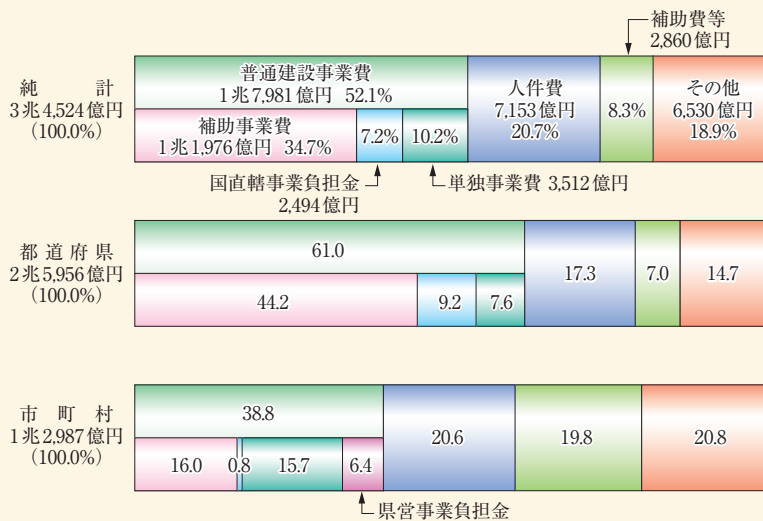
また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.9%（都道府県5.5%、市町村2.7%）となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の39.0%）を占め、以下、農業改良普及事業、農業構造改善事業等に要する経費である農業費（同24.1%）、林業費（同22.1%）、水産業費（同10.7%）の順となっている。

第43図 農林水産業費の目的別内訳



第44図 農林水産業費の性質別内訳



また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が7.5%減（前年度7.8%減）、農業費が8.7%減（同6.6%減）、林業費が5.0%減（同2.1%減）、水産業費が8.9%減（同7.5%減）となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の52.1%）を占め、以下、人件費（同20.7%）、補助費等（同8.3%）の順となっている。

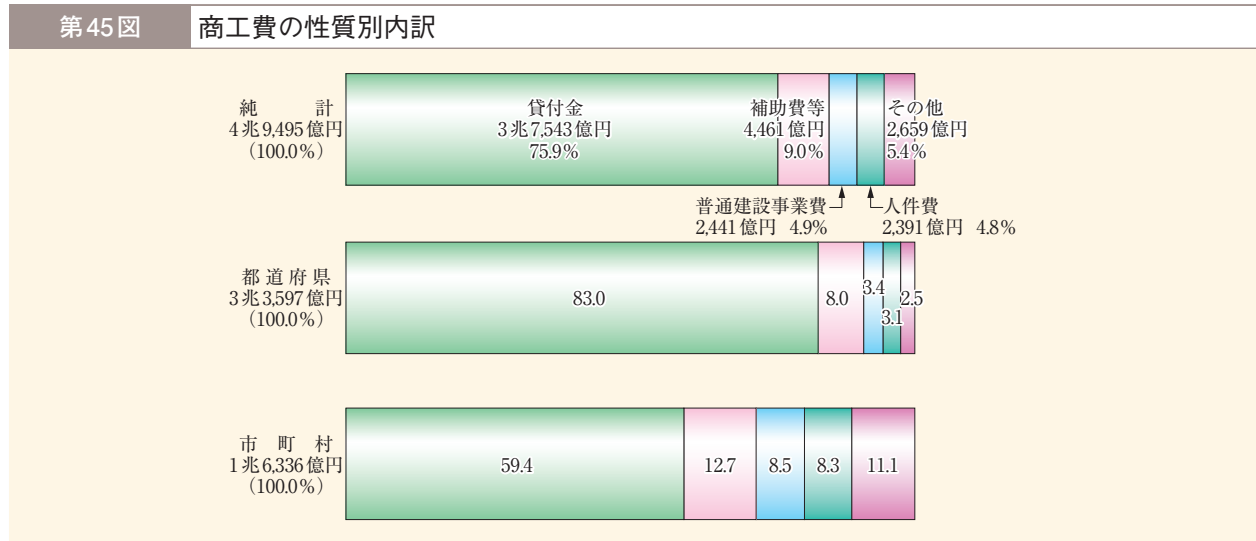
また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が10.2%減（前年度9.2%減）、人件費が2.4%減（同2.9%減）となっている。

さらに、農林水産業費において最も大きな割合を占める普通建設事業費について、目的別にその構成比をみると、農地費が最も大きな割合（農林水産業費における普通建設事業費の56.5%）を占め、以下、林業費（同23.3%）、水産業費（同12.3%）、農業費（同5.6%）の順となっている。

イ 商工行政 [第58表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企

第45図 商工費の性質別内訳



業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である商工費の決算額は4兆9,495億円で、前年度と比べると4.2%増（前年度2.7%増）となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は5.6%（都道府県7.1%、市町村3.4%）となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の75.9%）を占め、以下、補助費等（同9.0%）、普通建設事業費（4.9%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が4.9%増（前年度3.9%増）、補助費等が2.1%増（同3.5%減）、普通建設事業費が23.6%増（同6.3%増）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が大部分（83.0%）を占めている。また、市町村においても貸付金が最も大きな割合（59.4%）を占め、次いで補助費等（12.7%）の順となっている。

## (5) 保健衛生と生活環境の保全

### ア 保健衛生 [第45表～第49表]

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を実施している。

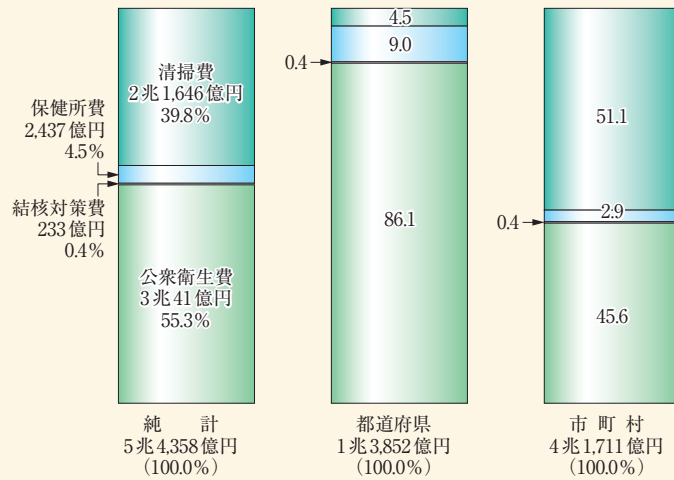
これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は5兆4,358億円で、前年度と比べると1.4%減（前年度3.4%減）となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.1%（都道府県2.9%、市町村8.6%）となっている。

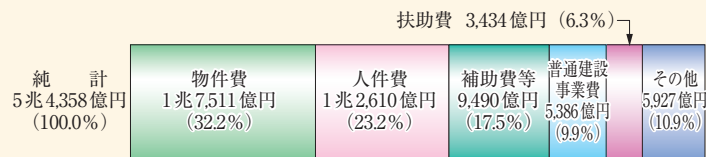
衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の55.3%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費（同39.8%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の9割以上を占めている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（86.1%）を占め、市町村においては清掃費（51.1%）、公衆衛生費（45.6%）の順となっている。

第46図 衛生費の目的別内訳



第47図 衛生費の性質別内訳



また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が1.6%減（前年度3.2%減）、清掃費が1.5%減（同3.8%減）、保健所費が3.0%増（同2.7%減）となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費（衛生費総額の32.2%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同23.2%）、補助費等（同17.5%）、普通建設事業費（同9.9%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が2.1%増（前年度0.5%増）、人件費が2.5%減（同3.0%減）、補助費等が1.2%減（同2.3%減）、普通建設事業費が12.2%減（同11.7%減）となっている。

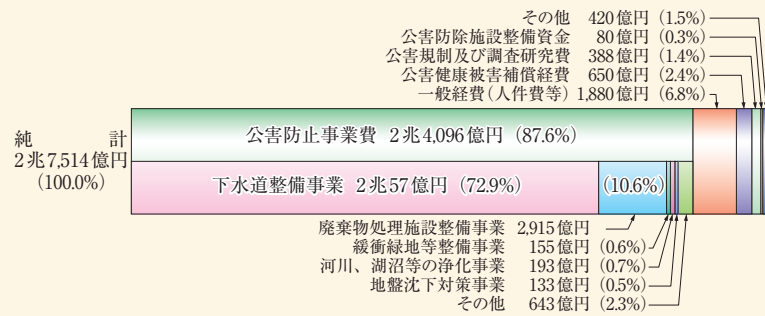
① 生活環境の保全

地方公共団体は、身近な生活環境を良好に保全するため、汚水・廃棄物の適正な処理、公害問題への対応、リサイクルの推進等さまざまな施策を推進している。

これらの諸施策の推進に要する経費（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する「公害」の防止対策に係る経費で、地方公営企業会計に係るものを含む。）の総額は2兆7,514億円（都道府県6,521億円、市町村2兆993億円）で、前年度と比べると6.9%減（前年度8.3%減）となっている。

なお、生活環境の保全対策のために支出された経費の内容は、第48図のとおりである。

第48図 生活環境の保全のための対策経費の状況



## (6) 警察と消防

### ア 警察行政 [第66表～第67表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆3,745億円で、前年度と比べると0.6%増（前年度1.1%増）となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.8%（都道府県歳出総額の7.1%）となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第49図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の83.2%）を占め、以下、物件費（同9.8%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同5.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.7%増（前年度1.0%増）、物件費が0.6%増（同2.3%増）、普通建設事業費が0.4%減（同1.8%増）となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成19年4月1日現在、28万141人（前年同期27万7,543人）となっており、その内訳は、警察官25万1,569人（同24万8,834人）、警察事務職員等2万8,572人（同2万8,709人）となっている。

### イ 消防行政 [第65表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防止し、被害を軽減するため、消防行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆8,198億円で、前年度と比べると0.5%増（前年度0.7%減）となっている。

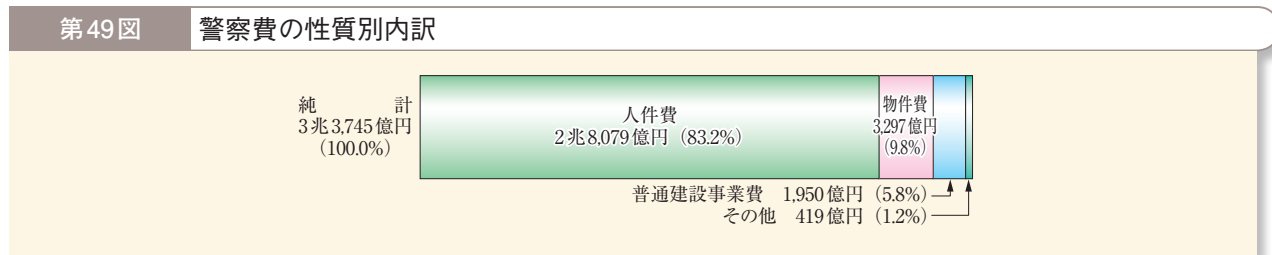
また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%（都道府県0.5%、市町村3.5%）となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第50図のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の76.1%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同11.0%）、物件費（同9.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.2%増（前年度0.3%減）、普通建設事業費が2.7%増（同1.8%増）、物件費が0.2%増（同1.4%減）となっている。

なお、消防関係職員数は、平成19年4月1日現在、15万6,984人（前年同期15万6,409人）となっている。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

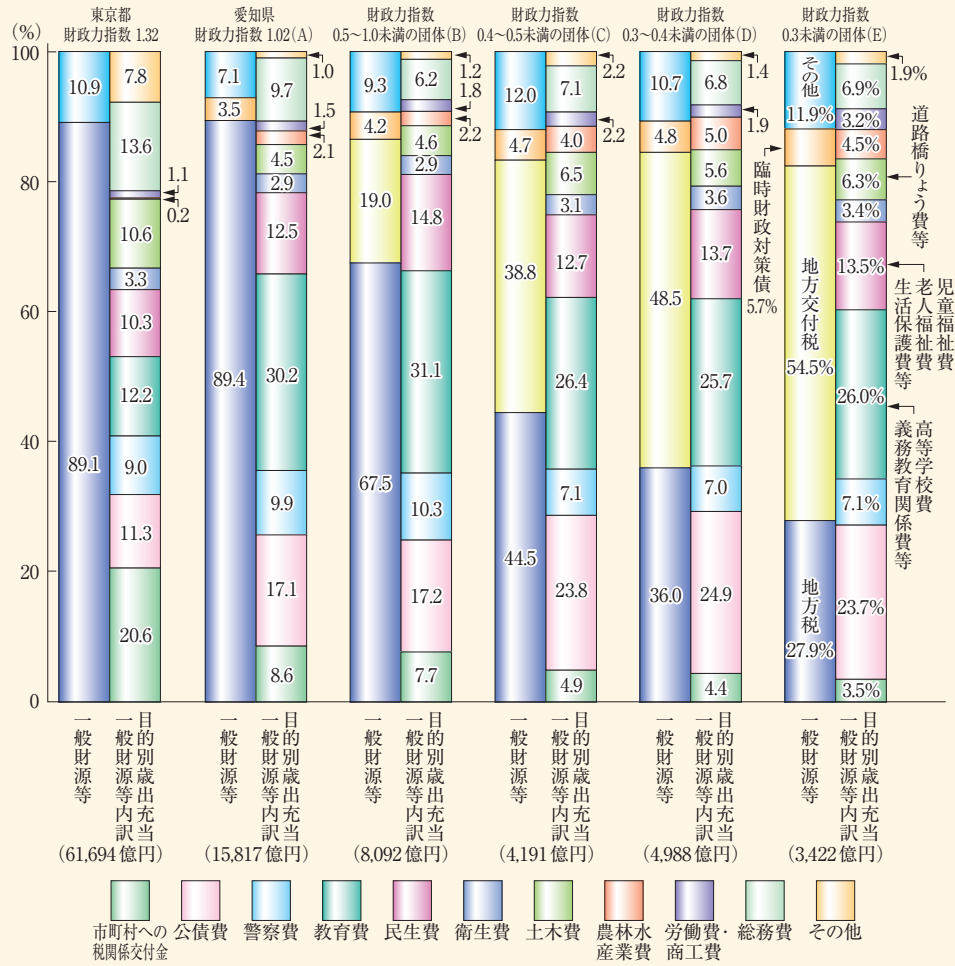


第1部

**(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況 [第37表]**

用途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）については団体区分別に比較してみると、第51図のとおりである。

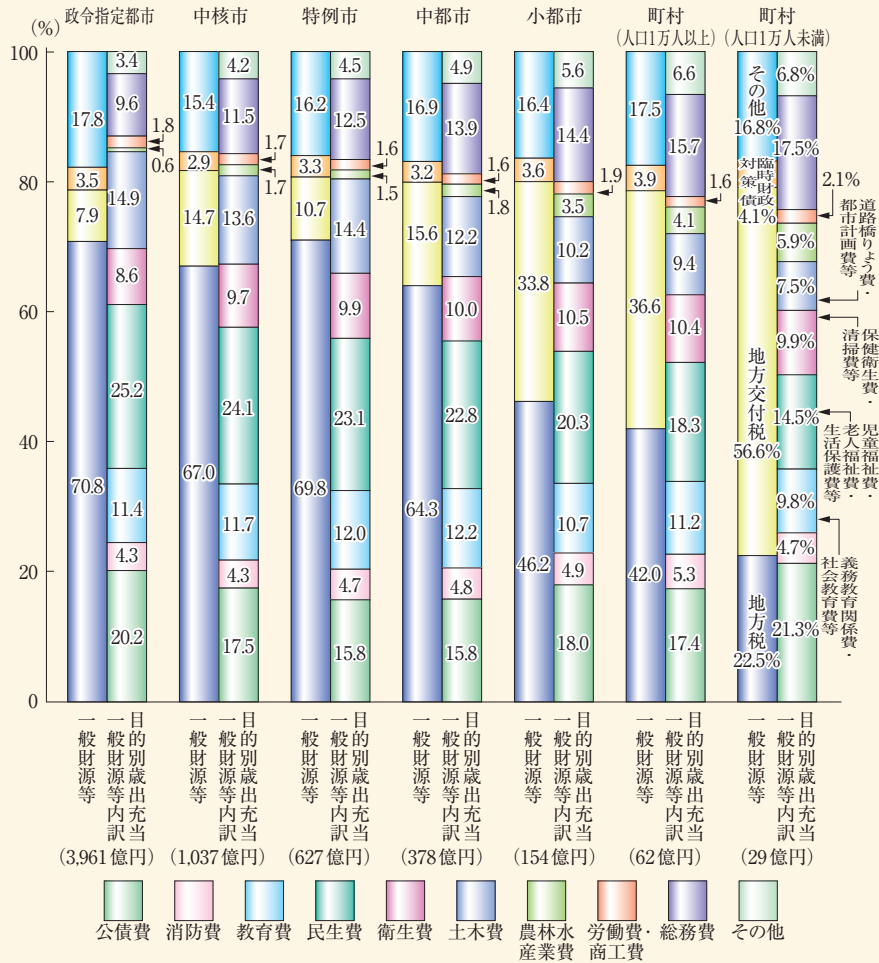
第51図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その1 都道府県（財政力指数別））



(注) 1 東京都、愛知県以外の道府県は、財政力指数によるB~Eのグループごとの加重平均である。  
 2 グループ別の該当団体  
 A 愛知県  
 B 神奈川県、大阪府、千葉県、埼玉県、静岡県、茨城県、栃木県、福岡県、京都府、広島県、兵庫県、群馬県、三重県、滋賀県、岡山県、宮城県、岐阜県  
 C 香川県、長野県、石川県、富山県、山口県、福島県、新潟県、奈良県、山梨県、福井県、愛媛県  
 D 北海道、熊本県、大分県、佐賀県、山形県、徳島県、和歌山県、青森県、鹿児島県、岩手県、宮崎県  
 E 沖縄県、秋田県、長崎県、鳥取県、高知県、島根県  
 3 ( ) 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第51図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その2 市町村（団体区分別））



(注) ( ) の金額は、各区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。



## 5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

### (1) 義務的経費 [第74表]

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は46兆4,359億円で、前年度と比べると0.6%増（前年度1.5%減）となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は52.1%で、前年度と比べると0.3ポイントの上昇となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が25兆2,563億円で、義務的経費に占める割合は54.4%（前年度54.4%）、公債費が12兆9,990億円で、義務的経費に占める割合は28.0%（同28.7%）、扶助費が8兆1,806億円で、義務的経費に占める割合は17.6%（同16.9%）となっている。

#### ア 人件費 [第77表～第79表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は25兆2,563億円（対前年度比0.5%増）で、団塊世代の職員の退職に伴い退職金が増加したことから、8年ぶりに増加している。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第52図**のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は前年度と比べると0.1ポイント上昇の28.3%となっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（31.8%）が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村（21.1%）を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレ指数の推移は、**第53図**のとおり、昭和49年の110.6をピークとして低下の傾向にあり、平成19年4月1日現在のラスパイレ指数は98.5となっている。

ラスパイレ指数を団体区分別にみると、平成19年4月1日現在、都道府県99.6、政令指定都市101.0、都市（中核市、特例市を含む。）97.9、町村93.9となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、**第54図**のとおりであり、職員給が71.1%を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（人件費総額の13.1%）、退職金（同11.2%）の順となっている。

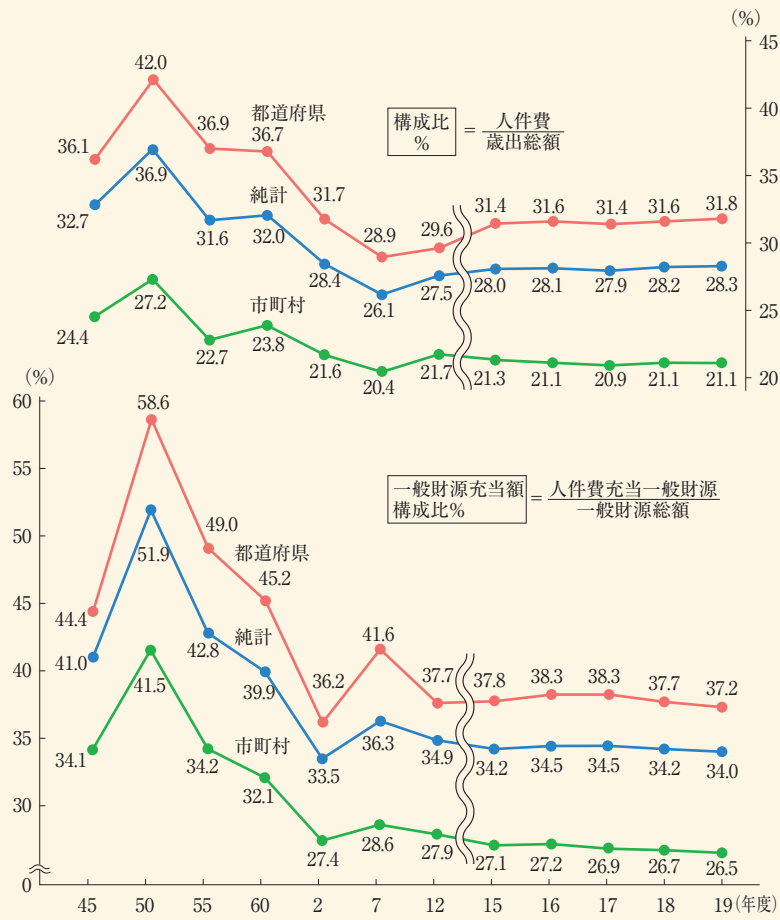
各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が1.5%減（前年度1.9%減）、地方公務員共済組合等負担金が0.5%減（前年度1.6%減）、退職金が17.8%増（同18.2%増）となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、**第55図**のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額の87.4%）を占め、以下、国庫支出金（同7.1%）、使用料・手数料（同2.6%）の順となっている。

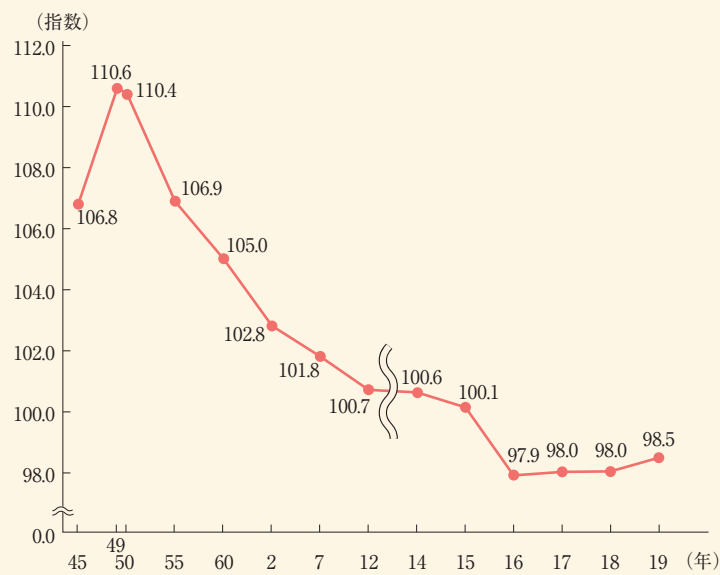
財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（90.7%）が都道府県（83.1%）を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県（11.5%）が市町村（0.5%）を大幅に上回っている。

これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていること等によるものである。

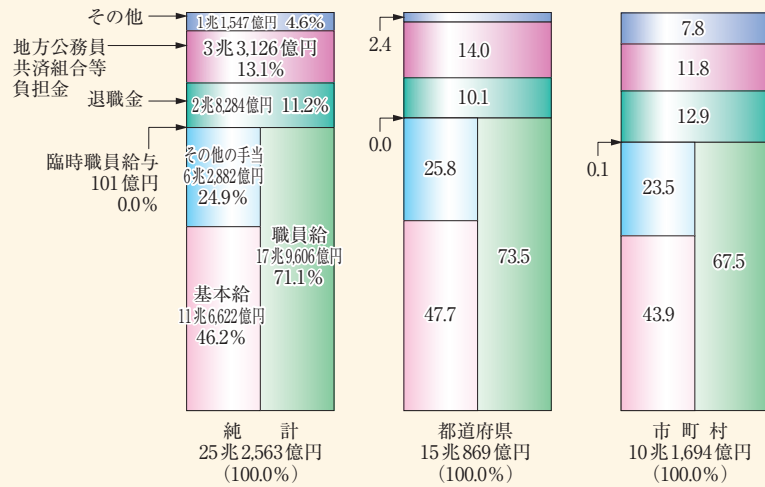
第52図 人件費の推移



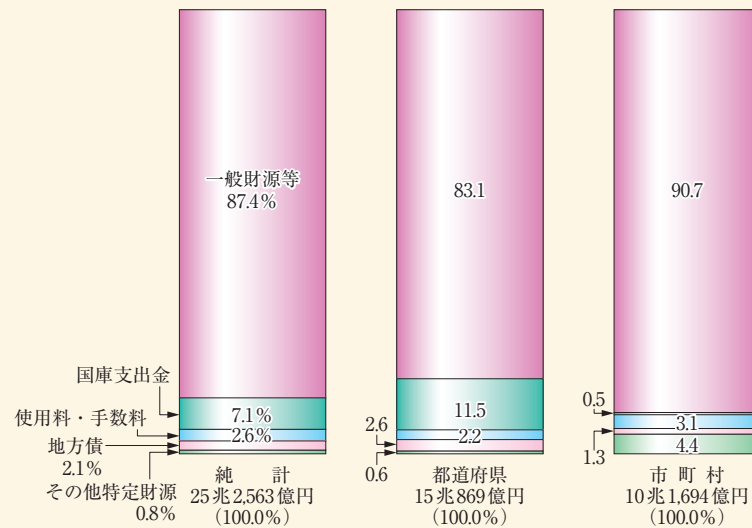
第53図 ラスパイレス指数の推移



第54図 人件費の項目別内訳



第55図 人件費の財源内訳



(ア) 職員給 [第77表～第78表]

職員給の決算額は17兆9,606億円で、前年度と比べると1.5%減（前年度1.9%減）となっており、9年連続して減少している。

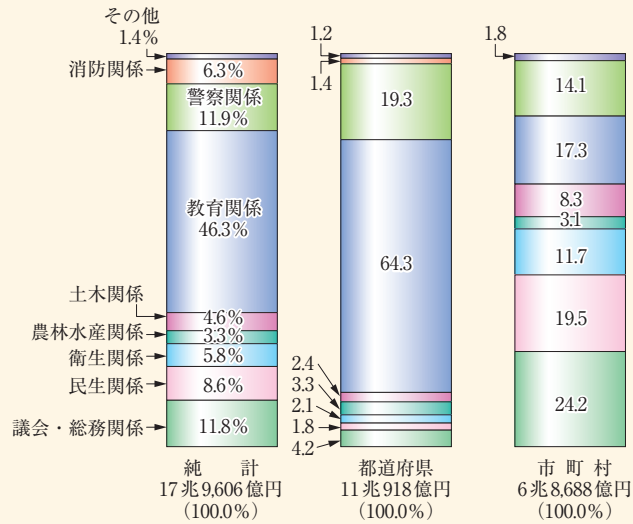
職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の64.9%）を占め、次いでその他の手当（同35.0%）となっている。

また、職員給の主な内訳の決算額を前年度と比べると、基本給が1.9%減（前年度1.9%減）、その他の手当が0.8%減（同1.9%減）となっている。

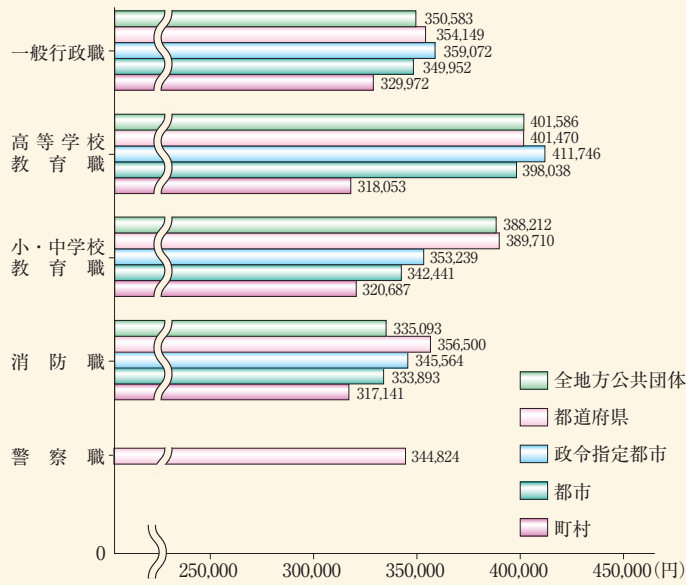
職員給の部門別構成比は、第56図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.3%）を占め、以下、警察関係（同11.9%）、議会・総務関係（同11.8%）、民生関係（同8.6%）、消防関係（同6.3%）、衛生関係（同5.8%）の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員

第56図 職員給の部門別構成比の状況



第57図 地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）



(注) 1 平成19年4月1日現在の額である。  
 2 「都市」には、中核市、特例市を含む。  
 3 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

の件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（64.3%）を占め、警察関係（19.3%）と合わせて全体の83.6%を占めている。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合（24.2%）を占めており、以下、民生関係（19.5%）、教育関係（17.3%）、消防関係（14.1%）、衛生関係（11.7%）の順となっている。

次に、平成19年4月1日現在における地方公務員（普通会計分）1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、第57図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

(イ) 地方公務員の数 [第79表]

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、平成元年以降増加してきたが、行政改革が積極的に推進され、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降13年連続して減少しており、平成19年4月1日現在の職員数は255万1,663人で、前年同期と比べると3万6,854人減少（1.4%減）している。

職員の部門別構成比は、第58図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合（全地方公務員数の43.6%）を占め、以下、一般行政関係職員（同39.3%）、警察関係職員（同11.0%）、消防関係職員（同6.2%）の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.3%、一般行政関係職員が17.7%を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.6%、教育関係職員が17.3%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、治安対策等のため警察関係職員が2,598人増加、消防関係職員が575人増加となる一方、一般行政関係職員が2万3,018人減少、教育関係職員が1万7,009人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、議会・総務関係職員が4,694人減少、民生関係職員が4,619人減少、土木関係職員が4,458人減少、衛生関係職員が4,058人減少、農林水産関係職員が3,283人減少、税務関係職員が1,073人減少、商工関係職員が510人減少、労働関係職員が323人減少している。

また、部門別職員数の推移は、第59図のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員が増加傾向にある。

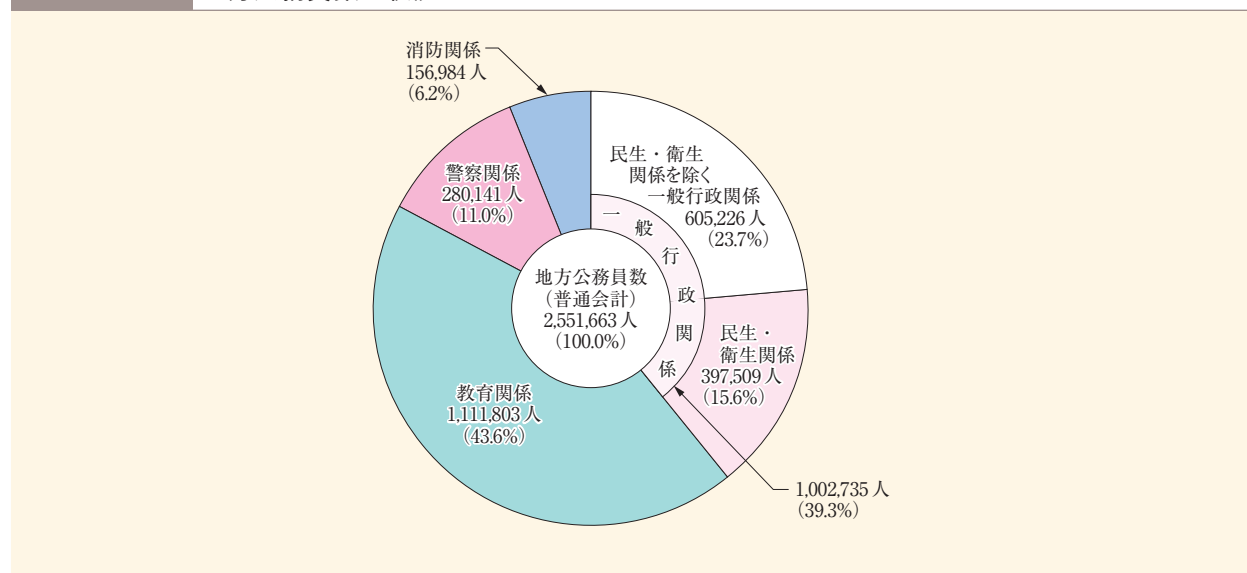
さらに、10年前（平成9年4月1日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、第60図のとおりである。

(ウ) 地方議会議員の数

都道府県議会議員の定数は、平成19年12月31日現在で2,784人（対前年度同期比90人減少、同3.1%減）となっている。

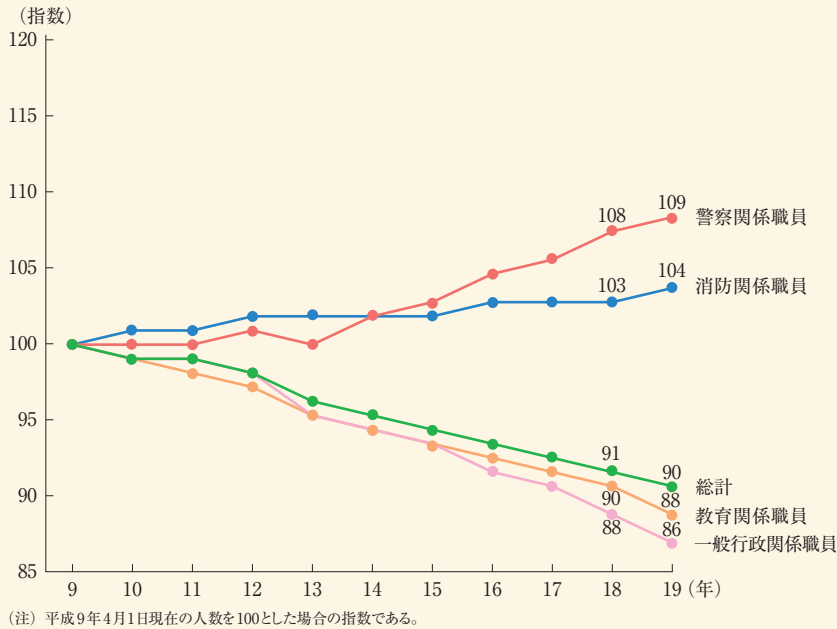
また、市町村議会議員の定数は、36,399人（対前年度同期比4,943人減少、同12.0%減）となっている。

第58図 地方公務員数の状況

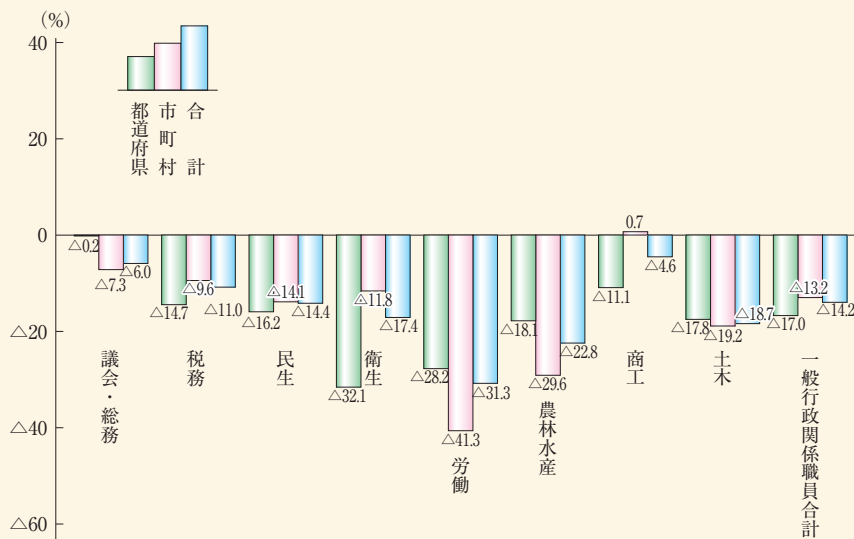


●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第59図 地方公務員数の推移



第60図 一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況（平成19年4月1日と平成9年4月1日との比較）



イ 扶助費 [第82表]

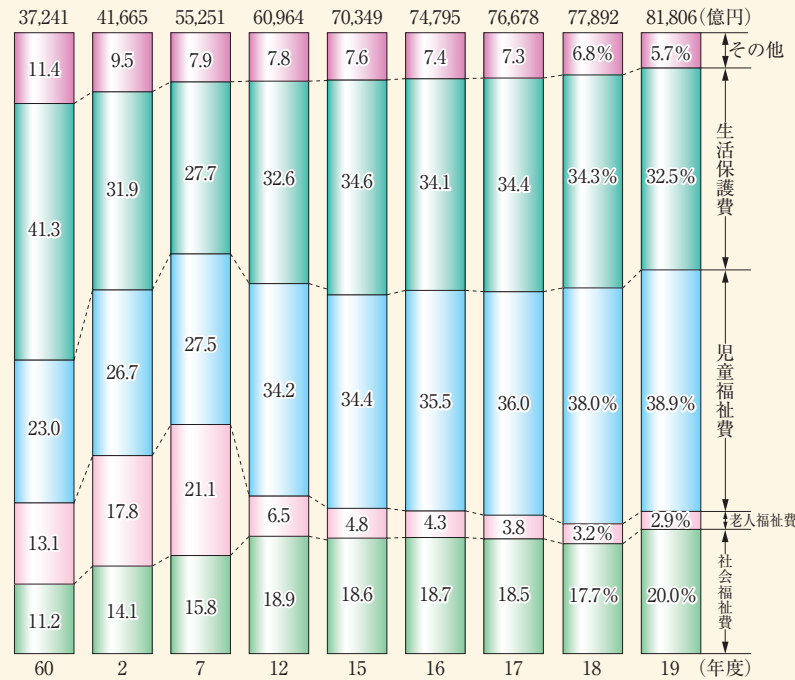
扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費である。

この扶助費の決算額は8兆1,806億円であり、前年度と比べると5.0%増（前年度1.6%増）となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると0.5ポイント上昇の9.2%となっている。介護保険制度の実施に伴い平成12年度は前年度と比べると0.6ポイント低下したものの、自然増及び制度改正等により13年度以降は上昇している。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が3兆1,804億円で最も大きな割合（扶助費総額の38.9%）を

第61図 扶助費の目的別内訳の構成比の推移



占め、以下、生活保護費の2兆6,594億円（同32.5%）、社会福祉費の1兆6,402億円（同20.0%）、老人福祉費の2,340億円（同2.9%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童手当制度の拡充等により児童福祉費が7.5%増（前年度7.1%増）、生活保護受給者に係る人工透析費用を自立支援医療の対象としたこと等により生活保護費が0.6%減（同1.4%増）、障害者自立支援法の本格施行等により社会福祉費が18.7%増（同2.4%減）、老人福祉費が6.4%減（同15.1%減）となっている。老人福祉費については、介護保険制度の実施に伴い関連経費が介護保険事業会計から保険給付費として支出されることとなったため、平成12年度以降減少が続いている。

次に、扶助費のうち地方公共団体の単独施策分をみると、その額は1兆4,747億円で、前年度と比べると2.3%増（前年度2.1%増）となっている。

単独施策分を団体種類別にみると、都道府県においては976億円（都道府県の扶助費総額の11.6%）、市町村においては1兆3,772億円（市町村の扶助費総額の18.8%）となっている。

また、目的別の内訳をみると、児童福祉費が6,549億円で最も大きな割合（単独施策分総額の44.4%）を占め、以下、社会福祉費の4,295億円（同29.1%）、老人福祉費の2,225億円（同15.1%）の順となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が4兆854億円（同49.9%）、次いで生活保護費負担金及び児童保護費負担金等の国庫支出金が3兆7,642億円（扶助費総額の46.0%）となっている。

**ウ 公債費 [第99表～第100表]**

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆9,990億円で、前年度と比べると1.9%減（前年度4.8%減）となっている。なお、歳出総額に占める公債費の割合は、前年度と比べると0.3ポイント低下の14.6%となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が10兆4,449億円で最も大きな割合（公債費総額の80.4%）を占め、以下、地方債利子が2兆5,414億円（同19.6%）、一時借入金利子が127億円（同0.1%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が1.2%減（前年度4.1%減）、地方債利子が4.7%

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

減（同7.6%減）となっている。また、一時借入金利子は52.9%増（同45.7%増）となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては前年度と比べると4.2%減（前年度4.8%減）、市町村においては前年度と比べると0.5%増（同4.9%減）となっている。

また、歳出総額に占める割合は、都道府県においては前年度と比べると0.6ポイント低下の13.9%となっており、市町村においては前年度と同率の13.5%となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆3,671億円（公債費総額の95.1%）となっており、使用料、手数料等の特定財源が6,319億円（同4.9%）となっている。

(2) 投資的経費 [第74表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

近年、社会資本の整備水準は着実に向上しつつあるが、地方公共団体は、地方分権の推進に伴う地方公共団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性等を勘案し、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な社会資本整備を重点的、効果的に実施することが求められている。

投資的経費の決算額は13兆8,821億円で、前年度と比べると6.2%減（前年度6.5%減）となっている。

投資的経費の歳出総額に占める割合を前年度と比べると、1.0ポイント低下の15.6%となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費が97.4%を占め、以下、災害復旧事業費（2.6%）、失業対策事業費（0.0%）の順となっている。

ア 普通建設事業費 [第84表]

普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は13兆5,243億円であり、前年度と比べると5.3%減（前年度5.4%減）となっている。これは、厳しい財政状況を反映した単独事業の重点化や公共投資の減少等が主な要因である。

普通建設事業費の内訳は、単独事業費（50.0%）、補助事業費（40.8%）、国直轄事業負担金（9.3%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は6.4%減（前年度5.8%減）、補助事業費は5.1%減（同6.0%減）、国直轄事業負担金は0.4%減（同0.4%減）となっている。

平成9年度以降における普通建設事業費の推移は、第17表のとおりである。

また、近年の普通建設事業費の内訳の推移は、第62図のとおりである。

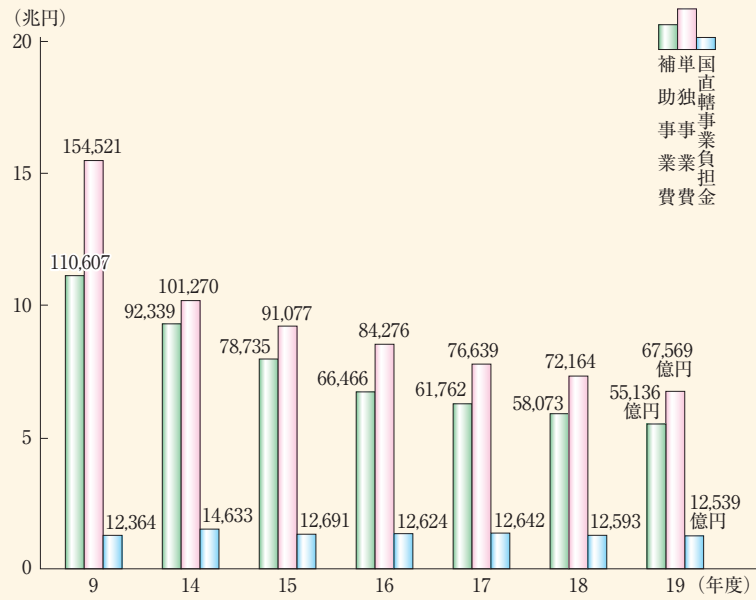
第17表 普通建設事業費（補助・単独）の推移

(単位 億円・%)

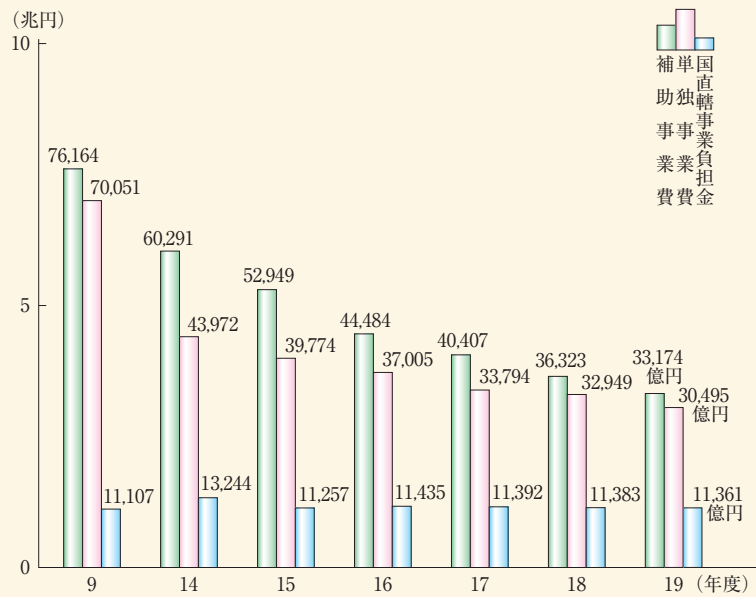
区	分	平成9年度	14	15	16	17	18	19	
普通建設事業費	(A)	277,492	208,242	182,503	163,367	151,043	142,829	135,243	
うち	補助事業	(B)	110,607	92,339	78,735	66,466	61,762	58,073	55,136
	単独事業	(C)	154,521	101,270	91,077	84,276	76,639	72,164	67,569
普通建設事業費に占める割合	(B)/(A)	39.9	44.3	43.1	40.7	40.9	40.7	40.8	
	(C)/(A)	55.7	48.6	49.9	51.6	50.7	50.5	50.0	



第62図 普通建設事業費の推移（その1 純計）



第62図 普通建設事業費の推移（その2 都道府県）

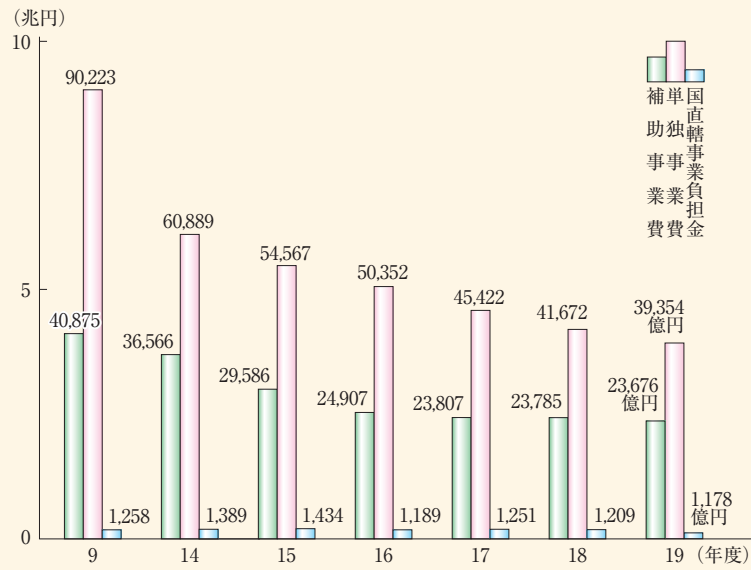


補助事業費については、経済対策が行われた平成4年度以降、決算規模が拡大し、10兆円を超える規模で推移してきたが、13年度以降は10兆円を下回っており、19年度においては、国の公共投資関係費の減少等に伴い、6兆円を下回る規模となっている。

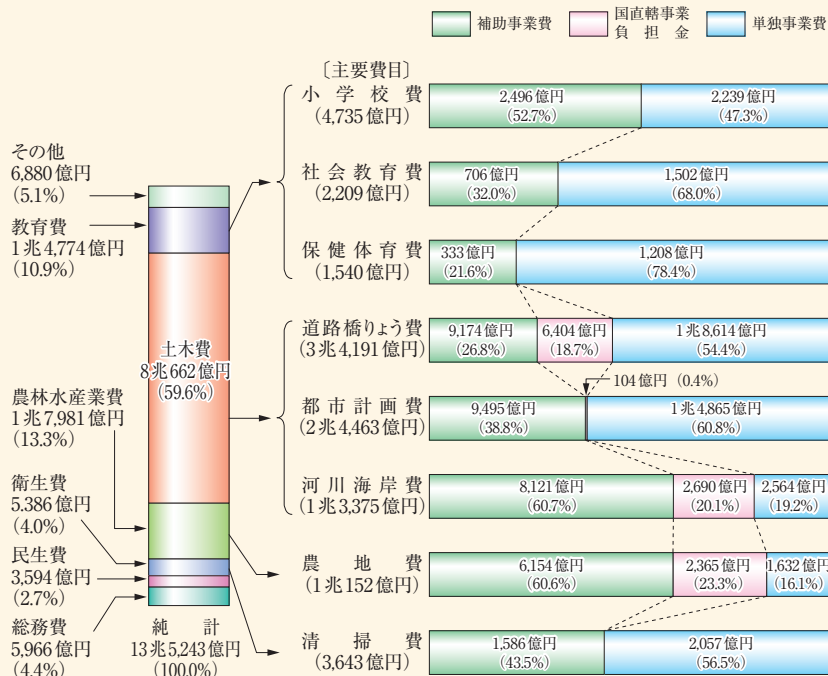
単独事業費については、昭和62年度から平成4年度まで、決算規模の伸び率が10%を超えるペースで増加していたが、6年度以降は減少傾向にあり、19年度においても前年度を下回る規模となっている。

さらに、補助事業費と単独事業費を比較すると、単独事業費の決算額は、昭和63年度に補助事業費の決算額を上回り、その後両者の決算額の差が拡大していたが、平成8年度の1.4倍をピークに徐々にその差が縮小し、19年度においては、単独事業費は補助事業費の約1.2倍の規模となっている。

第62図 普通建設事業費の推移（その3 市町村）



第63図 普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況



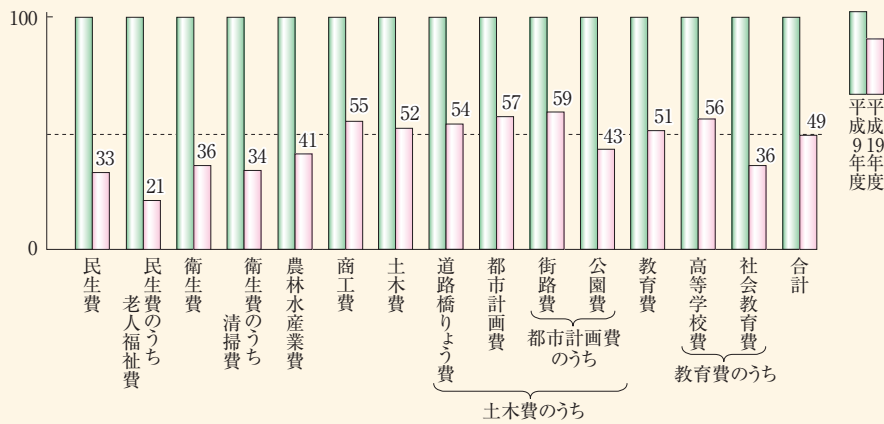
また、これを団体種類別にみると、都道府県においては単独事業費が補助事業費の約0.9倍の規模となっており、市町村においては約1.7倍の規模となっている。

(ア) 普通建設事業費の目的別内訳 [第84表～第88表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第63図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の59.6%）を占め、以下、農林水産業費（同13.3%）、教育費（同10.9%）の順となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事

第64図 普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成9年度と平成19年度との比較）



(注) 数値は、各項目の平成9年度の数値を100として算出した指数である。

業費総額の25.3%)を占め、以下、都市計画費(同18.1%)、河川海岸費(同9.9%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(普通建設事業費総額の30.5%)、河川海岸費(同16.3%)、農地費(同12.4%)、都市計画費(同10.9%)、林業費(同5.0%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同25.7%)、道路橋りょう費(同17.6%)、小学校費(同7.2%)、清掃費(同5.3%)、中学校費(同4.4%)の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費、消防費及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費において補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

主な費目をその内訳別にさらに詳細にみると、土木費では、道路橋りょう費及び都市計画費は単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、河川海岸費、港湾費及び住宅費は、補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

また、教育費では高等学校費、社会教育費、保健体育費及び大学費で、民生費では社会福祉費、老人福祉費及び児童福祉費で、衛生費では清掃費で、単独事業費が補助事業費の割合を上回っている。一方、農林水産業費では、農業費、農地費、林業費及び水産業費で、補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前(平成9年度)の決算額との比較については、第64図のとおりである。

(イ) 補助事業費 [第85表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。

補助事業費の決算額は5兆5,136億円で、前年度と比べると5.1%減(前年度6.0%減)となっている。

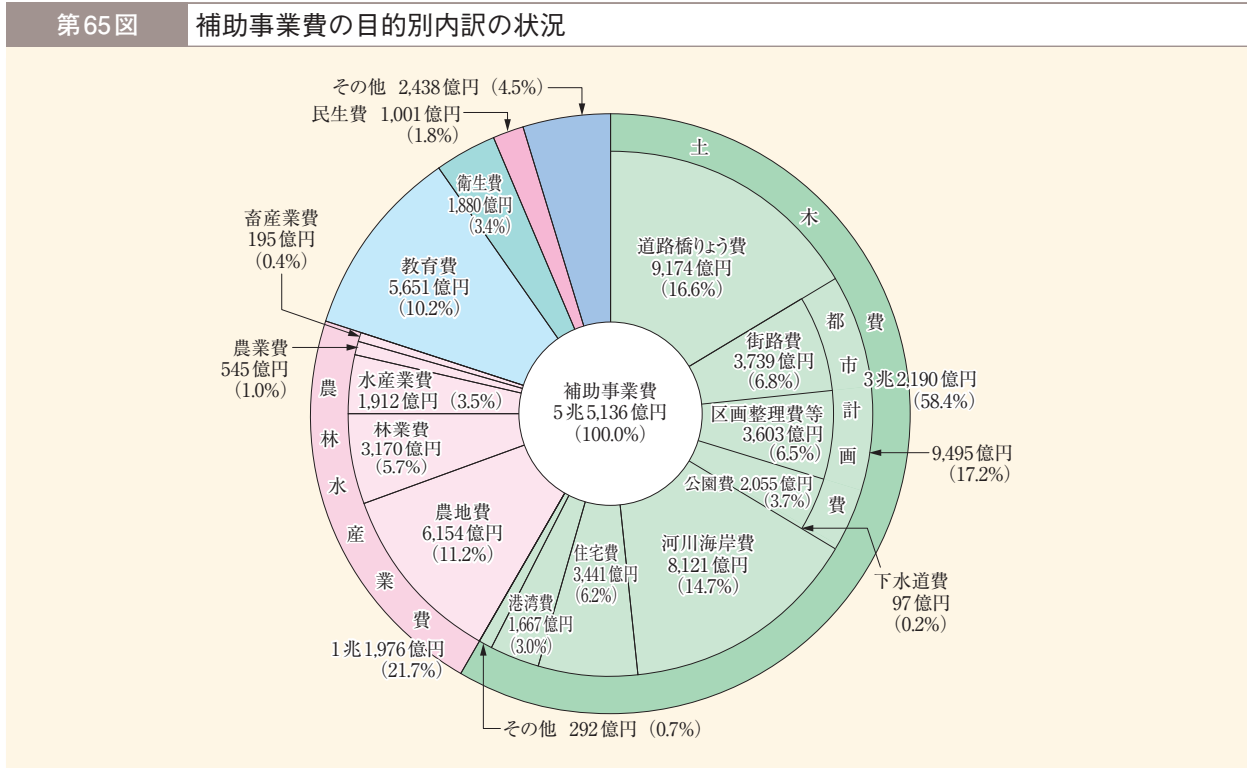
これを団体種類別にみると、都道府県においては8.7%減(前年度10.1%減)、市町村においては0.5%減(同0.1%減)となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(補助事業費総額の58.4%)を占め、以下、農林水産業費(同21.7%)、教育費(同10.2%)、衛生費(同3.4%)の順となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、都市計画費が最も大きな割合(補助事業費総額の17.2%)を占め、以下、道路橋りょう費(同16.6%)、河川海岸費(同14.7%)の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては河川海岸費(補助事業費総額の23.1%)、道路橋りょう

第65図 補助事業費の目的別内訳の状況



費 (同21.3%)、農地費 (同19.0%) の順となっており、市町村においては都市計画費 (同30.0%)、小学校費 (同10.5%)、道路橋りょう費 (同8.9%) の順となっている。

(ウ) 単独事業費 [第87表]

単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業である。

単独事業に要する経費である単独事業費の決算額は6兆7,569億円で、前年度と比べると6.4%減 (前年度5.8%減) となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては7.4%減 (前年度2.5%減)、市町村においては5.6%減 (同8.3%減) となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、第66図のとおりであり、土木費が最も大きな割合 (単独事業費総額の56.9%) を占め、以下、教育費 (同13.5%)、総務費 (同7.1%) の順となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合 (単独事業費総額の27.5%) を占め、以下、都市計画費 (同22.0%)、河川海岸費 (同3.8%) の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費 (単独事業費総額の33.3%)、都市計画費 (同18.7%)、河川海岸費 (同6.1%) の順となっており、市町村においては都市計画費 (同23.8%)、道路橋りょう費 (同21.9%)、小学校費 (同5.7%) の順となっている。

(エ) 国直轄事業負担金 [第86表]

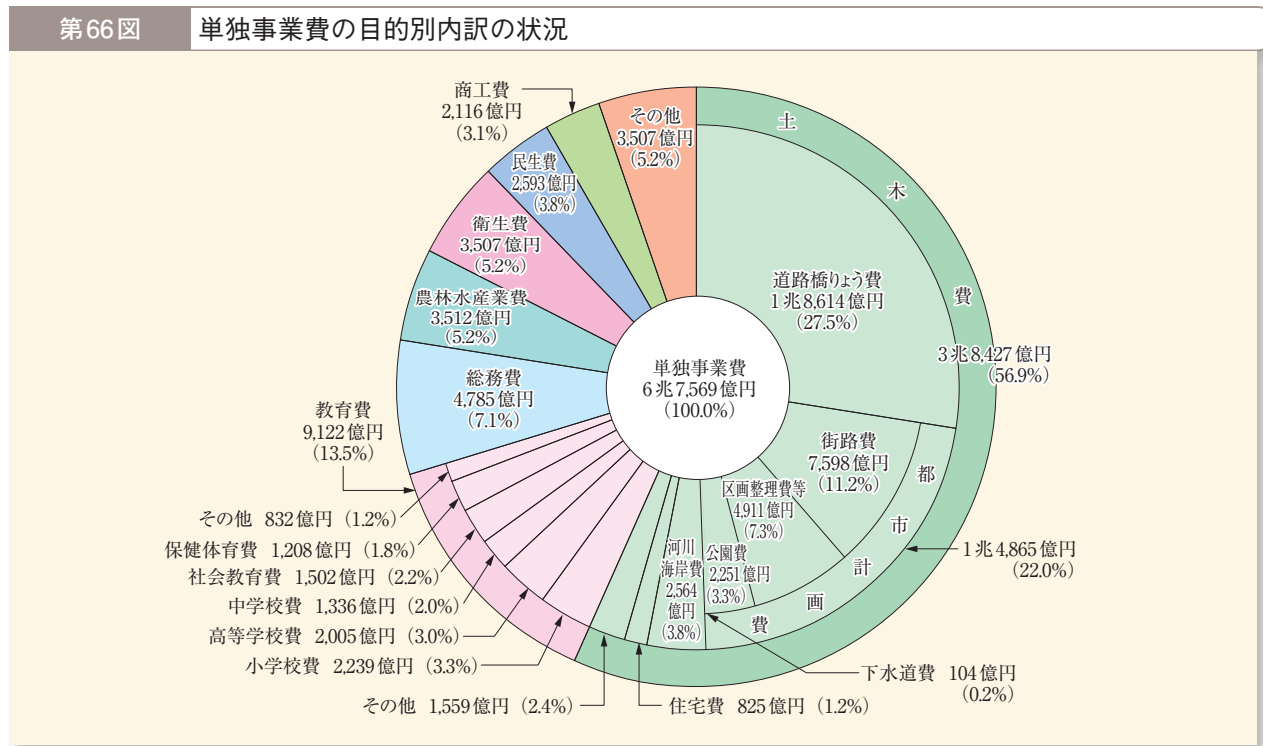
国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は1兆2,539億円で、前年度と比べると0.4%減 (前年度0.4%減) となっている。

国直轄事業負担金の目的別の主な内訳をみると、土木費が80.1%、農林水産業費が19.9%となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合 (国直轄事業負担金総額の

第66図 単独事業費の目的別内訳の状況



51.1%) を占め、以下、河川海岸費 (同21.5%)、農地費 (同18.9%) の順となっている。

(オ) 普通建設事業費の充当財源 [第84表～第87表]

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合 (普通建設事業費総額の41.0%) を占めており、以下、一般財源等 (同29.5%)、国庫支出金 (同20.6%) の順となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は1.1ポイントの上昇、一般財源等は0.6ポイントの低下、国庫支出金は0.2ポイントの低下となっている。

また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が50.6%、地方債が36.0%、一般財源等が7.6%となっており、単独事業費については、一般財源等が48.6%、地方債が39.7%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第67図のとおりである。

また、地方債の構成比は、平成5年度以降、充当財源の中で最も大きな割合を占め、4割程度で推移している。

(カ) 用地取得費 [第89表～第91表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は1兆8,828億円で、前年度と比べて6.4%減 (前年度6.8%減) となっており、9年連続して減少している。

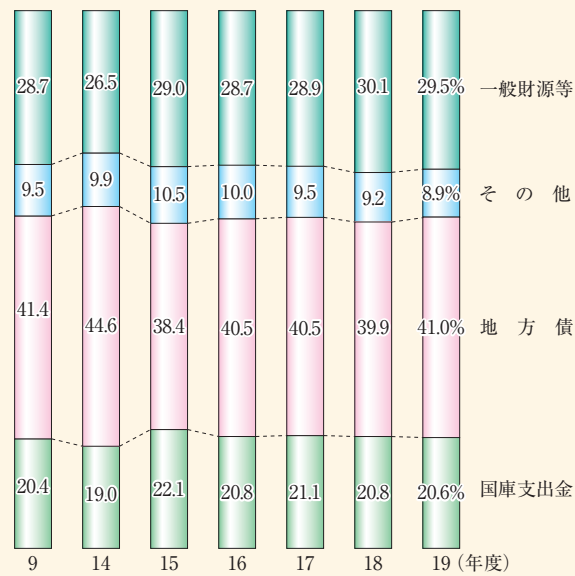
これを団体種類別にみると、都道府県においては7,848億円で7.9%減 (前年度9.0%減)、市町村においては1兆980億円で5.3%減 (同5.1%減) となっており、都道府県、市町村ともに9年連続して減少している。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第68図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合 (用地取得費総額の80.4%) を占め、次いで、教育関係 (同5.3%) となっている。

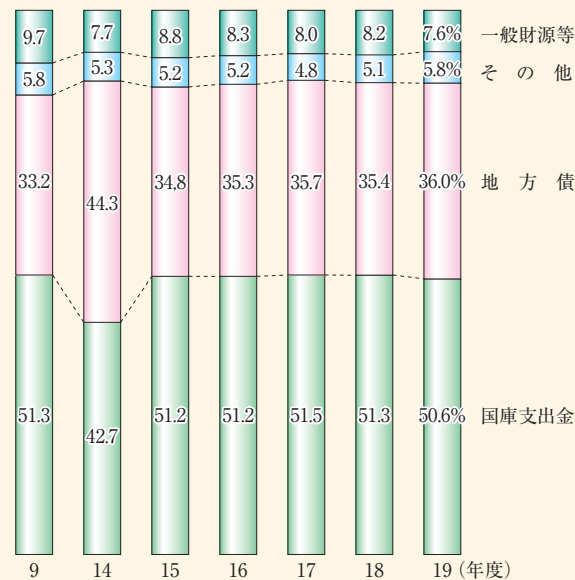
さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合 (用地取得費総額の42.6%、都道府県34.6%、市町村48.4%) を占め、次いで、道路橋りょう (同28.0%、同42.5%、同17.6%) となっている。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第67図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その1 総計）



第67図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その2 補助事業費）



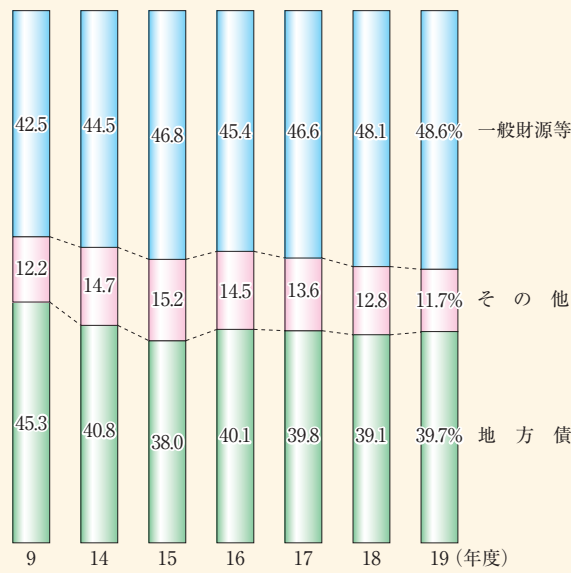
また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は5,313億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると0.4ポイント低下の28.2%（都道府県42.6%、市町村17.9%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は1億494万1千m<sup>2</sup>（都道府県3,962万6千m<sup>2</sup>、市町村6,531万5千m<sup>2</sup>）であり、前年度と比べると5.8%減となっている。

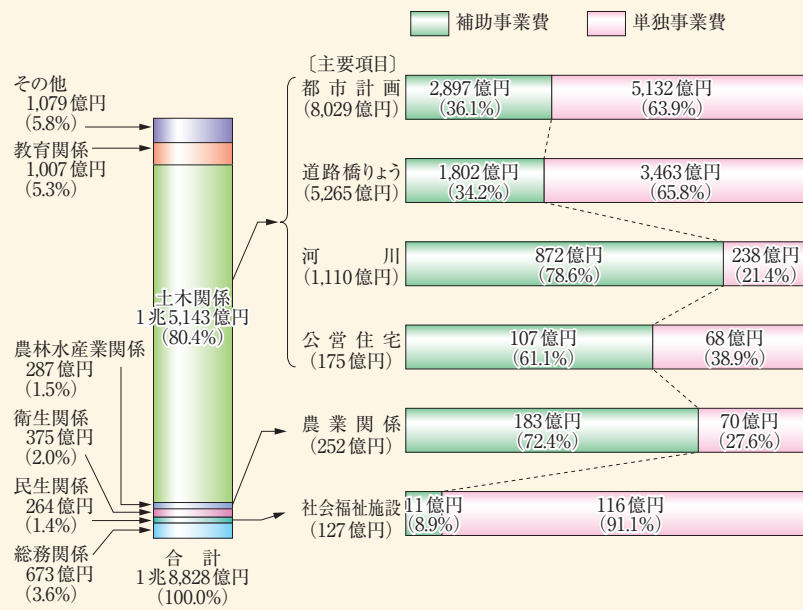
用地取得費の推移は、第69図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第18表のとおりであり、平成19年度は13.9%（都道府県10.5%、市町村16.6%）となっている。

第67図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その3 単独事業費）



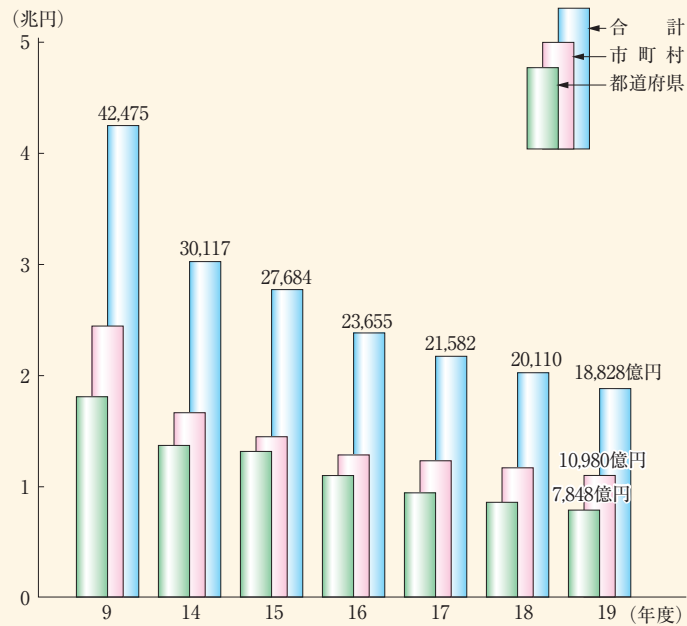
第68図 用地取得費の目的別（補助・単独）の状況



地方公共団体（普通会計）の用地取得費を取得先別にみると、第70図のとおりであり、土地開発基金及び土地開発公社からの取得が全体の34.5%を占めている。これを団体種類別にみると、都道府県においては20.1%、市町村においては44.7%となっている。

第1部 平成19年度の地方財政の状況

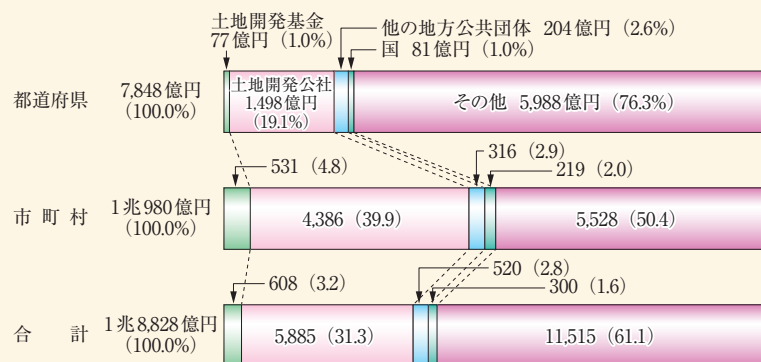
第69図 用地取得費の推移



第18表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区分	平成14年度	15	16	17	18	19
都道府県	11.6%	12.7%	11.7%	10.9%	10.6%	10.5%
市町村	16.2%	16.4%	16.1%	16.8%	16.9%	16.6%
政令指定都市	22.0%	24.0%	22.8%	22.7%	23.8%	22.4%
特別区	25.4%	23.0%	22.5%	30.6%	24.6%	25.2%
中核市	17.6%	19.4%	17.0%	16.2%	16.3%	15.9%
特例市	22.7%	20.6%	25.5%	22.9%	21.9%	18.6%
都市	19.8%	18.5%	16.6%	16.1%	15.7%	15.6%
町村	9.2%	8.7%	8.8%	8.8%	8.8%	8.7%
一部事務組合等	2.9%	4.9%	2.4%	1.6%	3.1%	1.7%
合計	13.7%	14.4%	13.8%	13.6%	13.5%	13.9%

第70図 用地取得費の取得先別内訳





① 災害復旧事業費 [第92表]

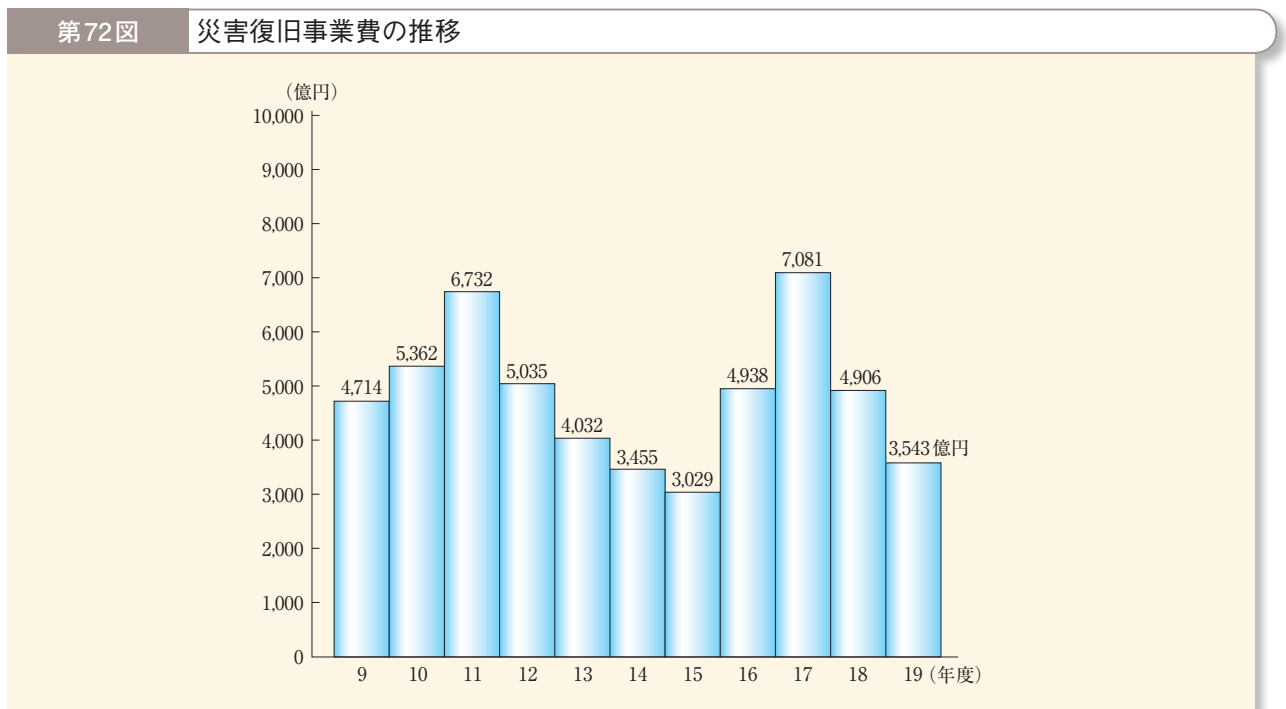
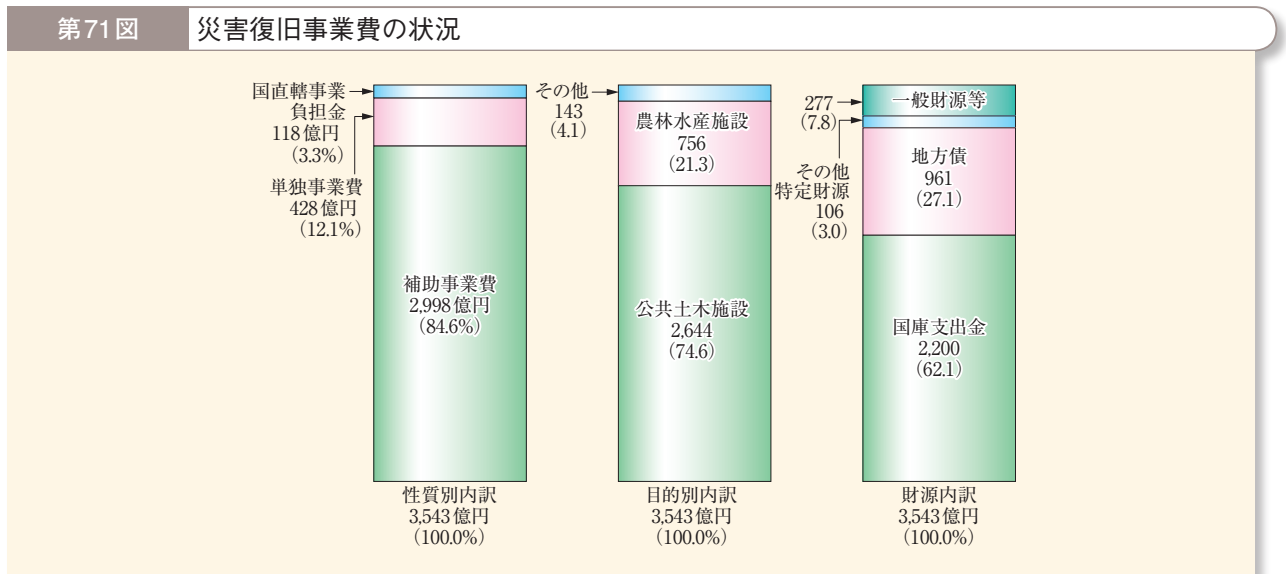
災害復旧事業費は、暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は3,543億円で、前年度と比べると27.8%減（前年度30.7%減）となっている。これは台風等の災害による被害が減少したことによるものである。

災害復旧事業費の内訳をみると、第71図のとおりである。

災害復旧事業費の決算額を前年度と比べると、補助事業費が2,998億円で29.6%減（前年度33.4%減）、単独事業費が428億円で13.4%減（同18.1%減）、国直轄事業負担金が118億円で24.6%減（同76.1%増）となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事



## ●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

業費総額の74.6%)と農地、農業用施設等の農林水産施設関係(同21.3%)で全体の95.9%を占めている。

さらに、災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合(同62.1%)を占め、次いで地方債(同27.1%)となっており、これらの財源で充当された財源の89.2%を占めている。

### ウ 失業対策事業費 [第93表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は34億円で、特定地域開発就労事業が平成18年度で廃止されたことに伴い、前年度と比べると85.8%減(前年度44.8%増)となっている。

その内訳をみると、補助事業費が29億円(失業対策事業費総額の84.7%)、単独事業費が5億円(同15.3%)となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、国庫支出金が15億円(失業対策事業費総額の44.2%)、一般財源等が8億円(同22.7%)等となっている。

### (3) その他の経費 [第74表、第98表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は28兆8,296億円で、前年度と比べると2.1%増(前年度0.8%増)となっている。

その他の経費の内訳をみると、第19表のとおりである。

また、その他の経費の歳出総額に対する割合をみると、物件費が8.5%(前年度8.4%)、補助費等が8.4%(同8.3%)、貸付金が6.2%(同5.9%)、繰出金が5.2%(同5.2%)、積立金が2.4%(同2.3%)の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業の地方公営企業会計に対する繰出しは1兆9,700億円(補助費等1兆5,981億円、投資及び出資金2,706億円、貸付金1,013億円)、法非適用企業の地方公営企業会計に対する繰出し(繰出金)は1兆4,339億円で、合計3兆4,039億円となっており、これを前年度と比べると3.0%減(前年度3.7%減)となっている。

第19表 その他の経費の状況

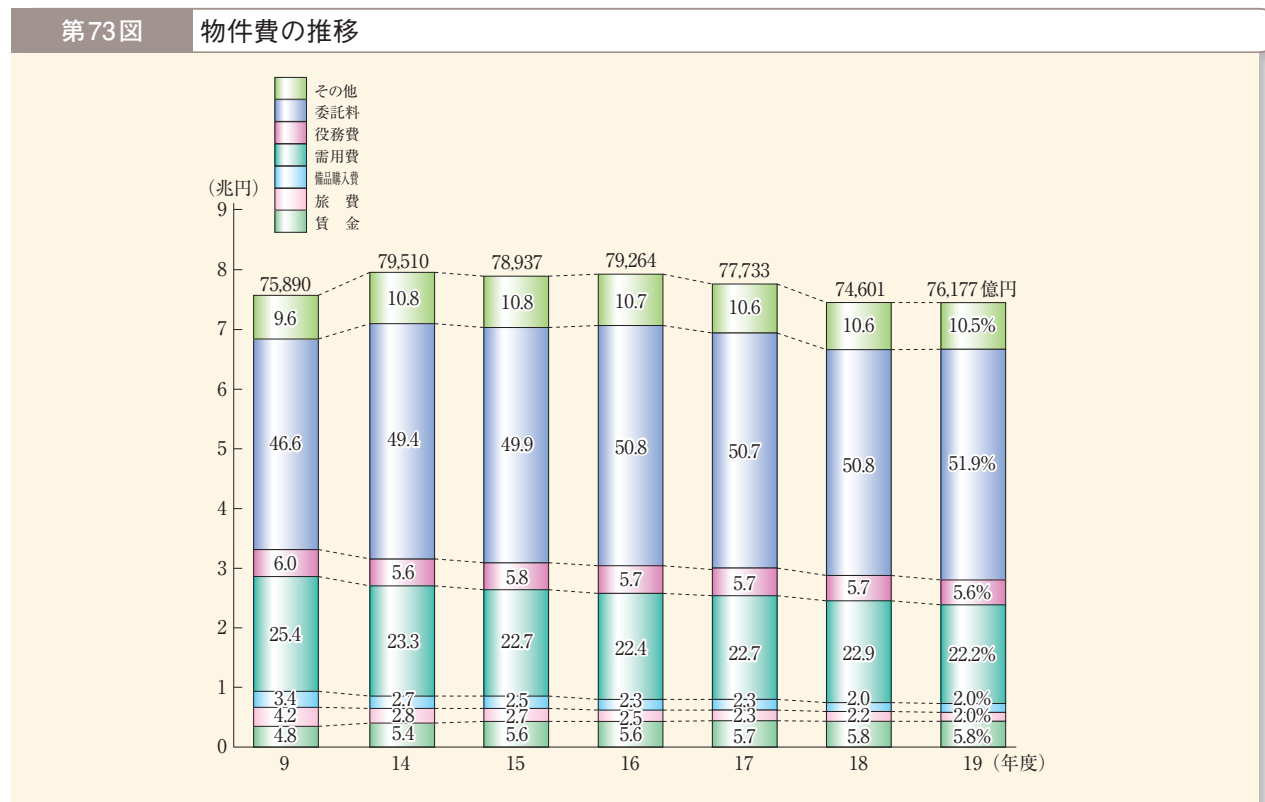
区 分	決 算 額		増 減 率	
	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
	億円	億円	%	%
物 件 費	76,177	74,601	2.1	△ 4.0
維 持 補 修 費	9,889	9,753	1.4	△ 7.9
補 助 費 等	74,708	74,195	0.7	2.6
繰 出 金	46,109	46,070	0.1	0.5
積 立 金	21,564	20,825	3.5	12.2
投 資 及 び 出 資 金	3,849	3,867	△ 0.5	△ 11.5
貸 付 金	55,526	52,860	5.0	4.8
前 年 度 繰 上 充 用 金	475	203	134.6	△ 25.5
合 計	288,296	282,375	2.1	0.8

ア 物件費 [第80表]

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は7兆6,177億円であり、前年度と比べると2.1%増（前年度4.0%減）となっている。

その構成比については、委託料が最も大きな割合（物件費総額の51.9%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同22.2%）となっており、これらの経費で物件費総額の74.2%を占めている。

なお、物件費の内訳の推移は、第73図のとおりである。



第1部

イ 維持補修費 [第81表]

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は9,889億円で、前年度と比べると1.4%増（前年度7.9%減）となっている。

維持補修費の内訳を目的別にみると、土木費の6,498億円（維持補修費総額の65.7%）、衛生費の1,168億円（同11.8%）、教育費の1,057億円（同10.7%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.2%を占めている。

ウ 補助費等 [第83表]

法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は7兆4,708億円で、前年度と比べると0.7%増（前年度2.6%増）となっている。

補助費等の内訳を目的別にみると、民生費が2兆7,179億円で最も大きな割合（補助費等総額の36.4%）を占め、以下、教育費の1兆1,550億円（同15.5%）、衛生費の9,490億円（同12.7%）、土木費の8,433億円（同11.3%）、総務費の7,525億円（同10.1%）、商工費の4,461億円（同6.0%）、農林水産業費の2,860億円（同3.8%）の順となっている。

## 第1部 平成19年度の地方財政の状況

補助費等のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆5,981億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度3.5%減）となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが6,950億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の43.5%）を占め、次いで、病院事業の6,067億円（同38.0%）となっており、これら二事業で総額の81.5%を占めている。以下、交通事業の1,722億円（同10.8%）、上水道事業の860億円（同5.4%）の順となっている。

### 工 繰出金 [第94表]

普通会計から他会計、基金（定額の資金の運用を目的とする基金）に支出する経費である繰出金の決算額は4兆6,109億円で、前年度と比べると0.1%増（前年度0.5%増）となっている。地方公営企業会計（法非適用企業）及び基金に対する繰出金は減少したものの、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計及び介護保険事業会計への繰出金は増加している。

繰出金の内訳を繰出先別にみると、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するものが1兆4,339億円で最も大きな割合（繰出金総額の31.1%）を占めており、以下、国民健康保険事業会計に対するもの1兆2,131億円（同26.3%）、介護保険事業会計に対するもの1兆427億円（同22.6%）、老人保健医療事業会計に対するもの8,629億円（同18.7%）の順となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆1,449億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金総額の79.8%）を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が8,830億円（対前年度比1.1%減）、建設費繰出が969億円（同14.3%減）で、両者で全体の85.6%を占めている。

### オ 積立金 [第95表、第103表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は2兆3,152億円で、前年度と比べると685億円増加（対前年度比3.1%増）している。

積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは7,293億円で、前年度と比べると1,014億円増加（対前年度比16.1%増）、減債基金に対するものは2,336億円で、2,164億円減少（同48.1%減）、その他特定目的基金に対するものは1兆3,523億円で、1,836億円増加（同15.7%増）している。

一方、積立金取崩し額は1兆9,389億円で、前年度と比べると3,185億円増加（対前年度比19.7%増）している。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は5,825億円で、前年度と比べると1,508億円増加（対前年度比34.9%増）、減債基金の取崩し額は5,263億円で、1,247億円増加（同31.1%増）、その他特定目的基金の取崩し額は8,301億円で、429億円増加（同5.5%増）している。

なお、平成19年度末における積立金現在高は13兆9,785億円で、前年度末と比べると3,763億円増加（対前年度末比2.8%増）となっている（積立金現在高については、「2 地方財政の概況（6）将来の財政負担ウ 積立金現在高」を参照）。

### カ 投資及び出資金 [第96表]

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,849億円で、前年度と比べると0.5%減（前年度11.5%減）となっている。

投資及び出資金の内訳を目的別にみると、土木費に係るものが1,690億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の43.9%）を占め、次いで衛生費に係るものが1,397億円（同36.3%）となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対するものは2,706億円で、前年度と比べると24億円増加（対前年度比0.9%増）している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが845億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する投資及び出資金総額の31.2%）を占め、以下、上水道事業の738億円（同27.3%）、病院事業の598億円（同22.1%）、交通事業の449億円（同16.6%）の順となっている。

平成19年度末における投資及び出資金の現在高は13兆5,498億円で、前年度末と比べると3,800億円増加（対前年度末比2.9%増）している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆4,872億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の25.7%）を占め、以下、商工関係の1兆1,840億円（同8.7%）、開発関係の1兆1,195億円（同8.3%）の順となっている。

これに、基金の運用による投資及び出資金現在高166億円を加えると、現在高の総計は13兆5,664億円となり、前年度末と比べると3,808億円増加（対前年度末比2.9%増）している。

#### キ 貸付金 [第97表]

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける貸付金の決算額は5兆5,526億円で、前年度と比べると5.0%増（前年度4.8%増）となっている。

貸付金の内訳を目的別にみると、商工費に係るものは3兆7,543億円で、前年度と比べると1,757億円増加（対前年度比4.9%増）、土木費に係るものは8,800億円で、340億円減少（同3.7%減）している。

地方公営企業会計（法適用企業）に対する貸付金は1,013億円で、前年度と比べると478億円減少（対前年度比32.0%減）しており、貸付金総額に占める割合は1.8%となっている。

平成19年度末の貸付金の現在高は7兆8,987億円で、前年度末と比べると2,143億円増加（対前年度末比2.8%増）となっている。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆6,968億円（貸付金現在高の21.5%）、観光・交通関係が1兆3,765億円（同17.4%）、住宅関係が6,534億円（同8.3%）等となっている。

これに定額の資金を運用するための基金による貸付金現在高5,795億円を加えると、貸付金現在高の総計は8兆4,782億円となり、前年度末と比べると1,943億円増加（対前年度末比2.3%増）している。

## 6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

平成19年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

### (1) 団体数 [第4表]

平成19年度末の一部事務組合等の総数は1,481団体で、前年度末と比べると55団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合の団体数は、108団体で前年度末と比べると1団体増加している。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第20表のとおりであり、し尿・ごみ処理等衛生関係が589団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の39.8%）を占め、以下、広域消防等消防関係301団体（同20.3%）、退職手当組合等総務関係235団体（同15.9%）の順となっている。

第20表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	平成19年度		平成18年度		増 減
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	
		%		%	
総務関係組合	235	15.9	247	16.1	△12
うち退職手当組合	42	2.8	43	2.8	△1
民生関係組合	140	9.5	142	9.2	△2
衛生関係組合	589	39.8	612	39.8	△23
うち { 伝染病組合	-	-	-	-	-
し尿・ごみ処理組合	498	33.6	512	33.3	△14
農林水産関係組合	82	5.5	83	5.4	△1
消防関係組合	301	20.3	313	20.4	△12
教育関係組合	75	5.1	75	4.9	-
うち { 小学校組合	9	0.6	9	0.6	-
中学校組合	25	1.7	25	1.6	-
その他の	59	3.9	64	4.2	△5
合 計	1,481	100.0	1,536	100.0	△55

(注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

### (2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に参加して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を含む。）の数は、延べ17,096団体（市町村・特別区延べ15,364団体、一部事務組合等延べ1,732団体）となっており、1市町村・特別区（一部事務組合等を除く。）当たり平均8.5の一部事務組合等に参加していることになる。

一部事務組合等へ参加している市町村・特別区（延べ15,364団体）を設置目的別にみると、総務関係団体へ参加している団体数は延べ4,806団体で、最も大きな割合（全体の31.3%）を占めており、以下、衛生関

6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

係団体へ加入している団体数が延べ3,892団体（同25.3%）、民生関係団体へ加入している団体数が延べ2,599団体（同16.9%）の順となっている。

(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [第5表]

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、第74図のとおりであり、歳入決算額は2兆2,311億円で、前年度と比べると3.8%増（前年度3.0%減）となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の74.6%）を占めており、以下、繰入金（同6.6%）、地方債（同3.6%）の順となっている。

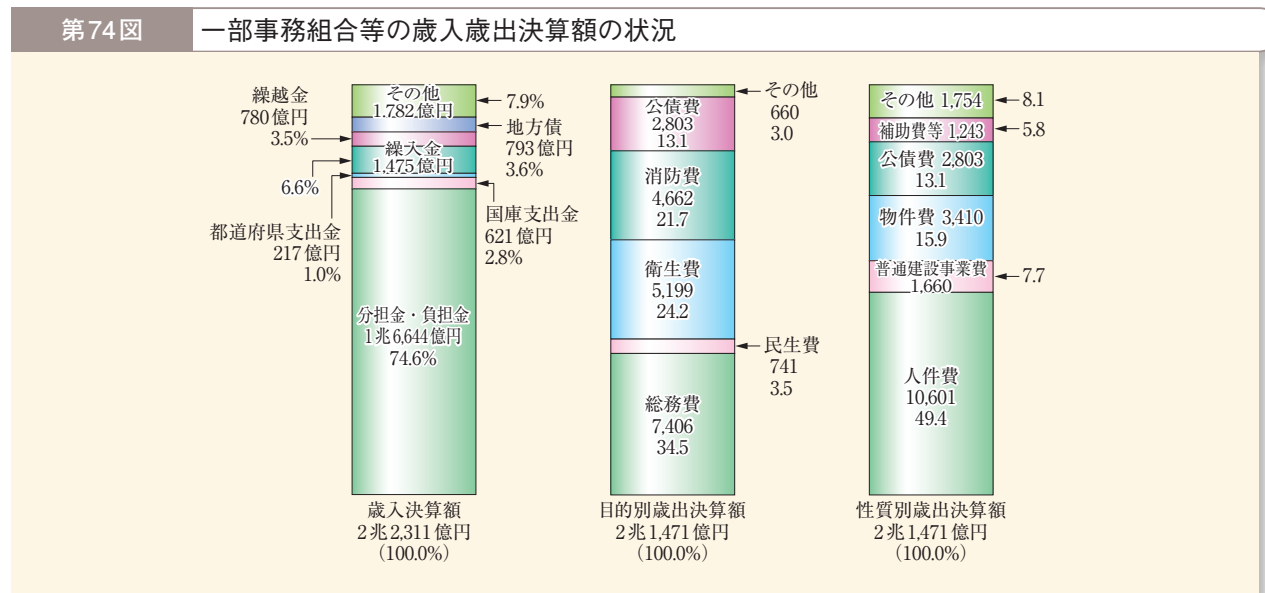
歳出決算額は2兆1,471億円で、前年度と比べると4.2%増（前年度2.7%減）となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の34.5%）を占め、以下、衛生費（同24.2%）、消防費（同21.7%）の順となっており、これらで全体の80.4%を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の27.8%）を占め、次いで、衛生費（同12.5%）、総務費（同11.8%）の順となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の49.4%）を占め、以下、物件費（同15.9%）、公債費（同13.1%）、普通建設事業費（同7.7%）の順となっている。

第1部



第21表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）

(単位 億円・%)

区	分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総	務	62,633	7,406	11.8
衛	生	41,711	5,199	12.5
消	防	16,779	4,662	27.8
公	債	64,989	2,803	4.3
そ	の	296,121	1,401	0.5
歳	出	482,233	21,471	4.5

## 7 市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この章において同じ。）を団体規模別（政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると以下のとおりである。

### (1) 市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化

市町村合併の進展に伴い、団体規模別の団体数の構成が大きく変わってきている。そこで、団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

#### ア 団体数及び人口の状況

団体規模別の団体数の推移については、第22表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第75図のとおりである。都市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきていることに伴い、割合が上昇している。一方で、町村数の割合は低下しており、平成10年度末には8割に近かった町村数は、19年度末には6割を下回る水準まで低下している。平成19年度末の割合は、政令指定都市が0.9%（前年度末0.8%）、中核市が2.0%（同2.1%）、特例市が2.5%（同2.2%）、中都市が9.3%（同9.5%）、小都市が29.1%（同28.8%）、人口1万人以上の町村が28.8%（同29.3%）、人口1万人未満の町村が27.6%（同27.3%）となっている。

次に、団体規模別の人口の推移をみると、第23表のとおりである。

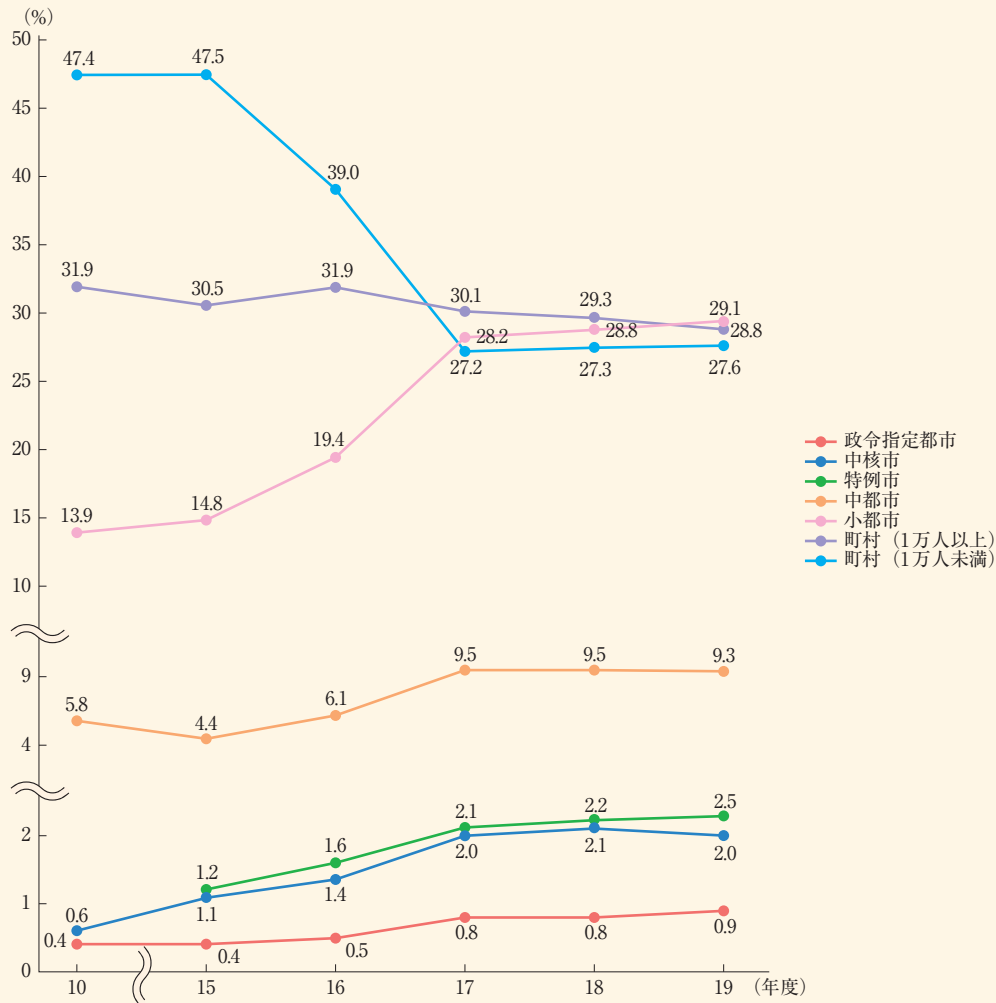
また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第76図のとおりである。団体数の割合と同様に、都市については団体規模の移動があるものの、全体として上昇している一方、町村については低下しており、平成19年度末には、政令指定都市が20.3%（前年度末18.9%）、中核市が12.8%（同14.1%）、特例市が10.2%（同9.3%）、中都市が22.1%（同22.9%）、小都市が23.5%（同23.5%）、人口1万人以上の町村が8.9%（同9.1%）、人口1万人未満の町村が2.2%（同2.2%）となっている。

第22表 団体規模別団体数の推移

区 分	団 体 数						増 減 率 (%)					
	10	15	16	17	18	19	10	15	16	17	18	19
市 町 村 合 計	3,232	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	-	△2.5	△19.5	△27.8	△0.9	△0.6
政 令 指 定 都 市	12	13	13	14	15	17	-	8.3	-	7.7	7.1	13.3
中 核 市	21	35	35	37	37	35	23.5	16.7	-	5.7	-	△5.4
特 例 市	-	39	40	39	39	44	-	5.4	2.6	△2.5	-	12.8
都 市	637	602	644	687	691	687	△0.6	1.0	7.0	6.7	0.6	△0.6
中 都 市	187	139	155	173	171	166	△2.1	△6.1	11.5	11.6	△1.2	△2.9
小 都 市	450	463	489	514	520	521	-	3.3	5.6	5.1	1.2	0.2
町 村	2,562	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	-	△3.7	△26.8	△41.6	△2.1	△1.2
町村（人口1万人以上）	1,030	956	805	549	529	516	△0.6	△3.7	△15.8	△31.8	△3.6	△2.5
町村（人口1万人未満）	1,532	1,487	984	495	493	494	0.4	△3.7	△33.8	△49.7	△0.4	0.2



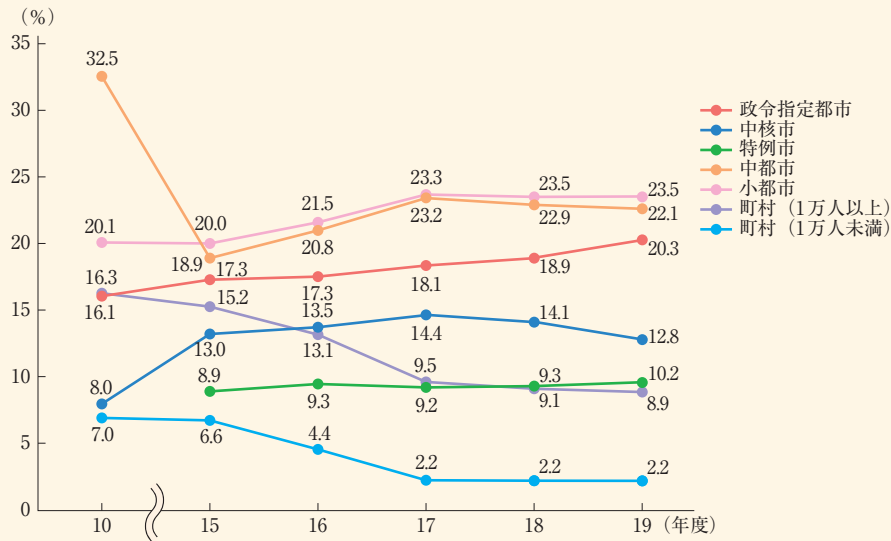
第75図 団体規模別団体数構成比の推移



第23表 団体規模別人口の推移

区分	人口						増減率 (%)					
	10	15	16	17	18	19	10	15	16	17	18	19
市町村合計	117,975,184	118,686,515	118,674,670	118,781,118	118,713,776	118,652,295	0.2	0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1	△ 0.1
政令指定都市	18,976,861	20,489,715	20,569,108	21,524,645	22,440,098	24,136,806	0.4	5.9	0.4	4.6	4.3	7.6
中核市	9,423,176	15,461,777	15,988,700	17,137,424	16,721,246	15,151,433	16.9	18.7	3.4	7.2	△ 2.4	△ 9.4
特例市	-	10,580,448	11,071,992	10,974,614	11,012,415	12,120,827	-	5.4	4.6	△ 0.9	0.3	10.1
都市	62,020,337	46,254,244	50,191,743	55,256,425	55,108,974	54,025,703	△ 1.8	△ 6.4	8.5	10.1	△ 0.3	△ 2.0
中都市	38,364,270	22,472,081	24,725,208	27,523,066	27,195,815	26,184,397	△ 3.0	△ 14.5	10.0	11.3	△ 1.2	△ 3.7
小都市	23,656,067	23,782,163	25,466,535	27,733,359	27,913,159	27,841,306	0.1	3.0	7.1	8.9	0.6	△ 0.3
町村	27,554,810	25,900,331	20,853,127	13,888,010	13,431,043	13,217,526	△ 0.1	△ 3.3	△ 19.5	△ 33.4	△ 3.3	△ 1.6
町村 (人口1万人以上)	19,270,901	18,036,379	15,587,434	11,260,013	10,822,309	10,618,297	△ 0.2	△ 3.0	△ 13.6	△ 27.8	△ 3.9	△ 1.9
町村 (人口1万人未満)	8,283,909	7,863,952	5,265,693	2,627,997	2,608,734	2,599,229	0.0	△ 4.0	△ 33.0	△ 50.1	△ 0.7	△ 0.4

第76図 団体規模別人口構成比の推移



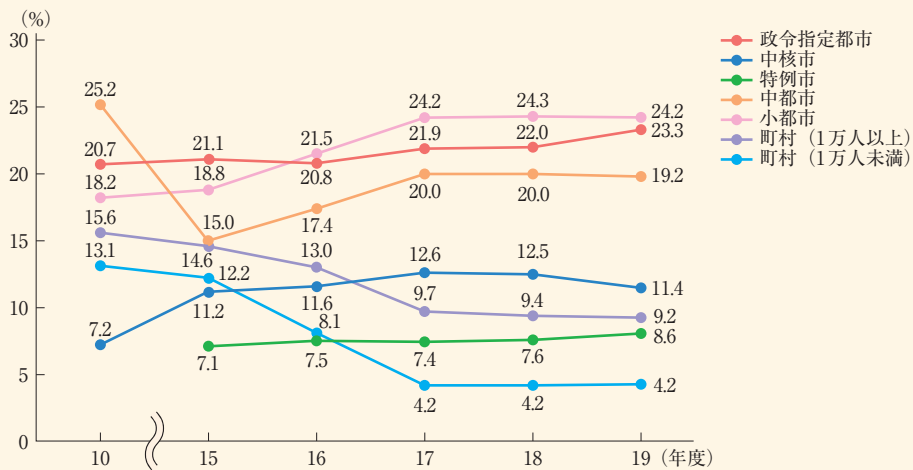
1 決算規模 [第12表、第36表、第75表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が23.3%（前年度22.0%）、中核市が11.4%（同12.5%）、特例市が8.6%（同7.6%）、中都市が19.2%（同20.0%）、小都市が24.2%（同24.3%）、人口1万人以上の町村が9.2%（同9.4%）、人口1万人未満の町村が4.2%（同4.2%）となっている。

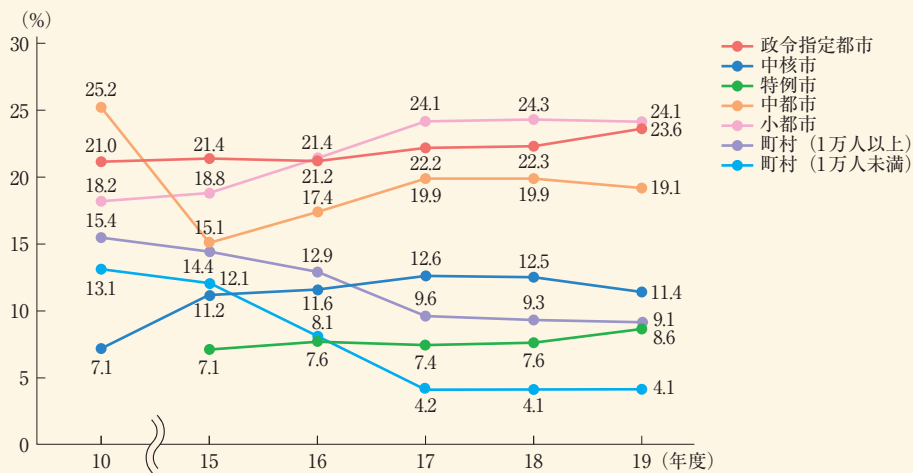
また、歳出総額については、政令指定都市が23.6%（前年度22.3%）、中核市が11.4%（同12.5%）、特例市が8.6%（同7.6%）、中都市が19.1%（同19.9%）、小都市が24.1%（同24.3%）、人口1万人以上の町村が9.1%（同9.3%）、人口1万人未満の町村が4.1%（同4.1%）となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成10年度からの推移は、第77図のとおりである。15年度から17年度にかけては、570件の新設・編入合併が実施されたことから、都市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下したが、18年度から19年度にかけては、18件の新設・編入合併にとどまったことから、都市及び町村のそれぞれの割合は、ほぼ横ばいとなっている。

第77図 団体規模別決算規模構成比の推移（その1 歳入）



第77図 団体規模別決算規模構成比の推移（その2 歳出）



## (2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

### ア 決算規模等 [第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口（住民基本台帳登録人口）1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第24表**のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、政令指定都市が441千円（前年度448千円）、中核市が345千円（同342千円）、特例市が324千円（同315千円）、中都市が335千円（同336千円）、小都市が397千円（同398千円）、人口1万人以上の町村が395千円（同398千円）、人口1万人未満の町村が733千円（同730千円）となっており、歳出については、政令指定都市が436千円（同443千円）、中核市が337千円（同333千円）、特例市が317千円（同307千円）、中都市が326千円（同325千円）、小都市が387千円（同387千円）、人口1万人以上の町村が381千円（同383千円）、人口1万人未満の町村が709千円（同706千円）となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び特例市については行政権能の差異が人口1人当たり決算額に影響を与えている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなっている。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、**第25表**のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、特例市（0.90）、政令指定都市（0.86）、中都市（0.85）、中核市（0.82）、小都市（0.60）、人口1万人以上の町村（0.57）、人口1万人未満の町村（0.31）となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人以上の町村（4.8%）、人口1万人未満の町村（4.7%）、中都市（3.7%）、小都市（3.5%）、特例市（3.2%）、中核市（2.9%）、政令指定都市（0.7%）となっている。

### イ 歳入

歳入決算の主な内訳は、**第78図**のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市（49.1%）、中核市（46.5%）、中都市（46.0%）、政令指定都市

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第24表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

区 分	平成19年度				平成18年度				増減	
	1団体当たり		人口1人当たり		人口1人当たり		人口1人当たり			
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
政令指定都市	6,262	6,193	441	436	448	443	△7	△7		
中核市	1,494	1,459	345	337	342	333	3	4		
特例市	893	872	324	317	315	307	9	10		
中都市	528	514	335	326	336	325	△1	1		
小都市	212	207	397	387	398	387	△1	0		
町村（人口1万人以上）	81	78	395	381	398	383	△3	△2		
町村（人口1万人未満）	39	37	733	709	730	706	3	3		

第25表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区 分	財政力指数	実質収支比率
		%
政令指定都市	0.86	0.7
中核市	0.82	2.9
特例市	0.90	3.2
中都市	0.85	3.7
小都市	0.60	3.5
町村（人口1万人以上）	0.57	4.8
町村（人口1万人未満）	0.31	4.7

(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

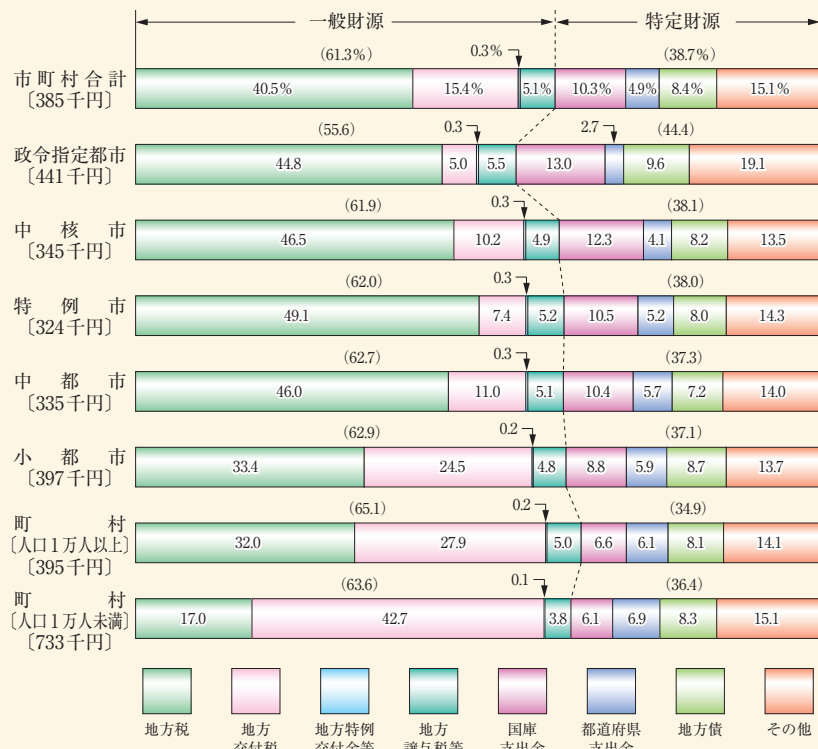
(44.8%)、小都市(33.4%)、人口1万人以上の町村(32.0%)、人口1万人未満の町村(17.0%)となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が小さいほど地方税の歳入総額に占める割合が低くなっている。なお、所得税からの税源移譲により、全体の構成比が上昇している。

また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第79図のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、第80図のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(42.7%)、人口1万人以上の町村(27.9%)、小都市(24.5%)、中都市(11.0%)、中核市(10.2%)、特例市(7.4%)、政令指定都市(5.0%)となっており、特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

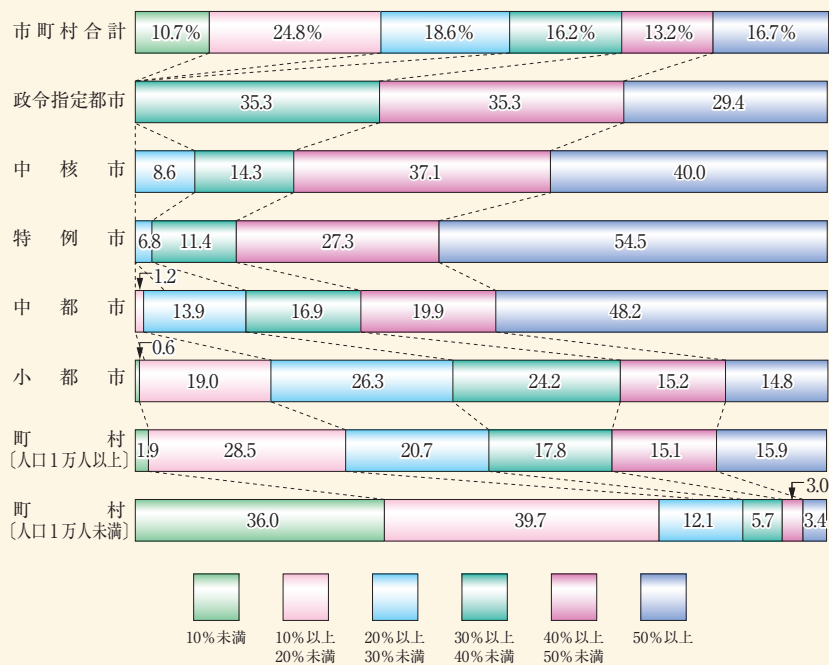
また、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。)の構成比の高い順にみると、政令指定都市(13.0%)、中核市(12.3%)、特例市(10.5%)、中都市(10.4%)、小都市(8.8%)、人口1万人以上の町村(6.6%)、人口1万人未満の町村(6.1%)となっており、規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

第78図 団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



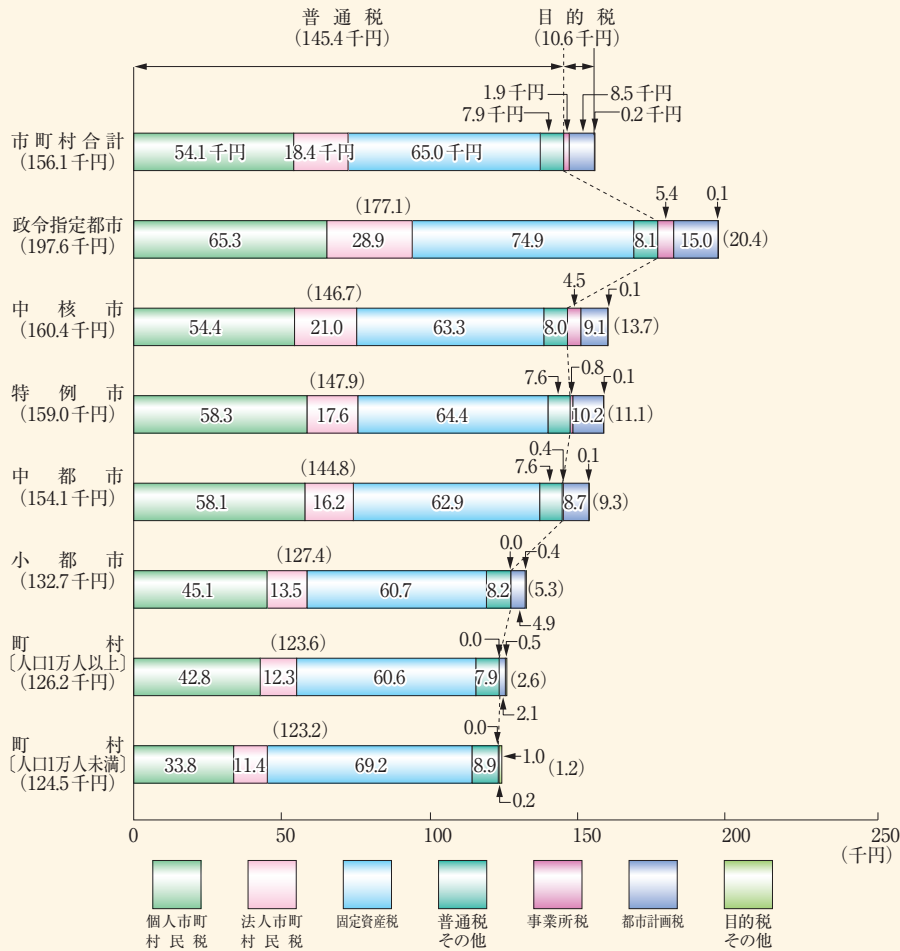
(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。  
 2 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。  
 3 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの歳入決算額である。

第79図 団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（人口1人当たり額の構成比）



(注) 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第80図 団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）



(注) 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（6.9%）、人口1万人以上の町村（6.1%）、小都市（5.9%）、中都市（5.7%）、特例市（5.2%）、中核市（4.1%）、政令指定都市（2.7%）となっており、規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

地方債の構成比（地方債依存度）の高い順にみると、政令指定都市（9.6%）、小都市（8.7%）、人口1万人未満の町村（8.3%）、中核市（8.2%）、人口1万人以上の町村（8.1%）、特例市（8.0%）、中都市（7.2%）となっている。

ウ 歳出

目的別歳出決算額の主な内訳は、第81図のとおりである。

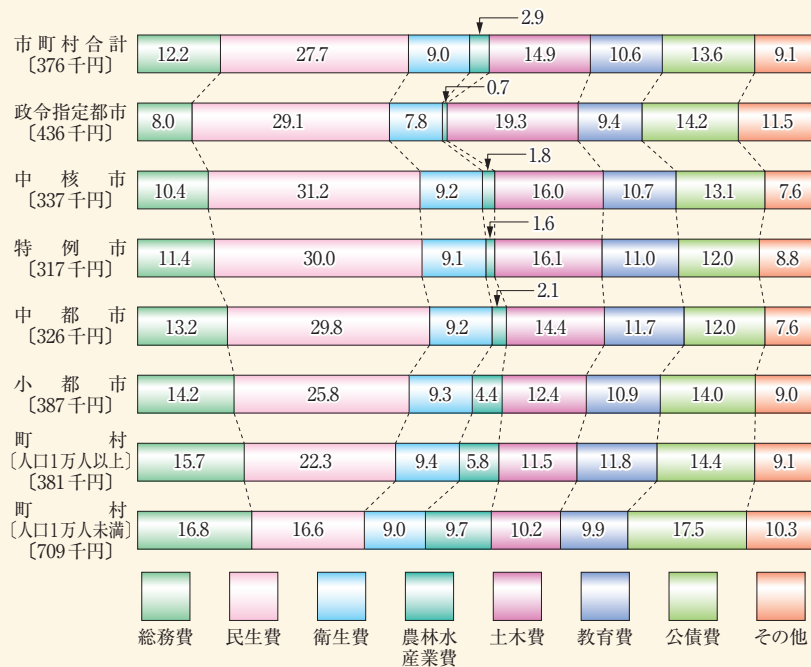
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市、中核市及び特例市においては民生費、土木費、公債費の順、中都市においては民生費、土木費、総務費の順、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、公債費の順、人口1万人未満の町村においては公債費、総務費、民生費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第82図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市及び特例市においては人件費、扶助費、普通建設事業費の順、中都市においては人件費、扶助

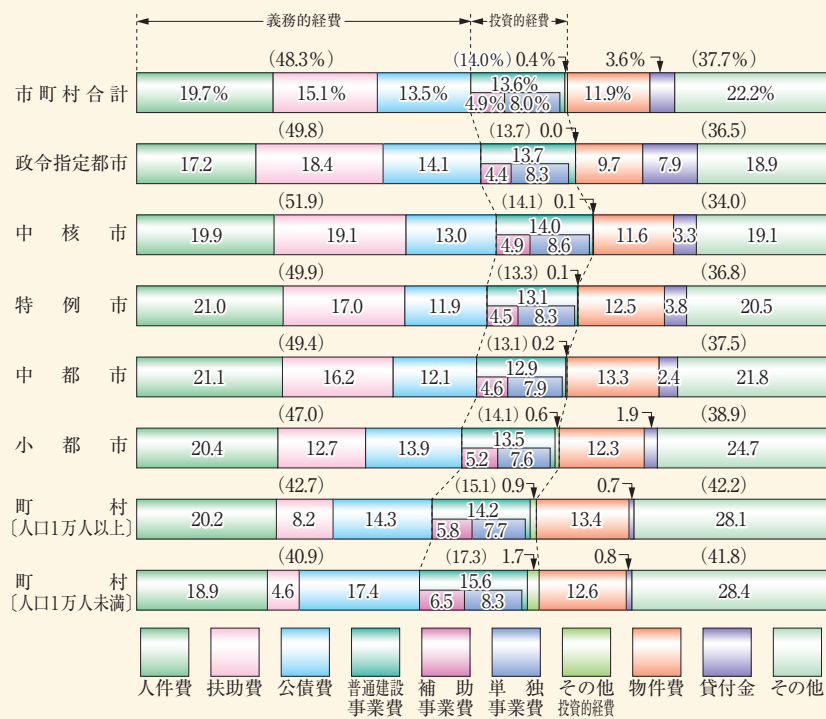
費、物件費の順、小都市、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村においては人件費、公債費、普通建設事業費の順となっている。

第81図 団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。  
2 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

第82図 団体規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比）



(注) 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

工 財政構造の弾力性

(ア) 経常収支比率

経常収支比率は、第26表のとおりであり、経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市（95.4%）、小都市（92.7%）、中都市（91.3%）、特例市（91.2%）、中核市（90.0%）、人口1万人以上の町村（89.4%）、人口1万人未満の町村（88.3%）となっている。

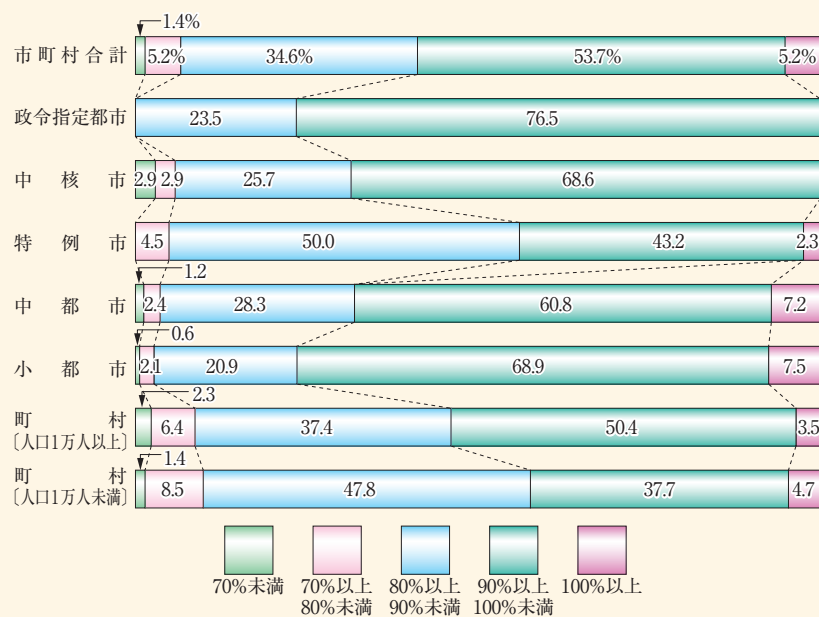
なお、団体規模別の分布状況をみると、第83図のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さ

第26表 団体規模別経常収支比率の状況

区 分	経常収支比率	う ち					
		人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	その他
	%	%	%	%	%	%	%
政令指定都市	95.4	27.3	12.4	12.3	11.8	22.6	9.0
中核市	90.0	27.4	13.1	11.4	6.8	19.5	11.8
特例市	91.1	29.1	14.4	9.5	8.5	18.1	11.5
中都市	91.3	29.2	14.5	8.9	8.5	18.0	12.2
小都市	92.7	28.2	12.5	7.2	11.4	20.8	12.6
町村（人口1万人以上）	89.4	26.8	12.6	4.6	13.7	19.7	12.0
町村（人口1万人未満）	88.3	26.4	11.1	2.7	13.0	24.7	10.4

(注) 比率は、加重平均である。

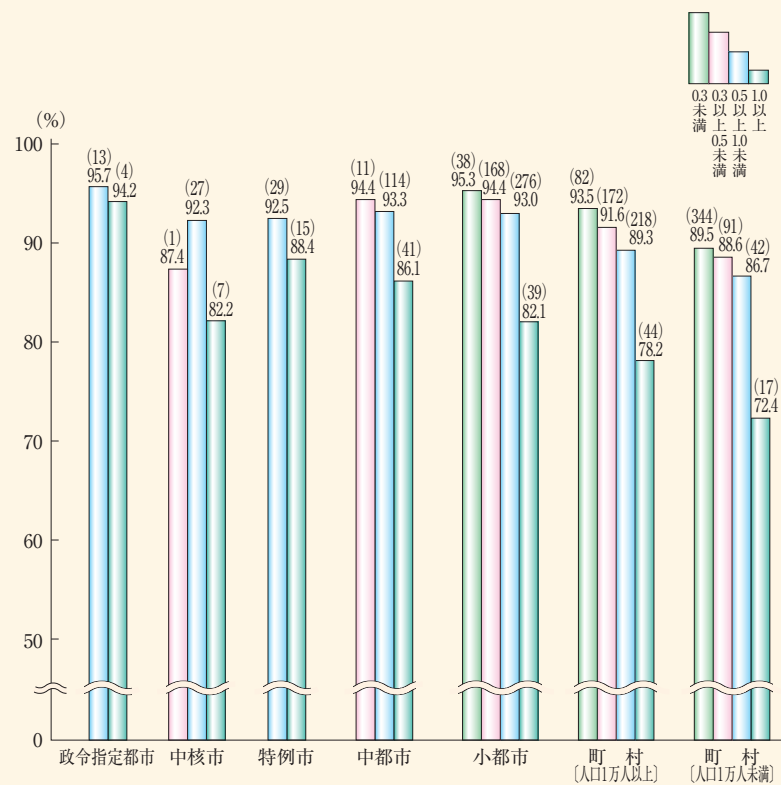
第83図 団体規模別経常収支比率の状況（構成比）



(注) 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。



第84図 団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況



(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 ( ) 内の数値は、団体数である。

いことなどによるものである。

これを財政力指数段階別にみると、第84図のとおりであり、同規模の団体においては、財政力指数の低いものほど経常収支比率が高くなる傾向にあり、財政構造の弾力性が乏しいといえる。

(イ) 実質公債費比率及び起債制限比率

実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第85図のとおりであり、10%以上18%未満の団体の割合が大きくなっている。

次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第86図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

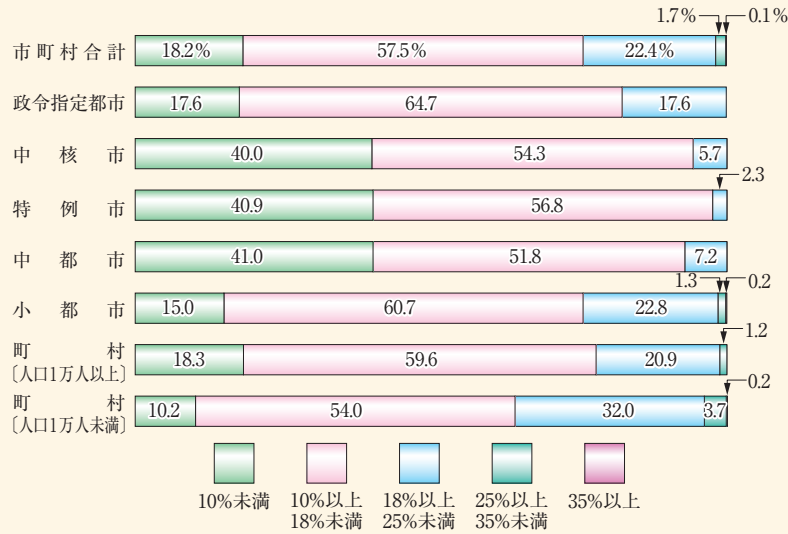
起債制限比率は、第27表のとおりであり、起債制限比率の高い順にみると、政令指定都市(13.9%)、小都市(11.2%)、中核市(11.1%)、特例市(10.8%)、人口1万人未満の町村(10.5%)、中都市(10.4%)、人口1万人以上の町村(9.9%)となっている。

オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況については、第87図のとおりである。団体規模別に前年度と比較すると、政令指定都市3.2%増(前年度1.4%増)、中核市11.7%減(同3.3%減)、特例市10.2%増(同2.2%減)、中都市7.0%減(同5.4%減)、小都市2.9%減(同2.1%減)、人口1万人以上の町村6.2%減(同6.0%減)、人口1万人未満の町村6.7%減(同6.0%減)となっている。

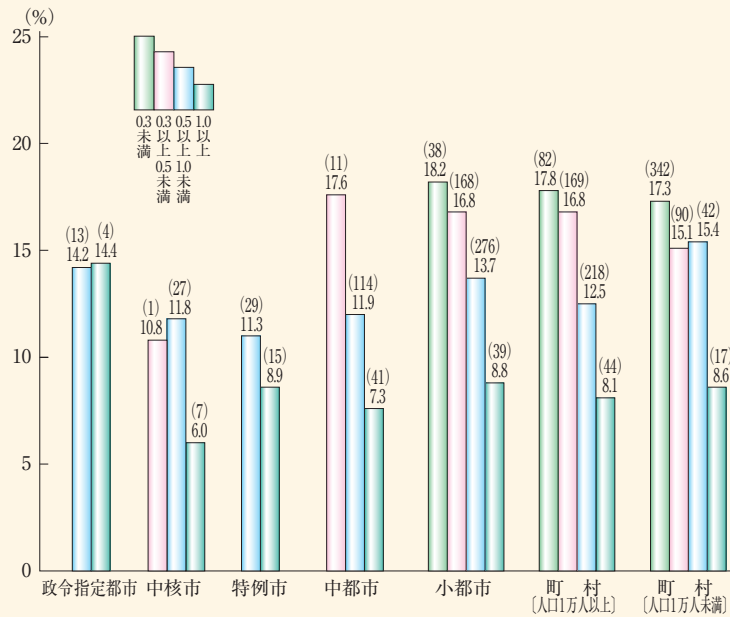
●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第85図 団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）



(注) 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第86図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況



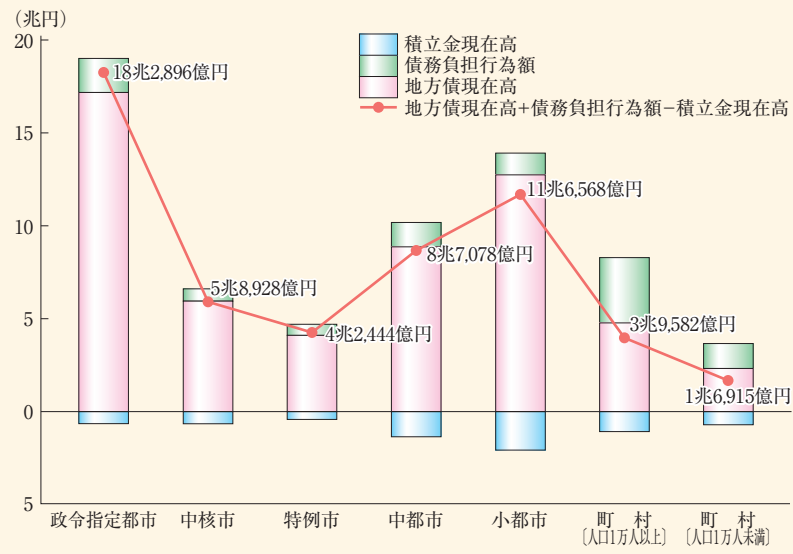
(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 ( ) 内の数値は、団体数である。

第27表 団体規模別起債制限比率の状況

区分	政令指定都市	中核市	特例市	中都市	小都市	町村 〔人口1万人以上〕	町村 〔人口1万人未満〕
	%	%	%	%	%	%	%
平成19年度	13.9	11.1	10.8	10.4	11.2	9.9	10.5
平成18年度	14.4	11.2	10.8	10.7	11.3	10.0	10.9

(注) 比率は、加重平均である。

第87図 団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況



## 8 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本編の記載は公共施設状況調査を基としている。

### (1) 道路 [第105表]

平成20年4月1日現在における地方道の実延長は114万1,472km（対前年同期比0.3%増）、面積は8,232.3km<sup>2</sup>（同0.6%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成9年度）と比べると、実延長は4.2%増、面積は9.5%増となっている。

これを主要地方道（道路法第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,043km（対前年同期比0.0%増）、面積は852.8km<sup>2</sup>（同0.7%増）、一般都道府県道の実延長は7万919km（同0.2%増）、面積は901.0km<sup>2</sup>（同0.9%増）、市町村道の実延長は101万3,510km（同0.3%増）、面積は6,478.5km<sup>2</sup>（同0.5%増）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成9年度）と比べると、主要地方道の実延長は1.2%増、面積は11.1%増、一般都道府県道の実延長は1.9%増、面積は10.4%増、市町村道の実延長は4.5%増、面積は9.1%増となっている。

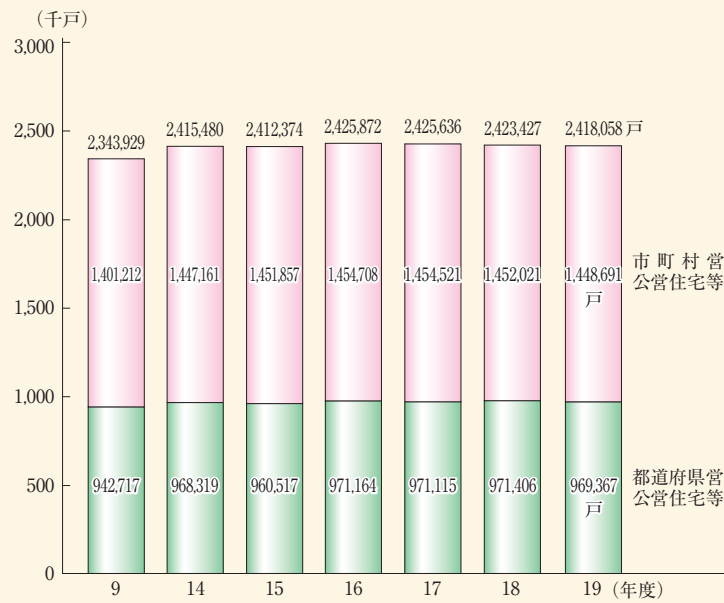
### (2) 公営住宅等 [第106表]

平成19年度末現在における公営住宅等（公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は241万8,058戸であり、前年度末と比べると5,369戸減少（0.2%減）している。

この状況を10年前（平成9年度）と比べると、7万4,129戸増加（3.2%増）している。このうち公営住宅の戸数は217万9,863戸であり、前年度と比べると5,341戸減少（0.2%減）、10年前（平成9年度）と比べると4万8,038戸増加（2.3%増）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.1%（前年度90.2%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、**第88図**のとおりである。

第88図 公営住宅等の総戸数の推移



### (3) 公園 [第107表]

平成19年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は11万6,532箇所（対前年度末比2.2%増）で、その面積は1,239.3km<sup>2</sup>（同2.0%増）となっている。

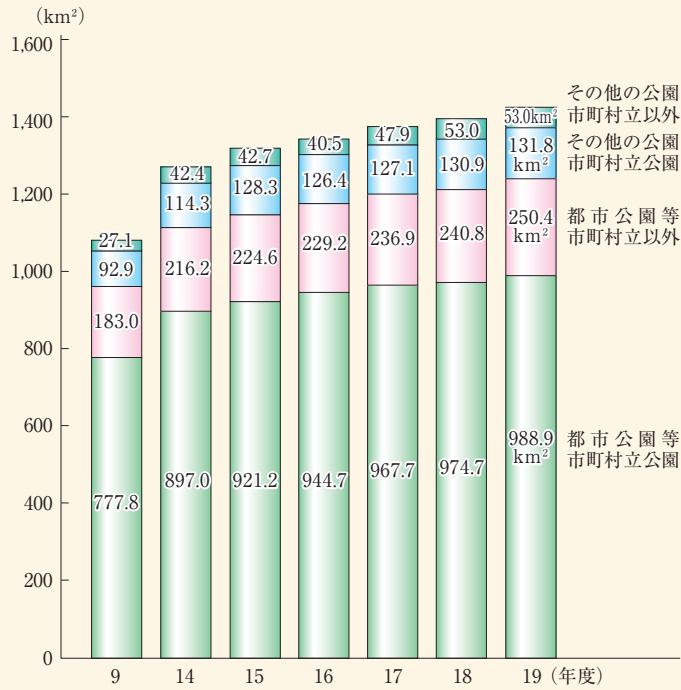
また、この状況を10年前（平成9年度）と比べると、都市公園等の箇所数は2万7,849箇所増加（31.4%増）しているとともに、その面積も278.5km<sup>2</sup>増加（29.0%増）している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが11万5,557箇所（対前年度比2.2%増）、988.9km<sup>2</sup>（同1.5%増）で、総箇所数の99.2%、総面積の79.8%を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は6,166箇所（対前年度末比1.7%増）で、その面積は184.9km<sup>2</sup>（同0.5%増）となっている。このうち市町村立の公園の数は5,894箇所（同1.7%増）で、その面積は131.8km<sup>2</sup>（同0.7%増）となっている。

なお、公園の面積の推移は、第89図のとおりである。

第89図 公園の面積の推移



#### (4) 下水処理施設 [第108表～第109表]

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。以下、この項において同じ。）、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成19年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、9,265万1千人で、前年度末と比べると1.7%増となっている。

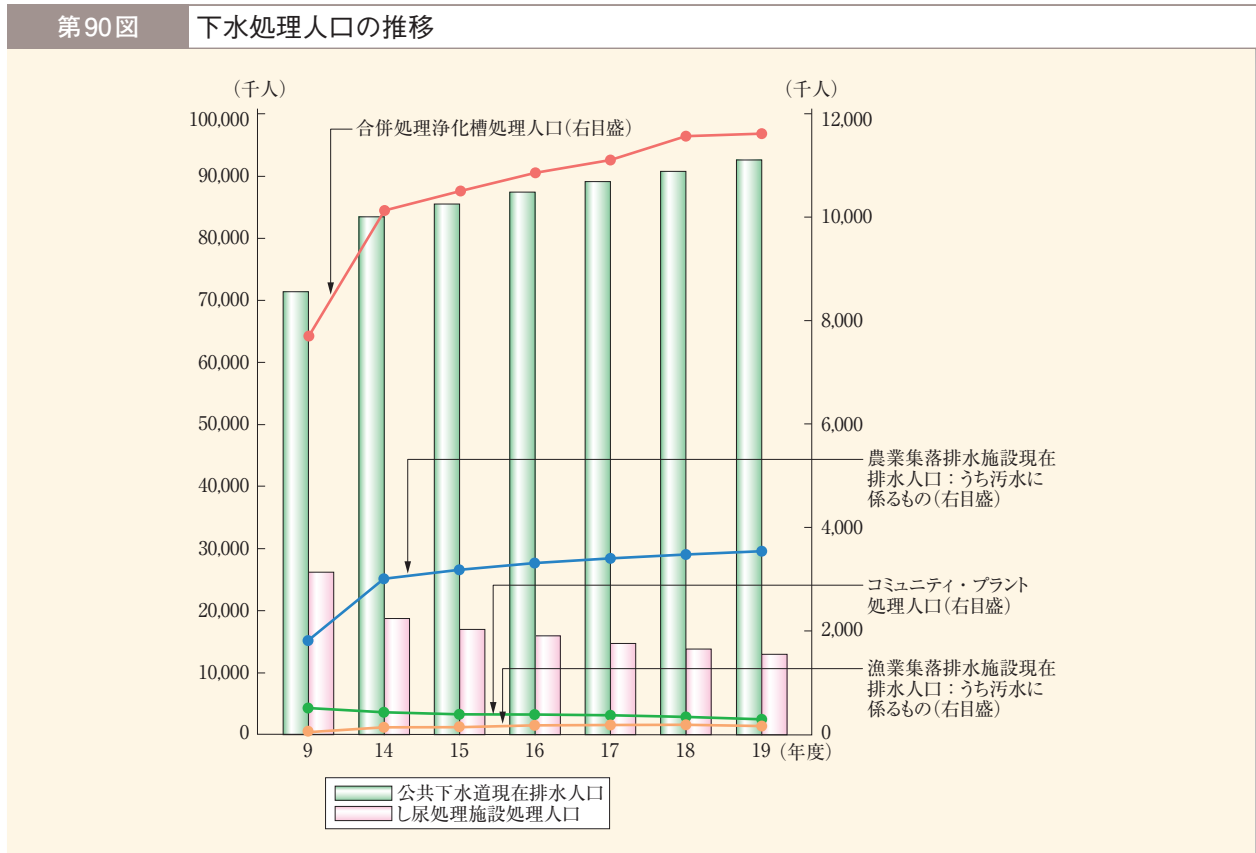
また、これを10年前（平成9年度）と比べると、2,102万4千人増加（29.4%増）している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成19年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ354万8千人、16万6千人で、前年度と比べると2.4%増、2.6%増となっている。これらの状況を10年前（平成9年度）と比べると、それぞれ120.1%増、199.4%増となっている。

また、平成19年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は30万人（対前年度末比4.8%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,162万7千人（同0.4%増）となっている。これらの状況を10年前（平成9年度）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は18万7千人減少（38.4%減）、合併処理浄化槽の処理人口は392万2千人増加（50.9%増）している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成19年度末のし尿処理施設処理人口は1,297万5千人（対前年度比6.3%減）、し尿処理施設年間総収集量は1,109万1千kl（対前年度比7.5%減）となっている。これらの状況を10年前（平成9年度）と比べると、し尿処理施設処理人口は1,330万人

第90図 下水処理人口の推移



減少（50.6%減）、し尿処理施設年間総収集量は789万kl減少（41.6%減）している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

なお、下水処理人口の推移は、第90図のとおりである。

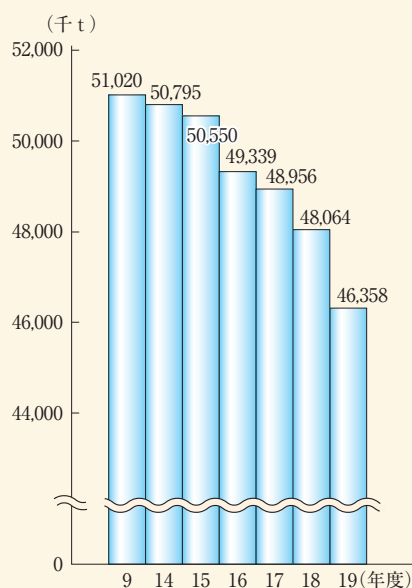
### (5) ごみ処理施設 [第109表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成19年度末における収集処理人口は1億2,911万8千人（対前年度末比0.1%増）で、その年間総収集量は4,635万8千t（同3.5%減）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成9年度）と比べると、収集処理人口は224万1千人増加（1.8%増）し、年間総収集量は466万2千t減少（9.1%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第91図のとおりである。

第91図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



## (6) 保育所 [第110表]

平成19年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は1万2,563箇所（対前年度比2.3%減）、延面積は866万8千 $m^2$ （同0.7%減）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成9年度）と比べると、箇所数は2,142箇所減少（14.6%減）、延面積は13万5千 $m^2$ 減少（1.5%減）している。

## (7) 高齢者福祉施設 [第111表]

平成19年10月1日現在における公立老人ホーム数は1,054箇所、前年同期と比べると28箇所減少（2.6%減）している。

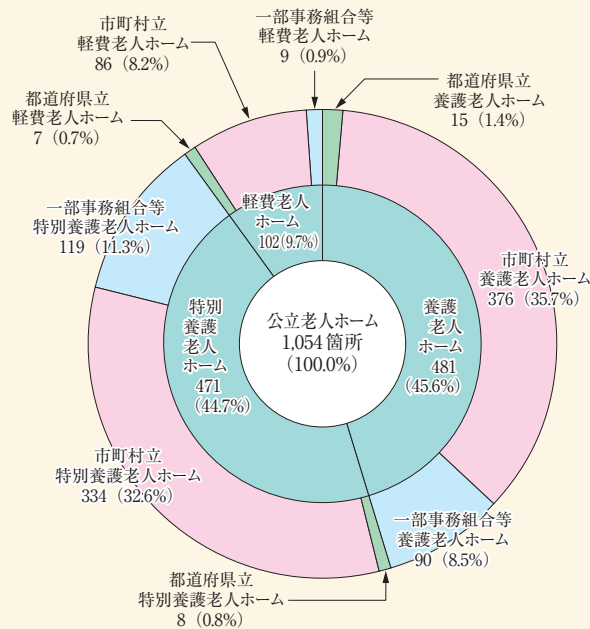
また、この状況を10年前（平成9年度）と比べると、箇所数は171箇所減少（14.0%減）している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の45.6%（対前年同期比0.6ポイント低下）、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは44.7%（同0.5ポイント上昇）、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは9.7%（同0.1ポイント上昇）を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第92図のとおりである。



第92図 公立の老人ホームの状況



## (8) 教育施設

### ア 高等学校 [第112表]

平成20年5月1日現在における公立高等学校数は3,905校で、前年同期と比べると55校減少(1.4%減)している。

また、この状況を10年前(平成9年度)と比べると、255校減少(6.1%減)している。

### イ 中等教育学校 [第112表]

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成20年5月1日現在において20校で、前年同期と比べると3校増加している。

## (9) 文化及び体育施設

### ア 文化施設 [第113表]

平成19年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,192箇所(対前年度末比0.6%増)で、延面積は1,344万1千 $m^2$ (同0.6%増)となっている。また、この状況を10年前(平成9年度)と比べると、箇所数は391箇所増加(14.0%増)、延面積は244万 $m^2$ 増加(22.2%増)している。

図書館は3,101館(対前年度末比1.4%増)となっている。また、この状況を10年前(平成9年度)と比べると、箇所数は639館増加(26.0%増)している。博物館(美術館、動物園、水族館等を含む)は774館(対前年度末比3.7%減)となっている。また、この状況を10年前(平成9年度)と比べると、箇所数は206館増加(36.3%増)している。

## ●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

### ① 体育施設 [第113表]

平成19年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,352箇所（対前年度末比0.7%増）となっている。また、この状況を10年前（平成9年度）と比べると、箇所数は600箇所増加（10.4%増）している。

陸上競技場は1,084箇所（対前年度末比0.1%減）となっている。また、この状況を10年前（平成9年度）と比べると、箇所数は11箇所減少（1.0%減）している。

野球場は4,145箇所（対前年度末比0.9%増）となっている。また、この状況を10年前（平成9年度）と比べると、箇所数は97箇所増加（2.4%増）している。

プールは4,251箇所（対前年度末比1.4%減）となっている。また、この状況を10年前（平成9年度）と比べると、箇所数は359箇所減少（7.8%減）している。

## 9 地方公営事業の状況

### (1) 地方公営企業

#### ア 概況

##### (ア) 事業数 [第115表]

平成19年度末において、地方公営企業を営んでいる団体数は1,863団体（企業団・一部事務組合等のみ地方公営企業を営んでいる5団体及び東京都23特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、17政令指定都市、1,799市町村となっている。

これらの団体が営んでいる地方公営企業の実業数は9,210事業で、前年度末と比べると107事業減少している。これを事業別にみると、第93図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）、病院事業の順となっている。

##### (イ) 業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、第28表のとおりである。

平成19年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

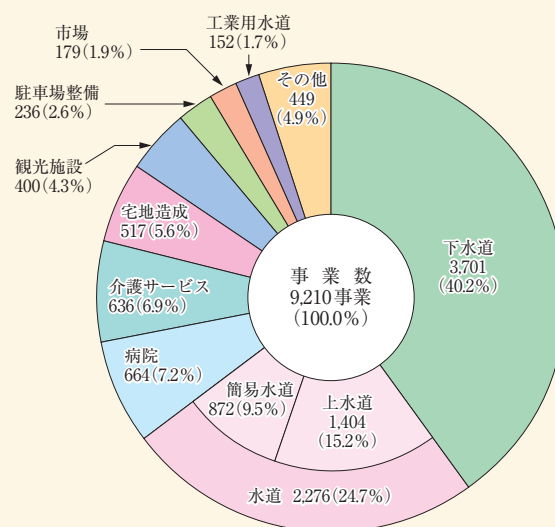
#### a 水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力7,160万6千 $m^3$ /日、導送配水管70万6,975kmを有し、年間161億94百万 $m^3$ （対前年度比0.4%減）の配水を行っている。また、給水人口は1億2,463万1千人で、全国人口に対する割合は96.4%（10年前（平成9年度）は94.8%）であり、着実に上昇している。

#### b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,165万8千 $m^3$ /日、導送配水管8,471kmを有し、年間47億84百万 $m^3$ （対前年度比0.1%減）の配水を行っている。また、契約水量は1,754万5千 $m^3$ /日（同

第93図 地方公営企業の実業数の状況（平成19年度末）



●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第28表 事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	対象指標	左記に占める割合
水道事業	1億2,522万人	99.3%
工業用水道事業	47億88百万m <sup>3</sup>	99.9%
交通事業(鉄道)	228億41百万人	13.1%
交通事業(バス)	45億45百万人	23.4%
電気事業	1兆46億22百万kWh	0.8%
ガス事業	1兆5,026億MJ	2.6%
病院事業	1,627千床	14.0%
下水道事業	1億635万人	90.9%

0.03%増)となっている。

c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,532両、営業路線536kmを有している。また、年間輸送人員は29億9百万人(対前年度比2.7%増)となっている。

d バス事業

バス事業においては、車両8,930両、営業路線9,854kmを有している。また、年間輸送人員は10億34百万人(対前年度比1.6%減)であり、近年減少が続いている。

e 病院事業

病院事業においては、957病院、病床22万7,529床を有している。また、年延患者数は1億6,906万8千人(対前年度比4.5%減)であり、6年連続の減少となっている。

f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,065万m<sup>3</sup>/日、管渠46万1,716kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く。)は109億19百万m<sup>3</sup>(対前年度比1.4%増)であり、着実に増加している。

(ウ) 職員数 [第116表]

平成19年度末における地方公営企業に従事する職員の数37万5,505人で、前年度末と比べると1.6%減となっている。この職員数は、地方公共団体の全職員数の13.0%(前年度末12.9%)に相当している。

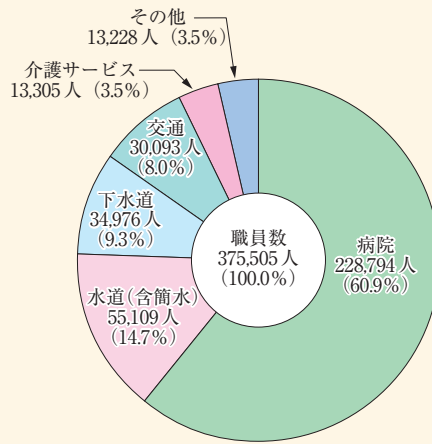
これを事業別にみると、第94図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の92.9%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、有料道路事業、駐車場整備事業以外の事業において職員数は減少している。

(エ) 決算規模等 [第117表]

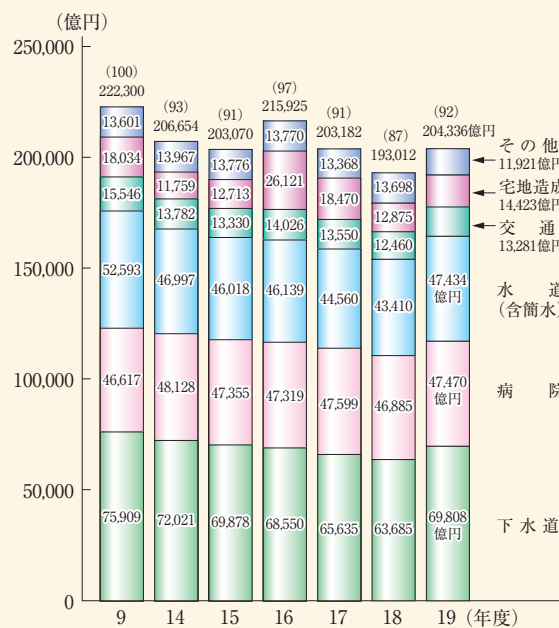
決算規模は20兆4,336億円で、地方財政法第33条の9に基づく公的資金補償金免除繰上償還(以下「補償金免除繰上償還」という。)に伴う資本的支出の増加により前年度と比べると1兆1,324億円増加(5.9%増)となっており、普通会計歳出決算額の22.9%(前年度21.6%)に相当する規模となっている。ただし、補償金免除繰上償還を除くと前年度に比べて6,074億円減少(3.1%減)となっている。

これを事業別にみると、第95図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業の順となっている。

第94図 職員数の状況



第95図 決算規模の推移



(注) 1 決算規模の算出は、次のとおりとした。  
 法適用企業：総費用（税込み）-減価償却費+資本的支出  
 法非適用企業：総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金  
 2 ( ) 内の数値は、平成9年度を100として算出した指数である。

また、建設投資額の推移は、第96図のとおりであり、平成19年度の額は4兆986億円（対前年度比7.6%減）で、普通会計の普通建設事業費の30.3%に相当する規模となっている。

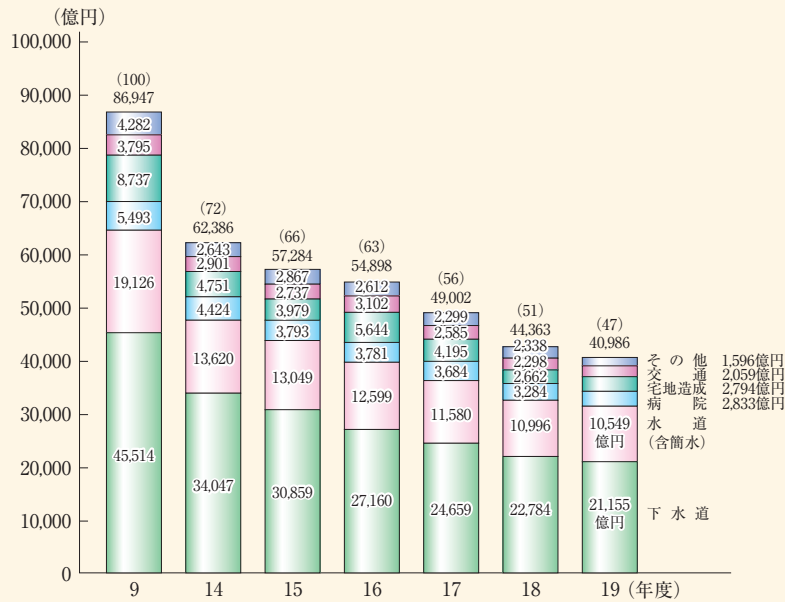
これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より減少した主な事業は、下水道事業（対前年度比1,629億円減少、7.1%減）、その他のうち市場事業（同560億円減少、82.7%減）、病院事業（同451億円減少、13.7%減）となっている。

(オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第29表のとおりであり、黒字事業数は

第1部 平成19年度の地方財政の状況

第96図 建設投資額の推移



(注) 1 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。  
2 ( ) 内の数値は、平成9年度を100として算出した指数である。

第29表 地方公営企業全体の経営状況

(単位 億円)

区分	19年度(A)			18年度(B)			差引((A)-(B))		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
(事業数)	(1,852)	(5,963)	(7,815)	(1,812)	(6,030)	(7,842)	(40)	(△ 67)	(△ 27)
黒字額	7,209	1,751	8,960	5,021	1,595	6,617	2,187	156	2,343
(事業数)	(1,009)	(224)	(1,233)	(1,026)	(252)	(1,278)	(△ 17)	(△ 28)	(△ 45)
赤字額	△ 3,261	△ 1,013	△ 4,274	△ 3,628	△ 1,055	△ 4,683	△ 367	△ 43	△ 409
(事業数)	(2,861)	(6,187)	(9,048)	(2,838)	(6,282)	(9,120)	(23)	(△ 95)	(△ 72)
収支	3,947	739	4,686	1,394	540	1,933	2,554	199	2,753

(注) 1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)である。第30表から第40表まで同じ。  
2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。第30表から第40表まで同じ。

全体の86.4%、赤字事業数は13.6%で、全体としては4,686億円の黒字となっている(前年度1,933億円の黒字)。また、黒字額が増加した主な理由については、水道事業において職員給与費や支払利息の減少等に伴い総費用が減少したことや宅地造成事業において過年度の土地売却に係る収益の精算額が発生したことに伴い総収益が増加したこと等によるものである。

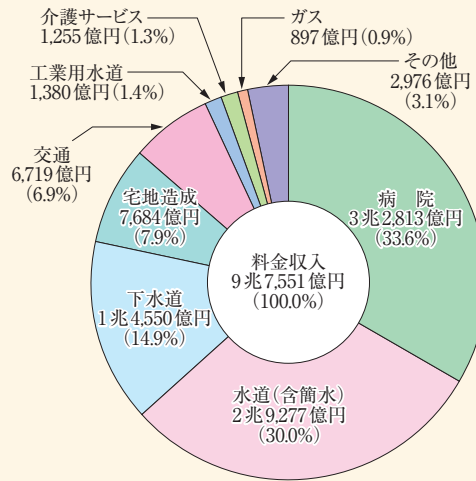
(カ) 料金収入

料金収入は9兆7,551億円で、前年度と比べると2,959億円増加(3.1%増)している。これを事業別にみると、第97図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、宅地造成事業の順となっている。

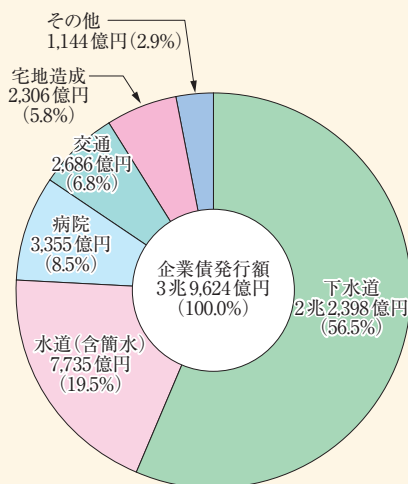
(キ) 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第98図のとおりであり、発行額は3兆9,624億円で、

第97図 料金収入の状況



第98図 企業債発行額の状況



補償金免除繰上償還に係る借換債発行により、前年度と比べると38.8%増となっている。ただし、補償金免除繰上償還に係る借換債を除くと11.8%減となっている。これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、交通事業の順となっている。

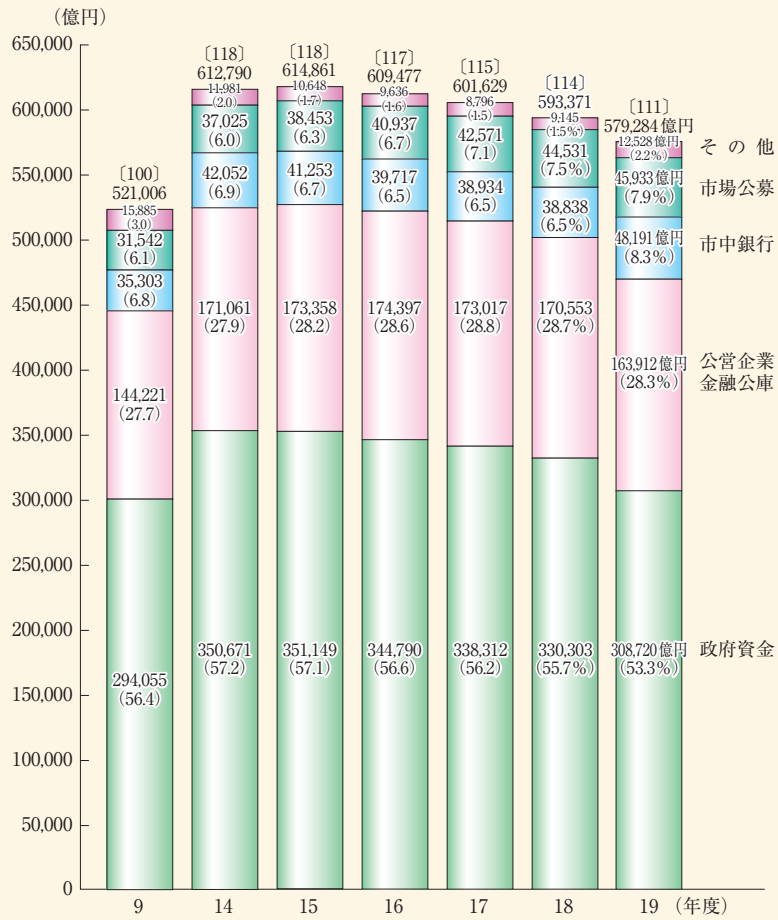
企業債借入先別現在高の推移は、第99図のとおりであり、平成19年度末の額は57兆9,284億円で、前年度末と比べると2.4%減となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、公営企業金融公庫資金、市中銀行の順となっている。

なお、地方財政法第5条の4第3項により許可を要することとなる公営企業は、全事業会計数(7,474会計)のうち263会計(全事業会計数に対する割合3.5%)となっている。

(ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆3,430億円で、前年度と比べると2.4%減となっている。この内訳をみると、収益的収入として2兆1,253億円(収益的収入に対する割合16.5%)、資本的収入として1兆2,177億円(資本的収入に対する割合18.0%)となっている。

第99図 企業債借入先別現在高の推移



(注) [ ] 内の数値は、平成9年度を100として算出した指数である。

これを事業別にみると、下水道事業の繰入額が最も大きな割合（繰入額全体の57.8%）を占め、以下、病院事業（同20.8%）、水道事業（同7.5%）、交通事業（同5.4%）の順となっている。

(ケ) 法適用企業の経営状況【第118表】

a 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、過年度の職員給与等の費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益（経常収益+特別利益）は10兆6,101億円、総費用（経常費用+特別損失）は10兆2,154億円となっており、この結果、純損益は3,947億円の黒字となっており、総収支比率



は103.9%と前年度より2.5%ポイント増加している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は10兆4,845億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は10兆1,464億円となっており、この結果、経常損益は3,382億円の黒字となっており、経常収支比率は103.3%と前年度より1.7%ポイント増加している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度から5年連続で100%を上回った。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

#### b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆9,381億円で、前年度と比べると2.7%増となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業（累積欠損金合計額の45.8%）、病院事業（同40.5%）等である。

#### c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は3,601億円で、前年度と比べると0.8%減となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の48.6%）、病院事業（同32.9%）、下水道事業（同8.8%）である。

#### d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は6兆4,608億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると17.7%増となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆7,081億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆6,466億円、財源不足額は1,062億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆4,299億円で、前年度と比べると5.3%減となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の39.9%）、下水道事業（同30.5%）、病院事業（同11.7%）である。

### (コ) 法非適用企業の経営状況 [第120表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体96.4%、赤字事業数は3.6%を占めており、全体では739億円の黒字（前年度540億円の黒字）となっている。

### (サ) 財政再建等の状況

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第49条の規定に基づく財政再建（いわゆる準用再建）について

第30表 法適用企業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数)	(1,852)	(1,812)	(1,844)	(1,805)
黒 字 額	7,209	5,021	6,522	4,859
(事業数)	(1,009)	(1,026)	(1,017)	(1,033)
赤 字 額	△ 3,261	△ 3,628	△ 3,141	△ 3,251
(事業数)	(2,861)	(2,838)	(2,861)	(2,838)
収 支	3,947	1,394	3,382	1,607

ては、交通事業において1事業が再建を行っていたが、平成11年度に計画どおり完了している。

工業用水道事業においては、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じたところであり、1団体2施設が取組を行っている（経営健全化団体の指定は平成18年度をもって終了している）。

また、交通事業（地下鉄事業）の経営健全化措置については、計画期間開始年度末において不良債務を有し、計画期間中に不良債務の増加が見込まれる団体で、かつ、計画期間内に償却前営業収支を5%以上向上させることが確実と見込まれる団体のうち、経営健全化計画を策定する団体の中から総務大臣が指定する団体を対象として、不良債務の計画的な解消及びその発生に抑制を図ることを目的に、平成19年度末現在において4団体が取組を行っている。

さらに、病院事業においては、平成13年度末において医業収益に対する不良債務の比率が10%以上の病院事業を経営する団体のうち、経営努力の徹底により収支の均衡を図ることが可能なものについて、平成14年度から15団体を対象に第五次病院事業経営健全化措置が実施されており、平成19年度末現在において4団体が取組を行っている。

## イ 事業別状況 [第115表～第120表]

### (ア) 水道事業

#### a 事業数

##### (a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成19年度決算対象となるものは、1,405事業であり、このうち、末端給水事業は1,326事業（うち建設中1事業）、用水供給事業は79事業（同12事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が17事業、市営が689事業、町村営が567事業、企業団営等が49事業であり、用水供給事業は、府県営が23事業、政令指定都市営が1事業、企業団営等が55事業となっている。

##### (b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成19年度決算対象となるものは、872事業（うち法適用24事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が560事業で全体の64.2%を占め、以下、市営が303事業、政令指定都市営が5事業、一部事務組合営等が3事業、県営が1事業となっている。

#### b 経営規模

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成19年度末で1億2,500万人（上水道事業1億2,000万人、簡易水道事業500万人）であり、前年度と比べると微増となっている。また、平成19年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は191億9,000万 $m^3$ （前年度191億4,200万 $m^3$ ）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は318 $l$ （同320 $l$ ）となっている。

#### c 経営状況

##### (a) 法適用企業

##### (i) 損益収支

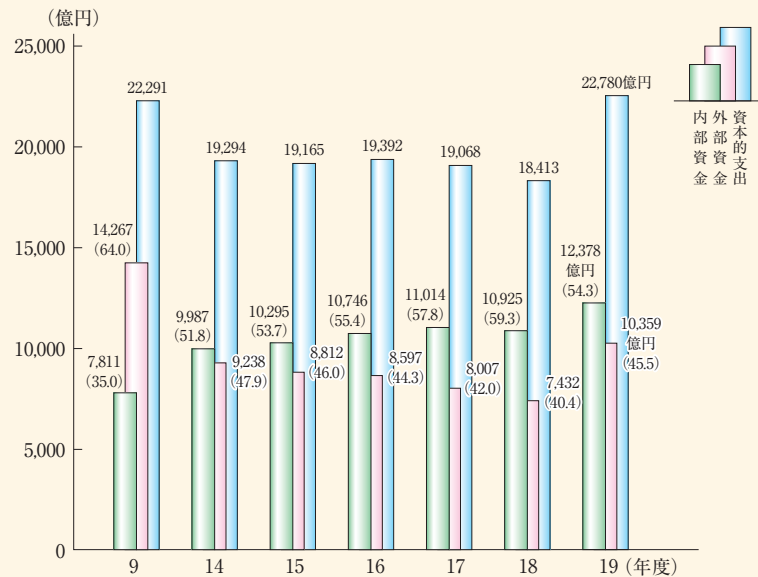
上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は3兆1,657億円、総費用は2兆9,018億円となっており、この結果、純損益は2,639億円の黒字（前年度2,424億円の黒字）、総収支比率は109.1%となっている。また、経常収益は3兆1,577億円、経常費用は2兆8,906億円となっており、この結果、経常損益は2,671億円の黒字、経常収支比率は109.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第31表のとおりである。

第31表 水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数)	(1,174)	(1,188)	(1,180)	(1,200)
黒 字 額	2,794	2,618	2,812	2,607
(事業数)	(242)	(232)	(236)	(220)
赤 字 額	△ 155	△ 194	△ 141	△ 178
(事業数)	(1,416)	(1,420)	(1,416)	(1,420)
収 支	2,639	2,424	2,671	2,429

第100図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源



(注) ( ) 内の数値は、資本的支出に占める財源の割合である。

累積欠損金は1,287億円で、前年度と比べると1.0%増となっている。また、不良債務は17億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は、第100図のとおりであり、平成19年度の額は2兆2,780億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると23.7%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆359億円、内部資金が1兆2,378億円で、財源不足額は43億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,703億円で、前年度と比べると2.9%減、企業債償還金は1兆2,244億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると63.2%増となっている。

(iii) 給水原価と料金

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は174.62円で、前年度と比べると0.6%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が66.93円、職員給与費が28.66円、受水費が30.70円、その他の経費が48.33円となっている。これに対して1m<sup>3</sup>当たりの供給単価

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

は173.29円であり、供給単価が給水原価を1.33円下回る状態となっている。

また、平成19年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は107事業（前年度90事業）で、営業中の事業の7.6%となっている。

(b) 法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の実質収支をみると、黒字事業が830事業で61億円の黒字、赤字事業が15事業で8億円の赤字となっており、差引53億円の黒字となっている。

(イ) 工業用水道事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成19年度決算対象となるものは、152事業（うち建設中4事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が41事業、政令指定都市営が7事業、市営が80事業、町村営が16事業、企業団営が8事業となっている。

施設数は266施設、給水先事業所数は6,186箇所、年間総配水量は47億84百万m<sup>3</sup>となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したもの）の平均は60.38%（前年度60.42%）となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,585億円、総費用は1,387億円となっており、この結果、純損益は198億円の黒字（前年度178億円の赤字）、総収支比率は114.3%となっている。また、経常収益は1,572億円、経常費用は1,362億円となっており、この結果、経常損益は210億円の黒字、経常収支比率は115.4%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。

累積欠損金は551億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は1,437億円で、前年度と比べると16.7%減となっている。これに対する財源は、外部資金が628億円、内部資金が806億円で、財源不足額は2億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は413億円で、前年度と比べると3.9%減、企業債償還金は620億円で、前年度と比べると13.1%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの給水原価は28.98円（資本費15.31円、職員給与費4.05円、その他の経費

第32表 工業用水道事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数)	(127)	(119)	(126)	(118)
黒 字 額	258	196	249	198
(事業数)	(21)	(28)	(22)	(29)
赤 字 額	△ 60	△ 374	△ 39	△ 14
(事業数)	(148)	(147)	(148)	(147)
収 支	198	△ 178	210	185

9.62円)となっており、これに対して1m<sup>3</sup>当たりの供給単価は29.52円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価(13.73円)が給水原価(11.71円)を2.02円上回っており、補助事業では供給単価(33.76円)が給水原価(33.62円)を0.14円上回っている。

(ウ) 交通事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する交通事業で、平成19年度決算対象となるものは、103事業(うち未開業1事業)である。これを事業別にみると、バスが38事業、都市高速鉄道が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が48事業となっている。

これらによる年間輸送人員は40億3,778万人、1日平均1,106万人(対前年度比1.5%増)である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが283万人(同1.6%減)、都市高速鉄道が797万人(同2.7%増)、路面電車が15万人(同同数)、その他が11万人(同同数)となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、第101図のとおりであり、バスについては23.4%、都市高速鉄道については13.1%となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

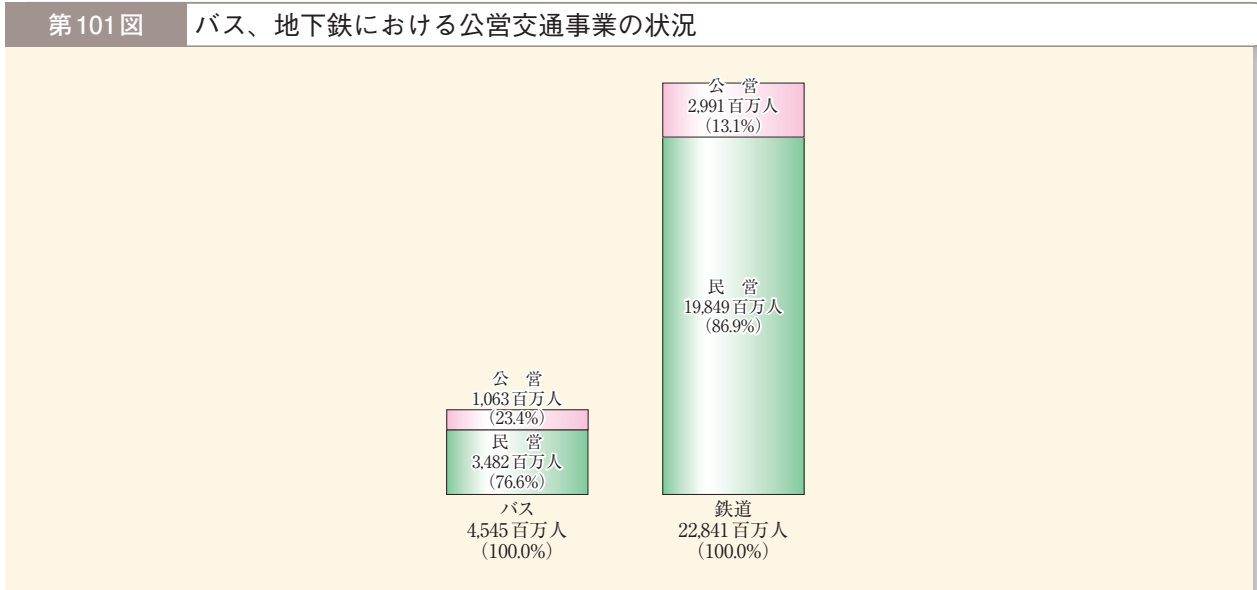
(i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は8,116億円、総費用は8,006億円となっており、この結果、純損益は110億円の黒字、総収支比率は101.4%となっている。また、経常収益は8,037億円、経常費用は7,983億円となっており、この結果、経常損益は54億円の黒字、経常収支比率は100.7%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。

累積欠損金は2兆2,595億円で、前年度と比べると0.5%減となっている。一方、不良債務は1,751億円で、前年度と比べると13.9%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は13億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1,791億円で、前年度と比べると2.0%減となっており、不良債務は420億円

第101図 バス、地下鉄における公営交通事業の状況



●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第33表 交通事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数) 黒 字 額	(33) 440	(37) 460	(31) 391	(34) 300
(事業数) 赤 字 額	(29) △ 330	(26) △ 409	(31) △ 337	(29) △ 402
(事業数) 収 支	(62) 110	(63) 51	(62) 54	(63) △ 102

(注) ( ) 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

第34表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数) 黒 字 額	(23) 76	(24) 202	(21) 59	(22) 50
(事業数) 赤 字 額	(15) △ 36	(15) △ 49	(17) △ 46	(17) △ 47
(事業数) 収 支	(38) 40	(39) 152	(38) 13	(39) 3

で、前年度と比べると44.5%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第34表のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は67億円の黒字となっている。また、累積欠損金は2兆263億円で、前年度と比べると0.5%減となっており、不良債務は922億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第35表のとおりである。

(ii) 資本収支

法適用の交通事業の資本的支出は6,657億円（うち都市高速鉄道事業6,133億円、バス事業414億円）で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると17.5%増となっている。これに対する財源は、外部資金が4,473億円、内部資金が1,702億円で、財源不足額は482億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は2,056億円（うち都市高速鉄道事業1,778億円、バス事業212億円）で、前年度と比べると10.5%減、企業債償還金は4,074億円（うち都市高速鉄道事業3,862億円、バス事業168億円）で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると35.6%増となっている。

(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の40事業で、実質収支をみると、黒字事業が

第35表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数) 黒 字 額	(3) 358	(3) 252	(3) 327	(3) 245
(事業数) 赤 字 額	(6) △ 263	(6) △ 332	(6) △ 260	(6) △ 322
(事業数) 収 支	(9) 95	(9) △ 79	(9) 67	(9) △ 77

(注) ( ) 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

30事業で1億円の黒字、赤字事業は10事業で9億円の赤字となっている。

## (エ) 電気事業

## a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業で、平成19年度決算対象となるものは、93事業であり、法適用企業が31事業、法非適用企業が62事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が31事業、政令指定都市営が7事業、市営が29事業、町村営が15事業、一部事務組合等営が11事業となっている。施設数は425施設で、最大出力の合計は344万1千kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は111億19百万kWh、年間売電電力量は91億68百万kWhとなっている。

上記のうち稼働中の水力発電施設は295施設、ごみ発電施設は74施設、スーパーごみ発電施設は4施設、ごみ固形燃料発電施設2施設、風力発電施設37施設であり、自家消費部分を含む最大出力の合計は水力発電施設で252万kW、ごみ発電施設で63万kW、スーパーごみ発電施設で99千kW、ごみ固形燃料発電施設で19千kW、風力発電施設で79千kW、年間発電電力量は、水力発電施設で76億80百万kWh、ごみ発電施設で27億70百万kWh、スーパーごみ発電施設で4億40百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で1億6百万kWh、風力発電施設で1億23百万kWh、年間売電電力量は、水力発電施設で75億99百万kWh、ごみ発電施設で10億72百万kWh、スーパーごみ発電施設で3億10百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で67百万kWh、風力発電施設で1億21百万kWhとなっている。

## b 経営状況

## (a) 法適用企業

## (i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は803億円、総費用は772億円となっており、この結果、純損益は31億円の黒字、総収支比率は104.0%となっている。また、経常収益は797億円、経常費用は730億円となっており、この結果、経常損益は68億円の黒字、経常収支比率は109.3%となっている。また、累積欠損金は50億円となっており、不良債務を有する事業はない。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第36表のとおりである。

## (ii) 資本収支

資本的支出は431億円で、前年度と比べると7.9%増となっている。これに対する財源は、外部資金が175億円、内部資金が256億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳

第36表 電気事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数)	(28)	(30)	(29)	(30)
黒 字 額	66	106	71	96
(事業数)	(3)	(1)	(2)	(1)
赤 字 額	△ 35	△ 0.2	△ 3	△ 0.2
(事業数)	(31)	(31)	(31)	(31)
収 支	31	106	68	96

をみると、建設改良費は161億円で前年度に比べると22.2%増、企業債償還金は169億円で、前年度と比べると17.7%増となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業、水力発電事業及びごみ固形燃料発電事業の62事業で、実質収支をみると黒字事業が61事業で13億円の黒字、赤字事業が1事業で0.1億円の赤字となっている。

(オ) ガス事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営するガス事業で、平成19年度決算対象となるものは、34事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が24事業、町村営が8事業、企業団営が1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は96万戸（前年度98万戸）で、供給区域内戸数に対する普及率は72.1%となっている。また、販売量は387億95百万MJで、前年度と比べると11.1%増となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で16.0%、供給戸数で3.4%、販売量で2.6%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で12.0%、販売量で10.1%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は991億円、総費用は1,034億円となっており、この結果、純損益は43億円の赤字、総収支比率は95.8%となっている。また、経常収益は989億円、経常費用は995億円となっており、この結果、経常損益は6億円の赤字、経常収支比率は99.4%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第37表のとおりである。

累積欠損金は467億円で、前年度と比べると10.2%増となっている。また、不良債務は、0.4億円となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は302億円で、前年度と比べると0.7%増となっている。これに対する財源は、外部資金が66億円、内部資金が237億円で、財源不足額は4億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は159億円で、前年度と比べると11.3%増、企業債償還金は133億円で、



第37表 ガス事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数)	(23)	(24)	(24)	(25)
黒字額	26	28	27	31
(事業数)	(11)	(11)	(10)	(10)
赤字額	△ 69	△ 41	△ 34	△ 29
(事業数)	(34)	(35)	(34)	(35)
収 支	△ 43	△ 13	△ 6	1

前年度と比べると2.7%増となっている。

### (カ) 病院事業

#### a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する病院事業（地方公営企業法を適用する病院事業数）で、平成19年度決算対象となるものは、667事業であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は957病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が200病院（46都道府県）、政令指定都市立が42病院（17政令指定都市）、市立が413病院（332市）、町村立が198病院（191町村）及び一部事務組合等立が104病院（81組合）となっている。

自治体病院のうち一般病院について病床数300床以上の大規模病院が占める割合を経営主体別にみると、都道府県立が51.6%、政令指定都市立が65.9%、組合立が39.8%とそれぞれ大きな割合を占めている。これら大規模病院は、地域における基幹病院、中核病院として高度の医療設備を備え、医療水準の向上等に重要な役割を果たしている。

平成19年度末における病床数は22万8千床で、前年度と比べると1.3%減となり、入院、外来延患者数は1億7千万人で、4.5%減となっている。

また、病床利用率は75.5%（前年度77.5%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は169.4%（前年度172.1%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、第102図のとおりである。

#### b 経営状況

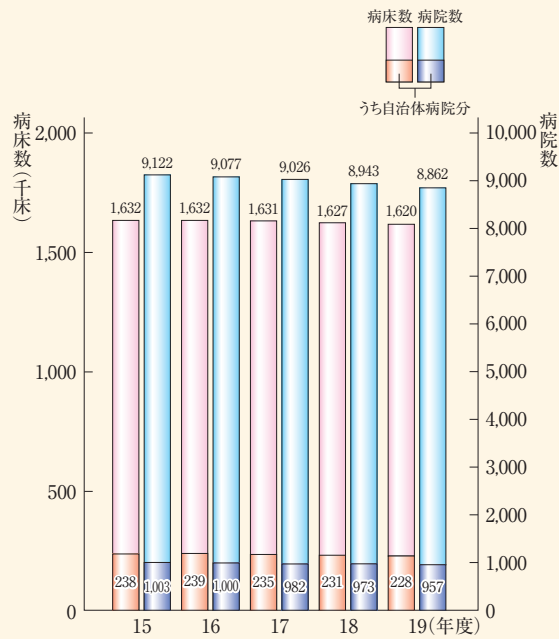
##### (a) 損益収支

病院事業の総収益は4兆272億円で、前年度と比べると0.5%増、総費用は4兆2,219億円で、前年度と比べると0.3%増となっている。この結果、純損益は1,947億円の赤字、総収支比率は95.4%となっている。また、経常収益は3兆9,954億円で、前年度と比べると0.4%増、経常費用は4兆1,960億円で前年度と比べると0.4%増となっている。この結果、経常損益では2,006億円の赤字、経常収支比率は95.2%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第38表のとおりである。

累積欠損金は2兆15億円で、前年度と比べると6.8%増、不良債務は1,186億円で、前年度と比べると24.5%増となっている。

特に不良債務については、病院事業が地方公営企業法の財務規程等が当然に適用されるように

第102図 全国の病院に占める自治体病院の状況



(注) 全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年度10月1日現在）」を基にした数である。

第38表 病院事業の経営状況

(単位 億円)

区分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数)	(176)	(152)	(166)	(141)
黒字額	225	157	106	107
(事業数)	(491)	(516)	(501)	(527)
赤字額	△ 2,171	△ 2,141	△ 2,112	△ 2,104
(事業数)	(667)	(668)	(667)	(668)
収支	△ 1,947	△ 1,985	△ 2,006	△ 1,997

なった昭和43年以降、最も不良債務額が大きくなるなど、非常に厳しい状況となっている。

このような厳しい状況の中、「公立病院改革プラン」を策定し、経営の健全化の取組を行う地方公共団体に対し、平成15年度以降の医師不足の深刻化等により新たに発生した不良債務を長期債務に振替え、その計画的な解消を図ることができるよう、平成20年度に限り、「公立病院特例債」の発行を認めることとしている。

なお、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は88.6%（前年度88.8%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が89.2%（同89.4%）、結核病院が38.0%（同47.1%）、精神科病院が65.9%（同66.9%）となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は7,228億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると11.8%増となって

いる。これに対する財源は、外部資金が5,194億円、内部資金が1,823億円で、財源不足額は210億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は2,833億円で、前年度と比べると13.7%減、企業債償還金は3,963億円で、前年度と比べると56.5%増となっており、補償金免除繰上償還により大幅に増となっている。

### (キ) 下水道事業

#### a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成19年度決算対象となるものは、3,705事業（うち建設中123事業）であり、法適用企業が268事業、法非適用企業が3,437事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が82事業、政令指定都市営が39事業、市営が1,871事業、町村営が1,680事業、一部事務組合等営が33事業となっている。

下水道事業の平成19年度末における現在処理区域内人口は9,672万人、現在処理区域面積は413万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は141億41百万m<sup>3</sup>で、前年度と比べると2.8%減となっている。

#### b 経営状況

##### (a) 法適用企業

##### (i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆4,714億円、総費用は1兆4,273億円となっており、この結果、純損益は441億円の黒字、総収支比率は103.1%となっている。また、経常収益は、前年度と比べると1.9%増の1兆4,680億円、経常費用は、1.6%増の1兆4,252億円となっている。この結果、経常損益は428億円の黒字、経常収支比率は103.0%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第39表**のとおりである。

累積欠損金は2,050億円で、前年度と比べると0.6%増となり、また、不良債務は318億円で、7.8%増となっている。

##### (ii) 資本収支

法適用企業の下水道事業の資本的支出は2兆509億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると26.3%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆4,183億円、内部資金が6,027億円で、財源不足額は298億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改

第39表 下水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
(事業数)	(142)	(121)	(141)	(121)
黒 字 額	606	546	591	536
(事業数)	(121)	(104)	(122)	(104)
赤 字 額	△ 164	△ 159	△ 163	△ 155
(事業数)	(263)	(225)	(263)	(225)
収 支	441	387	428	381

## 第1部 平成19年度の地方財政の状況

良費は7,407億円で、前年度と比べると2.4%増、企業債償還金は1兆3,012億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると49.2%増となっている。

### (b) 法非適用企業

法非適用企業の下水道事業の総収益は1兆5,663億円で、前年度と比べると3.5%増となっている。その内訳をみると、料金収入が6,770億円（総収益に占める割合43.2%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が6,666億円（同42.6%）等となっている。一方、総費用は1兆2,319億円で、前年度と比べると2.5%減となっており、うち地方債利息が5,556億円（総費用に占める割合45.1%）となっている。

資本的支出は2兆7,320億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると8.8%増となっている。その内訳をみると、建設改良費は1兆3,748億円で、前年度と比べると11.6%減、地方債償還金は1兆3,487億円で、補償金免除繰上償還に伴い、前年度と比べると43.1%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,237事業で980億円の黒字、赤字事業が82事業で367億円の赤字となり、差引613億円の黒字となっている。

### (c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は、前年度と比べると812億円、2.7%増の3兆377億円、総費用は、前年度と比べると93億円、0.3%減の2兆6,592億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は1,054億円の黒字となっている。これは、有収水量の増加等により料金収入が増加しているほか、他会計からの繰入れが行われていることによる。

污水处理費を年間有収水量で除して算出した污水处理原価（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）についてみると、法適用企業が138.35円/m<sup>3</sup>（維持管理費57.20円/m<sup>3</sup>、資本費81.15円/m<sup>3</sup>）、法非適用企業が213.22円/m<sup>3</sup>（維持管理費85.84円/m<sup>3</sup>、資本費127.38円/m<sup>3</sup>）、全体としては173.76円/m<sup>3</sup>（維持管理費70.74円/m<sup>3</sup>、資本費103.02円/m<sup>3</sup>）となっている。

污水处理原価と使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除して算出したもの、特定公共下水道及び流域下水道を除く。）の関係をみると、法適用企業の使用料単価は136.04円/m<sup>3</sup>で、污水处理原価の98.3%、法非適用企業の使用料単価は132.50円/m<sup>3</sup>で、污水处理原価の62.1%、全体の使用料単価は134.36円/m<sup>3</sup>で、污水处理原価の77.3%と低い水準となっている。このため、下水道事業の財政健全化のためにも今後使用料水準の適正化を図っていく必要がある。

## (ク) その他の地方公営企業

### a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成19年度決算対象となるものは、港湾整備事業が106事業、市場事業が179事業、と畜場事業が75事業、観光施設事業が404事業、宅地造成事業が517事業、有料道路事業が4事業、駐車場整備事業が236事業、介護サービス事業が639事業及びその他事業が35事業（診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等）となっている。

### b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第40表のとおりである。

第40表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 億円)

区	分	港	湾	市	と	観	光	宅	有	料	駐	介	護	そ
		整	備	場	畜	施	設	地	道	路	車	護	サ	他
					場			成			場	サ	ー	
											備	ー	ビ	
												ス	ス	
法適用企業	純損益	(事業数)	(8)	(9)	(-)	(35)	(34)	(-)	(10)	(29)	(24)			
		黒字額	82	3	-	21	2,660	-	4	3	23			
		(事業数)	(-)	(6)	(1)	(33)	(23)	(-)	(-)	(18)	(10)			
		赤字額	-	△63	△0.2	△17	△187	-	-	△5	△5			
		(事業数)	(8)	(15)	(1)	(68)	(57)	(-)	(10)	(47)	(34)			
	収支	82	△60	△0.2	4	2,473	-	4	△2	18				
	経常損益	(事業数)	(8)	(10)	(-)	(34)	(31)	(-)	(10)	(30)	(24)			
		黒字額	76	5	-	7	2,158	-	4	3	23			
		(事業数)	(-)	(5)	(1)	(34)	(26)	(-)	(-)	(17)	(10)			
		赤字額	-	△26	△0.2	△19	△260	-	-	△4	△4			
(事業数)		(8)	(15)	(1)	(68)	(57)	(-)	(10)	(47)	(34)				
収支	76	△21	△0.2	△12	1,898	-	4	△1	19					
法非適用企業	(事業数)	(91)	(155)	(71)	(311)	(389)	(4)	(208)	(576)	(-)				
	黒字額	48	19	7	37	478	0.2	28	80	-				
	(事業数)	(7)	(9)	(3)	(24)	(42)	(-)	(17)	(14)	(-)				
	赤字額	△23	△36	△10	△63	△429	-	△66	△2	-				
	(事業数)	(98)	(164)	(74)	(335)	(431)	(4)	(225)	(590)	(-)				
収支	25	△16	△3	△26	△49	0.2	△38	77	-					

## (2) 国民健康保険事業

平成19年度末の国民健康保険事業の保険者は、1,817団体（17政令指定都市、35中核市、44特例市、686都市、1,008町村、4一部事務組合等、23特別区）で、総保険者数は前年度末と比べると10団体減少している。また、直営診療所を設置している団体は388団体（1政令指定都市、8中核市、12特例市、158都市、208町村、1一部事務組合等）で、前年度末と比べると3団体減少している。

被保険者数は4,685万人であり、加入世帯数は2,558万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は55万人減、加入世帯数は6万世帯増となっている。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は878万人で、前年度末と比べると14万人増加（1.7%増）している。

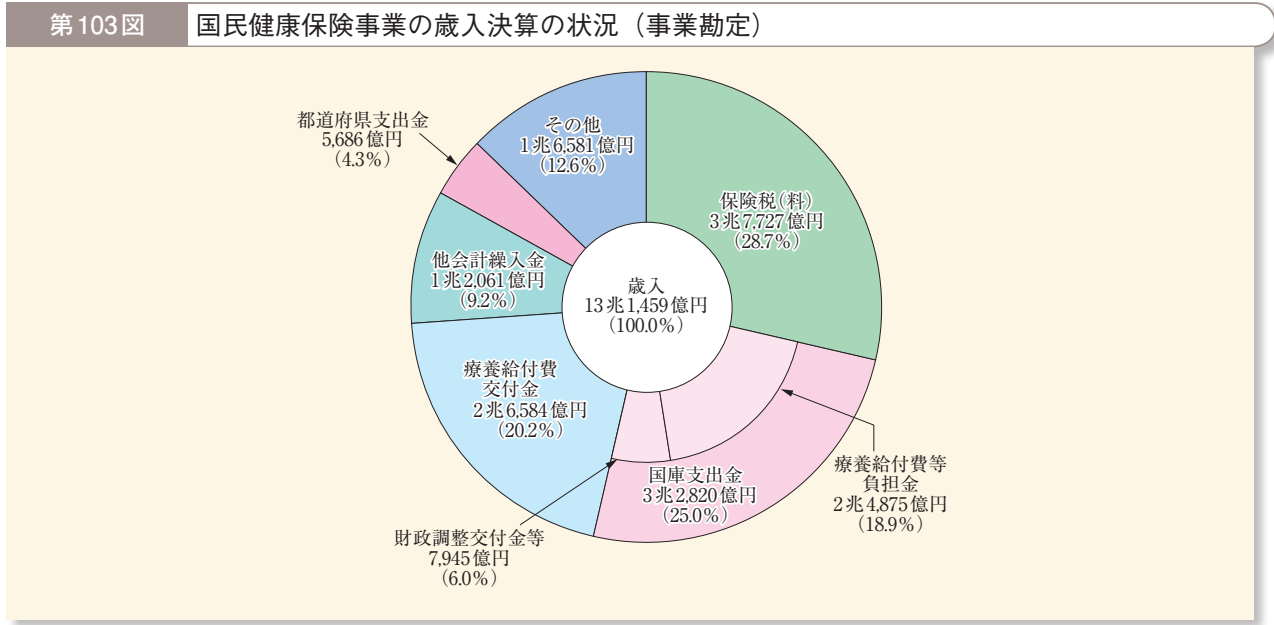
### ア 事業勘定 [第121表]

#### (ア) 歳入

保険税（料）を主な歳入としている事業勘定の歳入決算額は13兆1,459億円で、前年度と比べると8.4%増（前年度6.4%増）となっている。

歳入の内訳をみると、第103図のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の両方で歳入総額の53.7%を占め、前年度（57.7%）と比べると4.0ポイント低下となっている。

第103図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）



それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は3兆7,727億円で、前年度と比べると1.5%増（前年度2.8%増）、国庫支出金は3兆2,820億円で、0.0%増（同5.9%減）となっている。国庫支出金の内訳としては、療養給付費等負担金が2兆4,875億円、財政調整交付金等が7,945億円で、それぞれ前年度と比べると0.3%減（同6.6%減）、1.0%増（同3.7%減）となっている。

また、都道府県支出金は前年度と比べると2.8%増（前年度30.1%増）の5,686億円となっている。

さらに、他会計繰入金は1兆2,061億円で、前年度と比べると2.5%増（前年度0.0%増）となっている。この内訳をみると、財源補てん的な繰入金が3,424億円（対前年度比1.5%減）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,657億円（同1.8%増）、高医療費基準超過額に係る繰入金が13億円（同16.6%減）等となっている。

**(イ) 歳出**

歳出決算額は13兆1,014億円で、前年度と比べると9.3%増（前年度6.4%増）となっている。

歳出の内訳をみると、第104図のとおりであり、保険給付費は8兆3,228億円で、前年度と比べると7.0%増（前年度4.4%増）となっている。

主な内訳をみると、療養諸費等が8兆1,254億円で、前年度と比べると7.0%増（前年度4.4%増）、その他の給付費が1,707億円で、8.2%増（同4.3%増）となっている。

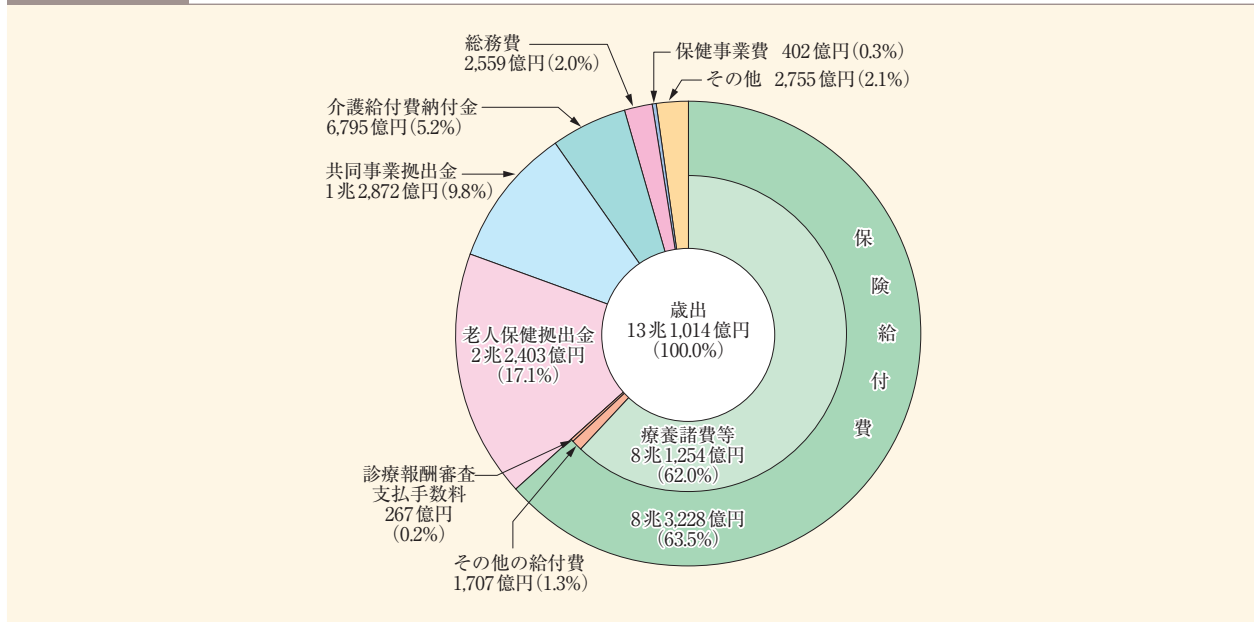
**(ウ) 収支**

実質収支は424億円の黒字（前年度1,348億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。しかし、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、4,006億円の赤字（同3,034億円の赤字）となっており、14年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が2,031億円の赤字（前年度1,755億円の赤字）、中核市が591億円の赤字（同518億円の赤字）、特例市が426億円の赤字（同351億円の赤字）、都市が1,178億円の赤字（同738億円の赤字）となる一方、町村が59億円の黒字（同162億円の黒字）、一部事務組合等が2億円の黒字（同2億円の黒字）、特別区が159億円の黒字（同163億円の黒字）となっているが、すべての団体規模別において赤字額が増加し、黒字額は減少している。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると118団体減少の949団体で、

第104図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）



その黒字額は258億円減少の1,073億円となっている。

一方、赤字の団体数は108団体増加の868団体で、全団体に占める割合は47.8%となっており、その赤字額は、前年度と比べると714億円増加の5,079億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が100.0%、中核市が82.9%、特例市が90.9%、都市が55.5%、町村が39.2%、一部事務組合等が25.0%、特別区が21.7%となっており、特に政令指定都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

### イ 直診勘定 [第121表]

診療所等を設置し診療収入を主な歳入としている直診勘定の歳入決算額は711億円で、前年度と比べると1.3%減（前年度5.0%減）となっている。

このうち、診療収入は492億円で、前年度と比べると1.0%減（前年度6.4%減）となっているが、歳入総額に占める割合については、前年度と比べて0.2ポイント上昇の69.1%となっている。一方、他会計繰入金金は123億円で、前年度と比べると6.9%増（同2.3%減）となっており、歳入総額に占める割合についても1.4ポイント上昇の17.4%となっている。

歳出決算額は697億円で、前年度と比べると1.4%減（前年度4.4%減）となっている。

このうち、総務費は356億円（歳出総額に占める割合51.0%）で、前年度と比べると1.4%減（前年度5.0%減）となっている。また、医業費は251億円（歳出総額に占める割合36.0%）で、前年度と比べると0.8%増（前年度4.0%減）となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は前年度と比べて0.9ポイント上昇の51.0%となっている。

実質収支は13億円の黒字（前年度9億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、105億円の赤字（同104億円の赤字）となっている。

## (3) 介護保険事業

平成12年4月から、介護が必要となる状態になっても能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要

## ●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づく介護保険制度が実施されている。

介護保険制度を実施する保険者である市町村等が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65才以上の者）からの保険料、第2号被保険者（40才以上65才未満の医療保険加入者）の保険料負担により賄われる支払基金からの介護給付費交付金及び公費等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービスを実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村等が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成19年度末の介護保険事業の保険者は、1,666団体（17政令指定都市、35中核市、44特例市、632都市、874町村、41一部事務組合等、23特別区）となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は787団体（7政令指定都市、10中核市、26特例市、328都市、393町村、7一部事務組合等、16特別区）となっている。

### ア 保険事業勘定 [第123表]

#### (ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は6兆9,424億円となっている。

歳入の内訳をみると、第105図のとおりである。それぞれの決算額をみると、第1号被保険者が支払う保険料が1兆3,215億円、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあたっては100分の15）に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が1兆4,622億円、支払基金交付金（第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）が1兆9,358億円、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあたっては100分の17.5）に相当する額）を含む都道府県支出金が9,483億円、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金金が1兆276億円、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金金が153億円等となっている。

#### (イ) 歳出

歳出決算額は6兆7,659億円となっている。

歳出の内訳をみると、第106図のとおりであり、保険給付費は6兆1,688億円で、歳出総額の91.2%を占めている。

その他については、総務費が2,255億円、基金積立金1,082億円、介護保険財政の安定化を図るため都道府県が設置する基金へ保険者が毎年度拠出する財政安定化基金拠出金42億円等となっている。

#### (ウ) 収支

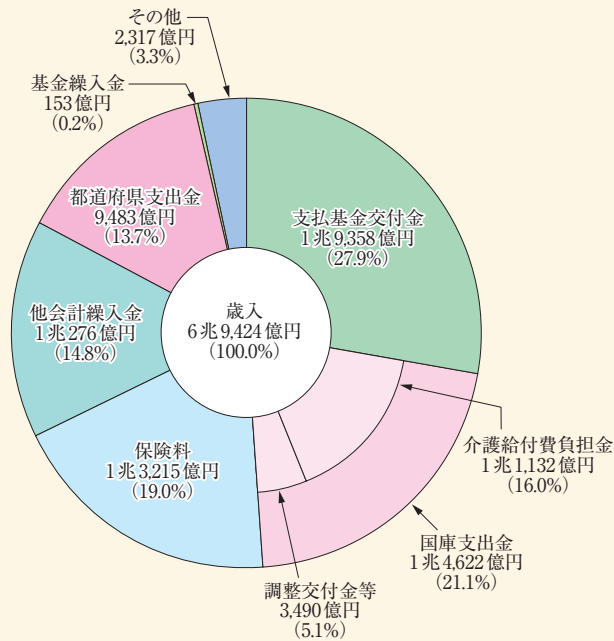
実質収支は1,752億円の黒字となっており、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、1,732億円の黒字となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は1,643団体で、全団体に占める割合は98.6%となっており、その黒字額は1,753億円となっている。

一方、赤字の団体数は23団体で、全団体に占める割合は1.4%となっており、その赤字額は21億円となっている。

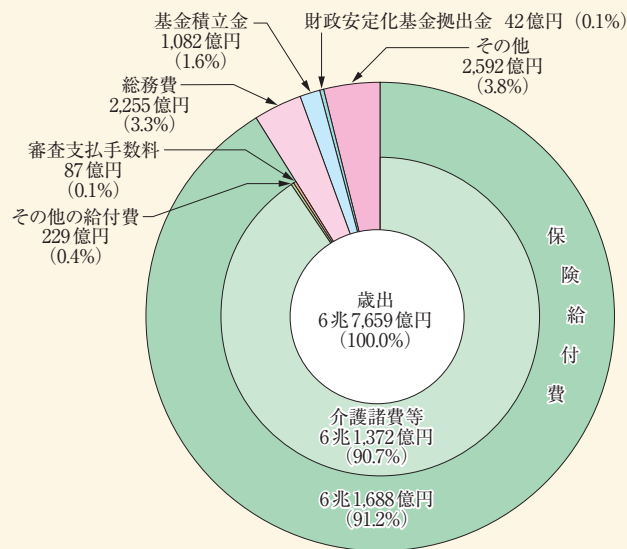


第105図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）



第1部

第106図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）



① 介護サービス事業勘定 [第123表]

介護サービス事業勘定の歳入決算額は307億円となっている。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は122億円で、歳入総額に占める割合は39.7%となっている。

普通会計等からの繰入金は171億円で、歳入総額に占める割合は55.6%となっており、このうち、普通会計からのものが162億円となっている。

歳出決算額は299億円となっている。このうち、サービス事業費が115億円で、歳出総額に占める割合は38.6%となっている。

## ●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

また、公債費の元利償還金は、104億円で、歳出総額に占める割合は34.7%となっている。  
なお、実質収支は8億円の黒字となっている。

### (4) その他の事業

#### ア 収益事業 [第124表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ300団体で、前年度と比べると15団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が113団体と最も多く、以下、自転車競走事業62団体、競馬事業53団体、小型自動車競走事業8団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び17政令指定都市の64団体で発行されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ70団体、市町村においては延べ230団体が収益事業を実施している。

##### (ア) 経営状況

収益事業の決算額は、歳入3兆5,302億円、歳出3兆5,432億円となっている。これを前年度と比べると歳入は4.3%増、歳出は4.1%増となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は4,388億円の黒字（前年度4,311億円の黒字）となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、自転車競走事業が49億円（前年度52億円）、小型自動車競走事業が3億円（同3億円）、モーターボート競走事業が107億円（同96億円）、宝くじ事業が4,494億円（同4,632億円）となっている。

##### (イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,654億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度2.2%増）となっている。

収益金繰入額の使用状況を目的別にみると、土木費が1,685億円で最も大きな割合（収益金繰入額に占める割合の36.2%）を占め、次いで、教育費の732億円（同15.7%）となっており、この両者で繰入総額の51.9%を占めている。

このほか、民生費が448億円（収益金繰入額に占める割合の9.6%）、商工費が189億円（同4.1%）、衛生費が188億円（同4.0%）等となっている。

#### イ 共済事業

##### (ア) 農業共済事業 [第126表]

農業共済事業を実施した市町村の数は77団体で、前年度と同数である。

農業共済事業会計の決算額は歳入199億円、歳出186億円で、前年度と比べると歳入3.2%減（前年度4.2%減）、歳出3.5%減（同2.8%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、44億円の赤字（前年度44億円の赤字）となっている。

##### (イ) 交通災害共済事業 [第127表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は123団体（2県、79市町村、42一部事務組合等）で、前年度と比べると17団体減少している。

また、加入者は平成19年度末で1,328万人（前年度末1,419万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入100億円、歳出83億円で、前年度と比べると歳入4.5%減（前年度18.1%減）、歳出1.8%減（同21.1%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は18億円の黒字（前年度16億円の黒字）となっている。

#### ウ その他

##### （ア） 老人保健医療事業 [第122表]

老人保健医療事業会計の決算額は、歳入10兆4,413億円、歳出10兆4,505億円であり、歳入においては、支払基金交付金等が、歳出においては、医療給付費等がそれぞれ減少したことから、前年度と比べると歳入0.3%減（前年度3.5%減）、歳出0.1%減（同3.6%減）となっている。

医療給付費等は10兆378億円で、歳出総額の96.1%を占めている。

実質収支は94億円の赤字（前年度147億円の黒字）となっている。

##### （イ） 公立大学附属病院事業 [第125表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は2団体で、地方独立行政法人化に伴い減少している。

その結果、公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益247億円、総費用249億円となり、前年度と比べると総収益61.9%減（前年度56.8%減）、総費用61.0%減（同56.2%減）となっている。

また、資本的収支では資本的収入51億円、資本的支出49億円で、前年度と比べると、資本的収入41.2%減（前年度36.0%減）、資本的支出54.8%減（同39.8%減）となっている。

実質収支は2億円の黒字（前年度2億円の黒字）となっている。

## 第2章 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

### 1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

#### ア 法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と地方公営企業法（昭和27年法律第292号）による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところである。地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年総務省令第8号）により定められた。

#### イ 健全化判断比率の公表等

##### （ア）健全化判断比率の内容

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率（当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
- ② 連結実質赤字比率（当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率（当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）
- ④ 将来負担比率（地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

##### （健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

・一般会計等の実質赤字額：

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

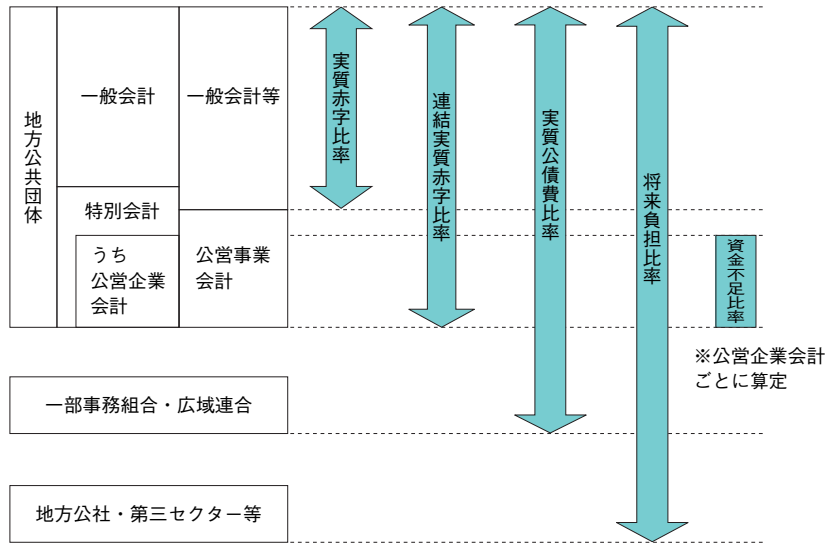
ト 連結実質赤字額

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(イ) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

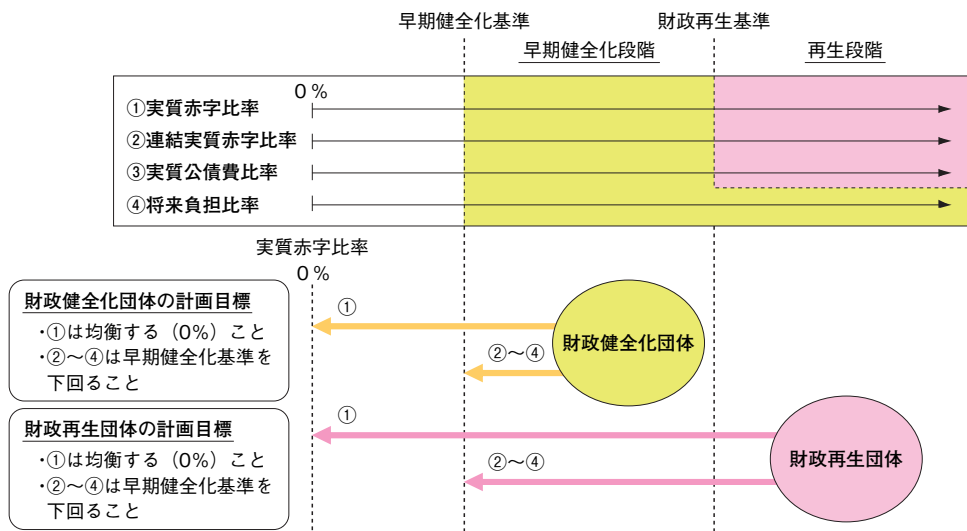


(ウ) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



ウ 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業の規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公

## 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

### (資金不足比率の概要)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

#### ・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

#### ・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

### Ⅰ 早期健全化基準と財政再生基準

区 分	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	都道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ11.25%～15%	都道府県：5% 市区町村：20%
連 結 実 質 赤 字 比 率	都道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ16.25%～20%	都道府県：15% ※ 市区町村：30% ※
実 質 公 債 費 比 率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
将 来 負 担 比 率	都道府県・政令指定都市：400% 市区町村：350%	—
資 金 不 足 比 率	（経営健全化基準） 20%	—

※3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。

## ●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

### オ 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行し、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用された。

また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日に施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用される。



## 2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

第2章は、「平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（平成20年11月28日総務省公表）に基づくものである。地方公共団体数は、都道府県47団体、政令指定都市17団体、市区789団体、町村1,004団体の合計1,857団体であり、公営企業会計の総数は、7,448会計である。

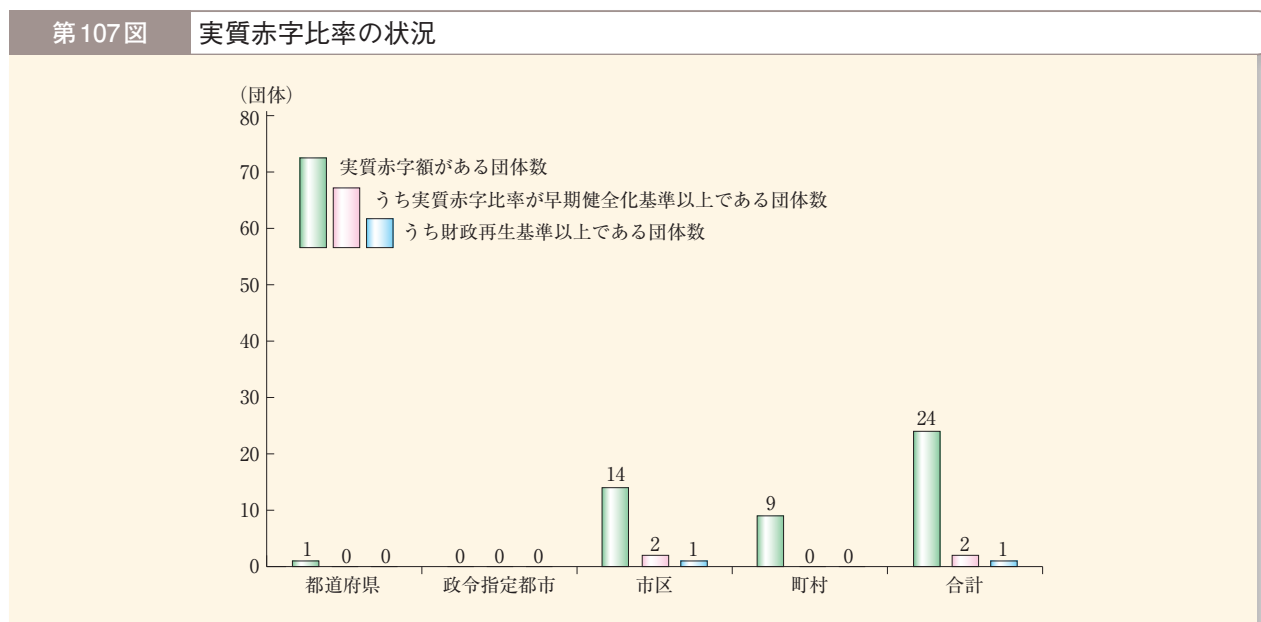
また、第2章において「市区」とは、用語解説における「中核市」、「特例市」、「都市」及び「特別区」をいう。

### (1) 実質赤字比率

平成19年度決算に基づく実質赤字比率の状況は、**第107図**のとおりである。

実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体数を団体種類別にみると、都道府県1団体、政令指定都市は該当団体がなく、市区14団体、町村9団体であり、合計24団体となっている。

このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区2団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっている。



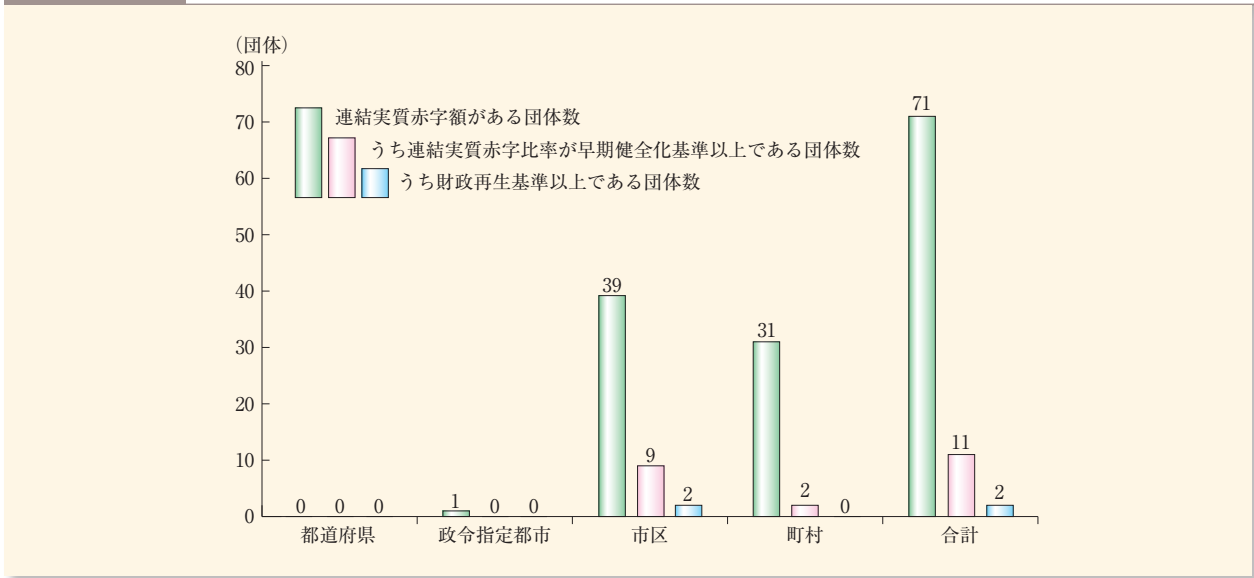
### (2) 連結実質赤字比率

平成19年度決算に基づく連結実質赤字比率の状況は、**第108図**のとおりである。

連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体数を団体種類別にみると、都道府県は該当団体がなく、政令指定都市1団体、市区39団体、町村31団体であり、合計71団体となっている。

このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区9団体、町村2団体の合計11団体であり、そのうち財政再生基準（平成21年度に適用される40%）以上である団体数は市区2団体となっている。

第108図 連結実質赤字比率の状況



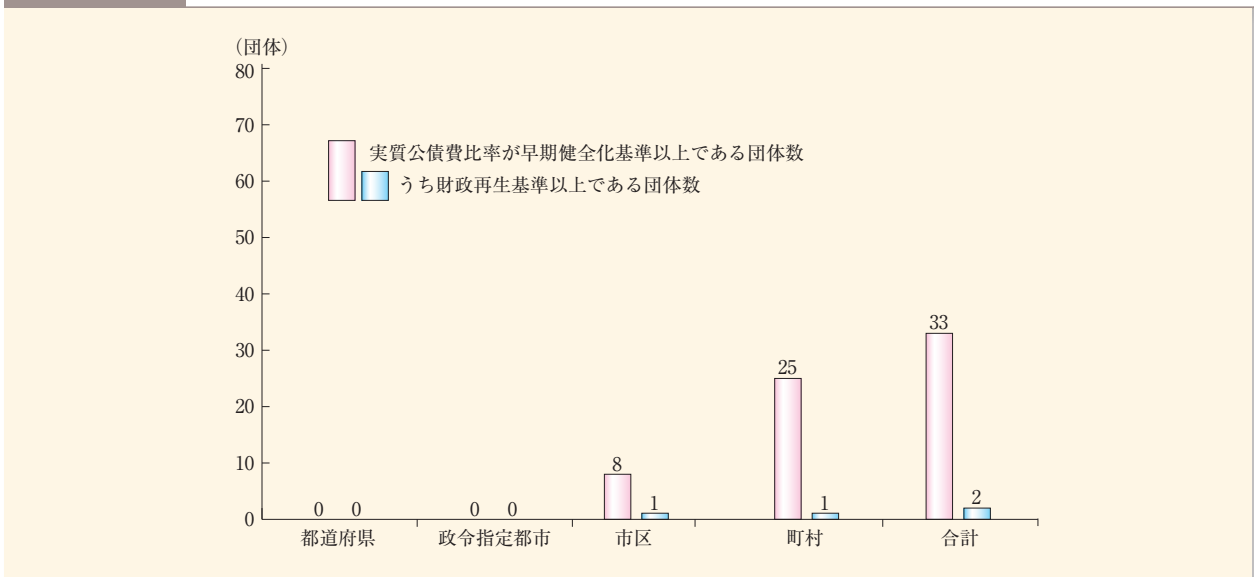
### (3) 実質公債費比率

#### ア 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数

平成19年度決算に基づく実質公債費比率の状況は、第109図のとおりである。

実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区8団体、町村25団体の合計33団体となっている。そのうち財政再生基準以上である団体数は市区1団体、町村1団体の合計2団体となっている。

第109図 実質公債費比率の状況



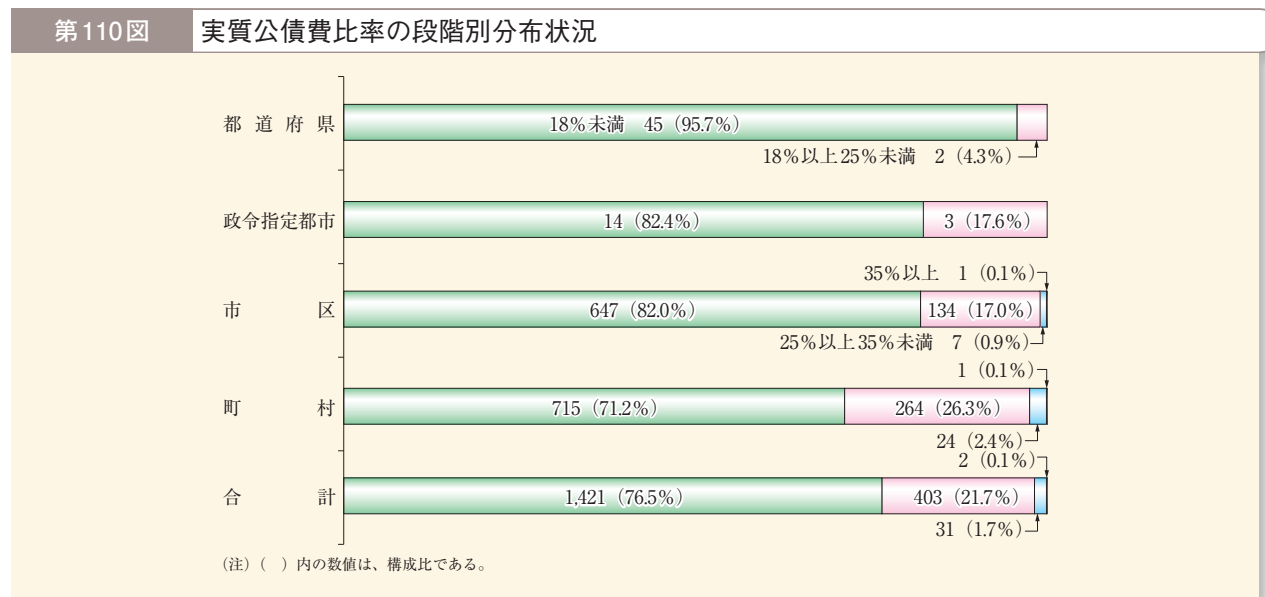
#### イ 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第110図のとおりである。

## 2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

実質公債費比率が地方債許可制移行基準（18%）以上である団体数は、都道府県2団体（構成比4.3%）、政令指定都市3団体（同17.6%）、市区142団体（同18.0%）、町村289団体（同28.8%）の合計436団体（同23.5%）となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上であり財政再生基準（35%）未満である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区7団体（同0.9%）、町村24団体（同2.4%）の合計31団体（同1.7%）であり、財政再生基準（再掲35%）以上である団体数は、市区1団体（同0.1%）、町村1団体（同0.1%）の合計2団体（同0.1%）となっている。



### ウ 団体種類別実質公債費比率の状況

団体種類別の実質公債費比率の状況は、第41表のとおりであり、実質公債費比率の平均が最も高いのは、町村14.7%であり、以下、政令指定都市14.2%、都道府県13.5%、市区11.3%の順となっている。

第41表 団体種類別実質公債費比率の状況

区分	都道府県	政令指定都市	市区	町村	市区町村合計
平成19年度	13.5%	14.2%	11.3%	14.7%	12.3%

(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

## (4) 将来負担比率

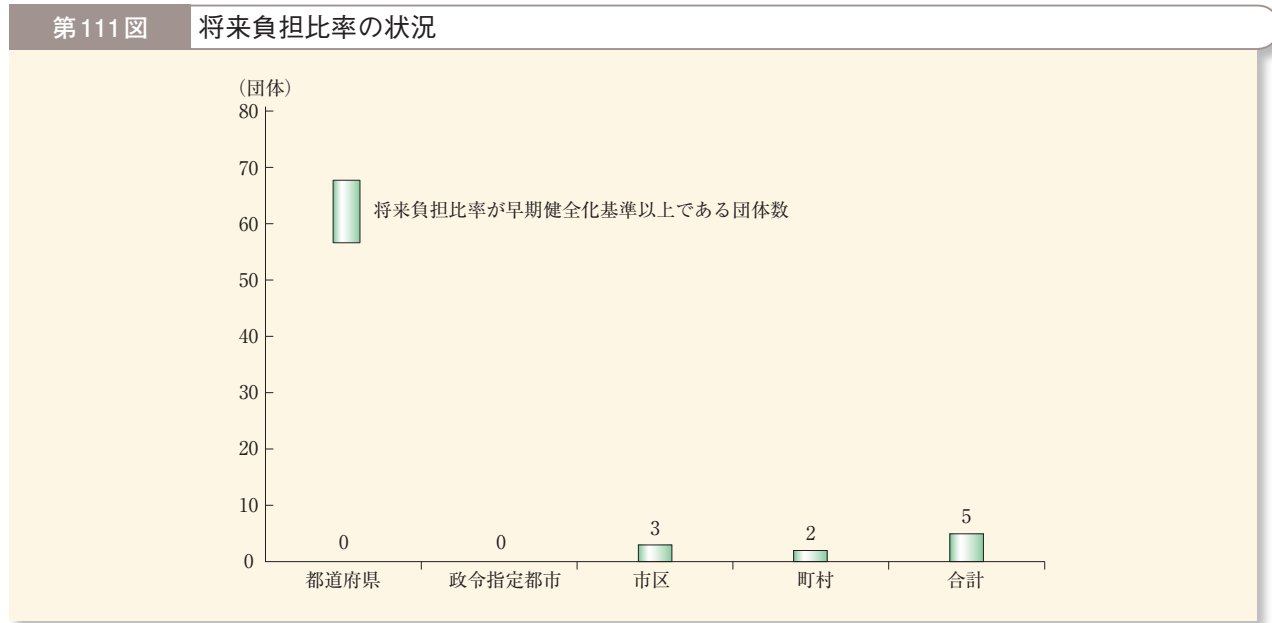
### ア 早期健全化基準以上である団体数

平成19年度決算に基づく将来負担比率の状況は、第111図のとおりである。

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

3団体、町村2団体の合計5団体となっている。

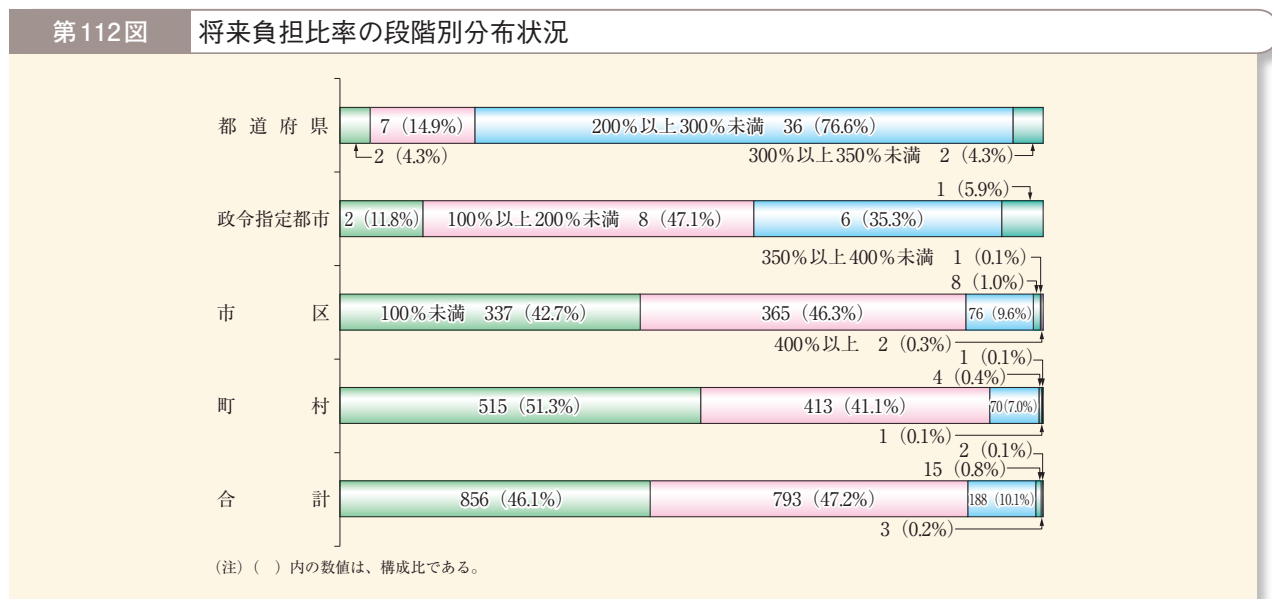


第1部

① 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第112図のとおりである。

将来負担比率が早期健全化基準（都道府県・政令指定都市400%、市区町村350%）以上である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区3団体（構成比0.4%）、町村2団体（同0.2%）の合計5団体（同0.3%）となっている。



② 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、第42表のとおりであり、将来負担比率の平均が最も高いのは、都道府県222.3%であり、以下、政令指定都市208.7%、町村92.9%、市区86.1%の順となっている。

2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

第42表 団体種別別将来負担比率の状況

区 分	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	市 区	町 村	市 区 町 村 合 計
平 成 19 年 度	% 222.3	% 208.7	% 86.1	% 92.9	% 110.4

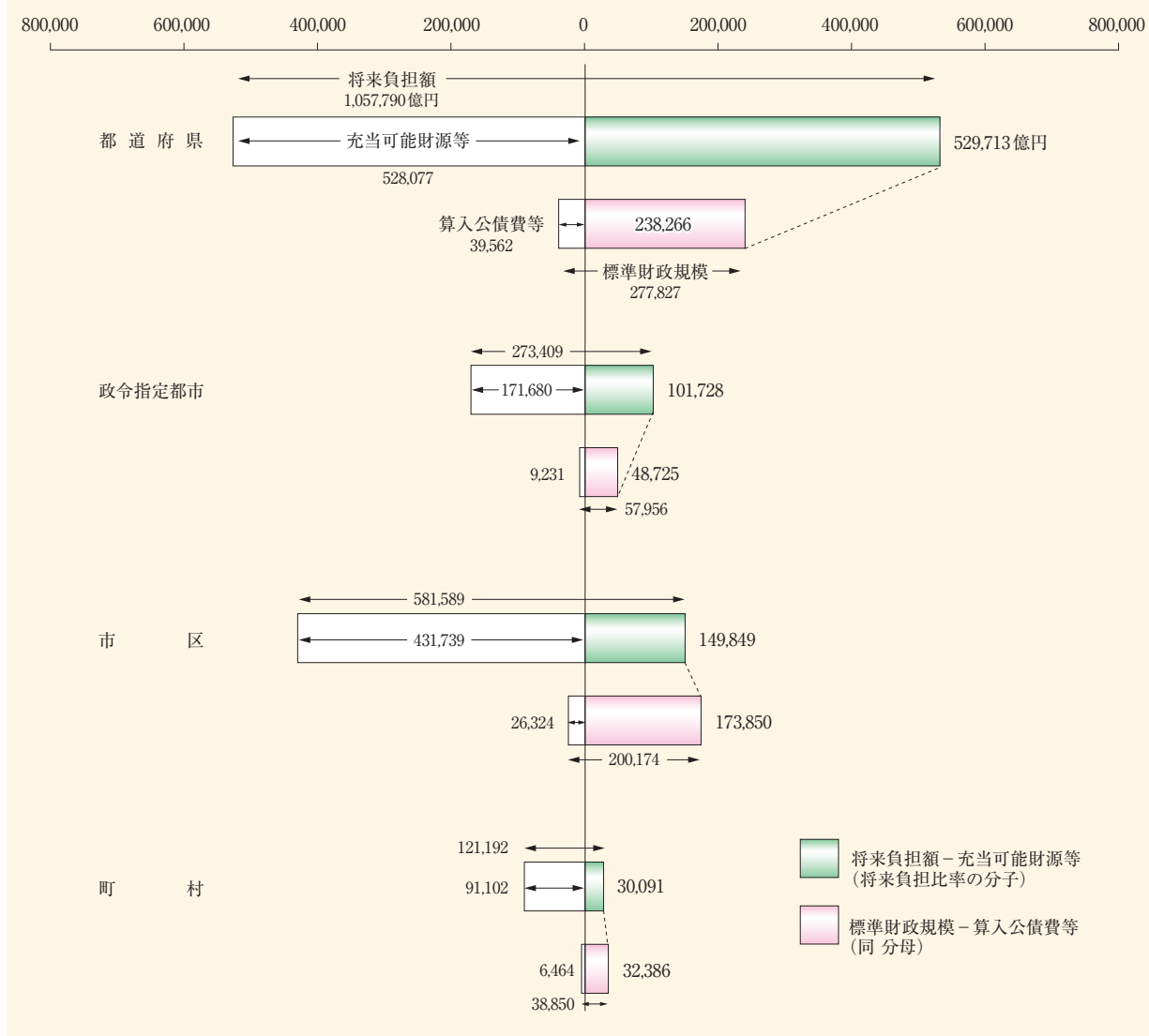
(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

工 団体種別別将来負担額等の状況

団体種別別の将来負担額等の規模は、第113図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額（将来負担比率の分子となる額）の団体種別合計額は、都道府県52兆9,713億円、政令指定都市10兆1,728億円、市区14兆9,849億円、町村3兆91億円となっている。

第113図 将来負担額等の規模



## (5) 資金不足比率

### ア 資金不足額がある公営企業会計数

平成19年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体種類別にみたものが第114図である。

資金不足額がある（資金不足比率が0%超である）公営企業会計数をみると、都道府県6会計、政令指定都市13会計、市区156会計、町村69会計、一部事務組合等12会計であり、合計256会計となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、都道府県は該当がなく、政令指定都市6会計（資金不足額がある会計数の46.2%）、市区の101会計（同64.7%）、町村43会計（同62.3%）、一部事務組合等6会計（同50.0%）であり、合計156会計（同60.9%）となっている。

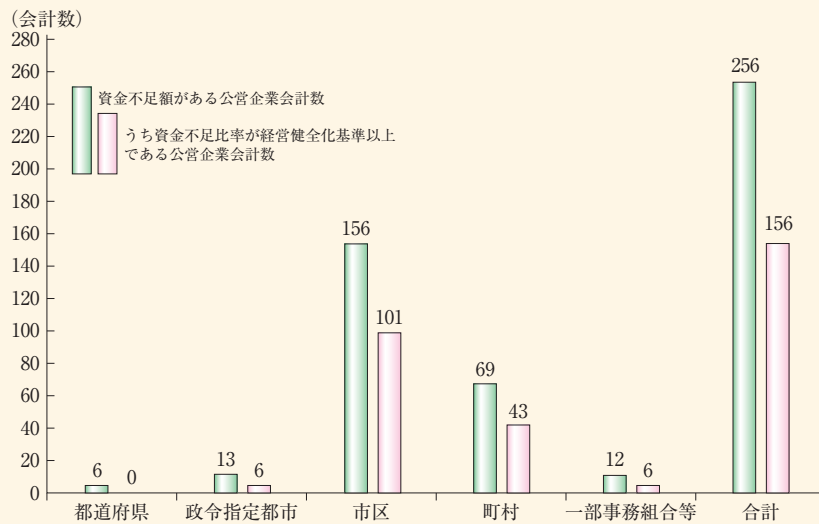
また、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第115図である。

資金不足額がある公営企業会計数をみると、病院事業が110会計と最も多く、以下、宅地造成事業（36会計）、交通事業（27会計）、観光施設事業（25会計）、下水道事業（23会計）の順となっている。

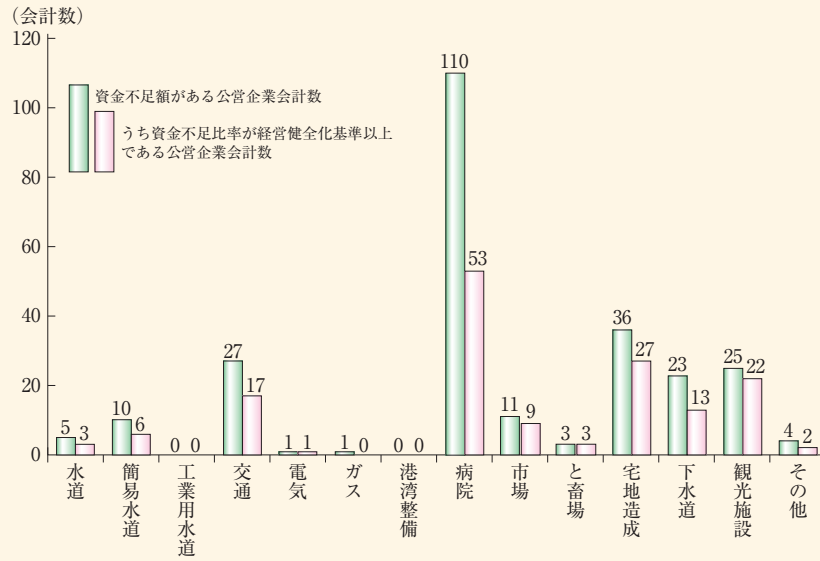
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、病院事業が53会計（資金不足額のある会計数の48.2%）と最も多く、以下、宅地造成事業27会計（同75.0%）、観光施設事業22会計（同88.0%）、交通事業17会計（同63.0%）、下水道事業13会計（同56.5%）の順となっている。

第1部

第114図 資金不足額の状況（団体種類別会計数）



第115図 資金不足額の状況（事業別会計数）



① 公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第116図であり、都道府県50億円、政令指定都市940億円、市区1,451億円、町村142億円、一部事務組合等163億円であり、合計2,745億円となっている。

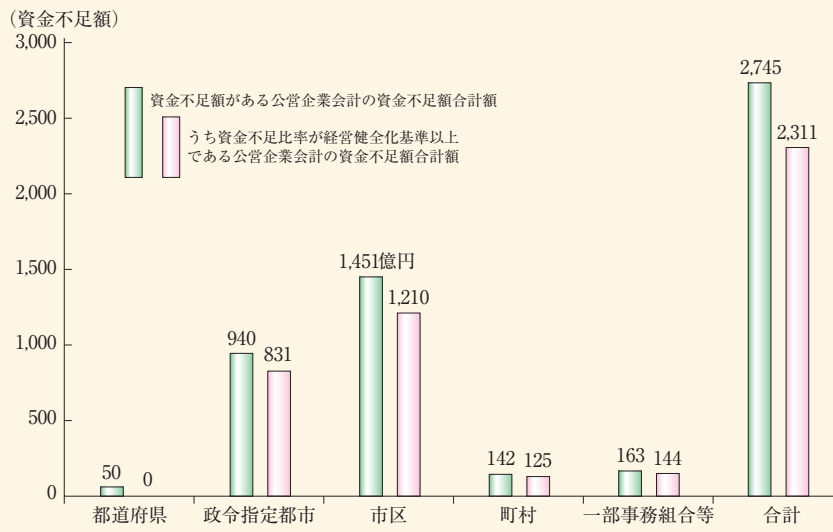
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県は該当する会計がなく、政令指定都市831億円（資金不足額がある会計の88.4%）、市区1,210億円（同83.4%）、町村125億円（同88.6%）、一部事務組合等144億円（同88.7億円）で、合計2,311億円（同84.2%）となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第117図であり、病院事業が1,177億円と最も多く、以下、交通事業（723億円）、宅地造成事業（370億円）、下水道事業（169億円）、市場事業（167億円）の順となっている。

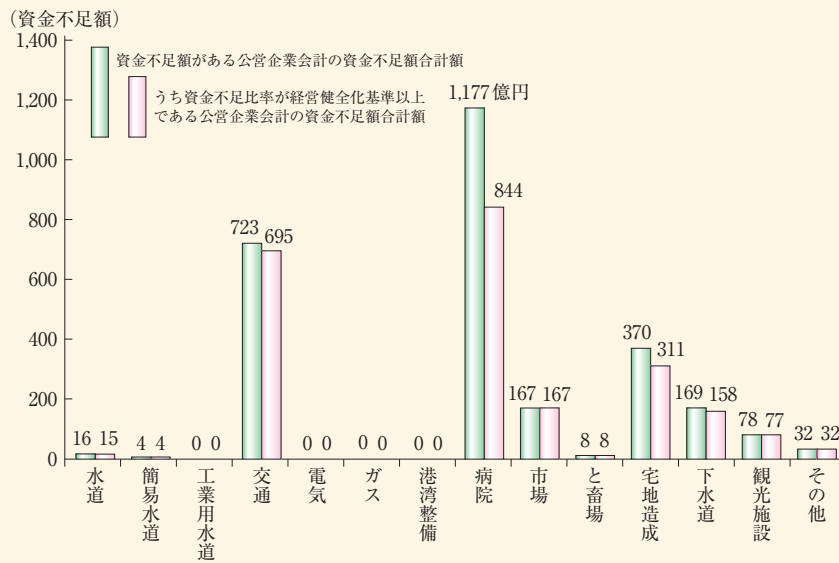
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、病院事業が844億円（資金不足額がある会計の71.7%）と最も多く、以下、交通事業695億円（同96.1%）、宅地造成事業311億円（同84.0%）、市場事業167億円（同100.0%）、下水道事業158億円（同93.2%）の順となっている。

●● 第1部 平成19年度の地方財政の状況

第116図 資金不足額の状況（団体種類別合計額）



第117図 資金不足額の状況（事業別合計額）





# 平成20年度及び 平成21年度の地方財政

## 1 平成20年度の地方財政

平成20年度の地方財政を取り巻く環境及びその運営状況は、次のとおりである。

### (1) 平成20年度の経済見通しと国の予算

#### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成19年12月19日に閣議了解、平成20年1月18日に閣議決定されたが、この中で平成19年度の我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、「改正建築基準法」施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれた。こうした結果、平成19年度の国内総生産の実質成長率は、1.3%程度（名目成長率は0.8%程度）になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、「平成20年度の経済財政運営の基本的態度」においては、「希望と安心」の国の実現を目指すため、①成長力の強化、②地方の自立と再生、③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築、の3つを一体のものとして推進し、民間需要主導の持続的な成長を図るとともに、これと両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に示されたマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行い、平成19年度に引き続き、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰、海外経済の動向等のリスク要因が我が国経済に与える影響については注視しつつ、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成20年度においては、世界経済の回復が続く下、平成19年度に引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれた。こうした結果、平成20年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が2.0%程度（名目成長率は2.1%程度）になるものと見通された。

#### イ 国の予算

平成19年12月4日、「平成20年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成20年度予算については、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととして、このため歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図るとともに、新規国債発行額について極力抑制し、予算配分に当たっては、「公共事業関係費」の総額を前年度予算額から3%減算した額とすること等を基本に厳しく抑制した上で、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とすることとされた。また、予算配分の重点化・効率化に当たっては、「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」及び「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進め、さらに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、国・

## 第2部 平成20年度及び平成21年度の地方財政

地方の定数純減方針に則り、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等により財政健全化に取り組み、適切に予算に反映させることとされた。

公共投資については、歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続し、都市と地方の「自立と共生」の考え方を踏まえつつ、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、コスト縮減や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図ることとされた。

社会保障については、少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、改革努力を継続することとされた。

地方財政については、平成20年度予算においても、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制し、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指し、また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討することとされた。

平成20年度予算は、以上のような方針により編成され、平成19年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、第169回国会に提出され、平成20年3月28日に政府案どおり成立した。

これによると、平成20年度の国の一般会計予算の規模は83兆613億円で、前年度当初予算と比べると1,525億円の増加（0.2%増）となった。歳入、歳出別に見た場合、歳入については、租税及び印紙収入が53兆5,540億円で、前年度当初予算と比べると870億円の増加（0.2%増）となり、公債の発行予定額は25兆3,480億円で、前年度当初発行予定額と比べると840億円の減少（0.3%減）となった。その結果、公債依存度は30.5%となった。一方、歳出については、一般歳出の規模は47兆2,845億円で、前年度当初予算と比べると3,061億円の増加（0.7%増）となった。また、地方交付税交付金等は15兆6,136億円で前年度当初予算と比べると6,820億円の増加（4.6%増）となった。

### (2) 地方財政計画

平成20年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

ア 地方税については、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため所要の措置を講じることとする。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等・譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を

行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。

イ 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(ア) 平成19年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べた上で当該償還予定額(5,869億円)を平成20年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、平成20年度に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べる。また、平成18年度精算分の一部(5,016億円の減額のうち3,016億円)を平成21年度に繰り延べる。

(イ) 平成20年度の地方財源不足見込額5兆2,476億円については、平成19年度に講じた平成21年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、平成19年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

a 建設地方債(財源対策債)の増発 1兆5,400億円

b 国の一般会計加算による地方交付税の増額 6,744億円(うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額2,000億円、同条第3項の加算額4,744億円)

c 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)の発行 2兆8,332億円(うち既往の臨時財政対策債の元利償還分1兆2,522億円、決算かい離是正分1兆2,110億円、地方再生対策費分3,700億円)

d 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金の交付 2,000億円

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,092億円については、法律の定めるところにより平成26年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成18年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額847億円については、法律の定めるところにより平成21年度及び平成22年度の地方交付税の総額から減額する。

また、交付税特別会計借入金の償還計画については、平成19年度から平成21年度までの各年度に行う予定となっている交付税特別会計借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べる方式により、現行の償還期限の範囲で見直す。

(ウ) 上記の結果、平成20年度の地方交付税については、15兆4,061億円(前年度に比し1.3%増)を確保する。

ウ 平成20年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方団体の減収分を補てんするため、地方特例交付金(減収補てん特例交付金)を創設する。

エ 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は12兆4,776億円(普通会計分9兆6,055億円、公営企業会計等分2兆8,721億円)とする。

オ 地方の再生に向け、地域経済の振興や雇用の確保を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民

に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(ア) 喫緊の課題である地方の再生に向けた総合的な戦略と連携して、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」4,000億円を計上し、地方の再生に向けた施策を積極的に推進する。なお、平成20年度においては、偏在是正策の効果が発現しないため、その財源のうち3,700億円を臨時財政対策債の発行により措置する。

(イ) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(ウ) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、引き続き、地域において必要な行政課題に対して財源の重点的配分を図る。

(エ) 平成20年度から施行される予定の後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するため、所要の財政措置を講じる。

(オ) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(カ) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

カ 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。

キ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

ク 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成20年度の地方財政計画の規模は、83兆4,014億円で、前年度と比べると2,753億円増加（0.3%増）となった。

歳入についてみると、地方税は40兆4,703億円で、前年度と比べると975億円増加（0.2%増）（道府県税0.1%減、市町村税0.5%増）、地方譲与税は7,027億円で、前年度と比べると64億円減少（0.9%減）、地方特例交付金等は4,735億円で、前年度と比べると1,615億円増加（51.8%増）、地方交付税は15兆4,061億円で、前年度と比べると2,034億円増加（1.3%増）、国庫支出金は10兆831億円で、前年度と比べると908億円減少（0.9%減）、地方債（普通会計分）は9兆6,055億円で、前年度と比べると474億円減少（0.5%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆2,071億円で、前年度と比べると3,040億円減少（1.4%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえ28,319人の純減としている。一般行政経費は26兆5,464億円で、前年度と比べると3,653億円増加（1.4%増）となり、一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆8,410億円で、前年度と比べ

ると1,100億円減少（0.8%減）となっている。公債費は13兆3,796億円で、前年度と比べると2,300億円増加（1.7%増）、投資的経費は14兆8,151億円で、前年度と比べると4,177億円減少（2.7%減）となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は5兆3,210億円で、前年度と比べると1,465億円減少（2.7%減）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は8兆3,307億円で、前年度と比べると2,577億円減少（3.0%減）となった。

他方、平成20年度の地方債計画の規模は12兆4,776億円で、前年度当初計画と比べると332億円減少（0.3%減）となった。平成20年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金3兆3,000億円程度以内、旧簡易生命保険資金5,000億円程度以内、公営企業金融公庫資金1兆2,000億円程度、公営企業金融公庫資金にあっては公営企業借換債による措置4,000億円（平成19年度2,000億円、平成20年度2,000億円）を含む。）の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとした。

### (3) 平成20年度補正予算

#### ア 平成20年度補正予算（第1号）

平成20年度補正予算（第1号）は、平成20年9月29日に閣議決定され、同日第170回国会に提出され、10月16日に成立した。

この補正予算においては、緊急安心実現総合対策費1兆8,081億円等を追加計上したほか、既定経費の節減9,599億円、予備費の減額1,000億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、公債金3,950億円、前年度剰余金受入6,319億円等を追加計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成20年度当初予算に対し、1兆641億円増加し、84兆1,255億円となった。

#### イ 平成20年度補正予算（第1号）に係る地方財政補正措置

平成20年度補正予算（第1号）の編成により、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

##### (ア) 追加の財政需要等に対する財政措置

- a 国の補正予算により平成20年度に追加されることとなる公立文教施設整備費等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分3,169億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する。

その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置する。

- b 地方債の対象とならない経費については、新たな地方負担が既定経費の節減に伴う地方負担の減少の範囲内であるため、全体として地方負担の追加は生じていないところである。

(イ) 地方税等減収補てん臨時交付金

- a 地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金を交付する。

地方税等減収補てん臨時交付金の総額は656億円であり、その内訳は次のとおりである。

- (a) 自動車取得税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する自動車取得税減収補てん臨時交付金 116億85百万円
- (b) 軽油引取税の収入の減少に伴う都道府県及び政令指定都市の減収を補てんするために交付する軽油引取税減収補てん臨時交付金 493億39百万円
- (c) 地方道路税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する地方道路譲与税減収補てん臨時交付金 45億95百万円
- 地方税等減収補てん臨時交付金については、各地方公共団体の減収見込額に応じて交付し、その額は道路に関する費用に充てることとしている。

- b 地方税等減収補てん臨時交付金の創設に伴い、平成20年度の普通交付税について、次のとおり基準財政収入額の再算定を行う。

- (a) 自動車取得税減収補てん臨時交付金及び軽油引取税減収補てん臨時交付金については、その75%を基準財政収入額に算入する
- (b) 地方道路譲与税減収補てん臨時交付金については、その100%を基準財政収入額に算入する

(ウ) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金

安心実現のための緊急総合対策に掲げられた「地方公共団体に対する配慮」として、地方公共団体が安心実現のための緊急総合対策に対応した総合的な対策を実施し、もって地域活性化を図ることができるよう、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を創設する。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の総額は260億円であり、交付限度額の算定式については、財政基盤のぜい弱な地方公共団体に重点を置き、原油高騰の影響が特に大きい離島や寒冷地に配慮して定める。

(エ) 安心実現のための緊急総合対策に係る特別交付税措置

安心実現のための緊急総合対策として、離島・寒冷地での生活支援、学校給食に係る保護者負担の軽減、農林漁業者・中小企業への金融措置等による支援など地方公共団体の自主的な取組みに要する経費や原油価格の高騰に伴う救急自動車等の燃料費、寒冷地における公共施設の暖房費などの増加分に対し特別交付税措置を講じる。

ウ 平成20年度補正予算（第2号）

平成20年度補正予算（第2号）の概算は、平成20年12月20日に閣議決定され、平成21年1月5日に第171回国会に提出され、1月27日に成立した。

この補正予算においては、生活対策関係経費4兆6,880億円等を追加計上したほか、既定経費の節減7,569億円等の修正減少額を計上した。また、歳入面では、税収を7兆1,250億円減額計上する一方、公債金7兆4,250億円、地方公営企業等金融機構納付金3,000億円等を追加計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成20年度の補正予算（第1号）による補正後予算に対し、4兆7,858億円増加し、88兆9,112億円となった。

**Ⅰ 平成20年度補正予算（第2号）に係る地方財政補正措置**

平成20年度補正予算（第2号）の編成により、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の地方財政措置が講じられた。

**（ア） 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額に対する補てん措置**

今回の補正予算においては、平成20年度の国税の減収に伴い地方交付税が2兆2,731億円の減額となったところであるが、これについては、平成20年度当初における地方財政対策に準じ、次のとおり措置する。この結果、平成20年度の当初予算の地方交付税の総額が確保されるものである。

- a 地方交付税の減2兆2,731億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。
- b aの加算のうち国負担分1兆320億円については、臨時財政対策加算とする。
- c aの加算のうち1兆2,410億円（地方負担分）については、臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、平成23年度から平成27年度までの各年度の地方交付税総額から減額する。

**（イ） 追加の財政需要等に対する財政措置**

- a 国の補正予算により平成20年度に追加されることとなる公立文教施設整備費等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分1,645億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する。

その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置する。

- b 地方債の対象とならない経費については、追加財政需要額（5,700億円）の取崩しにより対応する。

**（ウ） 定額給付金事業に対する財政措置**

「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に掲げられた「景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援」として、総額2兆円規模の定額給付金事業を計上した。

**（エ） 地域活性化・生活対策臨時交付金**

「生活対策」における「地方公共団体支援策」として、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、地域活性化・生活対策臨時交付金6,000億円を計上した。

この交付金の財源は、国費3,000億円と併せ、地方公営企業等金融機構が旧公営企業金融公庫から承継した公庫債権金利変動準備金等のうち3,000億円の地方還元によることとする。

**（オ） ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金**

雇用情勢が急速に悪化しつつある中で、生活対策に掲げられた「雇用セーフティネット強化対策」及び新たな雇用対策に掲げられた「再就職支援対策」として、「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業交付金」を創設する。

ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金の総額はそれぞれ2,500億円、1,500億円であり、平成23年度までの期間にわたり実施することとしている。

**（カ） 年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置**

今回の補正予算における「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業交付金」による対応が可能となるまでの年末年始等において、離職者等の臨時的な雇用・就業機会を創出するための対策及び居住

●● 第2部 平成20年度及び平成21年度の地方財政

の安定確保のための対策など地方公共団体が緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用・居住確保のため必要と認められる対策等に要する経費に対し、財政力に応じて5～8割の特別交付税措置を講じる。

#### (4) 地方公共団体の予算

平成20年度の地方公共団体の普通会計予算（9月補正後）の状況は、第43表のとおりであり、普通会計予算の総額（都道府県及び市町村の単純合計）は、前年度と比べると1.2%減となった。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると1.3%増、地方譲与税0.2%増、地方交付税0.4%増、国庫支出金2.1%減、地方債1.2%減となった。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると1.4%減、扶助費3.6%増、普通建設事業費3.3%減となった。

なお、第43表の数値は、前年度からの繰越事業に係るものを含んでいる。

第43表 平成20年度普通会計予算の状況（9月補正後）

その1 歳入

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	平成20年度	平成19年度	増 減 額	平成20年度	平成19年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	401,398	396,181	5,216	40.0	39.0	1.3
地 方 譲 与 税	6,929	6,917	12	0.7	0.7	0.2
地 方 特 例 交 付 金 等	4,449	3,183	1,266	0.4	0.3	39.8
地 方 交 付 税	149,051	148,468	583	14.9	14.6	0.4
市町村たばこ税都道府県交付金	21	25	△ 4	0.0	0.0	△ 14.9
利 子 割 交 付 金	1,105	812	293	0.1	0.1	36.1
配 当 割 交 付 金	884	626	258	0.1	0.1	41.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	559	718	△ 159	0.1	0.1	△ 22.1
地 方 消 費 税 交 付 金	12,388	12,819	△ 431	1.2	1.3	△ 3.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	410	403	7	0.0	0.0	1.8
自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,820	3,135	△ 315	0.3	0.3	△ 10.0
軽 油 引 取 税 交 付 金	1,229	1,133	97	0.1	0.1	8.5
小 計（一般財源）	581,245	574,420	6,825	57.9	56.6	1.2
国 庫 支 出 金	108,862	111,203	△ 2,341	10.9	10.9	△ 2.1
地 方 債	102,876	104,134	△ 1,258	10.3	10.3	△ 1.2
そ の 他	210,168	225,966	△ 15,798	20.9	22.2	△ 7.0
歳 入 合 計	1,003,150	1,015,722	△ 12,571	100.0	100.0	△ 1.2

(注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。  
 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いづれにも計上されない。  
 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。



1 平成20年度の地方財政

その2 歳出(性質別)

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	平成20年度	平成19年度	増 減 額	平成20年度	平成19年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
人 件 費	254,426	257,931	△ 3,505	25.4	25.4	△ 1.4
物 件 費	81,127	87,435	△ 6,308	8.1	8.6	△ 7.2
維 持 補 修 費	10,334	11,841	△ 1,506	1.0	1.2	△ 12.7
扶 助 費	86,148	83,178	2,970	8.6	8.2	3.6
補 助 費 等	153,394	147,159	6,235	15.3	14.5	4.2
普 通 建 設 事 業 費	158,362	163,793	△ 5,431	15.8	16.1	△ 3.3
う ち 補 助 事 業 費	67,537	68,626	△ 1,089	6.7	6.8	△ 1.6
ち 単 独 事 業 費	78,960	82,171	△ 3,212	7.9	8.1	△ 3.9
災 害 復 旧 事 業 費	4,850	6,244	△ 1,394	0.5	0.6	△ 22.3
失 業 対 策 事 業 費	31	41	△ 10	0.0	0.0	△ 23.7
公 債 費	132,737	132,643	94	13.2	13.1	0.1
そ の 他	121,741	125,457	△ 3,716	12.1	12.3	△ 3.0
歳 出 合 計	1,003,150	1,015,722	△ 12,571	100.0	100.0	△ 1.2

(5) 不交付団体の状況

地方公共団体の自由と責任を実現するには、地方交付税に依存しない自立した団体を増やすことが重要である。

平成20年度の不交付団体数は、都道府県は2団体（東京都及び愛知県）、市町村は1,788団体中177団体（うち政令指定都市5団体（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市及び名古屋市））であり、不交付団体の割合は、団体数では9.8%と平成19年度の10.3%からは減少しているものの、人口割合では29.5%と平成19年度の27.1%からは増加している。これは横浜市が不交付団体になったことによるものである。

平成20年度において、人口20万人以上の地方公共団体（113団体）のうち不交付団体数は34団体（30.1%）となっている。

第44表 普通交付税 交付・不交付別団体数

(参考：平成19年度)

区 分	都 道 府 県		市 町 村	
	都 道 府 県	市 町 村	都 道 府 県	市 町 村
交 付	45	1,611	45	1,618
不 交 付	2	177	2	186
計	47	1,788	47	1,804

- (注) 1 不交付団体には、合併特例の適用により交付税が交付される団体を含む。  
 2 市町村の不交付団体には、特別区を含まない。  
 3 平成19年度は、当初算定ベースである。

## 第2部 平成20年度及び平成21年度の地方財政

不交付団体（市町村）の人口割合

（単位：千人、％）

区 分	平成20年度 A	平成19年度 B	増 減 A - B
不交付団体の人口	37,661	34,631	3,029
不交付団体の人口割合	29.5	27.1	2.4

(注) 1 人口には、特別区の人口を含む。  
2 人口は、平成17年国勢調査人口に基づくものである。

### (6) 個別団体における財政健全化

近年の地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、厳しい財政運営を余儀なくされている状況にある。平成19年度決算における経常収支比率については、前年度（91.4％）と比べると2.0ポイント上昇の93.4％と過去最も高くなっている。また、実質収支が赤字の団体数は前年度から1団体減少し、25団体となっている。

各地方公共団体においては、このような厳しい財政状況を踏まえて、一層の事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など、自主的な行財政改革に積極的に取り組むとともに、独自課税の検討、地方税の徴収確保、使用料・手数料の適正化等を通じて歳入の確保を図るなど、財政運営の健全化に努めている。

個別団体についてみると、夕張市においては、人口急減などに伴う歳入の減少が続くことへの対応が遅れ、組織のスリム化が進まず、観光振興等に多大な財政支出を行ってきたこと、さらに、不適正な財務処理を行い多額の赤字の実態を表面化させず拡大を招いたことにより、財政状況が極めて深刻な状態に悪化していることが、平成18年に明らかにされた。

その後、夕張市は、北海道の助言を得ながら財政再建に向けた検討を進め、平成18年度末における約353億円の実質収支の赤字を解消するため、平成36年度までの財政再建計画を作成し、平成19年3月6日に総務大臣の同意を得て、現在、同計画に基づき、財政再建に取り組んでいる。

なお、財政再建が確実かつ早期に進められるよう、北海道が夕張市に対し赤字相当額の資金手当として低利（金利0.5％）で資金の貸付けを行っていることから、総務省としてもこの貸付金に係る北海道及び夕張市の利子負担の一部について、特別交付税による財政支援を行っている。

夕張市は赤字の解消にあたり、歳入面では、市民の負担増に一定の配慮をしながら、税率の見直しによる市税の増収を図るほか、ごみ処理の有料化、各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる歳入の増加、さらに、税や使用料などの徴収率の向上に向けた対策を講じることにより歳入確保に努めている。また、歳出面では、行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ることとし、特に、人件費については、職員の給与水準の引き下げや各種手当の見直しにより削減を図り、全国の市町村で最も低い給与水準とするほか、当分の間、原則として新規採用を停止するとともに早期退職の促進により、類似団体と比較して2倍程度であった職員数の大幅な削減を進め、同程度の規模の市町村で最も少ない職員数の水準となるよう削減をすることとしている。現在、夕張市においては、職員の削減に対応して、必要な行政サービスの提供に支障が生じることはないよう、組織の再編成や業務の効率的な執行、他団体からの職員派遣の受け入れなどにより、行政執行体制の確保に努めている。

このような徹底した歳入歳出の見直しの中にあっても、高い比率を占める高齢者や少子化の中で地域の将来を担う子どもたちに一定の配慮を行うこととし、バスの敬老バスや一部の公衆トイレの存続、保育料の見

直しについての激変緩和、夏期休暇期間中のプールの存続等が財政再建計画に盛り込まれている。

この財政再建計画は、策定時点で見込みうる内容を前提として歳入歳出を見込んでおり、計画を着実に実行することが基本となるが、診療所の改修など、その後に発生した事情等により、数次の変更を行っている。なお、この計画の変更においては、計画の主要部分である財政再建期間、財政再建の基本方針及び財政再建に必要な具体的措置については変更せず、財源についても補助金、寄附金等により確保されていることを基本としている。

また、市民が行う地域再生事業を応援したいという寄附金が全国から寄せられており（「幸福の黄色いハンカチ基金」として積み立て）、こうした動きの中で市民にも自分たちの力で夕張を再生させるという意識が高まり、市民主体の活動が行われるようになってきている。

## (7) 地方公営企業等に関する財政措置

### ア 地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成20年度においては、次のような措置を講じた。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆6,352億円（前年度2兆7,249億円）を計上した。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆8,721億円（前年度2兆8,579億円）を計上した。

また、公債費負担対策として行う公的資金補償金免除繰上償還の公営企業債分については、旧資金運用部資金約2兆6,800億円、旧簡易生命保険資金約3,500億円、公営企業金融公庫資金約1兆1,900億円（公営企業借換債による措置約4,000億円を含む。）の計画を平成19年度及び平成20年度において承認した。

なお、事業別には、上水道（簡易水道含む。）約1兆2,900億円、工業用水道約500億円、地下鉄約4,100億円、下水道約2兆2,300億円、病院約2,500億円となっている。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- (ア) 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとした。
- (イ) 水道事業及び工業用水道事業において、将来にわたって活用する見込みがない水道施設等（用途廃止施設）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る団体を支援するため、施設処分等に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとした。
- (ウ) ガス事業については、供給段階における事故を低減させるため、ねずみ鋳鉄管等の経年管対策に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとした。
- (エ) 病院事業については、公立病院改革が円滑に進められるよう、公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費の一部について一般会計からの出資を行う場合、病院事業債（一般会計出資債）を措置するとともに、その元利償還

金の一部に地方交付税措置を講じることとした。

また、平成20年度に限り、平成15年度以降の医師不足の深刻化等により発生した不良債務を長期債務に振り替える公立病院特例債を発行できることとし、不良債務の計画的な解消を支援することとした。

### イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金の所要額（4,762億円）について、地方交付税措置を講じることとした。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額にに応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし（都道府県3/4、市町村1/4）、その所要額（3,226億円）について地方交付税措置を講じることとした。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）、その所要額（708億円）について地方交付税措置を講じることとした。
- (エ) 高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）、その所要額（2,090億円）について地方交付税措置を講じることとした。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施することとした。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じることとした。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業に対して、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3）、その所要額（990億円）について地方交付税措置を講じることとした。

### ウ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

医療制度改革に伴い、平成20年4月から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が施行されたことに伴い、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担することとし（都道府県3/4、市町村1/4）、その所要額（2,406億円）について地方交付税措置を講じることとした。
- (イ) 高額医療費負担金については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）、その所要額（900億円）について地方交付税措置を講じることとした。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政

## 1 平成20年度の地方財政

影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金に対して国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）、その所要額（289億円）について地方交付税措置を講じることとした。

（エ） 不均一保険料助成については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、平成26年度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担することとし（国1/2、都道府県1/2）、その所要額（13億円）について地方交付税措置を講じることとした。

（オ） 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じることとした。

## 2 平成21年度の地方財政

### (1) 平成21年度の経済見通しと国の予算

#### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成20年12月19日に閣議了解、平成21年1月19日に閣議決定されたが、この中で平成20年度の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下局面にあり、雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっている。こうした結果、平成20年度の国内総生産の実質成長率は、マイナス0.8%程度（名目成長率はマイナス1.3%程度）になると見込まれている。

このような情勢認識に立って、「平成21年度の経済財政運営の基本的態度」においては、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進めることとし、引き続き、「生活対策」の実現及び税制改正に併せ「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）を着実に実施する。また、「経済財政の中長期方針と10年展望」（平成21年1月19日閣議決定）に基づき、財政健全化の取組を進めつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行い、あわせて、改革による経済成長を目指し、「新経済成長戦略」（平成20年9月19日閣議決定）を基礎としつつ、将来の成長に向けたシナリオを取りまとめ、強力に推進することとされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成21年度においては、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」の実施や交易条件の改善による効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待されている。こうした結果、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、0.0%程度（名目成長率は0.1%程度）になるものと見通されている。

#### イ 国の予算

平成20年12月3日、「平成21年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成21年度予算編成にあたっては、「基本方針2006」等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化を行うとともに、世界金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行い、行政支出総点検会議等の議論を踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげることとされた。また、予算配分の重点化にあたっては、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進め、さらに、政策の棚卸しにより、従来から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切った見直しを行うこととされた。

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要があるとされた。

公共投資については、歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続し、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、コスト構造改善や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図ることとされた。

地方財政については、平成21年度予算編成においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保し、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分し、景気後退や「生活対策」に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じることとされた。

平成21年度予算は、以上のような方針により編成され、平成20年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、平成21年1月19日に第171回国会に提出された。

これによると、平成21年度の国の一般会計予算の規模は88兆5,480億円で、前年度当初予算と比べると5兆4,867億円の増加（6.6%増）となっており、うち一般歳出の規模は51兆7,310億円で、前年度当初予算と比べると4兆4,465億円の増加（9.4%増）となっている。なお、公債の発行予定額は33兆2,940億円で、前年度当初発行予定額と比べると7兆9,460億円の増加（31.3%増）となっており、公債依存度は37.6%となっている。他方、財政投融资計画の規模は15兆8,632億円で、前年度計画額と比べると1兆9,943億円の増加（14.4%増）となっている。

## (2) 地方財政計画

平成21年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額し、歳出面においては、これに合わせて地方団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上するほか、「基本方針2006」等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

ア 地方税については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。

イ 地方団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額した上で、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(ア) 平成19年度に講じた平成21年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分につい

ては、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,472億円については、法律の定めるところにより平成27年度以降の地方交付税の総額に加算する。

(イ) これに基づき、平成21年度の財源不足見込額10兆4,664億円については、次により完全に補てんする。

a. 地方交付税については、平成19年度分の精算による4,994億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により3兆2,784億円（うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,400億円、同条第3項の加算額5,831億円、臨時財政対策特例加算額2兆5,553億円）増額する。

b. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金2,000億円を交付する。

c. 自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため地方特例交付金（減収補てん特例交付金）を500億円増額する。

d. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆1,486億円発行する。

e. 建設地方債（財源対策債）を1兆2,900億円増発する。

なお、自動車取得税交付金の減収を補てんするための減収補てん特例交付金の交付額は、平成21年度から平成23年度までの各年度500億円とする。

(ウ) 上記の結果、平成21年度の地方交付税については、15兆8,202億円（前年度に比し2.7%増）を確保する。

ウ 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方団体が、地域の活性化に積極的に取り組み、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

併せて、地方団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公営企業等金融機構を改組して地方公共団体金融機構を創設し、一般会計事業についても貸付対象とする。

この結果、地方債計画の規模は、14兆1,844億円（普通会計分11兆8,329億円、公営企業会計等分2兆3,515億円）とする。

エ 地域の雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を行うこととし、財源の重点的配分を行う。

(ア) 急速に悪化しつつある雇用情勢を踏まえ、雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するために必要な特別枠「地域雇用創出推進費」5,000億円を平成21年度及び平成22年度において計上する。

(イ) 給与関係経費については、基礎年金公費負担割合を2分の1に引き上げる。

(ウ) 公債費については、金融秩序の混乱を踏まえ、地方債の償還財源を確保する観点から償還期限の見直しを行う。

(エ) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備



を重点的・効率的に推進する。

(オ) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、地域の元気回復に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策、定住自立圏構想の推進、医療・少子化対策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(カ) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(キ) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

オ 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金（平成21年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。

カ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制や医師確保対策をはじめ、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

キ 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」等に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成21年度の地方財政計画の規模は、82兆5,557億円で、前年度と比べると8,457億円減少（1.0%減）となっている。

歳入についてみると、地方税は36兆1,860億円で、前年度と比べると4兆2,843億円減少（10.6%減）（道府県税18.1%減、市町村税4.0%減）、地方譲与税は1兆4,618億円で、前年度と比べると7,591億円増加（108.0%増）、地方特例交付金等は4,620億円で、前年度と比べると115億円減少（2.4%減）、地方交付税は15兆8,202億円で、前年度と比べると4,141億円増加（2.7%増）、国庫支出金は10兆3,016億円で、前年度と比べると2,185億円増加（2.2%増）、地方債（普通会計分）は11兆8,329億円で、前年度と比べると2兆2,274億円増加（23.2%増）となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆1,271億円で、前年度と比べると800億円減少（0.4%減）となっている。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員削減目標を踏まえ23,868人の純減としている。一般行政経費は27兆2,608億円で、前年度と比べると7,144億円増加（2.7%増）となり、一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆8,285億円で、前年度と比べると125億円減少（0.1%減）となっている。公債費は13兆2,955億円で、前年度と比べると841億円減少（0.6%減）、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は4兆8,966億円で、前年度と比べると4,244億円減少（8.0%減）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は8兆808億円で、前年度と比べると2,499億円減少（3.0%減）となっている。

他方、平成21年度の地方債計画の規模は14兆1,844億円で、前年度当初計画と比べると1兆7,068億円増加（13.7%増）となっている。平成21年度の地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公共団体金融機構を創

設（地方公営企業等金融機構の改組）し、一般会計についても貸付対象とすることとしている。

### (3) 地方公営企業等に関する財政措置

#### ア 地方公営企業

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制や医師確保対策をはじめ、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成21年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆6,628億円（前年度2兆6,352億円）を計上している。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆3,515億円（前年度2兆8,721億円）を計上している。

また、公債費負担対策として行う公的資金補償金免除繰上償還の公営企業債分については、旧資金運用部資金約2兆6,800億円、旧簡易生命保険資金約3,500億円、公営企業金融公庫資金約1兆1,900億円（公営企業借換債による措置約4,000億円を含む。）の計画を平成19年度及び平成20年度において承認した。

なお、事業別には、上水道（簡易水道含む。）約1兆2,900億円、工業用水道約500億円、地下鉄約4,100億円、下水道約2兆2,300億円、病院約2,500億円となっている。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

(ア) 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。

(イ) 水道事業において、水道施設の耐震化を早急に推進するため、上水道安全対策事業のうち災害対策事業の対象事業を拡充することとし、新たに浄水場、配水池等の基幹水道構造物及び水道管路の耐震化に要する経費について地方財政措置を講じることとしている。

(ウ) 平成21年度以降の病院事業に係る地方財政措置については、「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」の報告及び平成21年度の地方財政対策を踏まえ、平成20年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を決定し、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供、公立病院における医師確保対策の推進等に係る地方交付税措置を大幅に拡充することとしている。

具体的には、①過疎地の医療確保のため、「不採算地区病院」の要件の緩和や単価増、②産科、小児科、救急医療等の充実のため、救急告示病院の普通交付税措置への移行、周産期病床、小児病床の単価増など、不採算部門における医療の提供体制や医師確保対策の充実に向け、地方交付税措置額を700億円程度増額するとともに、経営形態の多様化を踏まえ、公的病院、有床診療所等に関する地方交付税措置を拡充することとしている。

#### イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じるこ

ととしている。

- (ア) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金（給付費等の7%）の所要額（4,796億円）について、地方交付税措置を講じることとしている。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし（都道府県3/4、市町村1/4）、その所要額（3,267億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）、その所要額（730億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (エ) 高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）、その所要額（2,273億円）について地方交付税措置を講じることとしている。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施することとしている。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じることとしている。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業に対して、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3）、その所要額（892億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

#### ウ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

医療制度改革の一環として、平成20年4月から施行された長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担することとし（都道府県3/4、市町村1/4）、その所要額（2,373億円）について地方交付税措置を講じることとしている。なお、「高齢者の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成20年6月12日政府・与党）により創設されることとなった低所得者に対する保険料軽減措置（均等割9割軽減・所得割5割軽減）に伴う平成21年度分の財政措置については、全額国費により対応することとしている。
- (イ) 高額医療費負担金については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）、その所要額（977億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金に対して国及び都道府県が一部を負担することとし（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）、その所要額（289億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (エ) 不均一保険料助成については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、平成26年

## ●● 第2部 平成20年度及び平成21年度の地方財政

度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担することとし（国1/2、都道府県1/2）、その所要額（13億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

- (オ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じることとしている。

# 最近の地方財政の動向と課題

## 1 地方分権改革の推進

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、「地方政府」の確立を目指しつつ、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。

地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づき、平成19年4月、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会は同年11月16日に「中間的な取りまとめ」を公表した後、平成20年5月28日に「第1次勧告」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。

「第1次勧告」の概要は以下のとおりである。

### <第1次勧告>

#### ア 国と地方の役割分担の基本的な考え方

(ア) 「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題

- ①地方政府の確立のための権限移譲、②完全自治体の実現、③行政の総合性の確保、④地方活性化、⑤自治を担う能力の向上

(イ) 国と地方の役割分担の見直し

住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型（重複型・分担型・重層型・関与型・国専担型）に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し

(ウ) 広域自治体と基礎自治体の役割分担（基礎自治体優先の原則）

市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

#### イ 重点行政分野の抜本的見直し

(ア) 暮らしづくり分野関係

- ①幼保一元化・子ども、②教育、③医療・医療保険、④生活保護、⑤福祉施設の最低基準等、⑥民生委員、⑦公営住宅、⑧保健所・児童相談所、⑨労働

(イ) まちづくり分野関係

- ①土地利用（開発・保全）、②道路、③河川、④防災、⑤交通・観光、⑥商工業、⑦農業（土地利用を除く。）、⑧環境

#### ウ 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(ア) 基礎自治体への権限移譲の推進

64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲

(例)

- ①まちづくり分野：宅地開発や商業施設等の開発行為の許可権限を市まで移譲
- ②福祉分野：特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督の権限を市まで移譲
- ③産業安全分野：高圧ガスの製造・貯蔵・販売の許可権限を市町村まで移譲

(イ) 補助対象財産の財産処分（転用、譲渡等）の弾力化

- ①原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出・報告制へ
- ②10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮

なお、関係府省は、勧告後、速やかに上記の措置を実施すること（約300以上の国庫補助金等が対象）

### エ 現下の重要二課題について

「道路特定財源の一般財源化」と「消費者行政の一元化」について、政府に対して配慮を要請した緊急提言を収録

### オ 第2次勧告に向けた検討課題

- 国の出先機関の改革の基本方向
- 法制的な仕組みの横断的な見直し（義務付け・枠付け等）

「第1次勧告」を受け、政府は、平成20年6月20日に地方分権改革推進本部で「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定した。

地方分権改革推進委員会は、引き続き調査審議を進め、平成20年12月8日に「第2次勧告」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出した。その間、同年8月1日に「国の出先機関の見直しに関する中間報告」、同年9月16日に「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」を取りまとめている。

「第2次勧告」の概要は以下のとおりである。

#### <第2次勧告>

#### ア 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- (ア) 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方
  - ①自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立
  - ②国の法令を「上書き」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
  - ③法制的観点から、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大。自らの責任で行政を実施する仕組みの構築
- (イ) 義務付け・枠付けの見直しの方針
  - ①義務付け・枠付けの範囲設定  
自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの（約1万条項）
  - ②見直しの具体的な方針  
メルクマール（判断基準）に該当しない条項については、(a)廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、(b)手続き、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正（「上書き」）の許容、(c)手続き、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正（「上書き」）の許容、のいずれかを見直しが必要。その際、(a)から(c)の順序で見直すべき
  - ③義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定
- (ウ) 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断  
義務付け・枠付け条項全体（約1万条項）について、メルクマール該当・非該当の判断は、メルクマールに該当する条項が51.8%、メルクマールに該当しない条項が48.2%。
- (エ) 義務付け・枠付けの見直しの今後の進め方  
メルクマールに該当しない条項については、(イ) ②の方針に従って見直しを行うべき。このうち、(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続、については特に問題。これらを中心に第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置を調査審議

#### イ 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

- (ア) 国の出先機関の見直しの基本的考え方

- ①国と地方の役割分担の見直し（住民に身近な行政は地方へ）、
- ②「二重行政」の弊害の徹底排除、③国と地方を通じた行政の簡素化・効率化、
- ④地域住民の目の届くものとする仕組み、⑤地方再生、地域振興

(イ) 事務・権限の見直しの考え方

「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」に基づき、対象機関の事務・権限を仕分け（廃止（民営化、独立行政法人化を含む。）を検討するもの、地方への移譲を検討するもの、等）。具体的には、8府省15系統の116事項の国の出先機関の事務・権限を見直し

(ウ) 組織の見直しの考え方

①事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し

(a) 二重行政の弊害是正の観点からの組織の見直し

i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合（地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関）

ii) 同一府省における出先機関の統廃合

iii) 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

(b) 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続

〔組織改革の方向性〕

○地方農政局、経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方環境事務所を廃止して、国に残る事務・権限を地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）に統合

○都道府県労働局を廃止してブロック機関に集約し、地方厚生局と統合 等

②地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

(a) 府省を超えた総合的な出先機関に地元自治体から成る協議機関として地域振興委員会（仮称）を設置

(b) 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

(エ) 出先機関の改革の実現に向けて

○勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定することと、推進のための体制づくりを、政府に要請

○道路・河川については、第1次勧告の基準に従って地方への移管が進むよう、国と都道府県との個別協議を進め、早急に結論を出すよう要請

○これらの改革により、さらに将来的には、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべき

(オ) 事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

①人員の移管等の取扱い

仕事の地方への移譲に伴い人材や必要な財源を地方に確保すること、事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等、事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化が必要であり、これらの円滑な実施をはかる仕組みを検討

②財源の手当ての取扱い

必要な財源確保に向け、引き続き検討

「第2次勧告」の提言のうち、出先機関改革については、平成20年度内に「工程表」となる「計画」を策定することを予定している。

現在、地方分権改革推進委員会は「第3次勧告」に向け、義務付け・枠付けの見直し、税財政改革、行政

### ●● 第3部 最近の地方財政の動向と課題

体制の整備について調査審議を進めている。政府はこれらの勧告を受けて「地方分権改革推進計画」を策定の上、「新分権一括法案（仮称）」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出することとしている。



## 2 累次にわたる経済対策における地域の活性化

### (1) 安心実現のための緊急総合対策

世界的な原油・食糧価格高騰や景気悪化懸念が、国民の生活や農林漁業者、中小企業などに重大な影響を及ぼしつつあり、さらに、年金・医療問題、食品安全問題、格差問題などが国民の不安感につながっていることを踏まえ、そうした国民の「痛み」や「不安」に対策を講じるため、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議は、平成20年8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」（以下「総合対策」という。）を決定した。

総合対策においては、目標として、（第1の目標）生活者の不安解消、（第2の目標）「持続可能社会」への変革加速、（第3の目標）新価格体系への移行と成長力強化の3つが掲げられ、具体的に8つの対策が示されている。すなわち、（第1の目標）の下に、①生活・雇用支援対策、②医療・年金・介護強化対策、③子育て・教育支援対策、（第2の目標）の下に、④低炭素社会実現対策、⑤住まい・防災刷新対策、⑥強い農林水産業創出対策、（第3の目標）の下に、⑦中小企業等活力向上対策、その他として⑧地方公共団体に対する配慮、となっている。

#### ア 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金

総合対策の「⑧地方公共団体に対する配慮」においては、「地方公共団体がこの緊急総合対策に取り組むにあたって、地方財政の運営に支障が生じないように対応する。」とされているところである。

これを受け、地方公共団体が総合対策に対応して積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう、交付金制度の創設が平成20年度補正予算（第1号）に盛り込まれた。当該補正予算は平成20年10月16日に成立し、「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」が創設されたところである。

当該交付金の概要は、以下のとおりである。

#### (ア) 規模及び配分方法

配分額は、都道府県に対して15億円程度（概ね1団体当たり1,500万円から5,000万円）、市町村に対して245億円程度（概ね1団体当たり500万円から3,000万円）であり、総額260億円程度となっている。

交付金は、各地方公共団体の申請に基づき交付するものであり、その交付額の算定に当たっては、地方公共団体が策定する地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業（平成20年度補正予算（第1号）に計上された事業のうち法令に基づく国の負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分と単独事業（平成20年8月30日以降に実施される事業に限る。）の所要経費の合計額に対し、人口、第一次産業就業者比率、高齢者人口比率等の外形基準に基づいて算出される額を上限としている。その際、財政力の弱い小規模団体や原油高騰の影響が特に大きい離島、寒冷地を抱える団体に対して配慮がなされている。

#### (イ) 対象事業

交付対象事業は、地域活性化・緊急安心実現総合対策実施計画を作成する地方公共団体がその実施に要する費用を負担する事業としており、総合対策に沿って実施するものとなっている。

#### イ 安心実現のための緊急総合対策に係る特別交付税措置

総務省においては、離島・寒冷地での生活支援、学校給食に係る保護者負担の軽減、農林漁業者・中小企業への金融措置等による支援など地方公共団体の自主的な取組み（上記の地域活性化・緊急安心実現総合対

策実施計画に掲載された事業等)に要する経費や原油価格の高騰に伴う救急自動車等の燃料費、寒冷地における公共施設の暖房費などの増加分に対し特別交付税措置を講じている。

### ウ 地方税等減収補てん臨時交付金

国及び地方の道路特定財源については、平成19年12月7日に政府・与党間において「道路特定財源の見直しについて」が取りまとめられ、平成20年度以降の10年間暫定税率を維持することとされた。これを踏まえ、平成20年度政府予算、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が第169回国会に提出されたが、両法案は未成立のまま平成20年4月1日を迎えることとなり、暫定税率は失効することとなった。

一方、国民生活等の混乱を回避するため、平成20年3月31日に期限が到来する非課税等特別措置のうち自動車取得税に係るもの(暫定税率を除く。)について、その期限を暫定的に延長することを目的とする「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」(平成20年法律第10号。以下「つなぎ法」という。)が制定された。

その後、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」は、平成20年4月30日に成立し、同日公布され、暫定税率については5月1日から適用されることとなったため、4月1日から30日までの間は失効した。

この結果、地方公共団体においては、暫定税率が一時的に失効したこと及びつなぎ法で延長された非課税等特別措置が平成20年度税制改正による見直しを反映していないことにより、約656億円の減収が生じることとなった。

この減収については、総合対策の「⑧地方公共団体に対する配慮」の中に「道路特定財源の1ヵ月分の地方税収減の影響については、政府において適切に財源措置する。」と明記されたことを踏まえ、平成20年度補正予算(第1号)に減収相当分を盛り込むとともに、当該補正予算と併せて「地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律」(平成20年法律第84号)が制定され、地方公共団体に対して、地方税等減収補てん臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)を交付することとしたところである。

なお、臨時交付金は、各地方公共団体の減収見込額に応じて交付し、その用途については、道路に関する費用に充てることとしている。

臨時交付金の総額は656億1,900万円であり、その内訳は次のとおりである。

- ① 自動車取得税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する自動車取得税減収補てん臨時交付金(116億8,500万円)
- ② 軽油引取税の収入の減少に伴う都道府県及び政令指定都市の減収を補てんするために交付する軽油引取税減収補てん臨時交付金(493億3,900万円)
- ③ 地方道路税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する地方道路譲与税減収補てん臨時交付金(45億9,500万円)

## (2) 生活対策

金融経済情勢の悪化の影響により、暮らしの安心が脅かされている「生活者」、資金繰りに苦しむ「中小・小規模企業」、都市部との格差に悩む「地方」といった弱者に対し、セーフティネットをより一層強力に張り巡らせ、手厚い支援を行うことによって、緊急の備えを万全とするため、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議は、平成20年10月30日に「生活対策」を決定した。

生活対策においては、最終的な目的を「国民生活と日本経済を守る」ことに置き、次の5つを基本視点と

して政策展開を行うこととしている。

- ① 3段階（当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」）の経済財政政策により、日本経済立て直しに取り組む
- ② 最優先課題として、「金融資本市場の安定確保」に向けて万全の措置をとる
- ③ 3つの重点分野を位置づけ、その中で「生活者」を一番に置く
- ④ 一過性の需要創出対策ではなく、自律的な「内需主導型経済成長」への移行を後押しする
- ⑤ 経済成長と財政健全化の両立に向けて取り組む

また、これらの基本視点を踏まえ、具体的な施策として、以下のとおり、3つの重点分野が掲げられ、その下に9つの対策が明示されている。

（第1の重点分野）生活者の暮らしの安心

- ①家計緊急支援対策、②雇用セーフティネット強化対策、③生活安心確保対策

（第2の重点分野）金融・経済の安定強化

- ④金融資本市場安定対策、⑤中小・小規模企業等支援対策、⑥成長力強化対策

（第3の重点分野）地方の底力の発揮

- ⑦地域活性化対策、⑧住宅投資・防災強化対策、⑨地方公共団体支援策

上記「⑨地方公共団体支援策」においては、「地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。」とされており、その具体的施策としては、以下の4点が明示されたところである。

- 道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る
- 地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する
- 地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する
- 景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

なお、これらの施策の具体化のため、以下に詳述するとおり、平成20年度第2次補正予算案、平成21年度予算案及び関係法案が第171回国会に提出された。

#### ア 道路特定財源の一般財源化に際しての1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組み

道路特定財源（揮発油税等の道路整備費に充当することが義務付けられている歳入）制度については、これまでにも見直しが行われてきたところであるが、揮発油税等に係る暫定税率の期限の到来に当たり、「道路特定財源の見直しについて」（平成19年12月7日政府・与党合意）に基づき、具体的な措置を講じるための関連法案を国会に提出することとした。

これを受け、「道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案」をはじめとする関係法案を第169回国会に提出したところであり、この改正により、当該年度の揮発油税等の予算額等が、同年度の道路整備費の予算額を超える場合には、当該超える額については、一般財源として活用することとされた。

その後、「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定され（平成20年5月13日閣議決定）、その中で、「2. 道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法律案における道路特定財源制度の規定は21年度から適用され

### 第3部 最近の地方財政の動向と課題

ないこととなる。」とされ、道路特定財源の一般財源化の方針が示された。

道路特定財源の一般財源化等についての具体的な内容としては、地方からの要望等も踏まえ、「道路特定財源の一般財源化等について」（平成20年12月8日政府・与党）において、次の措置等を講じることとした。

#### ・「2. 道路特定財源制度の廃止」

平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止することとし、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の規定を削除するとともに、地方税法などの所要の改正を行う。

また、特定財源制度を前提とし、社会資本整備事業特別会計に直入されている地方道路整備臨時交付金を廃止する。

#### ・「4. 地域の基盤整備」

地方からの要望を踏まえ、地方の道路整備や財政の状況に配慮し、地方道路整備臨時交付金に代わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる1兆円程度の「地域活力基盤創造交付金（仮称）」を平成21年度予算において創設する。その際、これまで道路特定財源が充てられていた道路整備費等の見直しにより財源を捻出する。

また、地方道路整備臨時貸付金制度については、引き続き維持する。

また、「附記」として「地方交付税は予算編成過程で増額。」とされた。

これらを受け、以下のような所要の措置を講じることとし、平成21年度予算案及び「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」をはじめとする関係法案を第171回国会に提出したところである。

- (ア) 道路特定財源制度を廃止し、揮発油税、軽油引取税等をすべて一般財源化。
- (イ) 揮発油税収の予算額の4分の1に相当する額が特別会計に直入されている地方道路整備臨時交付金を廃止。
- (ウ) 地方道路整備臨時交付金に代わるものとして、地方の実情に応じて、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業にも使える9,400億円の地域活力基盤創造交付金を創設（一般会計に計上）。

なお、平成21年度予算案においては、社会保障財源へ600億円を拠出することとされたところである。

#### ① 地方公共団体金融機構の創設

生活対策において地方公共団体支援策の一つとして、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれたことを踏まえ、地方財政審議会において、地方公共団体関係者及び地方財政関係の有識者を加えた検討会を開催し、当該検討会の報告書に基づき意見が取りまとめられた。

これを踏まえ、地方共同の金融機構の創設については、次のとおり地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図ることとし、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出したところである。

##### (ア) 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

- ① 現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。
- ② 現機構の名称を地方公共団体金融機構に改める。
- ③ 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ④ 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処する。

- ⑤ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとする。

#### (イ) 平成21年度の貸付け

- ① 一般会計については、地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成20年度までの貸付対象である臨時3事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5,121億円を貸し付ける。
- ② 公営企業会計については、平成21年度の事業量を勘案し、8,209億円を貸し付ける。
- ③ 臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5,000億円を貸し付ける。

#### ウ 地域活性化・生活対策臨時交付金

生活対策の「⑨地方公共団体支援策」における具体的施策の一つとして、「地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する」と明示されたところである。

これを受け、地方公共団体が積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、交付金制度の創設が平成20年度補正予算（第2号）に盛り込まれた。当該補正予算は平成20年1月27日に成立し、「地域活性化・生活対策臨時交付金」が創設されたところである。

当該交付金の概要は、以下のとおりである。

##### (ア) 規模及び配分方法

総額は約6,000億円であり、都道府県分を2,500億円程度、市町村分を3,500億円程度としている。

交付金は、各地方公共団体の申請に基づき交付するものであり、地方公共団体が策定する地域活性化・生活対策実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業（平成20年度補正予算（第2号）に計上された事業のうち法令に基づく国の負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分と単独事業（平成20年10月31日以降に実施される事業に限る。）の所要一般財源の合計額に対し、一定の上限の範囲内で交付することとしている。

##### (イ) 対象事業

- ・「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承、平成20年12月19日改定）に沿った事業
- ・「生活対策」に沿った事業

##### (ウ) 交付限度額

上記（ア）における一定の上限とは、平成20年度における地方交付税法附則第5条の2の規定に基づく地方再生対策費の算定額を基本とし、財政力指数等の外形基準に基づいて設定される交付限度額である。また、当該交付限度額の算定に当たっては、地域経済の疲弊が著しい団体や財政力の弱い団体、離島や過疎等の条件不利地域、定住自立圏構想に係る先行実施団体の中心市に配慮して定めることとされている。

##### (エ) 財源

交付金の財源は、国費3,000億円と併せ、地方公営企業等金融機構が旧公営企業金融公庫から承継した公庫債権金利変動準備金等のうち3,000億円の地方還元によることとしている。

#### エ 定額給付金

総合対策では、所得税・住民税の特別減税及びこれに関連する臨時福祉特別給付金を年度内に実施することが予定され、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討するとされていた。

### 第3部 最近の地方財政の動向と課題

その後、生活対策において、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ、低所得者層にも広く公平に行き渡らせるためには、給付方式によることがより適切であるとされ、景気後退下での生活者の不安に対応するため、家計への緊急支援として総額2兆円を限度として定額給付金を実施することとなった。

これを受け、平成20年11月11日に総務省に「定額給付金実施本部」が設置され、また、翌12日には、一人当たりの額（12,000円、65歳以上、18歳以下には8,000円を加算）等についての与党合意がなされた。その後、具体的な事業実施方法等について、案を地方公共団体に示してその意見も聞きながら、実施主体である市町村の事務負担が少ない、できる限りシンプルな仕組みの検討が進められた。

定額給付金を含む平成20年度補正予算（第2号）は平成21年1月27日に成立し、これを受け、1月28日には、給付金及び事務費のそれぞれの補助金交付要綱が国において定められ、地方公共団体に通知された。

定額給付金事業の概要は、以下のとおりである。

#### (ア) 目的等

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資する。

#### (イ) 事業費等

事業費の総額は2兆395億13百万円（給付金額1兆9,570億円、給付に要する事務費825億13百万円）となっている。

実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）であり、実施に要する経費（給付費及び事務費）については、国が補助（補助率：10分の10）をすることとしている。

#### (ウ) 給付対象者

給付対象者は、基準日（平成21年2月1日）において、次の①又は②のいずれかに該当する者としている。

##### ① 住民基本台帳に記録されている者

※基準日時点でいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者についての特例あり。

##### ② 外国人登録原票に登録されている者（不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外）

また、申請・受給者は、原則として給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）としている。

#### (エ) 給付額

給付額は、給付対象者1人につき12,000円としている。ただし、基準日において65歳以上の者と18歳以下の者については20,000円としている。

#### (オ) 給付申請受付開始日及び申請期限

できる限り速やかに開始するものとし、具体的な給付申請受付開始日は、市町村において決定する。また、申請期限は、各市町村における給付申請受付開始日から6月とする。

## (3) 生活防衛のための緊急対策

現下の厳しい経済金融情勢に対応し、平成20年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現するとともに、雇用問題及び企業の資金繰り確保を最重要課題として万全を期すため、経済対策閣僚会議は、平成20年12月19日に「生活防衛のための緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を決定した。

緊急対策においては、平成20年度補正予算（第2号）及び平成21年度予算において、以下の6つの果敢な対策を実施することとしている。

- ①雇用対策、②雇用創出等のための地方交付税増額、③経済緊急対応予備費の新設、  
④税制改正、⑤「生活対策」の実現、⑥金融市場・資金繰り対策

#### ア 雇用創出等のための地方交付税増額

「道路特定財源の一般財源化等について」（平成20年12月8日政府・与党）の「附記」として「地方交付税は予算編成過程で増額。」とされていたこともあり、緊急対策の「②雇用創出等のための地方交付税増額」において、次の具体的な方針が示されたところである。

- ・地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施することができるよう、地方交付税を1兆円（雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するための特別枠0.5兆円）増額する。

これを受けて、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額するとともに、これに合わせて、地方財政計画の歳出を見直して1兆円を追加計上し、地方一般財源の充実・確保を図っている。

この増額分の地方交付税は、以下の「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源とされている。

##### (ア) 特別枠「地域雇用創出推進費」の創設（5,000億円）

「地域雇用創出推進費」は、財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用して、平成21年度及び平成22年度にそれぞれ5,000億円を計上することとしており、地域の実情に応じて雇用の創出を推進できるよう、地方交付税の算定を通じて雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとしている。

##### (イ) 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実（5,000億円）

地方財源を充実するため、次のとおり地方財政計画の歳入歳出の見直しを行う。

- |   |           |
|---|-----------|
| ① 「地域の元気回復」に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化のための財源を確保（一般行政経費）                | 1,500億円程度 |
| ② 小児・産科医療をはじめ地域医療の中核となる公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策の充実（一般行政経費・公営企業繰出金） | 1,500億円程度 |
| ③ 最近の金融情勢を踏まえた地方財政計画上の公債費の償還期限の見直し                                  | 2,000億円程度 |

#### イ ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金

雇用情勢が急速に悪化しつつある中で、生活対策に掲げられた「②雇用セーフティネット強化対策」及び緊急対策に掲げられた「①雇用対策」の具体的施策の一つである「再就職支援対策」として、平成20年度補正予算（第2号）において、「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業交付金」を創設することとされた。

ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金の総額はそれぞれ2,500億円、1,500億円であり、各都道府県の申請に基づいて、雇用失業情勢等に基づく客観指標により算出される交付限度額を上限として交付される。また、各都道府県においては、交付金を財源として基金を設置して、民間事業者やシルバー人材センターへの委託等により、地域の求職者等を対象にした雇用機会の創出や非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用機会を創出するための事業を平成23年度までの期間にわたり実施することとされている。なお、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金は、いずれも地方負担は伴わないものである。

#### ウ 年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置

ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金による対応が可能となるまでの年末年始等において、離職者等の臨時的な雇用・就業機会を創出するための対策（地方公共団体による直接雇用、離職者等を雇用する民間会社等への委託又は助成等）及び居住の安定確保のための対策（公営住宅の目的外使用によ

### ●● 第3部 最近の地方財政の動向と課題

る入居、住宅の借り上げによる入居等) など地方公共団体が緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用・住居確保のため必要と認められる対策等に要する経費に対し、財政力に応じて5~8割の特別交付税措置を講じることとしたところである。



## 3 地域力の創造

平成20年12月19日、総務省は、縄文以来「自然との共生」を基本的な考え方としてきた我が国の歴史・文化に基づき、「人も自然界の一員」という謙虚な姿勢のもと、豊かな自然環境を大事にしながら活力ある地域社会を形成していくため、新たに、①定住自立圏構想の推進、②地域連携による「自然との共生」の推進、③条件不利地域の自立・活性化の支援、の3つを柱とする「地域力創造プラン」を策定・公表したところである。

### ア 定住自立圏構想の推進

中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想については、総務大臣の下に「定住自立圏構想研究会」が開催され、平成20年5月15日に「定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本を～」が取りまとめられた。

また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）においては、「中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる」と明記された。

これらを踏まえ、総務省は、「地域力創造プラン」の第一番目の柱として、平成20年12月26日に、定住自立圏構想の基本的な考え方を取りまとめた「定住自立圏構想推進要綱」を作成・公表した。

同要綱の概要は、以下のとおりである。

#### (ア) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

#### (イ) 中心市

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であり、人口が5万人程度以上（少なくとも4万人超）、昼夜間人口比率が1以上（合併市の場合は人口最大の旧市の値が1以上も対象）、三大都市圏の区域外等の要件を満たす市としている。

#### (ウ) 中心市宣言

中心市は、地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思等を記載した「中心市宣言書」を作成し、公表する。

#### (エ) 定住自立圏形成協定

##### ① 定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める。

中心市と協定を締結する周辺市町村は、中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、中心市に対する通勤通学10%圏等の要素も考慮

して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断する。

協定の期間は、原則として定めのないものとする。ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止される旨を協定に規定する。

中心市及び周辺市町村は、協定の締結後、直ちに公表する。

② 定住自立圏形成協定で規定する取組

協定においては、3つの視点（生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化）ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的な事項を規定する。

(a) 生活機能の強化に係る政策分野

○医療、○福祉、○教育、○土地利用、○産業振興

(b) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

○地域公共交通、○デジタル・デバイドの解消へ向けたICTインフラ整備、

○道路等の交通インフラの整備、

○地域の生産者や消費者等の連携による地産地消、

○地域内外の住民との交流・移住促進、

○上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

(c) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

○中心市等における人材の育成、

○中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保、

○圏域内市町村の職員等の交流、

○上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

(オ) 定住自立圏共生ビジョン

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

① 定住自立圏共生ビジョンに記載する主要事項及び期間

(a) 定住自立圏の将来像

定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図る観点から、将来像を提示する。

(b) 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載する。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定、等）

(c) 定住自立圏共生ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

② 策定手続き等

関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、次のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。その後、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行う。

- ・医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

#### (カ) 施行日

平成21年4月1日。ただし、先行実施団体及びその周辺市町村については、平成21年1月1日から取組を行うことができる。

さらに、総務省では、定住自立圏構想を推進するため、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、圏域全体で暮らしに必要な生活機能等を確保する取組を支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して、以下のような財政措置を講じることとしている。

##### (ア) 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置（特別交付税）

中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して算定。

##### (イ) 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の創設

協定又はビジョンに基づく基幹的施設等であって、圏域全体で生活機能確保のために必要不可欠なものの整備に対し、地域活性化事業債を充当（90%）。その元利償還金の35%を普通交付税措置。

##### (ウ) 外部人材の活用に対する財政措置

産業振興、医療サービスの向上等、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する特別交付税措置（圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置。）。

##### (エ) 情報通信基盤等の整備に対する支援

定住自立圏の取組を推進するための情報通信基盤及びこれを活用した遠隔医療等に不可欠な送受信装置等の整備に対して、地域情報通信基盤整備推進交付金により優先的に採択・支援（交付率：1/3）。

このほか、ふるさと融資など民間主体の取組の支援に対する財政措置、地域医療等個別の施策分野における財政措置、定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加を行うこととしている。

### ① 地域連携による「自然との共生」の推進

#### (ア) 基本的な考え方

「自然との共生」を推進するに当たっては、以下の2点を基本的な考え方として掲げている。

- ① 都市住民が、地方における自然環境保護（森や水源の保全等）に関する実践活動に携わることが促進することにより、都市と地方のつながりを強化していく。
- ② 地方自治体における国土保全対策や地球温暖化対策を促進することにより、世界をリードする低炭素社会を実現していく。

#### (イ) 具体的な取組内容

##### ① 働き手を都市から農山漁村へ

意欲ある都市住民、特に若者等を、農山漁村が「地域おこし協力隊員（仮称）」として受け入れる。これにより、地方での生活を望む都市住民（若者等）のニーズに応えるとともに、地域への貢献や、人口減少・高齢化に悩む地方の活性化が期待される。さらに将来的には、協力隊員の定住や定着も期待される。

##### ② 「自然との共生」に向けた協定

都市圏や下流域の住民が、自らの生活を支える水資源や山林等の自然環境を保全するためのボランティア活動を促進するため、都市と地方、又は河川の流域単位において、地方自治体間で協定を締結する。

また、カーボン・オフセット協定（CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの削減について、地方自治体間、地方自治体と企業との間等において締結する協力協定）による温室効果ガスの削減のための取組を展開する。

#### ③ 「自然との共生」による低炭素社会の実現

太陽光、風力、水、森林、田畑等の地方の豊かな自然を活用しながら、資源の地域循環を図るなど、環境負荷を低減するための取組を多面的に展開する。

### ウ 条件不利地域の自立・活性化の支援

#### (ア) 基本的な考え方

過疎地域等の条件不利地域は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部を支えている一方、人口減少、高齢化、身近な「足」の不足、医師不足、維持が困難な集落の問題など、多くの課題が存在している。これらの状況を踏まえ、「条件不利地域と都市が共生する」という日本型の共生社会を実現することにより、都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保していくことが必要である。

#### (イ) 具体的な取組内容

以下のような条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していく。

- 地域医療提供体制の確保
- モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
- デジタル・デバイドの解消（ブロードバンド、携帯電話）
- 集落の維持・活性化対策（「集落支援員」による集落点検の促進 等）
- 都市から地方への移住・交流の促進（移住・交流推進機構（JOIN）や関連NPO法人との連携、空き家活用によるU・Iターン促進対策 等）

また、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを控えた、時代に対応した新たな過疎対策の検討を進める。

## 4 地方公営企業等の改革

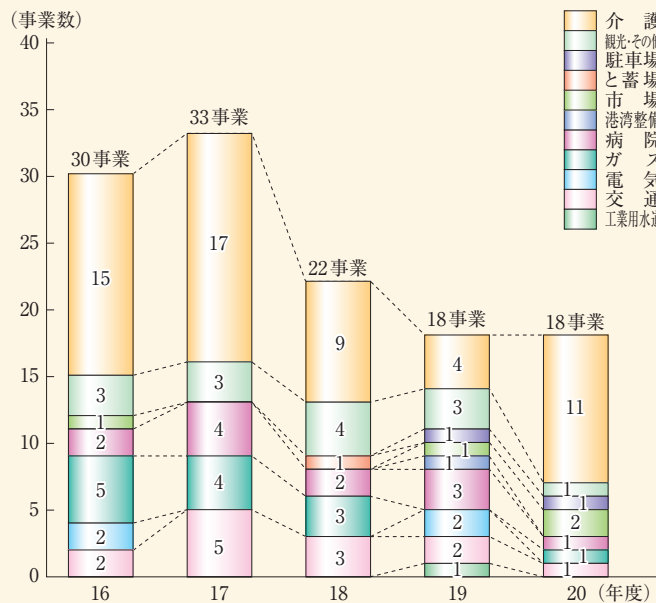
### (1) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本的改革の推進

地方公営企業は、民間的経営手法の積極的な導入を含めた不断の経営改革を通じ、住民に対してより良質のサービスを提供していくことが一層求められており、地方公共団体に対しては、下記に掲げる事項等について取組を要請しているところである。

- ① 現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する。また、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討する。
- ② 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

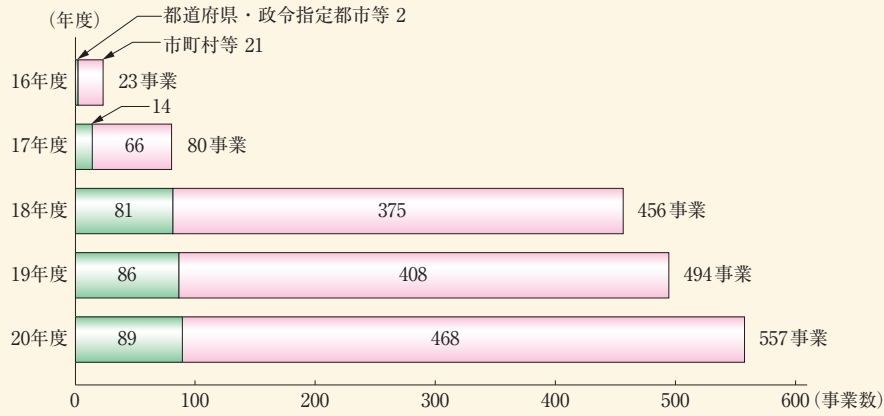
平成16年度から平成20年度までの取組状況を見ると、民営化・民間譲渡事業数は121事業（都道府県・政令指定都市等18事業、市町村等103事業）で、主なものは、介護サービス事業（56事業）、ガス事業（13事業）、交通事業（13事業）となっており、指定管理者制度については、導入済事業数が557事業（都道府県・政令指定都市等89事業、市町村等468事業）で、主なものは、介護サービス事業（155事業）、駐車場整備事業（128事業）、観光施設事業・その他事業（120事業）となっている。また、何らかのアウトソーシングを実施している団体数の割合が都道府県・政令指定都市等の全ての事業でほぼ100%、市町村においても水道事業（末端供給）、簡易水道事業、ガス事業、病院事業、下水道事業については100%に近い実施率を示している。

第118図 過去5年間の民営化・民間譲渡の実施状況

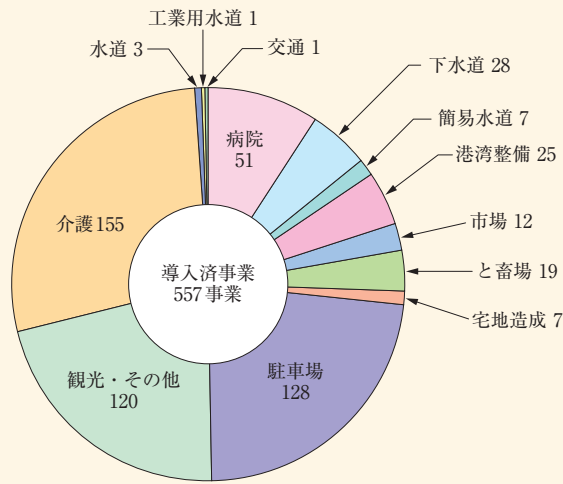


●● 第3部 最近の地方財政の動向と課題

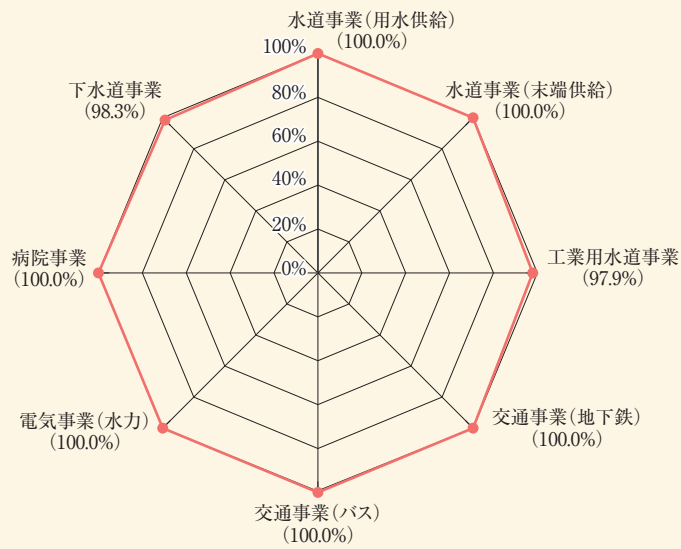
第119図 指定管理者制度の導入状況

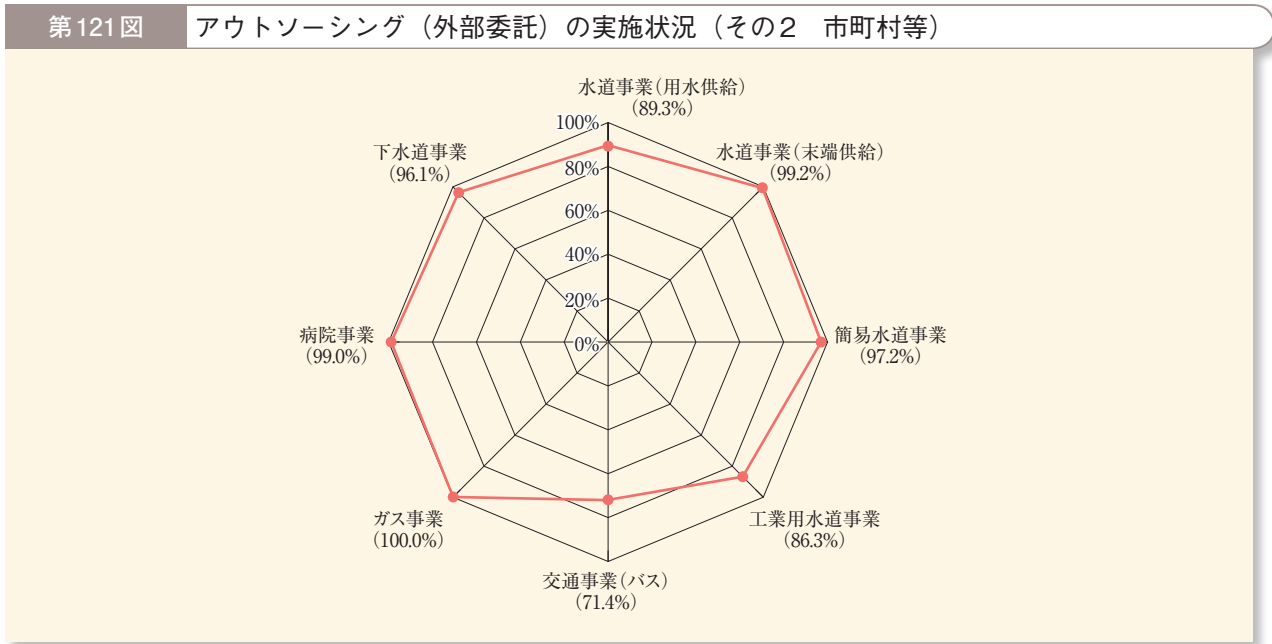


第120図 指定管理者制度の導入事業



第121図 アウトソーシング（外部委託）の実施状況（その1 都道府県・政令指定都市等）





地方公社及び第三セクターについては、平成20年度の「第三セクター等の状況に関する調査」によると、平成20年3月31日現在の地方公社及び第三セクターの数は8,861法人で、前年比119法人、1.3%の減となっている。なお、平成19年度においては、廃止が164件、統合が35件、出資引き揚げが32件行われている。

第45表 第三セクター等の状況

＜第三セクター等の状況に関する調査結果（平成20年3月31日現在）＞

＜法人数の推移＞

区分	平成16年調査		平成17年調査		平成18年調査		平成19年調査		平成20年調査	
	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等
第三セクター	8,357	167	8,217	310	7,973	320	7,775	258	7,686	201
地方住宅供給公社	57	0	57	0	57	1	57	1	57	0
土地開発公社	1,490	33	1,292	174	1,128	138	1,106	23	1,076	30
地方道路公社	43	0	43	0	42	2	42	0	42	0
合計	9,947	200	9,609	484	9,200	461	8,980	282	8,861	231
法的整理申立法人数		26		17		17		16		20

(注) 統廃合等…統合、廃止、出資引き揚げ

＜経営状況＞

(単位：億円)

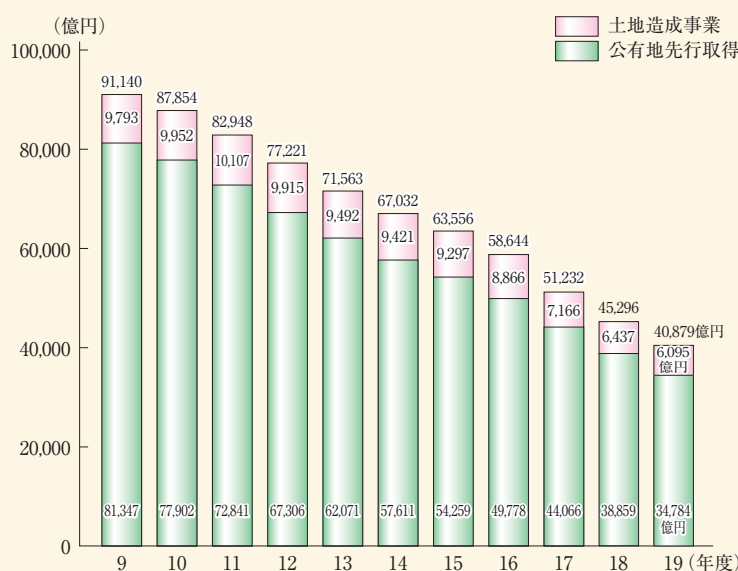
区分	経営状況等調査対象法人数	赤字法人			損失補償残高を有する法人		債務保証残高を有する法人		損失補償残高 + 債務保証残高
		法人数	割合	額	法人数	額	法人数	額	
第三セクター	6,410	2,170	33.9%	△ 924	491	19,417	-	-	19,417
地方住宅供給公社	57	23	40.4%	△ 30	22	5,908	-	-	5,908
土地開発公社	1,074	486	45.3%	△ 122	66	2,575	690	29,985	32,559
地方道路公社	42	2	4.8%	△ 2	1	141	41	21,861	22,002
合計	7,583	2,681	35.4%	△ 1,078	580	28,040	731	51,846	79,886

(注) 経営状況等調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、③地方三公社。

### 第3部 最近の地方財政の動向と課題

経営面では、地方公社及び地方公共団体等の出資割合が25%以上又は財政支援を受けている第三セクターのうち、約35%が赤字となっており、平成19年度においては、法的整理を申し立てた法人が20あるなど、厳しい状況にある。そのうち、土地開発公社については、平成19年度末における土地保有総額は、4兆879億円で、前年度と比べると9.8%減となっており（第122図参照）、11年連続して減少しているが、5年以上保有している土地が占める割合は依然として高いことから、特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行う必要がある。

第122図 土地保有総額の推移



なお、地方公共団体が地方公社及び第三セクターに対して行っている損失補償契約等に係る債務残高は、約8兆円となっており、昨年に比べて、約6千億円減少している。

こうした中、「基本方針2008」において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされたことを受け、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）により、その存廃を含めた集中的な改革を進めるよう、地方公共団体に対して要請したところである。

また、平成21年4月から「健全化法」が全面施行されること等を踏まえ、総務省に設けられた「債務調整等に関する調査研究会」は、特に経営の悪化した第三セクター及び地方公社について、改革推進の検討を行うとともに、地方公営企業についても併せ検討を行い、平成20年12月5日に「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」を取りまとめた。

同報告書においては、

- ① 地方公共団体においては、第三セクター等の抜本的改革について、先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組む必要がある。
- ② 総務省においては、地方公共団体が主体的かつ早期に取り組む第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革の推進を支援するべきである。
- ③ 第三セクター等の事業の整理（売却・清算）又は再生を実施する上で債務処理のために特に必要となる経費については、資金手当として、地方債を起すことができるよう制度改正を行うべきである。



- ④ 地方公営企業についても、第三セクター等の改革に準じた取組を行い、財政の健全化を進めていく必要がある。抜本的な改革を行うに当たって必要となる経費について、第三セクター等の場合に準じて、資金手当等の措置を講じる必要がある。

等の指摘がなされた。

総務省ではこの報告書を受け、地方公共団体が地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本的な改革を推進できるよう、地方債の特例措置を創設するため「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出したところである。

## (2) 公立病院に係る財政措置の拡充

近年における公立病院をめぐる経営環境の変化を踏まえ、平成20年7月、総務省に「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」が設置され、平成20年11月に「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告書」が取りまとめられた。

同検討会の報告を踏まえ、総務省は、平成20年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」を策定・公表し、平成21年度以降同要綱に基づき、公立病院に係る財政措置の拡充を図ることとしている。

同改正要綱の概要は、以下のとおりである。

### (ア) 過疎地に関する財政措置の充実

- ① 「不採算地区病院」の運営費に係る財政措置

市町村合併の進展を踏まえ、「不採算地区病院」に係る特別交付税措置の適用要件、措置額の算定方法等については、「病床数100床未満かつ1日平均外来患者数200人未満」等の規模要件を「病床数150床未満」に緩和、「当該市町村内に他に一般病院が所在しないこと」等の地域要件を「直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上、又は、国勢調査の「人口集中地区」以外の区域に所在」に変更、算定における単価の増額などの改正を行う。

- ② 過疎地における施設整備費に係る財政措置

過疎地域における診療施設の整備に充当される過疎対策事業債の償還年限（現行最長12年）及び辺地における診療施設の整備に充当される辺地対策事業債の償還年限（現行最長10年）については、それぞれ最長30年（利率見直し方式の場合）に延長する。

### (イ) 産科、小児科、救急医療等に関する財政措置の充実

- ① 公立病院の医師確保対策、救急医療の提供等に関する財政需要の増大に対応するため、普通交付税措置額の拡充を図る。
- ② 平成21年度創設の産科医療及び救急勤務医への手当に対する新たな国庫補助制度に係る地方負担について、特別交付税措置を講じる。
- ③ 周産期医療病床及び小児医療病床に係る特別交付税措置の病床当たり単価については、それぞれおおむね5割程度、4割程度を目途に増額を図る。
- ④ 救急医療施設（救命救急センター、救急告示病院及び小児救急医療提供病院）に係る地方交付税措置について、おおむね5割程度を目途に増額を図る。

### (ウ) 公立病院の経営形態多様化を踏まえた財政措置

- ① 公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等に対する助成に関する財政措置

公立病院設置市町村以外の市町村が、公立病院と同等の医療機能を提供する公的病院等に行っている助成に対し、公立病院に準じて、次のとおり特別交付税措置の対象に加える。

- ・従来対象としていた「公的医療機関」の設置主体（日本赤十字社、済生会、厚生連等）に加え、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人等が設置する病院も対象とする。
- ・平成20年度から開始した「不採算地区病院」の機能に加え、救急医療、周産期医療、小児医療等の医療機能も新たに特別交付税措置の対象とする。

② 有床診療所への財政措置

不採算地区病院及び救急告示病院と同等の機能を有する有床診療所について、不採算地区病院等の特別交付税措置を準用する。

(工) 公立病院改革推進に係る措置

① 病院建物に係る財政措置における建築単価の上限設定

病院建物の建築単価が1平方メートル当たり30万円を上回る部分を、普通交付税措置対象となる病院事業債の対象から除外する。

② 財政措置に係る「病床数」への病床利用率の反映

- ・病床数に応じた普通交付税措置において、平成21年度以降の病床利用率の状況の反映について検討を進め、平成23年度以降の算定における反映に向け、方法・時期等について慎重に検討の上、結論を得る。
- ・「不採算地区病院」の病床数についても、平成22年度以降の特別交付税算定において、上記に準じた措置を講じる。

③ 再編・ネットワーク化及び経営形態見直しに係る一時的財政負担に係る措置

地方公共団体が公営企業として経営する病院事業を廃止する場合、累積債務の処理経費等について、他の公営企業と同様、所要の法改正を経て平成21年度から平成25年度までの間に限り特例的な地方債の発行を可能とする。

## 5 行政改革の推進

### (1) 集中改革プラン等の取組状況

#### ア 集中改革プランの取組状況

総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）において、各地方公共団体に対し「集中改革プラン」の公表を要請したところである。これを受け、各地方公共団体は、定員管理の適正化、給与の適正化、民間委託等の推進などを中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画の策定・公表に取り組んだ。

平成20年12月1日現在の集中改革プランの公表状況は、都道府県で47団体（全団体）、政令指定都市で17団体（全団体）、市区町村で1,788団体（全団体）となっており、平成20年度中にすべての団体において集中改革プランの作成・公表が達成された。

同プランに基づく主な取組状況を見ると、定員管理の適正化については、公表済み団体の数値目標の集計値は平成17年4月1日から平成22年4月1日までの間に6.3%純減となっており、「基本方針2006」において求められている5.7%の純減目標を上回っている。また、平成17年4月1日から平成20年4月1日までの3年間の実績は4.7%の純減となっており、5.7%の純減目標に対しては進捗率が80%超となった。

第46表 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況について（平成20年8月1日取りまとめ）

○地方公共団体の集中改革プランにおける平成22年4月1日の定員管理の数値目標の状況  
公表済み団体の数値目標の集計

（単位：人、%）

区	分	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減率	(参考) 平成19年9月1日 時点で取りまとめた 純減率
都	道府県 (46団体)	1,597,751	1,526,603	△ 71,148	△ 4.5	△ 4.4
	一般行政部門等 (38団体)	277,777	244,058	△ 33,719	△ 12.1	△ 11.8
政	令指定都市 (17団体)	261,591	238,499	△ 23,092	△ 8.8	△ 8.8
市	区町村 (1,793団体)	1,070,138	979,228	△ 90,910	△ 8.5	△ 8.3
合	計	2,929,480	2,744,330	△ 185,150	△ 6.3	△ 6.2

(注) 1 都道府県については、未公表団体（鳥取県）があるため、この1団体を除く46団体の集計。  
2 一般行政部門等については、一般行政部門及び公営企業等会計部門における部門の数値目標を把握している団体の合計。  
3 合計については、公表している46都道府県、17政令指定都市、1,793市区町村の集計。

給与の適正化については、国の給与構造改革の取組を踏まえ、団体の約99%（平成20年7月1日現在）が給料表水準の引き下げ等の改革を実施した。また、ラスパイレス指数を見た場合、地方の給与水準は、4年連続で国の給与水準を下回っている。なお、平成19年における国を100とした場合の地方のラスパイレス指数は98.5となっている。

民間委託等の推進については、定型的業務等（庁舎の清掃、総務関係事務、公用車運転、ホームページ作成・運営、電話交換など）の民間委託実施比率（単純平均）が、平成20年までに、都道府県で約84%、政令指定都市で約91%、市区町村で約66%となっている。また、平成20年4月1日現在における指定管理者制度導入施設数は、都道府県で6,892施設（61.5%）、政令指定都市で5,816施設（52.9%）となっている。

### 1 地方公共団体における行政改革の更なる推進

「基本方針2006」を踏まえ、総務省は、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下「地方行革新指針」という。）を示し、地方公共団体に対して、総人件費改革、公共サービス改革等のより一層の行政改革の推進を要請したところである。

総人件費改革については、地域民間給与の更なる反映に向け、人事委員会勧告における公民較差のより一層精確な算定、公民比較対象企業規模の拡大、説明責任の徹底等の推進を図る給与構造改革の実施が求められているが、これについてはすべての都道府県及び政令指定都市において実施しているところである。また、地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国の取組（「随意契約の適正化等について」（平成18年6月28日））を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組むことが求められているが、その取組状況は、平成20年4月1日現在、都道府県で33団体、政令指定都市で14団体、市区町村で1,133団体が見直し済みとなっている。

公共サービス改革については、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増産に資する業務（以下「公共サービス」という。）の見直しに当たって、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下での地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続（以下「市場化テスト」という。）の積極的な活用に取り組むことが求められており、平成20年4月1日現在、137団体が市場化テストを導入（一部検討中を含む）している。

なお、地方公共団体においては、行政支出総点検会議等の議論に基づく国の公益法人向け支出の削減や行政コストの節減・効率化などの取組も踏まえ、事務・事業等について、再度点検・見直しを行う必要がある。

地方分権を一層推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、地方公共団体においては、今後とも総力を挙げて行財政改革に取り組む必要がある。

### (2) 地方公会計改革の推進

地方公共団体における資産・債務の適切な管理や現金主義では見えにくい費用や資産に関する財務情報の開示といった観点から、発生主義を活用し複式簿記の考え方を導入した公会計の整備は重要な課題である。

近年、地方公共団体は決算統計の数値に基づく貸借対照表や行政コスト計算書の作成に取り組んできたところであるが、「行政改革推進法」第62条第2項において、「政府は、地方公共団体に対し、（中略）企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力をを行うものとする」と規定されたこと等に見られるように、国同様、地方公共団体に対しても発生主義を活用した財務書類の整備が求められているところである。

総務省では、平成18年5月18日に地方公共団体が参考とすべき財務書類のモデルである基準モデルと総務省方式改訂モデルを提示し、平成19年10月17日には2つのモデルを活用し財務書類を作成する場合に必要な資産評価の要領や連結の原則、仕訳例等が公表されており、この2つのモデルを活用し地方公共団体は早急に財務書類の整備を行うことが重要である。

特に、「地方行革新指針」により資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することを地方公共団体に対して要請しており、また、「健全化法」により平成20年度決算に基づく健全化判断比率の状況によっては平成21年度に財政健全化計画等の策定が義務付けられることを踏まえると、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類を整備することが重要である。

当該財務書類の整備が中小規模の地方公共団体においても円滑に進むよう、実務上の課題となっている事

項に対する解決方策の検討や財務書類作成のより詳細な手順などの検討を行うため、平成20年6月、総務省に「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が設置された。

ワーキンググループにおいては、資産評価及び連結財務書類の作成に関する実務手引等の内容の検討が行われ、平成21年1月には、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」が公表されたところである。今後、これらの手引等を参照し、地方公共団体において、財務書類の整備が進められ、地方公共団体の財政状況の透明性が一段と向上することが期待される。

第47表 平成18年度決算に係る財務書類の整備状況

(単位：団体、%)

区 分	都 道 府 県		市 区 町 村		政 令 指 定 都 市		政 令 指 定 都 市 を 除 く 市 区 町 村	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
作 成 済	47	(100.0)	1,064	(58.6)	17	(100.0)	1,047	(58.2)
基 準 モ デ ル	0	(-)	2	(0.2)	0	(-)	2	(0.2)
総務省方式改訂モデル	0	(-)	45	(4.2)	2	(11.8)	43	(4.1)
総 務 省 方 式	44	(93.6)	995	(93.5)	15	(88.2)	980	(93.6)
そ の 他	3	(6.4)	22	(2.1)	0	(-)	22	(2.1)
作 成 中	0	(-)	232	(12.8)	0	(-)	232	(12.9)
基 準 モ デ ル	0	(-)	3	(1.3)	0	(-)	3	(1.3)
総務省方式改訂モデル	0	(-)	143	(61.6)	0	(-)	143	(61.6)
総 務 省 方 式	0	(-)	83	(35.8)	0	(-)	83	(35.8)
そ の 他	0	(-)	3	(1.3)	0	(-)	3	(1.3)
未 作 成	0	(-)	520	(28.6)	0	(-)	520	(28.9)
基 準 モ デ ル	0	(-)	82	(15.8)	0	(-)	82	(15.8)
総務省方式改訂モデル	0	(-)	393	(75.6)	0	(-)	393	(75.6)
そ の 他	0	(-)	45	(8.7)	0	(-)	45	(8.7)
計	47	(100.0)	1,816	(100.0)	17	(100.0)	1,799	(100.0)

(注) 「作成中」は、調査日時点 (H20.3.31 現在) に作成中のモデル数を、「未作成」は、今後の作成予定のモデル数を計上。

# 資 料 編

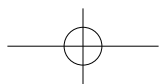
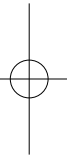
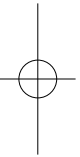
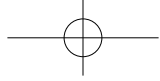
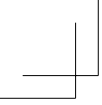
表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし）

0 単位未満

△ 負数

… 不明



# 資料編目次

## 〔平成 19 年度の地方財政〕

### 総 括

第 1 表	地方公共団体数の推移	資 6
第 2 表	団体種類別人口の推移	資 6
第 3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資 8
第 4 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資 8
第 5 表	決算規模の状況	資 9
第 6 表	純計決算額の推移	資 11
第 7 表	決算収支の状況	資 12
第 8 表	経常収支比率等の状況	資 18
第 9 表	繰越額等の状況	資 20
第 10 表	財政再建の状況	資 21

### 歳 入

第 11 表	歳入決算額の状況	資 22
第 12 表	団体種類別歳入の状況	資 24
第 13 表	地方税の状況	資 25
第 14 表	法定外普通税の状況	資 29
第 15 表	法定外目的税の状況	資 29
第 16 表	超過課税の状況	資 30
第 17 表	地方税徴収率の推移	資 30
第 18 表	国税と地方税の収入状況	資 31
第 19 表	国民所得に対する租税負担率	資 32
第 20 表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	資 33
第 21 表	地方譲与税の状況	資 33
第 22 表	地方交付税の状況	資 34
第 23 表	一般財源の状況	資 35
第 24 表	一般財源の推移	資 36
第 25 表	一般財源の人口 1 人当たり額の状況	資 38
第 26 表	国・県支出金の状況	資 41
第 27 表	地方債発行状況	資 42
第 28 表	平成 19 年度地方債発行（予定）額の状況	資 43



第 29 表	使用料及び手数料の状況	資 45
第 30 表	繰入金の状況	資 45
第 31 表	その他の収入の状況	資 46

## 地方財政と国の財政

第 32 表	地方財政と国の財政との累年比較	資 46
第 33 表	平成 19 年度国・地方の目的別歳出の状況	資 47
第 34 表	国民経済計算における公的支出の推移	資 48

## 歳 出 (目的別)

第 35 表	目的別歳出決算額の状況	資 49
第 36 表	団体種類別目的別歳出の状況	資 51
第 37 表	一般財源の充当状況	資 52
第 38 表	民生費の状況	資 53
第 39 表	社会福祉費の状況	資 54
第 40 表	老人福祉費の状況	資 54
第 41 表	児童福祉費の状況	資 54
第 42 表	生活保護費の状況	資 55
第 43 表	被保護者数の推移	資 55
第 44 表	災害救助費の状況	資 55
第 45 表	衛生費の状況	資 56
第 46 表	公衆衛生費の状況	資 57
第 47 表	結核対策費の状況	資 57
第 48 表	保健所費の状況	資 57
第 49 表	清掃費の状況	資 58
第 50 表	労働費の状況	資 58
第 51 表	失業対策費の状況	資 59
第 52 表	農林水産業費の状況	資 59
第 53 表	農業費の状況	資 60
第 54 表	畜産業費の状況	資 61
第 55 表	農地費の状況	資 61
第 56 表	林業費の状況	資 61
第 57 表	水産業費の状況	資 62
第 58 表	商工費の状況	資 62
第 59 表	土木費の状況	資 63
第 60 表	道路橋りょう費の状況	資 64
第 61 表	河川海岸費の状況	資 64

第 62 表	港湾費の状況	資 64
第 63 表	都市計画費の状況	資 65
第 64 表	住宅費の状況	資 65
第 65 表	消防費の状況	資 66
第 66 表	警察費の状況	資 66
第 67 表	警察職員数の推移	資 67
第 68 表	教育費の状況	資 68
第 69 表	小学校費の状況	資 69
第 70 表	中学校費の状況	資 69
第 71 表	高等学校費の状況	資 69
第 72 表	社会教育費の状況	資 70
第 73 表	保健体育費の状況	資 70

### 歳 出 (性質別)

第 74 表	性質別歳出決算額の状況	資 71
第 75 表	団体種類別性質別歳出の状況	資 73
第 76 表	一般財源の充当状況	資 74
第 77 表	人件費の状況	資 75
第 78 表	人件費中の職員給の状況	資 76
第 79 表	地方公務員数の状況	資 77
第 80 表	物件費の状況	資 78
第 81 表	維持補修費の状況	資 78
第 82 表	扶助費の状況	資 79
第 83 表	補助費等の状況	資 79
第 84 表	普通建設事業費の状況	資 80
第 85 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資 82
第 86 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	資 83
第 87 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資 84
第 88 表	普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)	資 85
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資 86
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費 (補助事業費) の状況	資 89
第 91 表	普通建設事業費中の用地取得費 (単独事業費) の状況	資 90
第 92 表	災害復旧事業費の状況	資 91
第 93 表	失業対策事業費の状況	資 91
第 94 表	繰出金の状況	資 92
第 95 表	積立金の状況	資 93
第 96 表	投資及び出資金の状況	資 94

第 97 表	貸付金の状況	資 95
第 98 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資 96
第 99 表	公債費の状況	資 98
第 100 表	地方債元金償還額の状況	資 99

### 将来にわたる財政負担等

第 101 表	地方債現在高の状況	資 100
第 102 表	債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況	資 102
第 103 表	積立金現在高の状況	資 103
第 104 表	平成 19 年度資金収支の状況	資 104

### 公共施設

第 105 表	道路（地方道）の状況	資 105
第 106 表	公営住宅等の管理状況	資 105
第 107 表	公園の状況	資 105
第 108 表	下水道等の状況	資 106
第 109 表	し尿及びごみ処理施設の状況	資 107
第 110 表	公立保育所の状況	資 107
第 111 表	公立老人ホームの状況	資 107
第 112 表	公立高等学校及び中等教育学校の状況	資 107
第 113 表	文化及び体育施設の状況（公立分）	資 108
第 114 表	地方公共団体の職員公舎の状況	資 109

### 地方公営事業

第 115 表	地方公営企業の事業数の状況	資 109
第 116 表	地方公営企業の職員数の状況	資 110
第 117 表	地方公営事業決算の状況	資 110
第 118 表	法適用企業決算の状況	資 111
第 119 表	法適用企業の事業別決算の推移	資 114
第 120 表	法非適用企業決算の状況	資 115
第 121 表	国民健康保険事業決算の状況	資 116
第 122 表	老人保健医療事業決算の状況	資 120
第 123 表	介護保険事業決算の状況	資 121
第 124 表	収益事業決算の状況	資 125
第 125 表	公立大学附属病院事業決算の状況	資 126
第 126 表	農業共済事業決算の状況	資 127
第 127 表	交通災害共済事業（直営方式）決算の状況	資 127

第 128 表	企業債等の状況	資 128
第 129 表	公営企業金融公庫の貸付状況	資 129

## 〔平成 20・21 年度の地方財政〕

第 130 表	予算の状況	資 130
第 131 表	地方財政計画	資 131
第 132 表	地方交付税の状況	資 133
第 133 表	地方債計画	資 134
第 134 表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	資 135
第 135 表	団体別健全化判断比率の状況	資 139
第 136 表	項目別将来負担額等の状況	資 140
第 137 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況	資 141

## 〔附属資料〕

資料 1	昭和 60 年度以降の市町村合併の実績及び予定	資 142
資料 2	「経済財政改革の基本方針 2008」	
	平成 19 年 6 月 19 日閣議決定	資 158
資料 3	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」	
	平成 18 年 7 月 7 日閣議決定	資 195

第1表 地方公共団体数の推移

区 分	昭 和 28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平 成 11.3.31	12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31 (B)	20.3.31 (C)	比較	
														(C)-(B)	(C)/(A) × 100%
都 道 府 県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	-	102.2
市 町 村	9,868	4,776	3,372	3,232	3,229	3,227	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	△ 11	18.2
政令指定都市	5	5	6	12	12	12	12	12	13	13	14	15	17	2	340.0
中 核 市	-	-	-	21	25	27	28	30	35	35	37	37	35	△ 2	-
特 例 市	-	-	-	-	-	10	30	37	39	40	39	39	44	5	-
都 市	281	486	554	637	634	621	602	596	602	644	687	691	687	△ 4	244.5
中 都 市	...	...	124	187	183	179	157	148	139	155	173	171	166	△ 5	...
小 都 市	...	...	430	450	451	442	445	448	463	489	514	520	521	1	...
町 村	9,582	4,285	2,812	2,562	2,558	2,557	2,551	2,537	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	△ 12	10.5
計 (普通地方公共団体)	<b>9,914</b>	<b>4,822</b>	<b>3,418</b>	<b>3,279</b>	<b>3,276</b>	<b>3,274</b>	<b>3,270</b>	<b>3,259</b>	<b>3,179</b>	<b>2,568</b>	<b>1,868</b>	<b>1,851</b>	<b>1,840</b>	△ 11	<b>18.6</b>
特 別 区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-	100.0
一部事務組合等 (普通会計)	...	...	1,804	2,264	2,221	2,158	2,136	2,114	2,057	1,798	1,527	1,536	1,481	△ 55	...
計 (特別地方公共団体)	...	...	<b>1,827</b>	<b>2,287</b>	<b>2,244</b>	<b>2,181</b>	<b>2,159</b>	<b>2,137</b>	<b>2,080</b>	<b>1,821</b>	<b>1,550</b>	<b>1,559</b>	<b>1,504</b>	△ 55	...
合 計	...	...	<b>5,245</b>	<b>5,566</b>	<b>5,520</b>	<b>5,455</b>	<b>5,429</b>	<b>5,396</b>	<b>5,259</b>	<b>4,389</b>	<b>3,418</b>	<b>3,410</b>	<b>3,344</b>	△ 66	...

(注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。  
 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。  
 3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ)

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

区 分	人 口 (千人)				比較		構 成 比 (%)				1団体当たり人口 (人)		
	平 成 2.10.1	7.10.1	12.10.1 (A)	17.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 2.10.1	7.10.1	12.10.1	17.10.1	平 成 12.10.1 (C)	17.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
特 別 区	8,164	7,968	8,135	8,490	355	4.4	6.6	6.3	6.4	6.6	353,682	369,115	15,433
政令指定都市	18,050	19,151	19,605	22,007	2,402	12.3	14.6	15.3	15.4	17.2	1,633,743	1,571,957	△ 61,786
中 核 市	-	-	11,835	16,928	5,093	43.0	-	-	9.3	13.2	438,323	457,514	19,191
特 例 市	-	-	-	10,880	10,880	皆増	-	-	-	8.5	-	278,986	278,986
都 市	69,430	70,891	60,317	51,959	△ 8,358	△ 13.9	56.2	56.5	47.5	40.7	95,589	78,725	△ 16,864
小 計 (市 部)	<b>95,644</b>	<b>98,009</b>	<b>99,891</b>	<b>110,264</b>	<b>10,373</b>	<b>10.4</b>	<b>77.4</b>	<b>78.1</b>	<b>78.7</b>	<b>86.3</b>	<b>144,143</b>	<b>142,645</b>	△ 1,498
町 村 (郡 部)	27,968	27,561	27,035	17,504	△ 9,531	△ 35.3	22.6	21.9	21.3	13.7	10,573	11,940	1,367
合 計	<b>123,611</b>	<b>125,570</b>	<b>126,926</b>	<b>127,768</b>	<b>842</b>	<b>0.7</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>39,054</b>	<b>57,065</b>	<b>18,011</b>

(注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表 団体種類別人口の推移（つづき）

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登録人口の状況

区 分	平成7年10月1日	平成12年10月1日 (A)	平成17年10月1日 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)÷(A) ×100	平成20年3月31日 現在住民基本台帳 登録人口
	人	人	人	人	%	人
北海道	5,692,321	5,683,062	5,627,737	△ 55,325	△1.0	5,571,770
青森県	1,481,663	1,475,728	1,436,657	△ 39,071	△2.6	1,430,543
岩手県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	△ 31,139	△2.2	1,366,652
宮城県	2,328,739	2,365,320	2,360,218	△ 5,102	△0.2	2,334,874
秋田県	1,213,667	1,189,279	1,145,501	△ 43,778	△3.7	1,130,823
山形県	1,256,958	1,244,147	1,216,181	△ 27,966	△2.2	1,194,071
福島県	2,133,592	2,126,935	2,091,319	△ 35,616	△1.7	2,075,555
茨城県	2,955,530	2,985,676	2,975,167	△ 10,509	△0.4	2,982,000
栃木県	1,984,390	2,004,817	2,016,631	11,814	0.6	2,006,701
群馬県	2,003,540	2,024,852	2,024,135	△ 717	△0.0	2,012,151
埼玉県	6,759,311	6,938,006	7,054,243	116,237	1.7	7,067,336
千葉県	5,797,782	5,926,285	6,056,462	130,177	2.2	6,090,799
東京都	11,773,602	12,064,143	12,576,601	512,458	4.2	12,462,196
神奈川県	8,245,902	8,489,932	8,791,597	301,665	3.6	8,798,289
新潟県	2,488,364	2,475,733	2,431,459	△ 44,274	△1.8	2,413,103
富山県	1,123,125	1,120,851	1,111,729	△ 9,122	△0.8	1,106,340
石川県	1,180,068	1,180,977	1,174,026	△ 6,951	△0.6	1,167,151
福井県	826,996	828,944	821,592	△ 7,352	△0.9	815,344
山梨県	881,996	888,172	884,515	△ 3,657	△0.4	871,481
長野県	2,193,984	2,213,128	2,196,114	△ 17,014	△0.8	2,176,806
岐阜県	2,100,315	2,109,740	2,107,226	△ 2,514	△0.1	2,095,484
静岡県	3,737,689	3,767,393	3,792,377	24,984	0.7	3,775,400
愛知県	6,868,336	7,043,300	7,254,704	211,404	3.0	7,185,744
三重県	1,841,358	1,857,339	1,866,963	9,624	0.5	1,856,282
滋賀県	1,287,005	1,342,832	1,380,361	37,529	2.8	1,377,886
京都府	2,629,592	2,644,391	2,647,660	3,269	0.1	2,558,542
大阪府	8,797,268	8,805,081	8,817,166	12,085	0.1	8,670,302
兵庫県	5,401,877	5,550,574	5,590,601	40,027	0.7	5,582,230
奈良県	1,430,862	1,442,795	1,421,310	△ 21,485	△1.5	1,419,626
和歌山県	1,080,435	1,069,912	1,035,969	△ 33,943	△3.2	1,045,973
鳥取県	614,929	613,289	607,012	△ 6,277	△1.0	602,411
島根県	771,441	761,503	742,223	△ 19,280	△2.5	733,123
岡山県	1,950,750	1,950,828	1,957,264	6,436	0.3	1,948,250
広島県	2,881,748	2,878,915	2,876,642	△ 2,273	△0.1	2,864,167
山口県	1,555,543	1,527,964	1,492,606	△ 35,358	△2.3	1,479,840
徳島県	832,427	824,108	809,950	△ 14,158	△1.7	805,951
香川県	1,027,006	1,022,890	1,012,400	△ 10,490	△1.0	1,019,333
愛媛県	1,506,700	1,493,092	1,467,815	△ 25,277	△1.7	1,471,510
高知県	816,704	813,949	796,292	△ 17,657	△2.2	784,038
福岡県	4,933,393	5,015,699	5,049,908	34,209	0.7	5,030,818
佐賀県	884,316	876,654	866,369	△ 10,285	△1.2	864,738
長崎県	1,544,934	1,516,523	1,478,632	△ 37,891	△2.5	1,469,197
熊本県	1,859,793	1,859,344	1,842,233	△ 17,111	△0.9	1,844,644
大分県	1,231,306	1,221,140	1,209,571	△ 11,569	△0.9	1,215,388
宮崎県	1,175,819	1,170,007	1,153,042	△ 16,965	△1.4	1,161,026
鹿児島県	1,794,224	1,786,194	1,753,179	△ 33,015	△1.8	1,739,075
沖縄県	1,273,440	1,318,220	1,361,594	43,374	3.3	1,391,215
合 計	125,570,245	126,925,843	127,767,994	842,151	0.7	127,066,178



第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数 団体区分	0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合 計		財政力 指数 平 均
		%		%		%		%		%	
都 道 府 県	6	12.8	22	46.8	17	36.2	2	4.3	47	100.0	0.50
市 町 村	464	25.9	443	24.7	719	40.1	167	9.3	1,793	100.0	0.55
政令指定都市	-	-	-	-	13	76.5	4	23.5	17	100.0	0.86
中核市	-	-	1	2.9	27	77.1	7	20.0	35	100.0	0.82
特例市	-	-	-	-	29	65.9	15	34.1	44	100.0	0.90
都 市	38	5.5	179	26.1	390	56.8	80	11.6	687	100.0	0.66
中 都 市	-	-	11	6.6	114	68.7	41	24.7	166	100.0	0.85
小 都 市	38	7.3	168	32.2	276	53.0	39	7.5	521	100.0	0.60
町 村	426	42.2	263	26.0	260	25.7	61	6.0	1,010	100.0	0.44
合 計	<b>470</b>	<b>25.5</b>	<b>465</b>	<b>25.3</b>	<b>736</b>	<b>40.0</b>	<b>169</b>	<b>9.2</b>	<b>1,840</b>	<b>100.0</b>	<b>0.55</b>

(注) 「財政力指数」は、平成17、18、19年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区 分	平 成 13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31 (A)	20.3.31 (B)	比 較 (B)-(A)
総 務 関 係	308	306	311	303	269	247	247	235	△12
うち退職手当組合	47	48	47	46	44	44	43	42	△1
民 生 関 係	147	137	136	131	115	103	142	140	△2
衛 生 関 係	887	874	859	843	739	625	612	589	△23
うち伝染病組合	5	2	1	1	-	-	-	-	-
うちし尿・ごみ処理組合	729	719	705	691	610	521	512	498	△14
商 工 関 係	5	5	5	3	1	1	2	2	-
農 林 水 産 業 関 係	140	133	129	122	107	87	83	82	△1
うち林野(造林)組合	73	69	68	62	55	43	43	42	△1
土 木 関 係	28	27	27	26	24	17	17	17	-
消 防 関 係	460	458	454	440	389	323	313	301	△12
教 育 関 係	137	135	129	126	95	77	75	75	-
うち小学校組合	18	17	17	17	12	9	9	9	-
うち中学校組合	51	51	51	50	35	25	25	25	-
そ の 他	46	61	64	63	59	47	45	40	△5
合 計	<b>2,158</b>	<b>2,136</b>	<b>2,114</b>	<b>2,057</b>	<b>1,798</b>	<b>1,527</b>	<b>1,536</b>	<b>1,481</b>	<b>△55</b>

第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A) + (B)	97,745,350	97,800,131	△ 54,781	△ 0.1	△ 1.4
都 道 府 県 (A)	48,245,874	48,438,201	△ 192,327	△ 0.4	△ 0.5
市 町 村 (純 計 額) (B)	49,499,476	49,361,930	137,546	0.3	△ 2.2
市 町 村 (単 純 合 計 額)	51,066,496	50,897,104	169,392	0.3	△ 2.2
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	48,835,357	48,747,824	87,533	0.2	△ 2.2
政 令 指 定 都 市	10,645,989	10,062,453	583,536	5.8	△ 2.0
中 核 市	5,229,153	5,720,151	△ 490,998	△ 8.6	△ 3.5
特 例 市	3,929,048	3,472,041	457,007	13.2	0.3
都 市	19,820,453	20,243,884	△ 423,431	△ 2.1	△ 2.4
中 都 市	8,766,534	9,131,242	△ 364,708	△ 4.0	△ 2.8
小 都 市	11,053,919	11,112,642	△ 58,723	△ 0.5	△ 2.1
町 村	6,098,620	6,206,499	△ 107,879	△ 1.7	△ 5.0
特 別 区	3,112,094	3,042,796	69,298	2.3	4.7
一 部 事 務 組 合 等	2,231,139	2,149,280	81,859	3.8	△ 3.0
歳 出 総 額 (C) + (D)	95,711,569	95,482,402	229,167	0.2	△ 1.5
都 道 府 県 (C)	47,488,298	47,535,945	△ 47,647	△ 0.1	△ 0.7
市 町 村 (純 計 額) (D)	48,223,270	47,946,457	276,813	0.6	△ 2.3
市 町 村 (単 純 合 計 額)	49,790,291	49,481,631	308,660	0.6	△ 2.3
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	47,643,230	47,421,631	221,599	0.5	△ 2.3
政 令 指 定 都 市	10,528,249	9,935,882	592,367	6.0	△ 2.1
中 核 市	5,105,908	5,563,958	△ 458,050	△ 8.2	△ 3.5
特 例 市	3,836,738	3,385,294	451,444	13.3	0.1
都 市	19,307,870	19,641,742	△ 333,872	△ 1.7	△ 2.4
中 都 市	8,533,571	8,838,943	△ 305,372	△ 3.5	△ 3.0
小 都 市	10,774,299	10,802,799	△ 28,500	△ 0.3	△ 1.8
町 村	5,887,298	5,986,336	△ 99,038	△ 1.7	△ 5.0
特 別 区	2,977,166	2,908,419	68,747	2.4	4.0
一 部 事 務 組 合 等	2,147,061	2,060,000	87,061	4.2	△ 2.7





## 第5表 決算規模の状況（つづき）

その2 純計額の状況

（単位 百万円・％）

区 分	平成 19 年度	平成 18 年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A)	97,745,350	97,800,131	△ 54,781	△ 0.1	△ 1.4
団 体 間 重 複 額 (B)	6,563,954	6,271,806	292,148	4.7	0.6
都道府県支出金（市町村に 対する貸付金を含む）	2,824,967	2,626,058	198,909	7.6	△ 3.8
同級他団体からの分担金、負担 金等	169,157	157,203	11,954	7.6	△ 0.1
市町村からの分担金、負担金、 寄附金等	559,113	562,571	△ 3,458	△ 0.6	2.2
市町村たばこ税都道府県交付金	2,350	3,818	△ 1,468	△ 38.4	103.8
特別区財政調整交付金	1,017,640	925,103	92,537	10.0	7.5
利子割交付金	103,791	76,987	26,804	34.8	△ 21.5
配当割交付金	81,234	69,525	11,709	16.8	46.9
株式等譲渡所得割交付金	53,478	60,967	△ 7,489	△ 12.3	△ 11.6
地方消費税交付金	1,288,033	1,306,180	△ 18,147	△ 1.4	4.5
ゴルフ場利用税交付金	42,791	42,741	50	0.1	△ 1.9
特別地方消費税交付金	15	22	△ 7	△ 31.8	△ 24.1
自動車取得税交付金	295,965	325,107	△ 29,142	△ 9.0	2.7
軽油引取税交付金	125,420	115,523	9,897	8.6	2.4
歳入純計額 (A) - (B)	<b>91,181,397</b>	<b>91,528,325</b>	<b>△ 346,928</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>△ 1.5</b>
歳 出 総 額 (C)	95,711,569	95,482,402	229,167	0.2	△ 1.5
団 体 間 重 複 額 (D)	6,563,954	6,271,806	292,148	4.7	0.6
市町村に対する事業費等の補助 交付金等	2,824,967	2,626,058	198,909	7.6	△ 3.8
同級他団体に対する負担金等	169,157	157,203	11,954	7.6	△ 0.1
都道府県に対する事業費等の分 担金、負担金、寄附金等	559,113	562,571	△ 3,458	△ 0.6	2.2
市町村たばこ税都道府県交付金	2,350	3,818	△ 1,468	△ 38.4	103.8
特別区財政調整交付金	1,017,640	925,103	92,537	10.0	7.5
利子割交付金	103,791	76,987	26,804	34.8	△ 21.5
配当割交付金	81,234	69,525	11,709	16.8	46.9
株式等譲渡所得割交付金	53,478	60,967	△ 7,489	△ 12.3	△ 11.6
地方消費税交付金	1,288,033	1,306,180	△ 18,147	△ 1.4	4.5
ゴルフ場利用税交付金	42,791	42,741	50	0.1	△ 1.9
特別地方消費税交付金	15	22	△ 7	△ 31.8	△ 24.1
自動車取得税交付金	295,965	325,107	△ 29,142	△ 9.0	2.7
軽油引取税交付金	125,420	115,523	9,897	8.6	2.4
歳出純計額 (C) - (D)	<b>89,147,615</b>	<b>89,210,597</b>	<b>△ 62,982</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>△ 1.6</b>

（注） 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

第6表 純計決算額の推移

(単位 百万円・%)

区 分	地 方						国 (一 般 会 計)					
	歳 入			歳 出			歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数
昭和36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△2.1	2,841	70,497,432	△0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	75,169,012	5.2	2,988	72,540,326	2.9	3,515
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	74,074,943	△1.5	2,944	71,349,541	△1.6	3,458
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	8.8	3,202	75,938,516	6.4	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△1.4	3,977	97,673,772	△1.4	4,085	80,170,473	△2.0	3,187	78,470,310	△0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,694	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△3.6	3,993	97,616,360	△3.9	4,083	93,361,027	△1.1	3,711	89,321,050	0.3	4,329
13	100,004,082	△0.3	3,982	97,431,688	△0.2	4,075	86,903,039	△6.9	3,454	84,811,129	△5.0	4,110
14	97,170,222	△2.8	3,869	94,839,418	△2.7	3,966	87,289,022	0.4	3,469	83,674,290	△1.3	4,055
15	94,887,025	△2.3	3,778	92,581,841	△2.4	3,872	85,622,807	△1.9	3,403	82,415,971	△1.5	3,994
16	93,442,236	△1.5	3,721	91,247,914	△1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△0.5	3,700	90,697,342	△0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144
18	91,528,325	△1.5	3,644	89,210,597	△1.6	3,731	84,412,714	△5.2	3,355	81,445,481	△4.8	3,947
19	91,181,397	△0.4	3,630	89,147,615	△0.1	3,728	84,553,479	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,966

(注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。



## 第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年 度						平成18年度		比 較	
	団体数 (A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度に繰 り越すべき 財源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団 体 数 (G)	実質収支 (H)	団 体 数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	48,245,874	47,488,298	757,576	426,483	331,093	47	385,034	-	△ 53,941
市町村(単純合計額) (B)	3,297	51,066,496	49,790,291	1,276,205	247,637	1,028,568	3,363	1,139,445	△66	△ 110,877
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,816	48,835,357	47,643,230	1,192,127	244,159	947,968	1,827	1,058,265	△11	△ 110,297
政 令 指 定 都 市	17	10,645,989	10,528,249	117,740	77,052	40,688	15	40,668	2	20
特 別 区	23	3,112,094	2,977,166	134,928	14,343	120,585	23	123,115	-	△ 2,530
中 核 市	35	5,229,153	5,105,908	123,245	30,199	93,046	37	118,905	△ 2	△ 25,859
特 例 市	44	3,929,048	3,836,738	92,310	16,646	75,664	39	74,121	5	1,543
都 市	687	19,820,453	19,307,870	512,583	81,762	430,821	691	510,515	△ 4	△ 79,694
中 都 市	166	8,766,534	8,533,571	232,963	36,385	196,578	171	246,781	△ 5	△ 50,203
小 都 市	521	11,053,919	10,774,299	279,620	45,376	234,244	520	263,734	1	△ 29,490
町 村	1,010	6,098,620	5,887,298	211,322	24,158	187,164	1,022	190,941	△12	△ 3,777
一 部 事 務 組 合 等	1,481	2,231,139	2,147,061	84,078	3,478	80,600	1,536	81,179	△55	△ 579
合 計 (A) + (B)	<b>3,344</b>	<b>99,312,371</b>	<b>97,278,589</b>	<b>2,033,782</b>	<b>674,121</b>	<b>1,359,661</b>	<b>3,410</b>	<b>1,524,479</b>	<b>△66</b>	<b>△ 164,818</b>
黒 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	46	45,467,987	44,726,557	741,430	409,638	331,792	46	397,703	-	△ 65,911
市町村(単純合計額) (B)	3,272	50,658,514	49,334,161	1,324,353	247,290	1,077,063	3,337	1,187,425	△65	△ 110,362
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,792	48,427,434	47,187,169	1,240,265	243,812	996,453	1,803	1,106,240	△11	△ 109,787
政 令 指 定 都 市	17	10,645,989	10,528,249	117,740	77,052	40,688	14	40,840	3	△ 152
特 別 区	23	3,112,094	2,977,166	134,928	14,343	120,585	23	123,115	-	△ 2,530
中 核 市	35	5,229,153	5,105,908	123,245	30,199	93,046	37	118,905	△ 2	△ 25,859
特 例 市	44	3,929,048	3,836,738	92,310	16,646	75,664	39	74,121	5	1,543
都 市	673	19,467,086	18,907,983	559,103	81,489	477,614	676	556,817	△ 3	△ 79,203
中 都 市	163	8,614,147	8,374,886	239,261	36,370	202,891	168	251,103	△ 5	△ 48,212
小 都 市	510	10,852,939	10,533,098	319,841	45,117	274,724	508	305,714	2	△ 30,990
町 村	1,000	6,044,064	5,831,125	212,939	24,082	188,857	1,014	192,442	△14	△ 3,585
一 部 事 務 組 合 等	1,480	2,231,080	2,146,992	84,088	3,478	80,610	1,534	81,185	△54	△ 575
合 計 (A) + (B)	<b>3,318</b>	<b>96,126,501</b>	<b>94,060,718</b>	<b>2,065,783</b>	<b>656,928</b>	<b>1,408,855</b>	<b>3,383</b>	<b>1,585,128</b>	<b>△65</b>	<b>△ 176,273</b>
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	1	2,777,887	2,761,741	16,146	16,845	△ 699	1	△ 12,669	-	11,970
市町村(単純合計額) (B)	25	407,982	456,130	△ 48,148	347	△ 48,495	26	△ 47,981	△ 1	△ 514
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	24	407,923	456,060	△ 48,137	348	△ 48,485	24	△ 47,975	-	△ 510
政 令 指 定 都 市	-	-	-	-	-	-	1	△ 171	△ 1	171
特 別 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 核 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 例 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市	14	353,367	399,887	△ 46,520	273	△ 46,793	15	△ 46,302	△ 1	△ 491
中 都 市	3	152,387	158,685	△ 6,298	15	△ 6,313	3	△ 4,322	-	△ 1,991
小 都 市	11	200,980	241,202	△ 40,222	258	△ 40,480	12	△ 41,981	△ 1	1,501
町 村	10	54,556	56,173	△ 1,617	75	△ 1,692	8	△ 1,502	2	△ 190
一 部 事 務 組 合 等	1	59	69	△ 10	0	△ 10	2	△ 6	△ 1	△ 4
合 計 (A) + (B)	<b>26</b>	<b>3,185,869</b>	<b>3,217,871</b>	<b>△ 32,002</b>	<b>17,192</b>	<b>△ 49,194</b>	<b>27</b>	<b>△ 60,650</b>	<b>△ 1</b>	<b>11,456</b>

(注) 平成19年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1町村が含まれており、平成18年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
北海道	2,553,293	2,548,509	4,784	4,360	424	△ 590	230	3,040	-	2,680
青森県	709,645	700,667	8,978	6,921	2,057	273	53	146	1,500	△ 1,028
岩手県	681,830	669,438	12,392	9,588	2,804	△ 17	1,411	82	1,000	476
宮城県	779,949	770,454	9,495	5,140	4,355	△ 22	3,376	1	6,300	△ 2,945
秋田県	613,712	608,310	5,402	3,559	1,843	56	877	0	1,000	△ 66
山形県	566,153	561,328	4,825	2,490	2,335	△ 1,067	1,707	465	1,400	△ 296
福島県	826,942	820,744	6,198	3,872	2,326	△ 1,504	1,780	0	2,196	△ 1,920
茨城県	1,018,154	1,007,954	10,200	4,075	6,125	802	-	2	-	804
栃木県	751,332	738,707	12,625	7,455	5,170	△ 1,127	58	42	10,500	△ 11,527
群馬県	768,501	753,235	15,266	10,056	5,210	656	2,120	-	3,200	△ 424
埼玉県	1,545,741	1,534,460	11,281	5,009	6,272	△ 711	45	2,011	200	1,144
千葉県	1,454,299	1,445,082	9,217	4,051	5,166	831	-	3	-	833
東京都	7,143,560	6,901,684	241,876	62,831	179,045	△ 56,274	147,525	-	-	91,251
神奈川県	1,777,724	1,765,094	12,630	7,888	4,742	△ 1,282	3,160	-	-	1,878
新潟県	1,334,985	1,308,286	26,699	23,905	2,794	△ 617	439	0	3,299	△ 3,477
富山県	514,953	500,255	14,698	11,878	2,820	△ 1,112	8	3	-	△ 1,101
石川県	601,686	595,059	6,627	5,872	755	△ 1,267	35	1	400	△ 1,631
福井県	464,343	456,847	7,496	3,460	4,036	22	44	0	1,318	△ 1,252
山梨県	458,972	438,494	20,478	18,208	2,270	△ 816	1,029	8	2,478	△ 2,257
長野県	837,615	829,209	8,406	5,096	3,310	△ 98	69	1	9,600	△ 9,628
岐阜県	766,724	754,578	12,146	5,879	6,267	△ 726	64	-	-	△ 662
静岡県	1,122,720	1,109,540	13,180	6,055	7,125	△ 42	84	517	7,500	△ 6,941
愛知県	2,207,271	2,192,848	14,423	5,319	9,104	3,981	20,000	-	-	23,981
三重県	672,573	650,925	21,648	16,939	4,709	48	159	36	3,031	△ 2,789
滋賀県	489,462	483,203	6,259	5,186	1,073	6	567	1,146	138	1,581
京都府	825,763	820,945	4,818	4,292	526	△ 113	0	5	-	△ 107
大阪府	2,777,887	2,761,741	16,146	16,845	△ 699	11,970	-	0	-	11,970
兵庫県	1,995,654	1,986,665	8,989	8,923	66	△ 115	41	0	90	△ 164
奈良県	454,957	443,468	11,489	10,670	819	7	443	0	1,000	△ 549
和歌山県	505,338	495,365	9,973	6,366	3,607	△ 1,020	71	2,365	6,165	△ 4,750
鳥取県	344,506	336,805	7,701	2,099	5,602	497	17	-	-	514
島根県	525,061	514,185	10,876	8,092	2,784	△ 1,986	7	1,102	7	△ 883
岡山県	738,033	731,993	6,040	4,966	1,074	△ 55	1,000	0	-	946
広島県	946,438	939,145	7,293	4,602	2,691	△ 128	2,226	1,304	6,361	△ 2,959
山口県	694,746	685,843	8,903	6,347	2,556	△ 1,097	2,928	-	3,600	△ 1,769
徳島県	490,384	468,737	21,647	16,204	5,443	834	4,238	2	10,800	△ 5,726
香川県	437,283	429,235	8,048	2,373	5,675	308	2,682	0	5,101	△ 2,111
愛媛県	599,750	591,626	8,124	7,497	627	△ 1,277	2,049	-	3,900	△ 3,129
高知県	428,903	421,789	7,114	4,538	2,576	△ 642	41	787	5,610	△ 5,424
福岡県	1,484,701	1,459,061	25,640	23,805	1,835	△ 75	61	74	1,000	△ 940
佐賀県	412,438	405,609	6,829	4,160	2,669	△ 679	1,698	27	1,100	△ 54
長崎県	671,036	655,840	15,196	14,695	501	△ 118	373	532	400	388
熊本県	748,445	730,855	17,590	7,727	9,863	489	15	84	-	588
大分県	580,680	564,707	15,973	13,403	2,570	△ 11	1,314	205	1,000	508
宮崎県	545,934	537,751	8,183	5,206	2,977	1,011	1,331	-	69	2,274
鹿児島県	798,972	792,003	6,969	3,709	3,260	△ 1,430	2,405	0	3,804	△ 2,829
沖縄県	576,828	570,021	6,807	4,874	1,933	△ 39	1,015	-	1,000	△ 23
合 計	48,245,874	47,488,298	757,576	426,483	331,093	△ 54,269	208,795	13,993	106,067	62,453



第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市（平成20年3月31日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
政令指定都市										
札幌市	770,955	768,437	2,518	1,167	1,351	△ 1,216	71	2	2,400	△ 3,544
仙台市	393,696	389,693	4,003	3,417	586	203	433	17	504	149
さいたま市	397,939	381,690	16,249	9,119	7,130	1,390	42	38	-	1,471
千葉市	363,416	359,703	3,713	3,409	304	475	211	0	1,208	△ 522
横浜市	1,348,724	1,332,853	15,871	12,399	3,472	△ 5,221	99	-	1,914	△ 7,036
川崎市	526,637	518,893	7,744	6,516	1,228	211	50	-	670	△ 410
新潟市	314,160	311,336	2,824	2,337	487	△ 244	317	0	3,000	△ 2,927
静岡市	273,816	265,235	8,581	3,267	5,314	△ 621	1,724	664	1,700	67
浜松市	271,746	262,017	9,729	3,616	6,113	△ 2,219	408	910	-	△ 902
名古屋	980,180	976,519	3,661	1,800	1,861	626	20	1,929	-	2,575
京都市	677,367	670,665	6,702	6,430	272	△ 559	5	-	-	△ 554
大阪市	1,577,285	1,573,282	4,003	3,569	434	68	-	0	-	68
堺市	293,119	290,889	2,230	1,328	902	214	-	427	-	641
神戸市	746,090	738,002	8,088	7,867	221	114	218	3	348	△ 14
広島市	535,751	528,464	7,287	4,350	2,937	1,144	1,014	6	2,100	64
北九州市	499,206	493,413	5,793	3,206	2,587	△ 554	7,192	1	1,632	5,007
福岡市	675,903	667,157	8,746	3,257	5,489	△ 2,855	4,365	1,270	3,000	△ 221
中核市										
函館市	124,372	123,549	823	19	804	344	7	0	1,000	△ 649
旭川市	150,191	149,342	849	328	521	△ 1,189	14	-	1,709	△ 2,884
青森市	113,249	112,010	1,239	275	964	△ 168	862	1	853	△ 158
秋田市	112,761	110,973	1,788	243	1,545	△ 78	787	149	900	△ 43
郡山市	99,030	95,866	3,164	666	2,498	△ 182	2,416	140	2,840	△ 467
いわき市	128,135	126,123	2,012	496	1,516	△ 1,286	3,652	-	3,870	△ 1,504
宇都宮市	171,963	164,889	7,074	2,151	4,923	△ 3,474	163	102	-	△ 3,209
川越市	92,151	89,118	3,033	219	2,814	△ 1,313	6	-	523	△ 1,830
船橋市	153,282	148,818	4,464	474	3,990	907	25	-	4,500	△ 3,568
横須賀市	132,117	128,564	3,553	436	3,117	△ 1,235	49	1	3,850	△ 5,034
相模原市	204,638	197,538	7,100	1,065	6,035	397	589	-	2,500	△ 1,515
富山市	175,559	173,750	1,809	783	1,026	△ 1,912	225	119	266	△ 1,834
金沢市	154,646	152,305	2,341	453	1,888	14	12	3,008	-	3,034
長野市	134,914	131,647	3,267	1,425	1,842	325	694	282	600	700
岐阜市	140,250	132,784	7,466	1,129	6,337	△ 2,648	35	27	-	△ 2,586
豊橋市	113,419	109,283	4,136	315	3,821	△ 1,242	695	-	2,803	△ 3,350
岡崎市	117,602	113,036	4,566	611	3,955	928	535	-	4,000	△ 2,537
豊田市	185,921	177,754	8,167	2,878	5,289	816	4,500	4,793	-	10,109
高槻市	94,182	93,132	1,050	525	525	△ 113	248	-	700	△ 565
東大阪市	168,269	167,221	1,048	67	981	115	1,027	251	800	593
姫路市	200,010	191,759	8,251	2,518	5,733	△ 1,029	84	435	-	△ 510
奈良市	121,343	120,857	486	420	66	△ 2,221	9	-	100	△ 2,311
和歌山市	125,215	124,606	609	141	468	△ 1,133	1,150	1	643	△ 625
岡山市	231,664	227,238	4,426	984	3,442	△ 27	65	0	5,516	△ 5,478
倉敷市	163,257	159,967	3,290	873	2,417	493	1,545	0	6,900	△ 4,862
福山市	161,124	157,627	3,497	666	2,831	△ 121	1,590	1,014	2,500	△ 16
下関市	115,394	112,166	3,228	229	2,999	△ 352	40	361	1,100	△ 1,051
高松市	136,784	131,336	5,448	1,830	3,618	△ 1,154	68	263	3,500	△ 4,324
松山市	155,734	150,775	4,959	2,877	2,082	△ 707	100	169	1,400	△ 1,837
高知市	134,412	133,829	583	288	295	△ 246	85	0	-	△ 161
長崎市	203,495	202,106	1,389	131	1,258	△ 25	591	-	2,918	△ 2,353
熊本市	219,189	214,819	4,370	1,624	2,746	△ 911	1,796	0	1,520	△ 635
大分市	153,751	147,700	6,051	596	5,455	903	23	1	500	427
宮崎市	133,558	132,031	1,527	430	1,097	49	627	79	790	△ 35
鹿児島市	207,570	201,390	6,180	2,034	4,146	556	28	302	-	885

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市 (平成20年3月31日現在住民基本台帳登録人口30万人以上) の実質収支等の状況 (つづき)  
(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E) + (F) + (G) - (H)
特 例 市										
八 戸 市	86,546	83,908	2,638	204	2,434	668	509	115	600	693
盛 岡 市	98,398	96,953	1,445	130	1,315	△ 1,196	1,791	-	323	272
山 形 市	75,262	73,546	1,716	52	1,664	50	407	0	153	304
水 戸 市	80,920	79,395	1,525	548	977	△ 383	665	1	-	283
つ く ば 市	64,795	61,580	3,215	421	2,794	320	731	-	-	1,050
前 橋 市	124,312	121,961	2,351	205	2,146	△ 765	11	172	3,800	△ 4,381
高 崎 市	123,416	119,458	3,958	302	3,656	△ 505	17	34	2,043	△ 2,498
伊 勢 崎 市	68,278	65,397	2,881	354	2,527	△ 162	5	3	2,525	△ 2,679
太 田 市	72,437	69,453	2,984	596	2,388	603	29	349	3,423	△ 2,441
川 口 市	138,247	129,019	9,228	266	8,962	1,311	85	-	-	1,396
所 沢 市	85,360	82,260	3,100	511	2,589	307	26	-	2,300	△ 1,967
草 加 市	60,642	57,191	3,451	1,243	2,208	△ 1,377	1	-	357	△ 1,733
越 谷 市	74,705	71,534	3,171	383	2,788	△ 32	852	-	700	120
平 塚 市	77,571	75,050	2,521	826	1,695	△ 1,235	306	-	-	△ 929
小 田 原 市	60,675	58,135	2,540	121	2,419	△ 815	332	-	-	△ 483
茅 ヶ 崎 市	58,612	55,377	3,235	635	2,600	△ 728	32	-	-	△ 695
厚 木 市	74,617	70,511	4,106	683	3,423	△ 576	18	-	-	△ 558
大 和 市	61,901	59,558	2,343	438	1,905	△ 555	13	-	700	△ 1,242
長 岡 市	133,330	127,856	5,474	1,308	4,166	△ 3,839	23	-	-	△ 3,816
上 越 市	106,885	104,962	1,923	628	1,295	△ 290	952	0	2,382	△ 1,720
福 井 市	101,687	101,088	599	130	469	△ 215	22	0	450	△ 643
甲 府 市	66,642	66,121	521	73	448	△ 136	4	10	800	△ 922
松 本 市	83,173	81,603	1,570	214	1,356	40	643	3	-	686
沼 津 市	79,120	76,728	2,392	474	1,918	△ 1,200	1,598	-	1,890	△ 1,492
富 士 市	78,228	75,468	2,760	83	2,677	△ 324	223	-	-	△ 100
一 宮 市	90,549	88,721	1,828	89	1,739	△ 994	108	0	400	△ 1,285
春 日 井 市	82,081	81,231	850	78	772	△ 1,130	1,200	-	2,180	△ 2,110
四 日 市 市	101,749	99,496	2,253	203	2,050	△ 9	1,007	35	-	1,033
大 津 市	92,546	91,900	646	72	574	△ 51	25	-	-	△ 26
岸 和 田 市	65,529	65,358	171	92	79	△ 14	1	27	-	14
豊 中 市	122,511	122,170	341	301	40	△ 362	310	80	-	29
吹 田 市	106,468	105,222	1,246	994	252	△ 132	132	-	1,100	△ 1,100
枚 方 市	112,036	110,888	1,148	280	868	△ 174	1,118	449	86	1,307
茨 木 市	72,670	72,073	597	181	416	△ 585	14	0	-	△ 571
八 尾 市	85,942	85,459	483	440	43	△ 1	54	81	-	133
寝 屋 川 市	67,743	67,444	299	176	123	3	60	0	-	64
尼 崎 市	172,239	171,642	597	312	285	△ 35	194	1	-	160
明 石 市	86,280	85,129	1,151	200	951	14	229	0	800	△ 557
加 古 川 市	74,269	73,783	486	74	412	51	104	-	870	△ 715
宝 塚 市	65,241	64,275	966	481	485	△ 247	384	0	300	△ 163
鳥 取 市	82,675	81,815	860	187	673	△ 281	1	1	-	△ 280
呉 市	106,197	104,687	1,510	184	1,326	25	2,137	-	1,550	611
久 留 米 市	104,263	102,860	1,403	739	664	△ 37	13	3	570	△ 591
佐 世 保 市	102,298	98,473	3,825	731	3,094	7	1,526	56	1,650	△ 61
都 市										
市 川 市 (千 葉 県)	122,471	118,213	4,258	606	3,652	53	607	-	-	661
松 戸 市 (千 葉 県)	116,526	112,189	4,337	319	4,018	△ 1,167	11	58	500	△ 1,597
柏 市 (千 葉 県)	97,596	92,293	5,303	395	4,908	1,094	12	97	-	1,203
八 王 子 市 (東 京 都)	164,936	162,867	2,069	736	1,333	△ 532	1,474	-	-	942
町 田 市 (東 京 都)	121,489	117,691	3,798	607	3,191	1,069	3,793	-	3,791	1,070
藤 沢 市 (神 奈 川 県)	126,475	118,837	7,638	943	6,695	△ 110	528	-	-	418
西 宮 市 (兵 庫 県)	148,612	144,952	3,660	57	3,603	529	2,876	0	-	3,406
那 覇 市 (沖 縄 県)	116,671	114,655	2,016	455	1,561	△ 169	881	65	881	△ 104



第7表 決算収支の状況（つづき）

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

区 分	平成18年度の赤字の団体(A)		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体		(A)のうち平成19年度も赤字である団体						(A)のうち黒字となった団体		平成18年度が平成19年度が赤字の団体		平成19年度の赤字の団体			
	赤字が増加した団体		赤字が減少した団体				(b)-(a)		赤字が減少した団体		(d)-(c)							
	団体数	平成18年度実質収支	団体数	平成18年度実質収支	団体数	平成18年度実質収支(a)	平成19年度実質収支(b)	団体数	平成18年度実質収支(c)	平成19年度実質収支(d)	団体数	平成18年度実質収支	平成19年度実質収支	団体数	平成19年度実質収支	団体数	平成19年度実質収支	
都道府県	1	△12,669	-	-	-	-	-	-	1	△12,669	△699	11,970	-	-	-	1	△699	
市町村	26	△47,981	1	△5	8	△5,540	△8,497	△2,957	9	△41,880	△39,262	2,618	8	△556	8	△736	25	△48,495
市町村(一部事務組合等を除く)	24	△47,975	-	-	8	△5,540	△8,497	△2,957	9	△41,880	△39,262	2,618	7	△555	7	△727	24	△48,485
政令指定都市	1	△171	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△171	-	-	-	-
特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特例市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市	15	△46,302	-	-	5	△4,911	△7,454	△2,543	7	△41,116	△38,831	2,285	3	△276	2	△508	14	△46,793
中都市	3	△4,322	-	-	3	△4,322	△6,313	△1,991	-	-	-	-	-	-	-	-	3	△6,313
小都市	12	△41,981	-	-	2	△589	△1,141	△552	7	△41,116	△38,831	2,285	3	△276	2	△508	11	△40,480
町村	8	△1,502	-	-	3	△629	△1,043	△414	2	△764	△431	333	3	△108	5	△219	10	△1,692
一部事務組合等	2	△6	1	△5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1	△10	1	△10
合計	27	△60,650	1	△5	8	△5,540	△8,497	△2,957	10	△54,549	△39,961	14,588	8	△556	8	△736	26	△49,194

(注) 平成19年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1町村が含まれており、平成18年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

その5 実質収支の推移

(単位 百万円・%)

区 分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体							
	総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村			
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額		
平成9年度	5,578	1,082,886	47	145,049	5,531	937,837	5,565	99.8	1,091,981	47	145,049	5,518	946,932	13	0.2	△9,095	-	-	13	△9,095
10	5,566	842,047	47	△87,151	5,519	929,197	5,534	99.4	1,026,763	43	84,639	5,491	942,124	32	0.6	△184,717	4	△171,789	28	△12,927
11	5,520	1,002,521	47	△19,443	5,473	1,021,964	5,494	99.5	1,129,442	43	95,329	5,451	1,034,113	26	0.5	△126,921	4	△114,772	22	△12,149
12	5,455	1,125,941	47	744	5,408	1,125,197	5,431	99.6	1,245,926	45	106,910	5,386	1,139,016	24	0.4	△119,985	2	△106,166	22	△13,819
13	5,429	1,131,937	47	75,146	5,382	1,056,791	5,399	99.4	1,189,746	46	112,441	5,353	1,077,305	30	0.6	△57,809	1	△37,295	29	△20,514
14	5,396	1,078,270	47	134,353	5,349	943,917	5,363	99.4	1,142,681	45	178,491	5,318	964,190	33	0.6	△64,412	2	△44,138	31	△20,274
15	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△57,075	2	△33,265	40	△23,810
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△59,204	1	△23,664	76	△35,540
17	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△38,430	2	△20,600	26	△17,830
18	3,410	1,524,479	47	385,034	3,363	1,139,445	3,383	99.2	1,585,128	46	397,703	3,337	1,187,425	27	0.8	△60,650	1	△12,669	26	△47,981
19	3,344	1,359,661	47	331,093	3,297	1,028,568	3,318	99.2	1,408,855	46	331,792	3,272	1,077,063	26	0.8	△49,194	1	△699	25	△48,495

(注) 赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった団体が含まれている。

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

区 分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体					
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成9年度	△ 8	29,509	-	42,909	△ 8	△ 13,400	△ 7	27,060	-	42,909	△ 7	△ 15,849	△ 1	2,449	-	-	△ 1	2,449
10	△ 12	△ 240,839	-	△ 232,200	△ 12	△ 8,640	△ 31	△ 65,218	△ 4	△ 60,410	△ 27	△ 4,808	19	△ 175,622	4	△ 171,789	15	△ 3,832
11	△ 46	160,474	-	67,708	△ 46	92,767	△ 40	102,679	-	10,690	△ 40	91,989	△ 6	57,796	-	57,017	△ 6	778
12	△ 65	123,420	-	20,187	△ 65	103,233	△ 63	116,484	2	11,581	△ 65	104,903	△ 2	6,936	△ 2	8,606	-	△ 1,670
13	△ 26	5,996	-	74,402	△ 26	△ 68,406	△ 32	△ 56,180	1	5,531	△ 33	△ 61,711	6	62,176	△ 1	68,871	7	△ 6,695
14	△ 33	△ 53,667	-	59,207	△ 33	△ 112,874	△ 36	△ 47,065	△ 1	66,050	△ 35	△ 113,115	3	△ 6,603	1	△ 6,843	2	240
15	△ 137	126,377	-	13,342	△ 137	113,036	△ 146	119,042	-	2,469	△ 146	116,573	9	7,337	-	10,873	9	△ 3,536
16	△ 870	16,144	-	9,909	△ 870	6,234	△ 905	18,272	1	308	△ 906	17,964	35	△ 2,129	△ 1	9,601	36	△ 11,730
17	△ 971	95,567	-	68,589	△ 971	26,978	△ 922	74,793	△ 1	65,525	△ 921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710
18	△ 8	208,121	-	158,841	△ 8	49,280	△ 7	230,340	1	150,910	△ 8	79,430	△ 1	△ 22,220	△ 1	7,931	-	△ 30,151
19	△ 66	△ 164,818	-	△ 53,941	△ 66	△ 110,877	△ 65	△ 176,273	-	△ 65,911	△ 65	△ 110,362	△ 1	11,456	-	11,970	△ 1	△ 514

(注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年 度			平成 18 年 度			増 減 額		
	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村
単 年 度 収 支 (A)	(1,723) △ 161,323	(31) △ 54,269	(1,692) △ 107,054	(1,445) 220,442	(7) 158,841	(1,438) 61,601	(278) △ 381,765	(24) △ 213,110	(254) △ 168,655
調 整 額 (C)+(D)-(E) (B)	147,578	116,722	30,856	203,496	96,118	107,378	△ 55,918	20,604	△ 76,522
財 政 調 整 基 金 積 立 額 (C)	593,293	208,795	384,497	483,162	74,935	408,227	110,131	133,860	△ 23,730
繰 上 償 還 額 (D)	136,774	13,993	122,781	152,026	66,420	85,606	△ 15,252	△ 52,427	37,175
財 政 調 整 基 金 取 崩 し 額 (E)	582,489	106,067	476,422	431,692	45,237	386,455	150,797	60,830	89,967
実 質 単 年 度 収 支 (A)+(B)	(1,586) △ 13,745	(31) 62,453	(1,555) △ 76,198	(1,446) 423,938	(10) 254,959	(1,436) 168,979	(140) △ 437,683	(21) △ 192,506	(119) △ 245,177

(注) ( ) 内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。





## 第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %) )

区 分		昭和40年代 後半の水準	平 成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
都 道 府 県	経常収支比率	70.2	94.2	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7		
	実質収支比率	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.0	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.5	1.2		
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.9	14.7	13.5	
	公債費負担比率	4.2	15.6	16.9	17.6	18.4	19.8	19.8	19.9	19.3	19.4	18.6		
	起債制限比率	…	10.6	11.2	11.8	12.3	12.4	12.3	12.4	12.1	12.1	11.4		
	財政力指数	0.52	0.48	0.46	0.43	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.43	0.46	0.50	
市 町 村	経常収支比率	73.1	85.3	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0		
	実質収支比率	4.2	2.8	3.1	3.4	3.1	2.9	3.5	3.5	3.5	3.6	3.0		
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.8	15.1	12.3	
	公債費負担比率	6.6	15.8	16.3	16.3	16.7	17.3	17.5	17.3	17.4	17.5	17.7		
	起債制限比率	…	10.7	10.9	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2	11.4	11.3	11.1		
	財政力指数	0.33	0.42	0.41	0.40	0.40	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53	0.55		
政令指定都市	経常収支比率	71.0	91.4	90.7	89.4	90.3	93.1	93.1	94.7	94.3	93.3	95.4		
	実質収支比率	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7		
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	19.1	19.6	14.2	
	公債費負担比率	7.2	17.1 (17.4)	18.1 (18.2)	18.2 (18.3)	19.4 (19.6)	21.0 (20.8)	21.4 (21.0)	20.8 (20.5)	20.9 (20.5)	20.0 (20.0)	20.1 (19.9)		
	起債制限比率	…	13.3 (13.6)	13.8 (14.0)	14.2 (14.3)	14.6 (14.6)	14.9 (14.9)	15.3 (15.1)	15.4 (15.2)	15.2 (14.9)	14.4 (14.3)	13.9 (13.7)		
	財政力指数	0.78	0.84	0.82	0.80	0.78	0.79	0.81	0.82	0.83	0.84	0.86		
中 核 市	経常収支比率	-	82.8	79.9	79.5	80.5	82.8	82.9	86.6	87.0	87.4	90.0		
	実質収支比率	-	2.3	2.7	3.0	2.7	2.5	3.4	3.1	3.4	3.5	2.9		
	実質公債費比率	-	…	…	…	…	…	…	…	…	14.2 (14.0)	14.3 (14.2)	10.5 (10.5)	
	公債費負担比率	-	16.4 (16.3)	16.7 (16.6)	16.3 (16.2)	16.9 (16.9)	17.0 (16.9)	16.7 (16.4)	16.6 (16.5)	16.6 (16.5)	17.1 (17.1)	17.5 (17.6)		
	起債制限比率	-	11.4 (11.3)	11.3 (11.2)	11.3 (11.2)	11.3 (11.2)	11.2 (11.1)	10.9 (10.7)	11.1 (10.9)	11.1 (11.0)	11.2 (11.1)	11.1 (11.1)		
	財政力指数	-	0.86	0.83	0.78	0.77	0.78	0.81	0.81	0.78	0.80	0.82		
特 例 市	経常収支比率	-	-	-	82.5	86.2	87.7	87.5	89.2	89.2	89.1	91.1		
	実質収支比率	-	-	-	3.1	2.3	2.3	2.7	3.3	3.1	3.7	3.2		
	実質公債費比率	-	-	-	…	…	…	…	…	…	14.6 (14.8)	14.7 (14.8)	10.5 (10.6)	
	公債費負担比率	-	-	-	15.9 (15.7)	14.9 (15.1)	15.4 (15.5)	15.7 (15.7)	15.1 (15.1)	15.2 (15.2)	15.4 (15.5)	15.8 (15.8)		
	起債制限比率	-	-	-	11.6 (11.6)	11.0 (11.2)	10.8 (10.9)	10.8 (10.9)	10.8 (10.8)	10.8 (10.8)	10.8 (10.8)	10.8 (10.8)		
	財政力指数	-	-	-	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.88	0.90		
都 市	経常収支比率	74.9	86.7	84.7	84.5	85.0	87.7	87.5	90.5	90.2	90.5	92.1		
	実質収支比率	4.1	2.8	3.3	3.6	3.4	3.0	3.8	4.2	4.4	4.3	3.5		
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	15.0 (15.4)	15.3 (15.8)	12.9 (13.8)
	公債費負担比率	6.8	14.5 (15.0)	14.7 (15.2)	14.6 (15.1)	14.9 (15.4)	15.2 (15.7)	15.5 (16.0)	15.8 (16.1)	16.1 (16.5)	16.6 (17.0)	17.0 (17.5)		
	起債制限比率	…	10.7 (11.0)	10.8 (10.9)	10.6 (10.7)	10.5 (10.6)	10.4 (10.5)	10.4 (10.6)	10.6 (10.7)	10.9 (11.1)	11.0 (11.2)	10.9 (11.2)		
	財政力指数	0.57	0.70	0.68	0.66	0.64	0.65	0.65	0.64	0.62	0.65	0.66		
町 村	経常収支比率	71.1	80.1	79.5	80.1	81.7	84.8	85.3	89.3	88.5	88.5	89.1		
	実質収支比率	6.6	4.4	4.8	5.1	5.0	4.9	5.5	5.2	5.1	5.2	4.8		
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.6 (14.9)	15.3 (15.7)	14.7 (15.3)
	公債費負担比率	6.4	16.2 (17.0)	16.5 (17.3)	16.6 (17.5)	16.9 (17.9)	17.4 (18.4)	17.3 (18.4)	17.3 (18.3)	17.8 (18.6)	18.3 (19.1)	18.6 (19.3)		
	起債制限比率	…	9.3 (9.5)	9.2 (9.4)	9.1 (9.3)	9.0 (9.3)	9.1 (9.4)	9.2 (9.7)	9.6 (10.0)	10.0 (10.3)	10.3 (10.6)	10.0 (10.3)		
	財政力指数	0.27	0.34	0.34	0.33	0.33	0.34	0.36	0.39	0.42	0.43	0.44		
合 計	経常収支比率	71.4	89.4	87.5	86.4	87.5	90.3	89.0	91.5	91.4	91.4	93.4		
	実質収支比率	2.2	1.3	1.6	1.8	1.8	1.8	2.1	2.2	2.2	2.5	2.1		
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.9	14.9	12.8	
	公債費負担比率	5.3	16.4	17.2	17.7	18.4	19.2	19.4	19.4	19.2	19.3	19.1		
	起債制限比率	…	10.7	11.0	11.3	11.6	11.6	11.6	11.7	11.7	11.6	11.2		

(注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率及び起債制限比率には一部事務組合等を含まない。その2、その3において同じ。  
 2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成10年度以降の実質公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率の( )書きは単純平均である。  
 3 平成19年度の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その2 経常収支比率の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度			平成 18 年 度			増 減 額		
	都道府県	市町村	総 額	都道府県	市町村	総 額	都道府県	市町村	総 額
経常一般財源 (A)	25,879,711	26,163,983	52,043,694	26,245,395	26,372,385	52,617,779	△ 1.4	△ 0.8	△ 1.1
地 方 税	17,461,286	17,490,143	34,951,429	15,104,677	16,227,624	31,332,301	15.6	7.8	11.6
地 方 譲 与 税	177,468	518,700	696,167	2,358,589	1,310,357	3,668,947	△92.5	△60.4	△81.0
地方特例交付金等	178,317	121,715	300,032	280,920	478,878	759,797	△36.5	△74.6	△60.5
地 方 交 付 税	8,060,291	6,230,054	14,290,345	8,497,391	6,543,420	15,040,811	△ 5.1	△ 4.8	△ 5.0
そ の 他	2,349	1,803,371	1,805,721	3,818	1,812,106	1,815,923	△38.5	△ 0.5	△ 0.6
減取補てん債特例分 (B)	139,815	44,902	184,717	137,918	165,181	303,099	1.4	△72.8	△39.1
臨時財政対策債 (C)	1,228,150	1,109,091	2,337,241	1,354,304	1,229,718	2,584,021	△ 9.3	△ 9.8	△ 9.6
経常経費充当一般財源 (D)	25,812,057	25,139,048	50,951,302	25,687,185	25,071,207	50,758,838	0.5	0.3	0.4
人 件 費	12,100,136	7,641,964	19,743,297	12,158,877	7,823,905	19,985,797	△ 0.5	△ 2.3	△ 1.2
物 件 費	1,000,831	3,570,342	4,570,488	1,028,920	3,582,120	4,609,270	△ 2.7	△ 0.3	△ 0.8
扶 助 費	417,411	2,415,901	2,832,780	416,296	2,386,896	2,801,827	0.3	1.2	1.1
補 助 費 等	5,718,182	2,849,713	8,568,664	5,345,500	2,842,866	8,190,105	7.0	0.2	4.6
公 債 費	6,186,148	5,546,256	11,732,578	6,395,577	5,491,908	11,888,116	△ 3.3	1.0	△ 1.3
そ の 他	389,349	3,114,872	3,503,495	342,015	2,943,512	3,283,723	13.8	5.8	6.7
経常収支比率 (D)/{(A)+(B)+(C)} × 100	94.7	92.0	93.4	92.6	90.3	91.4			

(注) 減取補てん債特例分の平成18年度の額は、減税補てん債の額である。



第9表 繰越額等の状況

その1 総括

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	0	1	-	-	323	324	-	-	-	-	324
普通建設事業費	84,682	1,920,121	35,909	35,347	37	2,076,096	1,597,409	629,403	747,691	220,315	478,687
補助事業費	39,359	1,233,631	21,073	139	37	1,294,239	1,110,813	629,304	436,177	45,332	183,426
単 独 事 業 費	45,323	686,491	14,836	35,208	0	781,858	486,596	99	311,515	174,982	295,261
災害復旧事業費	227	105,573	2,072	15	-	107,886	100,209	67,362	26,157	6,690	7,677
そ の 他	417	33,602	3,566	169,304	109	206,999	19,566	6,777	11,265	1,524	187,433
合 計	85,326	2,059,297	41,547	204,666	469	2,391,305	1,717,184	703,542	785,113	228,529	674,121

(注) 県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

その2 都道府県

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普通建設事業費	14,864	1,123,710	21,187	34,635	-	1,194,396	939,604	420,190	399,197	120,217	254,792
補助事業費	5,864	791,791	14,650	0	-	812,305	700,915	420,190	262,372	18,353	111,390
単 独 事 業 費	9,000	331,919	6,538	34,635	-	382,091	238,689	-	136,824	101,865	143,402
災害復旧事業費	-	69,503	1,831	-	-	71,334	69,193	49,546	19,578	69	2,141
そ の 他	16	9,705	243	164,959	62	174,985	5,435	2,182	3,102	151	169,550
合 計	14,880	1,202,918	23,261	199,594	62	1,440,715	1,014,232	471,918	421,877	120,437	426,483

第9表 繰越額等の状況 (つづき)

その3 市町村

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 越 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	0	1	-	-	323	324	-	-	-	-	324
普通建設事業費	69,819	796,412	14,722	712	37	881,701	657,805	209,213	348,495	100,097	223,895
補助事業費	33,495	441,840	6,423	139	37	481,934	409,898	209,114	173,805	26,979	72,036
単独事業費	36,324	354,572	8,298	573	0	399,767	247,908	99	174,690	73,119	151,859
災害復旧事業費	227	36,069	240	15	-	36,551	31,016	17,816	6,579	6,621	5,536
そ の 他	400	23,897	3,325	4,345	47	32,014	14,132	4,596	8,162	1,374	17,883
合 計	70,446	856,379	18,287	5,072	407	950,590	702,953	231,625	363,236	108,092	247,638

第10表 財政再建の状況

区 分	昭 和 30 年 度 末 実 質 収 支 赤 字 団 体 数	当 初 ( 昭 和 31 年 度 末 まで ) 承 認 団 体 数	平 成 19 年 度 末 まで の 増 減		平 成 20 年 4 月 1 日 現 在 団 体 数	平 成 20 年 度 中 の 増 減		平 成 21 年 度 当 初 に お け る 団 体 数 ( 見 込 み )
			承 認 ( 同 意 ) 団 体 数	完 了 等 団 体 数		同 意 団 体 数	完 了 予 定 団 体 数	
全 部 適 用 団 体	...	( 17 ) 553	-	( 17 ) 553	-	-	-	-
一 部 適 用 団 体	...	( 1 ) 35	-	( 1 ) 35	-	-	-	-
準 用 団 体	...	8	( 2 ) 289	( 2 ) 296	1	-	-	1
計	( 36 ) 1,558	( 18 ) 596	( 2 ) 289	( 20 ) 884	1	-	-	1

(注) ( ) 書きは、府県の数であって、内書きである。



第11表 歳入決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較						
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率		
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額		
地方税	20,793,974	43.1	19,472,842	39.3	40,266,817	44.2	36,506,160	39.9	3,760,657	13.3	7.2	10.3	7.0	2.8	4.9
地方譲与税	177,468	0.4	537,095	1.1	714,562	0.8	3,728,536	4.1	△3,013,974	△92.5	△60.8	△80.8	176.3	37.6	101.7
地方特例交付金等	178,317	0.4	133,666	0.3	311,983	0.3	815,960	0.9	△503,977	△36.5	△75.0	△61.8	△67.8	△17.1	△46.2
地方交付税	8,176,235	16.9	7,026,510	14.2	15,202,745	16.7	15,995,350	17.5	△792,605	△5.2	△4.7	△5.0	△6.5	△4.7	△5.7
市町村たばこ税都道府県交付金	2,350	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△38.4	-	-	103.8	-	-
利子割交付金	-	-	103,791	0.2	-	-	-	-	-	-	34.8	-	-	△21.5	-
配当割交付金	-	-	81,234	0.2	-	-	-	-	-	-	16.8	-	-	46.9	-
株式等譲渡所得割交付金	-	-	53,478	0.1	-	-	-	-	-	-	△12.3	-	-	△11.6	-
地方消費税交付金	-	-	1,288,033	2.6	-	-	-	-	-	-	△1.4	-	-	4.5	-
ゴルフ場利用税交付金	-	-	42,791	0.1	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	△1.9	-
特別地方消費税交付金	-	-	15	0.0	-	-	-	-	-	-	△31.8	-	-	△24.1	-
自動車取得税交付金	-	-	295,965	0.6	-	-	-	-	-	-	△9.0	-	-	2.7	-
軽油引取税交付金	-	-	125,420	0.3	-	-	-	-	-	-	8.6	-	-	2.4	-
小計(一般財源)	<b>29,328,343</b>	<b>60.8</b>	<b>29,160,840</b>	<b>58.9</b>	<b>56,496,106</b>	<b>62.0</b>	<b>57,046,006</b>	<b>62.3</b>	<b>△549,900</b>	<b>△1.0</b>	<b>△0.9</b>	<b>△1.0</b>	<b>5.4</b>	<b>1.6</b>	<b>3.5</b>
分担金、負担金	383,896	0.8	588,120	1.2	508,068	0.6	515,251	0.6	△7,183	△5.5	2.7	△1.4	△10.0	△0.1	△3.3
使用料、手数料	925,792	1.9	1,446,876	2.9	2,372,669	2.6	2,395,504	2.6	△22,835	△2.1	△0.2	△1.0	△3.4	△3.1	△3.2
国庫支出金	5,137,245	10.6	5,116,868	10.3	10,254,113	11.2	10,447,116	11.4	△193,003	△6.9	3.9	△1.8	△16.2	△5.7	△11.5
交通安全対策特別交付金	48,415	0.1	33,958	0.1	82,373	0.1	83,546	0.1	△1,173	△2.5	0.3	△1.4	5.0	6.1	5.4
都道府県支出金	-	-	2,398,166	4.8	-	-	-	-	-	-	9.8	-	-	△2.1	-
財産収入	282,731	0.6	412,288	0.8	695,019	0.8	692,698	0.8	2,321	△1.7	1.8	0.3	11.6	△5.0	1.2
寄附金	11,481	0.0	66,489	0.1	77,292	0.1	88,121	0.1	△10,829	△46.1	△1.1	△12.3	69.8	0.9	11.9
繰入金	1,059,126	2.2	1,408,949	2.8	2,468,075	2.7	2,005,062	2.2	463,013	33.8	16.1	23.1	5.3	△27.2	△17.1
繰越金	898,198	1.9	1,312,604	2.7	2,210,802	2.4	2,091,666	2.3	119,136	10.5	2.6	5.7	2.3	△1.6	△0.1
諸収入	4,523,778	9.4	2,562,107	5.2	6,432,435	7.1	6,541,091	7.1	△108,656	△2.2	△0.4	△1.7	△7.9	△11.3	△9.9
地方債	5,646,869	11.7	3,974,571	8.0	9,584,445	10.5	9,622,265	10.5	△37,820	5.2	△7.5	△0.4	△6.0	△8.9	△7.3
特別区財政調整交付金	-	-	1,017,640	2.1	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	7.5	-
歳入合計	<b>48,245,874</b>	<b>100.0</b>	<b>49,499,476</b>	<b>100.0</b>	<b>91,181,397</b>	<b>100.0</b>	<b>91,528,325</b>	<b>100.0</b>	<b>△346,928</b>	<b>△0.4</b>	<b>0.3</b>	<b>△0.4</b>	<b>△0.5</b>	<b>△2.2</b>	<b>△1.5</b>

(注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

第11表 歳入決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	歳 入 決 算 額						指 数					
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	14	15	16	17	18	19
地 方 税	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817	100	98	100	104	109	121
地 方 譲 与 税	634,222	694,045	1,164,074	1,848,962	3,728,536	7,145,622	100	109	184	292	588	113
地方特例交付金等	903,588	1,006,168	1,104,834	1,518,006	815,960	311,983	100	111	122	168	90	35
地 方 交 付 税	19,544,863	18,069,295	17,020,109	16,958,719	15,995,350	15,202,745	100	92	87	87	82	78
小計（一般財源）	<b>54,461,192</b>	<b>52,435,236</b>	<b>52,827,821</b>	<b>55,130,096</b>	<b>57,046,006</b>	<b>56,496,106</b>	<b>100</b>	<b>96</b>	<b>97</b>	<b>101</b>	<b>105</b>	<b>104</b>
分担金、負担金	593,041	564,705	532,906	532,629	515,251	508,068	100	95	90	90	87	86
使用料、手数料	2,485,265	2,492,113	2,491,719	2,474,568	2,395,504	2,372,669	100	100	100	100	96	95
国庫支出金	13,174,845	13,142,117	12,459,829	11,888,858	10,530,662	10,336,486	100	100	95	90	80	78
繰 入 金	3,050,909	2,939,715	3,208,015	2,419,274	2,005,062	2,468,075	100	96	105	79	66	81
繰 越 金	2,457,978	2,225,740	2,181,720	2,093,812	2,091,666	2,210,802	100	91	89	85	85	90
地 方 債	13,318,571	13,789,433	12,375,250	10,376,345	9,622,265	9,584,445	100	104	93	78	72	72
そ の 他	7,628,422	7,297,966	7,364,977	8,020,887	7,321,909	7,204,746	100	96	97	105	96	94
歳 入 合 計	<b>97,170,222</b>	<b>94,887,025</b>	<b>93,442,236</b>	<b>92,936,469</b>	<b>91,528,325</b>	<b>91,181,397</b>	<b>100</b>	<b>98</b>	<b>96</b>	<b>96</b>	<b>94</b>	<b>94</b>

(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
地 方 税	34.4	34.4	35.9	37.4	39.9	44.2	△6.1	△2.1	2.7	3.8	4.9	10.3
地 方 譲 与 税	0.7	0.7	1.2	2.0	4.1	0.8	1.6	9.4	67.7	58.8	101.7	△80.8
地方特例交付金等	0.9	1.1	1.2	1.6	0.9	0.3	0.2	11.4	9.8	37.4	△46.2	△61.8
地 方 交 付 税	20.1	19.0	18.2	18.2	17.5	16.7	△4.0	△7.5	△ 5.8	△ 0.4	△ 5.7	△ 5.0
小計（一般財源）	<b>56.0</b>	<b>55.3</b>	<b>56.5</b>	<b>59.3</b>	<b>62.3</b>	<b>62.0</b>	<b>△5.2</b>	<b>△3.7</b>	<b>0.7</b>	<b>4.4</b>	<b>3.5</b>	<b>△ 1.0</b>
分担金、負担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	△4.8	△ 5.6	△ 0.1	△ 3.3	△ 1.4
使用料、手数料	2.6	2.6	2.7	2.7	2.6	2.6	△0.5	0.3	△ 0.0	△ 0.7	△ 3.2	△ 1.0
国庫支出金	13.6	13.9	13.3	12.8	11.5	11.3	△9.5	△0.2	△ 5.2	△ 4.6	△11.4	△ 1.8
繰 入 金	3.1	3.1	3.4	2.6	2.2	2.7	34.0	△3.6	9.1	△24.6	△17.1	23.1
繰 越 金	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	△3.0	△9.4	△ 2.0	△ 4.0	△ 0.1	5.7
地 方 債	13.7	14.5	13.2	11.2	10.5	10.5	12.7	3.5	△10.3	△16.2	△ 7.3	△ 0.4
そ の 他	7.9	7.7	8.0	8.5	8.0	7.9	△8.3	△4.3	0.9	8.9	△ 8.7	△ 1.6
歳 入 合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△2.8</b>	<b>△2.3</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>△ 0.5</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>△ 0.4</b>



第12表 団体種類別歳入の状況

区 分		地方税	地 方 税 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交付金等	地 方 交 付 税	国 庫 支 出 金	都道府県 支 出 金	地 方 債	うち合併 特例事業債	そ の 他	歳入合計	
決 算	平成 19 年 度	政令指定都市	47,692	864	4,983	327	5,299	13,791	2,896	10,240	376	20,368	106,460
		中核市	24,309	530	2,044	166	5,328	6,421	2,127	4,304	666	7,063	52,292
		特例市	19,272	412	1,645	125	2,949	4,126	2,031	3,096	545	5,634	39,290
		都市	77,304	2,430	7,477	498	36,847	18,773	11,488	15,997	4,360	27,391	198,205
		中都市	40,356	957	3,612	266	9,796	9,047	4,985	6,390	1,596	12,256	87,665
		小都市	36,948	1,473	3,866	232	27,051	9,726	6,503	9,608	2,765	15,132	110,539
		町村	16,637	952	1,885	102	19,841	3,916	3,849	4,965	610	8,839	60,986
		町村(1万人以上)	13,402	640	1,473	84	11,704	2,751	2,541	3,377	556	5,952	41,924
		町村(1万人未満)	3,235	312	412	18	8,138	1,165	1,307	1,589	54	2,886	19,062
		合 計	<b>185,214</b>	<b>5,187</b>	<b>18,034</b>	<b>1,217</b>	<b>70,265</b>	<b>47,027</b>	<b>22,391</b>	<b>38,603</b>	<b>6,558</b>	<b>69,295</b>	<b>457,233</b>
額 (億 円)	平成 18 年 度	政令指定都市	42,845	2,143	4,693	1,261	5,831	12,908	2,109	9,932	273	18,903	100,625
		中核市	25,084	1,723	2,277	719	6,392	6,677	1,930	4,867	667	7,533	57,202
		特例市	16,308	1,078	1,503	464	2,692	3,634	1,537	2,862	342	4,642	34,720
		都市	72,890	6,248	7,709	1,979	38,701	18,481	10,677	18,076	4,231	27,678	202,439
		中都市	38,961	2,813	3,787	1,126	10,900	9,025	4,604	7,250	1,455	12,846	91,312
		小都市	33,928	3,436	3,923	854	27,801	9,456	6,074	10,826	2,775	14,828	111,126
		町村	15,327	1,912	1,938	366	20,114	3,791	3,792	5,845	726	8,980	62,065
		町村(1万人以上)	12,347	1,421	1,521	306	12,129	2,627	2,449	4,081	653	6,147	43,028
		町村(1万人未満)	2,979	492	417	59	7,985	1,164	1,343	1,764	74	2,834	19,037
		合 計	<b>172,453</b>	<b>13,104</b>	<b>18,121</b>	<b>4,789</b>	<b>73,730</b>	<b>45,492</b>	<b>20,045</b>	<b>41,581</b>	<b>6,239</b>	<b>67,735</b>	<b>457,050</b>
構 成	平成 19 年 度	政令指定都市	25.7	16.7	27.6	26.8	7.5	29.3	12.9	26.5	5.7	29.4	23.3
		中核市	13.1	10.2	11.3	13.7	7.6	13.7	9.5	11.1	10.2	10.2	11.4
		特例市	10.4	7.9	9.1	10.3	4.2	8.8	9.1	8.0	8.3	8.1	8.6
		都市	41.7	46.9	41.5	40.9	52.4	39.9	51.3	41.4	66.5	39.5	43.3
		中都市	21.8	18.5	20.0	21.9	13.9	19.2	22.3	16.6	24.3	17.7	19.2
		小都市	19.9	28.4	21.4	19.0	38.5	20.7	29.0	24.9	42.2	21.8	24.2
		町村	9.0	18.3	10.5	8.3	28.2	8.3	17.2	12.9	9.3	12.8	13.3
		町村(1万人以上)	7.2	12.3	8.2	6.9	16.7	5.8	11.3	8.7	8.5	8.6	9.2
		町村(1万人未満)	1.7	6.0	2.3	1.5	11.6	2.5	5.8	4.1	0.8	4.2	4.2
		合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
比 (%)	平成 18 年 度	政令指定都市	24.8	16.4	25.9	26.3	7.9	28.4	10.5	23.9	4.4	27.9	22.0
		中核市	14.5	13.1	12.6	15.0	8.7	14.7	9.6	11.7	10.7	11.1	12.5
		特例市	9.5	8.2	8.3	9.7	3.7	8.0	7.7	6.9	5.5	6.9	7.6
		都市	42.3	47.7	42.5	41.3	52.5	40.6	53.3	43.5	67.8	40.9	44.3
		中都市	22.6	21.5	20.9	23.5	14.8	19.8	23.0	17.4	23.3	19.0	20.0
		小都市	19.7	26.2	21.6	17.8	37.7	20.8	30.3	26.0	44.5	21.9	24.3
		町村	8.9	14.6	10.7	7.6	27.3	8.3	18.9	14.1	11.6	13.3	13.6
		町村(1万人以上)	7.2	10.8	8.4	6.4	16.5	5.8	12.2	9.8	10.5	9.1	9.4
		町村(1万人未満)	1.7	3.8	2.3	1.2	10.8	2.6	6.7	4.2	1.2	4.2	4.2
		合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
増 減 額 (億 円)	平成 19 年 度	政令指定都市	4,847	△1,279	290	△934	△532	883	787	308	103	1,465	5,835
		中核市	△775	△1,193	△233	△553	△1,064	△256	197	△563	△1	△470	△4,910
		特例市	2,964	△666	142	△339	257	492	494	234	203	992	4,570
		都市	4,414	△3,818	△232	△1,481	△1,854	292	811	△2,079	129	△287	△4,234
		中都市	1,395	△1,856	△175	△860	△1,104	22	381	△860	141	△590	△3,647
		小都市	3,020	△1,963	△57	△622	△750	270	429	△1,218	△10	304	△587
		町村	1,310	△960	△53	△264	△273	125	57	△880	△116	△141	△1,079
		町村(1万人以上)	1,055	△781	△48	△222	△425	124	92	△704	△97	△195	△1,104
		町村(1万人未満)	256	△180	△5	△41	153	1	△36	△175	△20	52	25
		合 計	<b>12,761</b>	<b>△7,917</b>	<b>△87</b>	<b>△3,572</b>	<b>△3,465</b>	<b>1,535</b>	<b>2,346</b>	<b>△2,978</b>	<b>319</b>	<b>1,560</b>	<b>183</b>
増 減 率 (%)	平成 19 年 度	政令指定都市	11.3	△59.7	6.2	△74.1	△9.1	6.8	37.3	3.1	37.7	7.8	5.8
		中核市	△3.1	△69.2	△10.2	△76.9	△16.6	△3.8	10.2	△11.6	△0.1	△6.2	△8.6
		特例市	18.2	△61.8	9.4	△73.1	9.5	13.5	32.1	8.2	59.4	21.4	13.2
		都市	6.1	△61.1	△3.0	△74.8	△4.8	1.6	7.6	△11.5	3.0	△1.0	△2.1
		中都市	3.6	△66.0	△4.6	△76.4	△10.1	0.2	8.3	△11.9	9.7	△4.6	△4.0
		小都市	8.9	△57.1	△1.5	△72.8	△2.7	2.9	7.1	△11.3	△0.4	2.1	△0.5
		町村	8.5	△50.2	△2.7	△72.1	△1.4	3.3	1.5	△15.1	△16.0	△1.6	△1.7
		町村(1万人以上)	8.5	△55.0	△3.2	△72.5	△3.5	4.7	3.8	△17.3	△14.9	△3.2	△2.6
		町村(1万人未満)	8.6	△36.6	△1.2	△69.5	1.9	0.1	△2.7	△9.9	△27.0	1.8	0.1
		合 計	<b>7.4</b>	<b>△60.4</b>	<b>△0.5</b>	<b>△74.6</b>	<b>△4.7</b>	<b>3.4</b>	<b>11.7</b>	<b>△7.2</b>	<b>5.1</b>	<b>2.3</b>	<b>0.0</b>

(注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

### 第13表 地方税の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	平成19年度						平成18年度						比較					
	都道府県		市町村		合計額		都道府県		市町村		合計額		増減率			前年度増減率		
													都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
道府県税	18,664,187	89.8	-	-	18,664,187	46.4	16,324,289	89.0	-	-	16,324,289	44.7	14.3	-	14.3	7.2	-	7.2
市町村税	2,129,787	10.2	19,472,842	100.0	21,602,629	53.6	2,020,912	11.0	18,160,960	100.0	20,181,871	55.3	5.4	7.2	7.0	5.8	2.8	3.1
合計	20,793,974	100.0	19,472,842	100.0	40,266,817	100.0	18,345,200	100.0	18,160,960	100.0	36,506,160	100.0	13.3	7.2	10.3	7.0	2.8	4.9

(注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況(総括)

(単位 百万円・%)

区分	平成19年度				平成18年度				比較			
	調定額(A)	収入額(B)	徴収率(B/A)×100	(B)の構成比	調定額(C)	収入額(D)	徴収率(D/C)×100	(D)の構成比	増減額(B-D)(E)	増減率(E/D)×100	前年度増減率	
1 普通税	17,686,850	17,194,475	96.7	92.1	15,239,921	14,806,216	96.6	90.7	2,388,259	16.1	8.2	
(1) 法定普通税	17,656,183	17,163,998	96.7	92.0	15,194,309	14,760,604	96.5	90.4	2,403,394	16.3	8.3	
ア 道府県民税	6,507,943	6,214,038	95.5	33.3	4,208,757	3,989,226	94.8	24.4	2,224,812	55.8	11.3	
(ア) 個人分	5,105,039	4,822,423	94.5	25.8	2,920,391	2,712,568	92.9	16.6	2,109,855	77.8	11.1	
(イ) 法人分	1,194,467	1,183,177	99.1	6.3	1,128,877	1,117,168	99.0	6.8	66,009	5.9	15.6	
(ウ) 利子割	208,438	208,437	100.0	1.1	159,489	159,489	100.0	1.0	48,948	30.7	△10.1	
イ 事業税	5,890,199	5,826,107	98.9	31.2	5,648,866	5,579,132	98.8	34.2	246,975	4.4	13.5	
(ア) 個人分	236,028	218,373	92.5	1.2	235,872	216,455	91.8	1.3	1,918	0.9	0.3	
(イ) 法人分	5,654,171	5,607,734	99.2	30.0	5,412,995	5,362,677	99.1	32.9	245,057	4.6	14.1	
ウ 地方消費税	2,569,208	2,569,208	-	13.8	2,628,938	2,628,938	-	16.1	△59,730	△2.3	3.0	
(ア) 譲渡割	1,942,196	1,942,196	-	10.4	2,028,071	2,028,071	-	12.4	△85,875	△4.2	△0.9	
(イ) 貨物割	627,012	627,012	-	3.4	600,867	600,867	-	3.7	26,145	4.4	19.1	
エ 不動産取得税	544,045	484,479	89.1	2.6	547,922	485,030	88.5	3.0	△551	△0.1	1.8	
オ 道府県たばこ税	277,793	277,793	100.0	1.5	280,791	280,669	100.0	1.7	△2876	△1.0	2.0	
カ ゴルフ場利用税	61,343	60,303	98.3	0.3	62,996	61,700	97.9	0.4	△1,397	△2.3	△0.5	
キ 自動車税	1,790,966	1,717,417	95.9	9.2	1,805,576	1,725,484	95.6	10.6	△8,067	△0.5	△1.6	
ク 鉱区税	433	401	92.6	0.0	445	407	91.5	0.0	△6	△1.5	0.0	
ケ 固定資産税	14,252	14,252	100.0	0.1	10,019	10,019	100.0	0.1	4,233	42.2	△39.0	
(2) 法定外普通税	30,667	30,477	99.4	0.2	45,612	45,612	100.0	0.3	△15,135	△33.2	0.8	
2 目的税	1,507,116	1,469,675	97.5	7.9	1,557,512	1,518,011	97.5	9.3	△48,336	△3.2	△1.9	
(1) 法定目的税	1,498,199	1,460,796	97.5	7.8	1,549,645	1,510,151	97.5	9.3	△49,355	△3.3	△2.0	
ア 自動車取得税	424,849	424,748	100.0	2.3	457,161	457,034	100.0	2.8	△32,286	△7.1	0.9	
イ 軽油引取税	1,071,175	1,033,873	96.5	5.5	1,090,017	1,050,651	96.4	6.4	△16,778	△1.6	△3.2	
ウ 狩猟税	2,174	2,174	100.0	0.0	2,467	2,467	100.0	0.0	△293	△11.9	△2.5	
(2) 法定外目的税	8,917	8,879	99.6	0.0	7,867	7,859	99.9	0.0	1,020	13.0	30.2	
3 旧法による税	556	37	6.7	0.0	883	62	7.0	0.0	△25	△40.3	△31.1	
合計	19,194,523	18,664,187	96.8	100.0	16,798,317	16,324,289	96.7	100.0	2,339,898	14.3	7.2	

(注) 1 収入額は、「第11表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成19年度2,129,787百万円、平成18年度2,020,912百万円)を控除した額である。その3において同じ。

2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。





第13表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県	平成19年度				平成18年度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成19 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
財政力 指数が 1.0以上 の団体	東京都	3,367,485	18.0	1,789,835	26.4	2,906,160	17.8	1,649,880	25.5	461,325	15.9	139,955	8.5	77.0
	愛知県	1,414,282	7.6	630,381	9.3	1,228,168	7.5	586,721	9.1	186,114	15.2	43,660	7.4	64.1
	(2団体) (小計)	<b>4,781,766</b>	<b>25.6</b>	<b>2,420,216</b>	<b>35.6</b>	<b>4,134,328</b>	<b>25.3</b>	<b>2,236,601</b>	<b>34.5</b>	<b>647,438</b>	<b>15.7</b>	<b>183,615</b>	<b>8.2</b>	<b>73.9</b>
0.5以上 1.0未満 の団体	神奈川県	1,281,172	6.9	392,971	5.8	1,066,427	6.5	380,719	5.9	214,745	20.1	12,252	3.2	72.1
	大阪府	1,342,486	7.2	566,745	8.3	1,199,001	7.3	549,001	8.5	143,485	12.0	17,744	3.2	48.3
	千葉県	784,015	4.2	208,798	3.1	667,476	4.1	208,297	3.2	116,539	17.5	501	0.2	53.9
	埼玉県	867,379	4.6	226,951	3.3	739,329	4.5	229,560	3.5	128,050	17.3	△2,609	△1.1	56.1
	静岡県	598,152	3.2	218,356	3.2	520,280	3.2	204,604	3.2	77,872	15.0	13,752	6.7	53.3
	茨城県	429,674	2.3	146,245	2.2	372,863	2.3	133,891	2.1	56,811	15.2	12,354	9.2	42.2
	栃木県	301,029	1.6	101,671	1.5	273,729	1.7	103,647	1.6	27,300	10.0	△1,976	△1.9	40.1
	福岡県	622,545	3.3	199,803	2.9	553,161	3.4	195,741	3.0	69,384	12.5	4,062	2.1	41.9
	京都府	359,340	1.9	133,660	2.0	310,626	1.9	123,385	1.9	48,714	15.7	10,275	8.3	43.5
	広島県	392,784	2.1	138,458	2.0	345,779	2.1	133,922	2.1	47,005	13.6	4,536	3.4	41.5
	兵庫県	718,087	3.8	220,413	3.2	628,209	3.8	219,251	3.4	89,878	14.3	1,162	0.5	36.0
	群馬県	277,907	1.5	87,816	1.3	247,240	1.5	85,111	1.3	30,667	12.4	2,705	3.2	36.2
	三重県	276,054	1.5	94,936	1.4	244,894	1.5	92,943	1.4	31,160	12.7	1,993	2.1	41.0
	滋賀県	202,743	1.1	76,461	1.1	169,101	1.0	67,145	1.0	33,642	19.9	9,316	13.9	41.4
	岡山県	255,216	1.4	86,119	1.3	227,828	1.4	85,480	1.3	27,388	12.0	639	0.7	34.6
	宮城県	295,444	1.6	88,415	1.3	264,081	1.6	88,930	1.4	31,363	11.9	△515	△0.6	37.9
	岐阜県	279,032	1.5	83,931	1.2	240,346	1.5	76,713	1.2	38,686	16.1	7,218	9.4	36.4
(17団体) (小計)		<b>9,283,058</b>	<b>49.7</b>	<b>3,071,746</b>	<b>45.2</b>	<b>8,070,371</b>	<b>49.4</b>	<b>2,978,340</b>	<b>46.0</b>	<b>1,212,687</b>	<b>15.0</b>	<b>93,406</b>	<b>3.1</b>	<b>46.6</b>
0.4以上 0.5未満 の団体	香川県	132,718	0.7	42,709	0.6	119,973	0.7	43,504	0.7	12,745	10.6	△795	△1.8	30.4
	長野県	282,507	1.5	87,002	1.3	247,334	1.5	81,149	1.3	35,173	14.2	5,853	7.2	33.7
	石川県	164,180	0.9	53,404	0.8	148,698	0.9	51,865	0.8	15,482	10.4	1,539	3.0	27.3
	富山県	151,141	0.8	46,103	0.7	134,821	0.8	46,535	0.7	16,320	12.1	△432	△0.9	29.4
	山口県	194,978	1.0	68,574	1.0	172,975	1.1	65,875	1.0	22,003	12.7	2,699	4.1	28.1
	福島県	263,997	1.4	84,990	1.3	231,845	1.4	76,355	1.2	32,152	13.9	8,635	11.3	31.9
	新潟県	298,350	1.6	91,182	1.3	275,382	1.7	92,365	1.4	22,968	8.3	△1,183	△1.3	22.3

第13表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県	平成19年度				平成18年度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成19 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
0.4以上 0.5未満 の団体	奈良県	147,204	0.8	31,881	0.5	123,581	0.8	30,944	0.5	23,623	19.1	937	3.0	32.4
	山梨県	124,589	0.7	45,580	0.7	109,233	0.7	41,993	0.6	15,356	14.1	3,587	8.5	27.1
	福井県	123,272	0.7	43,694	0.6	108,563	0.7	38,291	0.6	14,709	13.5	5,403	14.1	26.5
	愛媛県	169,715	0.9	57,892	0.9	146,295	0.9	49,612	0.8	23,420	16.0	8,280	16.7	28.3
	(11団体) (小計)	<b>2,052,652</b>	<b>11.0</b>	<b>653,011</b>	<b>9.6</b>	<b>1,818,701</b>	<b>11.1</b>	<b>618,489</b>	<b>9.5</b>	<b>233,951</b>	<b>12.9</b>	<b>34,522</b>	<b>5.6</b>	<b>28.4</b>
0.3以上 0.4未満 の団体	北海道	648,323	3.5	151,874	2.2	582,075	3.6	152,496	2.4	66,248	11.4	△ 622	△ 0.4	25.4
	熊本県	192,188	1.0	53,395	0.8	169,669	1.0	49,461	0.8	22,519	13.3	3,934	8.0	25.7
	大分県	133,305	0.7	39,001	0.6	121,190	0.7	40,467	0.6	12,115	10.0	△ 1,466	△ 3.6	23.0
	佐賀県	95,524	0.5	25,924	0.4	87,777	0.5	27,326	0.4	7,747	8.8	△ 1,402	△ 5.1	23.2
	山形県	127,309	0.7	32,631	0.5	113,622	0.7	31,568	0.5	13,687	12.0	1,063	3.4	22.5
	徳島県	93,382	0.5	29,121	0.4	84,920	0.5	29,206	0.5	8,462	10.0	△ 85	△ 0.3	19.0
	和歌山県	107,215	0.6	30,457	0.4	99,385	0.6	33,731	0.5	7,830	7.9	△ 3,274	△ 9.7	21.2
	青森県	155,418	0.8	36,412	0.5	149,248	0.9	36,295	0.6	6,170	4.1	117	0.3	21.9
	鹿児島県	165,137	0.9	41,203	0.6	149,738	0.9	41,998	0.6	15,399	10.3	△ 795	△ 1.9	20.7
	岩手県	143,935	0.8	36,106	0.5	129,102	0.8	34,782	0.5	14,833	11.5	1,324	3.8	21.1
	宮崎県	112,453	0.6	26,804	0.4	100,481	0.6	26,608	0.4	11,972	11.9	196	0.7	20.6
(11団体) (小計)	<b>1,974,190</b>	<b>10.6</b>	<b>502,927</b>	<b>7.4</b>	<b>1,787,208</b>	<b>10.9</b>	<b>503,938</b>	<b>7.8</b>	<b>186,982</b>	<b>10.5</b>	<b>△ 1,011</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>23.0</b>	
0.3未満 の団体	沖縄県	114,788	0.6	29,999	0.4	104,772	0.6	31,845	0.5	10,016	9.6	△ 1,846	△ 5.8	19.9
	秋田県	114,115	0.6	28,974	0.4	101,120	0.6	25,835	0.4	12,995	12.9	3,139	12.2	18.6
	長崎県	130,191	0.7	31,422	0.5	115,664	0.7	31,530	0.5	14,527	12.6	△ 108	△ 0.3	19.4
	鳥取県	61,673	0.3	14,841	0.2	56,901	0.3	16,061	0.2	4,772	8.4	△ 1,220	△ 7.6	17.9
	高知県	74,351	0.4	17,205	0.3	66,801	0.4	17,183	0.3	7,550	11.3	22	0.1	17.3
	島根県	77,403	0.4	20,571	0.3	68,423	0.4	20,023	0.3	8,980	13.1	548	2.7	14.7
(6団体) (小計)	<b>572,521</b>	<b>3.1</b>	<b>143,012</b>	<b>2.1</b>	<b>513,682</b>	<b>3.1</b>	<b>142,477</b>	<b>2.2</b>	<b>58,839</b>	<b>11.5</b>	<b>535</b>	<b>0.4</b>	<b>18.1</b>	
全 国 計		<b>18,664,187</b>	<b>100.0</b>	<b>6,790,912</b>	<b>100.0</b>	<b>16,324,289</b>	<b>100.0</b>	<b>6,479,845</b>	<b>100.0</b>	<b>2,339,898</b>	<b>14.3</b>	<b>311,067</b>	<b>4.8</b>	<b>38.7</b>

(注) 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。



第13表 地方税の状況（つづき）

その4 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度				平成18年度				比 較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
1 普通税	21,412,145	20,061,469	93.7	92.9	20,019,734	18,671,914	93.3	92.5	1,389,555	7.4	3.6
(1) 法定普通税	21,410,844	20,060,242	93.7	92.9	20,018,389	18,670,655	93.3	92.5	1,389,587	7.4	3.6
ア 市町村民税	10,898,844	10,308,910	94.6	47.7	9,610,469	9,074,403	94.4	45.0	1,234,507	13.6	11.3
(ア) 個人均等割	189,594	175,604	92.6	0.8	185,890	171,699	92.4	0.9	3,905	2.3	12.5
(イ) 所得割	7,646,963	7,118,252	93.1	33.0	6,540,450	6,066,695	92.8	30.1	1,051,557	17.3	9.4
(ウ) 法人均等割	424,038	411,746	97.1	1.9	417,701	405,109	97.0	2.0	6,637	1.6	0.5
(エ) 法人税割	2,638,249	2,603,307	98.7	12.1	2,466,428	2,430,901	98.6	12.0	172,406	7.1	18.4
イ 固定資産税	9,448,774	8,728,895	92.4	40.4	9,334,144	8,571,941	91.8	42.5	156,954	1.8	△ 3.3
(ア) 純固定資産税	9,344,356	8,624,477	92.3	39.9	9,227,256	8,465,053	91.7	41.9	159,424	1.9	△ 3.3
土地	3,692,972	3,404,150	92.2	15.8	3,705,816	3,394,740	91.6	16.8	9,410	0.3	△ 0.3
家屋	3,924,058	3,596,858	91.7	16.7	3,808,353	3,466,444	91.0	17.2	130,414	3.8	△ 7.9
償却資産	1,727,326	1,623,469	94.0	7.5	1,713,088	1,603,869	93.6	7.9	19,600	1.2	1.3
(イ) 交納付金	104,418	104,418	100.0	0.5	106,888	106,888	100.0	0.5	△ 2,470	△ 2.3	△ 0.4
ウ 軽自動車税	183,280	163,593	89.3	0.8	176,557	157,347	89.1	0.8	6,246	4.0	3.9
エ 市町村たばこ税	853,105	853,018	100.0	3.9	862,287	861,979	100.0	4.3	△ 8,961	△ 1.0	2.0
オ 鉱産税	1,881	1,881	100.0	0.0	1,684	1,684	100.0	0.0	197	11.7	7.5
カ 特別土地保有税	24,960	3,945	15.8	0.0	33,248	3,300	9.9	0.0	645	19.5	△ 22.8
(2) 法定外普通税	1,300	1,227	94.4	0.0	1,344	1,258	93.6	0.0	△ 31	△ 2.5	△ 7.4
2 目的税	1,636,299	1,541,160	94.2	7.1	1,612,582	1,509,958	93.6	7.5	31,202	2.1	△ 3.0
(1) 法定目的税	1,634,403	1,539,264	94.2	7.1	1,611,262	1,508,641	93.6	7.5	30,623	2.0	△ 2.9
ア 入湯税	25,926	24,686	95.2	0.1	26,197	25,011	95.5	0.1	△ 325	△ 1.3	2.6
イ 事業所税	315,744	312,968	99.1	1.4	304,696	301,794	99.0	1.5	11,174	3.7	1.6
ウ 都市計画税	1,292,683	1,201,564	93.0	5.6	1,280,316	1,181,786	92.3	5.9	19,778	1.7	△ 4.2
エ 水利地益税	49	47	95.9	0.0	53	51	96.2	0.0	△ 4	△ 7.8	△ 3.8
(2) 法定外目的税	1,896	1,896	100.0	0.0	1,320	1,316	99.7	0.0	580	44.1	△ 8.3
3 旧法による税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	23,048,444	21,602,629	93.7	100.0	21,632,315	20,181,871	93.3	100.0	1,420,758	7.0	3.1

(注) 収入額は、「第11表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額（平成19年度2,129,787百万円、平成18年度2,020,912百万円）を加算した額である。

## 第14表 法定外普通税の状況

### その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度		平成 18 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
石油価格調整税	1	973	1	975	-	△ 2
核燃料税	9	13,431	11	22,362	△ 2	△ 8,931
核燃料物質等取扱税	1	9,022	1	14,859	-	△ 5,837
核燃料等取扱税	1	1,193	1	1,137	-	56
臨時特例企業税	1	5,857	1	6,280	-	△ 423
合 計	13	30,477	15	45,612	△ 2	△ 15,135

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

### その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度		平成 18 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	280	1	338	-	△ 58
砂利採取税	2	22	2	24	-	△ 2
別荘等所有税	1	566	1	554	-	12
山砂利採取税	1	19	1	18	-	1
歴史と文化の環境税	1	68	1	65	-	3
使用済核燃料税	1	273	1	260	-	13
合 計	7	1,227	7	1,258	-	△ 31

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

## 第15表 法定外目的税の状況

### その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度		平成 18 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
産業廃棄物税	21	4,835	21	4,558	-	277
宿泊税	1	1,410	1	1,291	-	119
産業廃棄物処理税	1	742	1	802	-	△ 60
産業廃棄物埋立税	1	886	1	926	-	△ 40
産業廃棄物処分場税	1	6	1	6	-	△ 0
乗鞍環境保全税	1	22	1	23	-	△ 1
産業廃棄物減量税	1	325	1	150	-	175
循環資源利用促進税	1	536	1	104	-	432
資源循環促進税	1	117	-	-	1	117
合 計	29	8,879	28	7,859	1	1,020

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

### その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度		平成 18 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
使用済核燃料税	1	547	1	530	-	17
遊漁税	1	12	1	19	-	△ 7
一般廃棄物埋立税	1	19	1	38	-	△ 19
環境未来税	1	1,314	1	725	-	589
環境協力税	1	4	1	4	-	-
合 計	5	1,896	5	1,316	-	580

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。



## 第16表 超過課税の状況

### その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度		平成 18 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	23	11,004	16	7,176	7	3,828
道府県民税所得割	1	2,457	-	-	1	2,457
道府県民税法人均等割	23	7,507	15	6,202	8	1,305
道府県民税法人税割	46	141,097	46	132,587	-	8,510
事業税法人分	7	137,457	7	129,540	-	7,917
自動車税	1	5	1	13	-	△ 8
合 計	-	<b>299,527</b>	-	<b>275,518</b>	-	<b>24,009</b>

### その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年度		平成 18 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
市町村民税	1,020	351,689	1,026	331,698	△ 6	19,991
個人均等割	1	2	-	-	1	2
所得割	1	29	-	-	1	29
法人均等割	398	14,635	404	14,575	△ 6	60
法人税割	1,017	337,023	1,021	317,123	△ 4	19,900
固定資産税	165	35,858	163	34,791	2	1,067
土地	163	11,913	161	11,598	2	315
家屋	165	15,046	162	14,448	3	598
償却資産	164	8,899	163	8,746	1	153
軽自動車税	23	509	22	497	1	12
鉱産税	10	9	10	9	-	0
入湯税	2	23	2	23	-	0
旧法による税	-	-	-	-	-	-
合 計	-	<b>388,088</b>	-	<b>367,018</b>	-	<b>21,070</b>

(注) 「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(121,859百万円)を含む。

## 第17表 地方税徴収率の推移

### その1 道府県税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成 14 年度	98.4	21.4	<b>95.0</b>
15	98.6	22.3	<b>95.3</b>
16	98.7	22.5	<b>95.7</b>
17	98.9	23.9	<b>96.3</b>
18	98.9	24.9	<b>96.7</b>
19	98.6	26.2	<b>96.8</b>

(注) 地方消費税を控除して算出した。

### その2 市町村税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成 14 年度	97.8	16.5	<b>91.8</b>
15	98.0	17.5	<b>91.8</b>
16	98.1	17.6	<b>92.1</b>
17	98.2	18.8	<b>92.7</b>
18	98.3	19.1	<b>93.3</b>
19	98.2	19.6	<b>93.7</b>

第18表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

区 分	租 税 総 額						国 税						地 方 税					
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成元年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8	317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3

(注) 1 国税は、租税（一般会計分、特別会計分）及び印紙収入の合計額である。  
 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。  
 直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税  
 間接税等…直接税以外のもの  
 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まない。  
 4 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。  
 直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税  
 間接税等…直接税以外の諸税



第19表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

区 分	国民所得		租 税 負 担 額								租 税 負 担 率				
	名目額	指数	国 税 (A)	指 数	地方税 (B)	指 数	地方税の内訳		計 (A)+(B)	指 数	国 税	地方税	地方税の内訳		計
							道府 県 税	市町 村 税					道府 県 税	市町 村 税	
昭和9～11 年度	144	-	12	-	6	-	2	4	18	-	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	-	49	-	9	-	2	7	58	-	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成9年度	3,819,989	2,375	556,007	2,497	361,555	3,988	149,478	212,077	917,562	2,928	14.6	9.5	3.9	5.6	24.0
10	3,689,215	2,294	511,977	2,299	359,222	3,963	153,195	206,027	871,199	2,780	13.9	9.7	4.2	5.6	23.6
11	3,643,409	2,266	492,139	2,210	350,261	3,864	145,863	204,399	842,400	2,688	13.5	9.6	4.0	5.6	23.1
12	3,718,039	2,312	527,209	2,367	355,464	3,921	155,850	199,614	882,673	2,817	14.2	9.6	4.2	5.4	23.7
13	3,613,335	2,247	499,684	2,244	355,488	3,922	155,303	200,185	855,172	2,729	13.8	9.8	4.3	5.5	23.7
14	3,557,610	2,212	458,442	2,059	333,785	3,682	138,035	195,750	792,228	2,528	12.9	9.4	3.9	5.5	22.3
15	3,580,792	2,227	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.7	9.1	3.8	5.3	21.8
16	3,638,976	2,263	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.2	9.2	4.0	5.2	22.4
17	3,658,783	2,275	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	14.3	9.5	4.2	5.4	23.8
18	3,735,911	2,323	541,169	2,430	365,062	4,027	163,243	201,819	906,231	2,892	14.5	9.8	4.4	5.4	24.3
19	3,747,682	2,330	526,558	2,365	402,668	4,442	186,642	216,026	929,226	2,966	14.1	10.7	5.0	5.8	24.8

(注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成7年度以降は「国民経済計算(93SNA、平成7年基準)」、昭和36年度は「国民経済計算(新SNA、平成2年基準)」、昭和16年度以前は「国民所得統計(旧SNA)」による数値である。

2 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。

第20表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ ス			ド イ ツ			フ ラ ン ス		
	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.0		17.3	18.1	4.5	22.6	15.8		22.1	18.5	...	...
16	13.8	2.5	16.2	12.0		20.1	28.5	3.3	31.8	33.1		...	...	...	...
19	22.3	1.5	23.8	19.2		24.0	38.6	2.9	41.5	42.2		...	...	...	...
25	16.9	5.6	22.4	18.0		24.8	34.3	3.1	37.4	22.2		25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3		25.5	30.0	3.1	33.0	25.8		29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.4	3.7	30.0	24.5		28.5	24.9	3.8	28.7
40	12.2	5.8	18.0	15.8		24.6	27.6	4.2	31.8	25.8		29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.2		27.5	35.9	4.5	40.4	...		25.5	...	...	27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.3	6.1	25.1	31.2	4.8	36.1	14.0	9.0	26.5	24.0	3.5	27.5
55	14.0	7.8	21.8	15.4	6.1	25.4	34.7	5.0	39.7	14.6	9.7	28.3	26.6	3.8	30.4
60	15.0	8.9	23.9	13.1	6.3	23.3	36.8	5.2	42.0	13.9	9.4	27.1	27.7	5.0	32.7
平成2年度	18.0	9.6	27.6	14.0	6.6	25.1	37.4	3.4	40.8	13.4	8.8	25.6	26.1	5.2	31.3
7	14.7	9.0	23.7	14.5	6.9	25.9	36.2	1.7	38.0	15.9	10.7	30.3	26.9	6.4	33.3
12	14.2	9.6	23.7	16.5	6.7	27.6	38.7	2.0	40.7	15.7	11.3	30.8	31.9	6.0	37.9
15	12.7	9.1	21.8	12.3	6.4	23.4	34.2	2.1	36.3	15.0	10.4	28.6	30.1	5.9	36.0
16	13.2	9.2	22.4	12.4	6.5	23.8	34.3	2.2	36.5	13.9	10.0	27.3	30.4	6.5	36.9
17	14.3	9.5	23.8	13.8	6.8	25.4	35.1	2.2	37.2	14.3	9.9	27.7	30.7	6.8	37.5
18	14.5	9.8	24.3	14.6	6.8	26.1	36.3	2.2	38.5	14.7	10.5	29.1	30.9	6.9	37.8
19	14.1	10.7	24.8	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

(注) 1 日本の国税は、租税（一般会計分、特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。  
 2 財務省調べによる。  
 3 日本以外は、暦年計数である。



第21表 地方譲与税の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 19 年 度			平 成 18 年 度			比 較		
	都道府県	市 町 村	計 (A)	都道府県	市 町 村	計 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100	前年度増減率
所得譲与税	-	-	-	2,179,400	830,001	3,009,401	△ 3,009,401	皆減	169.7
地方道路譲与税	162,069	141,569	303,638	163,141	141,746	304,887	△ 1,249	△ 0.4	△ 2.6
石油ガス譲与税	11,803	1,903	13,706	12,388	1,683	14,071	△ 365	△ 2.6	△ 1.4
特別とん譲与税	372	11,635	12,007	380	11,280	11,660	347	3.0	2.3
自動車重量譲与税	-	369,090	369,090	-	372,116	372,116	△ 3,026	△ 0.8	△ 1.6
航空機燃料譲与税	3,224	12,898	16,122	3,280	13,119	16,399	△ 277	△ 1.7	2.0
合 計	177,468	537,095	714,562	2,358,589	1,369,946	3,728,536	△ 3,013,974	△ 80.8	101.7



## 第22表 地方交付税の状況

その1 収入状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 地方交付税		比 較		
	普通交付税		特別交付税		計		交付額(B)	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100	前年度 増減率
	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比					
都道府県	8,060,291	56.4	115,944	12.7	8,176,235	53.8	8,622,328	53.9	△ 446,093	△ 5.2	△ 6.5
市町村	6,230,054	43.6	796,456	87.3	7,026,510	46.2	7,373,022	46.1	△ 346,512	△ 4.7	△ 4.7
政令指定都市	505,271	3.5	24,642	2.7	529,913	3.5	583,141	3.6	△ 53,228	△ 9.1	△ 11.9
中核市	(494,063) 492,292	(3.5) 3.4	38,757	4.2	(532,820) 531,049	(3.5) 3.5	613,348	3.8	(△ 80,528) △ 82,299	(△ 13.1) △ 13.4	2.9
特例市	(219,870) 259,483	(1.5) 1.8	27,593	3.0	(247,463) 287,076	(1.6) 1.9	267,310	1.7	(△ 19,847) 19,766	(△ 7.4) 7.4	△ 13.7
都市	(3,245,778) 3,191,327	(22.7) 22.3	486,403	53.3	(3,732,181) 3,677,729	(24.5) 24.2	3,875,964	24.2	(△ 143,783) △ 198,235	(△ 3.7) △ 5.1	14.7
町村	(1,765,072) 1,781,681	(12.4) 12.5	219,061	24.0	(1,984,133) 2,000,742	(13.1) 13.2	2,033,257	12.7	(△ 49,124) △ 32,515	(△ 2.4) △ 1.6	△ 27.2
合 計	<b>14,290,345</b>	<b>100.0</b>	<b>912,399</b>	<b>100.0</b>	<b>15,202,745</b>	<b>100.0</b>	<b>15,995,350</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 792,605</b>	<b>△ 5.0</b>	<b>△ 5.7</b>

(注) 1 市町村分の区分は、平成19年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成20年3月31日現在のものである。  
2 市町村分の区分中( )書きの数値は、平成19年4月2日から平成20年3月31日までに於ける市町村合併等による異動後の数値である。

その2 普通交付税算定状況(平成19年度)

(単位 百万円)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財源超過額	財源不足額	普通 交付税額
	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計			
都道府県	18,285,423	2,650,063	20,935,486	10,193,859	3,478,718	13,672,577	828,655	8,091,564	8,060,291
市町村	17,435,983	4,087,161	21,523,144	11,176,127	5,417,170	16,593,297	1,330,009	6,259,856	6,230,054
政令指定都市	3,313,949	2,139,229	5,453,178	2,803,010	3,095,141	5,898,152	955,912	510,938	505,271
中核市	1,988,931	162,801	2,151,732	1,493,238	173,209	1,666,447	10,408	495,694	492,292
特例市	1,254,428	379,052	1,633,479	992,799	426,579	1,419,378	47,527	261,629	259,483
都市	7,865,283	1,195,584	9,060,867	4,660,523	1,440,339	6,100,862	244,755	3,204,761	3,191,327
町村	3,013,393	210,494	3,223,887	1,226,558	281,901	1,508,459	71,406	1,786,835	1,781,681
合 計	<b>35,721,406</b>	<b>6,737,223</b>	<b>42,458,630</b>	<b>21,369,987</b>	<b>8,895,887</b>	<b>30,265,874</b>	<b>2,158,664</b>	<b>14,351,420</b>	<b>14,290,345</b>

(注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。  
2 特別区は、財源超過団体として大都市に含めた。その3において同じ。

その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度			平成18年度			比 較			
	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	比 率 (B)/(A) ×100	基準財政 需要額 (C)	基準財政 収入額 (D)	比 率 (D)/(C) ×100	基準財政需要額		基準財政収入額	
							増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) ×100
都道府県	20,935,486	13,672,577	65.3	20,948,359	13,078,949	62.4	△ 12,873	△ 0.1	593,628	4.5
市町村	21,523,144	16,593,297	77.1	21,744,746	16,372,271	75.3	△ 221,602	△ 1.0	221,026	1.4
政令指定都市	5,453,178	5,898,152	108.2	5,314,650	5,595,420	105.3	138,528	2.6	302,732	5.4
中核市	2,151,732	1,666,447	77.4	2,332,508	1,780,925	76.4	△ 180,776	△ 7.8	△ 114,478	△ 6.4
特例市	1,633,479	1,419,378	86.9	1,488,264	1,291,946	86.8	145,215	9.8	127,432	9.9
都市	9,060,867	6,100,862	67.3	9,351,373	6,196,469	66.3	△ 290,506	△ 3.1	△ 95,607	△ 1.5
町村	3,223,887	1,508,459	46.8	3,257,951	1,507,511	46.3	△ 34,064	△ 1.0	948	0.1
合 計	<b>42,458,630</b>	<b>30,265,874</b>	<b>71.3</b>	<b>42,693,105</b>	<b>29,451,219</b>	<b>69.0</b>	<b>△ 234,475</b>	<b>△ 0.5</b>	<b>814,655</b>	<b>2.8</b>

第22表 地方交付税の状況（つづき）

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

（単位：%）

区 分	平 成 19 年 度						平 成 18 年 度						比 較			
	交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付	
	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率
都 道 府 県	45	95.7	2	4.3	47	100.0	45	95.7	2	4.3	47	100.0	-	-	-	-
市 町 村	1,618	89.7	186	10.3	1,804	100.0	1,651	90.7	169	9.3	1,820	100.0	△33	△2.0	17	10.1
政令指定都市	13	76.5	4 (1)	23.5	17 (1)	100.0	11	73.3	4 (1)	26.7	15 (1)	100.0	2	18.2	-	-
中 核 市	28	80.0	7	20.0	35	100.0	29	80.6	7	19.4	36	100.0	△1	△3.4	-	-
特 例 市	29	65.9	15	34.1	44	100.0	26	66.7	13	33.3	39	100.0	3	11.5	2	15.4
都 市	592	86.3	94	13.7	686	100.0	605	87.8	84	12.2	689	100.0	△13	△2.1	10	11.9
町 村	956	93.5	66	6.5	1,022	100.0	980	94.1	61	5.9	1,041	100.0	△24	△2.4	5	8.2
合 計	1,663	89.8	188	10.2	1,851	100.0	1,696	90.8	171	9.2	1,867	100.0	△33	△1.9	17	9.9

(注) 1 平成18年度及び平成19年度の都道府県の不交付団体は、東京都及び愛知県である。  
 2 特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定のため、政令指定都市の下段に（ ）外書きとしている。

第23表 一般財源の状況

その1 総 括

（単位 百万円）

区 分	平 成 19 年 度			平 成 18 年 度			増 減 額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	20,793,974	19,472,842	40,266,817	18,345,200	18,160,960	36,506,160	2,448,774	1,311,882	3,760,657
地 方 譲 与 税	177,468	537,095	714,562	2,358,589	1,369,946	3,728,536	△2,181,121	△832,851	△3,013,974
地方特例交付金等	178,317	133,666	311,983	280,920	535,040	815,960	△102,603	△401,374	△503,977
地方交付税	8,176,235	7,026,510	15,202,745	8,622,328	7,373,022	15,995,350	△446,093	△346,512	△792,605
市町村たばこ税都道府県交付金	2,350	-	-	3,818	-	-	△1,468	-	-
利子割交付金	-	103,791	-	-	76,987	-	-	26,804	-
配当割交付金	-	81,234	-	-	69,525	-	-	11,709	-
株式等譲渡所得割交付金	-	53,478	-	-	60,967	-	-	△7,489	-
地方消費税交付金	-	1,288,033	-	-	1,306,180	-	-	△18,147	-
ゴルフ場利用税交付金	-	42,791	-	-	42,741	-	-	50	-
特別地方消費税交付金	-	15	-	-	22	-	-	△7	-
自動車取得税交付金	-	295,965	-	-	325,107	-	-	△29,142	-
軽油引取税交付金	-	125,420	-	-	115,523	-	-	9,897	-
小 計（一般財源）	29,328,343	29,160,840	56,496,106	29,610,855	29,436,021	57,046,006	△282,512	△275,181	△549,900
そ の 他 の 財 源	18,917,531	20,338,636	34,685,291	18,827,346	19,925,909	34,482,319	90,185	412,727	202,972
歳 入 合 計	48,245,874	49,499,476	91,181,397	48,438,201	49,361,930	91,528,325	△192,327	137,546	△346,928



第23表 一般財源の状況 (つづき)

その2 市町村

(単位 百万円・%)

区 分	政令指定都市			中 核 市			特 例 市			都 市			町 村			特 別 区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地 方 税	4,769,190	44.8	11.3	2,430,929	46.5	△ 3.1	1,927,170	49.0	18.2	7,730,396	39.0	6.1	1,663,731	27.3	8.6	951,426	30.6	3.9
地方譲与税	86,370	0.8	△ 59.7	52,973	1.0	△ 69.3	41,174	1.0	△ 61.8	243,011	1.2	△ 61.1	95,170	1.6	△ 50.2	18,395	0.6	△ 69.1
地方特例交付金等	32,668	0.3	△ 74.1	16,616	0.3	△ 76.9	12,517	0.3	△ 73.0	49,764	0.3	△ 74.9	10,151	0.2	△ 72.2	11,951	0.4	△ 78.7
地方交付税	529,913	5.0	△ 9.1	532,820	10.2	△ 16.6	294,930	7.5	9.6	3,684,714	18.6	△ 4.8	1,984,133	32.5	△ 1.4	-	-	-
利子割交付金	19,314	0.2	42.9	10,599	0.2	20.3	9,131	0.2	44.0	37,450	0.2	31.5	6,710	0.1	31.1	20,587	0.7	39.8
配当割交付金	17,242	0.2	21.8	9,129	0.2	8.8	8,539	0.2	25.4	30,567	0.2	14.7	5,612	0.1	17.3	10,145	0.3	16.0
株式等譲渡所得割交付金	11,835	0.1	△ 7.6	5,968	0.1	△ 19.5	5,300	0.1	△ 8.1	19,832	0.1	△ 13.9	3,494	0.1	△ 13.6	7,049	0.2	△ 10.6
地方消費税交付金	261,389	2.5	5.4	149,790	2.9	△ 10.8	115,726	2.9	9.3	509,697	2.6	△ 3.5	120,279	2.0	△ 2.8	131,152	4.2	△ 1.1
ゴルフ場利用税交付金	2,005	0.0	5.9	3,403	0.1	△ 4.7	2,192	0.1	14.0	25,069	0.1	△ 0.6	10,081	0.2	0.0	42	0.0	△ 12.5
特別地方消費税交付金	7	0.0	△ 41.7	1	0.0	△ 75.0	0	0.0	△ 100.0	5	0.0	25.0	2	0.0	0.0	-	-	-
自動車取得税交付金	61,068	0.6	△ 3.8	25,472	0.5	△ 19.5	23,600	0.6	0.1	125,111	0.6	△ 10.3	42,331	0.7	△ 7.9	18,382	0.6	△ 12.3
軽油引取税交付金	125,420	1.2	8.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (一般財源)	<b>5,916,421</b>	<b>55.6</b>	<b>4.2</b>	<b>3,237,699</b>	<b>61.9</b>	<b>△ 10.5</b>	<b>2,440,279</b>	<b>62.1</b>	<b>10.7</b>	<b>12,455,617</b>	<b>62.8</b>	<b>△ 2.3</b>	<b>3,941,695</b>	<b>64.6</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>1,169,129</b>	<b>37.6</b>	<b>△ 3.9</b>
その他の財源	4,729,568	44.4	7.9	1,991,454	38.1	△ 5.2	1,488,769	37.9	17.5	7,364,836	37.2	△ 1.7	2,156,925	35.4	△ 3.7	1,942,965	62.4	6.4
歳入合計	<b>10,645,989</b>	<b>100.0</b>	<b>5.8</b>	<b>5,229,153</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 8.6</b>	<b>3,929,048</b>	<b>100.0</b>	<b>13.2</b>	<b>19,820,453</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 2.1</b>	<b>6,098,620</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1.7</b>	<b>3,112,094</b>	<b>100.0</b>	<b>2.3</b>

第24表 一般財源の推移

その1 純 計

(単位 百万円・%)

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金等			地 方 交 付 税			合 計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	<b>1,353,628</b>	<b>100</b>	<b>24.0</b>
平成13年度	35,548,783	3,922	0.0	623,971	1,373	0.6	901,818	141	△ 1.3	20,349,760	5,066	△ 6.6	<b>57,424,333</b>	<b>4,242</b>	<b>△ 2.4</b>
14	33,378,518	3,682	△ 6.1	634,222	1,395	1.6	903,588	141	0.2	19,544,863	4,865	△ 4.0	<b>54,461,192</b>	<b>4,023</b>	<b>△ 5.2</b>
15	32,665,727	3,604	△ 2.1	694,045	1,527	9.4	1,006,168	157	11.4	18,069,295	4,498	△ 7.5	<b>52,435,236</b>	<b>3,874</b>	<b>△ 3.7</b>
16	33,538,805	3,700	2.7	1,164,074	2,561	67.7	1,104,834	173	9.8	17,020,109	4,237	△ 5.8	<b>52,827,821</b>	<b>3,903</b>	<b>0.7</b>
17	34,804,409	3,840	3.8	1,848,962	4,068	58.8	1,518,006	237	37.4	16,958,719	4,222	△ 0.4	<b>55,130,096</b>	<b>4,073</b>	<b>4.4</b>
18	36,506,160	4,027	4.9	3,728,536	8,204	101.7	815,960	128	△ 46.2	15,995,350	3,982	△ 5.7	<b>57,046,006</b>	<b>4,214</b>	<b>3.5</b>
19	40,266,817	4,442	10.3	714,562	1,572	△ 80.8	311,983	49	△ 61.8	15,202,745	3,785	△ 5.0	<b>56,496,107</b>	<b>4,174</b>	<b>△ 1.0</b>

(注) 地方特例交付金等の ( ) 書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

第24表 一般財源の推移（つづき）

その2 都道府県

（単位 百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金等			地方交付税			市町村たばこ税 都道府県交付金			合計		
	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率
昭和36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	-	-	-	809,408	100	26.3
平成13年度	17,406,306	3,497	△0.3	133,002	303	0.5	235,019	165	△6.6	11,075,261	4,137	△6.0	-	-	-	28,849,588	3,564	△2.6
14	15,556,230	3,125	△10.6	138,498	315	4.1	237,633	167	1.1	10,817,819	4,040	△2.3	-	-	-	26,750,181	3,305	△7.3
15	15,425,989	3,099	△0.8	174,153	396	25.7	351,289	247	47.8	9,978,502	3,727	△7.8	-	-	-	25,929,932	3,204	△3.1
16	16,306,851	3,276	5.7	402,981	917	131.4	464,113	326	32.1	9,308,168	3,477	△6.7	-	-	-	26,482,113	3,272	2.1
17	17,137,360	3,443	5.1	853,575	1,943	111.8	872,575	614	88.0	9,221,643	3,444	△0.9	1,873	100	皆増	28,087,026	3,470	6.1
18	18,345,200	3,686	7.0	2,358,589	5,368	176.3	280,920	198	△67.8	8,622,328	3,220	△6.5	3,818	204	103.8	29,610,855	3,658	5.4
19	20,793,974	4,178	13.3	177,468	404	△92.5	178,317	125	△36.5	8,176,235	3,054	△5.2	2,350	125	△38.4	29,328,344	3,623	△1.0

（注）市町村たばこ税都道府県交付金については、平成17年度を100として指数を算出している。

その3 市町村

（単位 百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金等			地方交付税			その他			合計		
	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率
昭和36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成13年度	18,142,477	4,439	0.3	490,969	32,515	0.6	666,799	134	0.7	9,274,500	6,923	△7.2	2,408,431	160,455	△0.5	30,983,176	5,677	△2.1
14	17,822,288	4,360	△1.8	495,724	32,829	1.0	665,955	134	△0.1	8,272,044	6,515	△5.9	1,739,742	115,906	△27.8	29,450,753	5,397	△4.9
15	17,239,738	4,218	△3.3	519,893	34,430	4.9	654,879	132	△1.7	8,090,793	6,040	△7.3	1,828,474	121,817	5.1	28,333,778	5,192	△3.8
16	17,231,954	4,216	△0.0	761,093	50,404	46.4	640,721	129	△2.2	7,711,941	5,757	△4.7	2,015,596	134,284	10.2	28,361,304	5,197	0.1
17	17,667,049	4,322	2.5	995,387	65,920	30.8	645,431	130	0.7	7,737,076	5,776	0.3	1,936,975	129,046	△3.9	28,981,918	5,311	2.2
18	18,160,960	4,443	2.8	1,369,946	90,725	37.6	535,040	108	△17.1	7,373,022	5,504	△4.7	1,997,053	133,048	3.1	29,436,021	5,394	1.6
19	19,472,842	4,764	7.2	537,095	35,569	△60.8	133,666	27	△75.0	7,026,510	5,245	△4.7	1,990,727	132,627	△0.3	29,160,840	5,344	△0.9

（注）「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。



第25表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県

(単位 円・%)

グループ	区 分	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源		
		人 口 1 人 当 たり 額	歳 入 構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	歳 入 構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	歳 入 構 成 比	
A	愛 知 県	177,893	61.7	-	-	180,686	62.7	
B	神 奈 川 県	129,387	69.6	2,514	1.4	133,127	71.6	
	大 阪 府	136,932	45.3	20,638	6.8	159,531	52.7	
	千 葉 県	114,220	50.9	22,796	10.2	138,609	61.8	
	埼 玉 県	109,178	53.2	25,182	12.3	135,851	66.2	
	静 岡 県	139,484	50.1	33,896	12.2	175,412	63.0	
	茨 城 県	129,956	39.7	52,520	16.0	185,191	56.6	
	栃 木 県	134,767	37.5	54,612	15.2	192,400	53.6	
	福 岡 県	107,607	38.6	52,492	18.8	161,974	58.1	
	京 都 府	123,137	40.3	54,994	18.0	180,054	58.9	
	広 島 県	120,740	38.4	57,834	18.4	181,075	57.7	
	兵 庫 県	113,136	33.1	51,725	15.1	166,715	48.7	
	群 馬 県	123,215	33.6	62,182	16.9	188,079	51.2	
	三 重 県	133,707	38.5	66,898	19.3	203,732	58.7	
	滋 賀 県	134,073	39.2	69,559	20.3	207,078	60.5	
岡 山 県	117,553	32.2	76,707	21.0	197,624	54.1		
宮 城 県	109,836	34.6	75,139	23.7	187,179	59.0		
岐 阜 県	118,229	33.7	79,215	22.6	200,516	57.1		
	(平 均)	123,244	41.7	50,524	15.8	176,126	58.2	
C	香 川 県	115,472	27.9	102,070	24.6	220,476	53.2	
	長 野 県	114,994	31.1	99,675	26.9	217,899	58.9	
	石 川 県	126,002	25.2	110,014	22.0	239,163	47.8	
	富 山 県	122,332	27.1	109,696	24.3	235,500	52.2	
	山 口 県	118,463	26.0	107,683	23.6	229,665	50.3	
	福 島 県	114,311	29.6	107,297	27.8	225,232	58.4	
	新 潟 県	107,319	20.0	118,104	22.0	228,666	42.6	
	奈 良 県	90,926	29.5	99,528	32.3	192,591	62.6	
	山 梨 県	128,156	25.0	137,339	26.8	268,752	52.5	
	福 井 県	136,634	24.6	146,970	26.5	287,462	51.8	
	愛 媛 県	102,733	26.0	115,872	29.3	222,000	56.2	
	(平 均)	116,122	26.5	114,023	26.0	233,401	53.3	
D	北 海 道 県	100,751	22.8	127,912	28.9	232,368	52.5	
	熊 本 県	91,810	23.3	118,121	30.0	212,893	54.1	
	大 分 県	96,818	20.8	139,669	30.0	240,154	51.7	
	佐 賀 県	98,252	21.1	157,677	33.9	258,894	55.7	
	山 形 県	93,860	20.3	158,060	34.3	255,891	55.5	
	徳 島 県	102,656	17.2	181,860	30.6	288,299	48.4	
	和 歌 山 県	89,757	19.1	148,442	31.6	241,364	51.3	
	青 森 県	96,275	19.9	157,534	32.6	256,995	53.1	
	鹿 児 島 県	83,339	18.6	162,407	36.3	249,143	55.6	
	岩 手 県	93,063	19.1	173,478	35.6	270,613	55.6	
	宮 崎 県	84,962	18.5	163,005	35.6	251,547	54.9	
		(平 均)	93,777	20.1	153,470	32.7	250,742	53.5
	E	沖 縄 県	72,879	18.0	142,626	35.2	216,947	53.6
秋 田 県		88,568	16.7	180,956	34.1	273,453	51.6	
長 崎 県		76,785	17.3	156,857	35.3	236,032	53.1	
鳥 取 県		89,283	16.0	217,281	38.9	311,095	55.7	
高 知 県		82,083	15.4	217,327	40.7	303,695	56.8	
島 根 県		92,783	13.2	250,521	35.6	348,452	49.5	
	(平 均)	83,730	16.1	194,261	36.6	281,612	53.4	
F	東 京 都	339,074 (249,832)	61.3 (53.9)	-	-	344,362 (255,121)	62.3 (55.0)	
総 平 均	{ 東 京 都 を 含 む 東 京 都 を 含 ま ず	139,971 118,321	38.5 34.4	64,346 71,343	17.7 20.8	207,136 192,214	56.9 56.0	

(注) 1 グループの分類は次による。

グループ	A	B	C	D	E
財政力指数	1.0以上の団体	0.5~1.0の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体

- (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「8交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。
- (2) 東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。  
なお、( )内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
- 3 人口1人当たり額は、平成20年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。その2において同じ。

第25表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市 町 村

(1) 類型区分

ア 都 市

人 口	産 業 構 造 類 型	Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満	
		Ⅲ 次 65%以上	Ⅲ 次 65%未 満	Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未 満
		3	2	1	0
50,000人未満	I	I-3	I-2	I-1	I-0
50,000人以上 ～ 100,000人未満	II	II-3	II-2	II-1	II-0
100,000人以上 ～ 150,000人未満	III	III-3	III-2	III-1	III-0
150,000人以上	VI	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

(注) 1 人口及び産業構造は、平成17年国勢調査による。  
2 政令指定都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

イ 町 村

人 口	産 業 構 造 類 型	Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未 満
		Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未 満	
		2	1	0
5,000人未満	I	I-2	I-1	I-0
5,000人以上 ～ 10,000人未満	II	II-2	II-1	II-0
10,000人以上 ～ 15,000人未満	III	III-2	III-1	III-0
15,000人以上 ～ 20,000人未満	IV	IV-2	IV-1	IV-0
20,000人以上	V	V-2	V-1	V-0



第25表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村（つづき）

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令指定都市	197,590	44.8	21,955	5.0	245,120	55.6
特 別 区	113,078	30.6	-	-	259,900	70.3
中 核 市	160,442	46.5	35,166	10.2	213,689	61.9
特 例 市	158,997	49.0	24,332	7.5	201,329	62.1
都 市						
I - 0	117,568	24.7	160,767	33.8	300,492	63.2
I - 1	110,801	23.9	157,415	34.0	288,777	62.3
I - 2	157,283	40.3	73,615	18.9	251,865	64.5
I - 3	130,644	28.9	126,615	28.0	276,288	61.1
II - 0	137,045	32.7	110,747	26.4	270,001	64.4
II - 1	128,298	33.6	91,198	23.9	239,138	62.6
II - 2	159,889	47.4	36,178	10.7	215,233	63.8
II - 3	150,560	47.5	29,192	9.2	197,005	62.2
III - 0	141,063	34.8	92,043	22.7	255,426	63.1
III - 1	131,982	35.3	73,520	19.7	224,347	60.0
III - 2	175,346	51.2	23,277	6.8	218,057	63.6
III - 3	150,751	48.5	27,204	8.8	194,793	62.7
IV - 0	177,350	52.4	15,970	4.7	216,087	63.8
IV - 1	146,144	40.3	57,418	15.8	223,040	61.5
IV - 2	170,571	52.7	19,193	5.9	209,259	64.6
IV - 3	166,472	56.2	8,651	2.9	192,471	65.0
町 村						
I - 0	97,300	9.5	517,576	50.5	652,596	63.7
I - 1	123,099	14.5	382,451	44.9	529,974	62.3
I - 2	186,103	16.6	465,154	41.4	686,738	61.1
II - 0	102,764	14.0	335,695	45.7	468,284	63.8
II - 1	125,754	22.8	219,192	39.8	368,790	66.9
II - 2	158,562	27.0	174,369	29.6	356,660	60.6
III - 0	91,051	15.1	267,777	44.3	383,819	63.6
III - 1	140,600	30.1	154,067	33.0	318,143	68.1
III - 2	132,809	28.7	140,628	30.4	294,882	63.7
IV - 0	97,813	18.8	208,002	40.1	330,293	63.6
IV - 1	121,350	30.2	131,337	32.7	275,081	68.6
IV - 2	125,166	30.5	113,023	27.6	258,327	63.0
V - 0	87,969	17.1	217,657	42.2	327,838	63.6
V - 1	156,397	40.5	76,543	19.8	255,019	66.1
V - 2	127,629	40.3	62,643	19.8	208,847	66.0

資料編

## 第26表 国・県支出金の状況

### その1 国庫支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
義務教育費	1,664,997	32.1	-	-	1,664,997	16.1	1,661,210	15.8	3,787	0.2	△ 19.5
生活保護費	122,501	2.4	1,859,951	36.1	1,982,452	19.2	2,004,758	19.0	△ 22,306	△ 1.1	1.6
児童保護費等	117,953	2.3	385,961	7.5	503,914	4.9	476,396	4.5	27,518	5.8	△ 12.3
障害者自立支援給付費等	52,853	1.0	-	-	52,853	0.5	…	…	…	…	…
結核医療費	…	…	…	…	…	…	5,102	0.0	…	…	△ 11.9
精神保健費	…	…	…	…	…	…	41,764	0.4	…	…	△ 23.0
老人保護費	1,082	0.0	1,687	0.0	2,769	0.0	2,206	0.0	563	25.5	△ 72.9
普通建設事業費	1,857,185	35.8	1,009,167	19.6	2,866,352	27.7	3,112,135	29.6	△ 245,783	△ 7.9	△ 6.8
災害復旧事業費	156,970	3.0	64,876	1.3	221,846	2.1	330,501	3.1	△ 108,655	△ 32.9	△ 33.3
失業対策事業費	-	-	1,565	0.0	1,565	0.0	8,020	0.1	△ 6,455	△ 80.5	45.3
委託金	130,955	2.5	83,585	1.6	214,540	2.1	159,859	1.5	54,681	34.2	△ 47.5
普通建設事業	9,910	0.2	4,544	0.1	14,454	0.1	15,547	0.1	△ 1,093	△ 7.0	0.3
その他	121,045	2.3	79,041	1.5	200,086	2.0	144,312	1.4	55,774	38.6	△ 50.0
財政補給金	3,918	0.1	7,377	0.1	11,295	0.1	12,705	0.1	△ 1,410	△ 11.1	△ 10.8
その他	1,077,246	20.8	1,736,657	33.8	2,813,903	27.3	2,716,006	25.9	…	…	…
合 計	<b>5,185,660</b>	<b>100.0</b>	<b>5,150,826</b>	<b>100.0</b>	<b>10,336,486</b>	<b>100.0</b>	<b>10,530,662</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 194,176</b>	<b>△ 1.8</b>	<b>△ 11.4</b>

(注) 1 交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
 2 平成19年度地方財政状況調査において調査項目を変更したことから、「障害者自立支援給付費等」の「平成18年度純計額」及び「比較」欄並びに「結核医療費」及び「精神保健費」の「平成19年度」、「増減額」及び「増減率」欄に数値を計上していない。

### その2 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額				比 較		
	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	1,257,088	52.4	1,100,218	50.4	156,870	14.3	△ 6.3
児童保護費等負担金	112,177	4.7	118,563	5.4	△ 6,386	△ 5.4	6.5
老人保護費負担金	1,079	0.0	1,242	0.1	△ 163	△ 13.1	△ 74.0
障害者自立支援給付費等負担金	193,982	8.1	…	…	…	…	…
児童手当交付金	199,968	8.3	…	…	…	…	…
普通建設事業費支出金	162,249	6.8	195,941	9.0	△ 33,692	△ 17.2	△ 12.8
災害復旧事業費支出金	36,947	1.5	59,024	2.7	△ 22,077	△ 37.4	△ 38.5
委託金	67,769	2.8	32,825	1.5	34,944	106.5	△ 73.9
普通建設事業	11,347	0.5	13,235	0.6	△ 1,888	△ 14.3	△ 28.4
災害復旧事業	174	0.0	689	0.0	△ 515	△ 74.7	71.8
その他	56,248	2.3	18,901	0.9	37,347	197.6	△ 82.4
その他	482,917	20.2	692,623	31.7	…	…	…
都道府県費のみもの	1,141,078	47.6	1,083,411	49.6	57,667	5.3	2.6
普通建設事業費支出金	175,295	7.3	196,993	9.0	△ 21,698	△ 11.0	△ 0.5
災害復旧事業費支出金	1,281	0.1	2,112	0.1	△ 831	△ 39.3	1.4
その他	964,502	40.2	884,306	40.5	80,196	9.1	3.3
合 計	<b>2,398,166</b>	<b>100.0</b>	<b>2,183,629</b>	<b>100.0</b>	<b>214,537</b>	<b>9.8</b>	<b>△ 2.1</b>

(注) 1 「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。  
 2 平成19年度地方財政状況調査において調査項目を変更したことから、「障害者自立支援給付費等負担金」及び「児童手当交付金」の「平成18年度」及び「比較」欄に数値を計上していない。また、「国庫財源を伴うもの」に係る「その他」の「比較」欄に数値を計上していない。





第27表 地方債発行状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
(発行目的別)											
一般公共事業債	1,383,056	24.5	240,754	6.1	1,623,810	16.9	1,742,769	18.1	△ 118,959	△ 6.8	△ 18.3
うち財源対策債	905,642	16.0	143,852	3.6	1,049,494	10.9	1,137,301	11.8	△ 87,807	△ 7.7	△ 14.0
公営住宅建設事業債	66,933	1.2	73,008	1.8	139,941	1.5	146,985	1.5	△ 7,044	△ 4.8	△ 14.5
災害復旧事業債	66,293	1.2	29,723	0.7	96,016	1.0	115,250	1.2	△ 19,234	△ 16.7	△ 28.2
教育・福祉施設等整備事業債	176,441	3.1	479,408	12.1	655,849	6.8	659,907	6.9	△ 4,058	△ 0.6	…
一般単独事業債	1,438,317	25.5	1,268,072	31.9	2,706,389	28.2	2,830,656	29.4	△ 124,267	△ 4.4	△ 11.3
辺地対策事業債	-	-	38,277	1.0	38,277	0.4	39,945	0.4	△ 1,668	△ 4.2	△ 9.8
過疎対策事業債	-	-	164,632	4.1	164,632	1.7	184,860	1.9	△ 20,228	△ 10.9	△ 12.2
首都圏等整備事業債	6,412	0.1	-	-	6,412	0.1	8,292	0.1	△ 1,880	△ 22.7	△ 42.6
公共用地先行取得等事業債	39,283	0.7	60,821	1.5	100,104	1.0	110,855	1.2	△ 10,751	△ 9.7	△ 6.7
行政改革推進債	287,344	5.1	25,644	0.6	312,988	3.3	274,781	2.9	38,207	13.9	皆増
退職手当債	394,792	7.0	135,567	3.4	530,359	5.5	234,349	2.4	296,010	126.3	3,353.9
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	176,805	3.1	7,166	0.2	183,972	1.9	20,218	0.2	163,754	809.9	0.3
財源対策債	32,005	0.6	88,154	2.2	120,159	1.3	140,146	1.5	△ 19,987	△ 14.3	△ 11.3
減収補てん債	175,055	3.1	44,805	1.1	219,859	2.3	2,114	0.0	217,745	10,300.1	△ 90.2
減税補てん債	-	-	-	-	-	-	310,052	3.2	△ 310,052	皆減	△ 32.8
臨時財政対策債	1,228,150	21.7	1,109,091	27.9	2,337,241	24.4	2,584,021	26.9	△ 246,780	△ 9.6	△ 11.0
減収補てん債特例分(平成19年度)	139,815	2.5	44,902	1.1	184,717	1.9	-	-	184,717	皆増	-
都道府県貸付金	-	-	71,309	1.8	34,314	0.4	42,079	0.4	△ 7,765	△ 18.5	3.2
その他の	36,168	0.6	93,261	2.5	129,429	1.4	174,986	1.8	△ 45,557	△ 26.0	…
合 計	<b>5,646,869</b>	<b>100.0</b>	<b>3,974,594</b>	<b>100.0</b>	<b>9,584,468</b>	<b>100.0</b>	<b>9,622,265</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 37,797</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>△ 7.3</b>
うち財源対策債	937,647	16.6	232,006	5.8	1,169,653	12.2	1,277,447	13.3	△ 107,794	△ 8.4	△ 13.7
(借入先別)											
政 府 資 金	541,110	9.6	1,368,138	34.4	1,909,248	19.9	2,305,850	24.0	△ 396,602	△ 17.2	△ 33.0
財政融資資金	541,110	9.6	1,367,805	34.4	1,908,914	19.9	2,069,148	21.5	△ 160,234	△ 7.7	△ 18.1
郵政公社資金	-	-	334	0.0	334	0.0	236,702	2.5	△ 236,368	△ 99.9	△ 74.1
郵便貯金資金	-	-	220	0.0	220	0.0	126,765	1.3	△ 126,545	△ 99.8	△ 70.3
簡易生命保険資金	-	-	114	0.0	114	0.0	109,937	1.1	△ 109,823	△ 99.9	△ 77.4
公営企業金融公庫	16,404	0.3	166,469	4.2	182,873	1.9	223,352	2.3	△ 40,479	△ 18.1	△ 23.7
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (公営企業金融公庫を除く。)	176,805	3.1	7,166	0.2	183,972	1.9	20,218	0.2	163,754	809.9	0.3
市 中 銀 行	2,376,342	42.1	968,928	24.4	3,345,269	34.9	3,185,843	33.1	159,426	5.0	27.4
その他の金融機関	318,623	5.6	672,398	16.9	991,021	10.3	1,013,744	10.5	△ 22,723	△ 2.2	3.3
保 険 会 社 等	32,410	0.6	22,271	0.6	54,682	0.6	3,363	0.0	51,319	1,526.0	△ 84.0
交 付 公 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 場 公 募 債	2,108,140	37.3	565,181	14.2	2,673,320	27.9	2,656,790	27.6	16,530	0.6	△ 9.2
個別発行債10年債	821,710	14.6	123,714	3.1	945,424	9.9	952,196	9.9	△ 6,772	△ 0.7	20.0
個別発行債5年債	435,661	7.7	37,330	0.9	472,991	4.9	515,215	5.4	△ 42,224	△ 8.2	△ 26.3
個別発行債20年債	166,500	2.9	81,701	2.1	248,201	2.6	172,143	1.8	76,058	44.2	22.8
個別発行債30年債	75,000	1.3	98,000	2.5	173,000	1.8	60,000	0.6	113,000	188.3	0.9
個別発行債15年債	-	-	-	-	-	-	10,000	0.1	△ 10,000	皆減	△ 50.0
個別発行債7年債	20,000	0.4	-	-	20,000	0.2	-	-	20,000	皆増	-
共同発行債10年債	403,208	7.1	145,229	3.7	548,437	5.7	644,338	6.7	△ 95,901	△ 14.9	△ 24.1
住 民 公 募 債	186,061	3.3	79,207	2.0	265,268	2.8	302,899	3.1	△ 37,631	△ 12.4	△ 11.7
外 国 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減
共 済 等	6,054	0.1	130,987	3.3	137,041	1.4	133,239	1.4	3,802	2.9	△ 6.5
そ の 他	70,981	1.3	73,056	1.8	107,042	1.2	79,866	0.9	27,176	34.0	50.7
合 計	<b>5,646,869</b>	<b>100.0</b>	<b>3,974,594</b>	<b>100.0</b>	<b>9,584,468</b>	<b>100.0</b>	<b>9,622,265</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 37,797</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>△ 7.3</b>

(注) 1 「合計 うち財源対策債」は、「一般公共事業債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。  
 2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。  
 3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。  
 4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。  
 5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。  
 6 平成18年度において事業別区分の変更があったことから、「教育・福祉施設等整備事業債」及び「その他」の「前年度増減率」欄に数値を計上していない。

第28表 平成19年度地方債発行（予定）額の状況

(単位 百万円)

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中 核 市 ・ 特 例 市 ・ 都 市 ・ 町 村		
	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計
一 一 般 会 計 債															
1 一般公共事業	802,100	1,144,600	1,946,700	591,908	1,038,709	1,630,617	442,978	914,992	1,357,970	24,718	101,868	126,587	124,211	21,849	146,060
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	63,800	104,200	168,000	42,440	105,983	148,423	845	68,006	68,851	716	27,071	27,787	40,879	10,906	51,785
3 災害復旧事業	40,800	-	40,800	96,984	-	96,984	55,945	-	55,945	1,237	-	1,237	39,802	-	39,802
4 教育・福祉施設等整備事業	295,400	348,500	643,900	230,957	441,631	672,588	19,833	154,835	174,668	21,930	112,152	134,082	189,194	174,644	363,838
5 一般単独事業	56,800	2,749,400	2,806,200	33,327	2,735,786	2,769,113	-	1,455,412	1,455,412	-	304,457	304,457	33,327	975,917	1,009,244
6 辺地及び過疎対策事業	331,200	-	331,200	246,092	-	246,092	-	-	-	1,225	-	1,225	244,867	-	244,867
7 首都圏等整備事業	-	9,900	9,900	-	6,406	6,406	-	6,406	6,406	-	-	-	-	-	-
8 公共用地先行取得等事業	-	66,700	66,700	-	103,638	103,638	-	40,482	40,482	-	31,966	31,966	-	31,190	31,190
9 行政改革推進債	-	300,000	300,000	-	319,511	319,511	-	293,502	293,502	-	22,450	22,450	-	3,559	3,559
10 調整(不交付団体分)	-	5,000	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,590,100	4,728,300	6,318,400	1,241,708	4,751,664	5,993,371	519,602	2,933,634	3,453,236	49,826	599,965	649,791	672,280	1,218,065	1,890,345
二 公 営 企 業 債															
1 水道事業	220,400	217,000	437,400	188,808	193,912	382,719	39,867	50,114	89,981	27,119	36,911	64,030	121,822	106,886	228,709
2 工業用水道事業	9,800	19,700	29,500	5,929	14,503	20,431	3,589	10,738	14,326	292	471	763	2,048	3,294	5,342
3 交通事業	62,500	236,500	299,000	37,703	203,605	241,308	2,700	26,106	28,806	34,067	173,453	207,520	936	4,046	4,982
4 電気事業・ガス事業	3,500	2,800	6,300	3,761	2,779	6,540	1,890	1,116	3,006	-	115	115	1,871	1,548	3,419
5 港湾整備事業	27,600	27,400	55,000	15,813	38,559	54,372	10,908	30,099	41,007	3,329	7,407	10,736	1,576	1,053	2,629
6 病院事業	91,600	147,000	238,600	81,028	151,375	232,404	17,016	63,425	80,441	10,254	23,194	33,448	53,758	64,757	118,515
7 介護サービス施設整備事業	1,100	900	2,000	1,300	1,062	2,363	-	-	-	220	180	400	1,080	882	1,963
8 市場事業・と畜場事業	3,700	25,200	28,900	1,602	24,776	26,378	566	22,182	22,748	641	2,335	2,976	395	260	654
9 地域開発事業	-	137,400	137,400	-	104,293	104,293	-	54,707	54,707	-	28,072	28,072	-	21,514	21,514
10 下水道事業	480,700	1,046,800	1,527,500	445,888	863,556	1,309,444	34,871	99,591	134,461	73,517	198,816	272,333	337,501	565,149	902,650
11 観光その他事業	-	10,800	10,800	-	10,047	10,047	-	1,630	1,630	-	1,705	1,705	-	6,712	6,712
計	900,900	1,871,500	2,772,400	781,831	1,608,467	2,390,298	111,407	359,706	471,113	149,439	472,658	622,097	520,986	776,102	1,297,089



第28表 平成19年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

（単位：百万円）

項 目	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中 核 市・特 例 市・都 市・町 村		
	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計	政 府 資 金	民 間 等 資 金	計
三 公 営 企 業 借 換 債	-	200,000	200,000	-	200,000	200,000	-	19,175	19,175	-	23,493	23,493	-	157,332	157,332
四 減 税 補 て ん 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五 臨 時 財 政 対 策 債	789,000	1,841,000	2,630,000	656,752	1,680,502	2,337,253	-	1,228,151	1,228,151	-	235,287	235,287	656,752	217,063	873,815
六 減 取 補 て ん 債	-	-	-	-	429,058	429,058	-	336,577	336,577	-	58,254	58,254	-	34,227	34,227
七 退 職 手 当 債	-	590,000	590,000	-	538,890	538,890	-	403,855	403,855	-	41,790	41,790	-	93,245	93,245
八 公 営 企 業 退 職 手 当 債	-	-	-	-	6,717	6,717	-	3,275	3,275	-	-	-	-	3,442	3,442
九 国 の 予 算 等 貸 付 金 債															
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(173,441)	(173,441)	-	(173,441)	(173,441)	-	-	-	-	-	-
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 土 地 区 画 整 理 組 合 等 貸 付 金	-	-	-	-	(657)	(657)	-	(579)	(579)	-	-	-	-	(78)	(78)
4 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(4,352)	(4,352)	-	(2,463)	(2,463)	-	(1,363)	(1,363)	-	(526)	(526)
5 消 費 生 活 協 同 組 合 貸 付 金	-	-	-	-	(5)	(5)	-	(5)	(5)	-	-	-	-	-	-
6 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(46)	(46)	-	(46)	(46)	-	-	-	-	-	-
7 住 宅 金 融 公 庫 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 都 市 開 発 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(3,247)	(3,247)	-	(119)	(119)	-	(2,633)	(2,633)	-	(495)	(495)
9 市 街 地 再 開 発 組 合 等 貸 付 金	-	-	-	-	(562)	(562)	-	-	-	-	(47)	(47)	-	(515)	(515)
10 有 料 道 路 整 備 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 港 湾 整 備 特 別 会 計 貸 付 金	-	-	-	-	(1,955)	(1,955)	-	(1,524)	(1,524)	-	(431)	(431)	-	-	-
12 公 害 防 止 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(21)	(21)	-	(21)	(21)	-	-	-	-	-	-
13 農 業 災 害 補 償 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(723)	(723)	-	(723)	(723)	-	-	-	-	-	-
15 沿 道 整 備 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(69)	(69)	-	-	-	-	-	-	-	(69)	(69)
17 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(9)	(9)	-	(9)	(9)	-	-	-	-	-	-
18 農 地 保 有 合 理 化 促 進 対 策 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 就 農 支 援 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(801)	(801)	-	(801)	(801)	-	-	-	-	-	-
20 農 林 漁 業 金 融 公 庫 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(11,931)	(11,931)	-	(7,451)	(7,451)	-	(220)	(220)	-	(4,261)	(4,261)
21 連 統 立 体 交 差 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(25)	(25)	-	-	-	-	(25)	(25)	-	-	-
計	-	(43,700)	(43,700)	-	(197,844)	(197,844)	-	(187,182)	(187,182)	-	(4,718)	(4,718)	-	(5,944)	(5,944)
総 計	-	(43,700)	(43,700)	-	(197,844)	(197,844)	-	(187,182)	(187,182)	-	(4,718)	(4,718)	-	(5,944)	(5,944)
総 計	3,280,000	9,230,800	12,510,800	2,680,291	9,215,298	11,895,588	631,008	5,284,374	5,915,382	199,265	1,431,447	1,630,712	1,850,018	2,499,476	4,349,494

(注) 1 特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにおいて都道府県分として、政令指定都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）においては政令指定都市分として、その他のものにおいては中核市・特例市・都市・町村分として区分した。  
 2 公庫資金は、民間等資金に含めている。  
 3 交付公債は、民間等資金に含めている。  
 4 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

第29表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
使 用 料	705,793	76.2	1,071,150	74.0	1,776,943	74.9	1,794,339	74.9	△ 17,396	△ 1.0	△ 4.2
授 業 料	252,283	27.3	55,060	3.8	307,342	13.0	324,332	13.5	△ 16,990	△ 5.2	△ 5.8
高 等 学 校	232,960	25.2	15,440	1.1	248,400	10.5	253,043	10.6	△ 4,643	△ 1.8	△ 2.0
幼 稚 園	29	0.0	25,658	1.8	25,687	1.1	26,200	1.1	△ 513	△ 2.0	△ 0.8
そ の 他	19,294	2.1	13,962	0.9	33,255	1.4	45,089	1.8	△ 11,834	△ 26.2	△ 24.2
保 育 所 使 用 料	-	-	224,638	15.5	224,638	9.5	231,864	9.7	△ 7,226	△ 3.1	△ 1.2
公 営 住 宅 使 用 料	247,342	26.7	310,573	21.5	557,915	23.5	554,562	23.2	3,353	0.6	0.9
発 電 水 利 使 用 料	32,730	3.5	-	-	32,730	1.4	32,700	1.4	30	0.1	0.4
そ の 他	173,438	18.7	480,879	33.2	654,318	27.5	650,881	27.1	3,437	0.5	△ 8.6
手 数 料	219,999	23.8	375,726	26.0	595,725	25.1	601,165	25.1	△ 5,440	△ 0.9	△ 0.0
法定受託事務に係るもの	51,334	5.5	31,363	2.2	82,697	3.5	82,526	3.4	171	0.2	△ 2.7
自治事務に係るもの	168,666	18.2	344,363	23.8	513,029	21.6	518,639	21.7	△ 5,610	△ 1.1	0.4
合 計	925,792	100.0	1,446,876	100.0	2,372,669	100.0	2,395,504	100.0	△ 22,835	△ 1.0	△ 3.2

第30表 繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	52,248	4.9	104,340	7.4	156,588	6.3	154,869	7.7	1,719	1.1	△ 16.6
法適用の公営企業会計	41,122	3.9	15,639	1.1	56,761	2.3	56,689	2.8	72	0.1	6.8
法非適用の公営企業会計	10,064	1.0	31,710	2.3	41,774	1.7	35,800	1.8	5,974	16.7	△ 10.2
そ の 他	1,062	0.0	56,991	4.0	58,053	2.3	62,380	3.1	△ 4,327	△ 6.9	△ 32.7
基金からの繰入金	1,006,878	95.1	1,299,429	92.2	2,306,307	93.4	1,845,392	92.0	460,915	25.0	△ 17.2
積立金取崩し額	754,353	71.2	1,184,533	84.1	1,938,886	78.6	1,620,427	80.8	318,459	19.7	△ 14.0
そ の 他	252,525	23.9	114,896	8.1	367,421	14.8	224,965	11.2	142,456	63.3	△ 34.7
財産区からの繰入金	-	-	5,180	0.4	5,180	0.2	4,802	0.2	378	7.9	2.3
合 計	1,059,126	100.0	1,408,949	100.0	2,468,075	100.0	2,005,062	100.0	463,013	23.1	△ 17.1



第31表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
財 産 収 入	282,731	5.9	412,288	13.6	695,019	9.6				692,698	9.5
財 産 運 用 収 入	103,283	2.1	156,253	5.1	259,536	3.6	208,528	2.8	51,008	24.5	5.3
財 産 売 払 収 入	179,448	3.7	256,035	8.4	435,483	6.0	484,170	6.6	△ 48,687	△ 10.1	△ 0.5
寄 附 金	11,481	0.2	66,489	2.2	77,292	1.1	88,121	1.2	△ 10,829	△ 12.3	11.9
諸 収 入	4,523,778	93.9	2,562,107	84.3	6,432,435	89.3	6,541,091	89.3	△ 108,656	△ 1.7	△ 9.9
延滞金、加算金及び過料	67,693	1.4	28,305	0.9	95,998	1.3	84,623	1.2	11,375	13.4	32.3
預 金 利 子	13,557	0.3	9,419	0.3	22,976	0.3	9,027	0.1	13,949	154.5	363.2
貸付金元利収入	3,736,398	77.6	1,648,705	54.2	5,249,014	72.9	5,373,604	73.4	△ 124,590	△ 2.3	△ 12.9
受託事業収入	63,578	1.3	44,183	1.5	53,212	0.7	56,123	0.8	△ 2,911	△ 5.2	△ 5.9
収益事業収入	351,640	7.3	113,731	3.7	465,371	6.5	478,399	6.5	△ 13,028	△ 2.7	2.2
利子割精算金収入	3,014	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑 入	287,899	6.0	717,763	23.6	545,864	7.6	539,315	7.4	6,549	1.2	8.5
合 計	<b>4,817,990</b>	<b>100.0</b>	<b>3,040,884</b>	<b>100.0</b>	<b>7,204,746</b>	<b>100.0</b>	<b>7,321,911</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 117,165</b>	<b>△ 1.6</b>	<b>△ 8.7</b>

(注) 本表は、「第11表 歳入決算額の状況 その2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第32表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

区 分	国内総支出		歳 出 総 額		国から地方に対する支出 (D)	地方から国に対する支出 (E)	歳 出 純 計 額						純 計 構成比		国内総支出に対する割合		
	実 額 (A)	指数	国 (B)	地 方 (C)			国		地 方		合 計		(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
					(B)-(D) (F)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数							
昭和10年度	167	-	22	21	3	0	19	-	21	-	40	-	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	-	81	31	11	0	70	-	31	-	101	-	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成10年度	5,033,044	2,495	923,131	1,001,975	343,891	17,384	579,240	5,096	984,591	4,184	1,563,831	4,481	37.0	63.0	11.5	19.6	31.1
11	4,995,442	2,477	1,019,345	1,016,291	387,120	16,106	632,225	5,562	1,000,185	4,251	1,632,410	4,678	38.7	61.3	12.7	20.0	32.7
12	5,041,188	2,499	1,007,263	976,164	377,649	15,467	629,614	5,539	960,697	4,083	1,590,311	4,557	39.6	60.4	12.5	19.1	31.5
13	4,936,447	2,447	939,081	974,317	365,011	15,347	574,070	5,051	958,970	4,076	1,533,040	4,393	37.4	62.6	11.6	19.4	31.1
14	4,898,752	2,429	924,941	948,394	350,045	14,770	574,896	5,058	933,624	3,968	1,508,520	4,323	38.1	61.9	11.7	19.1	30.8
15	4,937,475	2,448	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.3	18.5	29.8
16	4,984,906	2,471	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	12.0	18.0	30.1
17	5,031,867	2,495	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	12.2	17.8	29.9
18	5,109,247	2,533	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	5,268	879,357	3,737	1,478,120	4,236	40.5	59.5	11.7	17.2	28.9
19	5,158,579	2,557	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	5,398	878,820	3,735	1,492,376	4,277	41.1	58.9	11.9	17.0	28.9

(注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成10年度以降は「国民経済計算(93SNA、平成12年基準)」、昭和36年度は「国民経済計算(新SNA、平成2年基準)」、昭和10年度及び16年度は「国民所得統計(旧SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。

2 国の歳出額は、平成19年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(旧治山勘定の一部)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、エネルギー対策(エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定のうち電源立地対策費分)及び年金(児童手当勘定のみ)の9特別会計との純計決算額であり、平成18年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第33表 平成19年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

区 分	歳 出 合 計					地 方	国から 地方に 対する 支 出 (C)	地方から 国に 対する 支 出 (D)	国・地方を通じる歳出純計額					総額中地 方の占め る割合 (F)/(G)	国の純計 に占める 地方に 対する支 出の割合 (C)/(A)	
	国								地 方							
	一 般 会 計	特 別 会 計	合 計	う ち 重 複 額	差 引 純 計 (A)				(B)	(A)-(C) (E)	構 成 比	(B)-(D) (F)	構 成 比			(E)+(F) (G)
機 関 費	45,307	-	45,307	-	45,307	147,852	2,628	-	42,679	7.0	147,852	16.8	190,531	12.8	77.6	5.8
一 般 行 政 費	13,720	-	13,720	-	13,720	84,971	1,720	-	12,001	2.0	84,971	9.7	96,971	6.5	87.6	12.5
司 法 警 察 消 防 費	14,683	-	14,683	-	14,683	51,871	883	-	13,800	2.2	51,871	5.9	65,671	4.4	79.0	6.0
外 交 費	8,804	-	8,804	-	8,804	-	-	-	8,804	1.4	-	-	8,804	0.6	-	-
徴 税 費	7,940	-	7,940	-	7,940	11,011	26	-	7,914	1.3	11,011	1.3	18,925	1.3	58.2	0.3
貨 幣 製 造 費	160	-	160	-	160	-	-	-	160	0.0	-	-	160	0.0	-	-
地 方 財 政 費	150,103	501,310	651,413	485,489	165,924	-	162,406	-	3,518	0.6	-	-	3,518	0.2	-	97.9
防 衛 費	47,786	-	47,786	-	47,786	-	325	-	47,460	7.7	-	-	47,460	3.2	-	0.7
国 土 保 全 及 び 開 発 費	65,762	66,917	132,679	39,530	93,149	148,818	31,643	12,657	61,506	10.0	136,162	15.5	197,668	13.2	68.9	34.0
国 土 保 全 費	12,078	12,822	24,901	9,905	14,995	20,201	5,499	2,795	9,496	1.5	17,406	2.0	26,902	1.8	64.7	36.7
国 土 開 発 費	48,349	54,095	102,443	29,624	72,819	125,011	23,926	9,744	48,894	8.0	115,267	13.1	164,161	11.0	70.2	32.9
災 害 復 旧 費	3,410	-	3,410	-	3,410	3,606	2,219	118	1,191	0.2	3,489	0.4	4,680	0.3	74.6	65.1
そ の 他	1,925	-	1,925	-	1,925	-	-	-	1,925	0.3	-	-	1,925	0.1	-	-
産 業 経 済 費	31,598	20,305	51,903	4,538	47,365	60,588	1,596	-	45,769	7.5	60,588	6.9	106,357	7.1	57.0	3.4
農 林 水 産 業 費	17,051	-	17,051	-	17,051	11,158	1,398	-	15,654	2.6	11,158	1.3	26,812	1.8	41.6	8.2
商 工 費	14,546	20,305	34,851	4,538	30,313	49,430	198	-	30,115	4.9	49,430	5.6	79,545	5.3	62.1	0.7
教 育 費	52,633	-	52,633	-	52,633	164,069	21,537	-	31,096	5.1	164,069	18.7	195,165	13.1	84.1	40.9
学 校 教 育 費	40,308	-	40,308	-	40,308	129,273	20,754	-	19,554	3.2	129,273	14.7	148,828	10.0	86.9	51.5
社 会 教 育 費	1,355	-	1,355	-	1,355	12,162	469	-	886	0.1	12,162	1.4	13,048	0.9	93.2	34.6
そ の 他	10,970	-	10,970	-	10,970	22,634	314	-	10,656	1.8	22,633	2.6	33,289	2.2	68.0	2.9
社 会 保 障 関 係 費	221,667	4,363	226,030	2,437	223,593	239,004	45,521	-	178,072	29.0	239,004	27.2	417,076	27.9	57.3	20.4
民 生 費	204,634	4,363	208,997	2,437	206,560	172,443	40,355	-	166,205	27.1	172,443	19.6	338,649	22.7	50.9	19.5
衛 生 費	6,067	-	6,067	-	6,067	54,358	3,167	-	2,900	0.5	54,358	6.2	57,258	3.8	94.9	52.2
住 宅 費	6,643	-	6,643	-	6,643	12,126	1,980	-	4,663	0.8	12,126	1.4	16,788	1.1	72.2	29.8
そ の 他	4,323	-	4,323	-	4,323	77	19	-	4,304	0.6	77	0.0	4,381	0.3	1.8	0.4
恩 給 費	9,400	-	9,400	-	9,400	422	-	-	9,400	1.5	422	-	9,821	0.7	4.3	-
公 債 費	192,904	-	192,904	-	192,904	130,249	113	-	192,791	31.4	130,249	14.8	323,040	21.6	40.3	0.1
前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	-	-	475	-	-	-	-	475	0.1	475	0.0	100.0	-
そ の 他	1,266	-	1,266	-	1,266	-	-	-	1,265	0.2	-	-	1,265	0.2	-	-
合 計	818,426	592,895	1,411,321	531,994	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	100.0	878,820	100.0	1,492,376	100.0	58.9	30.2

- (注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（旧治山勘定の一部）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、エネルギー対策（エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定のうち電源立地対策費分）及び年金（児童手当勘定のみ）の9特別会計との純計決算額である。
- 2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
- 3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。



第34表 国民経済計算における公的支出の推移

その1 総括

(単位 億円・%)

区分	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	対前年度増減率						構成比					
							14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
公的支出	1,177,595	1,158,112	1,140,621	1,138,235	1,123,679	1,137,452	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.5	△ 0.2	△ 1.3	1.2	24.0	23.5	22.9	22.6	22.0	22.0
中央	220,175	220,866	205,544	211,882	204,309	207,736	△ 3.0	0.3	△ 6.9	3.1	△ 3.6	1.7	4.5	4.5	4.1	4.2	4.0	4.0
最終消費支出	134,276	139,113	138,425	143,167	141,686	143,486	△ 3.3	3.6	△ 0.5	3.4	△ 1.0	1.3	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
総資本形成	85,899	81,753	67,119	68,715	62,623	64,250	△ 2.4	△ 4.8	△ 17.9	2.4	△ 8.9	2.6	1.8	1.7	1.3	1.4	1.2	1.2
地方	649,901	624,788	612,525	593,654	581,852	578,728	△ 2.5	△ 3.9	△ 2.0	△ 3.1	△ 2.0	△ 0.5	13.3	12.7	12.3	11.8	11.4	11.2
最終消費支出	436,047	435,409	437,391	430,285	430,857	437,396	0.5	△ 0.1	0.5	△ 1.6	0.1	1.5	8.9	8.8	8.8	8.6	8.4	8.5
総資本形成	213,854	189,379	175,134	163,369	150,995	141,332	△ 8.1	△ 11.4	△ 7.5	△ 6.7	△ 7.6	△ 6.4	4.4	3.8	3.5	3.2	3.0	2.7
社会保障基金	307,518	312,456	322,553	332,699	337,519	350,988	0.8	1.6	3.2	3.1	1.4	4.0	6.3	6.3	6.5	6.6	6.6	6.8
最終消費支出	306,485	311,610	322,035	332,337	336,901	350,378	0.9	1.7	3.3	3.2	1.4	4.0	6.3	6.3	6.5	6.6	6.6	6.8
総資本形成	1,033	846	518	362	618	610	△ 20.2	△ 18.1	△ 38.8	△ 30.1	70.7	△ 1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内総支出	4,898,752	4,937,475	4,984,906	5,031,867	5,109,247	5,158,579	△ 0.8	0.8	1.0	0.9	1.5	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 「国民経済計算(内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その2において同じ。

その2 地方財政分

(単位 億円・%)

区分	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	対前年度増減率						構成比					
							14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
普通会計	563,175	542,362	530,362	515,998	508,307	508,240	△ 1.8	△ 3.7	△ 2.2	△ 2.7	△ 1.5	△ 0.0	86.7	86.8	86.6	86.9	87.4	87.8
(歳出)	948,394	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476	△ 2.8	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	145.9	148.2	149.0	152.8	153.3	154.0
(控除)	385,219	383,456	382,117	390,975	383,799	383,236	△ 4.3	△ 0.5	△ 0.3	2.3	△ 1.8	△ 0.1	59.3	61.4	62.4	65.9	66.0	66.2
最終消費支出	411,694	410,768	410,295	402,250	402,775	409,381	0.5	△ 0.2	△ 0.1	△ 2.0	0.1	1.6	63.3	65.7	67.0	67.8	69.2	70.7
総資本形成	151,481	131,594	120,067	113,748	105,532	98,859	△ 7.6	△ 13.1	△ 8.8	△ 5.3	△ 7.2	△ 6.3	23.3	21.1	19.6	19.2	18.1	17.1
非企業会計	56,640	53,933	52,961	51,534	49,851	48,226	△ 5.5	△ 4.8	△ 1.8	△ 2.7	△ 3.3	△ 3.3	8.7	8.6	8.6	8.7	8.6	8.3
最終消費支出	24,353	24,641	27,096	28,036	28,082	28,016	0.3	1.2	10.0	3.5	0.2	△ 0.2	3.7	3.9	4.4	4.7	4.8	4.8
総資本形成	32,287	29,292	25,865	23,498	21,769	20,210	△ 9.4	△ 9.3	△ 11.7	△ 9.2	△ 7.4	△ 7.2	5.0	4.7	4.2	4.0	3.7	3.5
公的企業	30,086	28,494	29,203	26,123	23,695	22,263	△ 9.5	△ 5.3	2.5	△ 10.5	△ 9.3	△ 6.0	4.6	4.6	4.8	4.4	4.1	3.8
総資本形成	30,086	28,494	29,203	26,123	23,695	22,263	△ 9.5	△ 5.3	2.5	△ 10.5	△ 9.3	△ 6.0	4.6	4.6	4.8	4.4	4.1	3.8
地方の公的支出	649,901	624,788	612,525	593,654	581,852	578,728	△ 2.5	△ 3.9	△ 2.0	△ 3.1	△ 2.0	△ 0.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最終消費支出	436,047	435,409	437,391	430,285	430,857	437,396	0.5	△ 0.1	0.5	△ 1.6	0.1	1.5	67.1	69.7	71.4	72.5	74.0	75.6
総資本形成	213,854	189,379	175,134	163,369	150,995	141,332	△ 8.1	△ 11.4	△ 7.5	△ 6.7	△ 7.6	△ 6.4	32.9	30.3	28.6	27.5	26.0	24.4

第35表 目的別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較						
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率		
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額		
議会費	80,195	0.2	355,554	0.7	435,711	0.5	456,118	0.5	△ 20,407	△ 1.8	△ 5.1	△ 4.5	△ 1.9	△ 7.6	△ 6.6
総務費	3,356,718	7.1	6,263,317	13.0	8,905,803	10.0	8,617,720	9.7	288,083	11.3	2.1	3.3	1.5	△ 3.8	△ 1.4
民生費	5,169,661	10.9	13,544,929	28.1	16,976,069	19.0	16,258,515	18.2	717,554	6.3	4.1	4.4	10.3	1.6	3.6
衛生費	1,385,211	2.9	4,171,052	8.6	5,435,815	6.1	5,510,248	6.2	△ 74,433	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.4	△ 5.4	△ 2.9	△ 3.4
労働費	149,384	0.3	131,284	0.3	275,910	0.3	296,423	0.3	△ 20,513	△ 0.3	△ 13.5	△ 6.9	△ 11.9	△ 0.1	△ 6.5
農林水産業費	2,595,562	5.5	1,298,736	2.7	3,452,395	3.9	3,753,106	4.2	△ 300,711	△ 9.0	△ 6.1	△ 8.0	△ 5.4	△ 6.9	△ 5.7
商工費	3,359,718	7.1	1,633,604	3.4	4,949,469	5.6	4,750,515	5.3	198,954	5.9	0.4	4.2	3.8	0.9	2.7
土木費	6,552,227	13.8	7,059,077	14.6	13,390,730	15.0	13,853,436	15.5	△ 462,706	△ 4.7	△ 2.1	△ 3.3	△ 4.1	△ 3.7	△ 3.9
消防費	217,126	0.5	1,677,937	3.5	1,819,832	2.0	1,811,643	2.0	8,189	1.5	0.4	0.5	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.7
警察費	3,374,650	7.1	-	-	3,374,496	3.8	3,353,789	3.8	20,707	0.6	-	0.6	1.1	-	1.1
教育費	11,333,026	23.9	5,167,527	10.7	16,431,769	18.4	16,472,388	18.5	△ 40,619	0.0	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1	△ 1.8	△ 0.6
災害復旧費	239,311	0.5	162,738	0.3	360,618	0.4	490,907	0.6	△ 130,289	△ 28.7	△ 26.9	△ 26.5	△ 32.8	△ 28.2	△ 30.7
公債費	6,609,267	13.9	6,498,897	13.5	13,024,854	14.6	13,283,215	14.9	△ 258,361	△ 4.2	0.5	△ 1.9	△ 4.8	△ 4.9	△ 4.9
諸支出金	57,876	0.1	211,103	0.4	266,629	0.3	282,320	0.3	△ 15,691	△ 1.4	△ 7.2	△ 5.6	△ 19.4	△ 6.9	△ 10.5
前年度繰上充用金	-	-	47,517	0.1	47,517	0.1	20,255	0.0	27,262	皆減	190.5	134.6	43.9	△ 33.2	△ 25.5
利子割交付金	103,791	0.2	-	-	-	-	-	-	-	32.8	-	-	△ 20.3	-	-
配当割交付金	81,234	0.2	-	-	-	-	-	-	-	17.9	-	-	45.6	-	-
株式等譲渡所得割交付金	53,478	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△ 11.5	-	-	△ 12.4	-	-
地方消費税交付金	1,288,033	2.7	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.4	-	-	4.5	-	-
ゴルフ場利用税交付金	42,791	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	△ 1.9	-	-
特別地方消費税交付金	15	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△ 31.8	-	-	△ 24.1	-	-
自動車取得税交付金	295,965	0.6	-	-	-	-	-	-	-	△ 9.0	-	-	2.7	-	-
軽油引取税交付金	125,420	0.3	-	-	-	-	-	-	-	8.6	-	-	2.4	-	-
特別区財政調整交付金	1,017,640	2.1	-	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	7.5	-	-
歳出合計	47,488,298	100.0	48,223,270	100.0	89,147,615	100.0	89,210,597	100.0	△ 62,982	△ 0.1	0.6	△ 0.1	△ 0.7	△ 2.3	△ 1.6

資料編



第35表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	14	15	16	17	18	19
議 会 費	562,517	541,384	530,136	488,413	456,118	435,711	100	96	94	87	81	77
総 務 費	8,555,941	9,039,332	8,941,402	8,737,150	8,617,720	8,905,803	100	106	105	102	101	104
民 生 費	14,303,211	14,540,192	15,132,254	15,692,705	16,258,515	16,976,069	100	102	106	110	114	119
衛 生 費	6,454,941	5,896,341	5,784,579	5,706,683	5,510,248	5,435,815	100	91	90	88	85	84
労 働 費	487,473	373,770	359,393	316,952	296,423	275,910	100	77	74	65	61	57
農 林 水 産 業 費	5,155,220	4,693,939	4,321,818	3,978,316	3,753,106	3,452,395	100	91	84	77	73	67
商 工 費	4,983,219	4,841,148	4,906,608	4,625,954	4,750,515	4,949,469	100	97	98	93	95	99
土 木 費	17,671,998	16,439,127	15,234,826	14,417,368	13,853,436	13,390,730	100	93	86	82	78	76
消 防 費	1,859,289	1,820,044	1,835,839	1,824,304	1,811,643	1,819,832	100	98	99	98	97	98
警 察 費	3,407,340	3,361,971	3,337,689	3,317,578	3,353,789	3,374,496	100	99	98	97	98	99
教 育 費	17,654,384	17,201,373	16,910,156	16,577,835	16,472,388	16,431,769	100	97	96	94	93	93
そ の 他	13,743,885	13,833,220	13,953,214	15,014,084	14,076,696	13,699,616	100	101	102	109	102	100
歳 出 合 計	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615	100	98	96	96	94	94

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
議 会 費	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	△ 1.9	△ 3.8	△ 2.1	△ 7.9	△ 6.6	△ 4.5
総 務 費	9.0	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0	△ 4.3	5.6	△ 1.1	△ 2.3	△ 1.4	3.3
民 生 費	15.1	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0	1.8	1.7	4.1	3.7	3.6	4.4
衛 生 費	6.8	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	△ 3.3	△ 8.7	△ 1.9	△ 1.3	△ 3.4	△ 1.4
労 働 費	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	△ 38.9	△ 23.3	△ 3.8	△ 11.8	△ 6.5	△ 6.9
農 林 水 産 業 費	5.4	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9	△ 6.9	△ 8.9	△ 7.9	△ 7.9	△ 5.7	△ 8.0
商 工 費	5.3	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6	△ 7.2	△ 2.9	1.4	△ 5.7	2.7	4.2
土 木 費	18.6	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0	△ 4.8	△ 7.0	△ 7.3	△ 5.4	△ 3.9	△ 3.3
消 防 費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	△ 0.2	△ 2.1	0.9	△ 0.6	△ 0.7	0.5
警 察 費	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	0.4	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.6	1.1	0.6
教 育 費	18.6	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4	△ 1.9	△ 2.6	△ 1.7	△ 2.0	△ 0.6	△ 0.2
そ の 他	14.5	14.8	15.3	16.6	15.8	15.4	0.6	0.6	0.9	7.6	△ 6.2	△ 2.7
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1

第36表 団体種類別目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

区 分		議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	農 林 水 産 業 費	土 木 費	教 育 費	公 債 費	そ の 他	歳 出 合 計	
決 算 額 (億 円)	平 成 19 年 度	政 令 指 定 都 市	298	8,515	30,549	8,234	637	20,345	9,891	14,936	11,877	105,282
		中 核 市	282	5,257	15,917	4,656	963	8,225	5,509	6,625	3,625	51,059
		特 例 市	240	4,383	11,491	3,542	614	6,189	4,264	4,560	3,084	38,367
		都 市	1,746	26,582	53,103	17,863	6,573	25,571	21,558	25,294	14,789	193,079
		中 都 市	640	11,239	25,312	7,892	1,754	12,206	9,906	10,288	6,099	85,336
		小 都 市	1,106	15,343	27,791	9,971	4,818	13,364	11,652	15,006	8,692	107,743
		町 村	803	9,412	12,081	5,521	4,172	6,557	6,620	9,001	4,706	58,873
		町 村 (1万人以上)	521	6,322	9,002	3,847	2,373	4,688	4,789	5,789	3,117	40,448
	町 村 (1万人未満)	282	3,090	3,079	1,674	1,798	1,869	1,830	3,212	1,591	18,425	
	合 計	<b>3,370</b>	<b>54,149</b>	<b>123,141</b>	<b>39,816</b>	<b>12,959</b>	<b>66,886</b>	<b>47,842</b>	<b>60,415</b>	<b>38,083</b>	<b>446,661</b>	
	平 成 18 年 度	政 令 指 定 都 市	280	7,655	28,309	8,218	486	19,368	9,221	14,414	11,408	99,359
		中 核 市	317	5,698	16,553	5,105	1,077	9,341	6,197	7,235	4,117	55,640
		特 例 市	230	3,922	10,068	3,093	481	5,676	3,764	4,058	2,561	33,853
		都 市	1,870	26,896	51,858	18,269	7,282	27,199	22,141	25,362	15,540	196,417
中 都 市		699	11,558	25,173	8,160	2,083	13,244	10,188	10,546	6,738	88,389	
小 都 市		1,171	15,338	26,685	10,109	5,200	13,955	11,952	14,816	8,802	108,028	
町 村		865	9,523	11,663	5,583	4,470	6,798	6,938	8,988	5,035	59,863	
町 村 (1万人以上)		565	6,578	8,740	3,943	2,581	4,914	5,078	5,781	3,270	41,450	
町 村 (1万人未満)	300	2,945	2,923	1,640	1,888	1,885	1,859	3,207	1,767	18,414		
合 計	<b>3,561</b>	<b>53,694</b>	<b>118,451</b>	<b>40,268</b>	<b>13,796</b>	<b>68,382</b>	<b>48,261</b>	<b>60,057</b>	<b>38,662</b>	<b>445,132</b>		
構 成 比 (%)	平 成 19 年 度	政 令 指 定 都 市	8.8	15.7	24.8	20.7	4.9	30.4	20.7	24.7	31.2	23.6
		中 核 市	8.4	9.7	12.9	11.7	7.4	12.3	11.5	11.0	9.5	11.4
		特 例 市	7.1	8.1	9.3	8.9	4.7	9.3	8.9	7.5	8.1	8.6
		都 市	51.8	49.1	43.1	44.9	50.7	38.2	45.1	41.9	38.8	43.2
		中 都 市	19.0	20.8	20.6	19.8	13.5	18.2	20.7	17.0	16.0	19.1
		小 都 市	32.8	28.3	22.6	25.0	37.2	20.0	24.4	24.8	22.8	24.1
		町 村	23.8	17.4	9.8	13.9	32.2	9.8	13.8	14.9	12.4	13.2
		町 村 (1万人以上)	15.4	11.7	7.3	9.7	18.3	7.0	10.0	9.6	8.2	9.1
	町 村 (1万人未満)	8.4	5.7	2.5	4.2	13.9	2.8	3.8	5.3	4.2	4.1	
	合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	
	平 成 18 年 度	政 令 指 定 都 市	7.9	14.3	23.9	20.4	3.5	28.3	19.1	24.0	29.5	22.3
		中 核 市	8.9	10.6	14.0	12.7	7.8	13.7	12.8	12.0	10.6	12.5
		特 例 市	6.4	7.3	8.5	7.7	3.5	8.3	7.8	6.8	6.6	7.6
		都 市	52.5	50.1	43.8	45.4	52.8	39.8	45.9	42.2	40.2	44.1
中 都 市		19.6	21.5	21.3	20.3	15.1	19.4	21.1	17.6	17.4	19.9	
小 都 市		32.9	28.6	22.5	25.1	37.7	20.4	24.8	24.7	22.8	24.3	
町 村		24.3	17.7	9.8	13.9	32.4	9.9	14.4	15.0	13.0	13.4	
町 村 (1万人以上)		15.9	12.3	7.4	9.8	18.7	7.2	10.5	9.6	8.5	9.3	
町 村 (1万人未満)	8.4	5.5	2.5	4.1	13.7	2.8	3.9	5.3	4.6	4.1		
合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>		
増 減 額 (億 円)	政 令 指 定 都 市	18	860	2,240	16	151	977	670	522	469	5,923	
	中 核 市	△ 35	△ 441	△ 636	△ 449	△ 114	△ 1,116	△ 688	△ 610	△ 492	△ 4,581	
	特 例 市	10	461	1,423	449	133	513	500	502	523	4,514	
	都 市	△ 124	△ 314	1,245	△ 406	△ 709	△ 1,628	△ 583	△ 68	△ 751	△ 3,338	
	中 都 市	△ 59	△ 319	139	△ 268	△ 329	△ 1,038	△ 282	△ 258	△ 639	△ 3,053	
	小 都 市	△ 65	5	1,106	△ 138	△ 382	△ 591	△ 300	190	△ 110	△ 285	
	町 村	△ 62	△ 111	418	△ 62	△ 298	△ 241	△ 318	13	△ 329	△ 990	
	町 村 (1万人以上)	△ 44	△ 256	262	△ 96	△ 208	△ 226	△ 289	8	△ 153	△ 1,002	
町 村 (1万人未満)	△ 18	145	156	34	△ 90	△ 16	△ 29	5	△ 176	11		
合 計	<b>△ 191</b>	<b>455</b>	<b>4,690</b>	<b>△ 452</b>	<b>△ 837</b>	<b>△ 1,496</b>	<b>△ 419</b>	<b>358</b>	<b>△ 579</b>	<b>1,529</b>		
増 減 率 (%)	政 令 指 定 都 市	6.4	11.2	7.9	0.2	31.1	5.0	7.3	3.6	4.1	6.0	
	中 核 市	△ 11.0	△ 7.7	△ 3.8	△ 8.8	△ 10.6	△ 11.9	△ 11.1	△ 8.4	△ 12.0	△ 8.2	
	特 例 市	4.3	11.8	14.1	14.5	27.7	9.0	13.3	12.4	20.4	13.3	
	都 市	△ 6.6	△ 1.2	2.4	△ 2.2	△ 9.7	△ 6.0	△ 2.6	△ 0.3	△ 4.8	△ 1.7	
	中 都 市	△ 8.4	△ 2.8	0.6	△ 3.3	△ 15.8	△ 7.8	△ 2.8	△ 2.4	△ 9.5	△ 3.5	
	小 都 市	△ 5.6	0.0	4.1	△ 1.4	△ 7.3	△ 4.2	△ 2.5	1.3	△ 1.2	△ 0.3	
	町 村	△ 7.2	△ 1.2	3.6	△ 1.1	△ 6.7	△ 3.5	△ 4.6	0.1	△ 6.5	△ 1.7	
	町 村 (1万人以上)	△ 7.8	△ 3.9	3.0	△ 2.4	△ 8.1	△ 4.6	△ 5.7	0.1	△ 4.7	△ 2.4	
町 村 (1万人未満)	△ 6.0	4.9	5.3	2.1	△ 4.8	△ 0.8	△ 1.6	0.2	△ 10.0	0.1		
合 計	<b>△ 5.4</b>	<b>0.8</b>	<b>4.0</b>	<b>△ 1.1</b>	<b>△ 6.1</b>	<b>△ 2.2</b>	<b>△ 0.9</b>	<b>0.6</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>0.3</b>		



第37表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	平成19年度						平成18年度						比較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	29,328,343	100.0	29,160,840	100.0	56,496,106	100.0	29,610,855	100.0	29,436,021	100.0	57,046,006	100.0	△549,900	△ 1.0	3.5
総務費	2,346,204	8.0	4,106,334	14.1	6,447,926	11.4	2,172,782	7.3	4,216,434	14.3	6,402,466	11.2	45,460	0.7	△ 0.8
民生費	3,907,839	13.3	6,570,424	22.5	10,417,687	18.4	3,647,949	12.3	6,444,244	21.9	9,985,335	17.5	432,352	4.3	9.9
衛生費	920,607	3.1	2,620,498	9.0	3,636,082	6.4	893,863	3.0	2,635,616	9.0	3,630,569	6.4	5,513	0.2	△ 0.8
労働費	77,042	0.3	49,125	0.2	125,872	0.2	79,414	0.3	55,472	0.2	136,168	0.2	△ 10,296	△ 7.6	△ 5.5
農林水産業費	785,532	2.7	633,408	2.2	1,413,757	2.5	872,882	2.9	656,247	2.2	1,507,731	2.6	△ 93,974	△ 6.2	3.8
商工費	449,087	1.5	444,686	1.5	893,634	1.6	445,203	1.5	452,584	1.5	894,096	1.6	△ 462	△ 0.1	5.4
土木費	1,830,183	6.2	3,457,986	11.9	5,483,719	9.7	1,885,640	6.4	3,535,093	12.0	5,621,889	9.9	△138,170	△ 2.5	△ 0.9
消防費	148,379	0.5	1,240,944	4.3	1,455,734	2.6	146,361	0.5	1,239,656	4.2	1,459,296	2.6	△ 3,562	△ 0.2	1.4
警察費	2,606,191	8.9	-	-	2,604,678	4.6	2,662,341	9.0	-	-	2,646,488	4.6	△ 41,810	△ 1.6	1.9
教育費	7,563,381	25.8	3,336,129	11.4	11,031,128	19.5	7,762,589	26.2	3,395,059	11.5	11,278,150	19.8	△247,022	△ 2.2	4.2
公債費	5,478,005	18.7	5,181,182	17.8	10,793,793	19.1	5,776,872	19.5	5,154,835	17.5	11,054,963	19.4	△261,170	△ 2.4	4.3
その他	2,746,564	9.4	474,439	1.5	612,211	1.2	2,690,291	9.2	480,543	1.7	604,561	1.0	7,650	1.3	△ 5.4
歳出合計	<b>28,859,014</b>	<b>98.4</b>	<b>28,115,155</b>	<b>96.4</b>	<b>54,916,221</b>	<b>97.2</b>	<b>29,036,187</b>	<b>98.1</b>	<b>28,265,783</b>	<b>96.0</b>	<b>55,221,712</b>	<b>96.8</b>	<b>△305,491</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>3.4</b>
翌年度への繰越額	469,329	1.6	1,045,685	3.6	1,579,886	2.8	574,668	1.9	1,170,238	4.0	1,824,293	3.2	△244,407	△13.4	6.3

その2 推移

(単位 百万円・%)

区分	平成14年度充当額	平成15年度充当額	平成16年度充当額	平成17年度充当額	平成18年度充当額	平成19年度充当額
一般財源	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106
総務費	6,357,432	6,467,381	6,261,386	6,452,481	6,402,466	6,447,926
民生費	7,746,652	7,566,343	8,167,639	9,081,961	9,985,335	10,417,687
衛生費	3,788,739	3,571,647	3,569,415	3,658,446	3,630,569	3,636,082
労働費	122,831	105,596	103,491	144,044	136,168	125,872
農林水産業費	1,666,236	1,544,646	1,477,514	1,452,673	1,507,731	1,413,757
商工費	904,694	813,484	854,981	848,650	894,096	893,634
土木費	6,176,571	5,888,589	5,614,829	5,674,424	5,621,889	5,483,719
消防費	1,446,282	1,362,018	1,399,848	1,439,504	1,459,296	1,455,734
警察費	2,643,353	2,515,541	2,533,696	2,596,693	2,646,488	2,604,678
教育費	10,624,556	10,063,641	10,240,985	10,823,879	11,278,150	11,031,128
公債費	10,506,983	10,186,290	10,288,537	10,601,518	11,054,963	10,793,793
その他	708,613	660,551	688,798	639,064	604,561	612,211
歳出合計	<b>52,692,942</b>	<b>50,745,727</b>	<b>51,201,119</b>	<b>53,413,337</b>	<b>55,221,712</b>	<b>54,916,221</b>
翌年度への繰越額	1,768,249	1,689,509	1,626,702	1,716,759	1,824,293	1,579,886

資料編

区分	指数						構成比					
	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
一般財源	100	96	97	101	105	104	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総務費	100	102	98	101	101	101	11.7	12.3	11.9	11.7	11.2	11.4
民生費	100	98	105	117	129	134	14.2	14.4	15.5	16.5	17.5	18.4
衛生費	100	94	94	97	96	96	7.0	6.8	6.8	6.6	6.4	6.4
労働費	100	86	84	117	111	102	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2
農林水産業費	100	93	89	87	90	85	3.1	2.9	2.8	2.6	2.6	2.5
商工費	100	90	95	94	99	99	1.7	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6
土木費	100	95	91	92	91	89	11.3	11.2	10.6	10.3	9.9	9.7
消防費	100	94	97	100	101	101	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
警察費	100	95	96	98	100	99	4.9	4.8	4.8	4.7	4.6	4.6
教育費	100	95	96	102	106	104	19.5	19.2	19.4	19.6	19.8	19.5
公債費	100	97	98	101	105	103	19.3	19.4	19.5	19.2	19.4	19.1
その他	100	93	97	90	85	86	1.2	1.4	1.2	1.3	1.0	1.2
歳出合計	<b>100</b>	<b>96</b>	<b>97</b>	<b>101</b>	<b>105</b>	<b>104</b>	<b>96.8</b>	<b>96.8</b>	<b>96.9</b>	<b>96.9</b>	<b>96.8</b>	<b>97.2</b>
翌年度への繰越額	100	96	92	97	103	89	3.2	3.2	3.1	3.1	3.2	2.8

## 第38表 民生費の状況

### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
社会福祉費	1,960,748	37.9	3,547,203	26.2	4,762,115	28.1	4,425,972	27.2	336,143	7.6	5.6
老人福祉費	1,972,356	38.2	2,679,485	19.8	4,250,625	25.0	4,069,451	25.0	181,174	4.5	2.9
児童福祉費	979,753	19.0	4,637,101	34.2	5,084,514	30.0	4,888,128	30.1	196,386	4.0	4.1
生活保護費	236,601	4.6	2,665,240	19.7	2,858,946	16.8	2,868,327	17.6	△9,381	△0.3	1.5
災害救助費	20,203	0.4	15,900	0.1	19,869	0.1	6,638	0.0	13,231	199.3	△68.5
合 計	<b>5,169,661</b>	<b>100.0</b>	<b>13,544,929</b>	<b>100.0</b>	<b>16,976,069</b>	<b>100.0</b>	<b>16,258,515</b>	<b>100.0</b>	<b>717,554</b>	<b>4.4</b>	<b>3.6</b>

### その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	251,217	4.9	1,673,152	12.4	1,924,369	11.3	1,953,906	12.0	△29,537	△1.5	△1.4
物件費	90,005	1.7	741,138	5.5	831,143	4.9	776,173	4.8	54,970	7.1	△6.0
扶助費	632,898	12.2	7,082,062	52.3	7,714,960	45.4	7,267,498	44.7	447,462	6.2	2.2
補助費等	3,890,759	75.3	550,165	4.1	2,717,899	16.0	2,518,772	15.5	199,127	7.9	17.9
普通建設事業費	100,275	1.9	272,979	2.0	359,408	2.1	443,102	2.7	△83,694	△18.9	△9.0
補助事業費	26,358	0.5	79,388	0.6	100,066	0.6	175,737	1.1	△75,671	△43.1	△5.1
単独事業費	73,917	1.4	193,548	1.4	259,342	1.5	267,365	1.6	△8,023	△3.0	△11.4
県営事業負担金	-	-	43	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	36,565	0.7	28,190	0.2	63,105	0.4	70,383	0.4	△7,278	△10.3	△25.9
繰出金	2,699	0.1	3,137,444	23.2	3,140,143	18.5	3,048,720	18.8	91,423	3.0	2.3
その他	165,243	3.2	59,799	0.3	225,042	1.4	179,961	1.1	45,081	25.1	145.5
合 計	<b>5,169,661</b>	<b>100.0</b>	<b>13,544,929</b>	<b>100.0</b>	<b>16,976,069</b>	<b>100.0</b>	<b>16,258,515</b>	<b>100.0</b>	<b>717,554</b>	<b>4.4</b>	<b>3.6</b>



### その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	383,653	7.4	3,509,971	25.9	3,893,624	22.9	3,794,056	23.3	99,568	2.6	△5.7
都道府県支出金	-	-	1,338,812	9.9	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	44,171	0.9	255,481	1.9	299,652	1.8	304,833	1.9	△5,181	△1.7	△4.2
分担金、負担金、寄附金	22,247	0.4	342,602	2.5	326,789	1.9	324,622	2.0	2,167	0.7	2.0
地方債	37,226	0.7	81,256	0.6	116,047	0.7	130,374	0.8	△14,327	△11.0	△1.4
その他特定財源	197,692	3.9	184,506	1.4	378,123	2.2	308,817	1.9	69,306	22.4	△11.0
一般財源等	4,484,672	86.7	7,832,301	57.8	11,961,834	70.5	11,395,813	70.1	566,021	5.0	8.0
合 計	<b>5,169,661</b>	<b>100.0</b>	<b>13,544,929</b>	<b>100.0</b>	<b>16,976,069</b>	<b>100.0</b>	<b>16,258,515</b>	<b>100.0</b>	<b>717,554</b>	<b>4.4</b>	<b>3.6</b>

第39表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較			
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率	
人件費	104,636	5.3	366,267	10.3	470,903	9.9	477,882	10.8	△ 6,979	△ 1.5	△ 0.5	
物件費	43,761	2.2	186,557	5.3	230,318	4.8	225,299	5.1	5,019	2.2	4.0	
扶助費	180,829	9.2	1,459,354	41.1	1,640,183	34.4	1,381,973	31.2	258,210	18.7	△ 2.4	
補助費等	1,438,882	73.4	248,752	7.0	945,865	19.9	880,583	19.9	65,282	7.4	21.3	
普通建設事業費	37,237	1.9	57,571	1.6	91,491	1.9	118,676	2.7	△ 27,185	△ 22.9	5.3	
うち	補助事業費	12,373	0.6	13,427	0.4	25,083	0.5	39,563	0.9	△ 14,480	△ 36.6	51.3
	単独事業費	24,864	1.3	44,114	1.2	66,408	1.4	79,113	1.8	△ 12,705	△ 16.1	△ 8.5
	県営事業負担金	-	-	31	0.0	-	-	-	-	-	-	
貸付金	21,531	1.1	9,444	0.3	30,226	0.6	35,272	0.8	△ 5,046	△ 14.3	△ 8.6	
繰出金	521	0.0	1,203,718	33.9	1,204,239	25.3	1,175,202	26.6	29,037	2.5	0.2	
その他	133,351	6.9	15,540	0.5	148,890	3.2	131,085	2.9	17,805	13.6	331.0	
合計	<b>1,960,748</b>	<b>100.0</b>	<b>3,547,203</b>	<b>100.0</b>	<b>4,762,115</b>	<b>100.0</b>	<b>4,425,972</b>	<b>100.0</b>	<b>336,143</b>	<b>7.6</b>	<b>5.6</b>	

第40表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較			
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率	
人件費	21,529	1.1	106,633	4.0	128,162	3.0	130,990	3.2	△ 2,828	△ 2.2	△ 8.1	
物件費	12,349	0.6	190,450	7.1	202,799	4.8	171,363	4.2	31,436	18.3	△ 26.9	
扶助費	14,568	0.7	219,416	8.2	233,984	5.5	250,010	6.1	△ 16,026	△ 6.4	△ 15.1	
補助費等	1,849,351	93.8	107,762	4.0	1,559,038	36.7	1,443,667	35.5	115,371	8.0	19.1	
普通建設事業費	41,059	2.1	83,954	3.1	122,355	2.9	153,890	3.8	△ 31,535	△ 20.5	△ 25.6	
うち	補助事業費	2,330	0.1	22,682	0.8	23,985	0.6	57,327	1.4	△ 33,342	△ 58.2	△ 38.4
	単独事業費	38,729	2.0	61,272	2.3	98,369	2.3	96,563	2.4	1,806	1.9	△ 15.2
	県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸付金	1,437	0.1	7,068	0.3	8,023	0.2	9,617	0.2	△ 1,594	△ 16.6	△ 67.5	
繰出金	2,177	0.1	1,933,635	72.2	1,935,812	45.5	1,873,517	46.0	62,295	3.3	3.7	
その他	29,886	1.5	30,567	1.1	60,452	1.4	36,397	1.0	24,055	66.1	25.6	
合計	<b>1,972,356</b>	<b>100.0</b>	<b>2,679,485</b>	<b>100.0</b>	<b>4,250,625</b>	<b>100.0</b>	<b>4,069,451</b>	<b>100.0</b>	<b>181,174</b>	<b>4.5</b>	<b>2.9</b>	

第41表 児童福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較			
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率	
人件費	106,183	10.8	1,067,203	23.0	1,173,386	23.1	1,194,833	24.4	△ 21,447	△ 1.8	△ 1.4	
物件費	29,447	3.0	339,792	7.3	369,239	7.3	356,947	7.3	12,292	3.4	1.8	
扶助費	269,612	27.5	2,910,750	62.8	3,180,362	62.5	2,959,761	60.5	220,601	7.5	7.1	
普通建設事業費	19,736	2.0	127,718	2.8	141,305	2.8	166,595	3.4	△ 25,290	△ 15.2	2.3	
うち	補助事業費	9,676	1.0	40,582	0.9	48,021	0.9	75,809	1.6	△ 27,788	△ 36.7	21.8
	単独事業費	10,059	1.0	87,125	1.9	93,284	1.8	90,786	1.9	2,498	2.8	△ 9.7
	県営事業負担金	-	-	12	0.0	-	-	-	-	-	-	
貸付金	13,487	1.4	11,019	0.2	24,198	0.5	25,176	0.5	△ 978	△ 3.9	2.4	
その他	541,288	55.3	180,619	3.9	196,024	3.8	184,816	3.9	11,208	6.1	0.4	
合計	<b>979,753</b>	<b>100.0</b>	<b>4,637,101</b>	<b>100.0</b>	<b>5,084,514</b>	<b>100.0</b>	<b>4,888,128</b>	<b>100.0</b>	<b>196,386</b>	<b>4.0</b>	<b>4.1</b>	

第42表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	18,580	7.9	132,390	5.0	150,970	5.3	149,734	5.2	1,236	0.8	2.2
扶 助 費	167,867	70.9	2,491,565	93.5	2,659,432	93.0	2,674,421	93.2	△14,989	△0.6	1.4
そ の 他	50,154	21.2	41,285	1.5	48,544	1.7	44,172	1.6	4,372	9.9	1.4
合 計	<b>236,601</b>	<b>100.0</b>	<b>2,665,240</b>	<b>100.0</b>	<b>2,858,946</b>	<b>100.0</b>	<b>2,868,327</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 9,381</b>	<b>△0.3</b>	<b>1.5</b>

第43表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

区 分	被保護者実人員			生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助	
	実 数	指 数	保護率 (対人口千人)	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成13年度	1,148	70	9.0	1,015	69	891	132	105	20	84	125	929	195
14	1,243	76	9.8	1,105	75	975	144	114	22	106	158	1,003	210
15	1,344	82	10.5	1,202	82	1,069	158	124	24	127	190	1,083	227
16	1,423	87	11.1	1,274	87	1,143	169	132	26	147	219	1,155	242
17	1,476	90	11.6	1,320	90	1,194	176	136	27	164	245	1,208	253
18	1,514	92	11.8	1,354	92	1,233	182	137	27	172	257	1,226	257
19	1,543	94	12.1	1,380	94	1,262	186	136	27	184	275	1,248	262

- (注) 1 厚生労働省調べによる。  
 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。  
 3 介護扶助の( )書きは平成12年度の数値である。

第44表 災害救助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
物 件 費	339	1.7	6,503	40.9	6,842	34.4	969	14.6	5,873	606.1	△68.7
扶 助 費	23	0.1	977	6.1	1,000	5.0	1,332	20.1	△ 332	△ 24.9	△70.9
補 助 費 等	16,248	80.4	6,212	39.1	8,037	40.4	2,272	34.2	5,765	253.7	△73.4
普 通 建 設 事 業 費	1,702	8.4	911	5.7	913	4.6	326	4.9	587	180.1	△61.0
補 助 事 業 費	1,679	8.3	395	2.5	395	2.0	128	1.9	267	208.6	△73.1
単 独 事 業 費	22	0.1	515	3.2	517	2.6	198	3.0	319	161.1	△44.8
積 立 金	1,492	7.4	110	0.7	1,601	8.1	1,068	16.1	533	49.9	△ 6.3
貸 付 金	110	0.5	186	1.2	186	0.9	143	2.2	43	30.1	△93.0
そ の 他	289	1.5	1,001	6.3	1,290	6.6	528	7.9	762	144.3	△36.2
合 計	<b>20,203</b>	<b>100.0</b>	<b>15,900</b>	<b>100.0</b>	<b>19,869</b>	<b>100.0</b>	<b>6,638</b>	<b>100.0</b>	<b>13,231</b>	<b>199.3</b>	<b>△68.5</b>



## 第45表 衛生費の状況

### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
公衆衛生費	1,192,854	86.1	1,901,928	45.6	3,004,126	55.3	3,052,519	55.4	△ 48,393	△ 1.6	△ 3.2
結核対策費	5,844	0.4	17,709	0.4	23,348	0.4	24,289	0.4	△ 941	△ 3.9	△ 4.2
保健所費	124,869	9.0	120,830	2.9	243,742	4.5	236,645	4.3	7,097	3.0	△ 2.7
清掃費	61,643	4.5	2,130,584	51.1	2,164,599	39.8	2,196,795	39.9	△ 32,196	△ 1.5	△ 3.8
合 計	<b>1,385,211</b>	<b>100.0</b>	<b>4,171,052</b>	<b>100.0</b>	<b>5,435,815</b>	<b>100.0</b>	<b>5,510,248</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 74,433</b>	<b>△ 1.4</b>	<b>△ 3.4</b>

### その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	288,681	20.8	972,336	23.3	1,261,018	23.2	1,293,588	23.5	△ 32,570	△ 2.5	△ 3.0
物件費	113,054	8.2	1,638,051	39.3	1,751,105	32.2	1,714,694	31.1	36,411	2.1	0.5
扶助費	198,220	14.3	145,214	3.5	343,434	6.3	401,544	7.3	△ 58,110	△ 14.5	△ 8.1
補助費等	466,674	33.7	583,923	14.0	948,956	17.5	960,763	17.4	△ 11,807	△ 1.2	△ 2.3
普通建設事業費	86,882	6.3	470,040	11.3	538,630	9.9	613,645	11.1	△ 75,015	△ 12.2	△ 11.7
補助事業費	17,644	1.3	171,291	4.1	187,973	3.5	233,198	4.2	△ 45,225	△ 19.4	△ 23.7
単独事業費	69,239	5.0	298,642	7.2	350,657	6.5	380,447	6.9	△ 29,790	△ 7.8	△ 2.4
県営事業負担金	-	-	106	0.0	-	-	-	-	-	-	-
繰出金	10,635	0.8	92,616	2.2	103,250	1.9	101,199	1.8	2,051	2.0	△ 13.4
その他	221,065	15.9	268,872	6.4	489,422	9.0	424,815	7.8	64,607	15.2	△ 2.3
合 計	<b>1,385,211</b>	<b>100.0</b>	<b>4,171,052</b>	<b>100.0</b>	<b>5,435,815</b>	<b>100.0</b>	<b>5,510,248</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 74,433</b>	<b>△ 1.4</b>	<b>△ 3.4</b>

### その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	145,930	10.5	161,793	3.9	307,723	5.7	356,918	6.5	△ 49,195	△ 13.8	△ 14.4
都道府県支出金	-	-	78,803	1.9	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	29,009	2.1	343,969	8.2	372,978	6.9	373,623	6.8	△ 645	△ 0.2	△ 0.4
分担金、負担金、寄附金	3,350	0.2	51,377	1.2	24,268	0.4	26,024	0.5	△ 1,756	△ 6.7	9.2
地方債	46,003	3.3	226,652	5.4	269,873	5.0	299,106	5.4	△ 29,233	△ 9.8	△ 9.4
その他特定財源	104,422	7.6	184,683	4.5	285,938	5.2	311,172	5.6	△ 25,234	△ 8.1	0.5
一般財源等	1,056,497	76.3	3,123,775	74.9	4,175,035	76.8	4,143,405	75.2	31,630	0.8	△ 2.5
合 計	<b>1,385,211</b>	<b>100.0</b>	<b>4,171,052</b>	<b>100.0</b>	<b>5,435,815</b>	<b>100.0</b>	<b>5,510,248</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 74,433</b>	<b>△ 1.4</b>	<b>△ 3.4</b>

第46表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	163,382	13.7	328,285	17.3	491,667	16.4	498,739	16.3	△ 7,072	△ 1.4	△ 3.0
物件費	101,408	8.5	576,998	30.3	678,406	22.6	661,040	21.7	17,366	2.6	0.3
扶助費	196,410	16.5	142,426	7.5	338,837	11.3	396,346	13.0	△ 57,509	△ 14.5	△ 8.0
補助費等	461,248	38.7	514,542	27.1	897,830	29.9	908,632	29.8	△ 10,802	△ 1.2	△ 2.1
普通建設事業費	62,346	5.2	107,222	5.6	157,386	5.2	199,776	6.5	△ 42,390	△ 21.2	△ 2.8
補助事業費	15,853	1.3	13,843	0.7	28,737	1.0	39,510	1.3	△ 10,773	△ 27.3	△ 29.4
単独事業費	46,493	3.9	93,372	4.9	128,649	4.3	160,266	5.3	△ 31,617	△ 19.7	7.2
県営事業負担金	-	-	6	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	85,901	7.2	21,431	1.1	106,817	3.6	128,093	4.2	△ 21,276	△ 16.6	8.9
繰出金	10,635	0.9	92,616	4.9	103,250	3.4	101,199	3.3	2,051	2.0	△ 13.4
その他	111,524	9.3	118,408	6.2	229,933	7.6	158,694	5.2	71,239	44.9	△ 12.6
合 計	<b>1,192,854</b>	<b>100.0</b>	<b>1,901,928</b>	<b>100.0</b>	<b>3,004,126</b>	<b>100.0</b>	<b>3,052,519</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 48,393</b>	<b>△ 1.6</b>	<b>△ 3.2</b>

第47表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	2,038	34.9	5,369	30.3	7,407	31.7	7,693	31.7	△ 286	△ 3.7	0.9
物件費	1,049	17.9	8,064	45.5	9,113	39.0	9,067	37.3	46	0.5	△ 0.8
扶助費	1,810	31.0	2,771	15.6	4,580	19.6	5,178	21.3	△ 598	△ 11.5	△ 20.5
補助費等	872	14.9	1,472	8.3	2,139	9.2	2,308	9.5	△ 169	△ 7.3	26.5
その他	75	1.3	33	0.3	109	0.5	43	0.2	66	153.5	△ 82.8
合 計	<b>5,844</b>	<b>100.0</b>	<b>17,709</b>	<b>100.0</b>	<b>23,348</b>	<b>100.0</b>	<b>24,289</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 941</b>	<b>△ 3.9</b>	<b>△ 4.2</b>



第48表 保健所費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	115,783	92.7	91,108	75.4	206,891	84.9	212,075	89.6	△ 5,184	△ 2.4	△ 2.4
物件費	5,354	4.3	9,907	8.2	15,262	6.3	15,597	6.6	△ 335	△ 2.1	△ 5.9
普通建設事業費	1,522	1.2	15,530	12.9	16,886	6.9	6,874	2.9	10,012	145.7	△ 8.1
その他	2,210	1.8	4,285	3.5	4,703	1.9	2,099	0.9	2,604	124.1	3.3
合 計	<b>124,869</b>	<b>100.0</b>	<b>120,830</b>	<b>100.0</b>	<b>243,742</b>	<b>100.0</b>	<b>236,645</b>	<b>100.0</b>	<b>7,097</b>	<b>3.0</b>	<b>△ 2.7</b>



### 第49表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	7,478	12.1	547,574	25.7	555,052	25.6	575,081	26.2	△ 20,029	△ 3.5	△ 3.2
物件費	5,243	8.5	1,043,081	49.0	1,048,325	48.4	1,028,989	46.8	19,336	1.9	0.8
補助費等	2,710	4.4	66,422	3.1	47,449	2.2	48,476	2.2	△ 1,027	△ 2.1	△ 6.7
普通建設事業費	22,942	37.2	347,257	16.3	364,253	16.8	406,964	18.5	△ 42,711	△ 10.5	△ 15.6
うち補助事業費	1,572	2.6	156,987	7.4	158,559	7.3	193,389	8.8	△ 34,830	△ 18.0	△ 22.3
	21,370	34.7	190,170	8.9	205,694	9.5	213,576	9.7	△ 7,882	△ 3.7	△ 8.3
その他	23,270	37.8	126,250	5.9	149,520	7.0	137,285	6.3	12,235	8.9	1.5
合計	<b>61,643</b>	<b>100.0</b>	<b>2,130,584</b>	<b>100.0</b>	<b>2,164,599</b>	<b>100.0</b>	<b>2,196,795</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 32,196</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>△ 3.8</b>

### 第50表 労働費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
失業対策費	3,874	2.6	3,964	3.0	7,663	2.8	29,388	9.9	△ 21,725	△ 73.9	30.2
その他	145,510	97.4	127,320	97.0	268,247	97.2	267,035	90.1	1,212	0.5	△ 9.3
合計	<b>149,384</b>	<b>100.0</b>	<b>131,284</b>	<b>100.0</b>	<b>275,910</b>	<b>100.0</b>	<b>296,423</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 20,513</b>	<b>△ 6.9</b>	<b>△ 6.5</b>

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	64,777	43.4	10,187	7.8	74,965	27.2	77,495	26.1	△ 2,530	△ 3.3	△ 2.8
物件費	25,733	17.2	24,473	18.6	50,206	18.2	50,091	16.9	115	0.2	△ 7.0
補助費等	20,930	14.0	24,400	18.6	40,722	14.8	43,455	14.7	△ 2,733	△ 6.3	△ 23.4
普通建設事業費	14,295	9.6	4,355	3.3	18,499	6.7	10,412	3.5	8,087	77.7	△ 37.6
失業対策事業費	-	-	3,410	2.6	3,410	1.2	23,945	8.1	△ 20,535	△ 85.8	44.8
補助事業費	-	-	2,890	2.2	2,890	1.0	21,887	7.4	△ 18,997	△ 86.8	51.5
単独事業費	-	-	520	0.4	520	0.2	2,057	0.7	△ 1,537	△ 74.7	△ 1.8
積立金	4,123	2.8	1,143	0.9	5,266	1.9	5,018	1.7	248	4.9	155.6
貸付金	18,658	12.5	62,868	47.9	81,526	29.5	84,648	28.6	△ 3,122	△ 3.7	△ 5.6
その他	868	0.5	448	0.3	1,316	0.5	1,359	0.4	△ 43	△ 3.2	△ 22.7
合計	<b>149,384</b>	<b>100.0</b>	<b>131,284</b>	<b>100.0</b>	<b>275,910</b>	<b>100.0</b>	<b>296,423</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 20,513</b>	<b>△ 6.9</b>	<b>△ 6.5</b>

第50表 労働費の状況（つづき）

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	25,663	17.2	3,017	2.3	28,680	10.4	37,540	12.7	△ 8,860	△ 23.6	4.0
都道府県支出金	-	-	1,265	1.0	-	-	-	-	-	-	-
その他特定財源	35,307	23.6	68,442	52.1	102,701	37.2	103,481	34.9	△ 780	△ 0.8	△ 8.8
一般財源等	88,414	59.2	58,560	44.6	144,529	52.4	155,402	52.4	△ 10,873	△ 7.0	△ 7.1
合 計	<b>149,384</b>	<b>100.0</b>	<b>131,284</b>	<b>100.0</b>	<b>275,910</b>	<b>100.0</b>	<b>296,423</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 20,513</b>	<b>△ 6.9</b>	<b>△ 6.5</b>

第51表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	792	20.5	99	2.5	892	11.6	1,072	3.6	△ 180	△ 16.8	△ 13.1
失業対策事業費	-	-	3,410	86.0	3,410	44.5	23,945	81.5	△ 20,535	△ 85.8	44.8
補助事業費	-	-	2,890	72.9	2,890	37.7	21,887	74.5	△ 18,997	△ 86.8	51.5
単独事業費	-	-	520	13.1	520	6.8	2,057	7.0	△ 1,537	△ 74.7	△ 1.8
その他	3,082	79.5	455	11.5	3,361	43.9	4,371	14.9	△ 1,010	△ 23.1	△ 8.9
合 計	<b>3,874</b>	<b>100.0</b>	<b>3,964</b>	<b>100.0</b>	<b>7,663</b>	<b>100.0</b>	<b>29,388</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 21,725</b>	<b>△ 73.9</b>	<b>30.2</b>

第52表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
農業費	481,779	18.6	456,798	35.2	830,467	24.1	909,812	24.2	△ 79,345	△ 8.7	△ 6.6
畜産業費	106,352	4.1	53,831	4.1	144,574	4.2	181,393	4.8	△ 36,819	△ 20.3	7.6
農地費	1,049,533	40.4	512,146	39.4	1,345,928	39.0	1,454,539	38.8	△ 108,611	△ 7.5	△ 7.8
林業費	664,454	25.6	152,451	11.7	762,710	22.1	802,465	21.4	△ 39,755	△ 5.0	△ 2.1
水産業費	293,444	11.3	123,509	9.5	368,716	10.7	404,897	10.8	△ 36,181	△ 8.9	△ 7.5
合 計	<b>2,595,562</b>	<b>100.0</b>	<b>1,298,736</b>	<b>100.0</b>	<b>3,452,395</b>	<b>100.0</b>	<b>3,753,106</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 300,711</b>	<b>△ 8.0</b>	<b>△ 5.7</b>



第52表 農林水産業費の状況（つづき）

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	448,127	17.3	267,181	20.6	715,308	20.7	732,546	19.5	△ 17,238	△ 2.4	△ 2.9
物 件 費	86,026	3.3	91,775	7.1	177,801	5.2	185,719	4.9	△ 7,918	△ 4.3	△ 5.7
補 助 費 等	180,741	7.0	256,733	19.8	285,966	8.3	301,565	8.0	△ 15,599	△ 5.2	△ 11.1
普通建設事業費	1,583,765	61.0	504,408	38.8	1,798,118	52.1	2,003,059	53.4	△ 204,941	△ 10.2	△ 9.2
補助事業費	1,146,873	44.2	207,151	16.0	1,197,592	34.7	1,347,039	35.9	△ 149,447	△ 11.1	△ 9.6
単 独 事 業 費	198,130	7.6	203,770	15.7	351,159	10.2	399,378	10.6	△ 48,219	△ 12.1	△ 9.8
国直轄事業負担金	238,762	9.2	10,606	0.8	249,368	7.2	256,643	6.8	△ 7,275	△ 2.8	△ 5.8
県営事業負担金	-	-	82,881	6.4	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	296,903	11.4	178,639	13.7	475,202	13.7	530,217	14.2	△ 55,015	△ 10.4	9.9
合 計	<b>2,595,562</b>	<b>100.0</b>	<b>1,298,736</b>	<b>100.0</b>	<b>3,452,395</b>	<b>100.0</b>	<b>3,753,106</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 300,711</b>	<b>△ 8.0</b>	<b>△ 5.7</b>

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	757,364	29.2	20,591	1.6	777,954	22.5	886,764	23.6	△ 108,810	△ 12.3	△ 14.7
都 道 府 県 支 出 金	-	-	250,848	19.3	-	-	-	-	-	-	-
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	167,057	6.4	28,734	2.2	49,070	1.4	69,044	1.8	△ 19,974	△ 28.9	△ 6.9
地 方 債	390,500	15.0	141,234	10.9	529,981	15.4	579,493	15.4	△ 49,512	△ 8.5	△ 13.2
そ の 他 特 定 財 源	379,157	14.7	102,273	7.9	472,081	13.7	497,100	13.4	△ 25,019	△ 5.0	△ 2.3
一 般 財 源 等	901,484	34.7	755,056	58.1	1,623,309	47.0	1,720,705	45.8	△ 97,396	△ 5.7	1.9
合 計	<b>2,595,562</b>	<b>100.0</b>	<b>1,298,736</b>	<b>100.0</b>	<b>3,452,395</b>	<b>100.0</b>	<b>3,753,106</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 300,711</b>	<b>△ 8.0</b>	<b>△ 5.7</b>

第53表 農業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
人 件 費	232,780	48.3	198,945	43.6	431,725	52.0	444,650	48.9	△ 12,925	△ 2.9	△ 3.0	
物 件 費	36,069	7.5	38,286	8.4	74,355	9.0	77,768	8.5	△ 3,413	△ 4.4	△ 6.3	
補 助 費 等	86,734	18.0	113,209	24.8	131,919	15.9	140,776	15.5	△ 8,857	△ 6.3	△ 13.2	
普通建設事業費	63,830	13.2	76,775	16.8	100,603	12.1	133,739	14.7	△ 33,136	△ 24.8	△ 14.1	
うち	補助事業費	39,916	8.3	39,245	8.6	54,502	6.6	76,753	8.4	△ 22,251	△ 29.0	△ 4.7
	単 独 事 業 費	23,914	5.0	36,298	7.9	46,101	5.6	56,985	6.3	△ 10,884	△ 19.1	△ 24.1
	県営事業負担金	-	-	1,233	0.3	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	62,366	13.0	29,583	6.4	91,865	11.0	112,879	12.4	△ 21,014	△ 18.6	△ 2.2	
合 計	<b>481,779</b>	<b>100.0</b>	<b>456,798</b>	<b>100.0</b>	<b>830,467</b>	<b>100.0</b>	<b>909,812</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 79,345</b>	<b>△ 8.7</b>	<b>△ 6.6</b>	

第54表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	47,264	44.4	6,625	12.3	53,889	37.3	55,110	30.4	△ 1,221	△ 2.2	△ 3.5
物件費	13,938	13.1	8,308	15.4	22,246	15.4	23,735	13.1	△ 1,489	△ 6.3	△ 10.9
補助費等	8,629	8.1	13,927	25.9	15,483	10.7	17,178	9.5	△ 1,695	△ 9.9	△ 6.5
普通建設事業費	30,782	28.9	20,224	37.6	42,469	29.4	44,003	24.3	△ 1,534	△ 3.5	△ 13.8
補助事業費	14,717	13.8	10,480	19.5	19,506	13.5	21,888	12.1	△ 2,382	△ 10.9	△ 18.1
単独事業費	12,902	12.1	8,679	16.1	19,800	13.7	21,504	11.9	△ 1,704	△ 7.9	△ 9.3
国直轄事業負担金	3,163	3.0	-	-	3,163	2.2	610	0.3	2,553	418.5	△ 0.8
県営事業負担金	-	-	1,065	2.0	-	-	-	-	-	-	-
その他	5,739	5.5	4,747	8.8	10,487	7.2	41,367	22.7	△ 30,880	△ 74.6	168.8
合 計	<b>106,352</b>	<b>100.0</b>	<b>53,831</b>	<b>100.0</b>	<b>144,574</b>	<b>100.0</b>	<b>181,393</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 36,819</b>	<b>△ 20.3</b>	<b>△ 7.6</b>

第55表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	50,586	4.8	31,429	6.1	82,015	6.1	83,204	5.7	△ 1,189	△ 1.4	△ 1.4
普通建設事業費	928,012	88.4	244,468	47.7	1,015,202	75.4	1,127,094	77.5	△ 111,892	△ 9.9	△ 8.9
補助事業費	630,367	60.1	54,834	10.7	615,413	45.7	697,543	48.0	△ 82,130	△ 11.8	△ 10.0
単独事業費	71,702	6.8	107,968	21.1	163,239	12.1	182,945	12.6	△ 19,706	△ 10.8	△ 8.7
国直轄事業負担金	225,944	21.5	10,606	2.1	236,549	17.6	246,605	17.0	△ 10,056	△ 4.1	△ 5.9
県営事業負担金	-	-	71,060	13.9	-	-	-	-	-	-	-
その他	70,935	6.8	236,249	46.2	248,711	18.5	244,241	16.8	4,470	1.8	△ 4.5
合 計	<b>1,049,533</b>	<b>100.0</b>	<b>512,146</b>	<b>100.0</b>	<b>1,345,928</b>	<b>100.0</b>	<b>1,454,539</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 108,611</b>	<b>△ 7.5</b>	<b>△ 7.8</b>

第56表 林業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	69,670	10.5	18,181	11.9	87,851	11.5	89,002	11.1	△ 1,151	△ 1.3	△ 3.0
普通建設事業費	372,597	56.1	86,506	56.7	418,627	54.9	446,964	55.7	△ 28,337	△ 6.3	△ 7.2
補助事業費	299,873	45.1	44,105	28.9	316,967	41.6	331,612	41.3	△ 14,645	△ 4.4	△ 8.4
単独事業費	67,398	10.1	39,198	25.7	96,334	12.6	109,995	13.7	△ 13,661	△ 12.4	△ 3.7
国直轄事業負担金	5,326	0.8	-	-	5,326	0.7	5,357	0.7	△ 31	△ 0.6	△ 4.1
県営事業負担金	-	-	3,203	2.1	-	-	-	-	-	-	-
その他	222,187	33.4	47,764	31.4	256,232	33.6	266,499	33.2	△ 10,267	△ 3.9	8.4
合 計	<b>664,454</b>	<b>100.0</b>	<b>152,451</b>	<b>100.0</b>	<b>762,710</b>	<b>100.0</b>	<b>802,465</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 39,755</b>	<b>△ 5.0</b>	<b>△ 2.1</b>



第57表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	47,827	16.3	12,001	9.7	59,828	16.2	60,579	15.0	△ 751	△ 1.2	△ 3.4
物 件 費	16,859	5.7	5,694	4.6	22,553	6.1	23,067	5.7	△ 514	△ 2.2	△ 5.0
補 助 費 等	10,990	3.7	10,588	8.6	17,153	4.7	18,683	4.6	△ 1,530	△ 8.2	△ 5.5
普通建設事業費	188,544	64.3	76,436	61.9	221,217	60.0	251,261	62.1	△ 30,044	△ 12.0	△ 10.1
補助事業費	162,000	55.2	58,487	47.4	191,203	51.9	219,241	54.1	△ 28,038	△ 12.8	△ 10.9
単 独 事 業 費	22,214	7.6	11,627	9.4	25,684	7.0	27,949	6.9	△ 2,265	△ 8.1	△ 4.7
国直轄事業負担金	4,330	1.5	-	-	4,330	1.2	4,071	1.0	259	6.4	△ 1.2
県営事業負担金	-	-	6,321	5.1	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	29,224	10.0	18,790	15.2	47,965	13.0	51,307	12.6	△ 3,342	△ 6.5	△ 0.5
合 計	<b>293,444</b>	<b>100.0</b>	<b>123,509</b>	<b>100.0</b>	<b>368,716</b>	<b>100.0</b>	<b>404,897</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 36,181</b>	<b>△ 8.9</b>	<b>△ 7.5</b>

第58表 商工費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	104,224	3.1	134,874	8.3	239,097	4.8	240,932	5.1	△ 1,835	△ 0.8	△ 1.1
物 件 費	54,396	1.6	120,758	7.4	175,154	3.5	178,953	3.8	△ 3,799	△ 2.1	△ 8.4
補 助 費 等	269,843	8.0	207,766	12.7	446,094	9.0	436,877	9.2	9,217	2.1	△ 3.5
普通建設事業費	114,537	3.4	139,187	8.5	244,050	4.9	197,455	4.2	46,595	23.6	6.3
補助事業費	6,344	0.2	26,391	1.6	32,437	0.7	28,017	0.6	4,420	15.8	△ 17.1
単 独 事 業 費	108,192	3.2	112,704	6.9	211,614	4.3	169,438	3.6	42,176	24.9	11.5
県営事業負担金	-	-	92	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	2,786,956	83.0	969,962	59.4	3,754,253	75.9	3,578,581	75.3	175,672	4.9	3.9
そ の 他	29,762	0.9	61,057	3.7	90,821	1.9	117,717	2.4	△ 26,896	△ 22.8	11.8
合 計	<b>3,359,718</b>	<b>100.0</b>	<b>1,633,604</b>	<b>100.0</b>	<b>4,949,469</b>	<b>100.0</b>	<b>4,750,515</b>	<b>100.0</b>	<b>198,954</b>	<b>4.2</b>	<b>2.7</b>

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
使用料、手数料	12,054	0.4	25,993	1.6	38,047	0.8	41,027	0.9	△ 2,980	△ 7.3	△ 20.6
分担金、負担金、寄附金	529	0.0	1,809	0.1	289	0.0	5,796	0.1	△ 5,507	△ 95.0	2,315.0
地 方 債	201,670	6.0	47,906	2.9	246,936	5.0	52,405	1.1	194,531	371.2	11.3
諸 収 入	2,572,275	76.6	969,648	59.4	3,537,652	71.5	3,537,877	74.5	△ 225	△ 0.0	3.7
その他特定財源	57,814	1.7	58,158	3.6	100,453	2.0	93,018	1.9	7,435	8.0	△ 28.0
一 般 財 源 等	515,376	15.3	530,090	32.4	1,026,092	20.7	1,020,392	21.5	5,700	0.6	3.5
合 計	<b>3,359,718</b>	<b>100.0</b>	<b>1,633,604</b>	<b>100.0</b>	<b>4,949,469</b>	<b>100.0</b>	<b>4,750,515</b>	<b>100.0</b>	<b>198,954</b>	<b>4.2</b>	<b>2.7</b>

## 第59表 土木費の状況

### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
土木管理費	358,010	5.5	495,924	7.0	844,978	6.3	843,564	6.1	1,414	0.2	1.9
道路橋りょう費	2,598,276	39.7	1,673,422	23.7	4,223,822	31.5	4,405,090	31.8	△181,268	△4.1	△5.8
河川海岸費	1,314,174	20.1	180,428	2.6	1,474,485	11.0	1,567,455	11.3	△92,970	△5.9	△5.0
港湾費	279,213	4.3	174,351	2.5	422,430	3.2	453,740	3.3	△31,310	△6.9	△3.8
都市計画費	1,319,370	20.1	3,900,861	55.3	5,136,035	38.4	5,276,955	38.1	△140,920	△2.7	△3.6
住宅費	629,266	9.6	608,749	8.6	1,212,571	9.1	1,233,721	8.9	△21,150	△1.7	1.3
空港費	53,918	0.8	25,341	0.4	76,409	0.6	72,911	0.5	3,498	4.8	△27.6
合 計	<b>6,552,227</b>	<b>100.0</b>	<b>7,059,077</b>	<b>100.0</b>	<b>13,390,730</b>	<b>100.0</b>	<b>13,853,436</b>	<b>100.0</b>	<b>△462,706</b>	<b>△3.3</b>	<b>△3.9</b>

### その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	319,907	4.9	675,297	9.6	995,204	7.4	1,014,834	7.3	△19,630	△1.9	△1.8
物件費	110,995	1.7	439,229	6.2	550,225	4.1	531,070	3.8	19,155	3.6	△5.3
維持補修費	305,839	4.7	343,943	4.9	649,782	4.9	633,870	4.6	15,912	2.5	△10.2
普通建設事業費	4,816,567	73.5	3,405,573	48.2	8,066,182	60.2	8,471,045	61.1	△404,863	△4.8	△4.6
補助事業費	2,015,027	30.8	1,209,516	17.1	3,219,004	24.0	3,337,320	24.1	△118,316	△3.5	△4.9
単独事業費	1,904,190	29.1	1,993,410	28.2	3,842,650	28.7	4,131,100	29.8	△288,450	△7.0	△5.7
国直轄事業負担金	897,351	13.7	107,177	1.5	1,004,527	7.5	1,002,625	7.2	1,902	0.2	1.1
県営事業負担金	-	-	95,470	1.4	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	469,021	7.2	414,823	5.9	879,990	6.6	913,949	6.6	△33,959	△3.7	13.7
繰出金	155,593	2.4	1,003,513	14.2	1,159,106	8.7	1,192,432	8.6	△33,326	△2.8	△6.3
その他	374,305	5.6	776,699	11.0	1,090,241	8.1	1,096,236	8.0	△5,995	△0.5	△5.5
合 計	<b>6,552,227</b>	<b>100.0</b>	<b>7,059,077</b>	<b>100.0</b>	<b>13,390,730</b>	<b>100.0</b>	<b>13,853,436</b>	<b>100.0</b>	<b>△462,706</b>	<b>△3.3</b>	<b>△3.9</b>



### その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,056,867	16.1	588,897	8.3	1,645,765	12.3	1,735,715	12.5	△89,950	△5.2	△9.0
都道府県支出金	-	-	125,656	1.8	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	127,800	2.0	215,725	3.1	343,525	2.6	330,763	2.4	12,762	3.9	15.2
分担金、負担金、寄附金	99,076	1.5	24,661	0.3	14,524	0.1	19,766	0.1	△5,242	△26.5	△26.4
地方債	2,508,609	38.3	1,268,566	18.0	3,760,653	28.1	3,861,928	27.9	△101,275	△2.6	△6.3
その他特定財源	659,540	10.0	713,466	10.1	1,329,728	9.9	1,489,255	10.8	△159,527	△10.7	0.6
一般財源等	2,100,335	32.1	4,122,106	58.4	6,296,535	47.0	6,416,009	46.3	△119,474	△1.9	△2.7
合 計	<b>6,552,227</b>	<b>100.0</b>	<b>7,059,077</b>	<b>100.0</b>	<b>13,390,730</b>	<b>100.0</b>	<b>13,853,436</b>	<b>100.0</b>	<b>△462,706</b>	<b>△3.3</b>	<b>△3.9</b>

第60表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	62,059	2.4	145,802	8.7	207,861	4.9	209,111	4.7	△ 1,250	△0.6	△ 1.5
維 持 補 修 費	164,964	6.3	224,784	13.4	389,748	9.2	366,529	8.3	23,219	6.3	△15.8
普 通 建 設 事 業 費	2,291,450	88.2	1,164,050	69.6	3,419,140	80.9	3,629,299	82.4	△ 210,159	△5.8	△ 4.3
補 助 事 業 費	707,811	27.2	209,651	12.5	917,379	21.7	937,614	21.3	△ 20,235	△2.2	△ 6.5
単 独 事 業 費	1,015,266	39.1	860,535	51.4	1,861,383	44.1	2,035,872	46.2	△ 174,489	△8.6	△ 5.7
国直轄事業負担金	568,373	21.9	72,004	4.3	640,377	15.2	655,812	14.9	△ 15,435	△2.4	3.9
県営事業負担金	-	-	21,859	1.3	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	79,803	3.1	138,786	8.3	207,073	5.0	200,151	4.6	6,922	3.5	△14.7
合 計	<b>2,598,276</b>	<b>100.0</b>	<b>1,673,422</b>	<b>100.0</b>	<b>4,223,822</b>	<b>100.0</b>	<b>4,405,090</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 181,268</b>	<b>△4.1</b>	<b>△ 5.8</b>

第61表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	36,334	2.8	18,907	10.5	55,241	3.7	55,362	3.5	△ 121	△ 0.2	0.3
維 持 補 修 費	35,169	2.7	12,053	6.7	47,222	3.2	48,906	3.1	△ 1,684	△ 3.4	△1.4
普 通 建 設 事 業 費	1,223,188	93.1	132,862	73.6	1,337,463	90.7	1,419,641	90.6	△ 82,178	△ 5.8	△5.2
補 助 事 業 費	767,768	58.4	48,334	26.8	812,113	55.1	880,981	56.2	△ 68,868	△ 7.8	△5.7
単 独 事 業 費	186,450	14.2	78,492	43.5	256,373	17.4	281,944	18.0	△ 25,571	△ 9.1	△3.8
国直轄事業負担金	268,969	20.5	7	0.0	268,976	18.2	256,716	16.4	12,260	4.8	△5.1
県営事業負担金	-	-	6,030	3.3	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	19,483	1.4	16,606	9.2	34,559	2.4	43,546	2.8	△ 8,987	△20.6	△9.2
合 計	<b>1,314,174</b>	<b>100.0</b>	<b>180,428</b>	<b>100.0</b>	<b>1,474,485</b>	<b>100.0</b>	<b>1,567,455</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 92,970</b>	<b>△ 5.9</b>	<b>△ 5.0</b>

第62表 港湾費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	13,870	5.0	19,915	11.4	33,785	8.0	34,504	7.6	△ 719	△ 2.1	0.1
維 持 補 修 費	6,871	2.5	3,831	2.2	10,702	2.5	11,034	2.4	△ 332	△ 3.0	△ 6.9
普 通 建 設 事 業 費	207,653	74.4	114,991	66.0	302,807	71.7	334,729	73.8	△ 31,922	△ 9.5	△ 1.6
補 助 事 業 費	136,104	48.7	30,670	17.6	166,711	39.5	192,490	42.4	△ 25,779	△13.4	△ 7.0
単 独 事 業 費	28,705	10.3	35,989	20.6	59,596	14.1	72,586	16.0	△ 12,990	△17.9	15.3
国直轄事業負担金	42,844	15.3	33,656	19.3	76,500	18.1	69,653	15.4	6,847	9.8	△ 1.0
県営事業負担金	-	-	14,676	8.4	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	50,819	18.1	35,614	20.4	75,136	17.8	73,473	16.2	1,663	2.3	△ 13.8
合 計	<b>279,213</b>	<b>100.0</b>	<b>174,351</b>	<b>100.0</b>	<b>422,430</b>	<b>100.0</b>	<b>453,740</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 31,310</b>	<b>△ 6.9</b>	<b>△ 3.8</b>

### 第63表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
街路費	573,495	43.5	680,254	17.4	1,217,129	23.7	1,275,972	24.2	△ 58,843	△4.6	△5.7
公園費	176,511	13.4	624,633	16.0	795,754	15.5	807,390	15.3	△ 11,636	△1.4	△0.5
下水道費	320,770	24.3	1,510,488	38.7	1,820,612	35.4	1,854,119	35.1	△ 33,507	△1.8	△6.1
区画整理費等	248,595	18.8	1,085,487	27.8	1,302,539	25.4	1,339,475	25.4	△ 36,936	△2.8	0.4
合 計	<b>1,319,370</b>	<b>100.0</b>	<b>3,900,861</b>	<b>100.0</b>	<b>5,136,035</b>	<b>100.0</b>	<b>5,276,955</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 140,920</b>	<b>△2.7</b>	<b>△3.6</b>

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	20,431	1.5	221,140	5.7	241,571	4.7	247,228	4.7	△ 5,657	△2.3	△3.1
維持補修費	31,161	2.4	48,005	1.2	79,166	1.5	81,842	1.6	△ 2,676	△3.3	△3.4
補助費等	158,255	12.0	576,959	14.8	725,175	14.1	725,506	13.7	△ 331	△0.0	△4.2
普通建設事業費	820,317	62.2	1,697,041	43.5	2,446,298	47.6	2,510,209	47.6	△ 63,911	△2.5	△3.9
補助事業費	240,765	18.2	709,122	18.2	949,467	18.5	931,512	17.7	17,955	1.9	△0.6
単独事業費	570,398	43.2	936,432	24.0	1,486,453	28.9	1,567,947	29.7	△ 81,494	△5.2	△5.9
国直轄事業負担金	9,154	0.7	1,225	0.0	10,379	0.2	10,750	0.2	△ 371	△3.5	2.7
県営事業負担金	-	-	50,263	1.3	-	-	-	-	-	-	-
繰出金	106,438	8.1	966,286	24.8	1,072,724	20.9	1,110,814	21.1	△ 38,090	△3.4	△6.5
その他	182,768	13.8	391,430	10.0	571,101	11.2	601,356	11.3	△ 30,255	△5.0	4.8
合 計	<b>1,319,370</b>	<b>100.0</b>	<b>3,900,861</b>	<b>100.0</b>	<b>5,136,035</b>	<b>100.0</b>	<b>5,276,955</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 140,920</b>	<b>△2.7</b>	<b>△3.6</b>

### 第64表 住宅費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	15,783	2.5	61,537	10.1	77,320	6.4	79,398	6.4	△ 2,078	△2.6	△ 2.5
維持補修費	64,638	10.3	53,557	8.8	118,195	9.7	121,115	9.8	△ 2,920	△2.4	1.6
普通建設事業費	177,902	28.3	253,643	41.7	426,574	35.2	444,245	36.0	△ 17,671	△4.0	△11.2
補助事業費	147,026	23.4	197,754	32.5	344,090	28.4	364,738	29.6	△ 20,648	△5.7	△ 9.3
単独事業費	30,876	4.9	55,804	9.2	82,484	6.8	79,507	6.4	2,977	3.7	△19.2
県営事業負担金	-	-	85	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	252,708	40.2	128,754	21.2	381,413	31.5	376,644	30.5	4,769	1.3	17.6
その他	118,235	18.7	111,258	18.2	209,069	17.2	212,319	17.3	△ 3,250	△1.5	8.1
合 計	<b>629,266</b>	<b>100.0</b>	<b>608,749</b>	<b>100.0</b>	<b>1,212,571</b>	<b>100.0</b>	<b>1,233,721</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 21,150</b>	<b>△1.7</b>	<b>1.3</b>





## 第65表 消防費の状況

### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	182,431	84.0	1,201,818	71.6	1,384,249	76.1	1,381,134	76.2	3,115	0.2	△ 0.3
物件費	15,579	7.2	150,470	9.0	166,049	9.1	165,682	9.1	367	0.2	△ 1.4
普通建設事業費	13,199	6.1	189,712	11.3	200,237	11.0	194,896	10.8	5,341	2.7	1.8
補助事業費	516	0.2	39,256	2.3	39,772	2.2	37,574	2.1	2,198	5.8	△16.1
単独事業費	12,683	5.8	148,013	8.8	160,464	8.8	157,323	8.7	3,141	2.0	7.3
県営事業負担金	-	-	2,443	0.1	-	-	-	-	-	-	-
その他	5,917	2.7	135,937	8.1	69,297	3.8	69,931	3.9	△ 634	△ 0.9	△11.7
合計	<b>217,126</b>	<b>100.0</b>	<b>1,677,937</b>	<b>100.0</b>	<b>1,819,832</b>	<b>100.0</b>	<b>1,811,643</b>	<b>100.0</b>	<b>8,189</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 0.7</b>

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	802	0.4	24,077	1.4	24,879	1.4	19,225	1.1	5,654	29.4	△ 14.3
地方債	1,374	0.6	98,957	5.9	99,218	5.5	101,219	5.6	△ 2,001	△ 2.0	4.4
その他特定財源	44,668	20.6	75,631	4.5	24,227	1.3	25,770	1.4	△ 1,543	△ 6.0	△ 20.3
一般財源等	170,282	78.4	1,479,272	88.2	1,671,508	91.8	1,665,429	91.9	6,079	0.4	△ 0.4
合計	<b>217,126</b>	<b>100.0</b>	<b>1,677,937</b>	<b>100.0</b>	<b>1,819,832</b>	<b>100.0</b>	<b>1,811,643</b>	<b>100.0</b>	<b>8,189</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 0.7</b>

## 第66表 警察費の状況

### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度純計額		平成18年度純計額		比 較		
	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	前年度増減率
人件費	2,807,900	83.2	2,788,015	83.1	19,885	0.7	1.0
物件費	329,653	9.8	327,818	9.8	1,835	0.6	2.3
補助費等	20,672	0.6	21,028	0.6	△ 356	△ 1.7	△ 2.9
普通建設事業費	194,981	5.8	195,844	5.8	△ 863	△ 0.4	1.8
その他	21,290	0.6	21,084	0.7	206	1.0	△ 2.7
合計	<b>3,374,496</b>	<b>100.0</b>	<b>3,353,789</b>	<b>100.0</b>	<b>20,707</b>	<b>0.6</b>	<b>1.1</b>

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度純計額		平成18年度純計額		比 較		
	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	前年度増減率
国庫支出金	60,903	1.8	59,770	1.8	1,133	1.9	△ 1.9
使用料、手数料	144,536	4.3	147,150	4.4	△ 2,614	△ 1.8	△ 2.3
諸収入	28,367	0.8	22,810	0.7	5,557	24.4	53.6
その他特定財源	149,938	4.5	103,741	3.0	46,197	44.5	40.1
一般財源等	2,990,752	88.6	3,020,318	90.1	△ 29,566	△ 1.0	0.1
合計	<b>3,374,496</b>	<b>100.0</b>	<b>3,353,789</b>	<b>100.0</b>	<b>20,707</b>	<b>0.6</b>	<b>1.1</b>

第67表 警察職員数の推移

(単位 人)

区 分	地 方 警 務 官	地 方 警 察 職 員		
		警 察 官	事 務 職 員	計
昭 和 36 年	280	129,482	19,833	149,315
平 成 10 年	570	229,848	29,302	259,150
11	570	230,236	29,165	259,401
12	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543
19	617	251,569	28,572	280,141

- (注) 1 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員、その他は総務省調べによる。  
 2 昭和36年は5月31日現在、平成10～19年は4月1日現在の職員数である。  
 ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員である。



## 第68表 教育費の状況

### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
小学校費	3,794,482	33.5	1,158,845	22.4	4,948,523	30.1	5,028,304	30.5	△ 79,781	△ 1.6	△ 1.4
中学校費	2,155,739	19.0	684,074	13.2	2,836,300	17.3	2,840,793	17.2	△ 4,493	△ 0.2	△ 1.3
高等学校費	2,215,101	19.5	175,649	3.4	2,390,296	14.5	2,427,581	14.7	△ 37,285	△ 1.5	△ 2.9
社会教育費	178,920	1.6	1,053,479	20.4	1,216,247	7.4	1,208,631	7.3	7,616	0.6	△ 6.9
保健体育費	115,104	1.0	1,073,560	20.8	1,178,183	7.2	1,200,886	7.3	△ 22,703	△ 1.9	△ 1.0
大学費	168,492	1.5	59,824	1.2	225,583	1.4	243,974	1.5	△ 18,391	△ 7.5	△ 11.3
特殊学校費	751,262	6.6	15,483	0.3	766,567	4.7	766,015	4.7	552	0.1	0.4
幼稚園費	2,644	0.0	233,643	4.5	233,248	1.4	235,035	1.4	△ 1,787	△ 0.8	△ 3.0
教育総務費	1,951,283	17.2	712,969	13.8	2,636,822	16.0	2,521,168	15.3	115,654	4.6	9.1
合 計	<b>11,333,026</b>	<b>100.0</b>	<b>5,167,527</b>	<b>100.0</b>	<b>16,431,769</b>	<b>100.0</b>	<b>16,472,388</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 40,619</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>△ 0.6</b>

### その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	9,629,772	85.0	1,670,385	32.3	11,300,156	68.8	11,308,530	68.7	△ 8,374	△ 0.1	△ 0.6
物件費	360,167	3.2	1,668,766	32.3	2,028,933	12.3	2,033,630	12.3	△ 4,697	△ 0.2	△ 2.4
維持補修費	22,536	0.2	83,204	1.6	105,739	0.6	111,796	0.7	△ 6,057	△ 5.4	△ 6.5
扶助費、補助費等	901,099	8.0	436,407	8.4	1,277,229	7.8	1,249,468	7.6	27,761	2.2	1.9
普通建設事業費	317,171	2.8	1,168,090	22.6	1,477,362	9.0	1,502,544	9.1	△ 25,182	△ 1.7	△ 4.4
補助事業費	46,462	0.4	518,779	10.0	565,137	3.4	508,042	3.1	57,095	11.2	7.2
単独事業費	270,709	2.4	649,208	12.6	912,225	5.6	994,502	6.0	△ 82,277	△ 8.3	△ 9.4
県営事業負担金	-	-	103	0.0	-	-	-	-	-	-	-
その他	102,281	0.8	140,675	2.8	242,350	1.5	266,420	1.6	△ 24,070	△ 9.0	29.4
合 計	<b>11,333,026</b>	<b>100.0</b>	<b>5,167,527</b>	<b>100.0</b>	<b>16,431,769</b>	<b>100.0</b>	<b>16,472,388</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 40,619</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>△ 0.6</b>

### その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,830,578	16.2	261,790	5.1	2,092,368	12.7	2,045,143	12.4	47,225	2.3	△ 16.5
都道府県支出金	-	-	49,889	1.0	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	261,741	2.3	114,391	2.2	376,132	2.3	394,730	2.4	△ 18,598	△ 4.7	△ 8.6
分担金、負担金、寄附金	5,051	0.0	24,934	0.5	22,425	0.1	20,209	0.1	2,216	11.0	△ 6.0
地方債	413,498	3.6	445,738	8.6	854,162	5.2	727,899	4.4	126,263	17.3	11.4
その他特定財源	142,353	1.3	293,940	5.6	420,481	2.6	413,163	2.6	7,318	1.8	△ 7.5
一般財源等	8,679,805	76.6	3,976,845	77.0	12,666,201	77.1	12,871,244	78.1	△ 205,043	△ 1.6	2.3
合 計	<b>11,333,026</b>	<b>100.0</b>	<b>5,167,527</b>	<b>100.0</b>	<b>16,431,769</b>	<b>100.0</b>	<b>16,472,388</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 40,619</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>△ 0.6</b>

第69表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	3,776,139	99.5	164,754	14.2	3,940,893	79.6	3,978,344	79.1	△ 37,451	△ 0.9	△ 1.4
物件費	15,979	0.4	405,325	35.0	421,304	8.5	423,387	8.4	△ 2,083	△ 0.5	△ 5.6
維持補修費	-	-	36,143	3.1	36,143	0.7	38,267	0.8	△ 2,124	△ 5.6	△ 6.1
普通建設事業費	424	0.0	473,519	40.9	473,514	9.6	504,389	10.0	△ 30,875	△ 6.1	0.9
補助事業費	-	-	249,586	21.5	249,586	5.0	244,733	4.9	4,853	2.0	13.2
単独事業費	424	0.0	223,933	19.3	223,928	4.5	259,655	5.2	△ 35,727	△ 13.8	△ 8.4
県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1,940	0.1	79,104	6.8	76,669	1.6	83,917	1.7	△ 7,248	△ 8.6	8.8
合計	<b>3,794,482</b>	<b>100.0</b>	<b>1,158,845</b>	<b>100.0</b>	<b>4,948,523</b>	<b>100.0</b>	<b>5,028,304</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 79,781</b>	<b>△ 1.6</b>	<b>△ 1.4</b>

第70表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	2,137,273	99.1	87,079	12.7	2,224,352	78.4	2,234,928	78.7	△ 10,576	△ 0.5	△ 1.3
物件費	14,268	0.7	226,476	33.1	240,744	8.5	249,647	8.8	△ 8,903	△ 3.6	1.2
維持補修費	9	0.0	19,270	2.8	19,279	0.7	21,080	0.7	△ 1,801	△ 8.5	△ 5.5
普通建設事業費	3,155	0.1	288,926	42.2	291,717	10.3	271,607	9.6	20,110	7.4	△ 6.8
補助事業費	1,789	0.1	156,357	22.9	158,146	5.6	125,757	4.4	32,389	25.8	△ 2.7
単独事業費	1,367	0.1	132,568	19.4	133,571	4.7	145,850	5.1	△ 12,279	△ 8.4	△ 10.1
県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1,034	0.1	62,323	9.2	60,208	2.1	63,531	2.2	△ 3,323	△ 5.2	18.9
合計	<b>2,155,739</b>	<b>100.0</b>	<b>684,074</b>	<b>100.0</b>	<b>2,836,300</b>	<b>100.0</b>	<b>2,840,793</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 4,493</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>△ 1.3</b>

第71表 高等学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	1,844,226	83.3	126,750	72.2	1,970,976	82.5	2,009,731	82.8	△ 38,755	△ 1.9	△ 2.3
物件費	142,320	6.4	16,517	9.4	158,837	6.6	159,996	6.6	△ 1,159	△ 0.7	△ 2.8
維持補修費	15,057	0.7	991	0.6	16,048	0.7	17,675	0.7	△ 1,627	△ 9.2	△ 7.7
普通建設事業費	200,158	9.0	25,646	14.6	225,678	9.4	222,805	9.2	2,873	1.3	△ 4.9
補助事業費	24,347	1.1	842	0.5	25,189	1.1	25,217	1.0	△ 28	△ 0.1	△ 7.1
単独事業費	175,811	7.9	24,804	14.1	200,489	8.4	197,588	8.1	2,901	1.5	△ 4.6
県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	13,340	0.6	5,745	3.2	18,757	0.8	17,374	0.7	1,383	8.0	△ 23.9
合計	<b>2,215,101</b>	<b>100.0</b>	<b>175,649</b>	<b>100.0</b>	<b>2,390,296</b>	<b>100.0</b>	<b>2,427,581</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 37,285</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>△ 2.9</b>



第72表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	57,046	31.9	393,808	37.4	450,854	37.1	467,980	38.7	△ 17,126	△ 3.7	△ 2.6
物 件 費	66,273	37.0	376,921	35.8	443,194	36.4	441,664	36.5	1,530	0.3	△ 0.9
普通建設事業費	30,558	17.1	194,179	18.4	220,874	18.2	198,155	16.4	22,719	11.5	△ 21.9
補助事業費	5,633	3.1	65,073	6.2	70,642	5.8	52,724	4.4	17,918	34.0	12.7
単独事業費	24,925	13.9	129,077	12.3	150,232	12.4	145,431	12.0	4,801	3.3	△ 29.7
県営事業負担金	-	-	29	0.0	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	25,043	14.0	88,571	8.4	101,325	8.3	100,832	8.4	493	0.5	△ 15.2
合 計	<b>178,920</b>	<b>100.0</b>	<b>1,053,479</b>	<b>100.0</b>	<b>1,216,247</b>	<b>100.0</b>	<b>1,208,631</b>	<b>100.0</b>	<b>7,616</b>	<b>0.6</b>	<b>△ 6.9</b>

第73表 保健体育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
人 件 費	32,613	28.3	338,412	31.5	371,025	31.5	388,397	32.3	△ 17,372	△ 4.5	△ 4.6	
物 件 費	26,911	23.4	491,554	45.8	518,465	44.0	505,594	42.1	12,871	2.5	△ 0.9	
維持補修費	1,067	0.9	12,676	1.2	13,742	1.2	13,245	1.1	497	3.8	△ 9.2	
普通建設事業費	16,469	14.3	140,387	13.1	154,037	13.1	173,665	14.5	△ 19,628	△ 11.3	8.5	
補助事業費	165	0.1	33,108	3.1	33,273	2.8	33,716	2.8	△ 443	△ 1.3	26.7	
単独事業費	16,305	14.2	107,258	10.0	120,765	10.3	139,949	11.7	△ 19,184	△ 13.7	4.9	
県営事業負担金	-	-	20	0.0	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	38,044	33.1	90,531	8.4	120,914	10.2	119,985	10.0	929	0.8	△ 0.6	
合 計	<b>115,104</b>	<b>100.0</b>	<b>1,073,560</b>	<b>100.0</b>	<b>1,178,183</b>	<b>100.0</b>	<b>1,200,886</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 22,703</b>	<b>△ 1.9</b>	<b>△ 1.0</b>	
上記の内訳	体育施設費等	92,030	80.0	389,842	36.3	472,991	40.1	487,687	40.6	△ 14,696	△ 3.0	△ 4.7
	学校給食費	23,074	20.0	683,717	63.7	705,192	59.9	713,199	59.4	△ 8,007	△ 1.1	1.7

第74表 性質別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較							
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率			
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額			
人件費	15,086,939	31.8	10,169,364	21.1	25,256,303	28.3	25,135,319	28.2	120,984	0.5	0.4	0.5	0.0	△ 1.3	△ 0.5	
物件費	1,505,404	3.2	6,112,294	12.7	7,617,698	8.5	7,460,095	8.4	157,603	△ 1.9	3.1	2.1	△ 3.9	△ 4.1	△ 4.0	
維持補修費	385,029	0.8	603,834	1.3	988,863	1.1	975,339	1.1	13,524	0.2	2.1	1.4	△ 5.6	△ 9.3	△ 7.9	
扶助費	841,246	1.8	7,339,400	15.2	8,180,646	9.2	7,789,221	8.7	391,425	△ 1.0	5.8	5.0	△ 10.9	3.4	1.6	
補助費等	9,972,143	21.0	3,280,150	6.8	7,470,800	8.4	7,419,526	8.3	51,274	3.9	1.3	0.7	4.3	△ 1.6	2.6	
普通建設事業費	7,503,000	15.8	6,602,388	13.7	13,524,300	15.2	14,282,915	16.0	△ 758,615	△ 7.0	△ 3.9	△ 5.3	△ 5.8	△ 5.5	△ 5.4	
うち	補助事業費	3,317,403	7.0	2,367,619	4.9	5,513,551	6.2	5,807,254	6.5	△ 293,703	△ 8.7	△ 0.5	△ 5.1	△ 10.1	△ 0.1	△ 6.0
	単独事業費	3,049,484	6.4	3,935,426	8.2	6,756,853	7.6	7,216,392	8.1	△ 459,539	△ 7.4	△ 5.6	△ 6.4	△ 2.5	△ 8.3	△ 5.8
災害復旧事業費	233,078	0.5	162,668	0.3	354,348	0.4	490,612	0.5	△ 136,264	△ 30.5	△ 26.9	△ 27.8	△ 32.9	△ 28.2	△ 30.7	
失業対策事業費	-	-	3,410	0.0	3,410	0.0	23,945	0.0	△ 20,535	皆減	△ 83.5	△ 85.8	37.8	45.9	44.8	
公債費	6,591,031	13.9	6,491,051	13.5	12,998,987	14.6	13,251,083	14.9	△ 252,096	△ 4.2	0.5	△ 1.9	△ 4.8	△ 4.9	△ 4.8	
積立金	1,010,622	2.1	1,145,747	2.4	2,156,369	2.4	2,082,526	2.3	73,843	23.1	△ 9.2	3.5	48.1	△ 3.1	12.2	
投資及び出資金	172,628	0.4	212,235	0.4	384,863	0.4	386,691	0.4	△ 1,828	1.5	△ 2.0	△ 0.5	△ 12.7	△ 10.5	△ 11.5	
貸付金	3,996,533	8.4	1,632,932	3.4	5,552,587	6.2	5,286,041	5.9	266,546	9.2	△ 2.2	5.0	6.0	1.5	4.8	
繰出金	190,645	0.4	4,420,279	9.2	4,610,924	5.2	4,607,029	5.2	3,895	△ 13.2	0.8	0.1	4.0	0.4	0.5	
前年度繰上充用金	-	-	47,517	0.1	47,517	0.1	20,255	0.0	27,262	皆減	190.5	134.6	43.9	△ 33.2	△ 25.5	
歳出合計	<b>47,488,298</b>	<b>100.0</b>	<b>48,223,270</b>	<b>100.0</b>	<b>89,147,615</b>	<b>100.0</b>	<b>89,210,597</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 62,982</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>0.6</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>△ 0.7</b>	<b>△ 2.3</b>	<b>△ 1.6</b>	
うち	義務的経費	22,519,217	47.4	23,999,815	49.8	46,435,936	52.1	46,175,623	51.8	260,313	△ 1.0	2.0	0.6	△ 1.9	△ 1.0	△ 1.5
	投資的経費	7,736,078	16.3	6,768,467	14.0	13,882,058	15.6	14,797,471	16.6	△ 915,413	△ 8.0	△ 4.9	△ 6.2	△ 7.3	△ 6.3	△ 6.5

(注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。



第74表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数						
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	14	15	16	17	18	19	
人 件 費	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	25,256,303	100	98	97	96	95	96	
物 件 費	7,951,029	7,893,696	7,926,420	7,773,327	7,460,095	7,617,698	100	99	100	98	94	96	
維 持 補 修 費	1,059,327	1,056,352	1,062,485	1,058,639	975,339	988,863	100	100	100	100	92	93	
扶 助 費	6,742,408	7,034,889	7,479,496	7,667,782	7,789,221	8,180,646	100	104	111	114	116	121	
普 通 建 設 事 業 費	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	13,524,300	100	88	78	73	69	65	
災 害 復 旧 事 業 費	345,536	302,929	493,774	708,051	490,612	354,348	100	88	143	205	142	103	
失 業 対 策 事 業 費	18,284	17,519	18,078	16,542	23,945	3,410	100	96	99	90	131	19	
公 債 費	13,036,495	13,154,898	13,078,625	13,923,276	13,251,083	12,998,987	100	101	100	107	102	100	
積 立 金	1,364,078	1,564,243	1,537,643	1,856,639	2,082,526	2,156,369	100	115	113	136	153	158	
そ の 他	17,103,880	17,374,696	17,701,439	17,324,549	17,719,542	18,066,691	100	102	103	101	104	106	
歳 出 合 計	<b>94,839,418</b>	<b>92,581,841</b>	<b>91,247,914</b>	<b>90,697,342</b>	<b>89,210,597</b>	<b>89,147,615</b>	<b>100</b>	<b>98</b>	<b>96</b>	<b>96</b>	<b>94</b>	<b>94</b>	
うち	義務的経費	46,173,123	46,122,062	46,171,414	46,855,309	46,175,623	46,435,936	100	100	100	101	100	101
	投資的経費	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,471	13,882,058	100	88	80	75	70	66

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率						
	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19	
人 件 費	27.8	28.0	28.1	27.9	28.2	28.3	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5	0.5	
物 件 費	8.4	8.5	8.7	8.6	8.4	8.5	0.8	△ 0.7	0.4	△ 1.9	△ 4.0	2.1	
維 持 補 修 費	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	△ 1.9	△ 0.3	0.6	△ 0.4	△ 7.9	1.4	
扶 助 費	7.1	7.6	8.2	8.5	8.7	9.2	4.1	4.3	6.3	2.5	1.6	5.0	
普 通 建 設 事 業 費	22.0	19.7	17.9	16.7	16.0	15.2	△ 7.6	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	
災 害 復 旧 事 業 費	0.4	0.3	0.5	0.8	0.5	0.4	△ 14.3	△ 12.3	63.0	43.4	△ 30.7	△ 27.8	
失 業 対 策 事 業 費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 52.4	△ 4.2	3.2	△ 8.5	44.8	△ 85.8	
公 債 費	13.7	14.2	14.3	15.4	14.9	14.6	1.7	0.9	△ 0.6	6.5	△ 4.8	△ 1.9	
積 立 金	1.4	1.7	1.7	2.0	2.3	2.4	△ 32.6	14.7	△ 1.7	20.7	12.2	3.5	
そ の 他	18.1	18.9	19.4	18.9	19.9	20.3	△ 1.3	1.6	1.9	△ 2.1	2.3	4.3	
歳 出 合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 2.7</b>	<b>△ 2.4</b>	<b>△ 1.4</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>△ 1.6</b>	<b>△ 0.1</b>	
うち	義務的経費	48.7	49.8	50.6	51.7	51.8	52.1	0.1	△ 0.1	0.1	1.5	△ 1.5	0.6
	投資的経費	22.3	20.1	18.5	17.5	16.6	15.6	△ 7.8	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2

資 72

第75表 団体種類別性質別歳出の状況

区 分		義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	うち補助事業費	うち単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計			
決 算	19年度	政令指定都市	52,408	18,132	19,406	14,871	14,401	4,678	8,763	10,196	8,312	19,965	105,282		
		中核市	26,502	10,144	9,735	6,623	7,171	2,498	4,402	5,940	1,703	9,743	51,059		
		特例市	19,147	8,074	6,512	4,560	5,023	1,709	3,165	4,799	1,474	7,924	38,367		
		都市	92,825	39,982	27,552	25,291	25,503	9,501	14,942	24,654	4,050	46,047	193,079		
		中都市	42,136	18,017	13,832	10,287	10,991	3,885	6,755	11,383	2,047	18,779	85,336		
		小都市	50,690	21,965	13,720	15,005	14,512	5,616	8,188	13,271	2,002	27,268	107,743		
		町村	24,813	11,658	4,158	8,998	8,610	3,529	4,630	7,734	417	17,299	58,873		
		町村(1万人以上)	17,274	8,177	3,309	5,788	5,743	2,337	3,107	5,407	268	11,756	40,448		
		町村(1万人未満)	7,540	3,481	849	3,210	2,867	1,193	1,523	2,327	149	5,542	18,425		
		合計	<b>215,695</b>	<b>87,990</b>	<b>67,363</b>	<b>60,342</b>	<b>60,708</b>	<b>21,915</b>	<b>35,902</b>	<b>53,323</b>	<b>15,955</b>	<b>100,980</b>	<b>446,661</b>		
		額(億円)	18年度	政令指定都市	49,069	16,956	17,772	14,341	13,549	4,484	8,135	9,316	8,086	19,339	99,359
				中核市	28,291	11,150	9,908	7,233	8,317	2,662	5,326	6,489	1,984	10,559	55,640
				特例市	16,921	7,180	5,684	4,057	4,567	1,431	3,009	4,060	1,068	7,237	33,853
				都市	92,694	40,904	26,432	25,358	27,169	9,543	16,375	24,487	4,708	47,359	196,417
中都市	42,790			18,755	13,489	10,546	11,551	3,796	7,338	11,569	2,595	19,884	88,389		
小都市	49,904			22,149	12,943	14,813	15,618	5,746	9,037	12,918	2,114	27,474	108,028		
町村	24,836			11,967	3,886	8,983	9,514	3,661	5,334	7,610	438	17,465	59,863		
町村(1万人以上)	17,333			8,463	3,093	5,777	6,454	2,407	3,711	5,353	303	12,007	41,450		
町村(1万人未満)	7,503			3,504	792	3,206	3,060	1,254	1,623	2,257	135	5,459	18,414		
合計	<b>211,812</b>			<b>88,156</b>	<b>63,683</b>	<b>59,973</b>	<b>63,116</b>	<b>21,781</b>	<b>38,179</b>	<b>51,962</b>	<b>16,284</b>	<b>101,958</b>	<b>445,132</b>		
構 成	19年度			政令指定都市	24.3	20.6	28.8	24.6	23.7	21.3	24.4	19.1	52.1	19.8	23.6
				中核市	12.3	11.5	14.5	11.0	11.8	11.4	12.3	11.1	10.7	9.6	11.4
				特例市	8.9	9.2	9.7	7.6	8.3	7.8	8.8	9.0	9.2	7.8	8.6
				都市	43.0	45.4	40.9	41.9	42.0	43.4	41.6	46.2	25.4	45.6	43.2
		中都市	19.5	20.5	20.5	17.0	18.1	17.7	18.8	21.3	12.8	18.6	19.1		
		小都市	23.5	25.0	20.4	24.9	23.9	25.6	22.8	24.9	12.5	27.0	24.1		
		町村	11.5	13.2	6.2	14.9	14.2	16.1	12.9	14.5	2.6	17.1	13.2		
		町村(1万人以上)	8.0	9.3	4.9	9.6	9.5	10.7	8.7	10.1	1.7	11.6	9.1		
		町村(1万人未満)	3.5	4.0	1.3	5.3	4.7	5.4	4.2	4.4	0.9	5.5	4.1		
		合計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>		
		比(%)	18年度	政令指定都市	23.2	19.2	27.9	23.9	21.5	20.6	21.3	17.9	49.7	19.0	22.3
				中核市	13.4	12.6	15.6	12.1	13.2	12.2	13.9	12.5	12.2	10.4	12.5
				特例市	8.0	8.1	8.9	6.8	7.2	6.6	7.9	7.8	6.6	7.1	7.6
				都市	43.8	46.4	41.5	42.3	43.0	43.8	42.9	47.1	28.9	46.4	44.1
中都市	20.2			21.3	21.2	17.6	18.3	17.4	19.2	22.3	15.9	19.5	19.9		
小都市	23.6			25.1	20.3	24.7	24.7	26.4	23.7	24.9	13.0	26.9	24.3		
町村	11.7			13.6	6.1	15.0	15.1	16.8	14.0	14.6	2.7	17.1	13.4		
町村(1万人以上)	8.2			9.6	4.9	9.6	10.2	11.0	9.7	10.3	1.9	11.8	9.3		
町村(1万人未満)	3.5			4.0	1.2	5.3	4.8	5.8	4.3	4.3	0.8	5.4	4.1		
合計	<b>100.0</b>			<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>		
増 減 額(億円)	増 減			政令指定都市	3,339	1,176	1,634	530	852	194	628	880	226	626	5,923
				中核市	△ 1,789	△ 1,006	△ 173	△ 610	△ 1,146	△ 164	△ 924	△ 549	△ 281	△ 816	△ 4,581
				特例市	2,226	894	828	503	456	278	156	739	406	687	4,514
				都市	131	△ 922	1,120	△ 67	△ 1,666	△ 42	△ 1,433	167	△ 658	△ 1,312	△ 3,338
		中都市	△ 654	△ 738	343	△ 259	△ 560	89	△ 583	△ 186	△ 548	△ 1,105	△ 3,053		
		小都市	786	△ 184	777	192	△ 1,106	△ 130	△ 849	353	△ 112	△ 206	△ 285		
		町村	△ 23	△ 309	272	15	△ 904	△ 132	△ 704	124	△ 21	△ 166	△ 990		
		町村(1万人以上)	△ 59	△ 286	216	11	△ 711	△ 70	△ 604	54	△ 35	△ 251	△ 1,002		
		町村(1万人未満)	37	△ 23	57	4	△ 193	△ 61	△ 100	70	14	83	11		
		合計	<b>3,883</b>	△ <b>166</b>	<b>3,680</b>	<b>369</b>	△ <b>2,408</b>	<b>134</b>	△ <b>2,277</b>	<b>1,361</b>	△ <b>329</b>	△ <b>978</b>	<b>1,529</b>		
		増 減 率(%)	増 減	政令指定都市	6.8	6.9	9.2	3.7	6.3	4.3	7.7	9.4	2.8	3.2	6.0
				中核市	△ 6.3	△ 9.0	△ 1.7	△ 8.4	△ 13.8	△ 6.2	△ 17.3	△ 8.5	△ 14.2	△ 7.7	△ 8.2
				特例市	13.2	12.5	14.6	12.4	10.0	19.4	5.2	18.2	38.0	9.5	13.3
				都市	0.1	△ 2.3	4.2	△ 0.3	△ 6.1	△ 0.4	△ 8.8	0.7	△ 14.0	△ 2.8	△ 1.7
中都市	△ 1.5			△ 3.9	2.5	△ 2.5	△ 4.8	2.3	△ 7.9	△ 1.6	△ 21.1	△ 5.6	△ 3.5		
小都市	1.6			△ 0.8	6.0	1.3	△ 7.1	△ 2.3	△ 9.4	2.7	△ 5.3	△ 0.7	△ 0.3		
町村	△ 0.1			△ 2.6	7.0	0.2	△ 9.5	△ 3.6	△ 13.2	1.6	△ 4.8	△ 1.0	△ 1.7		
町村(1万人以上)	△ 0.3			△ 3.4	7.0	0.2	△ 11.0	△ 2.9	△ 16.3	1.0	△ 11.6	△ 2.1	△ 2.4		
町村(1万人未満)	0.5			△ 0.7	7.2	0.1	△ 6.3	△ 4.9	△ 6.2	3.1	10.4	1.5	0.1		
合計	<b>1.8</b>			△ <b>0.2</b>	<b>5.8</b>	<b>0.6</b>	△ <b>3.8</b>	<b>0.6</b>	△ <b>6.0</b>	<b>2.6</b>	△ <b>2.0</b>	△ <b>1.0</b>	<b>0.3</b>		





第76表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度						比 較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	29,328,343	100.0	29,160,840	100.0	56,496,106	100.0	29,610,855	100.0	29,436,021	100.0	57,046,006	100.0	△ 549,900	△ 1.0	3.5
義務的経費	16,751,377	57.1	15,188,317	52.1	33,547,706	59.4	17,301,802	58.4	15,249,096	51.8	33,940,118	59.5	△ 392,412	△ 1.2	4.3
人件費	10,921,875	37.2	7,738,312	26.5	19,219,120	34.0	11,173,693	37.7	7,871,841	26.7	19,507,565	34.2	△ 288,445	△ 1.5	2.6
扶助費	367,386	1.3	2,275,332	7.8	3,557,976	6.3	370,658	1.3	2,230,462	7.6	3,405,117	6.0	152,859	4.5	15.1
公債費	5,462,117	18.6	5,174,673	17.7	10,770,610	19.1	5,757,451	19.4	5,146,794	17.5	11,027,437	19.3	△ 256,827	△ 2.3	4.4
投資的経費	1,548,394	5.3	1,973,256	6.8	3,499,510	6.2	1,734,167	5.9	2,070,467	7.0	3,800,325	6.7	△ 300,815	△ 7.9	0.1
普通建設事業費	1,542,822	5.3	1,950,847	6.7	3,474,726	6.2	1,723,736	5.8	2,038,952	6.9	3,763,098	6.6	△ 288,372	△ 7.7	0.1
災害復旧事業費	5,572	0.0	21,761	0.1	24,111	0.0	10,266	0.0	26,514	0.1	29,774	0.1	△ 5,663	△ 19.0	△ 8.0
失業対策事業費	-	-	648	0.0	673	0.0	165	0.0	5,001	0.0	7,453	0.0	△ 6,780	△ 91.0	77.0
その他の経費	10,559,243	36.0	10,953,582	37.5	17,869,005	31.6	10,000,218	33.8	10,946,220	37.2	17,481,269	30.6	387,736	2.2	2.4
歳出合計	28,859,014	98.4	28,115,155	96.4	54,916,221	97.2	29,036,187	98.1	28,265,783	96.0	55,221,712	96.8	△ 305,491	△ 0.6	3.4
翌年度への繰越額	469,329	1.6	1,045,685	3.6	1,579,886	2.8	574,668	1.9	1,170,238	4.0	1,824,293	3.2	△ 244,407	△ 13.4	6.3

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2 推移

(単位 百万円)

区 分	平成14年度充当額	平成15年度充当額	平成16年度充当額	平成17年度充当額	平成18年度充当額	平成19年度充当額
一般財源	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106
義務的経費	31,963,555	30,632,025	31,236,972	32,539,776	33,940,118	33,547,706
人件費	18,878,095	17,909,015	18,244,942	19,014,818	19,507,565	19,219,120
扶助費	2,605,535	2,570,440	2,737,856	2,957,293	3,405,117	3,557,976
公債費	10,479,926	10,152,569	10,254,174	10,567,665	11,027,437	10,770,610
投資的経費	4,764,577	4,373,437	3,972,533	3,794,885	3,800,325	3,499,510
普通建設事業費	4,724,573	4,339,837	3,902,708	3,758,312	3,763,098	3,474,726
災害復旧事業費	35,417	29,592	65,544	32,363	29,774	24,111
失業対策事業費	4,588	4,008	4,281	4,211	7,453	673
その他の経費	15,964,810	15,740,265	15,991,614	17,078,676	17,481,269	17,869,005
歳出合計	52,692,942	50,745,727	51,201,119	53,413,337	55,221,712	54,916,221
翌年度への繰越額	1,768,249	1,689,509	1,626,702	1,716,759	1,824,293	1,579,886

(単位 %)

区 分	指 数						構 成 比					
	14	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
一般財源	100	96	97	101	105	104	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	100	96	98	102	106	105	58.7	58.4	59.1	59.0	59.5	59.4
人件費	100	95	97	101	103	102	34.7	34.2	34.5	34.5	34.2	34.0
扶助費	100	99	105	114	131	137	4.8	4.9	5.2	5.4	6.0	6.3
公債費	100	97	98	101	105	103	19.2	19.4	19.4	19.2	19.3	19.1
投資的経費	100	92	83	80	80	73	8.7	8.3	7.5	6.9	6.7	6.2
普通建設事業費	100	92	83	80	80	74	8.7	8.3	7.4	6.8	6.6	6.2
災害復旧事業費	100	84	185	91	84	68	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
失業対策事業費	100	87	93	92	162	15	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	99	100	107	109	112	29.4	30.1	30.3	31.0	30.6	31.6
歳出合計	100	96	97	101	105	104	96.8	96.8	96.9	96.9	96.8	97.2
翌年度への繰越額	100	96	92	97	103	89	3.2	3.2	3.1	3.1	3.2	2.8

資 74

## 第77表 人件費の状況

### その1 人件費の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
議員報酬手当	38,835	0.3	221,263	2.2	260,098	1.0	282,949	1.1	△ 22,851	△ 8.1	△ 6.2
委員等報酬	199,891	1.3	420,992	4.1	620,882	2.5	595,756	2.4	25,126	4.2	△ 5.3
特別職給与	3,830	0.0	68,272	0.7	72,103	0.3	77,486	0.3	△ 5,383	△ 6.9	△ 17.4
職員給	11,091,810	73.5	6,868,792	67.5	17,960,601	71.1	18,240,630	72.6	△ 280,029	△ 1.5	△ 1.9
基本給	7,194,994	47.7	4,467,238	43.9	11,662,231	46.2	11,889,160	47.3	△ 226,929	△ 1.9	△ 1.9
その他の手当	3,895,908	25.8	2,392,317	23.5	6,288,225	24.9	6,340,996	25.2	△ 52,771	△ 0.8	△ 1.9
臨時職員給与	908	0.0	9,237	0.1	10,145	0.0	10,473	0.0	△ 328	△ 3.1	△ 19.2
地方公務員共済組合等負担金	2,110,759	14.0	1,201,802	11.8	3,312,561	13.1	3,330,539	13.3	△ 17,978	△ 0.5	△ 1.6
退職金	1,519,882	10.1	1,308,528	12.9	2,828,410	11.2	2,401,597	9.6	426,813	17.8	18.2
恩給及び退職年金	37,498	0.2	4,664	0.0	42,163	0.2	47,634	0.2	△ 5,471	△ 11.5	△ 11.5
災害補償費	14,230	0.1	11,519	0.1	25,749	0.1	25,898	0.1	△ 149	△ 0.6	△ 1.1
その他	70,204	0.5	63,532	0.7	133,736	0.5	132,830	0.4	906	0.7	△ 12.0
合 計	<b>15,086,939</b>	<b>100.0</b>	<b>10,169,364</b>	<b>100.0</b>	<b>25,256,303</b>	<b>100.0</b>	<b>25,135,319</b>	<b>100.0</b>	<b>120,984</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 0.5</b>

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,733,613	11.5	50,626	0.5	1,803,143	7.1	1,793,966	7.1	9,177	0.5	△ 21.3
使用料、手数料	327,446	2.2	311,442	3.1	644,685	2.6	673,777	2.7	△ 29,092	△ 4.3	△ 4.2
地方債	394,792	2.6	135,567	1.3	530,359	2.1	234,349	0.9	296,010	126.3	3,353.9
その他特定財源	97,045	0.6	447,244	4.4	210,270	0.8	170,123	0.7	40,147	23.6	△ 5.9
一般財源等	12,534,043	83.1	9,224,485	90.7	22,067,846	87.4	22,263,104	88.6	△ 195,258	△ 0.9	0.8
合 計	<b>15,086,939</b>	<b>100.0</b>	<b>10,169,364</b>	<b>100.0</b>	<b>25,256,303</b>	<b>100.0</b>	<b>25,135,319</b>	<b>100.0</b>	<b>120,984</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 0.5</b>

### その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率	前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比			
都道府県	15,086,939	31.8	15,011,336	31.6	75,603	0.5	0.0
市町村	10,169,364	21.1	10,123,983	21.1	45,381	0.4	△ 1.3
政令指定都市	1,813,161	17.2	1,695,579	17.1	117,582	6.9	1.9
中核市	1,014,422	19.9	1,114,971	20.0	△ 100,549	△ 9.0	△ 2.5
特例市	807,430	21.0	717,961	21.2	89,469	12.5	△ 1.7
中都市	1,801,690	21.1	1,875,493	21.2	△ 73,803	△ 3.9	△ 2.4
小都市	2,196,486	20.4	2,214,861	20.5	△ 18,375	△ 0.8	△ 2.2
町村	1,165,769	19.8	1,196,748	20.0	△ 30,979	△ 2.6	△ 6.1
一部事務組合等	1,060,079	49.4	990,106	48.1	69,973	7.1	4.6
特別区	677,771	22.8	670,420	23.1	7,351	1.1	△ 0.5
合 計	<b>25,256,303</b>	<b>28.3</b>	<b>25,135,319</b>	<b>28.2</b>	<b>120,984</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 0.5</b>

(注) 平成18年度及び平成19年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。



第78表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度						比 較						
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増 減 率			前年度増減率		
														都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議会関係	14,608	0.1	63,864	0.9	78,473	0.4	14,864	0.1	65,892	0.9	80,756	0.4	△ 2,283	△1.7	△3.1	△2.8	2.7	△8.1	△6.3
総務関係	446,935	4.0	1,595,770	23.2	2,042,705	11.4	456,490	4.1	1,603,192	22.9	2,059,683	11.3	△ 16,978	△2.1	△0.5	△0.8	△1.6	△3.8	△3.3
民生関係	200,555	1.8	1,341,745	19.5	1,542,300	8.6	205,563	1.8	1,369,621	19.5	1,575,183	8.6	△ 32,883	△2.4	△2.0	△2.1	△2.6	△1.7	△1.8
衛生関係	236,542	2.1	806,435	11.7	1,042,977	5.8	244,556	2.2	832,327	11.9	1,076,883	5.9	△ 33,906	△3.3	△3.1	△3.1	△3.0	△3.1	△3.0
労働関係	48,088	0.4	7,694	0.1	55,782	0.3	49,631	0.4	8,282	0.1	57,913	0.3	△ 2,131	△3.1	△7.1	△3.7	△2.6	△6.1	△3.1
農林水産業関係	371,459	3.3	213,103	3.1	584,562	3.3	382,452	3.4	220,797	3.2	603,249	3.3	△ 18,687	△2.9	△3.5	△3.1	△1.9	△4.4	△2.9
商工関係	85,038	0.8	111,334	1.6	196,372	1.1	86,759	0.8	112,400	1.6	199,160	1.1	△ 2,788	△2.0	△0.9	△1.4	△5.3	1.9	△1.4
土木関係	262,858	2.4	567,077	8.3	829,936	4.6	268,421	2.4	581,886	8.3	850,307	4.7	△ 20,371	△2.1	△2.5	△2.4	△1.5	△2.1	△1.9
警察関係	2,141,938	19.3	-	-	2,141,938	11.9	2,150,066	19.1	-	-	2,150,066	11.8	△ 8,128	△0.4	-	△0.4	△0.5	-	△0.5
消防関係	155,754	1.4	970,731	14.1	1,126,485	6.3	156,204	1.4	972,808	13.9	1,129,012	6.2	△ 2,527	△0.3	△0.2	△0.2	△0.6	△0.7	△0.7
教育関係	7,128,035	64.3	1,191,037	17.3	8,319,073	46.3	7,217,094	64.3	1,241,324	17.7	8,458,417	46.4	△ 139,344	△1.2	△4.1	△1.6	△1.3	△4.5	△1.8
合 計	11,091,810	100.0	6,868,792	100.0	17,960,601	100.0	11,232,101	100.0	7,008,529	100.0	18,240,630	100.0	△ 280,029	△1.2	△2.0	△1.5	△1.3	△2.9	△1.9

資料編

その2 平均給料月額(普通会計分)

(単位 円・%)

区 分	平成19年4月1日現在					平成18年4月1日現在					増 減 率					前 年 度 増 減 率				
	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村
一般行政職	350,583	354,149	359,072	349,952	329,972	353,656	357,311	363,408	352,909	332,693	△0.9	△0.9	△1.2	△0.8	△0.8	△0.1	△0.5	0.1	△0.6	△0.2
高等学校教育職	401,586	401,470	411,746	398,038	318,053	404,900	404,811	414,389	401,674	319,751	△0.8	△0.8	△0.6	△0.9	△0.5	△0.3	△0.3	△0.1	0.1	△5.5
小・中学校教育職	388,212	389,710	353,239	342,441	320,687	392,720	394,247	371,219	346,201	324,098	△1.1	△1.2	△4.8	△1.1	△1.1	△0.8	△0.9	△1.3	△1.1	△0.4
消 防 職	335,093	356,500	345,564	333,893	317,141	339,782	363,700	351,565	338,273	321,501	△1.4	△2.0	△1.7	△1.3	△1.4	△0.4	△0.7	△0.2	△0.7	△1.0
警 察 職	344,824	344,824	-	-	-	352,192	352,192	-	-	-	△2.1	△2.1	-	-	-	△1.5	△1.5	-	-	-

(注) 1 「都市」には、中核市、特例市を含む。  
 2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

第79表 地方公務員数の状況

その1 総括

(単位 人・%)

区 分	平成19年4月1日現在						平成18年4月1日現在						比 較		
	都道府県		市町村		合 計		都道府県		市町村		合 計		増減額	増減率	前年度増減率
一般行政関係職員	263,887	17.7	738,848	69.6	1,002,735	39.3	269,539	17.9	756,214	69.7	1,025,753	39.6	△23,018	△2.2	△2.0
議 会・総 務	49,307	3.3	194,666	18.3	243,973	9.6	49,219	3.3	199,448	18.4	248,667	9.6	△4,694	△1.9	△1.7
税 務	18,672	1.3	54,806	5.2	73,478	2.9	19,074	1.3	55,477	5.1	74,551	2.9	△1,073	△1.4	△1.3
民 生	28,503	1.9	216,944	20.4	245,447	9.6	29,187	1.9	220,879	20.4	250,066	9.7	△4,619	△1.8	△1.5
衛 生	34,105	2.3	117,957	11.1	152,062	6.0	34,458	2.3	121,662	11.2	156,120	6.0	△4,058	△2.6	△2.7
労 働	5,230	0.4	1,292	0.1	6,522	0.3	5,456	0.4	1,389	0.1	6,845	0.3	△323	△4.7	△2.3
農 林 水 産	59,460	4.0	35,431	3.3	94,891	3.7	61,275	4.1	36,899	3.4	98,174	3.8	△3,283	△3.3	△3.6
商 工	12,008	0.8	16,959	1.6	28,967	1.1	12,369	0.8	17,108	1.6	29,477	1.1	△510	△1.7	△0.2
土 木	56,602	3.8	100,793	9.5	157,395	6.2	58,501	3.9	103,352	9.5	161,853	6.3	△4,458	△2.8	△2.0
教育関係職員	927,978	62.3	183,825	17.3	1,111,803	43.6	937,569	62.4	191,243	17.6	1,128,812	43.6	△17,009	△1.5	△1.3
教 員	838,953	56.3	39,758	3.7	878,711	34.4	845,139	56.2	40,447	3.7	885,586	34.2	△6,875	△0.8	△0.6
高等 学校	172,369	11.6	11,679	1.1	184,048	7.2	175,703	11.7	11,807	1.1	187,510	7.2	△3,462	△1.8	△1.6
義務 教育	597,633	40.1	176	0.0	597,809	23.4	599,133	39.9	140	0.0	599,273	23.2	△1,464	△0.2	0.0
そ の 他	68,951	4.6	27,903	2.6	96,854	3.8	70,303	4.6	28,500	2.6	98,803	3.8	△1,949	△2.0	△2.9
そ の 他	89,025	6.0	144,067	13.6	233,092	9.2	92,430	6.2	150,796	13.9	243,226	9.4	△10,134	△4.2	△3.6
警察関係職員	280,141	18.8	-	-	280,141	11.0	277,543	18.5	-	-	277,543	10.7	2,598	0.9	1.2
警 察 官	251,569	16.9	-	-	251,569	9.9	248,834	16.6	-	-	248,834	9.6	2,735	1.1	1.4
そ の 他	28,572	1.9	-	-	28,572	1.1	28,709	1.9	-	-	28,709	1.1	△137	△0.5	△0.3
消防関係職員	18,512	1.2	138,472	13.0	156,984	6.2	18,491	1.2	137,918	12.7	156,409	6.0	575	0.4	0.4
合 計	1,490,518	100.0	1,061,145	100.0	2,551,663	100.0	1,503,142	100.0	1,085,375	100.0	2,588,517	100.0	△36,854	△1.4	△1.2

(注) 特殊学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移

(単位 千人・%)

区 分	昭和36年5月31日		平成17年4月1日		平成18年4月1日		平成19年4月1日		指 数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	36.5.31	17.4.1	18.4.1	19.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	1,046	39.9	1,026	39.6	1,003	39.3	100	155	152	148
民 生	85	5.0	254	9.7	250	9.7	245	9.6	100	299	294	288
衛 生	74	4.3	160	6.1	156	6.0	152	6.0	100	216	211	205
労 働	18	1.1	7	0.3	7	0.3	7	0.3	100	39	39	39
土 木	107	6.3	165	6.3	162	6.3	157	6.2	100	154	151	147
そ の 他	392	22.9	460	17.5	451	17.3	442	17.2	100	117	115	113
教育関係職員	842	49.4	1,144	43.7	1,129	43.6	1,112	43.6	100	136	134	132
義務教育職員	572	33.5	599	22.9	599	23.1	598	23.4	100	105	105	105
高等学校職員	104	6.1	191	7.3	188	7.3	184	7.2	100	184	181	177
学校給食職員	29	1.7	16	0.6	15	0.6	14	0.5	100	55	52	48
そ の 他	137	8.1	338	12.9	327	12.6	316	12.5	100	247	239	231
警察関係職員	149	8.7	274	10.5	278	10.7	280	11.0	100	184	187	188
警 察 官	129	7.6	245	9.4	249	9.6	252	9.9	100	190	193	195
そ の 他	20	1.1	29	1.1	29	1.1	28	1.1	100	145	145	140
消防関係職員	39	2.3	156	6.0	156	6.0	157	6.2	100	400	400	403
合 計	1,706	100.0	2,620	100.0	2,589	100.0	2,552	100.0	100	154	152	150

(注) 教育関係職員のうち、平成17年、18年及び19年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。



第80表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
賃 金	36,563	2.4	405,052	6.6	441,616	5.8	433,223	5.8	8,393	1.9	△ 1.5
旅 費	98,825	6.6	57,136	0.9	155,961	2.0	162,664	2.2	△ 6,703	△ 4.1	△ 7.3
交 際 費	362	0.0	3,616	0.1	3,978	0.1	4,329	0.1	△ 351	△ 8.1	△ 20.3
備 品 購 入 費	23,400	1.6	126,553	2.1	149,952	2.0	152,318	2.0	△ 2,366	△ 1.6	△ 13.5
需 用 費	375,049	24.9	1,317,434	21.6	1,692,483	22.2	1,704,904	22.9	△ 12,421	△ 0.7	△ 3.4
役 務 費	135,580	9.0	293,733	4.8	429,312	5.6	421,727	5.7	7,585	1.8	△ 5.6
委 託 料	634,037	42.1	3,323,132	54.4	3,957,169	51.9	3,786,571	50.8	170,598	4.5	△ 3.9
そ の 他	201,588	13.4	585,638	9.5	787,227	10.4	794,359	10.5	△ 7,132	△ 0.9	△ 3.6
合 計	1,505,404	100.0	6,112,294	100.0	7,617,698	100.0	7,460,095	100.0	157,603	2.1	△ 4.0

第81表 維持補修費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
総 務 費	16,272	4.2	22,785	3.8	39,057	3.9	38,477	3.9	580	1.5	△ 4.0
衛 生 費	1,633	0.4	115,210	19.1	116,843	11.8	114,124	11.7	2,719	2.4	△ 0.6
保 健 所 費	365	0.1	257	0.0	622	0.1	612	0.1	10	1.6	8.5
清 掃 費	156	0.0	108,862	18.0	109,018	11.0	106,364	10.9	2,654	2.5	△ 0.7
そ の 他	1,112	0.3	6,091	1.1	7,203	0.7	7,148	0.7	55	0.8	0.0
農 林 水 産 業 費	7,802	2.0	11,850	2.0	19,652	2.0	20,326	2.1	△ 674	△ 3.3	△ 1.1
農 業 費	1,005	0.3	1,429	0.2	2,433	0.2	2,524	0.3	△ 91	△ 3.6	△ 3.2
畜 産 業 費	304	0.1	274	0.0	578	0.1	611	0.1	△ 33	△ 5.4	1.8
農 地 費	1,733	0.4	6,900	1.1	8,632	0.9	9,088	0.9	△ 456	△ 5.0	1.7
林 業 費	1,102	0.3	2,640	0.4	3,742	0.4	4,071	0.4	△ 329	△ 8.1	0.6
水 産 業 費	3,658	1.0	607	0.1	4,266	0.4	4,032	0.4	234	5.8	△ 7.6
土 木 費	305,839	79.4	343,943	57.0	649,782	65.7	633,870	65.0	15,912	2.5	△ 10.2
道 路 橋 りょう 費	164,964	42.8	224,784	37.2	389,748	39.4	366,529	37.6	23,219	6.3	△ 15.8
河 川 海 岸 費	35,169	9.1	12,053	2.0	47,222	4.8	48,906	5.0	△ 1,684	△ 3.4	△ 1.4
都 市 計 画 費	31,161	8.1	48,005	7.9	79,166	8.0	81,842	8.4	△ 2,676	△ 3.3	△ 3.4
住 宅 費	64,638	16.8	53,557	8.9	118,195	12.0	121,115	12.4	△ 2,920	△ 2.4	1.6
そ の 他	9,907	2.6	5,544	1.0	15,451	1.5	15,478	1.6	△ 27	△ 0.2	△ 7.4
警 察 費	21,256	5.5	-	-	21,256	2.1	21,062	2.2	194	0.9	△ 2.7
消 防 費	4,553	1.2	7,039	1.2	11,592	1.2	11,515	1.2	77	0.7	0.9
教 育 費	22,536	5.9	83,204	13.8	105,739	10.7	111,796	11.5	△ 6,057	△ 5.4	△ 6.5
小 学 校 費	-	-	36,143	6.0	36,143	3.7	38,267	3.9	△ 2,124	△ 5.6	△ 6.1
中 学 校 費	9	0.0	19,270	3.2	19,279	1.9	21,080	2.2	△ 1,801	△ 8.5	△ 5.5
高 等 学 校 費	15,057	3.9	991	0.2	16,048	1.6	17,675	1.8	△ 1,627	△ 9.2	△ 7.7
そ の 他	7,470	2.0	26,800	4.4	34,269	3.5	34,774	3.6	△ 505	△ 1.5	△ 6.9
そ の 他	5,138	1.4	19,803	3.1	24,942	2.6	24,169	2.4	773	3.2	△ 2.4
合 計	385,029	100.0	603,834	100.0	988,863	100.0	975,339	100.0	13,524	1.4	△ 7.9

第82表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度						平成18年度 純 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
民 生 費	632,898	75.2	7,082,062	96.5	7,714,960	94.3	7,267,498	93.3	447,462	6.2	2.2	
社 会 福 祉 費	180,829	21.5	1,459,354	19.9	1,640,183	20.0	1,381,973	17.7	258,210	18.7	△ 2.4	
老 人 福 祉 費	14,568	1.7	219,416	3.0	233,984	2.9	250,010	3.2	△ 16,026	△ 6.4	△ 15.1	
児 童 福 祉 費	269,612	32.0	2,910,750	39.7	3,180,362	38.9	2,959,761	38.0	220,601	7.5	7.1	
生 活 保 護 費	167,867	20.0	2,491,565	33.9	2,659,432	32.5	2,674,421	34.3	△ 14,989	△ 0.6	1.4	
災 害 救 助 費	23	0.0	977	0.0	1,000	0.0	1,332	0.0	△ 332	△ 24.9	△ 70.9	
衛 生 費	198,220	23.6	145,214	2.0	343,434	4.2	401,544	5.2	△ 58,110	△ 14.5	△ 8.1	
結 核 対 策 費	1,810	0.2	2,771	0.0	4,580	0.1	5,178	0.1	△ 598	△ 11.5	△ 20.5	
そ の 他	196,410	23.4	142,443	2.0	338,854	4.1	396,366	5.1	△ 57,512	△ 14.5	△ 8.0	
教 育 費	10,126	1.2	112,125	1.5	122,250	1.5	120,177	1.5	2,073	1.7	2.5	
小 学 校 費	-	-	31,649	0.4	31,649	0.4	30,777	0.4	872	2.8	△ 0.2	
中 学 校 費	4	0.0	30,146	0.4	30,150	0.4	28,661	0.4	1,489	5.2	2.2	
保 健 体 育 費	151	0.0	31,504	0.4	31,655	0.4	32,695	0.4	△ 1,040	△ 3.2	6.0	
そ の 他	9,971	1.2	18,826	0.3	28,796	0.3	28,044	0.3	752	2.7	1.9	
そ の 他	2	0.0	0	0.0	2	0.0	2	0.0	0	0.0	△ 50.0	
合 計	841,246	100.0	7,339,400	100.0	8,180,646	100.0	7,789,221	100.0	391,425	5.0	1.6	

第83表 補助費等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度				平成 18 年 度				増 減 額		増 減 率		前年度 増減率	
	都道 府県	市町村	合 計		都道 府県	市町村	合 計		単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計
			単 純	純 計			単 純	純 計						
負 担 金、寄 附 金	1,490,727	458,291	1,949,017	...	1,357,971	426,115	1,784,086	...	164,931	...	9.2	...	13.9	...
補 助 交 付 金	7,613,116	1,243,266	8,856,382	...	7,194,686	1,250,827	8,445,514	...	410,868	...	4.9	...	2.4	...
そ の 他	868,300	1,578,593	2,446,894	...	1,047,266	1,561,914	2,609,179	...	△ 162,285	...	△ 6.2	...	△ 2.7	...
合 計	9,972,143	3,280,150	13,252,293	7,470,800	9,599,923	3,238,856	12,838,779	7,419,526	413,514	51,274	3.2	0.7	2.7	2.6
うち公営企業(法適用)に対するもの	486,424	1,111,677	1,598,101		489,319	1,110,374	1,599,693		△ 1,592		△ 0.1		△ 3.5	



## 第84表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	3,317,403	44.2	2,367,619	35.9	5,513,551	40.8	5,807,254	40.7	△ 293,703	△ 5.1	△ 6.0
単独事業費	3,049,484	40.6	3,935,426	59.6	6,756,853	50.0	7,216,392	50.5	△ 459,539	△ 6.4	△ 5.8
国直轄事業負担金	1,136,113	15.1	117,783	1.8	1,253,895	9.3	1,259,268	8.8	△ 5,373	△ 0.4	△ 0.4
県営事業負担金	-	-	181,561	2.7	-	-	-	-	-	-	-
合 計	<b>7,503,000</b>	<b>100.0</b>	<b>6,602,388</b>	<b>100.0</b>	<b>13,524,300</b>	<b>100.0</b>	<b>14,282,915</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 758,615</b>	<b>△ 5.3</b>	<b>△ 5.4</b>

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,786,148	23.8	1,002,254	15.2	2,788,438	20.6	2,977,028	20.8	△ 188,590	△ 6.3	△ 6.5
分担金、負担金、寄附金	264,202	3.5	36,791	0.6	150,912	1.1	157,709	1.1	△ 6,797	△ 4.3	△ 9.0
財産収入	16,962	0.2	32,999	0.5	49,963	0.4	63,165	0.4	△ 13,202	△ 20.9	△ 13.6
地方債	3,235,641	43.1	2,320,835	35.2	5,550,318	41.0	5,701,690	39.9	△ 151,372	△ 2.7	△ 6.8
その他特定財源	429,491	5.8	883,994	13.3	994,906	7.4	1,088,669	7.7	△ 93,763	△ 8.6	△ 8.6
一般財源等	1,770,556	23.6	2,325,515	35.2	3,989,763	29.5	4,294,654	30.1	△ 304,891	△ 7.1	△ 1.7
合 計	<b>7,503,000</b>	<b>100.0</b>	<b>6,602,388</b>	<b>100.0</b>	<b>13,524,300</b>	<b>100.0</b>	<b>14,282,915</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 758,615</b>	<b>△ 5.3</b>	<b>△ 5.4</b>

資料編

第84表 普通建設事業費の状況 (つづき)

その3 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度							平成18年度 純計額	比 較						
	都道府県		市町村		純計額		増減額		増減率			前年度増減率			
									都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
総務費	261,014	3.5	418,068	6.3	596,623	4.4	617,255	4.3	△ 20,632	△ 7.7	0.8	△ 3.3	3.2	△ 6.8	△ 3.3
民生費	100,275	1.3	272,979	4.1	359,408	2.7	443,102	3.1	△ 83,694	△ 35.1	△ 10.0	△ 18.9	△ 9.4	△ 9.1	△ 9.0
社会福祉費	37,237	0.5	57,571	0.9	91,491	0.7	118,676	0.8	△ 27,185	△ 36.3	△ 12.3	△ 22.9	8.1	△ 0.1	5.3
老人福祉費	41,059	0.5	83,954	1.3	122,355	0.9	153,890	1.1	△ 31,535	△ 39.8	△ 5.8	△ 20.5	△ 14.5	△ 32.5	△ 25.6
児童福祉費	19,736	0.3	127,718	1.9	141,305	1.0	166,595	1.2	△ 25,290	△ 22.8	△ 13.1	△ 15.2	△ 27.3	10.8	2.3
その他	2,243	0.0	3,736	0.0	4,257	0.1	3,941	0.0	316	△ 5.4	137.2	8.0	43.4	△ 49.5	△ 16.4
衛生費	86,882	1.2	470,040	7.1	538,630	4.0	613,645	4.3	△ 75,015	△ 11.8	△ 12.4	△ 12.2	△ 17.0	△ 11.0	△ 11.7
清掃費	22,942	0.3	347,257	5.3	364,253	2.7	406,964	2.8	△ 42,711	14.1	△ 12.0	△ 10.5	△ 18.8	△ 15.2	△ 15.6
その他	63,940	0.9	122,783	1.8	174,377	1.3	206,681	1.5	△ 32,304	△ 18.5	△ 13.6	△ 15.6	△ 16.6	3.1	△ 3.1
労働費	14,295	0.2	4,355	0.1	18,499	0.1	10,412	0.1	8,087	114.5	11.7	77.7	△ 44.9	△ 19.1	△ 37.6
農林水産業費	1,583,765	21.1	504,408	7.6	1,798,118	13.3	2,003,059	14.0	△ 204,941	△ 9.8	△ 14.2	△ 10.2	△ 8.7	△ 12.9	△ 9.2
農業費	63,830	0.9	76,775	1.2	100,603	0.7	133,739	0.9	△ 33,136	△ 25.5	△ 20.5	△ 24.8	△ 11.7	△ 15.9	△ 14.1
畜産費	30,782	0.4	20,224	0.3	42,469	0.3	44,003	0.3	△ 1,534	4.5	△ 13.5	△ 3.5	△ 15.3	△ 10.0	△ 13.8
農地費	928,012	12.4	244,468	3.7	1,015,202	7.5	1,127,094	7.9	△ 111,892	△ 9.9	△ 13.9	△ 9.9	△ 8.6	△ 13.4	△ 8.9
林業費	372,597	5.0	86,506	1.3	418,627	3.1	446,964	3.1	△ 28,337	△ 6.4	△ 9.7	△ 6.3	△ 6.5	△ 11.7	△ 7.2
水産業費	188,544	2.5	76,436	1.2	221,217	1.6	251,261	1.8	△ 30,044	△ 11.6	△ 13.7	△ 12.0	△ 10.5	△ 9.9	△ 10.1
商工費	114,537	1.5	139,187	2.1	244,050	1.8	197,455	1.4	46,595	19.5	21.6	23.6	33.3	△ 9.3	6.3
土木費	4,816,567	64.2	3,405,573	51.6	8,066,182	59.6	8,471,045	59.3	△ 404,863	△ 5.6	△ 3.9	△ 4.8	△ 5.6	△ 3.2	△ 4.6
道路橋りょう費	2,291,450	30.5	1,164,050	17.6	3,419,140	25.3	3,629,299	25.4	△ 210,159	△ 6.4	△ 4.8	△ 5.8	△ 4.7	△ 3.5	△ 4.3
河川海岸費	1,223,188	16.3	132,862	2.0	1,337,463	9.9	1,419,641	9.9	△ 82,178	△ 5.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 4.7	△ 9.3	△ 5.2
港湾費	207,653	2.8	114,991	1.7	302,807	2.2	334,729	2.3	△ 31,922	△ 11.5	△ 5.9	△ 9.5	0.4	△ 5.1	△ 1.6
都市計画費	820,317	10.9	1,697,041	25.7	2,446,298	18.1	2,510,209	17.6	△ 63,911	△ 2.2	△ 2.8	△ 2.5	△ 11.1	△ 0.4	△ 3.9
街路費	524,204	7.0	645,553	9.8	1,133,837	8.4	1,174,132	8.2	△ 40,295	△ 4.8	△ 2.4	△ 3.4	△ 10.3	△ 0.6	△ 5.2
公園費	112,295	1.5	330,770	5.0	440,025	3.3	458,388	3.2	△ 18,363	8.7	△ 7.4	△ 4.0	△ 6.1	5.3	2.6
下水道費	9,429	0.1	16,367	0.2	20,138	0.1	21,764	0.2	△ 1,626	△ 4.5	△ 6.9	△ 7.5	△ 40.1	△ 9.4	△ 25.5
区画整理費等	174,388	2.3	704,352	10.7	852,298	6.3	855,926	6.0	△ 3,628	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.4	△ 13.9	△ 2.6	△ 4.8
住宅費	177,902	2.4	253,643	3.8	426,574	3.2	444,245	3.1	△ 17,671	△ 4.8	△ 3.6	△ 4.0	△ 6.8	△ 14.5	△ 11.2
その他	96,057	1.3	42,986	0.8	133,900	0.9	132,922	1.0	978	0.9	△ 4.2	0.7	△ 1.7	△ 2.4	△ 2.0
消防費	13,199	0.2	189,712	2.9	200,237	1.5	194,896	1.4	5,341	7.8	3.0	2.7	△ 10.7	3.4	1.8
教育費	317,171	4.2	1,168,090	17.7	1,477,362	10.9	1,502,544	10.5	△ 25,182	△ 12.0	1.4	△ 1.7	△ 2.5	△ 5.0	△ 4.4
小学校費	424	0.0	473,519	7.2	473,514	3.5	504,389	3.5	△ 30,875	42	△ 6.1	△ 6.1	33.4	0.9	0.9
中学校費	3,155	0.0	288,926	4.4	291,717	2.2	271,607	1.9	20,110	56.3	7.1	7.4	△ 13.0	△ 6.7	△ 6.8
高等学校費	200,158	2.7	25,646	0.4	225,678	1.7	222,805	1.6	2,873	△ 4.2	82.5	1.3	△ 0.6	△ 42.3	△ 4.9
社会教育費	30,558	0.4	194,179	2.9	220,874	1.6	198,155	1.4	22,719	△ 16.0	17.3	11.5	△ 37.8	△ 17.7	△ 21.9
保健体育費	16,469	0.2	140,387	2.1	154,037	1.1	173,665	1.2	△ 19,628	△ 6.4	△ 12.6	△ 11.3	13.0	8.6	8.5
大学費	15,532	0.2	4,207	0.1	19,739	0.1	22,972	0.2	△ 3,233	△ 23.3	54.6	△ 14.1	4.2	△ 60.4	△ 12.7
その他	50,875	0.7	41,226	0.6	91,803	0.7	108,951	0.7	△ 17,148	△ 32.1	19.9	△ 15.7	17.9	△ 19.3	3.0
その他	195,295	2.6	29,976	0.5	225,191	1.7	229,502	1.6	△ 4,311	△ 0.5	△ 10.0	△ 1.9	△ 2.0	4.3	△ 1.1
合計	7,503,000	100.0	6,602,388	100.0	13,524,300	100.0	14,282,915	100.0	△ 758,615	△ 7.0	△ 3.9	△ 5.3	△ 5.8	△ 5.5	△ 5.4





第85表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額	増減額	比 較						
	都道府県		市町村		純計額				増減率			前年度増減率			
									都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
総務費	4,750	0.1	115,793	4.9	118,092	2.1	92,240	1.6	25,852	△ 8.1	29.6	28.0	△ 59.0	22.4	13.4
民生費	26,358	0.8	79,388	3.4	100,066	1.8	175,737	3.0	△ 75,671	△ 60.8	△ 30.4	△ 43.1	△ 33.1	20.3	△ 5.1
社会福祉費	12,373	0.4	13,427	0.6	25,083	0.5	39,563	0.7	△ 14,480	△ 46.6	△ 27.3	△ 36.6	39.8	41.3	51.3
老人福祉費	2,330	0.1	22,682	1.0	23,985	0.4	57,327	1.0	△ 33,342	△ 91.9	△ 23.8	△ 58.2	△ 53.6	△ 11.9	△ 38.4
児童福祉費	9,676	0.3	40,582	1.7	48,021	0.9	75,809	1.3	△ 27,788	△ 26.3	△ 37.5	△ 36.7	△ 35.0	42.0	21.8
その他	1,979	0.0	2,697	0.1	2,977	0.0	3,038	0.0	△ 61	△ 4.9	181.5	△ 2.0	39.3	△ 57.9	△ 19.5
衛生費	17,644	0.5	171,291	7.2	187,973	3.4	233,198	4.0	△ 45,225	△ 42.6	△ 16.2	△ 19.4	△ 36.6	△ 21.8	△ 23.7
清掃費	1,572	0.0	156,987	6.6	158,559	2.9	193,389	3.3	△ 34,830	△ 72.1	△ 16.4	△ 18.0	△ 41.4	△ 21.6	△ 22.3
その他	16,072	0.5	14,304	0.6	29,414	0.5	39,809	0.7	△ 10,395	△ 36.0	△ 14.5	△ 26.1	△ 35.4	△ 23.8	△ 29.6
労働費	6,429	0.2	54	0.0	6,480	0.1	4,516	0.1	1,964	45.6	△ 46.0	43.5	△ 10.9	426.3	△ 7.7
農林水産業費	1,146,873	34.6	207,151	8.7	1,197,592	21.7	1,347,039	23.2	△ 149,447	△ 10.5	△ 17.4	△ 11.1	△ 10.1	△ 11.1	△ 9.6
農業費	39,916	1.2	39,245	1.7	54,502	1.0	76,753	1.3	△ 22,251	△ 26.4	△ 27.3	△ 29.0	1.7	△ 13.5	△ 4.7
畜産業費	14,717	0.4	10,480	0.4	19,506	0.4	21,888	0.4	△ 2,382	△ 2.7	△ 18.3	△ 10.9	△ 18.0	△ 13.8	△ 18.1
農地費	630,367	19.0	54,834	2.3	615,413	11.2	697,543	12.0	△ 82,130	△ 11.7	△ 18.1	△ 11.8	△ 11.3	△ 7.3	△ 10.0
林業費	299,873	9.0	44,105	1.9	316,967	5.7	331,612	5.7	△ 14,645	△ 4.0	△ 11.5	△ 4.4	△ 8.3	△ 10.7	△ 8.4
水産業費	162,000	4.9	58,487	2.5	191,203	3.5	219,241	3.8	△ 28,038	△ 12.6	△ 13.1	△ 12.8	△ 10.3	△ 12.5	△ 10.9
商工費	6,344	0.2	26,391	1.1	32,437	0.6	28,017	0.5	4,420	△ 18.9	19.4	15.8	△ 50.0	4.4	△ 17.1
土木費	2,015,027	60.7	1,209,516	51.1	3,219,004	58.4	3,337,320	57.5	△ 118,316	△ 5.8	0.5	△ 3.5	△ 8.4	1.9	△ 4.9
道路橋りょう費	707,811	21.3	209,651	8.9	917,379	16.6	937,614	16.1	△ 20,235	△ 5.1	9.1	△ 2.2	△ 9.2	5.7	△ 6.5
河川海岸費	767,768	23.1	48,334	2.0	812,113	14.7	880,981	15.2	△ 68,868	△ 7.8	△ 8.0	△ 7.8	△ 5.6	△ 7.5	△ 5.7
港湾費	136,104	4.1	30,670	1.3	166,711	3.0	192,490	3.3	△ 25,779	△ 11.6	△ 20.3	△ 13.4	△ 6.6	△ 8.5	△ 7.0
都市計画費	240,765	7.3	709,122	30.0	949,467	17.2	931,512	16.0	17,955	2.4	1.8	1.9	△ 17.7	6.8	△ 0.6
街路費	152,458	4.6	221,876	9.4	373,915	6.8	347,991	6.0	25,924	4.9	9.3	7.4	△ 17.5	1.9	△ 7.1
公園費	36,837	1.1	168,681	7.1	205,517	3.7	212,192	3.7	△ 6,675	△ 13.4	△ 0.6	△ 3.1	△ 15.8	11.7	4.8
下水道費	3,379	0.1	6,322	0.3	9,701	0.2	10,479	0.2	△ 778	△ 7.5	△ 7.4	△ 7.4	△ 62.4	5.3	△ 34.8
区画整理費等	48,091	1.4	312,243	13.2	360,333	6.5	360,851	6.2	△ 518	10.5	△ 1.6	△ 0.1	△ 11.8	7.7	4.9
住宅費	147,026	4.4	197,754	8.4	344,090	6.2	364,738	6.3	△ 20,648	△ 7.1	△ 4.5	△ 5.7	△ 6.0	△ 11.7	△ 9.3
その他	15,553	0.5	13,985	0.5	29,244	0.7	29,985	0.6	△ 741	11.6	△ 15.7	△ 2.5	6.0	16.4	10.7
消防費	516	0.0	39,256	1.7	39,772	0.7	37,574	0.6	2,198	△ 67.3	9.1	5.8	420.5	△ 19.1	△ 16.1
教育費	46,462	1.4	518,779	21.9	565,137	10.2	508,042	8.7	57,095	△ 7.7	13.3	11.2	△ 3.3	8.5	7.2
小学校費	-	-	249,586	10.5	249,586	4.5	244,733	4.2	4,853	-	2.0	2.0	-	13.2	13.2
中学校費	1,789	0.1	156,357	6.6	158,146	2.9	125,757	2.2	32,389	108.0	25.2	25.8	△ 25.6	△ 2.5	△ 2.7
高等学校費	24,347	0.7	842	0.0	25,189	0.5	25,217	0.4	△ 28	△ 1.7	83.8	△ 0.1	△ 7.9	78.9	△ 7.1
社会教育費	5,633	0.2	65,073	2.7	70,642	1.3	52,724	0.9	17,918	0.1	38.1	34.0	17.2	12.2	12.7
保健体育費	165	0.0	33,108	1.4	33,273	0.6	33,716	0.6	△ 443	△ 24.0	△ 1.2	△ 1.3	△ 53.9	28.1	26.7
大学費	548	0.0	774	0.0	1,322	0.0	331	0.0	991	199.5	423.0	299.4	117.9	159.6	134.8
その他	13,980	0.4	13,039	0.7	26,979	0.4	25,564	0.4	1,415	△ 25.2	89.5	5.5	0.1	△ 24.8	△ 8.1
その他	47,000	1.5	-	-	46,998	1.0	43,571	0.8	3,427	7.9	皆減	7.9	△ 5.6	△ 62.5	△ 5.6
合計	3,317,403	100.0	2,367,619	100.0	5,513,551	100.0	5,807,254	100.0	△ 293,703	△ 8.7	△ 0.5	△ 5.1	△ 10.1	△ 0.1	△ 6.0

資料編

第85表 普通建設事業費中の補助事業費の状況 (つづき)

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,785,997	53.8	1,001,491	42.3	2,788,438	50.6	2,977,028	51.3	△ 188,590	△ 6.3	△ 6.5
分担金、負担金、寄附金	113,670	3.4	7,347	0.3	36,260	0.7	38,280	0.7	△ 2,020	△ 5.3	△ 2.3
財産収入	1,730	0.1	589	0.0	2,322	0.0	2,453	0.0	△ 131	△ 5.3	28.6
地方債	1,100,361	33.2	802,141	33.9	1,983,561	36.0	2,055,055	35.4	△ 71,494	△ 3.5	△ 6.7
その他特定財源	147,959	4.4	311,361	13.2	283,834	5.1	256,826	4.4	27,008	10.5	0.5
一般財源等	167,686	5.1	244,690	10.3	419,136	7.6	477,612	8.2	△ 58,476	△ 12.2	△ 3.1
合 計	<b>3,317,403</b>	<b>100.0</b>	<b>2,367,619</b>	<b>100.0</b>	<b>5,513,551</b>	<b>100.0</b>	<b>5,807,254</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 293,703</b>	<b>△ 5.1</b>	<b>△ 6.0</b>

第86表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
農林水産業費	238,762	21.0	10,606	9.0	249,368	19.9	256,643	20.4	△ 7,275	△ 2.8	△ 5.8
畜産業費	3,163	0.3	-	-	3,163	0.3	610	0.0	2,553	418.5	△ 0.8
農地費	225,944	19.9	10,606	9.0	236,549	18.9	246,605	19.6	△ 10,056	△ 4.1	△ 5.9
林業費	5,326	0.5	-	-	5,326	0.4	5,357	0.4	△ 31	△ 0.6	△ 4.1
水産業費	4,330	0.4	-	-	4,330	0.3	4,071	0.3	259	6.4	△ 1.2
土木費	897,351	79.0	107,177	91.0	1,004,527	80.1	1,002,625	79.6	1,902	0.2	1.1
道路橋りょう費	568,373	50.0	72,004	61.1	640,377	51.1	655,812	52.1	△ 15,435	△ 2.4	3.9
河川海岸費	268,969	23.7	7	0.0	268,976	21.5	256,716	20.4	12,260	4.8	△ 5.1
港湾費	42,844	3.8	33,656	28.6	76,500	6.1	69,653	5.5	6,847	9.8	△ 1.0
都市計画費	9,154	0.8	1,225	1.0	10,379	0.8	10,750	0.9	△ 371	△ 3.5	2.7
街路費	-	-	91	0.1	91	0.0	124	0.0	△ 33	△ 26.6	2,380.0
公園費	9,149	0.8	268	0.2	9,417	0.8	10,118	0.8	△ 701	△ 6.9	△ 3.2
下水道費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
区画整理費等	5	0.0	866	0.7	871	0.1	508	0.0	363	71.5	12,600.0
空港費	5,704	0.5	285	0.2	5,989	0.5	8,162	0.6	△ 2,173	△ 26.6	△ 6.8
その他	2,307	0.2	-	-	2,306	0.1	1,532	0.1	774	50.5	185.3
合 計	<b>1,136,113</b>	<b>100.0</b>	<b>117,783</b>	<b>100.0</b>	<b>1,253,895</b>	<b>100.0</b>	<b>1,259,268</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 5,373</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>△ 0.4</b>

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	81,601	7.2	27	0.0	81,628	6.5	78,965	6.3	2,663	3.4	△ 8.7
地方債	786,923	69.3	95,090	80.7	882,013	70.3	824,269	65.5	57,744	7.0	△ 4.7
その他特定財源	2,164	0.1	5,018	4.3	5,263	0.5	7,978	0.6	△ 2,715	△ 34.0	△ 37.4
一般財源等	265,425	23.4	17,648	15.0	284,991	22.7	348,056	27.6	△ 63,065	△ 18.1	15.9
合 計	<b>1,136,113</b>	<b>100.0</b>	<b>117,783</b>	<b>100.0</b>	<b>1,253,895</b>	<b>100.0</b>	<b>1,259,268</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 5,373</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>△ 0.4</b>

### 第87表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度						平成18年度 純 計 額		比 較						
	都道府県		市町村		純 計 額				増 減 額	増 減 率			前年度増減率		
										都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
総 務 費	256,263	8.4	301,853	7.7	478,531	7.1	525,015	7.3	△ 46,484	△ 7.7	△ 6.9	△ 8.9	6.2	△ 12.6	△ 5.7
民 生 費	73,917	2.4	193,548	4.9	259,342	3.8	267,365	3.7	△ 8,023	△ 15.3	2.3	△ 3.0	24.6	△ 20.8	△ 11.4
社 会 福 祉 費	24,864	0.8	44,114	1.1	66,408	1.0	79,113	1.1	△ 12,705	△ 29.5	△ 6.4	△ 16.1	△ 5.9	△ 10.5	△ 8.5
老 人 福 祉 費	38,729	1.3	61,272	1.6	98,369	1.5	96,563	1.3	1,806	△ 1.3	3.2	1.9	125.1	△ 39.6	△ 15.2
児 童 福 祉 費	10,059	0.3	87,125	2.2	93,284	1.4	90,786	1.3	2,498	△ 19.2	6.1	2.8	△ 16.8	△ 5.7	△ 9.7
そ の 他	265	0.0	1,037	0.0	1,281	0.0	903	0.0	378	△ 8.0	68.1	41.9	82.3	△ 26.7	△ 4.0
衛 生 費	69,239	2.3	298,642	7.6	350,657	5.2	380,447	5.3	△ 29,790	2.2	△ 10.1	△ 7.8	△ 3.5	△ 2.9	△ 2.4
清 掃 費	21,370	0.7	190,170	4.8	205,694	3.0	213,576	3.0	△ 7,882	47.7	△ 8.0	△ 3.7	△ 4.5	△ 8.6	△ 8.3
そ の 他	47,869	1.6	108,472	2.8	144,963	2.2	166,871	2.3	△ 21,908	△ 10.2	△ 13.5	△ 13.1	△ 3.3	8.2	6.5
労 働 費	7,866	0.3	4,301	0.1	12,020	0.2	5,896	0.1	6,124	249.9	13.2	103.9	△ 68.6	△ 20.8	△ 50.0
農 林 水 産 業 費	198,130	6.5	203,770	5.2	351,159	5.2	399,378	5.5	△ 48,219	△ 15.2	△ 9.9	△ 12.1	△ 7.8	△ 12.5	△ 9.8
農 業 費	23,914	0.8	36,298	0.9	46,101	0.7	56,985	0.8	△ 10,884	△ 24.0	△ 10.2	△ 19.1	△ 28.1	△ 17.4	△ 24.1
畜 産 業 費	12,902	0.4	8,679	0.2	19,800	0.3	21,504	0.3	△ 1,704	△ 7.2	△ 8.1	△ 7.9	△ 12.6	△ 5.1	△ 9.3
農 地 費	71,702	2.4	107,968	2.7	163,239	2.4	182,945	2.5	△ 19,706	△ 15.1	△ 9.8	△ 10.8	△ 2.8	△ 13.2	△ 8.7
林 業 費	67,398	2.2	39,198	1.0	96,334	1.4	109,995	1.5	△ 13,661	△ 15.8	△ 7.5	△ 12.4	1.1	△ 12.8	△ 3.7
水 産 業 費	22,214	0.7	11,627	0.3	25,684	0.4	27,949	0.4	△ 2,265	△ 6.8	△ 17.2	△ 8.1	△ 13.7	8.5	△ 4.7
商 工 費	108,192	3.5	112,704	2.9	211,614	3.1	169,438	2.3	42,176	23.0	22.2	24.9	56.4	△ 12.1	11.5
土 木 費	1,904,190	62.4	1,993,410	50.7	3,842,650	56.9	4,131,100	57.2	△ 288,450	△ 7.8	△ 6.2	△ 7.0	△ 5.1	△ 6.2	△ 5.7
道 路 橋 り よ う 費	1,015,266	33.3	860,535	21.9	1,861,383	27.5	2,035,872	28.2	△ 174,489	△ 9.4	△ 7.4	△ 8.6	△ 5.0	△ 6.4	△ 5.7
河 川 海 岸 費	186,450	6.1	78,492	2.0	256,373	3.8	281,944	3.9	△ 25,571	△ 10.6	△ 6.4	△ 9.1	△ 0.6	△ 10.6	△ 3.8
港 湾 費	28,705	0.9	35,989	0.9	59,596	0.9	72,586	1.0	△ 12,990	△ 31.0	△ 1.9	△ 17.9	35.3	△ 3.8	15.3
都 市 計 画 費	570,398	18.7	936,432	23.8	1,486,453	22.0	1,567,947	21.7	△ 81,494	△ 3.9	△ 5.8	△ 5.2	△ 8.4	△ 4.5	△ 5.9
街 路 費	371,746	12.2	390,571	9.9	759,831	11.2	826,017	11.4	△ 66,186	△ 8.2	△ 7.7	△ 8.0	△ 7.5	△ 1.2	△ 4.4
公 園 費	66,309	2.2	159,625	4.1	225,090	3.3	236,078	3.3	△ 10,988	29.9	△ 14.1	△ 4.7	3.0	0.4	0.9
下 水 道 費	6,050	0.2	10,013	0.3	10,438	0.2	11,285	0.2	△ 847	△ 2.7	△ 6.0	△ 7.5	△ 7.8	△ 16.4	△ 14.1
区 画 整 理 費 等	126,293	4.1	376,222	9.6	491,094	7.3	494,567	6.9	△ 3,473	△ 3.8	0.4	△ 0.7	△ 14.7	△ 9.6	△ 10.9
住 宅 費	30,876	1.0	55,804	1.4	82,484	1.2	79,507	1.1	2,977	7.6	△ 0.3	3.7	△ 10.9	△ 23.6	△ 19.2
そ の 他	72,495	2.4	26,158	0.7	96,361	1.5	93,244	1.3	3,117	0.6	4.2	3.3	△ 4.4	△ 10.1	△ 6.0
消 防 費	12,683	0.4	148,013	3.8	160,464	2.4	157,323	2.2	3,141	18.9	0.8	2.0	△ 20.4	10.1	7.3
教 育 費	270,709	8.9	649,208	16.5	912,225	13.5	994,502	13.8	△ 82,277	△ 12.7	△ 6.4	△ 8.3	△ 2.4	△ 12.2	△ 9.4
小 学 校 費	424	0.0	223,933	5.7	223,928	3.3	259,655	3.6	△ 35,727	4.2	△ 13.8	△ 13.8	33.4	△ 8.4	△ 8.4
中 学 校 費	1,367	0.0	132,568	3.4	133,571	2.0	145,850	2.0	△ 12,279	18.0	△ 8.5	△ 8.4	△ 0.5	△ 10.0	△ 10.1
高 等 学 校 費	175,811	5.8	24,804	0.6	200,489	3.0	197,588	2.7	2,901	△ 4.5	82.4	1.5	0.5	△ 43.6	△ 4.6
社 会 教 育 費	24,925	0.8	129,077	3.3	150,232	2.2	145,431	2.0	4,801	△ 19.0	9.0	3.3	△ 42.7	△ 25.6	△ 29.7
保 健 体 育 費	16,305	0.5	107,258	2.7	120,765	1.8	139,949	1.9	△ 19,184	△ 6.1	△ 15.6	△ 13.7	15.1	4.4	4.9
大 学 費	14,984	0.5	3,433	0.1	18,417	0.3	22,642	0.3	△ 4,225	△ 25.3	33.4	△ 18.7	3.7	△ 62.3	△ 13.5
そ の 他	36,893	1.3	28,135	0.7	64,823	0.9	83,387	1.3	△ 18,564	△ 34.4	2.5	△ 22.3	25.4	△ 17.8	6.9
そ の 他	148,295	4.9	29,977	0.6	178,191	2.6	185,928	2.6	△ 7,737	△ 2.9	△ 10.0	△ 4.2	△ 0.9	4.3	0.0
合 計	3,049,484	100.0	3,935,426	100.0	6,756,853	100.0	7,216,392	100.0	△ 459,539	△ 7.4	△ 5.6	△ 6.4	△ 2.5	△ 8.3	△ 5.8

第87表 普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	68,931	2.3	24,030	0.6	33,024	0.5	40,464	0.6	△ 7,440	△ 18.4	△ 15.0
財 産 収 入	15,229	0.5	32,406	0.8	47,637	0.7	60,712	0.8	△ 13,075	△ 21.5	△ 14.7
地 方 債	1,348,357	44.2	1,307,337	33.2	2,684,744	39.7	2,822,366	39.1	△ 137,622	△ 4.9	△ 7.4
そ の 他 特 定 財 源	279,522	9.1	559,071	14.3	705,812	10.5	823,864	11.4	△ 118,052	△ 14.3	△ 10.7
一 般 財 源 等	1,337,445	43.9	2,012,582	51.1	3,285,636	48.6	3,468,986	48.1	△ 183,350	△ 5.3	△ 2.9
合 計	<b>3,049,484</b>	<b>100.0</b>	<b>3,935,426</b>	<b>100.0</b>	<b>6,756,853</b>	<b>100.0</b>	<b>7,216,392</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 459,539</b>	<b>△ 6.4</b>	<b>△ 5.8</b>

第88表 普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

(単位 %)

区 分	都 道 府 県			市 町 村				純 計 額		
	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費
総 務 費	1.8	-	98.2	27.7	-	0.1	72.2	19.8	-	80.2
民 生 費	26.3	-	73.7	29.1	-	0.0	70.9	27.8	-	72.2
社 会 福 祉 費	33.2	-	66.8	23.3	-	0.1	76.6	27.4	-	72.6
老 人 福 祉 費	5.7	-	94.3	27.0	-	-	73.0	19.6	-	80.4
児 童 福 祉 費	49.0	-	51.0	31.8	-	0.0	68.2	34.0	-	66.0
そ の 他	88.2	-	11.8	72.2	-	-	27.8	69.9	-	30.1
衛 生 費	20.3	-	79.7	36.4	-	0.0	63.5	34.9	-	65.1
清 掃 費	6.9	-	93.1	45.2	-	0.0	54.8	43.5	-	56.5
そ の 他	25.1	-	74.9	11.6	-	0.0	88.3	16.9	-	83.1
労 働 費	45.0	-	55.0	1.2	-	-	98.8	35.0	-	65.0
農 林 水 産 業 費	72.4	15.1	12.5	41.1	2.1	16.4	40.4	66.6	13.9	19.5
農 業 費	62.5	-	37.5	51.1	-	1.6	47.3	54.2	-	45.8
畜 産 業 費	47.8	10.3	41.9	51.8	-	5.3	42.9	45.9	7.4	46.6
農 地 費	67.9	24.3	7.7	22.4	4.3	29.1	44.2	60.6	23.3	16.1
林 業 費	80.5	1.4	18.1	51.0	-	3.7	45.3	75.7	1.3	23.0
水 産 業 費	85.9	2.3	11.8	76.5	-	8.3	15.2	86.4	2.0	11.6
商 工 費	5.5	-	94.5	19.0	-	0.1	81.0	13.3	-	86.7
土 木 費	41.8	18.6	39.5	35.5	3.1	2.8	58.5	39.9	12.5	47.6
道 路 橋 り よ う 費	30.9	24.8	44.3	18.0	6.2	1.9	73.9	26.8	18.7	54.4
河 川 海 岸 費	62.8	22.0	15.2	36.4	0.0	4.5	59.1	60.7	20.1	19.2
港 湾 費	65.5	20.6	13.8	26.7	29.3	12.8	31.3	55.1	25.3	19.7
都 市 計 画 費	29.4	1.1	69.5	41.8	0.1	3.0	55.2	38.8	0.4	60.8
街 路 費	29.1	-	70.9	34.4	0.0	5.1	60.5	33.0	0.0	67.0
公 園 費	32.8	8.1	59.0	51.0	0.1	0.7	48.3	46.7	2.1	51.2
下 水 道 費	35.8	-	64.2	38.6	-	0.2	61.2	48.2	-	51.8
区 画 整 理 費 等	27.6	0.0	72.4	44.3	0.1	2.1	53.4	42.3	0.1	57.6
住 宅 費	82.6	-	17.4	78.0	-	0.0	22.0	80.7	-	19.3
そ の 他	16.2	8.3	75.5	32.5	0.7	5.9	60.9	21.8	6.2	72.0
消 防 費	3.9	-	96.1	20.7	-	1.3	78.0	19.9	-	80.1
教 育 費	14.6	-	85.4	44.4	-	0.0	55.6	38.3	-	61.7
小 学 校 費	-	-	100.0	52.7	-	-	47.3	52.7	-	47.3
中 学 校 費	56.7	-	43.3	54.1	-	-	45.9	54.2	-	45.8
高 等 学 校 費	12.2	-	87.8	3.3	-	-	96.7	11.2	-	88.8
社 会 教 育 費	18.4	-	81.6	33.5	-	0.0	66.5	32.0	-	68.0
健 体 育 費	1.0	-	99.0	23.6	-	0.0	76.4	21.6	-	78.4
大 学 費	3.5	-	96.5	18.4	-	-	81.6	6.7	-	93.3
そ の 他	27.5	-	72.5	31.6	-	0.1	68.2	29.4	-	70.6
そ の 他	24.1	-	75.9	-	-	-	100.0	20.9	-	79.1
合 計	<b>44.2</b>	<b>15.1</b>	<b>40.6</b>	<b>35.9</b>	<b>1.8</b>	<b>2.7</b>	<b>59.6</b>	<b>40.8</b>	<b>9.3</b>	<b>50.0</b>



第89表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較							
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率			前年度増減率			
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	合計額	合計額	都道府県	市町村		合計額	都道府県	市町村	合計額			
総務関係	1,237	0.2	66,051	6.0	67,287	3.6	81,247	4.0	△ 13,960	△ 83.8	△ 10.3	△ 17.2	△ 57.4	2.0	△ 9.8	
うち庁舎	167	0.0	13,822	1.3	13,990	0.7	21,055	1.0	△ 7,065	△ 96.9	△ 11.7	△ 33.6	皆増	46.1	96.4	
民生関係	236	0.0	26,139	2.4	26,375	1.4	33,384	1.7	△ 7,009	△ 87.4	△ 17.0	△ 21.0	29.3	△ 51.7	△ 49.9	
うち社会福祉施設	137	0.0	12,609	1.1	12,746	0.7	17,978	0.9	△ 5,232	△ 61.4	△ 28.5	△ 29.1	5.3	△ 42.4	△ 41.9	
衛生関係	4,404	0.6	33,098	3.0	37,502	2.0	40,940	2.0	△ 3,438	△ 35.9	△ 2.8	△ 8.4	85.3	21.8	29.2	
うち清掃施設	-	-	15,768	1.4	15,768	0.8	14,196	0.7	1,572	皆減	13.7	11.1	皆増	31.8	34.8	
農林水産業関係	17,822	2.3	10,884	1.0	28,706	1.5	40,748	2.0	△ 12,042	△ 36.2	△ 14.9	△ 29.6	△ 7.8	△ 23.4	△ 13.4	
農業関係	16,835	2.1	8,403	0.8	25,238	1.3	32,582	1.6	△ 7,344	△ 25.7	△ 15.3	△ 22.5	△ 20.9	△ 21.0	△ 20.9	
林業・水産業関係	987	0.1	2,481	0.2	3,468	0.2	8,166	0.4	△ 4,698	△ 81.4	△ 13.5	△ 57.5	213.1	△ 30.8	39.9	
うち漁港	542	0.1	674	0.1	1,216	0.1	937	0.0	279	89.5	3.5	29.8	△ 52.7	△ 9.2	△ 29.1	
土木関係	727,113	92.7	787,229	71.7	1,514,342	80.4	1,619,277	80.5	△ 104,935	△ 6.9	△ 6.1	△ 6.5	△ 8.9	△ 0.6	△ 4.8	
道路橋りょう	333,614	42.5	192,894	17.6	526,508	28.0	599,971	29.8	△ 73,463	△ 14.4	△ 8.2	△ 12.2	△ 11.4	△ 5.7	△ 9.5	
河川	97,185	12.4	13,830	1.3	111,015	5.9	117,107	5.8	△ 6,092	△ 7.2	11.2	△ 5.2	△ 9.6	△ 21.3	△ 11.0	
港湾	3,897	0.5	7,919	0.7	11,816	0.6	14,345	0.7	△ 2,529	△ 13.2	△ 19.7	△ 17.6	△ 13.9	38.0	16.1	
都市計画	271,419	34.6	531,438	48.4	802,857	42.6	819,184	40.7	△ 16,327	7.9	△ 6.4	△ 2.0	△ 6.4	2.1	△ 0.7	
うち	街路	189,663	24.2	276,606	25.2	466,269	24.8	475,431	23.6	△ 9,162	1.0	△ 3.8	△ 1.9	△ 5.9	2.0	△ 1.3
	都市下水路	-	-	752	0.1	752	0.0	225	0.0	527	-	234.2	234.2	皆減	△ 78.0	△ 96.9
	区画整理	29,389	3.7	75,936	6.9	105,326	5.6	119,846	6.0	△ 14,520	0.3	△ 16.1	△ 12.1	3.0	△ 19.7	△ 15.2
公園	52,450	6.7	165,636	15.1	218,085	11.6	215,310	10.7	2,775	51.9	△ 8.4	1.3	0.3	23.8	19.3	
公営住宅	2,788	0.4	14,735	1.3	17,522	0.9	18,976	0.9	△ 1,454	△ 26.2	△ 3.0	△ 7.7	△ 37.2	△ 19.8	△ 24.0	
空港	3,956	0.5	9,661	0.9	13,617	0.7	12,634	0.6	983	△ 31.0	40.1	7.8	303.4	△ 37.6	1.2	
その他	14,255	1.8	16,751	1.5	31,005	1.6	37,060	2.0	△ 6,055	△ 32.3	4.7	△ 16.3	4.4	42.3	18.0	
教育関係	11,163	1.4	89,502	8.2	100,665	5.3	106,724	5.3	△ 6,059	54.3	△ 10.0	△ 5.7	△ 12.2	△ 18.9	△ 18.5	
高等学校	4,894	0.6	4,113	0.4	9,007	0.5	4,992	0.2	4,015	13.8	496.1	80.4	0.7	△ 93.9	△ 68.1	
大学	3,926	0.5	330	0.0	4,256	0.2	555	0.0	3,701	皆増	△ 40.5	666.8	-	296.4	296.4	
その他	2,343	0.3	85,060	7.7	87,402	4.6	101,177	5.1	△ 13,775	△ 20.1	△ 13.4	△ 13.6	△ 26.1	△ 11.6	△ 12.1	
その他	22,821	2.9	85,109	7.8	107,930	5.7	88,723	4.5	19,207	19.0	22.4	21.6	9.5	△ 5.7	△ 2.8	
合計	784,795	100.0	1,098,011	100.0	1,882,806	100.0	2,011,043	100.0	△ 128,237	△ 7.9	△ 5.3	△ 6.4	△ 9.0	△ 5.1	△ 6.8	

資料編

第89表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その2 財源内訳等

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	159,787	20.4	155,692	14.2	315,479	16.8	339,426	16.9	△ 23,947	△ 7.1	△ 6.9
都道府県支出金	-	-	22,118	2.0	22,118	1.2	23,692	1.2	△ 1,574	△ 6.6	12.7
分担金、負担金、寄附金	18,806	2.4	3,060	0.3	21,866	1.2	24,187	1.2	△ 2,321	△ 9.6	△ 12.9
地方債	358,668	45.7	418,613	38.1	777,281	41.3	824,898	41.0	△ 47,617	△ 5.8	△ 8.1
その他特定財源	37,769	4.8	92,136	8.4	129,905	6.8	166,976	8.3	△ 37,071	△ 22.2	△ 17.7
一般財源等	209,765	26.7	406,392	37.0	616,157	32.7	631,864	31.4	△ 15,707	△ 2.5	△ 1.9
合計 (A)	<b>784,795</b>	<b>100.0</b>	<b>1,098,011</b>	<b>100.0</b>	<b>1,882,806</b>	<b>100.0</b>	<b>2,011,043</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 128,237</b>	<b>△ 6.4</b>	<b>△ 6.8</b>
うち補償費	334,544	42.6	196,790	17.9	531,334	28.2	575,600	28.6	△ 44,266	△ 7.7	△ 9.5
取得用地面積 (㎡)	39,626,192		65,315,235		104,941,427		111,411,770		△ 6,470,343	△ 5.8	△ 13.3
(A)に係る取得用地面積 (㎡)	39,555,746		63,025,270		102,581,016		101,306,879		1,274,137	1.3	△ 20.2

(注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度		平成18年度		増減額	増減率	前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比			
都道府県	784,795	10.5	851,927	10.6	△67,132	△ 7.9	△ 9.0
市町村	1,098,011	16.6	1,159,116	16.9	△61,105	△ 5.3	△ 5.1
政令指定都市	323,187	22.4	322,755	23.8	432	0.1	5.9
特別区	92,306	25.2	84,535	24.6	7,771	9.2	△ 14.7
中核市	114,143	15.9	135,519	16.3	△21,376	△ 15.8	△ 2.7
特例市	92,805	20.1	100,230	21.9	△ 7,425	△ 7.4	△ 5.2
都市	398,114	15.4	426,090	15.7	△27,976	△ 6.6	△ 10.6
町村	74,560	8.7	83,368	8.8	△ 8,808	△ 10.6	△ 9.1
一部事務組合等	2,895	1.7	6,619	3.1	△ 3,724	△ 56.3	52.7

(注) 平成19年度及び平成18年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。



第89表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成14年度	15	16	17	18	19	14	15	16	17	18	19
総 務 関 係	105,941	114,894	97,070	90,100	81,247	67,287	100	108	92	85	77	64
う ち 庁 舎	34,510	17,243	9,942	10,720	21,055	13,990	100	50	29	31	61	41
民 生 関 係	45,933	55,609	38,460	66,679	33,384	26,375	100	121	84	145	73	57
うち社会福祉施設	31,186	33,688	24,722	30,946	17,978	12,746	100	108	79	99	58	41
衛 生 関 係	67,547	48,461	43,359	31,686	40,940	37,502	100	72	64	47	61	56
うち清掃施設	24,079	21,317	19,258	10,528	14,196	15,768	100	89	80	44	59	65
農 林 水 産 業 関 係	72,378	70,227	60,060	47,039	40,748	28,706	100	97	83	65	56	40
農 業 関 係	62,439	57,823	53,922	41,203	32,582	25,238	100	93	86	66	52	40
林業・水産業関係	9,939	12,404	6,138	5,836	8,166	3,468	100	125	62	59	82	35
うち漁港	2,045	1,819	1,787	1,322	937	1,216	100	89	87	65	46	59
土 木 関 係	2,411,566	2,220,790	1,884,484	1,700,444	1,619,277	1,514,342	100	92	78	71	67	63
道路橋りょう	906,104	841,984	710,112	662,877	599,971	526,508	100	93	78	73	66	58
河 川	185,232	152,145	124,605	131,612	117,107	111,015	100	82	67	71	63	60
港 湾	15,248	7,773	14,828	12,355	14,345	11,816	100	51	97	81	94	77
都 市 計 画	1,203,025	1,051,123	896,737	824,742	819,184	802,857	100	87	75	69	68	67
街 路	776,922	666,436	538,605	481,531	475,431	466,269	100	86	69	62	61	60
うち 都市下水路	849	832	567	7,290	225	752	100	98	67	859	27	89
区画整理	145,559	151,935	158,044	141,269	119,846	105,326	100	104	109	97	82	72
公 園	265,135	215,241	188,493	180,455	215,310	218,085	100	81	71	68	81	82
公 営 住 宅	46,121	33,487	28,756	24,963	18,976	17,522	100	73	62	54	41	38
空 港	13,397	8,265	19,635	12,482	12,634	13,617	100	62	147	93	94	102
そ の 他	42,439	126,013	89,811	31,413	37,060	31,005	100	297	212	74	87	73
教 育 関 係	188,492	156,647	153,648	130,912	106,724	100,665	100	83	82	69	57	53
高 等 学 校	7,327	17,519	13,322	15,652	4,992	9,007	100	239	182	214	68	123
大 学	974	2,956	3,090	140	555	4,256	100	303	317	14	57	437
そ の 他	180,191	136,172	137,236	115,120	101,177	87,402	100	76	76	64	56	49
そ の 他	119,840	101,758	88,370	91,293	88,723	107,930	100	85	74	76	74	90
合 計	3,011,697	2,768,386	2,365,451	2,158,153	2,011,043	1,882,806	100	92	79	72	67	63

資料編

第90表 普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度						平成18年度 合 計 額		比 較				
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			
								都道府県		市町村	合計額		
総 務 関 係	-	-	8,944	2.6	8,944	1.4	9,085	1.3	△ 141	-	△ 1.6	△ 1.6	
う ち 庁 舎	-	-	642	0.2	642	0.1	1,040	0.2	△ 398	-	△ 38.3	△ 38.3	
民 生 関 係	-	-	2,015	0.6	2,015	0.3	5,744	0.8	△ 3,729	-	△ 64.9	△ 64.9	
う ち 社 会 福 祉 施 設	-	-	1,136	0.3	1,136	0.2	3,709	0.5	△ 2,573	-	△ 69.4	△ 69.4	
衛 生 関 係	-	-	695	0.2	695	0.1	1,167	0.2	△ 472	-	△ 40.4	△ 40.4	
う ち 清 掃 施 設	-	-	95	0.0	95	0.0	938	0.1	△ 843	-	△ 89.9	△ 89.9	
農 林 水 産 業 関 係	16,732	5.5	3,104	0.9	19,836	3.1	29,181	4.3	△ 9,345	△ 32.7	△ 28.3	△ 32.0	
農 業 関 係	16,178	5.3	2,103	0.6	18,281	2.8	22,908	3.3	△ 4,627	△ 18.1	△ 33.1	△ 20.2	
林 業 ・ 水 産 業 関 係	554	0.2	1,000	0.3	1,554	0.2	6,272	0.9	△ 4,718	△ 89.1	△ 15.7	△ 75.2	
う ち 漁 港	541	0.2	561	0.2	1,102	0.2	800	0.1	302	89.2	9.1	37.8	
土 木 関 係	288,650	94.4	305,922	90.2	594,572	92.2	619,672	90.6	△ 25,100	△ 13.0	6.3	△ 4.1	
道 路 橋 り ょ う	133,100	43.5	47,092	13.9	180,193	27.9	217,200	31.8	△ 37,007	△ 21.6	△ 0.6	△ 17.0	
河 川	79,455	26.0	7,768	2.3	87,223	13.5	94,879	13.9	△ 7,656	△ 9.8	15.1	△ 8.1	
港 湾	3,451	1.1	829	0.2	4,281	0.7	5,227	0.8	△ 946	6.3	△ 58.1	△ 18.1	
都 市 計 画	59,469	19.5	230,223	67.9	289,692	44.9	261,549	38.2	28,143	17.2	9.2	10.8	
街 路	45,289	14.8	104,179	30.7	149,468	23.2	127,014	18.6	22,454	19.5	16.9	17.7	
う ち 都 市 下 水 路	-	-	98	0.0	98	0.0	41	0.0	57	-	139.0	139.0	
区 画 整 理	2,793	0.9	34,537	10.2	37,330	5.8	36,638	5.4	692	△ 6.4	2.6	1.9	
公 園	11,387	3.7	87,024	25.7	98,411	15.3	92,233	13.5	6,178	15.6	5.6	6.7	
公 営 住 宅	914	0.3	9,801	2.9	10,715	1.7	12,933	1.9	△ 2,218	△ 62.3	△ 6.8	△ 17.1	
空 港	1,178	0.4	7,906	2.3	9,085	1.4	10,762	1.6	△ 1,677	△ 69.5	14.6	△ 15.6	
そ の 他	11,083	3.6	2,303	0.7	13,383	2.1	17,122	2.4	△ 3,739	△ 19.3	△ 32.0	△ 21.8	
教 育 関 係	280	0.1	14,122	4.2	14,402	2.2	13,306	1.9	1,096	△ 24.1	9.2	8.2	
高 等 学 校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大 学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	280	0.1	14,122	4.2	14,402	2.2	13,306	1.9	1,096	△ 24.1	9.2	8.2	
そ の 他	16	0.0	4,346	1.3	4,362	0.7	5,876	0.9	△ 1,514	△ 15.8	△ 25.8	△ 25.8	
合 計	<b>305,678</b>	<b>100.0</b>	<b>339,148</b>	<b>100.0</b>	<b>644,826</b>	<b>100.0</b>	<b>684,031</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 39,205</b>	<b>△ 14.4</b>	<b>3.8</b>	<b>△ 5.7</b>	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。





第91表 普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度						平成 18 年 度 合 計 額		比 較				
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			
							都道府県	市町村		合計額			
総務関係	1,237	0.3	57,107	7.5	58,344	4.7	72,162	5.4	△ 13,818	△ 83.8	△ 11.5	△ 19.1	
うち庁舎	167	0.0	13,180	1.7	13,347	1.1	20,015	1.5	△ 6,668	△ 96.9	△ 9.9	△ 33.3	
民生関係	236	0.0	24,124	3.2	24,359	2.0	27,640	2.1	△ 3,281	△ 87.4	△ 6.4	△ 11.9	
うち社会福祉施設	137	0.0	11,473	1.5	11,610	0.9	14,269	1.1	△ 2,659	△ 61.4	△ 17.5	△ 18.6	
衛生関係	4,404	0.9	32,403	4.3	36,807	3.0	39,773	3.0	△ 2,966	△ 35.9	△ 1.5	△ 7.5	
うち清掃施設	-	-	15,673	2.1	15,673	1.3	13,258	1.0	2,415	皆減	21.2	18.2	
農林水産業関係	1,090	0.2	7,780	1.0	8,870	0.7	11,567	0.9	△ 2,697	△ 64.9	△ 8.0	△ 23.3	
農業関係	657	0.1	6,300	0.8	6,957	0.6	9,673	0.7	△ 2,716	△ 77.3	△ 7.1	△ 28.1	
林業・水産業関係	433	0.1	1,480	0.2	1,913	0.2	1,894	0.1	19	105.2	△ 12.1	1.0	
うち漁港	0	0.0	113	0.0	113	0.0	137	0.0	△ 24	0.0	△ 17.5	△ 17.5	
土木関係	438,463	91.5	481,306	63.4	919,770	74.3	999,605	75.3	△ 79,835	△ 2.4	△ 12.5	△ 8.0	
道路橋りょう	200,514	41.9	145,802	19.2	346,316	28.0	382,771	28.8	△ 36,455	△ 8.9	△ 10.4	△ 9.5	
河川	17,730	3.7	6,061	0.8	23,792	1.9	22,228	1.7	1,564	7.2	6.5	7.0	
港湾	445	0.1	7,090	0.9	7,535	0.6	9,119	0.7	△ 1,584	△ 64.1	△ 10.0	△ 17.4	
都市計画	211,950	44.2	301,216	39.7	513,166	41.5	557,635	42.0	△ 44,469	5.5	△ 15.6	△ 8.0	
うち	街路	144,374	30.1	172,427	22.7	316,801	25.6	348,417	26.3	△ 31,616	△ 3.7	△ 13.1	△ 9.1
	都市下水路	-	-	654	0.1	654	0.1	184	0.0	470	-	255.4	255.4
	区画整理	26,596	5.6	41,399	5.5	67,996	5.5	83,208	6.3	△ 15,212	1.1	△ 27.2	△ 18.3
公園	41,063	8.6	78,612	10.4	119,675	9.7	123,077	9.3	△ 3,402	66.5	△ 20.1	△ 2.8	
公営住宅	1,873	0.4	4,934	0.7	6,808	0.5	6,043	0.5	765	38.0	5.3	12.7	
空港	2,778	0.6	1,755	0.2	4,533	0.4	1,873	0.1	2,660	48.4	皆増	142.0	
その他	3,173	0.6	14,448	1.9	17,620	1.4	19,936	1.5	△ 2,316	△ 56.7	14.6	△ 11.6	
教育関係	10,882	2.3	75,380	9.9	86,263	7.0	93,418	7.0	△ 7,155	58.5	△ 12.9	△ 7.7	
高等学校	4,894	1.0	4,113	0.5	9,007	0.7	4,992	0.4	4,015	13.8	496.1	80.4	
大学	3,926	0.8	330	0.0	4,256	0.3	555	0.0	3,701	皆増	△ 40.5	666.8	
その他	2,062	0.5	70,937	9.4	73,000	6.0	87,871	6.6	△ 14,871	△ 19.6	△ 16.8	△ 16.9	
その他	22,805	4.8	80,763	10.7	103,567	8.3	82,846	6.3	20,721	19.1	26.8	25.0	
合計	479,117	100.0	758,863	100.0	1,237,980	100.0	1,327,011	100.0	△ 89,031	△ 3.2	△ 8.8	△ 6.7	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

## 第92表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	210,501	90.3	130,095	80.0	299,817	84.6	425,606	86.7	△125,789	△29.6	△33.4
単独事業費	10,815	4.6	32,491	20.0	42,769	12.1	49,405	10.1	△6,636	△13.4	△18.1
国直轄事業負担金	11,761	5.0	-	-	11,761	3.3	15,601	3.2	△3,840	△24.6	76.1
県営事業負担金	-	-	82	0.1	-	-	-	-	-	-	-
合 計	<b>233,078</b>	<b>100.0</b>	<b>162,668</b>	<b>100.0</b>	<b>354,348</b>	<b>100.0</b>	<b>490,612</b>	<b>100.0</b>	<b>△136,264</b>	<b>△27.8</b>	<b>△30.7</b>

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
公共土木施設	172,621	74.1	91,851	56.5	264,402	74.6	374,767	76.4	△110,365	△29.4	△28.0
農林水産施設	58,549	25.1	58,354	35.9	75,646	21.3	101,242	20.6	△25,596	△25.3	△37.9
その他	1,908	0.8	12,463	7.6	14,300	4.1	14,603	3.0	△303	△2.1	△40.9
合 計	<b>233,078</b>	<b>100.0</b>	<b>162,668</b>	<b>100.0</b>	<b>354,348</b>	<b>100.0</b>	<b>490,612</b>	<b>100.0</b>	<b>△136,264</b>	<b>△27.8</b>	<b>△30.7</b>

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	156,304	67.1	63,692	39.2	219,996	62.1	327,584	66.8	△107,588	△32.8	△32.2
地方債	66,676	28.6	29,417	18.1	96,094	27.1	116,567	23.8	△20,473	△17.6	△30.2
その他特定財源	3,704	1.6	43,619	26.8	10,574	3.0	12,481	2.5	△1,907	△15.3	△37.4
一般財源等	6,394	2.7	25,940	15.9	27,684	7.8	33,980	6.9	△6,296	△18.5	△9.6
合 計	<b>233,078</b>	<b>100.0</b>	<b>162,668</b>	<b>100.0</b>	<b>354,348</b>	<b>100.0</b>	<b>490,612</b>	<b>100.0</b>	<b>△136,264</b>	<b>△27.8</b>	<b>△30.7</b>



## 第93表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	-	-	2,890	84.7	2,890	84.7	21,887	91.4	△18,997	△86.8	51.5
単独事業費	-	-	520	15.3	520	15.3	2,057	8.6	△1,537	△74.7	△1.8
合 計	-	-	<b>3,410</b>	<b>100.0</b>	<b>3,410</b>	<b>100.0</b>	<b>23,945</b>	<b>100.0</b>	<b>△20,535</b>	<b>△85.8</b>	<b>44.8</b>

第93表 失業対策事業費の状況 (つづき)

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額		増 減 額	増 減 率			前年度 増減率		
国 庫 支 出 金	-	-	1,507	44.2	1,507	44.2	7,788	32.5	△ 6,281	△ 80.6	47.2
そ の 他 特 定 財 源	-	-	1,131	33.1	1,130	33.1	7,651	32.0	△ 6,521	△ 85.2	20.4
一 般 財 源 等	-	-	772	22.7	773	22.7	8,506	35.5	△ 7,733	△ 90.9	73.8
合 計	-	-	3,410	100.0	3,410	100.0	23,945	100.0	△ 20,535	△ 85.8	44.8

第94表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県	市 町 村	合 計 額		増 減 額	増 減 率			前年度 増減率		
法非適用の公営企業会計	166,063	87.1	1,267,790	28.7	1,433,853	31.1	1,490,845	32.4	△ 56,992	△ 3.8	△ 3.1
国民健康保険事業会計	-	-	1,213,089	27.4	1,213,089	26.3	1,182,823	25.7	30,266	2.6	0.2
老人保健医療事業会計	-	-	862,876	19.5	862,876	18.7	832,636	18.1	30,240	3.6	3.9
介護保険事業会計	-	-	1,042,720	23.6	1,042,720	22.6	1,010,443	21.9	32,277	3.2	2.6
農業共済事業会計	-	-	809	0.0	809	0.0	886	0.0	△ 77	△ 8.7	440.2
収益事業会計	750	0.4	609	0.0	1,359	0.0	2,424	0.1	△ 1,065	△ 43.9	△ 51.1
交通災害共済事業会計	-	-	255	0.0	255	0.0	421	0.0	△ 166	△ 39.4	△ 23.5
公立大学附属病院事業会計	5,753	3.0	0	0.0	5,753	0.1	9,101	0.2	△ 3,348	△ 36.8	△ 66.3
基 金	18,080	9.5	31,943	0.7	50,023	1.1	77,107	1.7	△ 27,084	△ 35.1	74.8
財 産 区	-	-	187	0.0	187	0.0	261	0.0	△ 74	△ 28.4	△ 57.0
合 計	190,645	100.0	4,420,279	100.0	4,610,924	100.0	4,606,947	100.0	3,977	0.1	0.5

資料編

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県	市 町 村	合 計 額		増 減 額	増 減 率			前年度 増減率		
運 転 資 金	4,198	2.2	41,179	0.9	45,377	1.0	56,468	1.2	△ 11,091	△ 19.6	△ 3.8
事 務 費 財 源	9,707	5.1	1,969,751	44.6	1,979,458	42.9	1,929,318	41.9	50,140	2.6	2.3
建 設 費 財 源	10,858	5.7	130,705	3.0	141,563	3.1	159,586	3.5	△ 18,023	△ 11.3	△ 16.6
公 債 費 財 源	124,348	65.2	928,469	21.0	1,052,818	22.8	1,065,903	23.1	△ 13,085	△ 1.2	△ 3.2
赤 字 補 て ん	7,761	4.1	183,390	4.1	191,151	4.1	207,672	4.5	△ 16,521	△ 8.0	0.4
そ の 他	33,773	17.7	1,166,785	26.4	1,200,557	26.1	1,188,000	25.8	12,557	1.1	4.4
合 計	190,645	100.0	4,420,279	100.0	4,610,924	100.0	4,606,947	100.0	3,977	0.1	0.5

第94表 繰出金の状況（つづき）

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

（単位 百万円）

区 分	総 額	法非適用 の公営企 業 会 計	国民健康 保険事業 会 計	老人保健 医療事業 会 計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害 共済事業 会 計	公立大学 附属病院 事業会計	基 金	財 産 区
運 転 資 金	45,377	14,304	3,621	19,912	6,111	-	750	1	677	-	1
事務費財源	1,979,458	147,773	275,924	638,270	913,177	692	17	145	3,407	-	53
建設費財源	141,563	140,593	112	153	354	-	282	-	5	-	64
公債費財源	1,052,818	1,037,793	2,826	3	10,296	-	236	-	1,664	-	-
赤字補てん	191,151	41,420	147,084	1,429	1,172	-	6	26	-	-	13
そ の 他	1,200,557	51,970	783,522	203,109	111,610	117	68	83	-	50,023	56
合 計	<b>4,610,924</b>	<b>1,433,853</b>	<b>1,213,089</b>	<b>862,876</b>	<b>1,042,720</b>	<b>809</b>	<b>1,359</b>	<b>255</b>	<b>5,753</b>	<b>50,023</b>	<b>187</b>

第95表 積立金の状況

（単位 百万円）

区 分	平 成 19 年 度						平 成 18 年 度				
	積 立 金			積 立 金 取 崩 し 額			差 引 (A)-(B)	積立金 (C)	積立金 取崩し額 (D)	差 引 (C)-(D)	
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)					
歳出決算積立金	1,010,622	1,145,827	2,156,449	754,353	1,184,533	1,938,886	217,563	2,082,526	1,620,427	462,099	
歳計剰余処分積立金	7,600	151,116	158,716	-	-	-	158,716	164,111	-	164,111	
合 計	<b>1,018,222</b>	<b>1,296,943</b>	<b>2,315,165</b>	<b>754,353</b>	<b>1,184,533</b>	<b>1,938,886</b>	<b>376,279</b>	<b>2,246,637</b>	<b>1,620,427</b>	<b>626,210</b>	
内 訳	財政調整基金 積立金	214,795	514,492	729,287	106,067	476,422	582,489	146,798	627,919	431,692	196,227
	減債基金積立金	105,030	128,534	233,564	352,767	173,565	526,332	△292,768	450,006	401,602	48,404
	その他特定目的 基金積立金	698,397	653,917	1,352,314	295,519	534,546	830,065	522,249	1,168,712	787,134	381,578



第96表 投資及び出資金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
総 務 費	7,020	4.1	5,368	2.5	12,388	3.2	8,790	2.3	3,598	40.9	3.4
衛 生 費	43,847	25.4	95,890	45.2	139,737	36.3	137,615	35.6	2,122	1.5	△ 11.2
公衆衛生費	43,397	25.1	93,373	44.0	136,770	35.5	137,032	35.4	△ 262	△ 0.2	△ 11.3
そ の 他	450	0.3	2,517	1.2	2,967	0.8	583	0.2	2,384	408.9	4.3
農林水産業費	544	0.3	2,735	1.3	3,279	0.9	4,619	1.2	△ 1,340	△ 29.0	41.6
農 業 費	98	0.1	1,562	0.7	1,660	0.4	877	0.2	783	89.3	△ 1.2
畜産業費	1	0.0	275	0.1	276	0.1	176	0.0	100	56.8	155.1
農 地 費	-	-	570	0.3	570	0.1	345	0.1	225	65.2	40.2
林 業 費	408	0.2	267	0.1	674	0.2	3,117	0.8	△ 2,443	△ 78.4	327.6
水産業費	37	0.0	62	0.0	98	0.0	103	0.0	△ 5	△ 4.9	△ 92.3
商 工 費	4,851	2.8	8,333	3.9	13,184	3.4	13,089	3.4	95	0.7	△ 13.2
土 木 費	104,563	60.6	64,391	30.3	168,954	43.9	167,954	43.4	1,000	0.6	△ 9.8
土木管理費	4,421	2.6	15	0.0	4,436	1.2	4,909	1.3	△ 473	△ 9.6	3.1
都市計画費	70,232	40.7	56,173	26.5	126,404	32.8	121,010	31.3	5,394	4.5	△ 10.4
住 宅 費	50	0.0	220	0.1	270	0.1	260	0.1	10	3.8	20.4
そ の 他	29,860	17.3	7,983	3.7	37,844	9.8	41,775	10.7	△ 3,931	△ 9.4	△ 9.5
教 育 費	1,366	0.8	231	0.1	1,598	0.4	675	0.2	923	136.7	△ 56.0
そ の 他	10,437	6.0	35,287	16.7	45,723	11.9	53,949	13.9	△ 8,226	△ 15.2	△ 20.1
合 計	<b>172,628</b>	<b>100.0</b>	<b>212,235</b>	<b>100.0</b>	<b>384,863</b>	<b>100.0</b>	<b>386,691</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1,828</b>	<b>△ 0.5</b>	<b>△ 11.5</b>
うち公営企業(法適用) に対するもの	104,968	60.8	165,676	78.1	270,644	70.3	268,227	69.4	2,417	0.9	△ 11.6
そ の 他	67,660	39.2	46,559	21.9	114,219	29.7	118,464	30.6	△ 4,245	△ 3.6	△ 11.3

資料編

第97表 貸付金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度							平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
民 生 費	36,565	0.9	28,190	1.7	63,105	1.1	70,383	1.3	△ 7,278	△10.3	△25.9	
児 童 福 祉 費	13,487	0.3	11,019	0.7	24,198	0.4	25,176	0.5	△ 978	△ 3.9	2.4	
社 会 福 祉 費	21,531	0.5	9,444	0.6	30,226	0.5	35,272	0.7	△ 5,046	△14.3	△ 8.6	
そ の 他	1,547	0.1	7,727	0.4	8,681	0.2	9,935	0.1	△ 1,254	△12.6	△68.8	
衛 生 費	104,836	2.6	25,745	1.6	130,066	2.3	140,739	2.7	△10,673	△ 7.6	8.4	
労 働 費	18,658	0.5	62,868	3.9	81,526	1.5	84,648	1.6	△ 3,122	△ 3.7	△ 5.6	
農 林 水 産 業 費	242,103	6.1	28,178	1.7	269,940	4.9	295,925	5.6	△25,985	△ 8.8	0.8	
農 業 費	39,354	1.0	15,026	0.9	54,296	1.0	66,835	1.3	△12,539	△18.8	△12.2	
畜 産 業 費	5,434	0.1	3,257	0.2	8,690	0.2	11,976	0.2	△ 3,286	△27.4	△14.5	
農 地 費	18,576	0.5	214	0.0	18,731	0.3	16,803	0.3	1,928	11.5	△ 3.4	
林 業 費	154,859	3.9	2,155	0.1	156,866	2.8	162,054	3.1	△ 5,188	△ 3.2	8.4	
水 産 業 費	23,880	0.6	7,527	0.5	31,356	0.6	38,257	0.7	△ 6,901	△18.0	4.3	
商 工 費	2,786,956	69.7	969,962	59.4	3,754,253	67.6	3,578,581	67.7	175,672	4.9	3.9	
土 木 費	469,021	11.7	414,823	25.4	879,990	15.8	913,949	17.3	△33,959	△ 3.7	13.7	
土 木 管 理 費	87,105	2.2	183,746	11.3	270,852	4.9	278,069	5.3	△ 7,217	△ 2.6	10.9	
港 湾 費	6,660	0.2	4,819	0.3	11,479	0.2	12,223	0.2	△ 744	△ 6.1	2.0	
都 市 計 画 費	80,005	2.0	88,279	5.4	165,187	3.0	200,314	3.8	△35,127	△17.5	21.3	
住 宅 費	252,708	6.3	128,754	7.9	381,413	6.9	376,644	7.1	4,769	1.3	17.6	
そ の 他	42,543	1.0	9,225	0.5	51,059	0.8	46,699	0.9	4,360	9.3	△15.9	
教 育 費	87,826	2.2	48,990	3.0	136,208	2.5	138,129	2.6	△ 1,921	△ 1.4	6.5	
教 育 総 務 費	81,502	2.0	11,844	0.7	93,346	1.7	98,317	1.9	△ 4,971	△ 5.1	12.0	
高 等 学 校 費	3,962	0.1	3,676	0.2	7,638	0.1	7,181	0.1	457	6.4	△44.7	
保 健 体 育 費	98	0.0	2,633	0.2	2,723	0.0	2,871	0.1	△ 148	△ 5.2	10.1	
そ の 他	2,264	0.1	30,837	1.9	32,501	0.7	29,760	0.5	2,741	9.2	12.9	
そ の 他	250,568	6.3	54,176	3.3	237,499	4.3	63,687	1.2	173,812	272.9	9.4	
合 計	<b>3,996,533</b>	<b>100.0</b>	<b>1,632,932</b>	<b>100.0</b>	<b>5,552,587</b>	<b>100.0</b>	<b>5,286,041</b>	<b>100.0</b>	<b>266,546</b>	<b>5.0</b>	<b>4.8</b>	
うち公営企業(法適用) に 対 する も の	71,890	1.8	29,403	1.8	101,293	1.8	149,062	2.8	△47,769	△32.0	4.0	
そ の 他	3,924,643	98.2	1,603,529	98.2	5,451,294	98.2	5,136,979	97.2	314,315	6.1	4.8	

資料編

第97表 貸付金の状況 (つづき)

その2 現在高の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度末現在高 (A)				平成19年度貸付額 (B)				平成19年度回収額 (C)				調整額 (D)	平成19年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)				比 較		
	都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額			都道府県	市町村	合計額	増減額 (E)-(A)	増減率		
転貸債に係るもの	339,506	382,243	721,749	9.4	19,567	17,786	37,353	0.7	25,576	29,223	54,800	1.0	△ 1,172	333,496	369,634	703,130	8.9	△ 18,619	△ 2.6	
その他	5,562,964	1,399,743	6,962,707	90.6	3,976,966	1,615,146	5,592,112	99.3	3,682,003	1,608,880	5,290,882	99.0	△ 68,355	5,799,179	1,396,403	7,195,582	91.1	232,875	3.3	
商工関係	1,500,717	114,401	1,615,118	21.0	2,773,433	955,086	3,728,519	66.2	2,690,923	951,055	3,641,978	68.1	△ 4,888	1,580,446	116,326	1,696,771	21.5	81,653	5.1	
農林水産業関係	570,612	19,782	590,393	7.7	241,979	28,118	270,098	4.8	232,465	28,835	261,301	4.9	△ 38,255	543,586	17,349	560,935	7.1	△ 29,458	△ 5.0	
民生・労働関係	235,845	181,080	416,925	5.4	54,298	89,988	144,286	2.6	66,536	92,024	158,561	3.0	△ 8,267	219,160	175,223	394,383	5.0	△ 22,542	△ 5.4	
住宅関係	457,551	153,957	611,507	8.0	224,547	128,610	353,157	6.3	175,425	134,394	309,820	5.8	△ 1,454	506,362	147,028	653,390	8.3	41,883	6.8	
観光・交通関係	1,144,093	204,942	1,349,036	17.6	87,026	48,423	135,449	2.4	74,547	33,060	107,607	2.0	△ 358	1,156,569	219,952	1,376,520	17.4	27,484	2.0	
開発関係	177,428	307,484	484,912	6.3	76,300	148,099	224,400	4.0	79,677	148,716	228,392	4.3	△ 5,014	169,117	306,789	475,906	6.0	△ 9,006	△ 1.9	
教育関係	169,288	87,682	256,970	3.3	86,537	48,523	135,060	2.4	67,271	47,133	114,404	2.1	△ 5,424	183,824	88,378	272,202	3.4	15,232	5.9	
その他	1,307,430	330,415	1,637,846	21.3	432,846	168,299	601,143	10.6	295,159	173,663	468,819	8.8	△ 4,695	1,440,115	325,358	1,765,475	22.4	127,629	7.8	
合 計	5,902,470	1,781,986	7,684,456	100.0	3,996,533	1,632,932	5,629,465	100.0	3,707,579	1,638,103	5,345,682	100.0	△ 69,527	6,132,675	1,766,037	7,898,712	100.0	214,256	2.8	
うち預託金に係るもの																				
決算額	434,814	32,432	467,246	-	2,138,125	967,858	3,105,982	-	1,963,176	966,706	2,929,882	-	△ 2,885	609,679	30,781	640,461	-	173,215	37.1	
当該金融機関の貸付額	10,863,686	4,933,276	15,796,962	-	5,649,259	2,335,289	7,984,548	-	3,443,822	2,168,932	5,612,754	-	△ 18,704	12,997,914	5,152,138	18,150,052	-	2,353,090	14.9	
基金の運用によるもの	494,269	105,212	599,482	-	42,964	77,437	120,401	-	61,153	78,548	139,701	-	△ 687	475,511	103,984	579,495	-	△ 19,987	△ 3.3	
総 計	6,396,740	1,887,198	8,283,938	-	4,039,496	1,710,369	5,749,866	-	3,768,733	1,716,650	5,485,383	-	△ 70,214	6,608,186	1,870,021	8,478,207	-	194,269	2.3	

第98表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推移

(単位 億円)

区 分	昭和36年度	平成13年度	14	15	16	17	18	19
決 算 額	415	61,745	62,937	65,113	65,880	66,443	65,516	65,354
指 数	100	14,878	15,166	15,690	15,875	16,010	15,787	15,748

第98表 地方公営企業等に対する繰出しの状況 (つづき)

その2 事業別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
法適用の公営企業会計	上水道事業	44,616	5.3	116,534	2.0	161,150	2.5	167,695	2.6	△ 6,545	△ 3.9	△ 10.6
	工業用水道事業	20,989	2.5	2,060	0.0	23,049	0.4	26,127	0.4	△ 3,078	△ 11.8	△ 38.4
	交通事業	53,682	6.4	172,820	3.0	226,502	3.5	240,657	3.7	△ 14,155	△ 5.9	△ 9.0
	電気事業	2,615	0.3	1	0.0	2,616	0.0	986	0.0	1,630	165.3	△ 36.5
	ガス事業	-	-	1,137	0.0	1,137	0.0	506	0.0	631	124.7	101.6
	簡易水道事業	3	0.0	3,870	0.1	3,873	0.1	3,494	0.1	379	10.8	3.5
	港湾整備事業	-	-	2,120	0.0	2,120	0.0	64	0.0	2,056	3,212.5	△ 39.0
	病院事業	311,433	37.2	401,398	7.0	712,831	10.9	728,440	11.1	△ 15,609	△ 2.1	△ 0.7
	市場事業	1,971	0.2	5,910	0.1	7,881	0.1	8,403	0.1	△ 522	△ 6.2	△ 6.6
	と畜場事業	-	-	31	0.0	31	0.0	-	-	31	皆増	-
	観光施設事業	0	0.0	4,962	0.1	4,962	0.1	7,423	0.1	△ 2,461	△ 33.2	18.1
	宅地造成事業	29,137	3.5	4,499	0.1	33,636	0.5	48,302	0.7	△ 14,666	△ 30.4	29.9
	下水道事業	198,053	23.7	585,212	10.3	783,265	12.0	776,803	11.9	6,462	0.8	△ 4.2
	有料道路事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	駐車場整備事業	-	-	82	0.0	82	0.0	114	0.0	△ 32	△ 28.1	△ 1.7
	介護サービス事業	-	-	845	0.0	845	0.0	870	0.0	△ 25	△ 2.9	△ 0.6
その他の企業会計	783	0.2	5,275	0.2	6,058	0.0	7,097	0.1	△ 1,039	△ 14.6	△ 4.3	
小 計	663,282	79.3	1,306,756	22.9	1,970,038	30.1	2,016,981	30.8	△ 46,943	△ 2.3	△ 4.2	
法非適用の公営企業会計	交通事業	-	-	2,305	0.0	2,305	0.0	2,356	0.0	△ 51	△ 2.2	△ 6.9
	簡易水道事業	-	-	66,017	1.2	66,017	1.0	61,220	0.9	4,797	7.8	5.1
	港湾整備事業	25,523	3.1	3,340	0.1	28,863	0.4	28,462	0.4	401	1.4	△ 26.2
	市場事業	1,204	0.1	22,238	0.4	23,442	0.4	25,291	0.4	△ 1,849	△ 7.3	△ 2.7
	と畜場事業	4,841	0.6	10,272	0.2	15,113	0.2	14,435	0.2	678	4.7	△ 2.0
	観光施設事業	304	0.0	15,570	0.3	15,873	0.2	35,073	0.5	△ 19,200	△ 54.7	82.2
	宅地造成事業	24,941	3.0	51,048	0.9	75,989	1.2	80,362	1.2	△ 4,373	△ 5.4	19.7
	下水道事業	104,856	12.5	1,040,001	18.2	1,144,858	17.5	1,181,335	18.0	△ 36,477	△ 3.1	△ 6.1
	有料道路事業	-	-	770	0.0	770	0.0	1,607	0.0	△ 837	△ 52.1	29.2
	駐車場整備事業	1,120	0.1	17,355	0.3	18,476	0.3	18,336	0.3	140	0.8	△ 11.1
	介護サービス事業	2,177	0.3	29,949	0.5	32,127	0.5	32,061	0.5	66	0.2	45.8
その他の企業会計	1,097	0.1	8,925	0.1	10,020	0.2	10,307	0.4	△ 287	△ 2.8	0.4	
小 計	166,063	19.8	1,267,790	22.2	1,433,853	21.9	1,490,845	22.8	△ 56,992	△ 3.8	△ 3.1	
国民健康保険事業会計	-	-	1,213,089	21.3	1,213,089	18.6	1,182,823	18.1	30,266	2.6	0.2	
その他の事業会計	7,332	0.9	1,911,091	33.6	1,918,423	29.4	1,860,979	28.3	57,444	3.1	2.2	
合 計	836,677	100.0	5,698,726	100.0	6,535,403	100.0	6,551,628	100.0	△ 16,225	△ 0.2	△ 1.4	





## 第99表 公債費の状況

### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
地方債元利償還金	6,584,425	99.9	6,484,971	99.9	12,986,299	99.9	13,242,784	99.9	△256,485	△1.9	△4.8
元 金	5,188,143	78.7	5,333,142	82.2	10,444,883	80.4	10,577,085	79.8	△132,202	△1.2	△4.1
利 子	1,396,282	21.2	1,151,828	17.7	2,541,417	19.6	2,665,699	20.1	△124,282	△4.7	△7.6
一時借入金利子	6,607	0.1	6,081	0.1	12,687	0.1	8,299	0.1	4,388	52.9	45.7
合 計	<b>6,591,031</b>	<b>100.0</b>	<b>6,491,051</b>	<b>100.0</b>	<b>12,998,987</b>	<b>100.0</b>	<b>13,251,083</b>	<b>100.0</b>	<b>△252,096</b>	<b>△1.9</b>	<b>△4.8</b>

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	3,965	0.1	7,468	0.1	12,430	0.1	13,923	0.1	△1,493	△10.7	△37.8
使用料、手数料	156,527	2.4	196,692	3.0	354,136	2.7	362,246	2.7	△8,110	△2.2	△9.1
その他特定財源	162,164	2.4	118,401	1.9	265,353	2.1	289,798	2.2	△24,445	△8.4	△76.3
一般財源等	6,268,375	95.1	6,168,490	95.0	12,367,068	95.1	12,585,116	95.0	△218,048	△1.7	2.5
合 計	<b>6,591,031</b>	<b>100.0</b>	<b>6,491,051</b>	<b>100.0</b>	<b>12,998,987</b>	<b>100.0</b>	<b>13,251,083</b>	<b>100.0</b>	<b>△252,096</b>	<b>△1.9</b>	<b>△4.8</b>

第100表 地方債元金償還額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
一 般 公 共 事 業 債	1,635,266	31.5	392,396	7.4	2,027,662	19.4	1,987,306	18.8	40,356	2.0	8.5
うち財源対策債等	954,600	18.4	199,846	3.7	1,154,446	11.1	1,092,203	10.3	62,243	5.7	5.3
公営住宅建設事業債	126,201	2.4	206,510	3.9	332,710	3.2	322,307	3.0	10,403	3.2	0.9
災害復旧事業債	92,423	1.8	50,593	0.9	143,016	1.4	160,943	1.5	△ 17,927	△ 11.1	△ 10.9
教育・福祉施設等整備事業債	76,306	1.5	915,920	17.2	992,225	9.5	1,006,233	9.5	△ 14,008	△ 1.4	…
一般単独事業債	1,819,569	35.1	1,936,057	36.3	3,755,626	36.0	4,005,329	37.9	△ 249,703	△ 6.2	△ 17.4
辺地対策事業債	-	-	66,933	1.3	66,933	0.6	71,399	0.7	△ 4,466	△ 6.3	△ 2.8
過疎対策事業債	-	-	297,121	5.6	297,121	2.8	298,438	2.8	△ 1,317	△ 0.4	0.8
首都圏等整備事業債	75,418	1.5	-	-	75,418	0.7	76,685	0.7	△ 1,267	△ 1.7	△ 10.0
公共用地先行取得等事業債	116,315	2.2	66,052	1.2	182,367	1.7	251,789	2.4	△ 69,422	△ 27.6	△ 20.5
行政改革推進債	5,326	0.1	204	0.0	5,530	0.1	-	-	5,530	皆増	-
厚生福祉施設整備事業債	21,268	0.4	122,352	2.3	143,620	1.4	150,714	1.4	△ 7,094	△ 4.7	△ 7.2
地域財政特例対策債	582	0.0	24	0.0	605	0.0	1,953	0.0	△ 1,348	△ 69.0	△ 51.2
退職手当債 (～平成17年度分)	11,845	0.2	1,079	0.0	12,924	0.1	15,980	0.2	△ 3,056	△ 19.1	31.2
退職手当債 (平成18年度分～)	801	0.0	993	0.0	1,794	0.0	-	-	1,794	皆増	-
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	56,523	1.1	29,540	0.6	86,063	0.8	112,748	1.1	△ 26,685	△ 23.7	△ 15.5
地域改善対策特定事業債	101	0.0	18,603	0.3	18,704	0.2	22,165	0.2	△ 3,461	△ 15.6	△ 14.6
財政対策債	1,808	0.0	33	0.0	1,841	0.0	9,011	0.1	△ 7,170	△ 79.6	683.6
財源対策債	122,116	2.4	147,515	2.8	269,631	2.6	257,300	2.4	12,331	4.8	14.9
減取補てん債 (昭和57・61・平成5～7・9～19年度分)	194,545	3.7	42,968	0.8	237,513	2.3	290,209	2.7	△ 52,696	△ 18.2	21.4
臨時財政特例債	220,760	4.3	53,232	1.0	273,992	2.6	305,162	2.9	△ 31,170	△ 10.2	△ 3.1
公共事業等臨時特例債	67	0.0	7,477	0.1	7,545	0.1	3,755	0.0	3,790	100.9	△ 8.1
減税補てん債	133,630	2.6	341,511	6.4	475,142	4.5	424,016	4.0	51,126	12.1	6.1
臨時税収補てん債	65,253	1.3	47,666	0.9	112,919	1.1	92,151	0.9	20,768	22.5	30.2
臨時財政対策債	247,481	4.8	294,525	5.5	542,006	5.2	295,303	2.8	246,703	83.5	193.9
調整債 (昭和60・61・62・63年度分)	40,858	0.8	13,241	0.2	54,100	0.5	71,583	0.7	△ 17,483	△ 24.4	△ 9.4
減取補てん債特例分 (昭和50・平成14・19年度分)	15,006	0.3	4,987	0.1	19,993	0.2	29,220	0.3	△ 9,227	△ 31.6	704.4
都道府県貸付金	-	-	134,442	2.5	58,040	0.6	59,980	0.6	△ 1,940	△ 3.2	5.5
その他	108,675	2.0	141,168	2.7	249,843	2.4	255,406	2.5	△ 5,563	△ 2.2	12.1
小 計	<b>5,188,143</b>	<b>100.0</b>	<b>5,333,142</b>	<b>100.0</b>	<b>10,444,883</b>	<b>100.0</b>	<b>10,577,085</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 132,202</b>	<b>△ 1.2</b>	<b>△ 4.1</b>
うち財源対策債等	1,076,716	20.8	347,360	6.5	1,424,076	13.6	1,349,503	12.8	74,573	5.5	7.0
うち減取補てん債	248,950	4.8	54,136	1.0	303,086	2.9	375,289	3.5	△ 72,203	△ 19.2	△ 0.9
特定資金公共投資事業債	-	-	14	0.0	14	0.0	18	0.0	△ 4	△ 22.2	△ 100.0
合 計	<b>5,188,143</b>	<b>100.0</b>	<b>5,333,156</b>	<b>100.0</b>	<b>10,444,897</b>	<b>100.0</b>	<b>10,577,103</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 132,206</b>	<b>△ 1.2</b>	<b>△ 6.0</b>

(注) 1 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。  
 2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。  
 3 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。



第101表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		平成18年度 合計額	増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
一 般 公 共 事 業 債	23,381,787	29.4	4,731,663	8.1	28,113,451	20.3	28,517,304	20.5	△ 403,853	△ 1.4	△ 0.8
うち財源対策債等	13,806,036	17.3	2,514,057	4.3	16,320,093	11.8	16,425,045	11.8	△ 104,952	△ 0.6	0.3
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	1,792,512	2.3	2,557,040	4.4	4,349,552	3.1	4,542,321	3.3	△ 192,769	△ 4.2	△ 3.7
災 害 復 旧 事 業 債	605,681	0.8	291,227	0.5	896,908	0.6	943,908	0.7	△ 47,000	△ 5.0	△ 4.7
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	1,001,188	1.3	7,464,102	12.7	8,465,290	6.1	8,801,666	6.3	△ 336,376	△ 3.8	△ 2.8
一 般 単 独 事 業 債	28,374,279	35.7	19,430,215	33.2	47,804,495	34.6	48,853,732	35.1	△ 1,049,237	△ 2.1	△ 2.5
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	345,375	0.6	345,375	0.2	374,031	0.3	△ 28,656	△ 7.7	△ 7.7
過 疎 対 策 事 業 債	-	-	2,023,278	3.5	2,023,278	1.5	2,155,767	1.6	△ 132,489	△ 6.1	△ 5.0
首 都 圏 等 整 備 事 業 債	775,978	1.0	-	-	775,978	0.6	844,984	0.6	△ 69,006	△ 8.2	△ 7.5
公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業 債	555,990	0.7	728,404	1.2	1,284,394	0.9	1,366,657	1.0	△ 82,263	△ 6.0	△ 9.3
行 政 改 革 推 進 債	524,676	0.7	58,130	0.1	582,806	0.4	275,348	0.2	307,458	111.7	皆増
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	198,275	0.2	816,222	1.4	1,014,498	0.7	1,158,118	0.8	△ 143,620	△ 12.4	△ 11.6
地 域 財 政 特 例 対 策 債	13,058	0.0	743	0.0	13,801	0.0	14,406	0.0	△ 605	△ 4.2	△ 11.9
退 職 手 当 債 (～平成17年度分)	189,279	0.2	16,336	0.0	205,615	0.1	218,539	0.2	△ 12,924	△ 5.9	△ 0.7
退 職 手 当 債 (平成18年度分～)	550,725	0.7	197,782	0.3	748,507	0.5	219,942	0.2	528,565	240.3	皆増
国の子算貸付・政府関係機関貸付債	797,552	1.0	240,308	0.4	1,037,860	0.8	939,974	0.7	97,886	10.4	△ 6.0
地 域 改 善 対 策 特 定 事 業 債	152	0.0	49,284	0.1	49,436	0.0	68,140	0.0	△ 18,704	△ 27.4	△ 24.5
財 政 対 策 債	10	0.0	184	0.0	194	0.0	2,035	0.0	△ 1,841	△ 90.5	△ 82.7
財 源 対 策 債	1,188,693	1.5	1,555,265	2.7	2,743,957	2.0	2,893,429	2.1	△ 149,472	△ 5.2	△ 4.2
減 収 補 て ん 債 (昭和57・61・平成5～7・9～19年度分)	3,611,034	4.5	441,048	0.8	4,052,082	2.9	4,069,736	2.9	△ 17,654	△ 0.4	△ 1.0
臨 時 財 政 特 例 債	662,595	0.8	182,318	0.3	844,913	0.6	1,118,905	0.8	△ 273,992	△ 24.5	△ 21.4
公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債	416	0.0	33,264	0.1	33,680	0.0	41,225	0.0	△ 7,545	△ 18.3	△ 8.3
減 税 補 て ん 債	2,685,830	3.4	3,917,091	6.7	6,602,920	4.8	7,078,062	5.1	△ 475,142	△ 6.7	△ 1.5
臨 時 税 収 補 て ん 債	318,216	0.4	469,967	0.8	788,183	0.6	901,102	0.6	△ 112,919	△ 12.5	△ 9.4
臨 時 財 政 対 策 債	10,248,965	12.9	9,490,740	16.2	19,739,705	14.3	17,944,470	12.9	1,795,235	10.0	14.6
調 整 債 (昭和60・61・62・63年度分)	84,051	0.1	26,733	0.0	110,783	0.1	164,883	0.1	△ 54,100	△ 32.8	△ 32.1
減 収 補 て ん 債 特 例 分 (昭和50・平成14・19年度分)	436,813	0.5	102,014	0.2	538,826	0.4	374,103	0.3	164,723	44.0	△ 42.4
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	909,549	1.6	909,549	0.7	972,683	0.7	△ 63,134	△ 6.5	△ 5.3
そ の 他	1,593,062	1.9	2,488,785	4.1	4,081,848	3.2	4,202,259	3.0	△ 120,411	△ 2.9	△ 2.7
小 計	<b>79,590,817</b>	<b>100.0</b>	<b>58,567,067</b>	<b>100.0</b>	<b>138,157,884</b>	<b>100.0</b>	<b>139,057,729</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 899,845</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>△ 0.7</b>
うち財源対策債等	14,994,729	18.8	4,069,321	6.9	19,064,050	13.8	19,318,473	13.9	△ 254,423	△ 1.3	△ 0.4
うち減収補てん債	4,454,812	5.6	590,577	1.0	5,045,389	3.7	4,943,479	3.6	101,910	2.1	△ 6.8
特定資金公共投資事業債	-	-	-	-	-	-	14	0.0	△ 14	皆減	△ 96.1
合 計	<b>79,590,817</b>	<b>100.0</b>	<b>58,567,067</b>	<b>100.0</b>	<b>138,157,884</b>	<b>100.0</b>	<b>139,057,743</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 899,859</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>△ 0.7</b>

(注) 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第101表 地方債現在高の状況（つづき）

その2 借入先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率		
政 府 資 金	23,896,472	30.0	30,403,612	51.9	54,300,084	39.3	57,857,818	41.6	△ 3,557,734	△ 6.1	△ 4.8	
内 訳	財 政 融 資 資 金	18,209,420	22.9	22,394,799	38.2	40,604,219	29.4	42,891,101	30.8	△ 2,286,882	△ 5.3	△ 4.4
	うち旧資金運用部資金	9,401,967	11.8	8,632,630	14.7	18,034,597	13.1	21,054,615	15.1	△ 3,020,018	△ 14.3	△ 13.0
	うち旧還元融資資金	314,609	0.4	1,611,962	2.8	1,926,570	1.4	2,329,114	1.7	△ 402,544	△ 17.3	△ 14.9
	郵 政 公 社 資 金	5,687,052	7.1	8,008,813	13.7	13,695,865	9.9	14,966,717	10.8	△ 1,270,852	△ 8.5	△ 5.8
	郵便貯金資金	1,634,716	2.1	1,814,991	3.1	3,449,707	2.5	3,665,196	2.6	△ 215,489	△ 5.9	△ 0.6
	簡易生命保険資金	4,052,336	5.1	6,193,822	10.6	10,246,158	7.4	11,301,522	8.1	△ 1,055,364	△ 9.3	△ 7.3
	公 営 企 業 金 融 公 庫	2,385,360	3.0	4,744,314	8.1	7,129,673	5.2	7,496,459	5.4	△ 366,786	△ 4.9	△ 4.2
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (公営企業金融公庫を除く。)	796,587	1.0	240,308	0.4	1,036,895	0.8	939,008	0.7	97,887	10.4	△ 6.0	
市 中 銀 行	26,206,254	32.9	9,211,631	15.7	35,417,885	25.6	34,338,420	24.7	1,079,465	3.1	△ 1.4	
そ の 他 の 金 融 機 関	3,400,990	4.3	4,419,919	7.5	7,820,909	5.7	7,403,319	5.3	417,590	5.6	6.4	
保 険 会 社 等	98,157	0.1	180,482	0.3	278,639	0.2	265,613	0.2	13,026	4.9	△ 15.6	
交 付 公 債	1,242	0.0	-	-	1,242	0.0	1,506	0.0	△ 264	△ 17.5	△ 12.1	
市 場 公 募 債	22,492,220	28.3	7,354,636	12.6	29,846,855	21.6	28,382,473	20.4	1,464,382	5.2	9.5	
内 訳	個別発行債10年債	13,075,878	16.4	3,382,723	5.8	16,458,601	11.9	16,395,674	11.8	62,927	0.4	1.5
	個別発行債5年債	3,897,008	4.9	1,139,946	1.9	5,036,954	3.6	4,731,420	3.4	305,534	6.5	10.6
	個別発行債20年債	696,121	0.9	421,832	0.7	1,117,953	0.8	885,014	0.6	232,939	26.3	62.1
	個別発行債30年債	183,700	0.2	170,357	0.3	354,057	0.3	184,780	0.1	169,277	91.6	45.9
	個別発行債15年債	-	-	44,667	0.1	44,667	0.0	45,000	0.0	△ 333	△ 0.7	28.6
	個別発行債7年債	60,000	0.1	-	-	60,000	0.0	40,000	0.0	20,000	50.0	...
	共同発行債10年債	3,364,124	4.2	1,847,663	3.2	5,211,787	3.8	4,753,339	3.4	458,448	9.6	30.7
住 民 公 募 債	1,048,447	1.3	347,448	0.6	1,395,894	1.0	1,175,054	0.8	220,840	18.8	17.1	
外 国 債	166,942	0.2	-	-	166,942	0.1	172,191	0.1	△ 5,249	△ 3.0	35.2	
共 済 等	151,790	0.2	1,083,058	1.8	1,234,848	0.9	1,274,639	0.9	△ 39,791	△ 3.1	△ 4.7	
そ の 他	161,745	0.2	929,107	1.7	1,090,854	0.7	1,098,474	0.8	△ 7,620	△ 0.7	△ 2.9	
小 計	79,590,817	100.0	58,567,067	100.0	138,157,884	100.0	139,057,729	100.0	△ 899,845	△ 0.6	△ 0.7	
特 定 資 金	-	-	-	-	-	-	14	0.0	△ 14	皆減	△ 96.1	
合 計	79,590,817	100.0	58,567,067	100.0	138,157,884	100.0	139,057,743	100.0	△ 899,859	△ 0.6	△ 0.7	

(注) 郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
1.5% 以下	34,228,381	43.0	24,073,059	41.1	58,301,440	42.2
2.0% 以下	33,407,616	42.0	21,095,791	36.0	54,503,408	39.5
2.5% 以下	5,892,494	7.4	4,930,170	8.4	10,822,664	7.8
3.0% 以下	1,912,722	2.4	2,318,907	4.0	4,231,629	3.1
3.5% 以下	1,133,585	1.4	1,510,714	2.6	2,644,298	1.9
4.0% 以下	642,168	0.8	929,309	1.6	1,571,477	1.1
4.5% 以下	868,286	1.1	1,482,737	2.5	2,351,023	1.7
5.0% 以下	590,082	0.7	769,984	1.3	1,360,066	1.0
5.5% 以下	348,036	0.4	513,802	0.9	861,838	0.6
6.0% 以下	45,930	0.1	76,586	0.1	122,516	0.1
6.5% 以下	132,061	0.2	343,195	0.6	475,255	0.3
7.0% 以下	350,630	0.4	405,257	0.7	755,886	0.5
7.0% 超	38,825	0.0	117,558	0.2	156,383	0.1
合 計	79,590,817	100.0	58,567,067	100.0	138,157,884	100.0



第101表 地方債現在高の状況（つづき）

その4 推移

(単位 百万円・%)

区 分	都 道 府 県			市 町 村			合 計 額		
	現 在 高	指 数	対前年度 増減率	現 在 高	指 数	対前年度 増減率	現 在 高	指 数	対前年度 増減率
昭 和 49 年 度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平 成 12 年 度	69,544,758	1,886	3.3	58,540,214	1,207	0.5	128,084,971	1,500	2.0
13	71,578,559	1,941	2.9	59,282,912	1,222	1.3	130,861,470	1,532	2.2
14	73,993,973	2,006	3.4	60,106,764	1,239	1.4	134,100,737	1,570	2.5
15	76,789,923	2,082	3.8	61,310,955	1,264	2.0	138,100,877	1,617	3.0
16	78,998,332	2,142	2.9	61,617,515	1,270	0.5	140,615,846	1,647	1.8
17	79,139,481	2,146	0.2	60,912,095	1,255	△1.1	140,051,576	1,640	△0.4
18	79,132,114	2,146	△0.0	59,925,615	1,235	△1.6	139,057,729	1,628	△0.7
19	79,590,817	2,158	0.6	58,567,067	1,207	△2.3	138,157,884	1,618	△0.6

(注) 平成13年度から平成18年度については、特定資金公共投資事業債を除いている。

第102表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 19 年 度						平成18年度 合 計 額	増 減 率
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額			
1 物件の購入等に係るもの	2,771,127	54.3	3,812,204	57.3	6,583,331	56.0	6,739,997	△ 2.3
土地の購入に係るもの	508,180	10.0	1,599,486	24.0	2,107,665	17.9	2,222,052	△ 5.1
建造物の購入に係るもの	548,715	10.7	575,007	8.6	1,123,722	9.6	1,213,606	△ 7.4
その他の物件の購入に係るもの	98,460	1.9	253,169	3.8	351,629	3.0	282,754	24.4
製造・工事の請負に係るもの	1,615,772	31.6	1,384,543	20.8	3,000,314	25.5	3,021,586	△ 0.7
2 債務保証又は損失補償に係るもの	14,416	0.3	21,092	0.3	35,507	0.3	155,897	△ 77.2
地方三公社に係るもの (A)	143	0.0	2,283	0.0	2,425	0.0	118,529	△ 98.0
特別法の規定に基づく法人のうち (A)以外に係るもの (B)	10,716	0.2	120	0.0	10,836	0.1	13,039	△ 16.9
地方公共団体が出資・出えんしている 法人のうち(A)(B)以外に係るもの	1,120	0.0	10,625	0.2	11,745	0.1	11,461	2.5
そ の 他	2,437	0.1	8,064	0.1	10,501	0.1	12,868	△ 18.4
3 そ の 他	2,321,153	45.4	2,823,879	42.4	5,145,033	43.7	5,428,601	△ 5.2
利子補給等に係るもの	567,418	11.1	515,185	7.7	1,082,603	9.2	1,161,505	△ 6.8
そ の 他	1,753,735	34.3	2,308,694	34.7	4,062,430	34.5	4,267,095	△ 4.8
合 計	5,106,696	100.0	6,657,175	100.0	11,763,871	100.0	12,324,495	△ 4.5

(注) 「2 債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

第102表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況（つづき）

その2 推移

(単位 百万円・%)

区 分	合 計			1 物件の購入等に係るもの			2 債務保証又は損失補償に係るもの			3 その他		
	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率
平成14年度	12,916,165	100	△7.1	8,077,033	100	△8.8	51,202	100	9.5	4,787,930	100	△4.3
15	12,694,878	98	△1.7	7,671,410	95	△5.0	59,013	115	15.3	4,964,455	104	3.7
16	11,619,030	90	△8.5	7,040,249	87	△8.2	47,032	92	△20.3	4,531,749	95	△8.7
17	12,205,542	94	5.0	6,873,931	85	△2.4	38,155	75	△18.9	5,293,456	111	16.8
18	12,324,495	95	1.0	6,739,997	83	△1.9	155,897	304	308.6	5,428,601	113	2.6
19	11,763,871	91	△4.5	6,583,331	82	△2.3	35,507	69	△77.2	5,145,033	107	△5.2

(注) 平成16年度以降については、その他実質的な債務負担行為に係るものを除いている。

第103表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
財政調整基金	840,246	20.3	3,378,504	34.3	4,218,750	30.2	4,071,951	29.9	146,799	3.6	4.9
減債基金	823,542	19.9	1,023,528	10.4	1,847,070	13.2	2,139,838	15.7	△292,768	△13.7	2.2
その他特定目的基金	2,476,872	59.8	5,435,826	55.3	7,912,697	56.6	7,390,449	54.3	522,248	7.1	5.6
合 計	4,140,660	100.0	9,837,857	100.0	13,978,517	100.0	13,602,238	100.0	376,279	2.8	4.8

その2 推移

(単位 百万円・%)

区 分	総 額		財政調整基金		減債基金		その他特定目的基金	
	積立金	対前年度 増 減 率	積立金	対前年度 増 減 率	積立金	対前年度 増 減 率	積立金	対前年度 増 減 率
平成10年度	15,252,232	△7.4	3,183,000	△3.7	3,488,244	△13.6	8,580,988	△6.0
11	15,789,002	3.5	3,195,436	0.4	3,262,312	△6.5	9,331,253	8.7
12	15,400,028	△2.5	3,577,743	12.0	3,321,126	1.8	8,501,159	△8.9
13	15,684,180	1.8	3,847,176	7.5	3,147,877	△5.2	8,689,126	2.2
14	14,668,746	△6.5	3,788,240	△1.5	2,770,822	△12.0	8,109,684	△6.7
15	13,987,579	△4.6	3,765,337	△0.6	2,760,620	△0.4	7,461,621	△8.0
16	13,031,922	△6.8	3,675,894	△2.4	2,426,375	△12.1	6,929,653	△7.1
17	12,973,089	△0.5	3,880,491	5.6	2,093,960	△13.7	6,998,638	1.0
18	13,602,238	4.8	4,071,951	4.9	2,139,838	2.2	7,390,449	5.6
19	13,978,517	2.8	4,218,750	3.6	1,847,070	△13.7	7,912,697	7.1



第104表 平成19年度資金収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分		第1・四半期 (19年4月～6月)		第2・四半期 (19年7月～9月)		第3・四半期 (19年10月～12月)		第4・四半期 (20年1月～3月)		出納整理期 (20年4月～5月)		合 計				
合	収	歳 入	24,196,407	66.7	18,428,585	85.2	20,833,596	73.5	24,372,114	70.6	10,025,419	78.5	97,856,122	73.3		
		地 方 税	12,486,733	34.4	8,978,420	41.5	9,746,297	34.4	7,656,420	22.2	1,398,946	10.9	40,266,817	30.1		
		地方消費税清算金	198,914	0.5	264,395	1.2	102,174	0.4	187,940	0.5	-	-	753,423	0.6		
		地方特例交付金等、地方交付税及び地方譲与税	7,278,741	20.1	3,936,453	18.2	4,127,024	14.6	713,107	2.1	173,965	1.4	16,229,290	12.1		
		国庫支出金等	1,369,120	3.8	1,408,083	6.5	1,915,527	6.8	4,211,644	12.2	1,432,112	11.2	10,336,486	7.7		
		都道府県支出金等	646,504	1.8	1,270,577	5.9	1,066,074	3.8	1,686,563	4.9	736,815	5.8	5,406,533	4.0		
		地方債(起債前借を含む。)	313,851	0.9	565,886	2.6	1,617,908	5.7	2,484,982	7.2	4,638,822	36.3	9,621,449	7.2		
		公営事業会計からの繰入れ	4,097	0.0	7,700	0.0	10,625	0.0	93,173	0.3	48,828	0.4	164,423	0.1		
		その他の	1,898,447	5.2	1,997,071	9.3	2,247,967	7.8	7,338,285	21.2	1,595,931	12.5	15,077,701	11.5		
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	5,410,387	14.9	1,735,909	8.0	4,358,287	15.4	4,103,004	11.9	2,753,060	21.5	18,360,647	13.7		
		一時借入金等借入額	6,677,461	18.4	1,471,102	6.8	3,151,678	11.1	6,067,713	17.6	-	-	17,367,952	13.0		
		合 計	<b>36,284,255</b>	<b>100.0</b>	<b>21,635,596</b>	<b>100.0</b>	<b>28,343,561</b>	<b>100.0</b>	<b>34,542,831</b>	<b>100.0</b>	<b>12,778,479</b>	<b>100.0</b>	<b>133,584,722</b>	<b>100.0</b>		
		計	支	歳 出	20,095,512	65.4	19,529,781	86.5	20,546,673	75.0	25,405,129	73.0	12,403,960	67.6	97,981,055	73.2
				うち地方消費税清算金	198,914	0.6	264,395	1.2	102,174	0.4	187,940	0.5	-	-	753,423	0.6
				歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	4,886,825	15.9	1,947,508	8.6	4,098,746	15.0	4,495,052	12.9	3,091,232	16.8	18,519,364	13.8
				一時借入金等返済額	5,756,778	18.7	1,088,677	4.8	2,760,328	10.1	4,899,916	14.1	2,862,252	15.6	17,367,952	13.0
				合 計	<b>30,739,116</b>	<b>100.0</b>	<b>22,565,966</b>	<b>100.0</b>	<b>27,405,747</b>	<b>100.0</b>	<b>34,800,098</b>	<b>100.0</b>	<b>18,357,444</b>	<b>100.0</b>	<b>133,868,371</b>	<b>100.0</b>
都	道	歳 入	12,055,611	64.9	8,840,172	80.3	10,931,152	79.6	11,910,266	74.9	4,363,898	98.8	48,101,099	75.6		
		地 方 税	6,228,107	33.5	4,458,622	40.5	5,550,158	40.4	3,751,381	23.6	805,706	18.2	20,793,974	32.7		
		地方消費税清算金	198,914	1.1	264,395	2.4	102,174	0.7	187,940	1.2	-	-	753,423	1.2		
		地方特例交付金等、地方交付税及び地方譲与税	4,110,111	22.1	2,169,214	19.7	2,135,445	15.6	95,455	0.6	21,794	0.5	8,532,019	13.4		
		国庫支出金等	623,076	3.4	669,392	6.1	1,077,231	7.8	2,278,904	14.3	537,058	12.2	5,185,660	8.1		
		地方債(起債前借を含む。)	288,542	1.6	484,849	4.4	1,169,343	8.5	1,406,778	8.8	2,297,357	52.0	5,646,869	8.9		
		公営事業会計からの繰入れ	1,715	0.0	1,547	0.0	1,905	0.0	37,158	0.2	14,116	0.3	56,441	0.1		
		その他の	605,146	3.2	792,153	7.2	894,896	6.6	4,152,650	26.2	687,867	15.6	7,132,713	11.2		
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	2,296,784	12.4	1,226,607	11.1	1,273,441	9.3	1,122,059	7.1	54,322	1.2	5,973,214	9.4		
		一時借入金等借入額	4,224,740	22.7	940,099	8.5	1,523,843	11.1	2,878,518	18.1	-	-	9,567,200	15.0		
		合 計	<b>18,577,135</b>	<b>100.0</b>	<b>11,006,878</b>	<b>100.0</b>	<b>13,728,436</b>	<b>100.0</b>	<b>15,910,843</b>	<b>100.0</b>	<b>4,418,221</b>	<b>100.0</b>	<b>63,641,513</b>	<b>100.0</b>		
		県	支	歳 出	10,840,589	67.5	9,780,196	82.9	10,241,470	78.8	12,331,385	76.4	5,048,082	74.3	48,241,721	75.6
				うち地方消費税清算金	198,914	1.2	264,395	2.2	102,174	0.8	187,940	1.2	-	-	753,423	1.2
				歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	1,563,898	9.7	1,290,982	10.9	1,143,844	8.8	1,257,572	7.8	724,518	10.7	5,980,815	9.4
				一時借入金等返済額	3,659,629	22.8	722,284	6.1	1,607,936	12.4	2,556,877	15.8	1,020,473	15.0	9,567,200	15.0
				合 計	<b>16,064,116</b>	<b>100.0</b>	<b>11,793,463</b>	<b>100.0</b>	<b>12,993,249</b>	<b>100.0</b>	<b>16,145,834</b>	<b>100.0</b>	<b>6,793,073</b>	<b>100.0</b>	<b>63,789,736</b>	<b>100.0</b>
		市	町	歳 入	12,140,796	68.6	9,588,413	90.2	9,902,445	67.8	12,461,849	66.9	5,661,521	67.7	49,755,023	71.1
地 方 税	6,258,626			35.3	4,519,798	42.5	4,196,138	28.7	3,905,040	21.0	593,240	7.1	19,472,842	27.8		
地方特例交付金等、地方交付税及び地方譲与税	3,168,631			17.9	1,767,239	16.6	1,991,579	13.6	617,652	3.3	152,171	1.8	7,697,271	11.0		
国庫支出金等	746,044			4.2	738,691	6.9	838,296	5.7	1,932,740	10.4	895,055	10.7	5,150,826	7.4		
都道府県支出金等	646,504			3.7	1,270,577	12.0	1,066,074	7.3	1,686,563	9.1	736,815	8.8	5,406,533	7.7		
地方債(起債前借を含む。)	25,308			0.1	81,037	0.8	448,565	3.1	1,078,204	5.8	2,341,466	28.0	3,974,580	5.7		
公営事業会計からの繰入れ	2,382			0.0	6,154	0.1	8,720	0.1	56,015	0.3	34,711	0.4	107,982	0.2		
その他の	1,293,301			7.4	1,204,917	11.3	1,353,073	9.3	3,185,635	17.0	908,063	10.9	7,944,989	11.3		
歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	3,113,603			17.6	509,301	4.8	3,084,846	21.1	2,980,945	16.0	2,698,738	32.3	12,387,433	17.7		
一時借入金等借入額	2,452,721			13.9	531,003	5.0	1,627,834	11.1	3,189,195	17.1	-	-	7,800,752	11.2		
合 計	<b>17,707,120</b>			<b>100.0</b>	<b>10,628,717</b>	<b>100.0</b>	<b>14,615,125</b>	<b>100.0</b>	<b>18,631,988</b>	<b>100.0</b>	<b>8,360,259</b>	<b>100.0</b>	<b>69,943,209</b>	<b>100.0</b>		
村	支			歳 出	9,254,924	63.1	9,749,584	90.5	10,305,203	71.5	13,073,745	70.1	7,355,878	63.6	49,739,334	71.0
				歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	3,322,927	22.6	656,526	6.1	2,954,902	20.5	3,237,480	17.4	2,366,714	20.5	12,538,549	17.9
				一時借入金等返済額	2,097,149	14.3	366,393	3.4	1,152,392	8.0	2,343,039	12.6	1,841,779	15.9	7,800,752	11.1
				合 計	<b>14,675,000</b>	<b>100.0</b>	<b>10,772,503</b>	<b>100.0</b>	<b>14,412,498</b>	<b>100.0</b>	<b>18,654,264</b>	<b>100.0</b>	<b>11,564,371</b>	<b>100.0</b>	<b>70,078,635</b>	<b>100.0</b>

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

第105表 道路（地方道）の状況

区 分		平成19年度	平成18年度	増 減	
実 延 長 (km)	都道府県道	主要地方道	57,043	57,041	2
		一般都道府県道	70,919	70,798	121
	市町村道	1,013,510	1,010,269	3,241	
	合 計	1,141,472	1,138,108	3,364	
面 積 (km <sup>2</sup> )	都道府県道	主要地方道	852.8	846.9	5.9
		一般都道府県道	901.0	893.2	7.8
	市町村道	6,478.5	6,445.7	32.8	
	合 計	8,232.3	8,185.8	46.5	

(注) 平成19年度の数値は平成20年4月1日現在のもの、平成18年度の数値は平成19年4月1日現在のものである。

第106表 公営住宅等の管理状況

区 分	平成19年度			平成18年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
公 営 住 宅 等 (戸)	969,367	1,448,691	2,418,058	971,406	1,452,021	2,423,427	△2,039	△3,330	△5,369
うち 公 営 住 宅 (戸)	932,128	1,247,735	2,179,863	933,515	1,251,689	2,185,204	△1,387	△3,954	△5,341

(注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。  
2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第107表 公園の状況

区 分		平成19年度			平成18年度			増 減		
		市町村立	市町村立 以外	合 計	市町村立	市町村立 以外	合 計	市町村立	市町村立 以外	合 計
都 市 公 園 等 (都市計画区域内)	箇所数	115,557	975	116,532	113,072	925	113,997	2,485	50	2,535
	面積 (km <sup>2</sup> )	988.9	250.4	1,239.3	974.7	240.8	1,215.5	14.2	9.6	23.8
そ の 他 公 園 (都市計画区域外)	箇所数	5,894	272	6,166	5,796	267	6,063	98	5	103
	面積 (km <sup>2</sup> )	131.8	53.0	184.9	130.9	53.0	184.0	0.9	0.0	0.9
合 計	箇所数	121,451	1,247	122,698	118,868	1,192	120,060	2,583	55	2,638
	面積 (km <sup>2</sup> )	1,120.7	303.5	1,424.2	1,105.6	293.9	1,399.4	15.1	9.6	24.8

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。





第108表 下水道等の状況

区 分		平成19年度	平成18年度	増 減
公共下水道	現在排水人口(人)	92,650,838	91,086,737	1,564,101
	計画排水区域面積(km <sup>2</sup> )	22,169.0	21,991.5	177.5
	現在排水区域面積(km <sup>2</sup> )	15,432.1	15,049.9	382.2
	計画終末処理場数(箇所)	2,072	2,059	13
	現在終末処理場数(箇所)	1,959	1,936	23
	計画処理区域面積(km <sup>2</sup> )	21,982.2	21,798.0	184.2
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	15,358.8	14,976.3	382.5
	現在処理区内人口(人)	92,452,823	90,867,531	1,585,292
現在水洗便所設置済人口(人)	85,359,255	83,677,310	1,681,945	
都市下水道	計画排水区域面積(km <sup>2</sup> )	1,854.2	1,870.8	△ 16.6
	現在排水区域面積(km <sup>2</sup> )	1,552.6	1,567.2	△ 14.6
農業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,548,014	3,465,933	82,081
	現在処理区域内人口(人)	3,540,228	3,459,329	80,899
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	2,181.4	2,100.9	80.5
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	2,150.5	2,073.4	77.1
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,795,418	2,700,439	94,979
漁業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	166,160	161,875	4,285
	現在処理区域内人口(人)	164,385	161,650	2,735
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	74.0	71.7	2.3
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	73.8	71.5	2.3
	現在水洗便所設置済人口(人)	122,869	120,109	2,760
林業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,006	3,060	△ 54
	現在処理区域内人口(人)	3,006	3,060	△ 54
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	2.0	2.0	0.0
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	2.0	2.0	0.0
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,455	2,358	97
簡排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	1,822	1,953	△ 131
	現在処理区域内人口(人)	1,821	1,951	△ 130
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	1.8	1.8	0.0
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	1.8	1.8	0.0
	現在水洗便所設置済人口(人)	1,692	1,805	△ 113
小規模集合排水処理施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	7,198	7,255	△ 57
	現在処理区域内人口(人)	7,198	7,255	△ 57
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	4.1	4.1	0.0
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	4.1	4.1	0.0
	現在水洗便所設置済人口(人)	5,949	5,728	221
コミュニティ・プラント処理人口(人)		299,680	314,690	△ 15,010
合併処理槽	処理人口(人)	11,626,750	11,582,667	44,083
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの(人)	262,347	229,661	32,686
	うち個別排水処理施設に係るもの(人)	66,464	79,449	△ 12,985

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 し尿及びごみ処理施設の状況

区 分		平成19年度	平成18年度	増 減
し尿処理施設	処理人口(千人)	12,975	13,848	△ 873
	年間総収集量(千kl)	11,091	11,988	△ 897
ごみ処理施設	処理人口(千人)	129,118	128,986	132
	年間総収集量(千t)	46,358	48,064	△ 1,706

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第110表 公立保育所の状況

区 分	平成19年度				平成18年度				増 減
	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇所数	2	12,558	3	12,563	2	12,848	3	12,853	△ 290
延面積(m <sup>2</sup> )	2,481	8,662,721	2,695	8,667,897	2,481	8,720,855	2,695	8,726,031	△ 58,134

(注) 1 平成19年度の数値は平成19年10月1日現在のもの、平成18年度の数値は平成18年10月1日現在のものである。  
2 季節保育所を含まない。

第111表 公立老人ホームの状況

区 分		平成19年度				平成18年度				増 減
		都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇所数	養護老人ホーム	15	376	90	481	18	388	94	500	△ 19
	特別養護老人ホーム	8	344	119	471	11	335	132	478	△ 7
	軽費老人ホーム	7	86	9	102	8	87	9	104	△ 2
	合 計	30	806	218	1,054	37	810	235	1,082	△ 28

(注) 平成19年度の数値は平成19年10月1日現在のもの、平成18年度の数値は平成18年10月1日現在のものである。

第112表 公立高等学校及び中等教育学校の状況

区 分	平成19年度			平成18年度			増 減
	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	
高等学校数	3,657	248	3,905	3,712	248	3,960	△ 55
寄宿舎設置学校数	292	29	321	302	30	332	△ 11
中等教育学校数	19	1	20	16	1	17	3

(注) 平成19年度の数値は平成20年5月1日現在のもの、平成18年度の数値は平成19年5月1日現在のものである。



第113表 文化及び体育施設の状況（公立分）

区 分		平成19年度			平成18年度			増 減				
		都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計		
文 化 施 設	県民会館	箇所数	182	3,010	3,192	185	2,989	3,174	△ 3	21	18	
	市民会館	延面積(千㎡)	2,470	10,972	13,441	2,511	10,850	13,361	△ 41	122	80	
	公会堂	専任職員数(人)	2,362	10,496	12,858	2,311	10,032	12,343	51	464	515	
	図書館	箇所数	62	3,039	3,101	62	2,996	3,058	-	43	43	
		専任職員数(人)	1,859	15,889	17,748	1,866	15,537	17,403	△ 7	352	345	
	博 物 館	総合博物館	箇所数	25	83	108	23	82	105	2	1	3
			専任職員数(人)	472	571	1,043	408	566	974	64	5	69
		科学博物館	箇所数	12	53	65	12	53	65	-	-	-
			専任職員数(人)	345	484	829	352	480	832	△ 7	4	△ 3
		歴史博物館	箇所数	50	246	296	51	247	298	△ 1	△ 1	△ 2
			専任職員数(人)	705	1,235	1,940	701	1,249	1,950	4	△ 14	△ 10
	美術博物館	箇所数	55	153	208	55	148	203	-	5	5	
		専任職員数(人)	808	988	1,796	807	951	1,758	1	37	38	
	館 そ の 他	箇所数	15	82	97	16	117	133	△ 1	△ 35	△ 36	
専任職員数(人)		705	1,139	1,844	696	1,208	1,904	9	△ 69	△ 60		
合 計	箇所数	157	617	774	157	647	804	-	△ 30	△ 30		
	専任職員数(人)	3,035	4,417	7,452	2,964	4,454	7,418	71	△ 37	34		
青 年 の 家 ・ 自 然 の 家	箇所数	169	334	503	172	348	520	△ 3	△ 14	△ 17		
	専任職員数(人)	1,432	1,220	2,652	1,421	1,213	2,634	11	7	18		
体 育 施 設	体 育 館	箇所数	193	6,159	6,352	195	6,112	6,307	△ 2	47	45	
		専任職員数(人)	694	8,152	8,846	710	7,853	8,563	△ 16	299	283	
	陸上競技場	箇所数	103	981	1,084	102	983	1,085	1	△ 2	△ 1	
		専任職員数(人)	196	655	851	202	624	826	△ 6	31	25	
	野 球 場	箇所数	158	3,987	4,145	158	3,948	4,106	-	39	39	
		専任職員数(人)	105	1,129	1,234	106	1,160	1,266	△ 1	△ 31	△ 32	
	プ ー ル	箇所数	229	4,022	4,251	236	4,077	4,313	△ 7	△ 55	△ 62	
		専任職員数(人)	337	3,526	3,863	337	3,408	3,745	-	118	118	

(注) 1 平成19年度における箇所数及び延面積は平成20年3月31日現在のもの、専任職員数は平成20年4月1日現在のものである。  
2 平成18年度における箇所数及び延面積は平成19年3月31日現在のもの、専任職員数は平成19年4月1日現在のものである。

第114表 地方公共団体の職員公舎の状況

区 分	平成19年度			平成18年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
戸 数	68,143	21,865	90,008	70,762	22,735	93,497	△2,619	△870	△3,489
延 面 積(千㎡)	3,966	1,289	5,255	4,053	1,323	5,376	△87	△34	△121

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第115表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調

(各年度末日現在)

区 分	平成19年度			平成18年度			増 減	
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上水道事業	1,404	-	1,404	1,406	-	1,406	△2	-
簡易水道事業	24	848	872	24	867	891	-	△19
工業用水道事業	152	-	152	151	-	151	1	-
交通事業	63	40	103	63	39	102	-	1
電気事業	31	62	93	31	71	102	-	△9
ガス事業	34	-	34	34	-	34	-	-
病院事業	664	-	664	669	-	669	△5	-
下水道事業	268	3,433	3,701	232	3,477	3,709	36	△44
介護サービス事業	47	589	636	47	631	678	-	△42
その他事業	193	1,358	1,551	201	1,374	1,575	△8	△16
合 計	<b>2,880</b>	<b>6,330</b>	<b>9,210</b>	<b>2,858</b>	<b>6,459</b>	<b>9,317</b>	<b>22</b>	<b>△129</b>

その2 事業数の推移

(各年度末日現在)

区 分	平成11年度	12	13	14	15	16	17	18	19
法適用事業数	3,537	3,539	3,556	3,560	3,532	3,258	2,867	2,858	2,880
法非適用事業数	8,175	9,035	9,055	9,053	8,944	7,721	6,512	6,459	6,330



第116表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

区 分	全 事 業 の 内 訳				合 計	前年度末職員	増 減
	適 用 区 分 別		勘 定 区 分 別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	52,799	-	46,489	6,310	52,799	54,708	△ 1,909
簡 易 水 道 事 業	76	2,234	2,065	245	2,310	2,422	△ 112
工 業 用 水 道 事 業	1,984	-	1,891	93	1,984	2,077	△ 93
交 通 事 業	29,585	508	29,153	940	30,093	31,186	△ 1,093
電 気 事 業	2,010	86	2,086	10	2,096	2,177	△ 81
ガ ス 事 業	1,378	-	1,281	97	1,378	1,470	△ 92
病 院 事 業	228,794	-	228,652	142	228,794	228,806	△ 12
下 水 道 事 業	15,963	19,013	21,744	13,232	34,976	36,292	△ 1,316
介 護 サ ー ビ ス 事 業	1,385	11,920	13,304	1	13,305	14,185	△ 880
そ の 他 事 業	3,264	4,506	5,987	1,783	7,770	8,401	△ 631
合 計	<b>337,238</b>	<b>38,267</b>	<b>352,652</b>	<b>22,853</b>	<b>375,505</b>	<b>381,724</b>	<b>△ 6,219</b>

(注) 平成20年3月31日現在の職員数である。

第117表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 19 年 度 (A)			平 成 18 年 度 (B)			増 減 (A) - (B)		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地 方 公 営 企 業	20,131,543	20,433,629	△ 302,086	19,039,735	19,301,226	△ 261,491	1,091,808	1,132,403	△ 40,595
法 適 用 企 業	14,669,131	15,070,294	△ 401,163	13,852,314	14,192,404	△ 340,090	816,817	877,890	△ 61,073
法 非 適 用 企 業	5,462,413	5,363,335	99,078	5,187,422	5,108,822	78,600	274,991	254,513	20,478
収 益 事 業	0	0	0				0	0	0
国 民 健 康 保 険 事 業	0	0	0				0	0	0
老 人 保 健 医 療 事 業	0	0	0				0	0	0
介 護 保 険 事 業	0	0	0				0	0	0
農 業 共 済 事 業	0	0	0				0	0	0
交 通 災 害 共 済 事 業	0	0	0				0	0	0
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	0	0	0				0	0	0
合 計	<b>20,131,543</b>	<b>20,433,629</b>	<b>△ 302,086</b>				<b>20,131,543</b>	<b>20,433,629</b>	<b>△ 302,086</b>

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 収入額 法適用：総収益（消費税込み）+ 資本的収入  
法非適用：総収益+ 資本的収入+ 前年度繰越金
- 2 支出額 法適用：総費用（消費税込み）- 減価償却費+ 資本的支出  
法非適用：総費用+ 資本的支出+ 積立金+ 繰上充用金

第118表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計	
総 収 益	3,165,723	158,477	811,622	80,316	99,082	4,027,200	1,471,435	796,266	10,610,119	
経 常 収 益	3,157,710	157,241	803,739	79,735	98,868	3,995,416	1,468,042	723,796	10,484,548	
うち料金収入	2,856,207	138,024	667,897	73,884	89,677	3,281,322	777,943	642,571	8,527,525	
総 費 用	2,901,824	138,680	800,639	77,195	103,416	4,221,868	1,427,308	544,469	10,215,399	
経 常 費 用	2,890,611	136,237	798,347	72,959	99,508	4,195,975	1,425,195	527,538	10,146,371	
うち	職員給与費	439,994	18,942	280,442	19,177	11,143	1,935,994	124,744	27,876	2,858,312
	減価償却費	833,312	49,258	188,707	19,144	17,601	278,595	543,578	28,216	1,958,411
	支払利息	365,192	22,540	133,372	6,898	4,042	116,028	410,493	25,185	1,083,749
経 常 損 益	<b>267,099</b>	<b>21,004</b>	<b>5,392</b>	<b>6,776</b>	<b>△ 640</b>	<b>△ 200,559</b>	<b>42,846</b>	<b>196,258</b>	<b>338,177</b>	
経 常 利 益	281,150	24,861	39,064	7,111	2,743	10,616	59,141	227,546	652,233	
経 常 損 失	14,051	3,857	33,672	335	3,383	211,175	16,295	31,288	314,056	
純 損 益	263,899	19,797	10,984	3,121	△ 4,334	△ 194,668	44,126	251,797	394,721	
累 積 欠 損 金	128,721	55,129	2,259,534	4,983	46,747	2,001,501	204,999	236,500	4,938,114	
不 良 債 務	1,665	-	175,065	-	41	118,610	31,826	32,913	360,121	
累 積 欠 損 金 比 率	4.3	38.3	319.5	6.5	49.9	57.2	16.3	34.6	52.3	
不 良 債 務 比 率	0.1	-	24.8	-	-	3.4	2.5	4.8	3.8	
経 常 収 支 比 率	109.2	115.4	100.7	109.3	99.4	95.2	103.0	137.2	103.3	
総 事 業 数	1,429	152	63	31	34	667	268	241	2,885	
うち建設中	13	4	1	-	-	-	5	1	24	
赤字事業数の割合	16.7	14.9	50.0	6.5	29.4	75.1	46.4	38.8	35.5	
累積欠損金を有する 事業数の割合	18.4	20.9	66.1	12.9	47.1	83.7	55.9	47.9	41.0	

- (注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第119表までにおいて同じ。  
 2 不良債務は、再建債を加算しないものである。  
 3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失を生じた事業数の割合である。



その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

(単位 百万円・%)

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病院事業			下水道事業			その他事業			合 計		
	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比			
職員給与費	439,994	15.4	14.8	18,942	14.0	13.1	280,442	35.2	39.6	19,177	26.9	25.1	11,143	11.7	11.9	1,935,994	46.1	55.3	124,744	8.8	9.9	27,876	5.3	4.1	2,858,312	28.3	30.3
減価償却費	833,312	29.2	28.0	49,258	36.3	34.2	188,707	23.7	26.7	19,144	26.8	25.1	17,601	18.5	18.8	278,595	6.6	8.0	543,578	38.2	43.2	28,216	5.4	4.1	1,958,411	19.4	20.7
支払利息	365,192	12.8	12.3	22,540	16.6	15.6	133,372	16.7	18.9	6,898	9.7	9.0	4,042	4.3	4.3	116,028	2.8	3.3	410,493	28.9	32.6	25,185	4.8	3.7	1,083,749	10.7	11.5
その他	1,215,811	42.6	40.7	44,850	33.1	31.2	194,916	24.4	27.5	26,132	36.6	34.2	62,162	65.5	66.4	1,865,358	44.5	53.3	342,760	24.1	27.3	445,316	84.5	65.1	4,197,305	41.6	44.4
計	2,854,309	100.0	95.8	135,590	100.0	94.1	797,437	100.0	112.7	71,351	100.0	93.4	94,948	100.0	101.4	4,195,975	100.0	119.9	1,421,575	100.0	113.0	526,593	100.0	77.0	10,097,777	100.0	106.9

- (注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。  
 2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第118表 法適用企業決算の状況（つづき）

その3 資本収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 本 的 収 入 額 (A)	1,043,712	64,696	481,509	20,215	6,583	530,528	1,421,756	209,339	3,778,338
企 業 債	715,195	27,468	268,388	3,065	3,734	335,525	1,001,249	86,544	2,441,167
(うち建設改良のための企業債)	311,694	14,593	100,995	3,065	3,734	212,568	372,155	20,055	1,038,860
他 会 計 出 資 金	82,296	4,242	44,265	-	-	71,608	62,926	3,292	268,629
他 会 計 借 入 金	12,223	9,106	9,391	-	250	18,395	4,415	5,808	59,587
他 会 計 補 助 金	12,265	2,825	41,951	-	572	3,224	63,446	5,459	129,742
そ の 他	221,733	21,055	117,514	17,150	2,027	101,776	289,720	108,236	879,213
翌年度に繰り越される 支出の財源充当額 (B)	13,030	220	9,562	-	-	1,441	27,813	2,868	54,935
前年度許可債で 当年度収入分 (C)	3,903	311	462	-	-	1,675	10,765	-	17,115
純 計 (A) - ((B) + (C)) (D)	1,026,779	64,165	471,485	20,215	6,583	527,413	1,383,178	206,471	3,706,288
資 本 的 支 出 額 (E)	2,278,019	143,662	665,700	43,094	30,247	722,760	2,050,856	526,470	6,460,807
建 設 改 良 費	970,277	41,255	205,610	16,133	15,873	283,342	740,724	156,718	2,429,932
(うち職員給与費)	52,910	679	10,256	45	718	1,206	35,650	8,384	109,847
企 業 債 償 還 金	1,224,427	61,951	407,375	16,870	13,279	396,345	1,301,176	261,622	3,683,045
(うち建設改良のための 企業債償還金)	863,902	51,467	257,155	16,870	12,383	303,120	845,154	224,156	2,574,207
そ の 他	83,315	40,456	52,715	10,091	1,095	43,073	8,956	108,130	347,830
資本的収入が資本的支出に 不足する額 (F)	1,251,726	80,931	224,652	23,438	23,664	199,299	668,026	327,152	2,798,887
補 て ん 財 源 (G)	1,247,408	80,744	176,461	23,438	23,621	178,287	638,260	324,511	2,692,731
補てん財源不足額 (F)-(G) (H)	4,318	187	48,191	-	43	21,012	29,766	2,640	106,156
財 源 不 足 率 (H)/(E)×100	0.2	0.1	7.2	-	0.1	2.9	1.5	0.5	1.6

(注) 「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「(D)-(E)」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第118表 法適用企業決算の状況（つづき）

その4 資産、負債及び資本に関する調

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 産	30,930,018	2,478,738	7,153,225	708,969	305,418	6,881,299	30,061,471	7,287,987	85,807,124
固 定 資 産	28,273,594	2,252,430	6,808,258	534,822	233,561	5,447,234	29,345,561	2,380,501	75,275,962
土 地 造 成	-	-	-	-	-	-	-	3,991,610	3,991,610
流 動 資 産	2,646,431	226,220	339,532	174,146	67,661	1,314,323	712,604	913,170	6,394,089
繰 延 勘 定	9,993	87	5,434	0	4,196	119,741	3,306	2,706	145,463
負 債	1,360,416	292,838	2,124,326	41,190	29,410	781,639	763,361	1,299,697	6,692,877
固 定 負 債	771,733	260,808	1,765,203	26,435	16,665	180,849	360,136	1,081,846	4,463,674
流 動 負 債	588,683	32,030	359,123	14,755	12,745	600,790	403,225	217,851	2,229,203
資 本	29,569,602	2,185,899	5,028,899	667,779	276,008	6,099,659	29,298,110	5,988,290	79,114,246
自 己 資 本 金	7,831,643	549,119	1,806,849	389,305	78,460	2,502,747	3,720,455	2,513,721	19,392,298
借 入 資 本 金	10,147,503	721,244	3,253,573	162,641	155,086	3,999,930	12,709,964	2,318,021	33,467,964
資 本 剰 余 金	10,884,535	911,413	2,122,738	49,319	78,295	1,470,471	12,988,926	474,708	28,980,405
利 益 剰 余 金	705,921	4,123	△2,154,261	66,514	△35,833	△1,873,488	△121,234	681,840	△2,726,421
自己資本構成比率	62.8	59.1	24.8	71.2	39.6	30.5	55.2	50.4	53.2
固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率	93.2	92.1	100.2	77.0	79.8	86.7	98.9	33.7	90.1
流 動 比 率	449.6	706.3	94.5	1,180.3	530.9	218.8	176.7	419.2	286.8
企 業 債 償 還 額 対 減 価 償 却 額 比 率	103.5	104.5	136.3	88.1	70.4	108.8	155.5	794.4	131.3
料 金 収 入 に 対 す る 企 業 債 元 利 償 還 金 比 率	43.0	53.5	57.5	32.2	18.3	12.7	161.4	38.7	42.8
不 良 債 務	1,665	-	175,065	-	41	118,610	31,826	32,913	360,121
不 良 債 務 比 率	0.1	-	24.8	-	-	3.4	2.5	4.8	3.8

(注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。





第119表 法適用企業の事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

区 分	平成13年度	14	15	16	17	18	19	
水道事業	経常利益	(1,494) 160,463	(1,556) 180,367	(1,531) 206,635	(1,410) 246,247	(1,200) 254,600	(1,200) 260,699	(1,180) 281,150
	経常損失	( 508) 44,776	( 440) 30,686	( 440) 32,756	( 342) 23,741	( 236) 15,082	( 220) 17,808	( 236) 14,051
	累積欠損金	122,985	127,192	133,470	131,982	124,039	127,440	128,721
	赤字事業数の割合	25.4	22.0	22.3	19.5	16.4	15.5	16.7
	累積欠損金比率	4.1	4.2	4.5	4.4	4.1	4.3	4.3
工業用水道事業	経常利益	( 114) 16,229	( 112) 17,454	( 121) 19,556	( 121) 20,758	( 120) 20,561	( 118) 19,840	( 126) 24,861
	経常損失	( 27) 2,684	( 31) 3,843	( 23) 6,028	( 22) 1,749	( 24) 2,001	( 29) 1,383	( 22) 3,857
	累積欠損金	21,132	21,529	21,617	20,911	21,674	56,918	55,129
	赤字事業数の割合	19.1	21.7	16.0	15.4	16.7	19.7	14.9
	累積欠損金比率	14.0	14.4	14.6	14.3	15.1	39.8	38.3
交通事業	経常利益	( 29) 2,253	( 34) 3,058	( 38) 11,769	( 37) 13,400	( 28) 21,859	( 34) 29,979	( 31) 39,064
	経常損失	( 44) 178,316	( 39) 156,352	( 34) 87,556	( 32) 77,301	( 36) 52,703	( 29) 40,153	( 31) 33,672
	累積欠損金	2,556,552	2,691,855	2,324,499	2,384,383	2,275,639	2,269,888	2,259,534
	赤字事業数の割合	60.3	53.4	47.2	46.4	56.3	46.0	50.0
	累積欠損金比率	356.3	380.4	332.2	344.9	326.6	324.8	319.5
電気事業	経常利益	( 34) 10,218	( 34) 10,611	( 32) 10,567	( 32) 10,587	( 29) 8,027	( 30) 9,600	( 29) 7,111
	経常損失	( -) -	( -) -	( 1) 343	( 1) 545	( 2) 569	( 1) 16	( 2) 335
	累積欠損金	-	-	335	2,588	1,796	1,600	4,983
	赤字事業数の割合	-	-	3.0	3.0	6.5	3.2	6.5
	累積欠損金比率	-	-	0.4	3.0	2.2	2.0	6.5
ガス事業	経常利益	( 52) 3,929	( 50) 4,276	( 47) 3,731	( 31) 2,786	( 24) 3,288	( 25) 3,059	( 24) 2,743
	経常損失	( 12) 4,458	( 11) 4,896	( 11) 3,595	( 16) 5,715	( 13) 5,068	( 10) 2,916	( 10) 3,383
	累積欠損金	22,225	27,561	29,534	34,526	38,921	42,436	46,747
	赤字事業数の割合	18.8	18.0	19.0	34.0	35.1	28.6	29.4
	累積欠損金比率	24.1	30.0	32.7	39.6	45.3	48.0	49.9
病院事業	経常利益	( 389) 40,585	( 278) 25,855	( 295) 35,478	( 246) 25,804	( 211) 21,881	( 141) 10,724	( 166) 10,616
	経常損失	( 365) 103,708	( 483) 147,893	( 457) 128,685	( 482) 157,528	( 463) 164,926	( 527) 210,423	( 501) 211,175
	累積欠損金	1,388,212	1,512,317	1,619,023	1,682,577	1,781,961	1,873,568	2,001,501
	赤字事業数の割合	48.4	63.5	60.8	66.2	68.7	78.9	75.1
	累積欠損金比率	37.5	41.5	44.2	46.4	48.9	53.6	57.2
下水道事業	経常利益	( 83) 33,653	( 90) 36,275	( 106) 41,627	( 112) 53,205	( 112) 55,294	( 121) 53,597	( 141) 59,141
	経常損失	( 58) 13,039	( 70) 11,809	( 72) 11,221	( 83) 12,288	( 93) 12,591	( 104) 15,509	( 122) 16,295
	累積欠損金	205,994	210,087	207,115	199,251	206,323	203,775	204,999
	赤字事業数の割合	41.1	43.8	40.4	42.6	45.4	46.2	46.4
	累積欠損金比率	17.9	18.1	17.8	16.8	17.0	16.3	16.3
その他事業	経常利益	( 157) 77,349	( 172) 46,063	( 167) 70,363	( 154) 141,824	( 145) 178,419	( 136) 98,355	( 147) 227,546
	経常損失	( 142) 18,384	( 121) 21,070	( 120) 23,567	( 121) 81,750	( 108) 56,894	( 113) 36,897	( 93) 31,288
	累積欠損金	116,062	151,472	162,512	240,856	214,130	234,076	236,500
	赤字事業数の割合	47.5	41.3	41.8	44.0	42.7	45.4	38.8
	累積欠損金比率	24.8	49.2	29.7	25.4	23.1	43.8	34.6
合 計	経常利益	( 2,352) 344,680	( 2,326) 323,961	( 2,337) 399,727	( 2,143) 514,611	( 1,869) 563,929	( 1,805) 485,854	( 1,844) 652,233
	経常損失	( 1,156) 365,367	( 1,195) 376,550	( 1,158) 293,750	( 1,099) 360,618	( 975) 309,835	( 1,033) 325,105	( 1,017) 314,056
	累積欠損金	4,433,163	4,742,014	4,498,106	4,697,072	4,664,483	4,809,702	4,938,114
	赤字事業数の割合	33.0	33.9	33.1	33.9	34.3	36.4	35.5
	累積欠損金比率	47.2	51.7	47.9	48.0	47.6	51.9	52.3

(注) 1 ( ) 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。  
 2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第120表 法非適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	簡易水道事業	交通事業	電気事業	下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	宅地造成事業	有料道路事業	駐車場整備事業	介護サービス事業	合計
収益的収支													
総収益(A)	101,565	8,886	13,107	1,566,282	61,896	56,078	17,510	38,408	242,161	852	35,113	138,129	2,279,988
(営業収益)	73,536	4,103	12,674	1,032,043	49,002	37,601	7,029	27,857	220,517	852	28,765	115,516	1,609,493
総収益のうち													
料金収入	71,534	3,998	11,725	677,017	47,200	31,528	6,587	25,132	209,362	830	28,438	114,201	1,227,553
他会計繰入金	24,922	1,616	280	500,141	9,008	11,226	9,946	8,899	14,799	-	5,524	19,824	606,186
総費用(B)	78,923	8,442	5,055	1,231,911	36,219	48,151	16,978	32,478	23,513	373	20,930	132,137	1,635,109
うち													
職員給与費	14,403	3,847	489	81,457	2,441	11,287	4,335	6,330	2,325	15	406	59,964	187,299
支払利息	25,778	131	401	556,251	16,449	6,395	1,371	1,201	11,362	59	5,102	4,946	629,447
収支差引(A)-(B)(C)	22,643	444	8,053	334,372	25,677	7,926	533	5,930	218,648	479	14,183	5,992	644,879
資本的収支													
資本的収入(D)	129,547	865	885	2,400,383	83,018	16,435	7,545	11,066	289,053	105	18,120	20,693	2,977,715
うち													
地方債	58,331	171	444	1,238,523	52,148	1,459	759	2,598	158,563	-	3,081	5,151	1,521,229
他会計繰入金	41,142	658	118	482,900	13,879	12,205	5,609	7,029	85,509	-	12,968	12,750	674,767
国庫補助金	19,983	4	-	509,569	-	182	82	199	6,150	-	1,065	12	537,245
都道府県補助金	2,312	27	-	12,724	-	1,512	233	56	616	-	374	1,122	18,977
資本的支出(E)	151,226	1,388	9,026	2,731,995	105,569	23,315	8,115	14,896	455,151	1,356	31,322	24,626	3,557,985
うち													
建設改良費	84,640	310	708	1,374,800	32,379	5,533	1,340	4,304	149,093	72	6,611	8,909	1,668,700
地方債償還金	65,911	1,078	2,732	1,348,735	72,205	17,334	6,009	8,158	253,567	1,003	21,311	14,758	1,812,800
他会計繰出金	344	-	5,560	4,630	975	422	31	1,727	22,944	281	2,795	720	40,428
収支差引(D)-(E)(F)	△21,679	△523	△8,141	△331,612	△22,552	△6,880	△570	△3,830	△166,098	△1,251	△13,202	△3,933	△580,269
収支再差引(C)+(F)(G)	964	△79	△88	2,760	3,125	1,047	△38	2,100	52,551	△772	981	2,059	64,610
形式収支(H)	6,176	△792	1,316	92,070	4,243	△1,463	△294	△1,247	18,739	22	△3,676	8,367	123,459
翌年度に繰り越すべき財源(I)	862	0	12	30,749	1,785	186	18	1,367	13,826	-	133	622	49,561
実質収支(H)-(I)	<b>5,313</b>	<b>△793</b>	<b>1,304</b>	<b>61,321</b>	<b>2,458</b>	<b>△1,649</b>	<b>△311</b>	<b>△2,614</b>	<b>4,913</b>	<b>22</b>	<b>△3,809</b>	<b>7,744</b>	<b>73,899</b>
黒字	6,145	91	1,312	97,977	4,763	1,941	686	3,677	47,765	22	2,784	7,988	175,149
赤字	831	884	8	36,656	2,305	3,590	997	6,291	42,852	-	6,593	244	101,251
赤字事業数割合	1.8	25.0	1.6	2.5	7.1	5.5	4.1	7.2	9.7	-	7.6	2.4	3.6
赤字比率	1.1	21.6	0.1	3.6	4.7	9.6	14.2	22.6	19.4	-	22.9	0.9	6.4

(注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。  
 2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。  
 3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。



第121表 国民健康保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年 度						平成 18 年 度						比 較		
	団 体 数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)- (C)+(D)	団 体 数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引収支 (E)-(F)- (G)+(H)	団 体 数	実質収支	再差引収支
			財政援 助額(B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財政援 助額(F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,817	42,412	103,633	342,432	3,036	△ 400,618	1,827	134,772	112,028	347,701	21,534	△ 303,423	△ 10	△ 92,360	△ 97,195
黒字の団体	949	156,819	20,977	30,328	1,737	107,251	1,067	200,008	28,725	40,636	2,373	133,020	△ 118	△ 43,189	△ 25,769
赤字の団体	868	△ 114,406	82,657	312,104	1,299	△ 507,869	760	△ 65,235	83,303	307,065	19,161	△ 436,442	108	△ 49,171	△ 71,427
政令指定都市	17	△ 65,535	18,939	118,665	-	△ 203,138	15	△ 51,055	14,567	128,072	18,225	△ 175,468	2	△ 14,480	△ 27,670
黒字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字の団体	17	△ 65,535	18,939	118,665	-	△ 203,138	15	△ 51,055	14,567	128,072	18,225	△ 175,468	2	△ 14,480	△ 27,670
中 核 市	35	△ 10,974	12,582	35,527	32	△ 59,050	37	1,164	16,433	36,558	26	△ 51,802	△ 2	△ 12,138	△ 7,248
黒字の団体	6	9,050	3,095	3,297	-	2,657	9	15,438	4,638	5,494	-	5,306	△ 3	△ 6,388	△ 2,649
赤字の団体	29	△ 20,023	9,487	32,229	32	△ 61,707	28	△ 14,275	11,795	31,064	26	△ 57,108	1	△ 5,748	△ 4,599
特 例 市	44	△ 4,103	10,110	28,539	194	△ 42,558	39	5,213	10,876	29,486	28	△ 35,122	5	△ 9,316	△ 7,436
黒字の団体	4	3,341	306	787	-	2,248	8	5,073	497	1,978	12	2,610	△ 4	△ 1,732	△ 362
赤字の団体	40	△ 7,444	9,805	27,753	194	△ 44,807	31	140	10,380	27,508	15	△ 37,732	9	△ 7,584	△ 7,075
都 市	686	59,049	43,952	135,058	2,125	△ 117,835	690	103,572	49,826	130,096	2,543	△ 73,807	△ 4	△ 44,523	△ 44,028
黒字の団体	305	78,736	9,209	18,302	1,184	52,408	364	104,980	13,390	24,201	1,816	69,204	△ 59	△ 26,244	△ 16,796
赤字の団体	381	△ 19,687	34,742	116,755	941	△ 170,244	326	△ 1,408	36,435	105,895	727	△ 143,011	55	△ 18,279	△ 27,233
町 村	1,008	42,829	13,563	24,030	685	5,921	1,020	54,783	16,044	23,230	711	16,220	△ 12	△ 11,954	△ 10,299
黒字の団体	613	45,323	4,990	7,629	553	33,256	664	53,848	6,490	8,806	544	39,097	△ 51	△ 8,525	△ 5,841
赤字の団体	395	△ 2,494	8,573	16,401	132	△ 27,336	356	934	9,554	14,424	167	△ 22,877	39	△ 3,428	△ 4,459
一部事務組合等	4	1,104	339	614	-	151	3	941	473	259	-	210	1	163	△ 59
黒字の団体	3	972	339	312	-	321	2	840	288	157	-	394	1	132	△ 73
赤字の団体	1	132	-	302	-	△ 170	1	101	184	101	-	△ 185	-	31	15
特 別 区	23	20,041	4,149	-	-	15,892	23	20,155	3,810	-	-	16,345	-	△ 114	△ 453
黒字の団体	18	19,397	3,038	-	-	16,359	20	19,829	3,422	-	-	16,407	△ 2	△ 432	△ 48
赤字の団体	5	644	1,111	-	-	△ 467	3	327	388	-	-	△ 61	2	317	△ 406

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 直診勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年 度				平成 18 年 度				比 較		
	団 体 数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団 体 数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団 体 数	実質収支	再差引収支
全 市 町 村	388	1,343	11,863	△ 10,520	391	882	11,297	△ 10,415	△ 3	461	△ 105
黒字の団体	367	4,031	10,655	△ 6,624	370	3,984	10,738	△ 6,754	△ 3	47	130
赤字の団体	21	△ 2,688	1,209	△ 3,896	21	△ 3,102	559	△ 3,661	-	414	△ 235
政令指定都市	1	-	52	△ 52	1	-	48	△ 48	-	-	△ 4
黒字の団体	1	-	52	△ 52	1	-	48	△ 48	-	-	△ 4
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 核 市	8	158	150	7	9	175	125	50	△ 1	△ 17	△ 43
黒字の団体	8	158	150	7	8	181	125	56	-	△ 23	△ 49
赤字の団体	-	-	-	-	1	△ 6	-	△ 6	△ 1	6	6
特 例 市	12	154	181	△ 27	9	100	140	△ 39	3	54	12
黒字の団体	12	154	181	△ 27	9	100	140	△ 39	3	54	12
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市	158	830	5,625	△ 4,795	163	1,072	5,409	△ 4,337	△ 5	△ 242	△ 458
黒字の団体	148	1,700	5,066	△ 3,367	155	1,929	5,109	△ 3,180	△ 7	△ 229	△ 187
赤字の団体	10	△ 869	559	△ 1,428	8	△ 857	300	△ 1,157	2	△ 12	△ 271
町 村	208	173	5,854	△ 5,681	208	△ 489	5,575	△ 6,063	-	662	382
黒字の団体	197	1,992	5,205	△ 3,213	196	1,751	5,316	△ 3,565	1	241	352
赤字の団体	11	△ 1,819	649	△ 2,468	12	△ 2,239	259	△ 2,498	△ 1	420	30
一部事務組合等	1	27	-	27	1	23	-	23	-	4	4
黒字の団体	1	27	-	27	1	23	-	23	-	4	4
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第121表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				19年度	18年度	19年度	18年度
保 険 税 (料)	3,772,725	3,715,527	57,198	28.7	30.6	1.5	2.8
うち退職被保険者分	888,206	822,606	65,600	6.8	6.8	8.0	12.3
一 部 負 担 金	6	19	△ 13	0.0	0.0	△ 68.4	533.3
うち退職被保険者分	1	7	△ 6	0.0	0.0	△ 85.7	600.0
国 庫 支 出 金	3,282,038	3,281,714	324	25.0	27.1	0.0	△ 5.9
療養給付費等負担金	2,487,506	2,494,854	△ 7,348	18.9	20.6	△ 0.3	△ 6.6
財政調整交付金等	794,532	786,860	7,672	6.0	6.5	1.0	△ 3.7
療養給付費交付金	2,658,400	2,343,341	315,059	20.2	19.3	13.4	11.2
都道府県支出金	568,584	553,340	15,244	4.3	4.6	2.8	30.1
財源補てん的なもの	103,633	112,028	△ 8,395	0.8	0.9	△ 7.5	△ 7.6
その他のもの	464,951	441,312	23,639	3.5	3.7	5.4	45.1
共同事業交付金	1,283,219	719,888	563,331	9.8	5.9	78.3	231.1
他会計繰入金	1,206,132	1,176,809	29,323	9.2	9.7	2.5	0.0
財源補てん的なもの	342,432	347,701	△ 5,269	2.6	2.9	△ 1.5	△ 1.0
保険基盤安定制度に係るもの	465,693	457,430	8,263	3.5	3.8	1.8	3.1
高医療費基準超過額に係るもの	1,317	1,580	△ 263	0.0	0.0	△ 16.6	7.9
その他のもの	396,690	370,098	26,592	3.1	3.0	7.2	△ 2.6
基金繰入金	70,250	52,911	17,339	0.5	0.4	32.8	△ 36.1
繰越金	264,730	247,003	17,727	2.0	2.0	7.2	△ 3.9
その他の収入	39,860	34,834	5,026	0.3	0.4	14.4	△ 0.9
歳入合計	<b>13,145,944</b>	<b>12,125,386</b>	<b>1,020,558</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>8.4</b>	<b>6.4</b>



第121表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				19年度	18年度	19年度	18年度
総 務 費	255,882	220,477	35,405	2.0	1.8	16.1	△ 1.3
一 般 管 理 費	168,834	143,927	24,907	1.3	1.2	17.3	△ 0.7
賦 課 徴 収 費	62,677	54,331	8,346	0.5	0.5	15.4	△ 2.5
連 合 会 負 担 金	5,829	5,864	△ 35	0.0	0.0	△ 0.6	△ 3.7
そ の 他 の 総 務 費	18,542	16,355	2,187	0.2	0.1	13.4	△ 1.5
保 険 給 付 費	8,322,822	7,776,463	546,359	63.5	64.9	7.0	4.4
療 養 諸 費 等	8,125,408	7,593,164	532,244	62.0	63.4	7.0	4.4
そ の 他 の 給 付 費	170,744	157,818	12,926	1.3	1.3	8.2	4.3
診 療 報 酬 審 査 支 払 手 数 料	26,670	25,481	1,189	0.2	0.2	4.7	3.3
老 人 保 健 拠 出 金	2,240,332	2,257,049	△16,717	17.1	18.8	△ 0.7	△ 6.3
老 人 保 健 医 療 費 拠 出 金	2,206,615	2,223,486	△16,871	16.8	18.6	△ 0.8	△ 6.4
老 人 保 健 事 務 費 拠 出 金	33,717	33,563	154	0.3	0.3	0.5	△ 0.4
介 護 給 付 費 納 付 金	679,506	712,174	△32,668	5.2	5.9	△ 4.6	0.9
共 同 事 業 拠 出 金	1,287,159	720,091	567,068	9.8	6.0	78.7	234.8
共 同 事 業 医 療 費 拠 出 金	862,853	527,545	335,308	6.6	4.4	63.6	145.7
共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	46,320	15,571	30,749	0.4	0.1	197.5	5,843.1
そ の 他 の 共 同 事 業 拠 出 金	377,986	176,975	201,011	2.8	1.5	113.6	285,343.5
保 健 事 業 費	40,189	38,602	1,587	0.3	0.3	4.1	△ 0.4
繰 出 金	10,867	31,368	△20,501	0.1	0.3	△65.4	49.5
財 源 補 て ん 的 な も の	3,036	21,534	△18,498	0.0	0.2	△85.9	60.1
そ の 他 の も の	7,831	9,834	△ 2,003	0.1	0.1	△20.4	30.6
基 金 積 立 金	23,203	27,895	△ 4,692	0.2	0.2	△16.8	△ 1.3
公 債 費	1,649	1,057	592	0.0	0.0	56.0	46.2
元 利 償 還 金	924	521	403	0.0	0.0	77.4	24.0
一 時 借 入 金 利 子	725	537	188	0.0	0.0	35.0	77.8
前 年 度 繰 上 充 用 金	141,619	127,978	13,641	1.1	1.1	10.7	9.9
そ の 他 の 支 出	98,156	72,036	26,120	0.7	0.7	36.3	20.0
歳 出 合 計	<b>13,101,384</b>	<b>11,985,190</b>	<b>1,116,194</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>9.3</b>	<b>6.4</b>

資料編

第121表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 直診勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				19年度	18年度	19年度	18年度
診 療 収 入	49,155	49,646	△ 491	69.1	68.9	△ 1.0	△ 6.4
国 庫 支 出 金	1,461	1,664	△ 203	2.1	2.3	△ 12.2	5.3
財 政 調 整 交 付 金	1,409	1,365	44	2.0	1.9	3.2	△ 6.9
そ の 他	52	299	△ 247	0.1	0.4	△ 82.6	162.3
都 道 府 県 支 出 金	373	360	13	0.5	0.5	3.6	△ 7.2
他 会 計 繰 入 金	12,344	11,549	795	17.4	16.0	6.9	△ 2.3
普通会計からのもの	11,426	10,584	842	16.1	14.7	8.0	△ 1.8
事業勘定からのもの	848	746	102	1.2	1.0	13.7	△ 19.8
その他の会計からのもの	70	219	△ 149	0.1	0.3	△ 68.0	97.3
基 金 繰 入 金	687	308	379	1.0	0.4	123.1	△ 62.0
繰 越 金	4,311	5,040	△ 729	6.1	7.0	△ 14.5	3.7
地 方 債	1,042	1,731	△ 689	1.5	2.4	△ 39.8	47.1
そ の 他 の 収 入	1,737	1,756	△ 19	2.3	2.5	△ 1.1	△ 20.0
歳 入 合 計	<b>71,110</b>	<b>72,054</b>	<b>△ 944</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1.3</b>	<b>△ 5.0</b>

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				19年度	18年度	19年度	18年度
総 務 費	35,564	36,070	△ 506	51.0	51.0	△ 1.4	△ 5.0
医 業 費	25,088	24,891	197	36.0	35.2	0.8	△ 4.0
施 設 整 備 費	962	2,175	△ 1,213	1.4	3.1	△ 55.8	19.5
繰 出 金	481	252	229	0.7	0.4	90.9	6.3
普通会計に対するもの	142	208	△ 66	0.2	0.3	△ 31.7	23.8
事業勘定に対するもの	271	11	260	0.4	0.0	2,363.6	△ 8.3
その他の会計に対するもの	68	33	35	0.1	0.1	106.1	△ 42.1
基 金 積 立 金	432	628	△ 196	0.6	0.9	△ 31.2	12.3
公 債 費	3,883	3,580	303	5.6	5.1	8.5	△ 3.8
元 利 償 還 金	3,874	3,575	299	5.6	5.1	8.4	△ 3.7
一 時 借 入 金 利 子	9	5	4	0.0	0.0	80.0	△ 54.5
前 年 度 繰 上 充 用 金	3,102	3,041	61	4.4	4.3	2.0	△ 4.2
そ の 他 の 支 出	208	108	100	0.3	0.0	92.6	△ 79.8
歳 出 合 計	<b>69,720</b>	<b>70,745</b>	<b>△ 1,025</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1.4</b>	<b>△ 4.4</b>



## 第122表 老人保健医療事業決算の状況

### その1 収支の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年 度						平成 18 年 度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)-(G)	実質収支 (F)-(H)
市 町 村	1,809	10,441,333	10,450,540	△ 9,207	225	△ 9,432	1,820	14,733	△11	△ 24,165
黒字の団体	1,327	5,909,117	5,867,754	41,363	222	41,141	1,367	47,445	△40	△ 6,304
赤字の団体	482	4,532,216	4,582,786	△ 50,570	4	△ 50,574	453	△ 32,713	29	△ 17,861

### その2 歳入歳出内訳

#### (1) 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度		平成 18 年 度		増 減 額	増 減 率
支 払 基 金 交 付 金	5,512,341	52.8	5,762,255	55.0	△ 249,914	△ 4.3
医 療 費 交 付 金	5,472,460	52.4	5,721,741	54.6	△ 249,281	△ 4.4
審 査 支 払 手 数 料 交 付 金	39,881	0.4	40,514	0.4	△ 633	△ 1.6
国 庫 支 出 金	3,199,258	30.6	3,037,920	29.0	161,338	5.3
都 道 府 県 支 出 金	797,065	7.6	775,713	7.4	21,352	2.8
他 会 計 繰 入 金	863,301	8.3	832,910	8.0	30,391	3.6
医 療 費 に 係 る も の	822,283	7.9	792,912	7.6	29,371	3.7
そ の 他 の も の	41,018	0.4	39,998	0.4	1,020	2.6
繰 越 金	48,685	0.5	44,182	0.4	4,503	10.2
そ の 他 の 収 入	20,683	0.2	19,781	0.2	902	4.6
歳 入 合 計	10,441,333	100.0	10,472,761	100.0	△ 31,428	△ 0.3

#### (2) 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 19 年 度		平成 18 年 度		増 減 額	増 減 率
総 務 費	33,672	0.3	32,822	0.3	850	2.6
人 件 費	21,331	0.2	20,465	0.2	866	4.2
そ の 他	12,341	0.1	12,357	0.1	△ 16	△ 0.1
医 療 諸 費	10,321,607	98.8	10,327,234	98.8	△ 5,627	△ 0.1
医 療 給 付 費 等	10,037,768	96.1	10,059,892	96.2	△ 22,124	△ 0.2
医 療 費	224,930	2.2	208,722	2.0	16,208	7.8
老人保健施設療養費	984	0.0	451	0.0	533	118.2
老人訪問看護療養費	18,657	0.2	17,958	0.2	699	3.9
審 査 支 払 手 数 料	39,268	0.4	40,211	0.4	△ 943	△ 2.3
繰 出 金	34,939	0.3	33,595	0.3	1,344	4.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	32,818	0.3	39,001	0.4	△ 6,183	△ 15.9
そ の 他 の 支 出	27,504	0.3	23,390	0.2	4,114	17.6
歳 出 合 計	10,450,540	100.0	10,456,042	100.0	△ 5,502	△ 0.1

(注) 特定療養費は、「医療給付費等」に含まれている。

第123表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成19年度						平成18年度						比 較		
	団体数	実質 収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)-(C)+(D)	団体数	実質 収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引収支 (E)-(F)-(G)+(H)	団 体 数	実 質 収 支	再 差 引 収 支
			財 政 援 助 額 (B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財 政 援 助 額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,666	175,196	133	3,878	1,969	173,155	1,671	224,726	1,674	5,955	1,667	218,764	△ 5	△49,530	△45,609
黒字の団体	1,643	174,538	3	1,214	1,940	175,260	1,625	223,741	18	3,078	1,618	222,263	18	△49,203	△47,003
赤字の団体	23	659	130	2,663	29	△2,105	46	985	1,656	2,876	49	△3,499	△23	△ 326	1,394

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成19年度				平成18年度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全 市 町 村	787	815	16,588	△15,773	744	536	16,337	△15,801	43	279	28
黒字の団体	774	867	16,435	△15,568	724	622	16,160	△15,538	50	245	△30
赤字の団体	13	△53	153	△ 205	20	△87	177	△ 264	△7	34	59

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。





第123表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
保 険 料	1,321,522	1,261,954	59,568	19.0	19.1	4.7	28.4
国 庫 支 出 金	1,462,152	1,457,131	5,021	21.1	22.1	0.3	△ 2.5
介 護 給 付 費 負 担 金	1,113,152	1,110,045	3,107	16.0	16.8	0.3	△ 7.2
調 整 交 付 金	301,054	306,804	△ 5,750	4.3	4.7	△ 1.9	3.7
地 域 支 援 事 業 交 付 金 ( 介 護 予 防 事 業 )	8,611	…	…	0.1	…	…	…
地 域 支 援 事 業 交 付 金 ( 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 )	35,493	…	…	0.5	…	…	…
そ の 他 の 補 助 金	3,842	40,282	…	0.2	0.6	…	…
支 払 基 金 交 付 金	1,935,795	1,812,802	122,993	27.9	27.5	6.8	△ 3.5
都 道 府 県 支 出 金	948,284	911,073	37,211	13.7	13.8	4.1	22.9
財 源 補 て ん 的 な も の	133	1,674	△ 1,541	0.0	0.0	△ 92.1	△ 74.5
うち財政安定化基金支出金	-	1	△ 1	0.0	0.0	△ 100.0	△ 100.0
介 護 給 付 費 負 担 金	919,928	…	…	13.3	…	…	…
地 域 支 援 事 業 負 担 金	21,602	…	…	0.3	…	…	…
そ の 他 の も の	6,621	909,399	…	0.1	13.8	…	…
相 互 財 政 安 定 化 事 業 交 付 金	0	7	△ 7	0.0	0.0	△ 100.0	△ 97.8
他 会 計 繰 入 金	1,027,577	996,611	30,966	14.8	15.1	3.1	3.5
財 源 補 て ん 的 な も の	3,878	5,955	△ 2,077	0.1	0.1	△ 34.9	△ 18.1
一般会計からのもの12.5%	993,532	730,951	262,581	14.3	11.1	35.9	0.3
そ の 他 の も の	30,167	259,705	△ 229,538	0.4	3.9	△ 88.4	14.7
基 金 繰 入 金	15,306	14,488	818	0.2	0.2	5.6	△ 79.1
繰 越 金	217,113	119,697	97,416	3.1	1.8	81.4	25.4
地 方 債	626	734	△ 108	0.0	0.0	△ 14.7	△ 96.3
うち財政安定化基金貸付金	612	734	△ 122	0.0	0.0	△ 16.6	△ 96.3
そ の 他 の 収 入	14,015	19,090	△ 5,075	0.2	0.4	△ 26.6	43.0
歳 入 合 計	<b>6,942,390</b>	<b>6,593,587</b>	<b>348,803</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>5.3</b>	<b>5.4</b>

(注) 平成19年度地方財政状況調査において調査項目を変更したことから、「国庫支出金」に係る「地域支援事業交付金（介護予防事業、包括的支援事業・任意事業）」並びに「都道府県支出金」に係る「介護給付費負担金」及び「地域支援事業負担金」の「平成18年度」、「増減額」欄等に数値を計上していない。また、「国庫支出金」に係る「その他の補助金」及び「都道府県支出金」に係る「その他のもの」の「増減額」及び「増減率」欄に数値を計上していない。

第123表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 保険事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度
総 務 費	225,526	224,842	684	3.3	3.5	0.3	△ 0.7
保 険 給 付 費	6,168,818	5,878,426	290,392	91.2	92.4	4.9	1.1
介 護 諸 費 等	6,137,238	5,844,119	293,119	90.7	91.8	5.0	1.0
そ の 他 の 給 付 費	22,910	25,745	△ 2,835	0.4	0.5	△ 11.0	40.7
審 査 支 払 手 数 料	8,670	8,562	108	0.1	0.1	1.3	△ 1.1
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	4,180	4,314	△ 134	0.1	0.1	△ 3.1	△ 16.6
相 互 財 政 安 定 化 事 業 負 担 金	4	1,128	△ 1,124	0.0	0.0	△ 99.6	605.0
地 域 支 援 事 業	116,195	…	…	1.7	…	…	…
介 護 予 防 事 業 費	27,193	…	…	0.4	…	…	…
包 括 支 援 事 業・任 意 事 業 費	89,002	…	…	1.3	…	…	…
保 健 福 祉 事 業 費	1,303	2,395	△ 1,092	0.0	0.0	△ 45.6	720.2
繰 出 金	14,819	13,211	1,608	0.2	0.2	12.2	15.1
財 源 補 て ん 的 な も の	1,969	1,667	302	0.0	0.0	18.1	△ 4.4
そ の 他 の も の	12,850	11,544	1,306	0.2	0.2	11.3	18.6
基 金 積 立 金	108,191	55,909	52,282	1.6	0.9	93.5	129.5
公 債 費	16,228	17,052	△ 824	0.2	0.3	△ 4.8	105.5
元 利 償 還 金	16,214	17,035	△ 821	0.2	0.3	△ 4.8	105.6
一 時 借 入 金 利 子	14	17	△ 3	0.0	0.0	△ 17.6	30.8
前 年 度 繰 上 充 用 金	120	539	△ 419	0.0	0.0	△ 77.7	479.6
そ の 他 の 支 出	110,535	165,715	…	3.4	2.6	…	…
歳 出 合 計	<b>6,765,919</b>	<b>6,363,531</b>	<b>402,388</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>6.3</b>	<b>3.8</b>

(注) 平成19年度地方財政状況調査において調査項目を変更したことから、「地域支援事業」「介護予防事業費」及び「包括的支援事業・任意事業」の「平成18年度」、「増減額」欄等に数値を計上していない。また、「その他の支出」の「増減額」及び「増減率」欄に数値を計上していない。



第123表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				19年度	18年度	19年度	18年度
サ ー ビ ス 収 入	12,203	8,822	3,381	39.7	33.1	38.3	16.3
分 担 金 及 び 負 担 金	66	56	10	0.2	0.2	17.9	△ 72.8
使 用 料 及 び 手 数 料	218	123	95	0.7	0.5	77.2	20.6
国 庫 支 出 金	30	74	△ 44	0.1	0.3	△ 59.5	184.6
都 道 府 県 支 出 金	7	68	△ 61	0.0	0.3	△ 89.7	△ 72.9
財 産 収 入	2	3	△ 1	0.0	0.0	△ 33.3	0.0
寄 附 金	-	0	皆減	0.0	0.0	皆減	△ 100.0
他 会 計 繰 入 金	17,093	16,600	493	55.6	62.2	3.0	△ 24.5
普 通 会 計 か ら の も の	16,248	15,970	278	52.9	59.9	1.7	△ 26.6
保 険 事 業 勘 定 か ら の も の	837	585	252	2.7	2.2	43.1	272.6
そ の 他 の 会 計 か ら の も の	8	45	△ 37	0.0	0.1	△ 82.2	△ 27.4
基 金 繰 入 金	84	70	14	0.3	0.3	20.0	59.1
繰 越 金	524	358	166	1.7	1.3	46.4	△ 37.6
地 方 債	228	139	89	0.7	0.5	64.0	△ 74.6
そ の 他 の 収 入	265	359	△ 94	1.0	1.3	△ 26.2	△ 21.3
歳 入 合 計	<b>30,720</b>	<b>26,672</b>	<b>4,048</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>15.2</b>	<b>△ 16.1</b>

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				19年度	18年度	19年度	18年度
総 務 費	6,341	5,514	827	21.2	21.1	15.0	9.3
サ ー ビ ス 事 業 費	11,548	8,790	2,758	38.6	33.7	31.4	△ 0.8
施 設 整 備 費	497	642	△ 145	1.7	2.5	△ 22.6	△ 46.2
基 金 積 立 金	81	65	16	0.3	0.3	24.6	△ 50.8
公 債 費	10,365	10,423	△ 58	34.7	39.9	△ 0.6	△ 33.3
元 利 償 還 金	10,365	10,423	△ 58	34.7	39.9	△ 0.6	△ 33.3
一 時 借 入 金 利 子	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 繰 出 金	505	263	242	1.7	1.0	92.0	39.9
普 通 会 計 に 対 す る も の	290	138	152	1.0	0.5	110.1	△ 6.1
保 険 事 業 勘 定 に 対 す る も の	188	102	86	0.6	0.4	84.3	628.6
そ の 他 の 会 計 に 対 す る も の	27	23	4	0.1	0.1	17.4	△ 14.8
前 年 度 繰 上 充 用 金	25	8	17	0.1	0.0	212.5	△ 86.0
そ の 他 の 支 出	525	400	125	1.7	1.5	31.3	179.7
歳 出 合 計	<b>29,887</b>	<b>26,105</b>	<b>3,782</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>14.5</b>	<b>△ 16.4</b>

第124表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況（団体別）

（単位 百万円）

区 分	平成19年度										平成18年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	翌年度に 繰り越す べき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再 差 引 (L)	団体数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
都 道 府 県	47	569,247	560,404	8,843	-	1,679	352,652	-	-	359,816	47	372,556	-	△12,740
黒字の団体	47	569,247	560,404	8,843	-	1,679	352,652	-	-	359,816	47	372,556	-	△12,740
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	111	2,960,981	2,982,804	△21,824	2,289	7,692	113,590	8,078	10,885	78,979	114	58,561	△3	20,418
黒字の団体	75	1,997,146	1,960,138	37,008	204	2,664	112,339	3,877	4,611	145,746	76	137,743	△1	8,003
赤字の団体	36	963,834	1,022,666	△58,832	2,085	5,028	1,252	4,201	6,274	△66,767	38	△79,182	△2	12,415
合 計	158	3,530,227	3,543,208	△12,981	2,289	9,371	466,243	8,078	10,885	438,795	161	431,116	△3	7,679
黒字の団体	122	2,566,393	2,520,542	45,851	204	4,343	464,991	3,877	4,611	505,562	123	510,298	△1	△4,736
赤字の団体	36	963,834	1,022,666	△58,832	2,085	5,028	1,252	4,201	6,274	△66,767	38	△79,182	△2	12,415

その2 収支の状況（事業別）

（単位 百万円・%）

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 走 事 業	小 型 自 動 車 競 走 事 業	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業	宝 く じ 事 業	合 計
歳 入 合 計 (A)	451,629	914,033	122,279	1,591,538	450,749	3,530,227
歳 出 合 計 (B)	496,526	907,272	121,178	1,568,668	449,565	3,543,208
歳 入 歳 出 差 引 (A)-(B) (C)	△44,897	6,761	1,101	22,870	1,184	△12,981
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	2	193	-	2,093	-	2,289
繰 入 金 (E)	1,151	4,722	7	3,491	-	9,371
繰 出 金 (F)	91	5,660	310	12,768	447,414	466,243
未 収 金 (G)	2,911	6	0	5,162	-	8,078
未 払 金 (H)	3,865	-	-	7,019	-	10,885
再 差 引 (C)-(D)-(E)+(F)+(G)-(H) (I)	△46,913	7,511	1,404	28,195	448,598	438,795
車 馬 券 等 売 上 額 (J)	381,615	840,223	109,686	1,068,351	1,300,597	3,700,472
収 益 率 (I)/(J) × 100	△12.3	0.9	1.3	2.6	34.5	11.9
前 年 度 収 益 率	△14.5	△0.2	△1.2	2.7	42.4	12.5
施 行 団 体 数	53	62	8	113	64	300
都 道 府 県	12	8	2	1	47	70
市 町 村	41	54	6	112	17	230

- (注) 1 施行団体数は、平成19年4月1日現在の団体数である。  
 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。  
 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。



第124表 収益事業決算の状況（つづき）

その3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

区 分	収益金繰入額	左 の 内 訳								
		民生費	衛生費	土木費	農林水産業費	商工費	教育費	災害復旧費	その他	公営事業へし 会計繰出し
競馬事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自転車競走事業	4,904	881	406	1,775	119	86	1,312	42	258	25
都道府県	570	49	78	251	-	-	50	42	100	-
市町村	4,333	832	328	1,524	119	86	1,262	-	157	25
小型自動車競走事業	310	310	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-
モーターボート競走事業	10,709	808	530	3,802	248	67	2,380	0	2,404	470
都道府県	20	-	-	-	-	-	20	-	-	-
市町村	10,689	808	530	3,802	248	67	2,360	0	2,404	470
宝くじ事業	449,449	42,848	17,881	162,952	9,186	18,731	69,511	2,954	125,386	-
都道府県	351,040	32,980	7,313	142,964	8,578	12,632	31,169	2,954	112,450	-
市町村	98,409	9,868	10,568	19,988	608	6,099	38,342	-	12,936	-
合 計	(100.0) 465,371	(9.6) 44,847	(4.0) 18,816	(36.2) 168,529	(2.1) 9,553	(4.1) 18,883	(15.7) 73,202	(0.6) 2,996	(27.6) 128,050	(0.1) 495
都道府県	351,640	33,040	7,391	143,215	8,578	12,632	31,239	2,996	112,549	-
市町村	113,731	11,808	11,425	25,314	975	6,251	41,963	0	15,500	495

(注) 合計の( )書きは、構成比(%)である。

第125表 公立大学附属病院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度			平成18年度 合計額	比 較		
	都道府県	政令指定都市	合計額		増減額	増減率	
収益的支	総収入(A)	24,697	-	24,697	64,878	△40,181	△61.9
	総費用(B)	24,862	-	24,862	63,802	△38,940	△61.0
資本的支	資本的収入(C)	5,077	-	5,077	8,628	△3,551	△41.2
	資本的支出(D)	4,861	-	4,861	10,760	△5,899	△54.8
	収支差引(A)-(B)+(C)-(D)(E)	52	-	52	△1,056	1,108	△104.9
	積立金(F)	-	-	-	-	-	-
	繰越金(G)	135	-	135	1,288	△1,153	△89.5
	前年度繰上充用金(H)	-	-	-	-	-	-
	形式収支(E)-(F)+(G)-(H)(I)	187	-	187	233	△46	△19.7
	翌年度に繰り越すべき財源(J)	-	-	-	70	△70	皆減
	実質収支(I)-(J)	187	-	187	163	24	14.7

第126表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年 度											平成18年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入 合計 (B)	歳出 合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	支 払 準備金 積立額 (E)	責 任 準備金 積立額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	未収金 (I)	未払金 (J)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J) (K)	団体数 (L)	再 差 引 (M)	団体数 (A)-(L)	再 差 引 (K)-(M)
市 町 村	77	19,870	18,613	1,257	254	529	4,473	125	834	1,354	△ 4,394	77	△ 4,369	0	△ 25
黒字の団体	14	3,456	3,084	372	6	109	126	34	125	27	263	14	268	0	△ 5
赤字の団体	63	16,413	15,528	885	249	420	4,347	91	709	1,326	△ 4,656	63	△ 4,637	0	△ 19

第127表 交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 19 年 度										平成 18 年 度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	未 経 過 共済掛金 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再 差 引 (L)	団体数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
都 道 府 県	2	299	299	0	217	-	-	1	-	△ 216	2	△ 237	-	21
黒字の団体	1	64	64	0	-	-	-	1	-	1	1	2	-	△ 1
赤字の団体	1	235	235	-	217	-	-	-	-	△ 217	1	△ 239	-	22
市 町 村	121	9,743	8,039	1,704	189	94	625	0	0	2,046	138	1,871	△ 17	175
黒字の団体	100	9,028	7,354	1,674	66	32	625	0	0	2,201	108	2,105	△ 8	96
赤字の団体	21	715	684	31	123	62	-	-	-	△ 154	30	△ 234	△ 9	80
合 計	123	10,042	8,338	1,704	407	94	625	1	0	1,830	140	1,635	△ 17	195
黒字の団体	101	9,093	7,419	1,674	66	32	625	1	0	2,202	109	2,107	△ 8	95
赤字の団体	22	949	919	31	341	62	-	-	-	△ 372	31	△ 473	△ 9	101



第128表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	平成19年度償還額			平成19年度末 現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	5,495,845	1,701,372	7,197,217	57,928,399
法適用企業	3,683,045	1,072,921	4,755,966	34,627,255
水道事業	1,224,427	364,256	1,588,683	10,091,631
工業用水道事業	61,951	22,380	84,331	574,652
交通事業	407,375	126,992	534,367	4,250,306
電気事業	16,870	6,894	23,764	162,820
ガス事業	13,279	4,023	17,302	156,914
病院事業	396,345	113,684	510,029	4,001,559
下水道事業	1,301,176	410,093	1,711,269	12,994,826
その他事業	261,622	24,599	286,221	2,394,547
法非適用企業	1,812,800	628,451	2,441,251	23,301,144
簡易水道事業	65,911	25,762	91,673	959,772
交通事業	1,078	120	1,198	5,788
下水道事業	1,348,735	555,623	1,904,358	19,310,462
その他事業	397,076	46,946	444,022	3,025,122
国民健康保険事業	4,111	687	4,798	33,279
老人保健医療事業	-	-	-	-
介護保険事業	24,132	2,448	26,580	113,365
農業共済事業	3	0	3	3
公立大学附属病院事業	1,105	559	1,664	18,596
収益事業	12,317	1,162	13,479	72,430
合 計	5,537,513	1,706,228	7,243,741	58,166,072

第129表 公営企業金融公庫の貸付状況

(単位 百万円)

区 分	平成19年度 貸付額	内 訳				貸付 累計額	
		都道府県	市	町 村	一部事務 組合等		
上水道事業	207,828	35,071	133,729	11,921	27,107	9,196,469	
簡易水道事業	20,118	-	13,604	6,464	51	139,491	
工業用水道事業	10,087	6,729	3,051	139	168	1,018,902	
交 通 事 業	一般交通	8,783	324	8,459	-	242,690	
	都市高速鉄道	58,075	3,000	55,075	-	3,044,306	
電気事業	1,178	810	-	365	3	291,424	
ガス事業	641	-	592	24	26	230,505	
港湾整備事業	4,783	2,997	957	6	823	314,828	
病院事業	50,499	9,828	28,598	1,683	10,391	623,871	
介護サービス事業	2,559	-	2,112	420	28	27,965	
市場事業	3,755	235	3,521	-	-	410,302	
と畜場事業	18	-	18	-	-	12,509	
観光施設事業	49	-	49	-	-	108,320	
有料道路事業	-	-	-	-	-	85,561	
駐車場整備事業	1,012	-	1,012	-	-	276,409	
地 域 開 発 事 業	臨海	-	-	-	-	443,730	
	内陸	-	-	-	-	161,149	
	流通	-	-	-	-	5,705	
	市街地再開発	-	-	-	-	39,656	
	区画整理	-	-	-	-	65,139	
住宅用地	-	-	-	-	210		
下水道事業	559,595	36,669	458,875	58,619	5,432	15,024,119	
産業廃棄物処理事業	11	-	11	-	-	15,066	
公営住宅事業	16,400	11,316	5,057	27	-	2,215,083	
臨時地方道整備事業	166,146	-	150,259	15,887	-	9,654,375	
臨時河川等整備事業	6,538	-	6,222	316	-	838,730	
臨時高等学校整備事業	1,880	-	1,880	-	-	369,744	
小 計 (A)	1,119,955	106,978	873,079	95,869	44,029	44,856,255	
貸付累計額 (B)	-	10,339,619	27,293,606	5,436,926	1,786,105	44,856,255	
受 託 貸 付	公有林整備事業	12,673	7,507	2,553	2,614	-	642,303
	草地開発事業	215	-	55	160	-	61,732
	小 計 (C)	12,888	7,507	2,608	2,774	-	704,035
	貸付累計額 (D)	-	335,526	115,513	248,036	4,960	704,035
合 計 (A) + (C) (E)	<b>1,132,843</b>	<b>114,484</b>	<b>875,687</b>	<b>98,643</b>	<b>44,029</b>	<b>45,560,289</b>	
貸付累計額 (B) + (D)	-	10,675,144	27,409,119	5,684,961	1,791,065	45,560,289	
地方道路公社 (F)	6,370	-	6,370	-	-	476,014	
土地開発公社 (G)	-	-	-	-	-	48,190	
総 合 計 (E) + (F) + (G)	<b>1,139,213</b>	<b>114,484</b>	<b>882,057</b>	<b>98,643</b>	<b>44,029</b>	<b>46,084,493</b>	

(注) 貸付累計額は、平成20年3月31日現在のものである。





### 第130表 予算の状況

その1 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成20年度						平成19年度 合計額		比 較		
	都道府県		市 町 村		合 計 額		平成19年度 合計額	増 減 額	増減率	前年度 増減率	
地 方 税	20,741,475	42.4	19,398,303	37.7	40,139,778	40.0	39,618,130	39.0	521,648	1.3	13.3
地 方 譲 与 税	172,997	0.4	519,871	1.0	692,868	0.7	691,653	0.7	1,215	0.2	△ 81.4
地 方 特 例 交 付 金 等	233,053	0.5	211,871	0.4	444,924	0.4	318,324	0.3	126,600	39.8	△ 58.2
地 方 交 付 税	8,021,177	16.4	6,883,956	13.4	14,905,133	14.9	14,846,786	14.6	58,347	0.4	△ 5.0
市町村たばこ税都道府県交付金	2,094	0.0	-	-	2,094	0.0	2,461	0.0	△ 367	△ 14.9	10.5
利 子 割 交 付 金	-	-	110,541	0.2	110,541	0.1	81,235	0.1	29,306	36.1	11.4
配 当 割 交 付 金	-	-	88,435	0.2	88,435	0.1	62,639	0.1	25,796	41.2	67.2
株式等譲渡所得割交付金	-	-	55,897	0.1	55,897	0.1	71,751	0.1	△ 15,854	△ 22.1	88.5
地 方 消 費 税 交 付 金	-	-	1,238,845	2.4	1,238,845	1.2	1,281,938	1.3	△ 43,093	△ 3.4	△ 0.3
ゴルフ場利用税交付金	-	-	40,991	0.1	40,991	0.0	40,271	0.0	720	1.8	△ 3.5
自動車取得税交付金	-	-	282,042	0.5	282,042	0.3	313,512	0.3	△ 31,470	△ 10.0	△ 0.6
軽油引取税交付金	-	-	122,922	0.2	122,922	0.1	113,254	0.1	9,668	8.5	△ 3.5
小計(一般財源)	29,170,796	59.7	28,953,674	56.3	58,124,470	57.9	57,441,954	56.6	682,516	1.2	0.8
国 庫 支 出 金	5,635,376	11.5	5,250,844	10.2	10,886,220	10.9	11,120,292	10.9	△ 234,072	△ 2.1	△ 2.4
地 方 債	5,891,056	12.0	4,396,534	8.6	10,287,590	10.3	10,413,374	10.3	△ 125,784	△ 1.2	△ 4.3
そ の 他	8,200,231	16.8	12,816,538	24.9	21,016,769	20.9	22,596,561	22.2	△ 1,579,792	△ 7.0	6.5
歳 入 合 計	<b>48,897,459</b>	<b>100.0</b>	<b>51,417,590</b>	<b>100.0</b>	<b>100,315,049</b>	<b>100.0</b>	<b>101,572,181</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1,257,132</b>	<b>△ 1.2</b>	<b>1.1</b>

- (注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。  
 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。  
 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

資料編

その2 歳出(性質別)

(単位 百万円・%)

区 分	平成20年度						平成19年度 合計額		比 較			
	都道府県		市 町 村		合 計 額		平成19年度 合計額	増 減 額	増減率	前年度 増減率		
人 件 費	14,994,554	30.7	10,448,049	20.3	25,442,603	25.4	25,793,134	25.4	△ 350,531	△ 1.4	0.6	
物 件 費	1,584,727	3.2	6,527,993	12.7	8,112,720	8.1	8,743,482	8.6	△ 630,762	△ 7.2	7.6	
維 持 補 修 費	384,147	0.8	649,296	1.3	1,033,443	1.0	1,184,086	1.2	△ 150,643	△ 12.7	13.0	
扶 助 費	980,381	2.0	7,634,382	14.8	8,614,763	8.6	8,317,780	8.2	296,983	3.6	2.0	
補 助 費 等	10,133,981	20.7	5,205,388	10.1	15,339,369	15.3	14,715,917	14.5	623,452	4.2	3.2	
普 通 建 設 事 業 費	8,388,218	17.2	7,447,974	14.5	15,836,192	15.8	16,379,258	16.1	△ 543,066	△ 3.3	△ 6.6	
うち	補 助 事 業 費	3,925,474	8.0	2,828,200	5.5	6,753,674	6.7	6,862,607	6.8	△ 108,933	△ 1.6	△ 9.6
	単 独 事 業 費	3,401,439	7.0	4,494,517	8.7	7,895,956	7.9	8,217,122	8.1	△ 321,166	△ 3.9	△ 5.7
災 害 復 旧 事 業 費	373,365	0.8	111,616	0.2	484,981	0.5	624,375	0.6	△ 139,394	△ 22.3	△ 23.8	
失 業 対 策 事 業 費	-	-	3,137	0.0	3,137	0.0	4,110	0.0	△ 973	△ 23.7	△ 77.7	
公 債 費	6,713,362	13.7	6,560,351	12.8	13,273,713	13.2	13,264,293	13.1	9,420	0.1	3.0	
そ の 他	5,344,724	10.9	6,829,405	13.3	12,174,129	12.1	12,545,746	12.3	△ 371,617	△ 3.0	4.5	
歳 出 合 計	<b>48,897,459</b>	<b>100.0</b>	<b>51,417,590</b>	<b>100.0</b>	<b>100,315,049</b>	<b>100.0</b>	<b>101,572,181</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1,257,132</b>	<b>△ 1.2</b>	<b>1.1</b>	

第131表 地方財政計画

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
地 方 税	361,860	404,703	403,728	43.8	48.5	48.6	△ 10.6	0.2	15.7
普 通 税	345,234	375,244	373,398	41.8	45.0	44.9	△ 8.0	0.5	17.2
目 的 税	16,626	29,459	30,330	2.0	3.5	3.6	△ 43.6	△ 2.9	△ 0.1
地 方 譲 与 税	14,618	7,027	7,091	1.8	0.8	0.9	108.0	△ 0.9	△ 81.0
地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,764	-	-	0.2	-	-	皆増	-	-
地 方 道 路 譲 与 税	1,048	2,998	3,072	0.1	0.4	0.4	△ 65.0	△ 2.4	△ 1.2
石 油 ガ ス 譲 与 税	133	140	140	0.0	0.0	0.0	△ 5.0	0.0	△ 1.4
自 動 車 重 量 譲 与 税	3,300	3,601	3,599	0.4	0.4	0.4	△ 8.4	0.1	△ 2.9
航 空 機 燃 料 譲 与 税	152	164	167	0.0	0.0	0.0	△ 7.3	△ 1.8	5.7
特 別 と ん 譲 与 税	125	124	113	0.0	0.0	0.0	0.8	9.7	0.0
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	8,096	-	-	1.0	-	-	皆増	-	-
地 方 特 例 交 付 金 等	4,620	4,735	3,120	0.6	0.6	0.4	△ 2.4	51.8	△ 61.8
地 方 交 付 税	158,202	154,061	152,027	19.2	18.5	18.3	2.7	1.3	△ 4.4
国 庫 支 出 金	103,016	100,831	101,739	12.5	12.1	12.2	2.2	△ 0.9	△ 0.3
義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	16,483	16,796	16,659	2.0	2.0	2.0	△ 1.9	0.8	△ 0.6
そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	49,609	47,235	46,654	6.0	5.7	5.6	5.0	1.2	3.3
生 活 保 護 費 負 担 金	20,947	20,032	19,798	2.5	2.4	2.4	4.6	1.2	△ 3.1
児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,312	5,174	5,010	0.6	0.6	0.6	2.7	3.3	△ 18.5
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	6,718	6,538	5,960	0.8	0.8	0.7	2.8	9.7	89.6
児 童 手 当 交 付 金	4,085	4,357	4,320	0.5	0.5	0.5	△ 6.2	0.9	28.2
そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	12,547	11,134	11,566	1.5	1.3	1.4	12.7	△ 3.7	△ 4.2
公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	24,669	27,222	28,543	3.0	3.3	3.4	△ 9.4	△ 4.6	△ 4.9
普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	24,289	26,870	28,251	2.9	3.2	3.4	△ 9.6	△ 4.9	△ 4.9
災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	380	352	292	0.0	0.0	0.0	8.0	20.5	△ 3.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	259	259	259	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	66	66	66	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	784	748	845	0.1	0.1	0.1	4.8	△ 11.5	1.2
電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,444	1,403	1,346	0.2	0.2	0.2	2.9	4.2	8.1
特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	244	216	186	0.0	0.0	0.0	13.0	16.1	37.8
特 別 行 動 委 員 会 関 係 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	-	-	21	-	-	0.0	-	皆減	△ 36.4
石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	58	61	61	0.0	0.0	0.0	△ 4.9	0.0	△ 4.7
地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金	-	6,825	7,099	-	0.8	0.9	皆減	△ 3.9	△ 4.0
地 域 活 力 基 盤 創 造 交 付 金	9,400	-	-	1.1	-	-	皆増	-	-
地 方 債	118,329	96,055	96,529	14.3	11.5	11.6	23.2	△ 0.5	△ 10.8
使 用 料 及 び 手 数 料	15,859	16,220	16,455	1.9	1.9	2.0	△ 2.2	△ 1.4	0.0
雑 収 入	49,053	50,382	50,572	5.9	6.0	6.1	△ 2.6	△ 0.4	△ 1.5
歳 入 合 計	825,557	834,014	831,261	100.0	100.0	100.0	△ 1.0	0.3	△ 0.0



第131表 地方財政計画（つづき）

その2 歳 出

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
給 与 関 係 経 費	221,271	222,071	225,111	26.8	26.6	27.1	△ 0.4	△ 1.4	△ 0.3
給与費（基礎年金公費負担及び退職手当を除く）	192,063	194,054	200,847	23.3	23.3	24.2	△ 1.0	…	△ 1.9
義務教育教職員	59,060	60,136	61,224	7.2	7.2	7.4	△ 1.8	…	△ 0.6
警察関係職員	23,664	23,445	23,879	2.9	2.8	2.9	0.9	…	△ 1.1
消防職員	12,226	12,016	12,030	1.5	1.4	1.4	1.7	…	1.6
一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	97,113	98,457	103,714	11.8	11.8	12.5	△ 1.4	…	△ 3.3
基礎年金公費負担	5,244	3,759	…	0.6	0.5	…	39.5	…	…
退職手当	23,619	23,865	23,828	2.9	2.9	2.9	△ 1.0	0.2	16.5
恩給費	345	393	436	0.0	0.0	0.1	△12.2	△ 9.9	△12.1
一般行政経費	272,608	265,464	261,811	33.0	31.8	31.5	2.7	1.4	4.0
国庫補助負担金等を伴うもの	122,887	115,660	112,300	14.9	13.9	13.5	6.2	3.0	4.7
生活保護費	27,930	26,709	26,397	3.4	3.2	3.2	4.6	1.2	△ 3.1
児童保護費	10,623	10,349	10,020	1.3	1.2	1.2	2.6	3.3	△18.5
障害者自立支援給付費	13,435	13,076	11,921	1.6	1.6	1.4	2.7	9.7	89.6
老人医療給付費	-	1,570	15,426	-	0.2	1.9	皆減	△ 89.8	6.6
後期高齢者医療給付費	18,468	15,708	-	2.2	1.9	-	17.6	皆増	-
介護給付費	18,934	18,104	18,140	2.3	2.2	2.2	4.6	△ 0.2	3.2
児童手当	9,106	9,451	9,437	1.1	1.1	1.1	△ 3.7	0.1	19.6
その他の一般行政経費	24,391	20,693	20,959	3.0	2.5	2.5	17.9	△ 1.3	△ 2.5
国庫補助負担金を伴わないもの	138,285	138,410	139,510	16.8	16.6	16.8	△ 0.1	△ 0.8	3.5
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,436	11,394	10,001	1.4	1.4	1.2	0.4	13.9	2.2
地方再生対策費	4,000	4,000	-	0.5	0.5	-	0.0	皆増	-
地域雇用創出推進費	5,000	-	-	0.6	-	-	皆増	-	-
公債費	132,955	133,796	131,496	16.1	16.0	15.8	△ 0.6	1.7	△ 1.1
維持補修費	9,678	9,680	9,766	1.2	1.2	1.2	0.0	△ 0.9	△ 0.0
投資的経費	140,617	148,151	152,328	17.0	17.8	18.3	△ 5.1	△ 2.7	△ 9.8
直轄事業負担金	10,323	11,152	11,371	1.3	1.3	1.4	△ 7.4	△ 1.9	0.9
公共事業費	49,486	53,692	55,073	6.0	6.4	6.6	△ 7.8	△ 2.5	△ 2.7
普通建設事業費	48,966	53,210	54,675	5.9	6.4	6.6	△ 8.0	△ 2.7	△ 2.7
災害復旧事業費	520	482	398	0.1	0.1	0.0	7.9	21.1	△ 4.3
一般事業費	59,440	50,981	52,143	7.2	6.1	6.3	16.6	△ 2.2	△19.5
普通建設事業費	58,701	50,309	51,412	7.1	6.0	6.2	16.7	△ 2.1	△19.2
災害復旧事業費	739	672	731	0.1	0.1	0.1	10.0	△ 8.1	△36.1
特別事業費	21,368	32,326	33,741	2.6	3.9	4.1	△33.9	△ 4.2	△ 6.7
過疎対策事業費	7,619	7,855	8,098	0.9	0.9	1.0	△ 3.0	△ 3.0	△ 2.3
地域活性化事業費	1,085	1,119	1,151	0.1	0.1	0.1	△ 3.0	△ 2.8	△40.4
合併特例事業費	10,125	10,135	10,000	1.2	1.2	1.2	△ 0.1	1.4	0.0
防災対策事業費	1,328	1,369	1,387	0.2	0.2	0.2	△ 3.0	△ 1.3	△18.4
旧地域総合整備事業費（継続事業分）	-	-	366	-	-	0.0	-	皆減	△47.7
特別単独事業費	-	10,637	11,528	-	1.3	1.4	皆減	△ 7.7	△ 6.6
施設整備事業費（一般財源化分）	1,211	1,211	1,211	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
公営企業繰出金	26,628	26,352	27,249	3.2	3.2	3.3	1.0	△ 3.3	△ 0.4
収益勘定繰出金	13,405	13,229	13,948	1.6	1.6	1.7	1.3	△ 5.2	△ 2.1
資本勘定繰出金	13,223	13,123	13,301	1.6	1.6	1.6	0.8	△ 1.3	1.5
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	12,800	24,500	23,500	1.6	2.9	2.8	△47.8	4.3	57.7
歳 出 合 計	825,557	834,014	831,261	100.0	100.0	100.0	△ 1.0	0.3	△ 0.0

(注) 1 平成19年度及び平成20年度は平成21年度との比較対象のため、一部組替えをしている。  
 2 平成19年度の給与費は、基礎年金公費負担を含んだ額であり、平成19年度の基礎年金公費負担には数値を計上していない。また、平成20年度の給与費の増減率欄に数値を計上していない。

第132表 地方交付税の状況

その1 算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成21年度	平成20年度			平成19年度			
		当 初	補 正	補 正 後	当 初	補 正	補 正 後	
国 税	所 得 税 (a)	15,572,000	16,279,000	△ 756,000	15,523,000	16,545,000	△ 447,000	16,098,000
	法 人 税 (b)	10,544,000	16,711,000	△ 5,552,000	11,159,000	16,359,000	△ 396,000	15,963,000
	酒 税 (c)	1,420,000	1,532,000	△ 64,000	1,468,000	1,495,000	-	1,495,000
	消 費 税 (d)	10,130,000	10,671,000	△ 417,000	10,254,000	10,645,000	△ 73,000	10,572,000
	た ば こ 税 (e)	843,000	894,000	-	894,000	926,000	-	926,000
地 方 交 付 税	((a) + (c)) × 32% (A)	5,437,440	5,699,520	△ 262,400	5,437,120	5,772,800	△ 143,040	5,629,760
	(b) × 34% (B)	3,584,960	5,681,740	△ 1,887,680	3,794,060	5,562,060	△ 134,640	5,427,420
	(d) × 29.5% (C)	2,988,350	3,147,945	△ 123,015	3,024,930	3,140,275	△ 21,535	3,118,740
	(e) × 25% (D)	210,750	223,500	-	223,500	231,500	-	231,500
	小 計 (A) + (B) + (C) + (D) (E)	<b>12,221,500</b>	<b>14,752,705</b>	<b>△ 2,273,095</b>	<b>12,479,610</b>	<b>14,706,635</b>	<b>△ 299,215</b>	<b>14,407,420</b>
精 算 分 (F)	△ 388,617	△ 287,000	-	△ 287,000	△ 87,000	-	△ 87,000	
地方交付税法附則第4条第1項柱書に基づく加算額 (G)	1,000,000	-	-	-	-	-	-	
地方交付税法附則第4条の2第2項に基づく加算額 (H)	140,000	200,000	-	200,000	-	-	-	
地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算額 (I)	583,100	474,415	-	474,415	-	299,215	299,215	
臨時財政対策特例加算額 (J)	2,555,300	-	1,032,048	1,032,048	-	-	-	
臨時財政対策債振替加算額 (K)	-	-	1,241,048	1,241,048	-	-	-	
計 (E) + (F) + (G) + (H) + (I) + (J) + (K) (L)	<b>16,111,283</b>	<b>15,140,120</b>	-	<b>15,140,120</b>	<b>14,619,635</b>	-	<b>14,619,635</b>	
返 還 金 (M)	54	162	-	162	268	-	268	
特別会計借入金償還 (N)	-	-	-	-	△ 586,900	586,900	-	
借入金等利子充当分 (O)	△ 571,100	△ 571,100	-	△ 571,100	△ 566,100	-	△ 566,100	
剰余金の活用 (P)	280,000	250,000	-	250,000	215,000	-	215,000	
前年度からの繰越分 (Q)	-	586,900	-	586,900	1,520,841	-	1,520,841	
翌年度への繰越分 (R)	-	-	-	-	-	△ 586,900	△ 586,900	
合 計 (L) + (M) + (N) + (O) + (P) + (Q) + (R) (S)	<b>15,820,237</b>	<b>15,406,082</b>	-	<b>15,406,082</b>	<b>15,202,745</b>	-	<b>15,202,745</b>	



その2 普通交付税算定状況 (平成20年度)

(単位 百万円・%)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財 源 超過額	財 源 不足額	普通交付税	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計			交付額	構成比
都 道 府 県	18,276,574	2,679,975	20,956,548	10,232,868	3,585,367	13,818,235	905,392	8,043,706	8,014,081	55.3
市 町 村	17,172,744	4,654,259	21,827,004	10,677,426	5,956,042	16,633,468	1,301,783	6,495,319	6,467,539	44.7
政令指定都市	2,739,726	2,732,736	5,472,463	2,218,564	3,684,448	5,903,012	951,711	521,162	516,721	3.6
中 核 市	2,231,075	165,314	2,396,390	1,668,288	173,376	1,841,664	8,062	562,787	559,226	3.9
特 例 市	1,165,777	383,765	1,549,542	920,298	429,062	1,349,360	45,297	245,479	243,589	1.7
都 市	7,990,725	1,162,616	9,153,341	4,650,920	1,391,747	6,042,667	229,131	3,339,804	3,326,852	23.0
町 村	3,045,441	209,828	3,255,269	1,219,355	277,410	1,496,765	67,582	1,826,086	1,821,150	12.6
合 計	<b>35,449,318</b>	<b>7,334,234</b>	<b>42,783,552</b>	<b>20,910,294</b>	<b>9,541,409</b>	<b>30,451,703</b>	<b>2,207,175</b>	<b>14,539,024</b>	<b>14,481,620</b>	<b>100.0</b>

(注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。  
2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第133表 地方債計画

(単位 億円)

区 分	平成21年度 計 画 額	平成20年度 計 画 額	区 分	平 成 19 年 度		
				当 初 計 画	改 定 計 画	改定後計画
一 般 会 計 債	60,144	60,761	一 般 会 計 債	63,184	-	63,184
一 般 公 共 事 業	18,186	18,874	一 般 公 共 事 業	19,467	-	19,467
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,532	1,603	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,680	-	1,680
災 害 復 旧 事 業	372	403	災 害 復 旧 事 業	408	-	408
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	5,974	6,241	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	6,439	-	6,439
一 般 単 独 事 業	27,057	25,341	一 般 単 独 事 業	28,062	-	28,062
辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,116	3,213	辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,312	-	3,312
公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	607	636	首 都 圏 等 整 備 事 業	99	-	99
行 政 改 革 等 推 進	3,200	4,400	公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	667	-	667
調 整	100	50	行 政 改 革 推 進 債	3,000	-	3,000
			調 整	50	-	50
公 営 企 業 債	24,514	27,783	公 営 企 業 債	27,724	-	27,724
水 道 事 業	3,570	4,263	水 道 事 業	4,374	-	4,374
工 業 用 水 道 事 業	289	259	工 業 用 水 道 事 業	295	-	295
交 通 事 業	2,564	2,798	交 通 事 業	2,990	-	2,990
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	36	40	電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	63	-	63
港 湾 整 備 事 業	550	556	港 湾 整 備 事 業	550	-	550
病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	2,414	2,887	病 院 事 業	2,386	-	2,386
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	128	448	介 護 サ ー ビ ス 施 設 整 備 事 業	20	-	20
地 域 開 発 事 業	1,339	1,467	市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	289	-	289
下 水 道 事 業	13,494	14,994	地 域 開 発 事 業	1,374	-	1,374
観 光 そ の 他 事 業	130	71	下 水 道 事 業	15,275	-	15,275
			観 光 そ の 他 事 業	108	-	108
合 計	<b>84,658</b>	<b>88,544</b>	合 計	<b>90,908</b>	-	<b>90,908</b>
公 営 企 業 借 換 債	-	2,000	公 営 企 業 借 換 債	2,000	-	2,000
臨 時 財 政 対 策 債	51,486	28,332	減 税 補 て ん 債	-	-	0
退 職 手 当 債	5,700	5,900	臨 時 財 政 対 策 債	26,300	-	26,300
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1,819)	(2,127)	退 職 手 当 債	5,900	-	5,900
			国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(437)	-	(437)
総 計	<b>(1,819)</b>	<b>(2,127)</b>	総 計	<b>(437)</b>	-	<b>(437)</b>
公 的 資 金	57,670	45,730	公 的 資 金	46,300	-	46,300
( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	(1,819)	(2,127)	( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )	(437)	-	(437)
民 間 等 資 金	84,174	79,046	民 間 等 資 金	78,808	-	78,808

- (注) 1 地方道路等は、道路特定財源の一般財源化に伴い創設するものであり、平成20年度計画額は、臨時地方道に係る額である。  
 2 行政改革推進は、平成20年度の行政改革等推進のうちの地域再生事業に係るものを廃止している。  
 3 臨時河川等及び臨時高等学校は、一般に移し替えている。  
 4 介護サービス施設整備事業は、病院事業・介護サービス事業に移し替えている。  
 5 公営企業借換債は、補償金免除繰上償還と併せて平成19年度及び平成20年度に前倒し実施されたことから、平成21年度においては計上していない。  
 6 国の予算等貸付金債の( )書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等

(単位 億円・%)

区 分	平成 10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
国内総生産(名目)	5,033,044	4,995,442	5,041,188	4,936,447	4,898,752	4,937,475	4,984,906	5,031,867	5,109,247	5,158,579
国民所得(要素費用表示)	3,689,215	3,643,409	3,718,039	3,613,335	3,557,610	3,580,792	3,638,976	3,658,783	3,735,911	3,747,682
公 的 支 出	1,191,688	1,203,322	1,203,143	1,198,732	1,177,595	1,158,112	1,140,621	1,138,235	1,123,679	1,137,452
うち地方の公的支出	720,788	712,399	680,293	666,760	649,901	624,788	612,525	593,654	581,852	578,728
総固定資本形成のうち民間分	909,263	895,030	927,768	873,448	830,432	853,334	899,172	942,880	992,436	992,646
うち企業設備	710,753	690,786	724,526	688,294	651,154	673,970	715,037	759,010	804,932	826,620
鉱工業生産指数 (平17=100、暦年)	93.7	93.9	99.2	92.5	91.4	94.1	98.7	100.0	104.5	107.4
消費者物価指数 (平17=100、暦年、 全国分)	103.3	103.0	102.2	101.5	100.6	100.3	100.3	100.0	100.3	100.3

区 分	増 減 率										指 数									
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
国内総生産(名目)	△1.9	△0.7	0.9	△2.1	△0.8	0.8	1.0	0.9	1.5	1.0	100	99	100	98	97	98	99	100	102	102
国民所得(要素費用表示)	△3.4	△1.2	2.0	△2.8	△1.5	0.7	1.6	0.5	2.1	0.3	100	99	101	98	96	97	99	99	101	102
公 的 支 出	0.7	1.0	0.0	△0.4	△1.8	△1.7	△1.5	△0.2	△1.3	1.2	100	101	101	101	99	97	96	96	94	95
うち地方の公的支出	0.3	△1.2	△4.5	△2.0	△2.5	△3.9	△2.0	△3.1	△2.0	△0.5	100	99	94	93	90	87	85	82	81	80
総固定資本形成のうち民間分	△10.4	△1.6	3.7	△5.9	△4.9	2.8	5.4	4.9	5.3	0.0	100	98	102	96	91	94	99	104	109	109
うち企業設備	△9.8	△2.8	4.9	△5.0	△5.4	3.5	6.1	6.1	6.1	2.7	100	97	102	97	92	95	101	107	113	116

(注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ(93SNA、平成12年基準)による。

2 公的支出 = 政府最終消費支出 + 公的総固定資本形成 + 公的企業在庫品増加



第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その2 予算及び地方財政計画等（当初）

（単位 百万円・％）

区 分	平 成 9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
国の一般会計	77,390,004	77,669,179	81,860,122	84,987,053	82,652,379	81,229,993	81,789,078	82,110,925	82,182,918	79,686,024	82,908,808	
財政投融资計画	51,357,100	49,959,200	52,899,200	44,495,500	32,547,200	26,792,000	23,411,500	20,489,400	17,151,800	15,004,600	14,162,200	
地方財政計画	87,059,600	87,096,400	88,531,600	88,930,000	89,307,100	87,566,600	86,210,700	84,666,900	83,768,700	83,150,800	83,126,100	
うち	給与費	23,103,900	23,313,700	23,597,200	23,578,300	23,571,400	23,625,400	23,369,600	22,938,200	22,668,400	22,527,300	22,467,500
	投資的経費	31,069,200	29,218,300	29,478,800	28,418,700	27,170,500	24,598,500	23,286,800	21,328,300	19,676,100	16,888,900	15,232,800
	うち普通 建設事業費	30,890,700	29,048,800	29,315,900	28,243,200	26,984,000	24,436,500	23,107,700	21,156,700	19,507,900	16,717,300	15,113,800
地方債計画	(17,700) 17,365,900	(17,400) 16,094,000	(17,400) 16,397,000	(40,400) 16,310,600	(40,400) 16,499,800	(26,800) 16,523,900	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300	(21,300) 15,536,600	(50,100) 13,946,600	(43,700) 12,510,800	

（注）（ ）書きは、平成17年度までは公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書である。

なお、平成18年度以降は災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算貸付債に含まれている。

区 分	増 減 率											指 数											
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
国の一般会計	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0	100	100	106	110	107	105	106	106	106	103	107	
財政投融资計画	4.5	△ 2.7	5.9	△ 15.9	△ 26.9	△ 17.7	△ 12.6	△ 12.5	△ 16.3	△ 12.5	△ 5.6	100	97	103	87	63	52	46	40	33	29	28	
地方財政計画	2.1	0.0	1.6	0.5	0.4	△ 1.9	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.0	100	100	102	102	103	101	99	97	96	96	95	
うち	給与費	1.5	0.9	1.2	△ 0.1	△ 0.0	0.2	△ 1.1	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.3	100	101	102	102	102	102	101	99	98	98	97
	投資的経費	0.0	△ 6.0	0.9	△ 3.6	△ 4.4	△ 9.5	△ 5.3	△ 8.4	△ 7.7	△ 14.2	△ 9.8	100	94	95	91	87	79	75	69	63	54	49
	うち普通 建設事業費	0.1	△ 6.0	0.9	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4	△ 5.4	△ 8.4	△ 7.8	△ 14.3	△ 9.6	100	94	95	91	87	79	75	68	63	54	49
地方債計画	△ 4.1	△ 7.3	1.9	△ 0.5	1.2	0.1	11.9	△ 5.4	△ 11.1	△ 10.2	△ 10.3	100	93	94	94	95	95	106	101	89	80	72	

第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3 決算額（総括）

（単位 百万円・％）

区 分	平成9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
国の一般会計歳入	80,170,473	89,782,694	94,376,336	93,361,027	86,903,039	87,289,022	85,622,807	88,897,515	89,000,271	84,412,714	84,553,479
国 税	55,600,734	51,197,738	49,213,861	52,720,869	49,968,445	45,844,234	45,369,370	48,102,930	52,290,502	54,116,855	52,655,804
うち法人税	13,475,426	11,423,194	10,795,085	11,747,194	10,257,791	9,523,438	10,115,194	11,443,691	13,273,567	14,917,877	14,744,398
国の一般会計歳出	78,470,310	84,391,798	89,037,431	89,321,050	84,811,129	83,674,290	82,415,971	84,896,776	85,519,592	81,445,481	81,842,570
普通会計歳入	99,887,786	102,868,902	104,006,504	100,275,101	100,004,082	97,170,222	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325	91,181,397
一般財源	54,363,598	54,566,259	57,139,120	58,857,045	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106
地方税	36,155,510	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817
普通会計歳出	97,673,772	100,197,545	101,629,110	97,616,360	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615
義務的経費	43,356,860	44,452,997	45,716,242	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,062	46,171,414	46,855,309	46,175,623	46,435,936
人件費	26,928,685	27,045,079	27,047,484	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	25,256,303
投資的経費	28,253,612	28,855,571	26,814,817	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,471	13,882,058
普通建設事業費	27,749,225	28,287,444	26,111,902	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	13,524,300
国と地方の歳出純計	148,747,481	156,383,071	163,241,056	159,031,054	153,304,002	150,852,091	147,151,585	149,844,995	150,644,425	147,812,066	149,237,559
租 税 総 額	91,756,243	87,119,922	84,239,980	88,267,303	85,517,229	79,222,752	78,035,098	81,641,735	87,094,911	90,623,016	92,922,621

区 分	増 減 率											指 数										
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
国の一般会計歳入	△ 2.0	12.0	5.1	△ 1.1	△ 6.9	0.4	△ 1.9	3.8	0.1	△ 5.2	0.2	100	112	118	116	108	109	107	111	111	105	105
国 税	0.7	△ 7.9	△ 3.9	7.1	△ 5.2	△ 8.3	△ 1.0	6.0	8.7	3.5	△ 2.7	100	92	89	95	90	82	82	87	94	97	95
うち法人税	△ 7.0	△ 15.2	△ 5.5	8.8	△ 12.7	△ 7.2	6.2	13.1	16.0	12.4	△ 1.2	100	85	80	87	76	71	75	85	99	111	109
国の一般会計歳出	△ 0.5	7.5	5.5	0.3	△ 5.0	△ 1.3	△ 1.5	3.0	0.7	△ 4.8	0.5	100	108	113	114	108	107	105	108	109	104	104
普通会計歳入	△ 1.4	3.0	1.1	△ 3.6	△ 0.3	△ 2.8	△ 2.3	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.4	100	103	104	100	100	97	95	94	93	92	91
一般財源	0.7	0.4	4.7	3.0	△ 2.4	△ 5.2	△ 3.7	0.7	4.4	3.5	△ 1.0	100	100	105	108	106	100	96	97	101	105	104
地方税	3.0	△ 0.6	△ 2.5	1.5	0.0	△ 6.1	△ 2.1	2.7	3.8	4.9	10.3	100	99	97	98	98	92	90	93	96	101	111
普通会計歳出	△ 1.4	2.6	1.4	△ 3.9	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	100	103	104	100	100	97	95	93	93	91	91
義務的経費	4.1	2.5	2.8	△ 0.9	1.8	0.1	△ 0.1	0.1	1.5	△ 1.5	0.6	100	103	105	105	106	106	106	106	108	107	107
人件費	1.9	0.4	0.0	△ 0.6	△ 0.1	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5	0.5	100	100	100	100	100	98	96	95	94	93	94
投資的経費	△ 8.0	2.1	△ 7.1	△ 8.9	△ 6.0	△ 7.8	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2	100	102	95	86	81	75	66	60	56	52	49
普通建設事業費	△ 7.2	1.9	△ 7.7	△ 8.5	△ 5.7	△ 7.6	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	100	102	94	86	81	75	66	59	54	51	49
国と地方の歳出純計	△ 1.8	5.1	4.4	△ 2.6	△ 3.6	△ 1.6	△ 2.5	1.8	0.5	△ 1.9	1.0	100	105	110	107	103	101	99	101	101	99	100
租 税 総 額	1.6	△ 5.1	△ 3.3	4.8	△ 3.1	△ 7.4	△ 1.5	4.6	6.7	4.1	2.5	100	95	92	96	93	86	85	89	95	99	101

（注） 国税は、租税（一般会計分、特別会計分）及び印紙収入の合計額である。





第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その4 決算額（都道府県、市町村）

（単位 百万円・％）

区 分	平成9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
都道府県	歳入	52,887,509	55,503,347	55,079,188	54,414,878	53,962,473	51,464,203	49,811,034	48,995,491	48,694,518	48,438,201	48,245,874
	一般財源	26,044,157	26,638,816	27,838,145	29,623,015	28,849,588	26,750,181	25,929,932	26,482,113	28,087,026	29,610,855	29,328,343
	地方税	16,872,602	17,237,391	16,432,987	17,456,122	17,406,306	15,556,230	15,425,989	16,306,851	17,137,360	18,345,200	20,793,974
	うち法人事業税	4,829,477	4,211,333	3,703,668	3,918,008	4,101,813	3,452,746	3,629,295	4,123,309	4,698,368	5,362,677	5,607,734
	歳出	52,050,707	54,627,111	54,191,185	53,399,328	52,922,242	50,503,923	48,917,026	48,193,452	47,873,301	47,535,945	47,488,298
	義務的経費	22,011,572	22,386,796	22,905,747	23,394,753	23,731,988	23,597,187	23,042,441	22,886,058	23,183,654	22,739,496	22,519,217
	人件費	15,920,833	15,934,432	15,895,545	15,791,464	15,797,848	15,629,637	15,344,347	15,217,601	15,008,561	15,011,336	15,086,939
	投資的経費	16,045,218	16,833,434	15,687,533	14,082,904	13,004,846	11,985,291	10,603,526	9,601,611	9,061,664	8,404,376	7,736,078
	普通建設事業費	15,732,167	16,463,065	15,226,366	13,736,243	12,724,095	11,750,675	10,398,069	9,292,358	8,559,253	8,065,535	7,503,000
	市町村	歳入	52,785,429	54,175,770	55,507,450	52,804,183	52,938,099	51,796,561	51,195,752	50,650,037	50,478,606	49,361,930
一般財源	29,459,566	29,971,648	31,234,617	31,653,845	30,983,176	29,450,753	28,333,778	28,361,304	28,981,918	29,436,021	29,160,840	
地方税	19,282,908	18,684,792	18,593,132	18,090,312	18,142,477	17,822,288	17,239,738	17,231,954	17,667,049	18,160,960	19,472,842	
歳出	51,408,217	52,380,648	54,018,059	51,160,992	51,405,936	50,426,038	49,784,576	49,257,753	49,060,696	47,946,457	48,223,270	
義務的経費	21,461,358	22,194,428	22,930,210	22,054,002	22,517,989	22,680,070	23,177,763	23,379,736	23,762,647	23,522,860	23,999,815	
人件費	11,007,852	11,110,647	11,151,939	11,086,010	11,040,471	10,764,582	10,587,929	10,395,692	10,255,691	10,123,983	10,169,364	
投資的経費	13,945,699	13,792,006	12,811,833	11,753,585	11,242,859	10,367,383	8,983,260	8,142,567	7,594,132	7,115,616	6,768,467	
普通建設事業費	13,689,969	13,509,750	12,455,628	11,505,621	11,048,447	10,209,150	8,837,387	7,892,320	7,270,119	6,872,533	6,602,388	

区 分	増 減 率											指 数											
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
都道府県	歳入	△14	4.9	△0.8	△1.2	△0.8	△4.6	△3.2	△1.6	△0.6	△0.5	△0.4	100	105	104	103	102	97	94	93	92	92	91
	一般財源	△1.2	2.3	4.5	6.4	△2.6	△7.3	△3.1	2.1	6.1	5.4	△1.0	100	102	107	114	111	103	100	102	108	114	113
	地方税	1.6	2.2	△4.7	6.2	△0.3	△10.6	△0.8	5.7	5.1	7.0	13.3	100	102	97	103	103	92	91	97	102	109	123
	うち法人事業税	△5.0	△12.8	△12.1	5.8	4.7	△15.8	5.1	13.6	13.9	14.1	4.6	100	87	77	81	85	71	75	85	97	111	116
	歳出	△14	4.9	△0.8	△1.5	△0.9	△4.6	△3.1	△1.5	△0.7	△0.7	△0.1	100	105	104	103	102	97	94	93	92	91	91
	義務的経費	3.7	1.7	2.3	2.1	1.4	△0.6	△2.4	△0.7	1.3	△1.9	△1.0	100	102	104	106	108	107	105	104	105	103	102
	人件費	1.8	0.1	△0.2	△0.7	0.0	△1.1	△1.8	△0.8	△1.4	0.0	0.5	100	100	100	99	99	98	96	96	94	94	95
	投資的経費	△6.8	4.9	△6.8	△10.2	△7.7	△7.8	△11.5	△9.4	△5.6	△7.3	△8.0	100	105	98	88	81	75	66	60	56	52	48
	普通建設事業費	△6.4	4.6	△7.5	△9.8	△7.4	△7.7	△11.5	△10.6	△7.9	△5.8	△7.0	100	105	97	87	81	75	66	59	54	51	48
	市町村	歳入	△10	2.6	2.5	△4.9	0.3	△2.2	△1.2	△1.1	△0.3	△2.2	0.3	100	103	105	100	100	98	97	96	96	94
一般財源	3.2	1.7	4.2	1.3	△2.1	△4.9	△3.8	0.1	2.2	1.6	△0.9	100	102	106	107	105	100	96	96	98	100	99	
地方税	4.3	△3.1	△0.5	△2.7	0.3	△1.8	△3.3	△0.0	2.5	2.8	7.2	100	97	96	94	94	92	89	89	92	94	101	
歳出	△0.9	1.9	3.1	△5.3	0.5	△1.9	△1.3	△1.1	△0.4	△2.3	0.6	100	102	105	100	100	98	97	96	95	93	94	
義務的経費	4.5	3.4	3.3	△3.8	2.1	0.7	2.2	0.9	1.6	△1.0	2.0	100	103	107	103	105	106	108	109	111	110	112	
人件費	2.1	0.9	0.4	△0.6	△0.4	△2.5	△1.6	△1.8	△1.3	△1.3	0.4	100	101	101	101	100	98	96	94	93	92	92	
投資的経費	△9.3	△1.1	△7.1	△8.3	△4.3	△7.8	△13.4	△9.4	△6.7	△6.3	△4.9	100	99	92	84	81	74	64	58	54	51	49	
普通建設事業費	△8.2	△1.3	△7.8	△7.6	△4.0	△7.6	△13.4	△10.7	△7.9	△5.5	△3.9	100	99	91	84	81	75	65	58	53	50	48	

第135表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県

(単位 %) )

区 分	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
北海道	-	-	21.7	335.6
青森県	-	-	15.8	236.1
岩手県	-	-	15.3	307.7
宮城県	-	-	16.6	283.5
秋田県	-	-	15.2	265.7
山形県	-	-	15.3	276.3
福島県	-	-	11.9	205.3
茨城県	-	-	14.7	289.9
栃木県	-	-	13.7	166.5
群馬県	-	-	9.9	202.2
埼玉県	-	-	13.3	237.8
千葉県	-	-	12.6	216.4
東京都	-	-	8.7	82.9
神奈川県	-	-	9.2	209.9
新潟県	-	-	16.0	276.6
富山県	-	-	16.7	275.6
石川県	-	-	13.8	273.6
福井県	-	-	14.3	232.8
山梨県	-	-	12.4	248.8
長野県	-	-	17.3	220.4
岐阜県	-	-	16.1	247.2
静岡県	-	-	11.6	247.3
愛知県	-	-	11.3	233.0
三重県	-	-	12.6	185.9
滋賀県	-	-	12.9	250.8
京都府	-	-	10.9	238.9
大阪府	0.02	-	16.6	290.0
兵庫県	-	-	20.2	361.7
奈良県	-	-	12.3	247.1
和歌山県	-	-	10.0	212.4
鳥取県	-	-	12.0	151.3
島根県	-	-	17.8	227.9
岡山県	-	-	16.1	253.3
広島県	-	-	15.7	258.3
山口県	-	-	12.0	228.9
徳島県	-	-	17.6	278.3
香川県	-	-	14.9	240.2
愛媛県	-	-	16.2	206.9
高知県	-	-	16.7	194.8
福岡県	-	-	13.7	243.8
佐賀県	-	-	16.0	163.5
長崎県	-	-	10.2	193.5
熊本県	-	-	12.3	226.2
大分県	-	-	11.9	212.4
宮崎県	-	-	12.2	212.3
鹿児島県	-	-	14.7	269.6
沖縄県	-	-	11.4	132.2
平均	-	-	13.5	222.3

(注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。  
 2 平均値は加重平均である。



第135表 団体別健全化判断比率の状況（つづき）

その2 市区町村（政令指定都市を含む）

（単位：%）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	-	-	10.8	156.9
仙台市	-	-	13.6	159.4
さいたま市	-	-	8.3	72.1
千葉市	-	-	19.6	311.6
横浜市	-	-	20.6	292.7
川崎市	-	-	16.3	147.3
新潟市	-	-	11.5	137.0
静岡市	-	-	11.2	108.2
浜松市	-	-	12.9	124.3
名古屋	-	-	14.1	230.4
京都市	-	10.45	12.9	234.6
大阪市	-	-	11.8	263.8
堺市	-	-	7.1	70.7
神戸市	-	-	17.1	177.5
広島市	-	-	16.1	255.8
北九州市	-	-	6.3	163.9
福岡市	-	-	18.4	259.6
政令指定都市平均	-	-	<b>14.2</b>	<b>208.7</b>
市区平均	-	-	<b>11.3</b>	<b>86.1</b>
町村平均	-	-	<b>14.7</b>	<b>92.9</b>
市区町村平均	-	-	<b>12.3</b>	<b>110.4</b>

- (注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。  
 2 平均値は加重平均である。  
 3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

第136表 項目別将来負担額等の状況

（単位：百万円）

区 分	都道府県	政令指定都市	市 区	町 村	合 計
1 一般会計等に係る地方債の現在高	83,849,247	18,497,339	32,663,268	7,084,320	142,094,174
2 債務負担行為に基づく支出予定額	1,624,274	612,982	2,194,377	264,576	4,696,209
3 公営企業債等繰入見込額	3,852,659	5,559,027	13,990,342	2,842,134	26,244,162
4 組合等負担等見込額	145,518	68,588	1,480,654	591,150	2,285,910
5 退職手当負担見込額	15,165,310	1,793,454	6,817,244	1,248,013	25,024,020
6 設立法人の負債額等負担見込額	1,131,498	769,103	881,437	75,602	2,857,640
7 連結実質赤字額	0	37,328	118,434	9,642	165,404
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	10,487	3,036	13,118	3,811	30,452
9 充当可能基金	6,496,347	1,868,521	6,273,349	1,972,362	16,610,580
10 充当可能特定歳入	4,363,865	4,565,252	6,226,250	546,441	15,701,807
11 1～4に係る基準財政需要額算入見込額	41,947,494	10,734,244	30,674,339	6,591,364	89,947,440
12 標準財政規模	27,782,747	5,795,578	20,017,351	3,885,027	57,480,704
13 算入公債費等の額	3,956,178	923,067	2,632,385	646,412	8,158,041

- (注) 将来負担比率の算式は、[1～8の合計値(将来負担額) - 9～11の合計値(充当可能財源等)] / (12 - 13) である。

第137表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況

(単位 会計)

区 分	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	市 区 町 村	一 部 事 務 組 合 等	合 計
水 道 事 業	0 / 26	0 / 17	3 / 1,262	0 / 101	3 / 1,406
簡 易 水 道 事 業	0 / 3	0 / 6	6 / 925	0 / 3	6 / 937
工 業 用 水 道 事 業	0 / 39	0 / 7	0 / 96	0 / 8	0 / 150
交 通 事 業	0 / 3	4 / 20	13 / 70	0 / 4	17 / 97
電 気 事 業	0 / 30	0 / 4	1 / 27	0 / 3	1 / 64
ガ ス 事 業	0 / 0	0 / 1	0 / 33	0 / 1	0 / 35
港 湾 整 備 事 業	0 / 29	0 / 4	0 / 36	0 / 4	0 / 73
病 院 事 業	0 / 48	1 / 17	50 / 520	2 / 83	53 / 668
市 場 事 業	0 / 8	1 / 17	7 / 142	1 / 11	9 / 178
と 畜 場 事 業	0 / 3	0 / 6	3 / 44	0 / 12	3 / 65
宅 地 造 成 事 業	0 / 54	0 / 25	24 / 451	3 / 9	27 / 539
下 水 道 事 業	0 / 44	0 / 27	13 / 2,648	0 / 22	13 / 2,741
観 光 施 設 事 業	0 / 6	0 / 6	22 / 336	0 / 2	22 / 350
そ の 他 事 業	0 / 19	0 / 1	2 / 84	0 / 41	2 / 145
合 計	0 / 312	6 / 158	144 / 6,674	6 / 304	156 / 7,448

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。



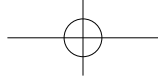
## 資料 1

## 昭和 60 年度以降の市町村合併の実績及び予定

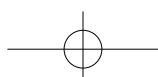
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和 62 年 4 月 1 日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和 62 年 11 月 1 日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和 62 年 11 月 30 日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和 63 年 1 月 31 日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和 63 年 3 月 1 日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和 63 年 3 月 1 日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成 3 年 4 月 1 日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成 3 年 5 月 1 日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成 4 年 3 月 3 日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成 4 年 4 月 1 日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成 5 年 7 月 1 日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成 6 年 11 月 1 日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成 7 年 9 月 1 日	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入
平成 7 年 9 月 1 日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成 11 年 4 月 1 日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成 13 年 1 月 1 日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成 13 年 1 月 21 日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成 13 年 4 月 1 日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成 13 年 5 月 1 日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成 13 年 11 月 15 日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成 14 年 4 月 1 日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成 14 年 4 月 1 日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成 14 年 11 月 1 日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成 15 年 2 月 3 日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成 15 年 3 月 1 日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成 15 年 3 月 1 日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成 15 年 4 月 1 日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成 15 年 4 月 1 日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡檜形町、同郡甲西町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成 15 年 4 月 1 日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成 15 年 4 月 1 日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成 15 年 4 月 1 日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成 15 年 4 月 21 日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成 15 年 5 月 1 日	岐阜県	瑞穂市	本巢郡穂積町、同郡巢南町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年8月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成15年9月1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡巖原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設

資料編



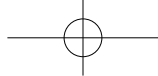
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 16 年 10 月 1 日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	江津市	江津市、邑智郡松江町	編入
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成 16 年 10 月 4 日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成 16 年 10 月 12 日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成 16 年 10 月 12 日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甕村、同郡下甕村、同郡鹿島村	新設
平成 16 年 10 月 16 日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城郡御前山村	編入
平成 16 年 10 月 25 日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成 16 年 11 月 1 日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成 16 年 11 月 1 日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成 16 年 11 月 1 日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成 16 年 11 月 1 日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入



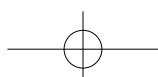
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 16 年 11 月 1 日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡烏ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	兵庫県	丹波市	水上郡柏原町、同郡水上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	鳥根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	鳥根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成 16 年 11 月 5 日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成 16 年 12 月 1 日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡榎法華村、茅部郡南茅部町	編入
平成 16 年 12 月 1 日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成 16 年 12 月 5 日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成 16 年 12 月 6 日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成 17 年 1 月 1 日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成 17 年 1 月 1 日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成 17 年 1 月 1 日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成 17 年 1 月 1 日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	鳥根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成 17 年 1 月 1 日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成 17 年 1 月 1 日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡巖木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入

資料編



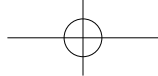


合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 1 月 1 日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成 17 年 1 月 4 日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成 17 年 1 月 11 日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成 17 年 1 月 11 日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成 17 年 1 月 11 日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成 17 年 1 月 11 日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成 17 年 1 月 15 日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成 17 年 1 月 15 日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成 17 年 1 月 16 日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成 17 年 1 月 17 日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成 17 年 1 月 21 日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成 17 年 1 月 24 日	福岡県	福津市	宗像郡福岡町、同郡津屋崎町	新設
平成 17 年 1 月 31 日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成 17 年 2 月 1 日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成 17 年 2 月 1 日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成 17 年 2 月 1 日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成 17 年 2 月 1 日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成 17 年 2 月 1 日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設
平成 17 年 2 月 1 日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡莊川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成 17 年 2 月 1 日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成 17 年 2 月 1 日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成 17 年 2 月 1 日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成 17 年 2 月 1 日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成 17 年 2 月 5 日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町	編入
平成 17 年 2 月 7 日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成 17 年 2 月 7 日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成 17 年 2 月 7 日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成 17 年 2 月 11 日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成 17 年 2 月 11 日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成 17 年 2 月 11 日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成 17 年 2 月 11 日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成 17 年 2 月 11 日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成 17 年 2 月 13 日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成 17 年 2 月 13 日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成 17 年 2 月 13 日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曾郡山口村)	編入

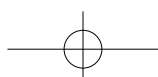


合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 2 月 13 日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成 17 年 2 月 13 日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成 17 年 2 月 14 日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成 17 年 2 月 14 日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成 17 年 2 月 21 日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大島町	新設
平成 17 年 2 月 28 日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成 17 年 2 月 28 日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成 17 年 3 月 1 日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成 17 年 3 月 1 日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成 17 年 3 月 1 日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一字村	新設
平成 17 年 3 月 1 日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成 17 年 3 月 1 日	佐賀県	小城市	小城市、小城市、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬溪町、同郡耶馬溪町、同郡山国町	編入
平成 17 年 3 月 3 日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海郡郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成 17 年 3 月 6 日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成 17 年 3 月 7 日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成 17 年 3 月 14 日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成 17 年 3 月 19 日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成 17 年 3 月 20 日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成 17 年 3 月 20 日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成 17 年 3 月 20 日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成 17 年 3 月 21 日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡湯東村、同郡月湯村、同郡中之口村、新津市	編入
平成 17 年 3 月 21 日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設



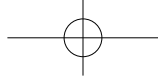


合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	鳥根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	湧水町	始良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平館村、同郡三厩村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成 17 年 3 月 28 日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	鳥取県	八頭町	八頭郡那家町、同郡船岡町、同郡八東町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	鳥根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡鳥根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設

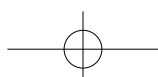


合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 3 月 31 日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鷲沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成 17 年 4 月 1 日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曾郡檜川村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡白田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡韭山町、同郡大仁町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入





合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曾川町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成 17 年 4 月 10 日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成 17 年 4 月 25 日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成 17 年 5 月 1 日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成 17 年 5 月 1 日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成 17 年 5 月 5 日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成 17 年 6 月 6 日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成 17 年 6 月 13 日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成 17 年 6 月 20 日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成 17 年 7 月 1 日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成 17 年 7 月 1 日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成 17 年 7 月 1 日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成 17 年 7 月 1 日	鹿児島県	曾於市	曾於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成 17 年 7 月 1 日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成 17 年 7 月 7 日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成 17 年 8 月 1 日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成 17 年 8 月 1 日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入



合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 8 月 1 日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成 17 年 8 月 1 日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成 17 年 8 月 1 日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成 17 年 9 月 1 日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成 17 年 9 月 1 日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成 17 年 9 月 1 日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成 17 年 9 月 1 日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成 17 年 9 月 1 日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成 17 年 9 月 2 日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成 17 年 9 月 12 日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成 17 年 9 月 20 日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成 17 年 9 月 20 日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成 17 年 9 月 20 日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成 17 年 9 月 25 日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成 17 年 9 月 25 日	鳥根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成 17 年 9 月 26 日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成 17 年 10 月 1 日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設



合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成 17 年 10 月 1 日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成 17 年 10 月 3 日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成 17 年 10 月 10 日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成 17 年 10 月 11 日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成 17 年 10 月 11 日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成 17 年 10 月 11 日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成 17 年 10 月 11 日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成 17 年 10 月 24 日	兵庫県	三木市	三木市、美囊郡吉川町	編入
平成 17 年 11 月 1 日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成 17 年 11 月 1 日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 11 月 1 日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	長野県	木曾町	木曾郡木曾福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薮村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成 17 年 11 月 3 日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成 17 年 11 月 7 日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成 17 年 11 月 7 日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成 17 年 11 月 7 日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成 17 年 11 月 7 日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成 17 年 11 月 7 日	鹿児島県	霧島市	国分市、始良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成 17 年 11 月 7 日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成 17 年 11 月 27 日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成 17 年 12 月 1 日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成 17 年 12 月 5 日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碓ヶ関村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月館町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡栗野町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入

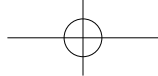




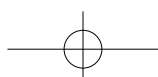
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 1 月 1 日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大字陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	鹿児島県	志布志市	曾於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成 18 年 1 月 4 日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成 18 年 1 月 4 日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成 18 年 1 月 10 日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成 18 年 1 月 10 日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成 18 年 1 月 10 日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成 18 年 1 月 10 日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成 18 年 1 月 10 日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鷲殿村	新設
平成 18 年 1 月 10 日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成 18 年 1 月 10 日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成 18 年 1 月 10 日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成 18 年 1 月 23 日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉沢村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成 18 年 1 月 23 日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成 18 年 1 月 23 日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成 18 年 2 月 1 日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成 18 年 2 月 1 日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成 18 年 2 月 1 日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成 18 年 2 月 1 日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成 18 年 2 月 1 日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成 18 年 2 月 6 日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成 18 年 2 月 11 日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成 18 年 2 月 11 日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成 18 年 2 月 13 日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成 18 年 2 月 13 日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 2 月 13 日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成 18 年 2 月 20 日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成 18 年 2 月 20 日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橋村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成 18 年 2 月 25 日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成 18 年 2 月 27 日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成 18 年 2 月 27 日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成 18 年 3 月 1 日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成 18 年 3 月 1 日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成 18 年 3 月 1 日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成 18 年 3 月 1 日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成 18 年 3 月 3 日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成 18 年 3 月 5 日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成 18 年 3 月 6 日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
平成 18 年 3 月 6 日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成 18 年 3 月 6 日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成 18 年 3 月 13 日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成 18 年 3 月 15 日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成 18 年 3 月 18 日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成 18 年 3 月 19 日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成 18 年 3 月 20 日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入





合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 3 月 20 日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成 18 年 3 月 20 日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成 18 年 3 月 20 日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成 18 年 3 月 26 日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡穎田町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	むかわ町	勇払郡鶴川町、同郡穂別町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設



合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 3 月 31 日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成 18 年 3 月 31 日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成 18 年 3 月 31 日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡穴喰町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成 18 年 3 月 31 日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成 18 年 4 月 1 日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成 18 年 8 月 1 日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成 18 年 10 月 1 日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成 18 年 10 月 1 日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成 19 年 1 月 1 日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成 19 年 1 月 22 日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成 19 年 1 月 29 日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成 19 年 2 月 13 日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成 19 年 3 月 11 日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成 19 年 3 月 12 日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成 19 年 3 月 31 日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成 19 年 3 月 31 日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成 19 年 10 月 1 日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成 19 年 10 月 1 日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成 19 年 12 月 1 日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡穎娃町	新設
平成 20 年 1 月 1 日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成 20 年 1 月 15 日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成 20 年 3 月 21 日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設
平成 20 年 4 月 1 日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	新設
平成 20 年 4 月 1 日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成 20 年 7 月 1 日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成 20 年 10 月 6 日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成 20 年 11 月 1 日	鹿児島県	伊佐市	大口市、伊佐郡菱刈町	新設
平成 20 年 11 月 1 日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成 20 年 11 月 1 日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成 20 年 11 月 1 日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成 21 年 1 月 1 日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成 21 年 3 月 23 日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成 21 年 3 月 30 日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成 21 年 3 月 31 日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成 21 年 5 月 5 日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成 22 年 2 月 1 日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村	編入



## 経済財政改革の基本方針 2008

### 第 1 章 日本経済の課題と改革の視点 ～平成の開国、生活者・消費者重視の政策、未来への責任～

#### (日本経済の課題)

今、世界経済は極めて速いスピードで変化しつつある。日本経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱して新たなステージに入っているが、世界経済の変化に即応して成長する仕組みははまだ出来上がっていない。また、都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題も生じている。さらに、原油価格や食料価格の高騰により、国民の生活への不安が広がっている。

現在の課題は、第一に、包括的な成長戦略によって、世界の中で生き生きと活躍する日本経済の姿をつくることである。国内においては、既に人口減少が現実のものになっている。人口減少を克服して成長を続けるという大きな挑戦が始まったのである。

第二は、地球環境と両立する経済の姿をつくることである。これは、経済の「質」を転換させることでもある。環境・エネルギー技術を発揮し、世界に先駆けて低炭素型の経済や生活を実現する、すなわち「環境力」を獲得することは、国際競争力を強化し、新しい需要・雇用・所得を生み出すものである。そして、これは、資源不足と戦ってきた我が国だからこそ成し遂げられることである。

第三は、生活の根底を支えるセーフティネット（安全網）を全面的に点検し直し、透き間のない社会保障制度をつくることである。我が国は、人生 90 年という長寿を実現させた。少子高齢化が進む中で、少子化を克服する努力はもとより、こうした長寿を社会全体で尊び、現在の高齢者だけでなく将来の高齢者についても、安心して一生を託せる社会保障制度となるよう、国民全体で議論を行う必要がある。

第四の課題は、政策全般にわたって、政策の受け手の立場に立って取り組むこと、すなわち、生活者・消費者が主役の政府をつくることである。消費者の立場が尊重される経済社会を構築することが、上記 3 つの課題を克服するためにも不可欠の要件である。

#### (世界に開かれた経済システムの構築)

1990 年代以降、世界経済のグローバル化が急速に進展し、商品、サービスはもちろん、資金、人材、情報が、国境を越えて大きく移動するようになった。このような構造変化への対応は、各国経済にとって大きな挑戦であった。しかし、先進国のみならず体制移行国や発展途上国も含め、各国は経済構造を変革し、世界経済のダイナミズムを積極的に取り込むことにより、新しい経済成長軌道への転換を果たしている。

日本経済も、これまでグローバル化を進め、そのメリットをいかして成長を遂げてきた。世界への輸出を拡大するとともに、直接投資を通じて海外で生産・営業拠点を築き、海外駐在員・留学生も多数派遣してきた。しかし、これだけではグローバル化のメリットの半分しか享受したことにならない。

これからは、「海外に出る国際化」だけでなく、「迎え入れる国際化」によるメリットを享受しなければならない。海外から新しい発想や最先端の技術、高度な人材を受け入れ、活力を海外から吸収することは、高齢化・人口減少が進む日本にとって大きなプラスである。成長するアジア、成長する世界のエネルギーを受け入れ、ともに成長する経済の仕組みをつくることで、国内の企業や人材、資金も活性化し、能力を最大限

に発揮することになる。

そのためには、日本経済がこれまで培ってきた「強み」を、グローバル経済の中でいかしていくことが大切である。教育水準の高さやチームプレーを得意とする人材力、家計金融資産を背景にした資金力、製造業や環境・エネルギーの技術力は、グローバル化によって日本経済が大きく飛躍するための跳躍台となろう。さらに、資源や食料価格の高騰はリスクでもあるが、その一方で攻めの対応によって価格競争力の復活の好機にもなる。

また、日本経済は、世界に先んじて高齢化・人口減少を経験しつつある。これは、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼす大きな構造変化である。この構造変化と向き合い、人口減少下でも新たな需要創出により成長を持続し、高い生活の質を実現する経済社会のモデルをつくることができれば、世界への大きな貢献である。そのためにも、グローバル経済とともに生き、新しい経済成長のメカニズムを起動させなければならない。

#### (政策の受け手の立場に立った制度改革)

経済成長を持続する中で、国民が豊かさを実感し、安心して生活できるためには、国民生活にかかわる様々な制度を生活者・消費者の視点で総点検することが重要である。人は、労働者や消費者や納税者などいくつかの側面を持つが、それぞれの視点で見ると、取り組むべき課題が鮮明になってくる。

第一に、働き手であり、稼ぎ手の立場からは、意欲あるすべての人に、働く場と職業能力を開発する機会が与えられること、また、公正に能力が評価され、所得が分配されることが重要である。

第二に、生活者全体の立場としては、安心して子どもを産み育て、将来の生活を希望を持って展望できることが重要である。そのためには、いざというときにしっかりと支えるセーフティネットと、老後も安心できる社会保障制度が用意されていることが重要である。また、生活の場として活力と信頼感のある地域社会がつけられなくてはならない。

第三に、消費者の立場からは、ニーズに合致した新たな商品やサービスが提供され、質についての信頼や安心が保障されていること、選択のための情報が十分に提供されていることが重要である。そのためには、規制や仕組みが改革されることも必要である。

第四に、納税者の立場からは、税金が無駄なく効率的に、必要な分野に絞って利用されることが重要である。そのためには、民間にゆだねるべき分野は民間にゆだねられなくてはならない。また、公正に、効率的に徴税がなされ、税金の使われ方も透明であることが重要である。

このように、それぞれの立場で異なる政策へのニーズがあり、取り組むべき課題も異なってくる。それぞれにどのように優先順位を置いて取り組むかはまさに政策の選択の問題だが、いずれにしても、今、様々な困難に直面している人の状況をしっかりと受け止め、適切に対応するためには、徹底して政策の受け手の立場に立って政策を立案・実行することが何より重要である。

#### (未来への責任)

以上のような改革の取組を考えると、重要な点は、日本経済だけ、現在の世代だけを切り離して、孤立的に考えてはならないということである。現在の日本経済がグローバル経済の中にあり、それと密接不可分の関係にあるのと同様に、現在の世代が行う政策選択の内容は、未来の世代の置かれる環境に大きく影響を

及ぼす。

特に、社会保障や財政の分野では、このことが重要である。現在から収支の改善に取り組めば、その分だけ未来世代の負担が軽減されるが、その努力を回避すれば、我々は未来世代に過度に依存することになる。少子高齢化が進む我が国では特に、未来世代に責任を果たせる政策の選択が重要である。

同様のことは、地球温暖化問題についても言える。今何もしなければ、地球温暖化の影響は時間とともに着実に蓄積され、未来の世代に劣悪な地球環境を残すことになる。親の世代が我々のことを心配したように、我々は子や孫の世代のことを心配する責任がある。

以上を踏まえ、「基本方針 2008」は、日本経済の成長力を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するための、経済財政改革の道筋を示すことを役割とする。

## 第2章 成長力の強化

### (なぜ成長力の強化が重要か)

我が国の経済規模は過去十年来伸び悩み、一人当たり国民所得の国際的な順位も大きく低下している。さらに、少子高齢化と人口減少の同時進行、新興国のキャッチアップ、経済と環境の両立など、難しい課題にも直面している。

人口減少社会は、持続的な成長なくして乗り切れない。現在の閉そく感を打ち破り、日本の活力を創造しなければならない。確固たる成長軌道に乗るため、いかしきれていない日本の強みを覚せいし、新たな発想で内需を拡大する。また、難しい課題にも「攻め」の姿勢で臨み、社会システムを変革し、技術を革新し続けることが必要である。

具体的には、グローバル化をいかすことで新たな活力を海外から取り込んで成長する。また、我が国の人材力、技術力、資金力、文化力などの強みをいかして、環境、安全・安心等に対する潜在的ニーズを突破口とする新たな需要を創出するとともに、国際競争力を強化することにより、成長をけん引する。さらに、すべての人材の能力を最大限に引き出すとともに、地域の活性化によって地域の雇用と活力を増やすことで成長する。

### (新たな発想－「つながり力」と「環境力」)

日本が本来持っていた「つながり力」と「環境力」<sup>1</sup>を新たな発想として取り入れ、現在の厳しい状況を抜け出し、成長を持続していく。

「つながり力」と「環境力」をいかして、海外との連携、特に内に迎え入れる国際化を強化し、すべての人が能力を発揮できる社会、我が国の強みを発揮していく経済を構築していく。

### (成長力強化に向けた包括的な取組)

このため、3つの戦略（全員参加経済戦略、グローバル戦略、革新的技術創造戦略）から成る経済成長戦略を実行する。また、地域の活性化のための総合的な施策を実行する。

なお、これらの取組は、改定された「経済成長戦略大綱」の推進等、これまで行ってきた成長力強化のための政策<sup>2</sup>の推進・加速と一体となって実行される。

## 1. 経済成長戦略

### 【改革のポイント】

#### 1. 経済成長戦略の目標

①世界とともに発展するオープンな国（世界に誇れる魅力ある国）、②人生90年時代を安心して生活でき

<sup>1</sup> 「つながり力」とは、それぞれの主体が自立し、強みを発揮しながら連携することによって生ずる力のことをいう。「環境力」とは、環境に配慮するマインドの共有や、地球環境問題における先導的役割の遂行、低炭素社会構築等のための環境イノベーションの強化などを通じて発揮される力のことをいう。（「日本経済の進路と戦略－開かれた国、全員参加の成長、環境との共生－」（平成20年1月18日閣議決定））

<sup>2</sup> 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）、「成長力加速プログラム」（平成19年4月25日）、「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日）、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）、「長期戦略指針『イノベーション25』」（平成19年6月1日閣議決定）、「経済成長戦略大綱」（平成20年6月27日改定）、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）、「成長力強化への早期実施策」（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）等



る国（質の高い労働、質の高い暮らし）、③人口減少下でも経済成長を持続する国（人口減少の克服）、を実現する。戦略の実行によって、今後10年間程度の間、人口減少下にあっても、実質2%以上の経済成長が視野に入ることが期待される。

## 2. 今後3年間の「戦略実行重点期間」の設定

これから4年後には、団塊世代が65歳の年金受給年齢に到達するほか、この間に新興国の成長は更に進むと考えられる。平成20年度から3年間を重点期間として、迅速かつ集中的に施策を実施する。

## 3. 経済成長戦略の確実な実行

取組の責任主体、取組による成果、取組や成果の達成時期を明らかにした「成長戦略実行プログラム」（別紙）を定める。これに従って、経済財政諮問会議が中心となり、おおむね半年ごとにフォローアップし、進捗を検証する。

### 【具体的手段】

#### I 全員参加経済戦略

第一は、「つながり力」の発揮を中心とし、すべての人が成長を実感できるようにする「全員参加経済戦略」である。以下を主な柱とする。

##### ① 新雇用戦略

働く意欲のあるすべての人々が年齢、性別や世帯の構成、就業形態にかかわらず能力を発揮する「全員参加の社会」を実現するため、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援施策に政府を挙げて取り組み、2010年度までに、若者、女性、高齢者の220万人の雇用充実を目指す。

- ・ 今後3年間で、①若者について、ジョブ・カード制度の整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化、②女性（25～44歳）について、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日）の展開等による最大20万人の就業増、③高齢者（60～64歳）について、継続雇用の着実な推進等による100万人の就業増、を目指す。
- ・ 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し（2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ）、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・ 「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。
- ・ 国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」<sup>3</sup>及び「行動指針」<sup>4</sup>に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。

##### ② サービス産業・中小企業の生産性向上

米国の6割に満たない我が国の生産性水準は、成長力強化に当たっての基幹的な課題であり、特に多数の従業員が従事するサービス産業及び中小企業の生産性向上を阻害している要因を克服する施策を実施する。

- ・ 生産性向上の観点から重要な業種（注）について、関係省において、現場の事業者が将来展望を持って取り組めるように、きめ細やかな「業種別生産性向上プログラム」（平成20年5月23日）を実行する。

（注）IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅

<sup>3</sup> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日）

<sup>4</sup> 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日）

行、小売、食品製造、物流、人材ビジネス、研究開発サービス業等 9 業種のサービス産業

### ③ 生活直結型産業の発展

国民の潜在的ニーズが高い安全・安心、医療・健康や生活にかかわる産業は、今後の成長分野であるが、本格的な発展に至っていないことから、発展を阻害している要因を克服する取組を実施する。

- ・医療・健康支援、保育、介護・生活支援、教育、移動、コミュニティ・ビジネスなどの生活直結型産業について、①利用者の立場で規制を見直す、②IT等新技術の活用を徹底する、③団塊世代や女性の参画を進める、の3つの観点から市場の革新を進める。
- ・遠隔医療技術の活用を推進する。また、民間企業による「健康コールセンター」設置について検討し、平成20年度内に結論を得る。
- ・「200年住宅」を始めとする住宅取得の支援、良質な賃貸住宅の供給を促進し、住宅需要の喚起を図る。あわせて、社会的資産としての住宅ストックの流動化を促進する。

### ④ 世界最先端のIT国家化

世界最先端のIT国家になるための取組が進められる中、現状を見ると、利用者の使い勝手が悪く、また、内部業務の効率化につながっていないという問題を抱えている。国民の利便性向上、企業のコスト削減、内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。

- ・国民の立場に立った電子政府の実現等のため、IT戦略本部において決定した「IT政策ロードマップ」（平成20年6月11日）を着実に実施し、それを踏まえた「重点計画-2008」を早急に策定する。
- ・旅費等に係る業務のIT高度化・業務手続の簡素化について、「アクションプラン」<sup>5</sup>に沿って、早急に目に見える形で改善成果を出す。
- ・「ICT成長力強化プラン」（平成20年5月23日）に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011年までに経済社会・地域とICTの融合を目指す。
- ・2011年までにITによる製造業等各種産業の競争力強化、新産業創出、地域・中小企業のIT化、グリーンIT等つながり力の強化を実現する。
- ・情報セキュリティ向上に向け、平成20年度内に電子政府の企画・設計段階からの安全確保等「セキュア・ジャパン2008」（平成20年6月19日）の施策や次期基本計画策定を実施する。

## II グローバル戦略

第二は、世界のダイナミズムを積極的に取り入れることで飛躍してきた国民性を最大限に発揮し、世界とともに成長することを目指す「グローバル戦略」である。「開かれた国づくり」の道を進む以外に、今後の経済成長はあり得ない。以下を主な柱とする。

### ① 世界に開かれた経済の構築

「開かれた国づくり」に向けた取組の中でも、特に、経済連携の加速、世界経済の成長の果実を国内の豊かさに結び付ける好循環の確立は重要であり、WTO交渉の年内妥結とともに、政府一体となって取組を進める。

- ・EPA締結国・地域を2009年初めまでに12以上とする目標に向けて取り組む。さらに、締結国との貿易額の全体に占める割合を2010年に25%以上とすることを目指し、別表の2010年に向けた工程表を推進する。

<sup>5</sup> 「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（平成20年5月30日）

- ・二国間投資協定について、実際のニーズにこたえて迅速かつ柔軟に交渉を進めていくとともに、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討していく。
- ・租税条約ネットワークの充実に向け今後とも着実に取り組む。
- ・我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む。
- ・国際都市として人材や情報が集まる魅力ある都市づくりを目指す。
- ・日本経済の“開国”度を判定する指標を策定し、それによって成果を検証しながらグローバル化に対応していく。
- ・資源エネルギーの安全保障を実現すべく、首脳や閣僚が先頭に立ち、我が国の強みや産業協力、出融資、政府開発援助等を活用した戦略的な資源外交を展開する。

## ② 開かれた経済のインフラ強化

### i) 「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）

平成 20 年以内に航空自由化工程表を改定し、内外の利用者が便利になったと実感できる、世界に遅れをとらない「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）を集中的に進める。首都圏は、羽田を世界に開き、成田と一体的に 24 時間運用して、国際航空機能を高める。羽田からアジアの主要都市への路線を早期に実現する。

- ・2010 年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約 3 万回、深夜早朝約 3 万回（合計約 6 万回）、成田は約 2 万回の合計約 8 万回の国際定期便を実現する。2010 年以降の方向性については、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性をいかにせる路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の 24 時間化を実現する。
- ・首都圏全体で、2010 年以降、約 17 万回の発着枠の増枠により年間発着枠約 70 万回を実現し、さらに、あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討する。
- ・関西国際空港・中部国際空港について、アジア各国との間で航空自由化を推進し、国際競争力の強化を行い、あわせて、24 時間化を促進する。

### ii) 対日投資の拡大

対日投資を拡大し、日本を世界とともに成長する国としていく。このため、平成 20 年秋中に「対日直接投資加速プログラム」（平成 18 年 6 月 20 日）を改定し、フォローアップを行いながら、着実に進める。

- ・M&A（買収のルール）の在り方を平成 20 年夏までに整理・明確化する。
- ・内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的に検討を進める。
- ・医療機器の審査迅速化アクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する。
- ・抜本的税制改革に併せた法人実効税率の在り方の検討等によるビジネスコストの低減等に取り組む。

## ③ 国際的な人材強化

### i) 高度人材の受入れ拡大

経済成長のカギは人材であり、今、多くの国が高度人材を集めることにしのぎを削っている。我が国においても、能力に見合った高い処遇での人材誘致や、企業の幹部・基幹業務への登用を始め、より魅力的な雇用環境、生活環境の整備を早急に進め、高度人材の受入れを拡大する。

- ・世界から高度人材の受入れを拡大するため、産官学労で構成する「推進会議」を設置する。「推進会議」の場で、数値目標の設定や必要な施策について検討し、平成 20 年中に関係府省でアクションプログラムを策定する。

## ii) 教育の国際化

開かれた国にする観点から、高度人材受入れとも連携させながら、留学生受入れを拡大させる。若いうちから多国籍の留学生と学び、国際感覚を身に付ける教育を充実する。

- ・教育の大胆な国際化を進めるため、平成 20 年度中に、グローバル 30（国際化拠点大学 30）（仮称）を始めとする、留学生 30 万人計画を策定し、具体化を進める。
- ・留学生の就職支援、海外での情報提供・支援の一体的取組等を進め、2020 年を目途に留学生数を 30 万人とすることを目指す。
- ・英語教育を強化する。また、日本人高校生・大学生の海外留学を推進する。

### ④ 「アジア経済・環境共同体」構想の実現

アジア諸国や米国等との連携を進めつつ、我が国の強みをいかして環境と共生した経済発展に貢献するため、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）も活用し、「クリーンアジア・イニシアティブ」（平成 20 年 6 月 6 日）の推進等を通じて、「アジア経済・環境共同体」構想を実現する。

### ⑤ 国際競争力ある成長分野の創出

グローバル化の進展の中で世界との競争に打ち勝つため、資金面での好循環を形成するための環境整備や世界最先端の知財制度の整備を行う。食、ファッションなど内需型産業についても、メイドインジャパン戦略として、国際競争力ある成長分野を創出し、世界に向けて挑戦していく。

- ・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成 19 年 12 月 21 日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。
- ・「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成 20 年以内に結論を得る。
- ・公的年金基金の運用について、国民の立場に立って、幅広く検討を行う。
- ・平成 20 年 10 月の観光庁創設を機に、平成 22 年までにアジア等各国からの訪日外国人旅行者数を 1000 万人とするための誘致体制の強化など、観光立国の実現に向けて取り組む。
- ・港湾の 24 時間化等貿易手続改革プログラム<sup>6</sup>の着実な実施とともに、スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する。

### ⑥ 総合的な外交力強化

- ・経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。
- ・「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G 8 北海道洞爺湖サミットや第 4 回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助（ODA）の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む。
- ・科学技術外交を強化する。

<sup>6</sup> 「アジア・ゲートウェイ構想」（平成 19 年 5 月 16 日）



### Ⅲ 革新的技術創造戦略

第三は、日本経済の強みである、ものづくりに代表される技術力の維持・発展を図る「革新的技術創造戦略」である。第3期科学技術基本計画や研究開発力強化法<sup>7</sup>等を踏まえながら、以下を主な柱とする。

#### ① 革新的技術戦略

優れた革新的な技術シーズを特定し、資源の重点的・集中的投資を図りつつ、それにふさわしい研究開発体制を整備して、スピード感を持って発展させ、イノベーション創出につなげる。

- ・他国の追随を許さない技術を持ち続けることを目指す、「革新的技術戦略」（平成20年5月19日）を実行し、産業の国際競争力強化、健康な社会構築、日本と世界の安全保障を目指す。バイオ技術、医療関連技術を強化し、健康・医療産業をリーディング・インダストリーに育成するとともに、ITをいかしたユビキタス技術やロボット技術を一層活用して、高齢者や障害者が暮らしやすい社会づくりを進める。
- ・研究開発初期段階からの戦略的な知的財産の創造・保護・活用を始め、出口を見据えた研究開発のマネジメントを実現するとともに、革新的技術を持続的に生み出す環境を整備する。

#### ② 環境・エネルギー技術等のトップランナー構想

我が国の環境・エネルギー技術は世界のトップ水準にあるが、革新的技術により世界をリードするとともに我が国の経済を支えるため、トップ水準を堅持する。

基礎研究を始め研究水準の高度化を図り、世界最高水準の研究拠点を整備するとともに、イノベーションを加速する新たな仕組みを構築する。

- ・「環境エネルギー技術革新計画」（平成20年5月19日）を推進するために、支援措置を講ずる。また、太陽光パネルを始め自然エネルギーの利用を抜本的に拡充するための仕組みを導入するとともに、クリーンエネルギー産業の国際展開を図る。
- ・企業、業種、大学の壁を越えた新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造機構」（仮称）を創設する。
- ・引き続きベンチャー企業の創造を推進する。特に、開業・廃業の阻害要因を取り除き、新たな事業への取組を円滑に進めるよう支援する。

#### ③ 革新的技術特区（スーパー特区）

革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議などの仕組みを創設する。

- ・従来の行政区画単位の特区でなく、テーマ重視の特区（複数拠点をネットワークで結んだ複合体）であることなどを特徴とする「スーパー特区」を創設する。
- ・平成20年度は、第一弾として先端医療開発特区を創設する。新たに、上記の仕組みに加え、研究開発費を確保し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進する。

#### ④ 国家的プロジェクト緊急予算

革新的な技術開発競争は、速いスピードで、かつ世界レベルで進んでおり、迅速かつ機動的に支援できる仕組みが不可欠である。しかし、現在、年度途中で府省の枠を超えて迅速に対応できる予算は極めて限られていることから、新たな仕組みを早急に構築する。

- ・世界レベルの革新的技術競争に即応するため、府省横断的、迅速かつ機動的な研究開発投資を行うための仕組みとして、「革新的技術推進費」を創設し、科学技術予算の一定枠をこれに充て、平成21年度から実

<sup>7</sup> 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）

行する。

#### ⑤ 検証に基づく重点的な予算配分

研究開発予算の使われ方の評価・検証を徹底する。

- ・総合科学技術会議が中心となって、平成 20 年以内に、研究開発マネジメントの在り方を点検し、P D C A サイクルを改善する。その成果については、平成 21 年度以降の評価に反映する。

## 2. 地域活性化

### (1) 地方再生

地方の元気は日本の活力の源である。「地方再生戦略」<sup>8</sup>等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しするとともに P D C A を着実に実施する。

#### 【改革のポイント】

1. 「地方再生戦略」に基づき、地方が主体となって取り組む事業の立ち上がり段階を「地方の元気再生事業」等により国が全面的に応援する。地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、地域力再生機構を創設する。
2. 中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」<sup>9</sup>の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる。

#### 【具体的手段】

##### (1) 地域活性化の支援

- ・「地方再生戦略」に基づき、地方都市、農山漁村及び過疎・離島など基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を実施する。平成 20 年度においては「地方の元気再生事業」の対象を 7 月に選定し、人材育成・社会実験の実施等を中心に支援する。平成 21 年度に向けては、定住自立圏構想や広域地方計画などの地域間連携の仕組みの下で、地域成長力強化、地域生活基盤確保及び低炭素社会づくりを重点に地域活性化の戦略を展開する。
- ・地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。
- ・地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」<sup>10</sup>の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。

##### (2) 都市機能の集約とネットワーク化

定住自立圏構想をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形

<sup>8</sup> 「地方再生戦略」(平成 20 年 1 月 29 日改定)

<sup>9</sup> 「定住自立圏構想」(平成 20 年 5 月 23 日)

<sup>10</sup> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)

成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。まちの再設計を図るため、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中する取組を支援する。また、「地域公共交通活性化法」<sup>11</sup>に基づき、住民の足の確保に対し支援する。

### (3) 観光の振興及び地域の資源をいかした活性化

- ・「観光圏整備法」<sup>12</sup>等に基づく滞在型観光の促進や、G8北海道洞爺湖サミットを契機とする各地域への国際会議の誘致等により、国内観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすること等を目指す。
- ・「歴史まちづくり法」<sup>13</sup>、「頑張る地方応援プログラム」等に基づく取組及び民間の担い手によるまちづくり活動への支援を行う。
- ・地域の強みをいかした企業立地を促進する。

### (4) 農山漁村の活性化

- ・「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施し、都市と農山漁村の共生・対流を通じた農山漁村の活性化を図る。
- ・「緑の雇用」により担い手を育成する等活力ある山村づくりを推進する。

### (5) 科学技術による地域活性化

「科学技術による地域活性化戦略」<sup>14</sup>等を踏まえ、産学官連携による多様な地域科学技術拠点群及びグローバル科学技術拠点の形成支援等を行う。

### (6) 農商工連携等の推進

- ・5年間で500の新事業の創出を目標に、農林漁業者と中小商工業者等との連携（農商工連携）強化に必要な総合的支援を講じ、相乗効果を発揮させる。
- ・地域商業は地域経済の活性化に重要な役割を果たすものであることを踏まえ、地域商業活性化を「地方再生戦略」に位置付け、事業者の意識改革や自立化を促す地域商業モデルの創出・普及等を行う。

## (2) 農林水産業

耕作放棄地の長期拡大、従事者の急速な高齢化、生産額の大幅減少といった危機を克服し、国際的な食料事情をめぐる潮目の変化を「強い農業構造」に転換するチャンスとして、高い付加価値を生み出す農林水産業、食料自給率の向上を始めとする食料供給力の強化を目指す。

### 【改革のポイント】

1. 「21世紀新農政2008」<sup>15</sup>を着実に実施する。
2. 「強い農業構造」への転換に向け、農地の確保と徹底した有効利用、農地の集積、法人経営や新規参入の促進、多様な生産者の創意工夫の発揮、規模拡大等により農業経営を発展させるとともに、農林水産物の輸出を促進する。
3. 国産材の需要拡大をいかした林業・木材産業の再生、燃油高騰等に対応できる力強い水産業への構造転換を推進する。

<sup>11</sup> 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)

<sup>12</sup> 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成20年法律第39号)

<sup>13</sup> 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)

<sup>14</sup> 「科学技術による地域活性化戦略」(平成20年5月19日)

<sup>15</sup> 「21世紀新農政2008」(平成20年5月7日)

## 【具体的手段】

### (1) 平成の農地改革に向けた農業改革プランの取りまとめ

農林水産省は、下記の点について検討を進め、経済財政諮問会議の議論を経て、平成 20 年内に農業改革プランの成案を得て、制度改革を行う。

- ① 平成の農地改革：農地を確保しつつ、「所有」と「利用」を分離し、効率的な農地利用を徹底し、農地の集積を進める。平成 23 年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。
- ② 企業型農業経営の拡大：農業経営の法人化を進めるなど、企業的感觉を有する農業経営を拡大する。農地リース事業の在り方（市町村による地域指定など）を含め農地の利用に関する規制を見直し、地域に応じた多様な新規参入を促進する。

### (2) 林業・木材産業、水産業の体質強化

国産材の安定供給体制の確立に向け、林業生産システムを大胆に効率化し、加工・流通体制を改善する。未利用木質資源を含む国内森林資源の徹底した利用（間伐材チップの利用など）を促進する。また、省エネ型漁業操業形態への転換等による燃油高騰への対応、漁業共済機能の活用等による効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を進める。

### (3) 中小企業

成長力強化及び地域活性化のカギは、中小企業の成長にある。異業種間や大企業・中小企業間の連携による相乗効果の発揮等により、中小企業のダイナミズムを発揮させる。

## 【改革のポイント】

ワンストップ支援拠点として全国 316 か所に整備する「地域力連携拠点」を中核として、中小企業の強みをいかした新事業展開を支援する。

## 【具体的手段】

- ・全国 316 か所の「地域力連携拠点」等を通じ、IT や企業OB の活用による経営支援、国内外の市場開拓など、中小企業の新事業展開支援を行う。
- ・独占禁止法<sup>16</sup> 及び下請法<sup>17</sup> による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進、売掛債権早期現金化等の資金調達手段の提供や事業承継・再生円滑化など中小企業の事業基盤を強化する。
- ・原油価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、政府系金融機関等による資金調達の円滑化を図るとともに、民間金融機関に対しても配慮を要請する。



<sup>16</sup> 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)

<sup>17</sup> 「下請代金支払遅延等防止法」(昭和 31 年法律第 120 号)



## 第3章 低炭素社会の構築

京都議定書約束期間が始まり、地球温暖化問題への対処が人類共通の重要課題となる中、環境・エネルギー分野の進んだ技術等、日本の「環境力」を発揮し、積極的な外交を通じて、地球環境と共生する低炭素社会づくりを国内外で加速する。

### 1. 低炭素社会構築のための行動計画

#### 【改革のポイント】

1. 低炭素社会に向け、我が国の行動計画を平成20年7月中に策定する。
2. 京都議定書削減目標の確実な達成のため、取組を加速する。
3. ポスト京都議定書の枠組み構築に向け、イニシアティブを発揮する。

#### 【具体的手段】

##### (1) 低炭素社会の構築に向けた行動計画の策定

京都議定書目標の確実な達成はもとより、「2050年半減」という世界の目標の実現に向け、我が国の長期目標として2050年までに60～80%の削減を掲げ、世界に先駆けて低炭素社会へ転換する。このため、「『低炭素社会・日本』をめざして」<sup>18</sup>に示された革新的な技術開発や、排出削減に対する経済的インセンティブを付与すること等について、我が国として共有すべき姿と、そこに至る道程を、平成20年7月中に行動計画として示す。

##### (2) 京都議定書目標の確実な達成

- ・ 京都議定書約束期間（2008～2012年）の毎年度、強化・追加が必要な施策の検討を行いつつ、「京都議定書目標達成計画」<sup>19</sup>に基づく取組を加速する。
- ・ CO<sub>2</sub>に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し技術開発や削減努力を誘導していく手法の一つである国内排出量取引制度については、平成20年秋、多くの業種・企業の参加を得て国内統合市場の試行的実施を開始する。これも踏まえ、実需に基づく健全な市場をつくるため、国際動向も注視し、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題等を明らかにする。
- ・ 新たな規制・施策や予算措置については、環境への負荷についても検討を加える等、低炭素社会に向けて政策横断的に取り組む。
- ・ 安全性を一層高め、主要利用国並の設備利用率を目指す等、原子力発電を推進するとともに、核燃料サイクルの確立に向けて取り組む。
- ・ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた森林の整備・保全、木材利用等の森林吸収源対策を加速化する。

##### (3) ポスト京都議定書の枠組みづくりにおけるイニシアティブの発揮

- ・ 米・中・印等の主要排出国をはじめとする「全員参加」型の衡平で実効ある次期枠組み構築を世界に働きかけ、平成21年のCOP<sup>20</sup>15での合意を目指す。このため、「クールアース50」<sup>21</sup>、「クールアース推進構

<sup>18</sup> 「『低炭素社会・日本』をめざして」（平成20年6月9日：総理大臣スピーチ、平成20年6月16日：地球温暖化問題に関する懇談会提言）

<sup>19</sup> 「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日閣議決定）

<sup>20</sup> 気候変動枠組条約締約国会議

<sup>21</sup> 「クールアース50」（平成19年5月24日）

想]<sup>22</sup>を早急に推進し、G8北海道洞爺湖サミットはもとより、気候変動枠組条約の下での国際交渉等においてイニシアティブを発揮する。

- ・今後10～20年での世界全体の温室効果ガスのピークアウトを実現するため、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組む。このため、セクター別に削減可能性を積み上げる方式、世界全体の必要削減量との整合性の取り方について、各国の理解を促進し、平成20年のCOP14において削減可能性の分析作業の報告を行うよう働きかける。基準年に係る論点も含め、国別総量目標設定の共通の方法論を確立するとともに、平成21年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。
- ・セクターごとの技術移転等の協力を強化する「協力的セクター別アプローチ」について途上国を含め理解を形成するとともに、国際社会が協調し革新技術の開発を進める「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」の実現を目指す。
- ・5年間で100億ドル規模の「クールアース・パートナーシップ」や最大12億ドルを拠出する新たな多国間基金により途上国の気候変動緩和・適応対策を支援する。また、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を実施する。
- ・気候変動と社会・経済との相互関係等についての先進的研究や、低炭素社会研究にかかわる機関による国際ネットワーク設立、気候変動とその影響等把握のための全球の観測・監視体制の強化に取り組む。
- ・アジアにおける低炭素型・低公害型の経済活動の普及等を目指し、「クリーンアジア・イニシアティブ」<sup>23</sup>等を具体化する。
- ・国際海運からのCO<sub>2</sub>削減に係る枠組みづくりを先導すべく、船舶実燃費指標の開発・国際標準化、技術者の人材育成等を行う。
- ・途上国の森林減少・劣化を防ぐ違法伐採対策等に国際的に貢献する。

## 2. 持続可能なライフスタイル

### 【改革のポイント】

国民の抜本的な意識改革を図るとともに、地域の力をいかし、国全体・社会全体で総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、「環境モデル都市」、「200年住宅」など、生活や社会の在り方の変革を促す対策を強化する。

### 【具体的手段】

- ・平成20年7月に、低炭素社会の先行事例となる都市・地域を「環境モデル都市」として選定し、提案実現に向け新たな制度的対応も含む支援等を行うとともに、他地域へ波及させていく。都市機能の集約等を通じた環境負荷の小さいまちづくりを行う。安全に通行できる自転車通行環境づくりを行う。
- ・ストック型社会に向け、環境負荷の低減等に資する「200年住宅」の普及のため、履歴情報の充実など既存住宅流通市場の整備、税制優遇等により供給・流通等を支援する。
- ・PFIなど民間知見を活用し、「霞が関低炭素社会」構想を実現する。
- ・オフィスや家庭における新エネ導入や省エネ推進のため、経済的支援や規制措置等を充実する（太陽光パネル、断熱壁や二重窓、省エネ機器、次世代自動車等）。また、税制のグリーン化を進める。太陽光発電については、世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量

<sup>22</sup> 「クールアース推進構想」(平成20年1月26日)

<sup>23</sup> 「クリーンアジア・イニシアティブ」(平成20年6月6日)



の目標とする。

- ・食料と競合しない稲わら、間伐材等の未利用資源などバイオマスの利用・供給等を進める。
- ・製品の製造・使用等に伴う CO<sub>2</sub> 排出の「見える化」を進めるため、カーボン・フットプリント制度等の国際的なルールづくりに積極的に関与するとともに、平成 21 年度から試行的な導入実験を開始する。環境に配慮した事業活動や、S R I<sup>24</sup> ファンドの拡大など金融のグリーン化を推進する。
- ・エコポイントやカーボンオフセット等による国民の環境行動を拡大する。
- ・低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。
- ・地球温暖化対策及び豊かなライフスタイルの実現のため、サマータイム制度の導入を目指す。
- ・7月7日を「クールアース・デー」とし、低炭素社会へ向け国民運動として取り組む。
- ・上記に加え、低炭素社会構築のため、自然共生社会や「もったいない」の精神に基づく循環型社会に向けた取組を国内外で統合的に推進する。

<sup>24</sup> S R I (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資)

## 第4章 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。このため、以下の改革に取り組むとともに、「基本方針2006」<sup>25</sup>、「基本方針2007」<sup>26</sup>に沿って資産債務改革等を実行する。

### 1. 国民本位の行財政への転換

#### (1) 地方分権改革

##### 【改革のポイント】

1. 平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。
2. 国の出先機関を大胆に合理化する。
3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

##### 【具体的手段】

#### (1) 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第1次勧告」<sup>27</sup>を受けた「地方分権改革推進要綱（第1次）」<sup>28</sup>に基づき取り組む。同委員会は、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

#### (2) 国の出先機関の見直し

同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第1次勧告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定する。

- ① 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本
- ② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本
- ③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本
- ④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本

<sup>25</sup> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）

<sup>26</sup> 「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」（平成19年6月19日閣議決定）

<sup>27</sup> 「第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」（平成20年5月28日）

<sup>28</sup> 「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日）



### (3) 道州制の導入に向けた検討

道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

## (2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

### 【改革のポイント】

1. 「消費者行政推進基本計画」<sup>29</sup>等に基づき、消費者庁（仮称。以下同じ。）を創設する。
2. 国民生活の安心・豊かさ・利便性の向上など消費者・生活者本位の規制改革を重点分野を定めて実行し、その結果を着実にフォローアップする。

### 【具体的手段】

#### (1) 消費者庁の創設等

食品表示偽装や悪徳商法の根絶等を目指すなど、消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を平成 21 年度に創設するほか、消費生活センター等を一元的な相談窓口と位置付け全国ネットワークを構築するなど「消費者行政推進基本計画」に基づく取組を実施する。さらに、「生活者や消費者が主役となる社会」を目指しアクションプランを策定し、実施する。

#### (2) 公文書管理体制の整備

公文書管理の適正化のための法案を次期通常国会までに提出するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備する。

#### (3) 消費者・生活者のための規制改革

診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成 20 年末までに結論を得る。

#### (4) 国家公務員制度改革の着実な推進

「国家公務員制度改革基本法」<sup>30</sup>に則り、国家公務員制度改革を着実に推進する。

## (3) 政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～

### 【改革のポイント】

中期的なプログラムに沿って、官から民へ、国から地方へ等の基本的視点に立って事業の仕分け・見直しを行いつつ、ムダのない政府をつくる。

### 【具体的手段】

#### (1) 国と地方の仕分け（「地方分権改革」において記述）

#### (2) 官と民の仕分け

##### ① 独立行政法人改革

「独立行政法人整理合理化計画」<sup>31</sup>を確実に実行するとともに、独立行政法人通則法<sup>32</sup>の改正により、内閣によるガバナンスの強化を図る。

<sup>29</sup> 「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）

<sup>30</sup> 「国家公務員制度改革基本法」（平成 20 年法律第 68 号）

<sup>31</sup> 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

<sup>32</sup> 「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）

## ② 市場化テスト

内部管理業務等の重点分野について検討し、平成 20 年内に「公共サービス改革基本方針」を改定する。地方分権と並行して、地方出先機関へ導入する。

## (3) 「ムダ・ゼロ政府」を目指して

### ① 民間経営ベストプラクティスの導入

予算の受取手の明示（平成 20 年度試行、21 年度実施）、成果による職員評価（21 年度実施）、残業削減（20 年度試行）、目標による組織管理（21 年度試行）、業務の分析・「見える化」（20 年度試行）を実行する。

### ② 内部管理業務の IT を活用した効率化

旅費業務等の内部管理業務について、「アクションプラン」<sup>33</sup>を実行する。

### ③ 政策の棚卸し

各大臣の下で概算要求時までには政策の徹底的な見直しを行って、確実に平成 21 年度予算要求に反映させる。特別会計全般について、必要性・透明性の観点から総点検し、政策の棚卸しを行う。また、省庁の縦割りにとらわれない無駄の排除のため、PDCA を厳格に行う。

### ④ 公益法人の見直し（行政と密接な関係にある公益法人への支出の見直し）

支出の無駄や非効率根絶のため、約 350 法人を対象に、次により行った集中点検結果を 6 月末に公表する。その結果をその他の法人も含め平成 21 年度予算に反映する等により、公益法人への支出の無駄の根絶、競争的でない随意契約の実質的な全廃、役員報酬抑制、役員数削減等による人件費削減を実現する。これにより、行政と密接な関係にある公益法人の大幅な削減を実現する。

- i) 国からの支出の必要性の徹底的な検証
- ii) 随意契約の原則廃止

### ⑤ 規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化

規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を行い、平成 20 年末までに結論を得る。

### ⑥ 重要対象分野の政策評価

「基本方針 2007」のプロセスに則り、少子化社会対策関連の施策、若年者雇用対策、農地政策の評価を実施する。

## 2. 道路特定財源の一般財源化

### 【改革のポイント】

「道路特定財源等に関する基本方針」<sup>34</sup>に基づき、道路特定財源制度は平成 20 年の税制抜本改革時に廃止し平成 21 年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直す。

### 【具体的手段】

- ・道路特定財源制度は、道路特定財源等に関する関係閣僚会議における具体化の検討を踏まえ、平成 20 年の税制抜本改革時に廃止し平成 21 年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する。
- ・暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、平成 20 年の税制抜本改革時に検討する。

<sup>33</sup> 「IT を活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(平成 20 年 5 月 30 日)

<sup>34</sup> 「道路特定財源等に関する基本方針」(平成 20 年 5 月 13 日閣議決定)



- ・道路の中期計画は5年とし、最新の需要推計などを基礎に新たな整備計画を策定し、平成20年度道路予算の執行にも厳格に反映する。
- ・道路事業は、経済社会状況の最新のデータに基づいたPDCAの厳格な実施、事業評価に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不断の見直しを行いつつ計画的に実施する。

### 3. 歳出・歳入一体改革の推進

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることにより、まずは2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させ<sup>35</sup>、さらに、2010年代半ばにかけては、債務残高GDP比を安定的に引き下げるなど、「進路と戦略」<sup>36</sup>に定められた中期的な財政健全化の目標<sup>37</sup>を確実に達成する。

#### 【改革のポイント】

1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく<sup>38</sup>、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う。
2. 重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。
3. 以上の歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

#### 【具体的手段】

- ・「進路と戦略」で示した予算編成の原則<sup>39</sup>に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」など、規律ある財政運営を行う。

<sup>35</sup> 「基本方針2006」においては、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額を要対応額として、「歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳出・歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信認を確保する。」こととしている。

<sup>36</sup> 「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定）及び「日本経済の進路と戦略－開かれた国、全員参加の成長、環境との共生－」（平成20年1月18日閣議決定）

<sup>37</sup> 「まずは2011年度（平成23年度）には、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する。財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。」「2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。」

<sup>38</sup> 「基本方針2007」で示された公共投資の新たなコスト縮減計画として、「公共事業コスト構造改善プログラム」（平成20年5月1日）が策定されている。

<sup>39</sup> 原則1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はとらない。

原則2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける。

原則3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。

原則4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。

原則5：国民への説明責任を徹底する。

・「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかを、予算編成の要所において確認する。

・2010年代半ばに向けた目標の具体化について、今後、経済財政諮問会議において検討を行う。

なお、「基本方針2006」に示されたとおり、平成23年度までの5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

#### 4. 税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項）

消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。その際、平成16年年金改正法、「基本方針2006」及び「基本方針2007」や平成20年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」等を踏まえる。また、社会保障と税について一体的に改革する必要がある、「進路と戦略」で示した「安心・持続のための5原則」<sup>40</sup>に沿って議論を進める。

##### 【改革のポイント】

1. 生産性向上を促し、成長力を強化する。
2. 税制が社会保障とともに再分配機能を適切に果たすようにし、世代間・世代内の公平を確保する。
3. 少子高齢化の下で、社会保障を支える安定的な財源を確保する。
4. 低炭素化促進の観点から税制全般を見直す。

##### 【重点事項】

税体系の抜本的な改革に当たっては、以下の課題を踏まえ検討する。

##### (1) 成長力強化

- ・対日直接投資を含め企業の国際的立地選択を阻害しないよう、法人の税負担水準について、国際的状況を念頭におき、課税ベースの拡大を含めて対応する。その際、社会保険料を含む実質的な企業負担にも留意する。
- ・労働に対する中立性が確保されるよう、税制の在り方について社会保障制度等と合わせて見直す。

##### (2) 世代間・世代内の公平の確保

- ・老後の資産形成に資するよう、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討する。
- ・税制と社会保障給付を一体的に切れ目なく設計し、必要な人に必要な支援をきめ細かく行うため、控除制度の在り方や既存施策との関連など、その課題の検討に着手する。
- ・格差の固定化の防止や老後扶養の社会化への対処といった今日的課題も踏まえ、資産課税（相続税）を総合的に見直す。

##### (3) 社会保障を支える安定的な財源の確保

人口減少・少子高齢化の下においても、あらゆる世代で広く負担を分かち合い、社会保障をしっかりと支える安定的な財源を確保する。

<sup>40</sup> 原則1：経済活力の向上、原則2：受益と負担の世代間格差の是正、原則3：社会保障と税の一体的・整合的見直し、原則4：制度の信頼性・透明性、原則5：中長期的な財政健全化との両立





#### (4) 低炭素化促進の観点からの税制全般の見直し

道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す。

#### (5) 納税者番号の導入に向けた検討

納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。

## 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

### 1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

社会保障は、国民生活を支えるセーフティネットである。少子高齢化等の課題に対処するため、2000年代に入り次々に制度改革が行われてきた。その中で、十分対処できなかつた問題や改革の過程で新たに生じた問題もある。すべての人が安心して暮らせるよう、社会保障国民会議における議論も踏まえ、制度の持続可能性を高めるとともに、社会保障の機能を強化し、国民に信頼される制度とする。

#### 【改革のポイント】

社会保障サービスや供給体制について、ムダや非効率がないか全般にわたる見直しを行いつつ、医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度の運用改善などの重要課題に対しては必要な取組を行い、国民の安心を確保する。

#### 【具体的手段】

##### (1) 現行制度の効率化と持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立

- ・現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」<sup>41</sup>に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化（レセプト・オンライン化等）の推進、社会保障カード（仮称）の導入<sup>42</sup>、公立病院改革等を行う。
- ・社会保障全体にわたって制度を点検し、必要な改革を行う。
- ・上記の効率化の努力を行いつつ、将来にわたり持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立に向け取り組んでいく。

##### (2) 重要課題への対応

###### ① 質の高い医療・介護サービスの確保

- ・ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備を行う。また、産科・小児科を始めとする医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善のため、女性医師の就労支援、関係職種間の役割分担の見直し、メディカルクラークの配置等を進めるほか、診療科間、地域間の配置の適正化について現行の仕組みにとらわれないう効果的な方策を講ずる。その際、これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方<sup>43</sup>を確立する。さらに、今後は、在宅医療等地域で支える医療の推進、医療者と患者・家族の協働の推進など、国民皆で支える医療を目指して、改革を進める。
- ・長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決

<sup>41</sup> 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」(平成19年5月15日)

<sup>42</sup> 「IT政策ロードマップ」(平成20年6月11日)において、「2011年度中を目途に社会保障カード(仮称)を実現するため、2008年度中を目途に、当該カードの発行等に係るシステムの基本計画等を検討する」とされている。

<sup>43</sup> 「財政構造改革の推進について」(平成9年6月3日閣議決定)において、「大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学部定員の削減に取り組む。」とされているが、早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する。

定<sup>44</sup>に沿って、対策を講ずる。

- ・介護・福祉サービスを支える人材の確保のため、介護従事者等について、キャリアアップの仕組みの導入や資格・経験を踏まえた適切な評価などにより、処遇の改善に取り組む。

## ② 持続可能な年金制度の構築

- ・年金記録問題について、「ねんきん特別便」の送付などの取組を着実に進め、信頼を確立する。
- ・社会保険庁を廃止して「日本年金機構」を設立し、意欲と能力のある人材による国民に信頼される組織を構築する。
- ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険適用拡大を実現する。
- ・基礎年金国庫負担割合については、「平成 16 年改正法」<sup>45</sup>に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに 2 分の 1 に引き上げる。

## ③ 総合的な少子化対策の推進

- ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等<sup>46</sup>に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現を車の両輪として、少子化対策を行う。
- ・税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

## ④ 福祉施策や健康対策等の推進

- ・障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。
- ・「がん対策推進基本計画」<sup>47</sup>に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。難病対策や肝炎対策を一層推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。
- ・薬害再発防止のため、医薬品行政を見直す。
- ・「自殺総合対策大綱」<sup>48</sup>に基づき、10 年間で自殺率を 20% 以上減少させる。また、最近の自殺の動向を踏まえ、同大綱を見直す。

## ⑤ 「健康現役社会」への挑戦

- ・高齢者の雇用・社会参画の機会拡大のため、「新雇用戦略」を推進する。
- ・企業OBを始めとする高齢者の豊かな知恵と経験を、中小企業や地域社会、海外にいかすための取組を進める。
- ・安心できる長寿生活の実現に向けて、家族や地域社会における支え合いを強化するとともに、リバースモーゲージの普及など老後の資産活用を図る。
- ・革新的医薬品・医療機器、福祉機器及び高齢者等を支援するロボット技術の開発・普及を進める。

上記の課題のうち、重要政策として平成 21 年度に取り組む必要のあるものについては、財政健全化と両立させる観点から、まずは、一般会計や特別会計を通じたムダ・ゼロと政策の棚卸しによって財源をねん出

<sup>44</sup> 「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成 20 年 6 月 12 日）

<sup>45</sup> 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）

<sup>46</sup> 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成 19 年 12 月 27 日）、「新しい少子化対策について」（平成 18 年 6 月 20 日）等

<sup>47</sup> 「がん対策推進基本計画」（平成 19 年 6 月 15 日閣議決定）

<sup>48</sup> 「自殺総合対策大綱」（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）

し、それに充てることとする。

## 2. 未来を切り拓く教育

- ・教育基本法<sup>49</sup>の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。
- ・新たに策定する「青少年育成施策大綱」に基づき、青少年の健全育成を図る。
- ・オリンピック招致の取組や国際競技力の向上などスポーツを振興し、日本文化の海外への戦略的発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。
- ・「食育推進基本計画」<sup>50</sup>に基づき、国民運動として食育を推進する。
- ・幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

## 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等

- ・日本を「世界一安全な国」とするため、良好な治安を実現するとともに、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保に努める。
- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」<sup>51</sup>等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。また、犯罪対策の新計画を平成20年末までに策定する。
- ・再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。
- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」<sup>52</sup>に基づき、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、任務の国際化への配慮等を図りつつ、防衛調達等の改革を実施し、効率的な防衛力の整備を推進するほか、国民保護施策を展開する。
- ・「官邸における情報機能の強化の方針」<sup>53</sup>を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。
- ・地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を着実に実施する。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。

<sup>49</sup> 「教育基本法」(平成18年法律第120号)

<sup>50</sup> 「食育推進基本計画」(平成18年3月31日)

<sup>51</sup> 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)

<sup>52</sup> 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)

<sup>53</sup> 「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日)

- ・「第8次交通安全基本計画」<sup>54</sup>に基づく取組を引き続き着実に実施し、交通事故の一層の減少等を通じ交通安全の確保を図る。
- ・ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。
- ・司法制度改革の一環として、平成21年5月に始まる裁判員制度の円滑な実施、民事法律扶助や、適切な弁護士報酬の設定等を踏まえた国選弁護人の確保、弁護士「ゼロワン地域」等の司法過疎地域の解消に対応する日本司法支援センターの体制の充実、犯罪被害者国選弁護制度に基づく援助等を行う。
- ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」<sup>55</sup>を着実に実施する。
- ・「宇宙基本法」<sup>56</sup>及び「地理空間情報活用推進基本法」<sup>57</sup>を踏まえ、我が国の総合的な安全保障も視野に入れ、宇宙の開発利用、産業化を総合的かつ計画的に実施するとともに、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供及び共有、先端的な研究開発等を推進する。
- ・安全・安心でゆとりある住生活空間を目指し、「住生活基本計画」<sup>58</sup>に基づき、高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保、住宅の耐震化、老朽マンションの再生等を図る。住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。
- ・都市部における地籍整備を推進する。

#### 4. 資源・エネルギーの安定供給

- ・原油価格の高騰や需要の増大等内外情勢も踏まえ、資源・エネルギーの安定供給を図るため、戦略的な資源・エネルギー政策を実施する。
- ・「資源確保指針」<sup>59</sup>に基づき、石油・天然ガス・ウラン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の対策を行う。
- ・E E Z<sup>60</sup>等における海洋資源の開発・利用・保全、大陸棚の限界画定、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」<sup>61</sup>に基づく取組を実施し、新たな海洋立国の実現を目指す。
- ・我が国の水資源の確保を図るため、干ばつ・渇水対策等を着実に実施する。また、世界の水危機解決に貢献を行う観点から、官民連携も図りつつ、「水の防衛隊」<sup>62</sup>の派遣等を行う。

##### (原油価格高騰への抜本的対策)

- ・国民生活の深刻な状況を踏まえ、平成19年12月の緊急対策に引き続き、中小企業及び漁業、農林業、運送業等への対策、離島など地方の生活への対策、省エネ・新エネ対策及び生活関連物資の価格監視等を実施する。また、需給問題や投機資金等国际的な動向にも配意しつつ、市場の安定化に向け、国際的な働きかけを行う。

<sup>54</sup> 「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月14日)

<sup>55</sup> 「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日)

<sup>56</sup> 「宇宙基本法」(平成20年法律第43号)

<sup>57</sup> 「地理空間情報活用推進基本法」(平成19年法律第63号)

<sup>58</sup> 「住生活基本計画(全国計画)」(平成18年9月19日閣議決定)

<sup>59</sup> 「資源確保指針」(平成20年3月28日閣議了解)

<sup>60</sup> E E Z (Exclusive Economic Zone: 排他的経済水域)

<sup>61</sup> 「海洋基本計画」(平成20年3月18日閣議決定)

<sup>62</sup> アフリカ等に派遣される地下水開発等水に関する専門家

## 5. 食料の安定供給と食の安全の確保

- ・国際的な食料価格の高騰等を踏まえ、食料安全保障を確立するため、食料供給力を強化する。
- ・食料自給率の向上に向け、水田を最大限に活用するため、主食用米の需要拡大、「米粉」や飼料用米等の新たな米利用の本格化、麦、大豆等の需要に応じた生産体制の強化等に取り組むとともに、国産ニーズの高い野菜等の供給体制整備、農業用水の確保、食料需給情報の収集・分析の強化を行う。また、周辺水域の水産資源回復、漁場環境の保全等により、水産物の安定供給を確保する。
- ・世界の食料需給安定化に向け、「F A Oハイレベル会合」宣言<sup>63</sup>等を踏まえ、緊急的な食料支援、中長期的な農業技術支援等を実施する。
- ・適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手法の導入促進など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。地域の暮らしを守る鳥獣害対策を展開する。

<sup>63</sup> 「F A Oハイレベル会合」宣言（平成 20 年 6 月 5 日「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合宣言：気候変動とバイオエネルギーがもたらす課題」）

## 第6章 平成21年度予算の基本的考え方

### 1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・我が国経済は、原油価格が高騰し米国経済が減速する中で、回復が足踏み状態にあるが、このところ一部に弱い動きが見られる。地域の経済状況にはばらつきが見られる。平成20年度においては、住宅投資の回復に加え、年度後半には世界経済が減速から回復に向かうと見られることから、成長を緩やかに高めていくと見込まれる。平成21年度においては、こうした世界経済の回復の下、物価が緩やかに上昇する中で、企業部門に加え雇用・所得環境の改善から家計部門も緩やかに回復し、民間需要中心の経済成長になることが期待される。
- ・ただし、米国の景気後退懸念や原油・穀物価格の高騰などに見られるリスク要因には十分注視する必要がある。
- ・人口が減少する中で、働き手を増やし生産性を向上させるとともに、「開かれた国づくり」を進め、持続的な経済成長を確保する。このため、「経済成長戦略」を戦略的、重点的に実行するなど、本「基本方針2008」に基づき、改革への取組を加速・深化する。
- ・民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する次の基本的視点を共有する。
  - ① 民需主導の持続的成長を実現する
  - ② 物価の安定を実現する
  - ③ 中期的な課題と整合的な政策運営を行う
  - ④ 透明性と説明責任を徹底する

このことを前提に、日本銀行には、政府の政策取組や経済の展望と整合的なものとなるよう、適時適切な金融政策を行うことを期待する。

- ・経済状況やリスクの高まりに対して、必要なことについては、迅速に手を打っていくとともに、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

### 2. 平成21年度予算の方向

平成21年度予算は、「基本方針2006」で示した5年間の歳出改革の3年目に当たる。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う。予算編成の原則を引き続き遵守するとともに、ムダ・ゼロに向けた見直しを断行し、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。

#### (1) メリハリの効いた予算編成

- ・上記の基本姿勢に沿って、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行う。
- ・重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。
- ・「第2章 成長力の強化」（別紙を含む）、「第3章 低炭素社会の構築」、「第4章 国民本位の行財政改革」、「第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」に述べた取組を推進する。そのた

め、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重点化・効率化を行う。

## (2) 予算におけるPDCAの強化

- ・各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。
- ・実績が事前の評価を下回った事例等を十分に把握し、予算の重点化に活用するなど、適切に対応する。
- ・平成 21 年度予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかについて点検を行う。



## 成長戦略実行プログラム (別紙)

### 1. 全員参加経済戦略

#### (1) 「新雇用戦略」の推進

厚生労働省及び関係省庁は、2010年度までに220万人の雇用の充実を図るため、「新雇用戦略」を推進する。具体的には、今後3年間で「集中重点期間」として、「新雇用戦略について」(平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料)を基本とした取組を行う。

##### (ア) 若者

3年間で100万人の正規雇用化を目指し、年長フリーターの職業意欲の喚起及びトライアル雇用等を活用した中小企業等とのマッチングの促進など「フリーター等正規雇用化プラン」に取り組む。また、ジョブ・カード制度の整備・充実(参加協力企業への支援措置の拡充、職業訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設)、ニート等の自立支援の充実に取り組む

##### (イ) 女性

- ① 3年間で最大20万人の就業増(25歳～44歳女性)、2010年に保育サービス利用率26%(現行20.3%)を目指し、「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月27日)の展開、育児・介護休業の取得促進策の充実など仕事と育児等を両立できる環境整備、マザーズハローワーク事業の充実及びポジティブアクションの促進等に取り組む。女性のライフサイクル全般にわたる能力開発や就業促進の在り方を検討する
- ② 利用者の多様な選択を可能とする保育サービス提供の仕組みづくりや、保育所の施設設備に関する基準の在り方、保育ママ制度の資格要件の緩和など、保育サービスに係る規制改革について平成20年内に結論を得る。特に、「こども交付金」(仮称)の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る
- ③ 2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にすることを目指し、平成22年度末までの「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月8日)を着実に実行する

##### (ウ) 高齢者

3年間で100万人の就業増(60歳～64歳)を目指し、65歳までの継続雇用の着実な推進、地域貢献活動・起業の支援、多様な就業による生きがい対策の推進等に取り組む。高齢者が意欲・能力・体力に応じて働き続けられるよう、短時間勤務制度や成果主義賃金の導入など処遇体系の多様化を支援する

(エ) 障害者等について、『福祉から雇用へ』推進5か年計画(平成19年12月26日)に基づき、着実に就労による自立を図る

(オ) 仕事と生活の調和の実現、テレワーク拡大のための環境整備、パート・派遣・契約社員等の正社員化支援の強化、正社員以外の待遇改善、地域雇用対策、中小企業事業主の雇用維持努力に対する支援強化など人材面からの中小企業支援、介護人材の確保・定着等を通じ、安定した雇用・生活を実現し、安心・納得して働くことのできる環境を整備する

(カ) 働くことが不利にならない税制・社会保障制度の構築に取り組む

(キ) 生産性向上と最低賃金引上げに向けた官民一体の取組を推進する

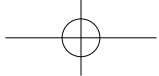
#### (2) サービス産業・中小企業の実産性向上

関係省は、生産性が低いサービス産業・中小企業の実産性向上を図るため、下記の施策を平成20年度中に実行に移す。

##### (ア) 業種別実産性向上プログラム

IT(ソフトウェア・情報サービス)、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅行、小売、食品製造、物流、人材ビジネス、研究開発サービス業など実産性向上の観点から重要な業種について、具体的取組、工程表を明示したプログラムを策定し、実行する。関係省は本プログラムのフォローアップを年2回程度定期的の実施し、経済財政諮問会議に報告する

(イ) 「サービス産業実産性協議会」等と連携したサービス工学研究の実施、第三者認証制度や顧客満足度指数の導入、ベストプラクティスの表彰・普及等により、実産性向上を実現する



### (3) 「生活直結型産業」の発展

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び関係省庁は、国民の潜在的ニーズが高い「生活直結型産業」の発展を図るため、平成20年度中に以下の施策に取り組む。

#### (ア) 医療・健康支援サービス

「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」における検討を踏まえ、遠隔医療技術の活用を推進する。  
また、民間企業による「健康コールセンター」設置について検討し、結論を得る

#### (イ) 保育サービス

保育サービスに係る規制改革について、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って検討を行い、平成20年内に結論を得る

#### (ウ) 介護・生活支援サービス

介護や生活支援分野での新技術の活用を促進する

#### (エ) 教育サービス

地域のニーズに応じた公立施設等の開放を促進する

#### (オ) 移動サービス

- ① タクシー事業について、総括原価方式など運賃規制の在り方、サービスの質の確保等の諸問題を検討し、平成20年内に結論を得る
- ② 特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送の適切な普及を図る

#### (カ) 住宅

「200年住宅」を始めとする住宅取得の支援、良質な賃貸住宅の供給を促進し、住宅需要の喚起を図る。あわせて、社会的資産としての住宅ストックの流動化を促進する

#### (キ) コミュニティ・ビジネス

福祉、青少年教育、就業支援、地域環境、まちづくりなどの地域の課題について、住民が主体となったNPOや企業がビジネスとして取り組む「コミュニティ・ビジネス」を育成・支援する

### (4) 世界最先端のIT国家化

#### (ア) 電子政府の早期実施等

内閣官房（IT担当室）、総務省、経済産業省及び関係府省は、i) 国民の利便性向上、ii) 企業のコスト削減、iii) 内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。具体的には、平成20年度に以下の施策を実施する。

これらの施策も含め、IT戦略本部で決定した「IT政策ロードマップ」（平成20年6月11日）を着実に実施し、それを踏まえた「重点計画－2008」を早急に策定する。

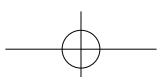
#### ① 3つの先行プロジェクト

平成20年中に着手

- i) 国民の利便性向上（コンビニのキオスク端末による住民票交付の実現／携帯電話やデジタルテレビなどの活用による申請手段の多様化／手数料の電子納付の促進）、紙による添付書類の省略、ワンストップ化（添付書類を大幅に省略するため、行政機関相互で行政情報を共同利用できる仕組みの検討／引越や退職に関する先行的ワンストップ化の推進）、メリットの拡大（電子申請の手数料引下げ／住基カードの無料化）
- ii) 国民・企業の手続コスト削減（多量・定型的人事・労務関連手続について、データベース送付による一括処理を可能にする／自治体システムの標準化／各企業に振られている番号の共通利用化）
- iii) 旅費業務等の内部管理業務の抜本的効率化（旅費業務に係る規程類等の全府省統一化・標準化／経路検索ソフト等の活用／民間へのアウトソーシング／決裁階層の簡素化／ペーパーレス化の徹底）

#### ② 電子政府の全体設計図（改革工程表）に基づき、官民の実務家タスクフォース等を活用しつつ、政府を挙げて実施する。その際の重点事項は以下のとおり

- ・電子申請・電子処理を原則とする
- ・国民がよく利用する手続を重点的に改善する
- ・内部業務の効率化の観点から制度・運用を含めて見直す
- ・利用者ニーズを反映した電子政府の改善システムを組み込む
- ・外部専門家による進ちょく評価を行う



- (イ) 「ICT成長力強化プラン」に基づき、情報通信基盤整備の総合的な戦略を平成20年夏までに策定するとともに、「サイバー特区」等によるクリエイティブ産業強化など重点的取組を平成20年度中に具体化する
- (ウ) 2011年までにITの戦略的活用による産業競争力強化・新産業創出、ASP・SaaSによる中小企業の経営革新支援と公的申請推進、グリーンIT実現のためアクションプランを平成20年度内に策定する
- (エ) 電子政府の企画・設計段階からのセキュリティ確保、安全な暗号への移行、各専門分野間の連携強化、人材の確保等「セキュア・ジャパン2008」の施策実施のほか、次期基本計画を平成20年度内に策定する

## 2. グローバル戦略

### (1) 世界に開かれた経済の構築

外務省、経済産業省、農林水産省及び財務省は、WTOの年内妥結に努めるとともに、①2009年初めまでにEPA締結国・地域を12以上、②2010年に貿易額の25%以上を目指し、質の高い経済連携の加速に取り組む。

- (ア) 別表の2010年に向けたEPA工程表を実行に移す
- (イ) 二国間投資協定については、実際のニーズにこたえることを主眼として、投資実績・見通し等を勘案し、より戦略的な優先順位をもって検討していく。当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る
- (ウ) 我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む

### (2) 開かれた経済のインフラ強化

#### A 「空」の自由化

国土交通省は、「空」の自由化を推進するため、平成20年中に航空自由化工程表を改定する。具体的には、以下の施策に取り組む。

#### (ア) 首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能の拡充

- ① 2010年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝約3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。昼間（6時～23時）に、羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、さらに、北京、台北、香港まで就航していくこととする
- ② 成田では6時台の出発、22時台の到着がないこと等を踏まえ、羽田において、深夜早朝（23時～翌6時）に加え、6時台・22時台についても、成田と羽田の国際航空機能をリレーするための時間帯（リレー時間帯）として国際線の就航を可能とすることにより、欧米を始めとした世界の主要都市への就航を実現する
- ③ 2010年以降の将来の方向性については、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性をいかにする路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の24時間化を実現する
- ④ 首都圏全体で、2010年以降、約17万回の発着枠の増枠により年間発着枠約70万回を実現し、さらに、あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討する
- ⑤ 時間帯別料金制度を始め貴重な発着枠を有効活用できる多様な仕組みについて十分検討する
- ⑥ 成田新高速鉄道の整備や接続する鉄道を活用し、両空港間のアクセス改善を図る

#### (イ) 航空自由化の推進

2007年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港及びベトナムとの間で合意したことに続き、他のアジア各国との間でも、同様の航空自由化に合意できるよう努める。また、欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行う

#### (ウ) 地方の「空」の改革

国が管理する空港については、平成20年度内を目途に共通的な経費の取扱い等技術的な課題を整理し、早期に空港別の収支の開示を検討する。地方公共団体が管理する空港についても、国における検討を踏まえ、空港別の収支の開示を検討するよう要請する

## B 対日投資の拡大

内閣府、経済産業省及び関係省庁等は、平成 20 年秋中に「対日直接投資加速プログラム」(平成 18 年 6 月 20 日)を改定し、着実に進め、対日投資の拡大を図る。

### (ア) M & A の在り方検討

経済産業省、法務省及び金融庁が買収防衛策の導入・発動等の在り方について平成 20 年夏までに整理・明確化することなどにより、公正かつ透明性の高い M & A の環境を整備する

### (イ) 外資規制の包括的在り方検討

関係府省等が連携し、外為法(昭和 24 年法律第 228 号)、個別業法等における安全保障の在り方、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的に検討を進める

### (ウ) 医療機器の審査迅速化アクションプログラムの策定

医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産学官等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する

### (エ) ビジネスコストの低減

- ① 抜本的税制改革に併せ法人実効税率の在り方を検討する
- ② ノーアクションレター制度の運用改善及び税の文書回答手続の抜本的強化等を行う

### (オ) 対日投資推進体制の拡充

内閣府を中心に、対日投資の推進に向けた体制を拡充する

## (3) 国際的な人材強化

### A 高度人材(注)の受入れ拡大

政府内に産官学労からなる「推進会議」を設置する。高度人材の受入れの数値目標設定や下記の事項等について、「推進会議」の場で検討を進め、平成 20 年中に関係府省が協力してアクションプログラムを策定する。

(注) 在留資格のうち、教授、芸術、宗教、報道、法律・会計、医療、研究、教育、人文知識・国際業務、技術、技能、投資・経営、企業内転勤の専門的・技術的分野。2006 年現在 15.8 万人

### (ア) 企業等における外国人活用の推進

- ① 企業における人事評価・給与評価の公平さと透明性の向上
- ② 国際化指標を策定・公表し、企業の人材の国際化を後押し
- ③ 社会保障協定(国際的な年金通算など)の締結の加速
- ④ 高度技能実習制度の導入について検討
- ⑤ 企業の幹部や基幹業務への外国人高度人材の登用拡大
- ⑥ 留学生向けの採用枠の設定・拡大など、企業における積極的な採用促進
- ⑦ 中央官庁等における外国人活用(特に観光庁、JETRO 等)
- ⑧ 在留資格の明確化

### (イ) 高度人材の範囲の検討

### (ウ) 外国人が住みやすい生活環境づくり

- ① 先進的な英語教育を推進するインターナショナルスクールに係る税制面の支援等を引き続き推進。都道府県の各種学校への認可基準(土地建物の自己所有要件等)の見直しを促進
- ② 内外での日本語教育を強化
- ③ 外国人の受診しやすい医療環境の整備の推進(医師等の相互受入れの拡大等)
- ④ 有能な高度人材を受け入れるために、永住資格の付与を促進

## B 教育の国際化

文部科学省及び関係省庁は、高度人材受入れとも連携させながら、「留学生 30 万人計画」の実現、英語教育の強化に向けて、平成 20 年度から 3 か年の取組を加速する。

### (ア) 「グローバル 30(国際化拠点大学 30)」(仮称)の構想の具体化

留学生受入れの拠点となる質の高い国公私立大学をコンペ方式で全国・各分野をトータルで 30 校程度選定し、以下の措置を講ずる

- ① 英語で受講・卒業できるコースの創設。9 月入学の拡大。内外の大学のネットワークを構築、交換留学・単位互換・ダブルディグリーの実施。また、大学院生の受入れを重視

- ② 国際公募による優秀な教員の採用。英語による教育コースは、世界でも一流の内容を確保
- ③ 海外校や海外ワンストップ拠点を展開し、大学が直接留学生をリクルート・選抜
- ④ 支援措置の重点化（拠点大学に対する重点的支援。留学生教育については国立大学法人の授業料設定を弾力化等）

**(イ) 留学生の就職支援・受入れ環境づくり**

- ① ジョブ・カードの活用等により、日本企業への就職を産業界・大学・政府を挙げて支援
- ② 在留資格の審査手続の見直し、在留期間の決定に係る運用の周知徹底、卒業後の継続在留期間の見直しの検討
- ③ 産学官連携し企業の情報提供や就職相談窓口等拡充、企業のキャリアプログラムの開発促進
- ④ アジア等の優秀な留学生の我が国産業界での活躍を促進する「アジア人財資金構想」を推進
- ⑤ 日本への留学に関する海外での情報提供及び支援の一体的な実施を推進
- ⑥ 渡日前入学決定や入国審査の迅速化等留学決定の円滑化、宿舍確保の取組等受入れ環境づくり

**(ウ) 英語教育の強化**

- ① 小学校低・中学年（例えば3年生）からの英語教育の早期必修化を目指し、モデル的な取組を含め具体策を検討。また各学校段階の到達目標を明確化（TOEIC・TOEFL・英検の活用等）し、英語教科書・教材の質、語い数、分量を向上
- ② JETプログラムを活用したALTや、英語能力の高い社会人等の指導者の確保を図る。またTOEIC、TOEFL、英検（例えば英検1級程度）を条件に課すなど、英語教員の採用の見直しを促す
- ③ 日本人高校生・大学生の海外留学を推進

**(エ) 海外で活躍する日本人研究者の招へい促進のための環境づくり**

**(4) 「アジア経済・環境共同体」構想の実現**

経済産業省、環境省及び関係府省等は、以下を始めとする施策を今年度中に実行に移す。

- (ア) 環境と共生しつつ経済発展を図り持続可能な社会の構築を目指す「クリーンアジア・イニシアティブ」（平成20年6月6日）の他、省水型・環境調和型の水資源管理や3R技術の展開、クリーンな石炭火力の普及、石油備蓄強化への協力等を推進し、世界で最も環境に優しくエネルギー制約に強い市場の構築を目指す
- (イ) ベトナム・タイ・インドにまたがる物流・産業インフラの一体的整備を行う「アジア・サンベルト（仮称）」構想や各国の法制度整備・運用の支援を始め、人・モノ・資本・情報のシームレスな移動の実現に取り組む
- (ウ) アジアの中小企業等による国境を越える販売を容易にする「アジア電子流通圏」構想等を推進することにより、日本発・アジア発のトレンドセッティングを可能としつつ、消費市場を活性化させる

**(5) 国際競争力ある成長分野の創出**

**(ア) 金融・資本市場の競争力強化**

金融庁及び関係府省は、金融・資本市場の競争力強化を図り、世界の中での中核的な金融センターを目指して「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行する

- ① 「金融・資本市場競争力強化プラン」の実行
  - ・「金融・資本市場競争力強化プラン」を着実に実行するとともに、国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の取組を推進する
- ② 確定拠出年金
  - 以下の施策について検討する
  - ・企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）を導入する
  - ・個人型確定拠出年金の対象範囲を拡大するとともに、転職時における関係者間の連携等により、ポータビリティを一層確保する
- ③ 公的年金基金の運用改善
  - ・公的年金基金の運用について、国民の立場に立って、幅広い検討を行う。なお、その際、年金積立金管理運用独立行政法人の神奈川県への平成20年度末までの移転について、延期するための措置を早急に講ずる
- ④ 個人が長期に株式を保有しやすい環境整備
  - ・信頼される株式投資信託とする

(イ) 医薬品・医療機器産業の革新

「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う

(ウ) 知的財産戦略(「知的財産推進計画2008」(平成20年6月18日))の推進

- ・デジタルコンテンツの流通に関する課題や国際的枠組みについて引き続き検討を行い、クリエイターへの正当な対価の還元を前提に、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法案を国会に提出するなどの制度整備等を1年以内に行う
- ・オープン・イノベーションを支えるネット検索サービス等の新ビジネスの展開を円滑化するための法案を平成20年度中に国会に提出する
- ・海外への技術流出リスクの増大に対応するため、技術情報等の適正な管理の諸方策について総合的に検討し、平成20年度中に結論を得る

(エ) 平成20年10月の観光庁創設を機に、平成22年までにアジア等各国からの訪日外国人旅行者数を1000万人とするための誘致体制の強化など、観光立国の実現に向けて取り組む。「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日)のPDC Aを実施する

(オ) 港湾の24時間化等貿易手続改革プログラムの着実な実施とともに、スーパー中核港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する

(6) 総合的な外交力強化

(ア) 経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する

(イ) 「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助(ODA)の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む

(ウ) 「科学技術外交の強化に向けて」(平成20年5月19日)に基づき、地球規模課題の解決に向けたODAを活用した発展途上国との国際共同研究等を展開する

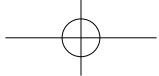
3. 革新的技術創造戦略

総合科学技術会議及び関係府省は、革新的技術によって、①産業の国際競争力強化、②健康な社会構築、③日本と世界の安全保障に取り組む。バイオ技術・医療関連技術を強化し、健康・医療産業をリーディング・インダストリーに育成するとともに、ITをいかしたユビキタス技術やロボット技術を一層活用して、高齢者や障害者が暮らしやすい社会づくりを進める。具体的には以下の施策に取り組む。

(1) 「革新的技術戦略」(平成20年5月19日)の実行

平成20年中に以下を柱とする取組に着手

- ・産業の国際競争力強化(地球温暖化対策技術、電子デバイス技術、組込みソフトウェア技術等の育成・開発・産業化)
- ・健康な社会構築(生活支援ロボット技術、医療工学技術、再生医療技術等の強化)
- ・日本と世界の安全保障(食料制約を緩和できる技術、希少な資源を代替・回収する技術、環境負荷を減ずる製造プロセス技術、感染症対策技術、国家基幹技術等の発展)
- ・研究開発のマネジメント(総合科学技術会議によるマネジメントを支援する体制として研究者・技術者のネットワーク(目利き集団)の整備、戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制の整備(国際的な基本特許の権利取得及び地域の多様な知的財産活動体制の構築を重点的に支援(40か所))等)
- ・革新的技術が絶え間なく生み出される環境づくり、特に革新的技術のシーズを生み育てる研究資金供給(挑戦的かつ高い目標設定の基礎研究への投資等)、未知の分野に挑戦する人材の確保(トップクラス人材の流動性確保と育成・獲得等)



**(2) 環境・エネルギー技術等のトップランナー構想**

**(ア) 「環境エネルギー技術革新計画」(平成 20 年 5 月 19 日) の推進**

平成 20 年中に着手

低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略、国際的な温室効果ガス削減への貢献策、革新的環境エネルギー技術開発の推進方策について取りまとめた「環境エネルギー技術革新計画」の推進

**(イ) 環境エネルギー技術の革新力強化及び普及**

平成 20 年度中に検討・着手

- ① 省エネや低環境負荷の新素材・新技術の開発に対する経済的支援
- ② 事業化に際しての債務保証、知財戦略の策定支援等
- ③ 優れた技術の製品化や事業化を需要面から支援する政府調達を活用
- ④ 環境・省エネ製品の優先的な調達（環境配慮契約法やグリーン購入法の対象範囲の拡大や、地方公共団体への拡大）
- ⑤ 自然エネルギーについて、利用を抜本的に拡充するための仕組み（需給を安定・拡大する仕組み）
- ⑥ 原子力に関する研究開発・利用の促進、我が国産業の国際展開支援

**(ウ) 環境エネルギー技術の世界標準化、世界市場への進出**

**(エ) 世界最高水準の研究拠点の整備**

「世界トップレベル研究拠点プログラム」を着実に推進し、我が国が強い分野の研究拠点に対し重点支援を行うことなどにより、世界最高水準の研究拠点を整備

**(オ) イノベーションを加速する新たな仕組み等**

- ・企業、業種、大学の壁を越えて、技術・人材を組み合わせる、新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造機構」(仮称)を創設
- ・引き続きベンチャー企業の創造を推進する。特に、開業・廃業の阻害要因を取り除き、新たな事業への取組を円滑に進めるよう支援

**(3) 「革新的技術特区」(スーパー特区)**

第一弾として、平成 20 年度中に「先端医療開発特区」を創設し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器について、重点分野を設定した上で、先端医療研究拠点を中核とした他の研究機関や企業との複合体を選定する。その上で、新たに、研究資金の特例や規制を担当する厚生労働省等との並行協議等を試行的に運用するとともに、研究開発費を確保し、開発・実用化の促進を図る。

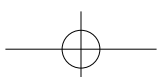
**(4) 国家的プロジェクト緊急予算**

平成 20 年度中に検討し、平成 21 年度から創設・実行

「国家的プロジェクト緊急予算」として、総合科学技術会議の下に、府省横断的に研究開発等の資金枠を創設（「革新的技術推進費」を科学技術振興調整費に新たに措置）。

**(5) 検証に基づく重点的な予算配分**

研究開発予算の使われ方の評価・検証を徹底する。総合科学技術会議が中心となって、平成 20 年内に、研究開発マネジメントの在り方を点検し、初期段階からの事業化可能性の評価の導入や費用対効果に着目した評価の強化等を含め P D C A サイクルを改善するとともに、より効果的な評価の実施を行うため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 17 年 3 月 29 日)を改定する。その成果については、平成 21 年度以降の評価に反映。



(別表)

2010年に向けたEPA工程表

国・地域	貿易額割合	現状	目標
シンガポール	2.2%	協定本体は、2002年11月30日に発効。改正議定書は、2007年9月2日に発効	発効済み
メキシコ	1.0%	協定本体は、2005年4月1日に発効。日墨経済連携協定議定書は2007年4月1日発効	発効済み
マレーシア	2.4%	2006年7月13日に発効	発効済み
チリ	0.7%	2007年9月3日に発効	発効済み
タイ	3.3%	2007年11月1日に発効	発効済み
フィリピン	1.4%	2006年12月に国会で承認	フィリピン上院の承認を得て発効する
ブルネイ	0.2%	2008年5月に国会で承認	可能な限り早期の発効を目指す
インドネシア	2.7%	2008年5月に国会で承認	2008年7月1日に発効予定
ASEAN全体	13.0%	2008年6月に国会で承認	可能な限り早期の発効を目指す
韓国	6.1%	2008年6月に交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催	早期交渉再開に向け、韓国側と積極的に協議
湾岸諸国(GCC)	9.0%	2006年9月に交渉開始	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す
ベトナム	0.9%	2007年1月に交渉開始	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す
インド	0.8%	2007年1月に交渉開始	2008年中の交渉の実質的な妥結を目指す
スイス	0.6%	2007年5月に交渉開始	2008年中の交渉の実質的な妥結を目指す
オーストラリア	3.4%	2007年4月に交渉開始	農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを旨とする

資料編



今後の取組に関する構想についての現状は以下のとおり。

国・地域	貿易額 割合	現状	目標
米国	16.1%	現在、民間において議論	将来の課題として検討を進めていく。 また、日米、日EUの経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論を踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国、EUとともに、準備を進めていく
EU	12.8%	現在、民間において議論	
東アジア自由 貿易圏構想 (EFTA) (日中韓ASEAN)	36.9%	現在、第二段階の民間研究中	東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく
東アジア包括的 経済連携構想 (CEPEA) (日中韓印豪 ニュージーランド ASEAN)	41.5%	民間研究（我が国が提案）の報告書が2008年夏に取りまとめられる予定	
アジア太平洋の 自由貿易圏構想 (FTAAP)	69.7% (ただし、 APEC参加 国・地域の 割合)	APECの場において選択肢及び展望について検討中	

(注) 貿易額割合は、貿易総額に占める各国との貿易額の割合（2007年）

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

### 第 1 章 日本経済の現状と今後の課題

#### 1. 「新たな挑戦の 10 年」へ

##### (明るい展望と新たなチャンスの到来)

長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌した日本経済は、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となった。今や我々は、「新たな挑戦の 10 年」の出発点に立っている。

第一の「挑戦」は、我が国を取り巻くいろいろなチャンスをつかみ取るための挑戦である。日本経済については、人口減少・少子高齢化といった面が悲観的に強調されがちだが、我が国を取り巻く環境を冷静に見れば、新たな成長の芽が数多く存在する。

- ① 世界の成長センターであるアジアの中核国として、国際的な協業ネットワークや文化力に基づいたアジア規模での融合的市場をつくっていくのに最適な位置取りをしている。
  - ② 継続的に原油高が予想される中で世界最先端の省エネ構造・技術が競争優位の源泉となり得る。
  - ③ 長期的視点に立って研究開発・投資を行う「経営の論理」と短期的な収益回収を求める「資本の論理」の間で、「日本型の最適組み合わせ」が生まれつつある。
  - ④ 高感性・高品質を求める消費市場が競争を通じて新たな商品・サービスを生み出している。
- これらの芽を確実に開花させる挑戦こそが新たな日本を創生する。

##### (直面する内外の課題)

もっとも、我が国を取り巻く環境はチャンスばかりではなく、克服しなければならない我が国固有の困難も存在している。第二の「挑戦」は、これらの諸課題を克服していくための勇気ある挑戦である。

国内には、

- ① 人口減少・少子高齢化の経済負荷が本格化するまでに残された時間は 10 年程度であり、この期間中に「人口減を克服する新たな成長モデル」を作りあげなければならない。
- ② バブル崩壊の衝撃を緩和するために累次にわたって講じられた経済対策や、社会保障給付の急増下でその財源確保への対応の遅れが、巨額の借金を政府に残し、雪だるま式に増加する借金の返済を後世代に先送りする構造となっている。
- ③ 全力を挙げて少子化対策に取り組み、少子化に歯止めをかけなければならない。

人口減少・少子高齢化の進行する過程の下での財政の問題は、深刻な世代間の不公平を生じさせる。給付を受け取る現世代が自らの責任で、自らの負担によって早急に対応しなければならない問題である。現世代が自らの負うべき借金の返済を「声なき後世代」へ先送りすることは許されない。

国外にも種々の課題やリスクが存在する。

世界は、グローバリゼーションの恩恵を主要国が最大限に享受した時期を経て、グローバリゼーションの副作用への目配りを各国が従来以上に強めなければならない時代に突入している。日本は自らの国際的責任を果たしつつ、直面する諸課題を積極的に克服しなければならない。

具体的には、

- ① 中国、インドなどの急速な経済発展に伴い、個別産業・企業のみならず個人レベルでも競争が激化していく傾向が強まっている。
- ② これら人口大国の急速な成長に伴う資源・エネルギーの需給逼迫によって地政学的リスクが経済リスクに直ちにつながりつつある。
- ③ 人材、技術、資金、情報などが世界中を自由に動き回るようになる中で、この世界的な還流サイクルを取り込むための「制度インフラ整備」の競争が各国間で更に強まっている。とりわけ、競争力の源泉である優秀な人材を取り込むための競争が内外ともに激化している。
- ④ 世界的な経常収支不均衡が更に拡大しており、その持続可能性に注目が集まっている。また、世界の金融全体が、これまで潤沢に供給されていた流動性を減少させる流れに向かっている中で、市場が金融環境面における変化やリスクに一層敏感になりつつある。

#### (国内における不均衡問題への対応)

国民生活に目を転じると、若年層を中心に教育や就業の状況にばらつきが大きくなるおそれ、雇用環境の激変等を背景とする将来に対する不安感の高まり、児童生徒や若者の凶悪犯罪による社会的な不安、都市と地方間での不均衡等の問題が生じている。この新たな不均衡の克服が我が国の第三の「挑戦」として求められる。

機会の平等や社会的セーフティネットなどの課題に対しては、健全で意欲ある中流層の維持こそが経済のみならず社会や政治の安定の基礎となるとの認識に立って、政府は最大限の努力で丁寧かつ誠実に対応していかなければならない。

問題の解決は「経済成長の果実」を活用することを基本とし、そのための構造改革を重点的に進めつつ、一方で、その副作用に対しては、真の社会的弱者に絞り込んだ自立支援型のセーフティネットをきめ細かく構築すべきである。経済成長と安全・安心の社会を両立させる 21 世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で作っていかなければならない。

#### (構造改革路線の堅持)

以上の新たな三つの挑戦は、これまでの構造改革路線をしっかりと継続・強化させることによって成し遂げられる。集中的かつ徹底的な改革を世界の動きを上回るスピードで実行していくことこそが挑戦を成功に導く鍵である。

構造改革が「影」をもたらしたのではないかとの理由から、改革実行を遅らせてはならない。構造改革への挑戦を怠れば、それは知らず知らずのうちに日本経済の地盤沈下をもたらし、世界から押し寄せるリスクに対する抵抗力を弱めることになる。立ち止まることで生じる「影」は、挑戦することの「影」に比べて巨大なものになることを銘記すべきである。

#### (「新たな挑戦の 10 年」に向けた社会変革)

構造改革は政府だけの課題ではない。国民を挙げて、日本全体として取り組むべきテーマである。構造改革の必要性と方向性について、一人でも多くの国民の理解が得られるように、共通認識を形成する旗印が必要である。

これまでは、デフレ克服と長期低迷からの脱却に向けて、官民それぞれが痛みを伴う改革に努力してきた。今後は、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐための正念場であるとの認識の下で、「新たな挑戦の 10 年」に向けて更なる改革への取組が不可欠である。

挑戦の10年に向けて政府が取り組む構造改革は「挑戦」の内容に対応した形で、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という三つの優先課題に絞り込むべきである。

#### 〔「挑戦の好循環」のための基本的考え方〕

こうした3つの挑戦は、それぞれ独立に対応していくべきものではない。「健全で活力ある経済」あってこそその「財政健全化」であり、「安全・安心かつ柔軟で多様な社会の構築」である。他方、財政健全化は最大の成長政策の一つともなり、また、安全・安心に裏打ちされた活力ある社会なくして成長力強化もない。

こうした相互の関係を念頭に置き、中長期的に成長力・競争力を極大化するために最大限の努力を払いつつ、常にその時々の経済社会情勢に目を配りながら、歳出・歳入一体改革を着実に推進すること、すなわち、経済と財政を一体的にとらえて改革を進めていくことによって、「成長力強化と財政健全化が相互に響きあい、強めあう好循環」を実現していくことが必要である。

## 2. 「基本方針2006」の課題

### （これまでの改革の成果）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の策定は5年前にスタートした。当時の非常に厳しい経済社会情勢にもかかわらず、政府は、財政出動に安易に頼る従来の経済運営の基本的な考え方を転換し、構造改革の断行に大胆に着手したのである。「改革なくして成長なし」、「官から民へ」、「国から地方へ」といった考えを「基本方針」の中軸に据え、対症療法から脱却し根本的な制度改革にまで踏み込んで政策運営を行ってきた。

このうち、2001～04年度を集中調整期間とし、不良債権処理の加速化を中心とした負の遺産の清算に取り組んできた。続く2005～06年度を重点強化期間とし、新たな成長基盤を重点的に強化していくことを優先課題とした。

その結果、不良債権問題は2004年度末には正常化し、企業部門の三つの過剰問題（雇用・設備・債務）も解消した。また、2005年度後半には経済全体の需給もほぼ均衡状態に復元した。デフレについては、物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがない状況、すなわちデフレからの脱却が視野に入っている。財政状況については、国と地方の基礎的財政収支赤字は2002年度にはGDP比6%弱にまで悪化したが、2006年度には半減し3%を下回る見込みである。

構造改革は、マクロ的な経済パフォーマンスの観点から見れば、明らかに大きな成果を生み出したのである。地域経済をみると、構造改革の当初、グローバル化、IT化の進展、高齢化の進展、人口減少等を背景に大きなばらつきが見られた。このばらつきはマクロ経済の回復に伴って改善も見られるが、地域の自助努力を更に後押しすることによって構造改革の成果を全国に波及させなければならない。

### （三つの優先課題）

これまで5年間の改革推進により、日本経済の新たな飛躍に向けた基盤は固められつつある。「基本方針2006」においては、この基盤の上に立って、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐため、「新たな挑戦の10年」における三つの優先課題への取組を提示する。さらに、平成19年度予算は、「新たな挑戦の10年」の初年度であり、また、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実に達成していくための発射台となることから、今後の経済運営の基本になる予算編成の考え方を明らかにする。



### ① 成長力・競争力強化

成長力強化はすべての経済政策の基本である。日本が直面する経済、社会、安全保障に関するそれぞれの課題を解決していくためには、持続的かつ安定した経済成長が求められる。日本経済が直面する人口減少と高齢社会到来という課題については、生産性向上・技術革新・アジアの活力活用の三つを梃子にして乗り越える戦略を構想し、言わば新たな日本型成長モデルの構築によって克服していかなければならない。その際、急速に成長する海外の人口大国に比肩するには、人間力を基礎に勤勉さ、挑戦意欲を日本国民が保持することなくして、豊かな日本を維持することは不可能である。

### ② 財政健全化

財政健全化に向けて、「歳出・歳入一体改革」の策定とその具体化に向けて全力を尽くすことが不可欠である。「一体改革」では、将来の数値目標、選択肢、工程表等を含めその全貌を分かりやすく提示する必要がある。その際、後世代に負担を先送りする構造をなるべく早く是正すること、持続可能な社会保障制度の構築によって国民の安心を確立することなどを改革の基本的立場とする。財政健全化計画は、中長期的視点に立った堅実な経済前提を基礎とし、確実に実行していくものとする。

### ③ 安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

国民の間で高まる将来への不安感や対外面を含めた安全・安心への強い関心、また、人生の各段階における多様な選択肢と再挑戦の機会提供に対するニーズの高まりなどを踏まえ、成長の果実を有効に活用し、安全・安心で柔軟かつ多様な社会を実現していく。持続可能な社会保障制度の総合的な改革、再チャレンジ支援、総合的な少子化対策、個人や地域の生活におけるリスクへの対処策について取組を進め、さらに、豊かな生活に向けた環境を整備する。

## 第2章 成長力・競争力を強化する取組

「新たな挑戦の10年」においては、成長力・競争力を強化する取組によって、豊かで強く魅力ある日本経済を実現し、改革の先に明るい未来があることを示すことが重要である。こうした取組に当たっては、科学技術とIT革新に重点を置き、生産性向上と経済の拡大に結びつけることが不可欠である。成長力・競争力の強化を実効性のあるものとするためには、個々の政策について明確な目標を定め、長期的な視点から一貫性をもって取り組むべきである。施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施していく。

### 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

以下の施策をはじめとして、政府・与党一体となって策定した「経済成長戦略大綱」及び「工程表」<sup>1</sup>の基本的考え方と戦略目標を政府全体で広く共有し、一貫性のある取組を推進する。各施策の着実な実現のため、毎年度、「基本方針」の策定過程で定量的にローリングを行い改定する。優先実現項目は、経済財政諮問会議等で集中的に議論する。

経済成長戦略大綱を推進することにより成長率押し上げ効果が期待される。これによって歳出・歳入一体改革に伴う財政面からのマイナス要因を吸収し、場合によっては、それを上回る効果の実現が視野に入ることが期待される。

#### (1) 国際競争力の強化

##### ① 我が国の国際競争力の強化

- ・「第3期科学技術基本計画」<sup>2</sup>や「イノベーション創出総合戦略」<sup>3</sup>を踏まえ、経済成長への貢献に配慮し、戦略的に施策を実施する。イノベーション・スーパーハイウェイ構想を推進する。初期需要創出の環境整備（官民の政策対話の場の設置等）や双方向の連携強化が必要な領域に平成18年度から政策資源を集中投入する。
- ・ロボット、新世代自動車向け電池、次世代環境航空機等世界をリードする新産業群創出に向け平成18年度に行動計画を策定する。宇宙の利用・産業化を推進する。
- ・「総合物流施策大綱」<sup>4</sup>に基づき、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。「国際物流競争力パートナーシップ」を構築し、年内に行動計画を策定する。
- ・「21世紀新農政2006」<sup>5</sup>に基づき、担い手への施策の集中化・重点化等により、経営構造の改革など国内農業の体質強化を図るとともに、農林水産物・食品の輸出促進や東アジアを視野に入れた食品産業活性化のための取組支援等の「攻めの農政」の視点に立った国際戦略を推進する。また、「森林・林業基本計画」<sup>6</sup>及び「水産基本計画」<sup>7</sup>を見直し、森林の整備・保全と林業・木材産業の再生、国際競争力のある水

<sup>1</sup> 「経済成長戦略大綱」及び「工程表」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議）

<sup>2</sup> 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）

<sup>3</sup> 「イノベーション創出総合戦略」（平成18年6月14日）

<sup>4</sup> 「総合物流施策大綱（2005－2009）」（平成17年11月15日閣議決定）

<sup>5</sup> 「21世紀新農政2006」（平成18年4月4日）

<sup>6</sup> 「森林・林業基本計画」（平成13年10月26日閣議決定）

<sup>7</sup> 「水産基本計画」（平成14年3月26日閣議決定）



産業への構造改革を推進する。

- ・ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化など観光立国の実現に向けた諸施策を推進し、2010年の外国人旅行者の受入れ目標（1,000万人）を確実に達成する。
- ・医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化のため、治験環境の充実等を推進するとともに、平成18年度中にアクションプログラムを策定する。
- ・国内需要中心の産業・製品の国際展開・輸出振興に取り組む。
- ・産業・ビジネスの環境効率性の向上、3R<sup>8</sup>技術・システムによる資源生産性の向上、バイオマスエネルギーの導入加速化を図る。
- ・「対日直接投資加速プログラム」<sup>9</sup>に基づき、2010年に対GDP比倍増となる5%程度の対日投資受入れを目指す。

## ② アジア等海外のダイナミズムの取り込み

- ・「グローバル戦略」<sup>10</sup>別添の工程表に沿ってアジア諸国を中心としたEPA交渉を進める。その結果、2010年には協定締結国との貿易額が25%以上になっていることが期待される。「東アジアEPA」構想を含め、東アジア共同体の在り方について、我が国がとるべき外交・経済戦略上の観点から、政府内で十分議論し、中長期的には、開かれた東アジア経済圏の構築に向けた経済連携の取組を進める。
- ・APECへの取組の強化に加え、東アジアにおいて、新たに、OECDのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、アジア太平洋地域にわたる協力も得ながら、取り組む。
- ・WTO交渉の平成18年末の妥結に向け積極的に取り組む。開発ラウンドの成功に向け、「一村一品」、人づくり等「開発イニシアティブ」を通じた支援を展開する。
- ・「今後5年間のODA事業量について100億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため円借金を積極的に活用する。また、現地の実施体制の抜本的強化を図る。同時に、無償・技術協力を中心に、少なくとも公共事業について行われたような包括的な事業コスト削減目標（例えば2010年までに15%削減）を援助の内容等に応じ設定し、コスト削減の工程表を策定する。海外経済協力会議において、「グローバル戦略」を踏まえ新たな基本方針を早急に策定する。
- ・グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。アジア等との租税条約ネットワークの充実等に取り組む。
- ・グローバル化に伴う競争の進展に対応し、予見可能性や手続の透明性・迅速性を高めるため、「独占禁止法」<sup>11</sup>上の問題が生じないと考えられる企業結合の範囲や輸入圧力等の評価に関する基準等につき、企業結合指針を平成18年度中に見直す。
- ・平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。
- ・国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の実施、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能を、在外公館等を通じて充実させる。

<sup>8</sup> 3R：Reduce, Reuse, Recycle

<sup>9</sup> 「対日直接投資加速プログラム」(平成18年6月20日)

<sup>10</sup> 「グローバル戦略」(平成18年5月18日)

<sup>11</sup> 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(平成17年法律第35号)

### ③ 「新・国家エネルギー戦略」<sup>12</sup>等を踏まえた資源・エネルギー政策の戦略的展開

- ・省エネ対策（2030年までに少なくとも30%の消費効率改善を目指す）、運輸エネルギー次世代化（2030年までに石油依存度を80%程度とする環境を整備する）、「原子力政策大綱」<sup>13</sup>を踏まえた安全を前提とする原子力の推進（2030年前後も原子力比率30～40%程度以上とする、高速増殖炉の早期実用化へ円滑に移行する等）、新エネ市場の拡大等、世界最先端のエネルギー需給構造の実現に取り組む。
- ・石油、天然ガス、鉱物資源等の総合的資源確保（2030年に石油自主開発比率40%程度を目指す等）、アジア環境・エネルギー協力、石油備蓄の機能強化等を進める。

## (2) 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

### ① ITによる生産性向上と市場創出

- ・「IT新改革戦略」<sup>14</sup>、「重点計画-2006」（仮称）を着実に実施する。とりわけ、5年以内の世界トップクラスの「IT経営」の実現に向け、産学官による「IT生産性向上運動」、「IT経営力指標」の策定・普及、IT人材育成等に取り組む。
- ・「IT経営応援隊」等により、ITを活用した中小企業等の経営革新を促進する。
- ・10年間で約5兆円のコンテンツ市場の拡大を目指し、東京国際映画祭等の積極的拡大による国際コンテンツカーニバルの開催、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いの明確化等に取り組む。
- ・大量・多様な情報から必要情報を検索する等の次世代IT技術の展開を推進する。

### ② サービス産業の革新

- ・「日本サービス品質賞」の創設等「サービス産業生産性向上運動」を展開する。サービス6分野<sup>15</sup>の2015年までの70兆円の市場規模拡大を目指し、地域ヘルスケア提供体制の重点化等質の高い効率的なサービスの実現策等を重点的に講ずる。
- ・サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。

### ③ 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

- ・「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」<sup>16</sup>に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

## (3) 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

### ① 地域経営の活性化

- ・地域資源をいかした新技術開発、産業等の観光化、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光振興、コミュニティビジネス振興、地産地消等を進める。地域の中核事業の育成等、5年間で地方での1,000の新事業創出等を図る。
- ・地域性をいかした取組に必要な道路、港湾、地域公共交通等を戦略的に整備する。

<sup>12</sup> 「新・国家エネルギー戦略」（平成18年5月31日）

<sup>13</sup> 「原子力政策大綱」（平成17年10月14日閣議決定）

<sup>14</sup> 「IT新改革戦略」（平成18年1月19日）

<sup>15</sup> サービス6分野：健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流

<sup>16</sup> 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）





- ・ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により支援する「地域の雇用再生プログラム（仮称）」を策定する。
- ・地域活性化に向けた「立ち上がる農山漁村」の取組の推進、都市と農山漁村の共生・対流の推進、食品産業と農業・漁業などの連携強化により、農山漁村を活性化する。
- ・公的サービスのコストを低減・質的向上させ、地域活性化を図るため、大都市居住者の地方への定住・二地域居住等の促進を国土形成計画に位置付ける。
- ・5年間で4万件の新事業創出を目指す産業クラスター計画と知的クラスターを連携して推進するとともに、地域資源を活用したイノベーションを促進する。
- ・経済的社会的まとまりをもつ地域を単位とした総合的支援により活性化を図る。就業率や就業満足度等を総合して「就業達成度」として政策遂行の指標とする。

## ② 中小企業の活性化

- ・「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業の知恵とやる気をいかし、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービス開発等を促進する。
- ・「中小ものづくり高度化法」<sup>17</sup>を中核として、5年間で500のプロジェクトの成果を目指し、研究開発支援、モノ作り教育の充実等により、モノ作り中小企業の技術力の底上げを図る。
- ・少子化等の地域経済課題に対応するため、3年間で100のモデル商店街を確立する。「改正中心市街地活性化法」<sup>18</sup>も踏まえ、中小小売商業に重点支援を講ずる。
- ・中小企業の再生・再起業、女性・高齢者をいかした事業展開等を支援する。

## ③ 都市再生・中心市街地活性化

- ・公園等の緑の創出など良好な都市空間の創造、不動産投資市場の拡大等を通じて、都市の成長力を高めるとともに、様々な担い手の自主性と創意工夫に富んだ全国都市再生を進める。また、都市部における地籍整備を推進する。
- ・「中心市街地活性化本部」を早急に設置するなど、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進める。

## (4) 改革の断行による新たな需要の創出

イノベーションによる需要の創出に加え、官業の民間開放や規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。

- ・「公共サービス改革法」<sup>19</sup>を着実に運用するとともに、PFIの一層の活用を推進する。
- ・構造改革特区制度の見直しの中で、規制改革を一層推進するとともに、地域の創意工夫を高める取組を強化し、次期通常国会に改正法案を提出する。
- ・民間企業や非営利法人を公的サービスの主体とするための環境整備を行う。

<sup>17</sup> 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成18年法律第33号）

<sup>18</sup> 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」（平成18年法律第54号）

<sup>19</sup> 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）

## (5) 生産性向上型の5つの制度インフラ

### ① ヒト：「人財立国」の実現（世界的「ブレイン・サイクル」の取り込み）

- ・学習指導要領改訂、全国的な学力調査、習熟度別・少人数指導、能力・実績に見合った教員の処遇等により教育の質の向上を図り、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。
- ・「人間力」「社会人基礎力」の養成強化、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等による産学双方向の人材流動化、官官・官民の水平移動を進め、競争的資金の拡充、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。
- ・若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をいかした就業参加等を促す。高等教育の教育研究資金の確保、第三者評価に基づく重点投資を図る。
- ・産学連携による実践的教育・訓練、地元企業技術者等を活用した理科授業やキャリア教育を推進する。産学の協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機として、ものづくりに対する若者等の関心を高める。
- ・2010年までに世界トップレベルの研究拠点を整備する（30拠点程度）とともに、大学院教育の抜本的強化を図る。
- ・外国人留学生制度の充実を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める（「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討）。優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。

### ② モノ：生産手段・インフラの革新

- ・国際競争力の強化等の観点から、生産手段の新陳代謝を加速する。
- ・国際競争力強化等に資する社会資本について、中長期的に見た我が国経済社会の姿を念頭に、ストックの重要性・必要性も踏まえ、真に次世代に必要な整備を重点的・効率的・戦略的に行うとともに、適切な維持管理・更新を効率的・戦略的に行う。

### ③ カネ：金融の革新

- ・平成18年度中の電子債権の法的枠組みの具体化を目指す。資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化を図る。金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行う。
- ・国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。
- ・我が国がアジアの資金循環の中核となるよう、国内金融拠点の整備をはじめ、日本型預託証券（JDR）の活用促進等、取組を強化する。高度金融人材の育成推進のため、金融工学に関する教育を行う専門職大学院等の充実の促進、国民一人一人への金融経済教育の充実を図る。

### ④ ワザ：技術革新

- ・イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進・異分野融合の場の構築、革新的ベンチャーの育成等を行う。

- ・世界最速の特許審査の実現（2013年：審査待ち期間を11か月に短縮）、「模倣品・海賊版拡散防止条約」（仮称）の早期実現など、知的財産保護を更に強化する。
- ・国際標準化を世界でリードできる体制を2015年までに整備する。

#### ⑤ チェ：経営力の革新

- ・三角合併、信託制度、公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤を作る。

## 2. 民の力を引き出す制度とルールの改革

規制改革等を通じ、民間活力を十分引き出すと同時に、公正で透明な市場を確立し市場活力の維持と向上を図る。

### (1) 規制改革

- ・国の法令に関連する規制（通知・通達等を含む）について、各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表するとともに、見直し基準に基づき、平成19年度以降必要な見直しを行う。
- ・国と地方を通じた規制の合理化を進めることとし、国民の利便性の向上等の観点から抜本的な見直しを行う。
- ・教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。
- ・今までの規制改革等の成果についてフォローアップを行うとともに、関係する推進組織間の連携を強化する。また、規制改革等全体の推進体制について検討することとし、平成18年度中に成案を得る。

### (2) 市場活力や信頼の維持と向上

#### (企業のガバナンス)

- ・適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。
- ・公認会計士監査の強化に向けた方策について平成18年内を目途に検討を行う。
- ・「会社法」<sup>20</sup>、「金融商品取引法」<sup>21</sup>における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業のガバナンス強化に向けた環境整備に取り組む。
- ・ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備を図り、厳格かつ適切な検査・監督を実施する。

#### (競争政策の一層の厳格化)

- ・カルテル・入札談合を排除し、経済取引における競争環境を一層向上させるために、改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金制度に係る制度の在り方、審査・審判手続の在り方、優

<sup>20</sup> 「会社法」（平成17年法律第86号）

<sup>21</sup> 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）

越的地位の濫用、不当廉売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方等の問題に関する「独占禁止法」上の課題について1年後を目途に結論を得て、法改正の必要性を検討する。

### (3) 公を支えるシステム改革

#### (消費者団体訴訟制度)

- ・消費者団体訴訟制度については、平成19年央からの改正後の「消費者契約法」<sup>22</sup>の施行状況を踏まえつつ、「独占禁止法」、「景品表示法」<sup>23</sup>における導入について検討し、平成19年までに一定の結論を得る。また、「特定商取引に関する法律」<sup>24</sup>等における導入について検討を進める。

#### (消費者基本計画)

- ・「消費者基本計画」<sup>25</sup>については、毎年、PDCAサイクルの考え方を踏まえた検証、評価、監視を着実にを行い、基本計画に盛り込まれた施策を強力に推進する。

#### (公益法人制度改革とNPO等の活動促進)

- ・公益法人に関する新しい制度が平成20年度から円滑に施行されるように、早期に、内閣府に有識者からなる合議制の委員会を設置する。また、制度の詳細設計については、広く国民の意見を聴取した上で当該委員会の審議を経て策定する。上記制度の詳細設計を踏まえ、法施行までに公益法人に関する所要の税制上の措置を講ずる。
- ・多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく対応し得るNPO活動の将来像を見極めつつ、様々な分野におけるNPOの活動促進を図るための取組を着実に実施する。特定非営利活動法人については、公益法人制度改革も踏まえつつ、制度の見直しについて検討し、平成19年夏目途に結論を得る。

<sup>22</sup> 「消費者契約法」(平成18年法律第56号)

<sup>23</sup> 「景品表示法」(平成15年法律第45号)

<sup>24</sup> 「特定商取引に関する法律」(平成16年法律第44号)

<sup>25</sup> 「消費者基本計画」(平成17年4月8日閣議決定)

## 第3章 財政健全化への取組

### 1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

#### (1) 歳出・歳入一体改革の基本的考え方

##### ① 国民に対する責任ある対応

- ・次世代を担う子どもたちに、新たな発展の基盤を引き継ぎ、過度な負担を残さないようにすることは、最重要の課題である。将来にわたり経済社会が活力を維持していくための基盤を確固たるものとすると同時に、財政の健全化に向けて必要な改革をゆるぎなく推進していかなければならない。
- ・財政健全化は国民全体の課題であり、歳出改革・歳入改革の「全体像」を一体的かつ中長期的視点から分かりやすく示し、国民への説明責任を果たす必要がある。

##### ② 小泉内閣における財政健全化努力の維持・強化

- ・小泉内閣は、「改革なくして成長なし」との考え方の下、構造改革と財政健全化への取組を堅持し、民需主導の景気回復を実現した。同時に基礎的財政収支の大幅改善などの成果を上げた。
- ・こうした考え方と成果を踏まえ、経済と財政を一体のものと捉える「経済・財政一体改革」の考え方の下、「新たな経済成長戦略」を推進し、財政健全化の努力を今後とも継続していくことが改革の基本である。

##### ③ 成長力強化と財政健全化の両立

- ・少子高齢化が進展し、また、国際競争が激化する中であって、子どもたちが将来に夢を持てる社会、安全・安心な社会、誰でも再チャレンジが可能な社会、活力ある地域社会の再生などを実現していけるかどうかは、今後とも好調な経済を持続できるかどうかにかかっている。そのためには、潜在成長力を高め、それを民間需要中心の持続的な経済成長につなげていくことが何よりも重要である。
- ・一方、我が国の財政状況を見ると、国・地方を合わせた長期債務残高が先進国中最悪の水準にあるなど極めて厳しい状況にあるのも事実である。これを放置すれば、将来世代への負担の先送りという世代間格差の問題を深刻化させ、また、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれもある。早急にこの問題の解決に向けた国としての方針を内外に明らかにし、財政再建に向けた具体的な改革を着実に前進させていく必要がある。
- ・成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とするバランスの良い経済財政運営を、一貫性をもって継続的に行っていく必要がある。

##### ④ マクロ経済への配慮と柔軟性

- ・経済の持続的成長と財政健全化を両立させるため、経済が大きく減速する場合には、財政健全化のペースを抑えるなど、柔軟性をもった対応を行う。
- ・潜在成長力の向上などにより税の自然増収がある場合には、財政規律を堅持しつつ適切に対応する。

##### ⑤ 堅実性（プルーデンス）の重視

- ・成長力強化の取組に当たっては、高めの成長を目指す一方、財政健全化の取組は、国民や市場からの信認

を確保すべく、名目成長率 3%程度の「堅実な経済前提」に立つ。

## (2) 財政健全化の時間軸と目標

小泉内閣の財政健全化（2001～06年度）を第Ⅰ期と位置付けた上で、第Ⅱ期、第Ⅲ期の時間軸と目標を以下のように設定し、財政健全化に一貫性を持って継続的に取り組んでいく。

### 財政健全化第Ⅱ期（2007年度～2010年代初頭）

（財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現）

- ・第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- ・財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- ・地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

### 財政健全化第Ⅲ期（2010年代初頭～2010年代半ば）

（持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ）

- ・基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。
- ・国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

## (3) 改革の原則と取組方針

第Ⅱ期、第Ⅲ期を通じ、以下の原則とそれに基づく取組方針に沿って、一貫して財政健全化に取り組み、選択肢を踏まえつつ、歳出・歳入両面における具体策を実行する。

### 原則1 「徹底した政府のスリム化で国民負担増を最小化する」

- ・歳出削減、資産売却、特別会計改革等に最大限の取組を行い、必要となる国民負担増をできる限り圧縮する。

### 原則2 「成長力を強化し、その成果を国民生活の向上と財政健全化に活かす」

- ・潜在成長力の強化を通じて実質成長力の向上に努め、その成果により、国民生活の向上を図り、将来世代を含む国民負担増を圧縮する。

### 原則3 「優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う」

- ・特別会計、独立行政法人等を含め、聖域なき歳出削減・合理化を実行する。その際、優先度を明示し、一律的な歳出削減方式を排す。

### 原則4 「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現に向けて協力する」

- ・国・地方それぞれの財政健全化目標に向け、国と地方の相互理解の下でその実現のために協力する。

### 原則5 「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する」

- ・受益と負担の世代間格差を緩和し、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障給付の更なる重点化・効率化を推進する。

- ・2010年代半ばに団塊世代が本格的な受給世代となることなど、年金、医療、介護等の社会保障費の中長期的な推移を展望しつつ、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源を含め、社会保障のための安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを止める。その際、国民が広く公平に負担し、かつ、経済動向等に左右されにくい財源とすることに留意する。また、そうした特定の税収を社会保障の財源として明確に位置付けることについて選択肢の一つとして検討する。

**原則6** 「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」

- ・最大限の資産債務の圧縮を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し（ストックはストックへ）、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。
- ・適切な公債管理政策を推進する。また、財政健全化をフロー、ストック両面からの確に管理・評価するための公会計制度を計画的に導入・整備する。

**原則7** 「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」

- ・国・地方を通じて歳出削減を徹底した上で、必要と判断される歳入増については、これを実現するための税制上の措置を講ずる。その際、「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」との原則を徹底する。

**(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて**

**① 財政健全化に当たっての考え方**

- ・財政健全化を考えるに当たっては、経済の見通しに関し、過度の楽観視も悲観視もすることなく、名目経済成長率3%程度の堅実な前提に基づいて、必要な改革措置を講ずることとする。
- ・この前提の下で、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額（歳出削減又は歳入増が必要な額）は、16.5兆円程度と試算される。この数字は、現時点における目標達成の目安というべきものである。
- ・経済社会情勢の変化に適切に対応しながら、基礎的財政収支を黒字化するという目標を達成していくためには、歳出改革の内容についてある程度の幅をもって対応していく必要があるが、上記の数量的な目安の下に、5年間の改革工程を念頭に置きながら、確実に目標達成に必要な措置を実施していくことが重要である。
- ・歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳出・歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信認を確保する。
- ・なお、要対応額に応じた歳出削減や歳入改革を行う際に、それが経済成長にマイナスの影響を及ぼし、当初想定した税収が実現できなくなることも懸念される。
- ・この意味で、財政健全化を着実に推進していくためにも、高めの成長を目指した経済成長戦略は不可欠の政策対応であり、両者を車の両輪として、一体的に進めていくことが肝要である。

**② 歳出改革**

**i. 歳出改革に向けた基本姿勢**

- ・国・地方の歳出に無駄や非効率を放置したまま、負担増を求めることについて国民の理解を得ることは困難である。
- ・2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成することを目標にするということは、歳出削減が不徹底ならば、その分だけ国民負担が増加するというに他ならない。過去5年間の改革実績も踏まえながら、ゼ

ロベースから聖域なく歳出を見直すことによって、国民負担の増加をできるだけ小さなものとするために最善の努力を尽くすことを基本方針とする。

- ・このような考え方の下に、機械的に歳出を一律に削減するという手法ではなく、制度的な見直しにまで立ち入った、徹底した歳出の見直しを行い、国民生活への影響も十分に吟味しつつ、メリハリのある歳出改革を行う。

## ii. 各分野における歳出改革の具体的内容

(別紙)

## iii. 歳出改革内容の定期的な見直し（ローリング）

- ・上記 ii の歳出改革の内容を 2007 年度からの 5 年間に計画的に実施していく必要がある。
- ・しかしながら、中期的な経済成長率や税収動向を正確に予見することは困難であり、その時々々の経済社会情勢に配慮しつつ、基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向けた現実的な対応をとるため、2011 年度までにとるべき歳出改革の内容について、毎年度、必要な検証・見直しを行っていくこととする。

## (5) 歳入改革

- ・今回、2011 年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するために策定した要対応額と歳出削減額との差額については、税本来の役割からして、主に税制改革により対応すべきことは当然である。
- ・税は国民に負担を求めるものであるため、その時々において、税体系が全体として公正なものと国民に理解され、納得されるものでなければならない。他方、税制は、一定の政策目的の実現に資する役割も求められる。

今後、中長期的に、我が国税制に求められる主な基本的あるいは政策的課題は、

- ① 歳出では、社会保障給付の顕著な増加が見込まれることから、その財源を安定的に確保すること。特に、2009 年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源を確保すること、
- ② 経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資すること、
- ③ 急速な少子化の進行に対応し、子育て支援策等の充実に資すること、
- ④ 地方分権を一層推進するため、地方税源の充実に資すること、

であると考えられる。

なお、上記の課題にこたえる税制の構築に当たっては、国民の所得や地域の格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

- ・これらの要請にこたえるには、税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。特に、社会保障給付の安定的な財源を確保するために、消費税をその財源としてより明確に位置付けることについては、給付と財源の対応関係の適合性を検討する。
- ・税制はまさに制度であり、歳出、特に裁量的経費を増減する場合と異なり、税収のために制度の微細な調整を行うことは極めて難しい。また、税収は民間活動に依存しており、あらかじめその額を正確に予測することは困難である。

他方、今回の歳出・歳入一体改革では、当面 2011 年度に基礎的財政収支の黒字化が求められているが、それが達成できたとしても、その後、さらに国・地方それぞれの債務残高 GDP 比を发散させず、安定的に引き下げることが必要とされている。



これらを考えれば、今後の税制改革では、2011年度単年度における目標が達成されさえすればよいというのではなく、改革後の税制が構造的持続的に上記の中長期的な目標を達成し得る体質を備えなければならない。

- ・税制改革は税体系の中で、広くかつ多岐にわたるものであり、全体としてできるだけ早期の実施を基本としつつも、経済社会の動向、税収の推移、歳出改革の進捗状況等を的確に判断し、それぞれの改革の実施について最善の時期を選択すべきである。なお、景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、機動的・弾力的に対応するものとする。
- ・以上を踏まえた税制改革については、「基本方針 2005」において、「重点強化期間<sup>26</sup>内を目途に結論を得る」とし、また、与党税制改正大綱において、「平成 19 年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」としており、今後、この考え方に沿って鋭意作業を進めていくこととする。

## (6) 第Ⅲ期における歳出・歳入一体改革

長期的な目標やあるべき姿を考えつつ、当面の対応を行っていくことは重要である。ただし、その際、一定の幅をもってみる必要がある。

### ① 改革の基本的な方針

- ・我が国の財政は、基礎的財政収支が黒字化しても、利払い費を含めた財政収支の赤字は依然として大幅なもの（GDP比3～4%程度）となり、金利変動に対し脆弱な状況が続く。債務残高GDP比の発散経路からの早期脱却は不可避の課題である。
- ・また、いわゆる団塊の世代が基礎年金受給世代となり、年金はもとより、老人医療、介護等の社会保障費の増加が見込まれることから、社会保障の効率化と持続可能性の確保も大きな課題である。
- ・(2) で述べた第Ⅲ期目標の実現に向け、第Ⅱ期との連続性を確保しつつ、一貫性をもって歳出・歳入一体改革に取り組む必要がある。あわせて、社会保障のための安定財源を確立し、将来世代への負担の先送りから脱却することを目指す必要がある。

### ② 中長期的な「選択肢」について

- ・第Ⅱ期における取組との連続性を踏まえつつ、第Ⅲ期の目標達成に向け、国・地方及び国・地方それぞれの一定の基礎的財政収支の黒字幅を念頭に置いた歳出・歳入両面の改革の組合せが中長期的な歳出・歳入一体改革の「選択肢」となる。
- ・その際、「国のかたち」を分かりやすく示す観点から、まずは政府の支出規模のGDP比に着目して検討することが考えられる。また、社会保障のための安定財源確保の観点からも検証する必要がある。
- ・政府の支出規模については、第Ⅱ期において最大限の歳出削減努力が行われることや行政サービス水準に対する国民意識を踏まえ、様々な選択肢が考えられる。
- ・歳入面では、歳出面での対応とあわせ目標達成が可能となる収支改善努力を行うことが必要である。その際、両者をあわせた努力の大きさについては、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることが確保されるようにする必要がある。

<sup>26</sup> 「重点強化期間」とは、「平成 17 年度及び平成 18 年度」のことを指す。

## (7) 今後の取組

以上の方針に沿って、歳出・歳入一体改革の具体化を推進する。

## 2. 「簡素で効率的な政府」への取組

### (郵政民営化の確実な実施)

・「郵政民営化法」<sup>27</sup>の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

### (政策金融改革の推進、独立行政法人の見直し)

・政策金融改革については、「行政改革推進法」等<sup>28</sup>に基づき、平成20年度の新体制への移行に向けて着実に進める。独立行政法人については、「当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」<sup>29</sup>を踏まえつつ、業務・組織全般の見直しに取り組む。

### (不交付団体の拡大等)

・例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。また、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

### (資産・債務改革)

- ・「行政改革推進法」に基づき、平成27年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する。
- ・国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後10年間の売却収入の目安として約12兆円を見込む。さらに、情報提供を徹底し、PFIを積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用（フル・オープン化を含む）を推進する。
- ・さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後10年以内であわせて130兆円超の圧縮を実現する。
- ・既往の貸付金等の売却・証券化等によるオフバランス化についても民間の専門家の知見を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施する。
- ・経済財政諮問会議の下にある専門調査会が、資産・債務改革の実現のための具体的方策について、9月を目途に諮問会議に報告し、その後この専門調査会に、中立的な金融の専門家等民間有識者を加え、有識者会議として改組し、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェック、フォローする。

### (資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備)

・資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。

<sup>27</sup> 「郵政民営化法」(平成17年法律第97号)

<sup>28</sup> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日)

<sup>29</sup> 「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」(平成18年5月23日)



#### (特別会計改革の推進等)

- ・公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請する。
- ・「行政改革推進法」に沿って特別会計改革を平成 18 年度から 5 年間を目途に計画的に推進する。統合した場合については、統合メリットを最大限に引き出し、一般会計に吸収又は独立行政法人化した場合については、歳出を実質的に増加させないものとする。
- ・道路特定財源について、同法に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

#### (予算制度改革)

- ・成果目標 (Plan) — 予算の効率的執行 (Do) — 厳格な評価 (Check) — 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるため、「成果重視事業」や「政策群」の取組を引き続き進める。
- ・また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成 20 年度予算を目途に実施する。
- ・さらに、各府省は、連結財務書類や成果目標の達成状況及び所管する特別会計の改革の進捗状況等の財務情報等が一覧できるよう平成 18 年度から公表する「年次報告書」(仮称) などにより情報公開を推進する。

#### (「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格的導入)

- ・統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。

#### (IT の活用による行政の簡素化、効率化)

- ・「IT 新改革戦略」に基づき、政府の取組状況の評価を行いつつ、業務・システムの改革等を進め、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化等を図る。

#### (統計制度改革)

- ・統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

#### (官民の人事交流の強化・拡大)

- ・官民の人事交流については、更に環境整備に努め、交流を強化し、幹部級は、業務内容に応じ数値目標を掲げた推進を目指す。

#### (「道州制特区」の推進)

- ・道州制特区推進法案の成立を期す。

## 第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

経済成長の果実を有効に活用し、21世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で構築していく。そのため、社会保障制度の総合的改革、再チャレンジ支援、政府・与党で取りまとめた総合的な少子化対策、さらには個人や地域の生活におけるリスクへの対処と豊かな生活に向けた環境整備などの施策を推進するとともに、PDCAサイクルを厳格に実施し、安全・安心を一層強固にすると同時に、柔軟で多様な社会を実現するよう取組を進める。

### 1. 社会保障制度の総合的改革

#### (社会保障の一体的見直し)

- ・少子高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するためには、給付と負担両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとする必要がある。このため、「社会保障の在り方に関する懇談会」の取りまとめ<sup>30</sup>も踏まえ、個々の制度やその一部のみならず、税・財政なども視野に入れて、自助・共助・公助や税・保険料の役割分担、世代間・世代内の公平性等に留意しつつ、社会保障制度全体を捉えた一体的見直しを推進する。
- ・社会保障の給付については、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう不断の見直しを行う。また、社会保障のための安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りをやめる。
- ・社会保障分野のIT化については、「IT新改革戦略」により設定された目標の達成に向け、PDCAサイクルを着実に実施する。
- ・社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。また、社会保障個人会計（仮称）について、個人に対する給付と負担についての情報提供を通じ、制度を国民にとって分かりやすいものとする観点から、検討を行う。

#### (医療)

- ・医療制度改革の着実な実施に努め、小児科・産科等の診療科や地域における医師の確保・偏在への対応、夜間・救急医療体制の整備、看護職員の確保やその養成の在り方の検討等医療提供体制の整備を進める。また、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、生活習慣病対策、長期入院の是正等、実効性のある医療費適正化方策を国、都道府県及び保険者が共同して計画的に推進する。
- ・医療サービスの標準化、レセプト完全オンライン化等総合的なIT化の推進、患者特性に応じた包括化・定額払いの拡大等新たな診療報酬体系の開発、保険者機能の強化、終末期医療の在り方の検討など、医療サービスの質の向上と効率化を推進する。
- ・「健康フロンティア戦略」やライフサイエンス研究の一層の推進を図る。「がん対策基本法」<sup>31</sup>に基づき、がん対策推進基本計画を作成し、がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進、専門医等の育成、医療の均てん化、研究等を推進する。また、医薬品・医療機器の承認審査の迅速化、市販後安全対策の充実、後発医薬品市場の育成を図る。

<sup>30</sup> 「今後の社会保障の在り方について」(平成18年5月26日)

<sup>31</sup> 「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)



### (年金)

- ・基礎年金国庫負担割合については、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を確保しつつ、「平成16年改正法」<sup>32</sup>に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度までに2分の1に引き上げるものとする。また、被用者年金制度の一元化については、「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」<sup>33</sup>に基づき、推進する。

### (介護その他)

- ・介護保険制度改革を円滑に実施する観点から、介護予防の推進、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備、総合的な認知症対策の確立等を図る。
- ・診断・療育手法の確立や地域支援体制の整備など発達障害児・者に対する専門的な支援を推進する。

### (社会保険庁改革)

- ・年金制度等の運営主体や事業実施に対する国民の信頼を確保する観点から、社会保険庁の徹底した改革を断行し、内部統制の強化、制度の適用の厳格化、保険料収納対策の強化など、法令に基づく適切な事業執行体制を確立するとともに、事業運営の一層の効率化を図る。

## 2. 再チャレンジ支援

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を実現していくため、「勝ち組、負け組」を固定させない、人生の各段階で多様な選択肢が用意されている仕組みを構築すべく、以下をはじめとする、「再チャレンジ可能な仕組みの構築」<sup>34</sup>に盛り込まれた施策を推進する。あわせて、「人財立国」に向けた取組を進める。

### (1) 人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築

#### (働き方の複線化)

- ・新卒者以外に広く門戸を拡げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。
- ・有期労働契約を巡るルールの明確化、パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

#### (学び方の複線化)

- ・大学等における実践的な教育コースの開設等の支援、再就職等に資する学習機会を提供する仕組みの構築等、社会人の学び直しを可能とする取組を進める。

#### (暮らし方の複線化)

- ・団塊世代・若者等の農林漁業への就業支援、人材誘致・移住促進等の地域における人材の受入れ体制の整

<sup>32</sup> 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)

<sup>33</sup> 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」(平成18年4月28日閣議決定)

<sup>34</sup> 「再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間取りまとめ)」(平成18年5月30日)

備等、U・Iターンを支援する。

- ・地域再生・構造改革特区による府省連携の施策群の策定、住民、企業等が行政と協働するための場の設置等、地域の創意・工夫による取組を支援する。

## (2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

### (努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援)

- ・経営者の資質や事業の見込み等に基づく政府系金融機関の融資等の枠組みの創設、政府系金融機関による融資における第三者保証人の非徴求の徹底・拡大等、新設の再チャレンジプランナーの相談・助言等により、事業に失敗した人、リストラ等で退職した人を支援する。
- ・各府省による障害者の受入実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワーク構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。
- ・貸金業制度等の在り方についての必要な施策実現に向けた対応を行う等、多重債務の防止・救済に取り組む。また、違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みを検討し、平成19年末を目途に結論を得る。
- ・刑務所等の施設退所者等の自立更生を促進するため、センター機能を有する就労支援体制を設け、よりマッチング度の高い就労斡旋等を行う。

### (新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

- ・「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。
- ・放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、母子家庭の養育費確保の取組、施設等の子どもの就職時の不利を防ぐ仕組みの整備等、子どもを支援する。
- ・「女性の再チャレンジ支援プラン」<sup>35</sup>を推進・強化し、身近な場や家庭での学習支援等、女性を支援する。
- ・退職教員、研究者、海外勤務経験者等の小学校等への配置・派遣等、介護や育児等の分野の簡易資格制度（サポーター）の創設等、高齢者・団塊世代を支援する。

## 3. 総合的な少子化対策の推進

昨年、我が国では、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率も1.25と過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題である。出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、生命を次代に伝えはぐくむことや家族の重要性の再認識を促し、また、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、「新しい少子化対策について」<sup>36</sup>に基づき、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが必要である。

具体的には、次の施策を推進する。

- (1) 次の考え方を踏まえ、「子ども・子育て応援プラン」<sup>37</sup>の着実な推進にあわせ、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策と働き方の改革を推進する。

- ① 子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

<sup>35</sup> 「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月26日)

<sup>36</sup> 「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日)

<sup>37</sup> 「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日)

- ② すべての子育て家庭を支援し、在宅育児や放課後対策も含め地域の子育て支援を充実する。
- ③ 仕事と子育ての両立支援の推進や男性を含めた働き方の見直しを図る。
- ④ 出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講ずる。
- ⑤ 子どもの安全確保や出産・子育て期の医療ニーズに対応する体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援を拡充する。

(2) 社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を展開する。

少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進する。

#### 4. 生活におけるリスクへの対処

我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。また、国民生活に看過しがたい不安を与えている犯罪や痛ましい事件が続発しているとともに、企業における倫理観の欠如や安全管理意識の後退を思わせるような出来事も相次いでいる。

国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処する必要がある。

このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。また、犯罪の国際化に対処しつつ、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を強力に推進する。加えて、ITの活用、安全に資する科学技術の総合的な推進、高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー社会の実現、公共交通の安全対策の徹底及び住まいや食の安全の確保に向けた取組等を進める。さらに、温暖化防止対策など、持続可能な社会の実現に向けて地球環境の保全等に取り組む。

##### (災害対策)

- ・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の整備等を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」<sup>38</sup>及び「首都直下地震の地震防災戦略」<sup>39</sup>等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。
- ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。
- ・衛星による測位・災害監視技術等を活用したハザードマップの作成や防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団、水防団の充実強化を図る。また、救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

<sup>38</sup> 「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月27日)

<sup>39</sup> 「首都直下地震の地震防災戦略」(平成18年4月21日)

### (治安対策、犯罪被害者施策等)

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」<sup>40</sup>及び「テロの未然防止に関する行動計画」<sup>41</sup>等を着実に実施する。
- ・子どもを取り巻く環境の安全を確保し、また子どもを非行から守るため、「犯罪から子どもを守るための対策」<sup>42</sup>や「子ども安全・安心加速化プラン」<sup>43</sup>に基づき、学校や登下校時の安全の確保、通学路等の整備、犯罪を起こしにくい環境の整備、再犯の防止対策等を進めるとともに、官民連携による地域防犯活動や子どもの健全な育成に向けた取組を促進する。
- ・テロ、組織犯罪等の資金源を遮断し、その犯罪収益の流通を防止するため、資金洗浄が疑われる取引に関する情報集約等のための組織の整備、情報届出事業者の対象業種の拡大等を目指した法律案の次期通常国会への提出等の取組を進める。
- ・国民の誰もが犯罪の被害者等となり得る現実を受け、「犯罪被害者等基本計画」<sup>44</sup>に基づき、被害者等の視点に立った損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続への関与拡充、支援等のための体制整備等に向けた取組を進める。
- ・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、日本司法支援センターを中核とする総合法律支援の実施、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続の利用の促進等の司法制度改革に引き続き取り組む。

### (国際的な取組、テロ対策等)

- ・グローバル化の進展等に伴い、安全で安心できる国際的に共生した社会の構築に向けた取組がますます重要となる中、テロの未然防止等を図るため、衛星等を活用したインテリジェンス機能の強化を含め、情報収集・分析、重要施設・公共交通機関の警戒警備等を徹底するとともに、国内外における国民保護の体制整備、外国人に対する出入国審査時の生体認証技術の活用等を進める。
- ・防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するため、引き続き「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」<sup>45</sup>等に基づき効率的な体制の整備に取り組む。
- ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」<sup>46</sup>を踏まえ、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる一方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画」<sup>47</sup>については、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

### (安全性・信頼の再構築)

- ・耐震強度の偽装問題について、建築物の安全性に対する国民の期待と信頼にこたえるため、建築確認・検査の厳格化等を着実に実施するとともに、偽装問題の再発を確実に防止できるような制度の在り方を引き続き検討し、建築士制度の見直し等、結論の得られたものから順次所要の措置を講ずる。

<sup>40</sup> 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)

<sup>41</sup> 「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日)

<sup>42</sup> 「犯罪から子どもを守るための対策」(平成17年12月20日)

<sup>43</sup> 「子ども安全・安心加速化プラン」(平成18年6月20日)

<sup>44</sup> 「犯罪被害者等基本計画」(平成17年12月27日閣議決定)

<sup>45</sup> 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)

<sup>46</sup> 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)

<sup>47</sup> 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)





- ・ヒューマンエラー等に起因する事故やトラブルが続発している状況にかんがみ、鉄道・航空等の公共交通の安全性の向上を図るため、事業者の安全管理体制の確立、事業運営における安全意識の徹底等、輸送事故の防止対策を強化する。このような取組を含め、歩道の整備など人優先の交通安全思想に立った「第8次交通安全基本計画」<sup>48</sup>を推進する。その際、ITS<sup>49</sup>による安全運転支援等の取組を進める。
- ・国民への食料の安定供給を確保するため、農地・農業用水等の食料供給力の維持・向上を図る。また、環境保全型農業を推進する。
- ・科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に向けて、BSE、鳥インフルエンザへの対策、食品表示基準の見直し等を進める。また、「食育推進基本計画」<sup>50</sup>に基づき、「日本型食生活」<sup>51</sup>の実践など、国民運動として食育を推進する。
- ・新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症といった国民の生命・健康を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対応する。
- ・個人情報等の流出防止やサイバー攻撃への対応等のため、政府機関の統一的な対策強化や緊急対応能力の強化（GSOC<sup>52</sup>の稼働）等、官民の情報セキュリティ対策の体制構築・底上げを重点とした「セキュア・ジャパン2006」<sup>53</sup>の取組を推進する。
- ・国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用に取り組む。
- ・耐震安全性の確保など、原子力の安全に関する取組を進める。

#### (地球環境の保全・循環型社会の構築)

- ・京都議定書の約束期間開始を2008年に控え、省エネ・新エネ対策、原子力の推進等による温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等の取組を加速するとともに、京都メカニズムによるクレジットの取得を進め、また、その適切な管理のための仕組みを平成18年度中に構築する。今後、「京都議定書目標達成計画」<sup>54</sup>の実現を図るとともに、長期的な温室効果ガス排出削減に向けたリーダーシップを発揮する。不法投棄対策を含む循環型社会の構築、違法伐採対策等に取り組むとともに、「緑の雇用」も活用しつつ、自然環境の保全等により自然との共生を進める。
- ・環境と経済の両立を図るため、金融面からの環境配慮を進めるとともに、環境技術の開発、3Rイニシアティブやアジア環境行動パートナーシップ構想による優れた技術・制度の国際的な普及と標準化等に向けた取組を進める。環境教育や、クールビズ、「もったいない」の心をいかした国民運動等を推進する。

#### (大陸棚調査)

- ・海洋政策の推進に当たっては、政府一体となった取組が必要である。大陸棚調査については、大陸棚の限界に関する情報の提出期限である2009年に向けて、海域における調査を引き続き着実に推進するとともに、大陸棚の限界に関する委員会に提出する情報の作成等に的確に取り組む。

<sup>48</sup> 「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月14日)

<sup>49</sup> ITS (Intelligent Transport Systems) : 高度道路交通システム

<sup>50</sup> 「食育推進基本計画」(平成18年3月31日)

<sup>51</sup> 「日本型食生活」: 日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活

<sup>52</sup> GSOC (Government Security Operation Coordination team) : 政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対策促進機能

<sup>53</sup> 「セキュア・ジャパン2006」(平成18年6月15日)

<sup>54</sup> 「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)

## 5. 豊かな生活に向けた環境整備

- ・豊かで活力ある社会の形成に向けた人材育成のため、幼稚園・保育所の教育機能を強化するとともに、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。
- ・他者への思いやりや命を大切にする教育及び長期宿泊体験などの体験活動の充実、学校、家庭、地域の教育力の強化、不登校等や「キレる」言動への対応、発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める。
- ・文化芸術について、経済・地域社会の活性化にも資するよう、学校、地域等において文化芸術に親しむ環境整備や人材育成、新しい文化芸術の創造、国際文化交流の推進、文化芸術支援活動の促進、文化財の保存・活用の強化等を図る。
- ・スポーツについても、地域における住民のスポーツ活動拠点の充実などの生涯スポーツ社会の実現や、ナショナルレベルのトレーニング強化拠点の整備・充実などの国際競技力の向上を図る。また、学校や地域において子どもが体を動かす機会を確保・充実する方策に取り組む。
- ・ニートと呼ばれる若者の職業的自立を推進するため、地域の相談体制の充実、学び直しの機会の提供等により、各人の状況に応じた包括的な支援の強化を図る。

## 第5章 平成19年度予算における基本的考え方

### 1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・世界経済の着実な回復が続く下、我が国経済は、平成18年度には企業部門、家計部門ともに改善が続き、平成19年度においては、自律的・持続的な経済成長が実現すると考えられる。
- ・歳出・歳入一体改革で財政健全化の努力を中長期的に維持・強化していくことを改革の基本としたこと、また経済成長戦略大綱で人口減少の下でも持続的、安定的に成長することを目指すとしたことを念頭におき、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて構造改革への取組をより本格的かつ総合的に推進する。
- ・物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、政府・日本銀行は一体となった取組を行う。政府は、構造改革を更に加速・拡大する。日本銀行に対しては、政府の政策取組や経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向にも配慮し、実効性のある金融政策運営に努め、引き続き金融面から確実に経済を支えることを期待する。
- ・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

### 2. 平成19年度予算の方向

第3章で示した今後5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

平成19年度予算は、第3章で示した今後5年間の新たな改革に向けた姿勢を問われる重要な出発点である。これまで行ってきた改革を後退させるものであるとの誤解を招くことがあってはならない。

財政健全化に向けて、責任ある新たな第一歩を踏み出したことの象徴となるよう、概算要求基準についても、従来の改革努力を継続する厳しい基準を設定し、メリハリの効いた歳出見直しを行う。財政再建は、避けて通れない課題ではあるものの、短期的には痛みを伴うものである。「健全で活力ある経済があってこそその財政」であるとの考えの下に、将来に向けた明るい展望を切り拓き、活力ある社会の実現を目指して、成長戦略大綱の実現や少子化対策等のために予算面において所要の対応を行っていくことも重要である。

- ・平成19年度予算は、基礎的財政収支黒字化を確実にする第Ⅱ期改革の最初となる重要な予算であり、「第3章 財政健全化への取組」で述べられた考え方を着実に実行に移す。
- ・また、「行政改革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、平成19年度予算に適切に反映させる。
- ・「第2章 成長力・競争力を強化する取組」及び「第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算配分の重点化・効率化を行う。
- ・各府省は予算要求に当たっては、各施策について、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、新規施策の要求に当たっては既存施策の廃止・縮減を行う。
- ・予算全体について、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。義務的な経費であっても、経費の大胆な節減に取り組む。また、市場化テストを積極的に活用し、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導

入による公共サービスの改革)を進める。

・なお、財政投融资については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

## むすび

### (経済財政に関する政策決定システムの改革)

2001年の経済財政諮問会議の発足以来、総理が議長を務める経済財政諮問会議を中心に、縦割りではなく、経済財政政策及びそれに関連する政策を、全体として整合性、一貫性のある形で決定するシステムが強化されてきた。また、経済財政諮問会議においては、有識者議員から民間の経営感覚に基づく政策提言(民間的手法による政府の効率化や経済活力の強化など)や、経済分析等の客観的な根拠を基礎にした政策提言が行われ、新たな視点が提供されるとともに、政策決定プロセスが活性化された。経済財政諮問会議の討議内容については、短期間の内に詳細な議事内容が公表されるなど、政策決定の透明性が高められた。

### (政策決定プロセスの定着)

経済財政政策の運営については、改革に向けた政策決定プロセスが定着してきた。まず、重要課題を網羅した「基本方針」(骨太の方針)において、改革の方向性を明確にし、その後、経済財政諮問会議として「予算の全体像」をまとめ、「予算編成の基本方針」を策定することを通じて、優先順位を明確にした翌年度予算の方向付けが行われている。

同時に、中期の経済財政運営の基本方針として「改革と展望」<sup>55</sup>を策定し、ローリングすることにより、基礎的財政収支の黒字化やデフレからの脱却といった中期目標を明確にし、これと整合的な形で短期の経済財政政策が運営されてきた。

こうしたプロセスを経て、歳出改革、税制改革、社会保障制度改革、郵政改革、金融制度改革、規制改革など各般にわたる構造改革が一貫性をもって推進されている。また、工程表の作成やP D C Aサイクルによる管理等の手法が定着しつつある。

### (今後の課題)

今後はこうした成果を維持しつつ、更に改革を強化していく必要がある。

具体的には、歳出・歳入一体改革や経済成長戦略などを総合し、マクロ経済全般の動向を包含する新たな中期の経済財政運営の基本方針をできるだけ早期に策定する。また、「基本方針」、「予算の全体像」、「予算編成の基本方針」という政策決定プロセスを維持・強化する。その際、経済動向の見通しの年央点検など経済運営と財政運営の整合性を更に強化すること、また、歳出改革と税制改革は一体として議論するなど歳出と歳入の整合性を強化することが必要である。また、経済財政諮問会議が推進する改革に関係の深い諸機関との連携を更に強化する。

<sup>55</sup> 「構造改革と経済財政の中期展望」



## <別紙>

### 社会保障

- 今後とも高齢化の進展等に伴い、社会保障給付については大幅に増加し、そのための保険料・税負担も大きく増大していくことが見込まれる。
- こうした中、社会保障制度が国民の安心や安定を支えるセーフティネットとしての役割・機能を将来にわたり果たし続けていくためには、制度自体の持続可能性・安定性を確保していくことが何より重要であり、そのためには、現役世代の負担が過度のものとならないよう社会保障制度全般にわたり不断の見直しを行い、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、給付の伸びを抑制することが必要となる。
- また、政府・与党の公約である 2010 年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を実現するために、政府全体の歳出を聖域なく厳しく見直し、増税額を出来る限り小さくすることを目指す中で、国の一般歳出の 4 割を超える水準にあり、また高齢化の進展等により今後増加が見込まれる社会保障についても、国民の理解を前提としつつも一定の歳出の抑制努力は避けられない。
- 社会保障については、これまで各般の改革を行ってきたところであるが、以上のような観点を踏まえれば、今後 5 年間においても、次に掲げる事項を含め改革努力を継続していく必要がある。

#### <雇用>

- ・失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金 2.5 兆円）にかんがみ、2007 年度において、廃止を含む見直しを行う。

#### <生活保護>

- ・以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り 2007 年度に、間に合わないものについても 2008 年度には確実に実施する。
  - 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
  - 母子加算について、就労支援策を講じつつ、廃止を含めた見直しを行う。
  - 級地の見直しを行う。
  - 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

#### <介護>

- ・介護については、これまで所要の改革を行ってきたが、それでも経済の伸びを上回って給付費が増大することを踏まえるならば、保険料の増大が避けられない状況にある。
- ・保険料負担が過度のものとならないよう、次期事業計画の開始が 2009 年度であることを念頭に置きつつ、2011 年度までの間においても、公的給付の内容・範囲及び介護報酬の在り方についての見直しなど必要な改革に取り組む。

#### <医療>

- ・今回の医療改革により、医療給付費のための保険料・税負担について、足下の期間では相応の抑制が実現した。しかしながら、それでもなお、経済の伸びを上回って給付費が増大することが見込まれており、保険料・税負担も増大していくものと予想される。
- ・中期的な視野に立って、医療保険制度の持続可能性・安定性を確保し、現役世代の負担が過度のものとならないようにしていくためには、更なる改革が不可避であり、2011 年度までの間には、更なる給付の重点化・効率化に取り組むことが必要である。
- ・具体的には、医療保険制度改革の直後であることも踏まえ、今後 5 年間の幅の中で、公的給付の内容・範囲及び負担と給付の在り方、並びに救急医療、小児・産科などへの対応を含めた診療報酬の在り方、後発品の使用拡大など薬剤費の在り方について見直しを行う。
- また、上に述べた分野別の見直しに加えて、社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整とい

う視点からの改革などについても検討を行う。

- 以上のような取組を通じ、過去5年間の改革（国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円（国・地方合わせて▲1.6兆円に相当）の伸びの抑制）を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続することとする。

## 地方財政

- 国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、地方財政について以下の取組を行う。
- 地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(1) 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

(2) 地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去5年間の改革努力（5年間で▲5兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。

- 以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。
  - (1) 地方交付税の現行法定率は堅持する。
  - (2) 過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会計ベース）について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。
  - (3) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。
  - (4) 各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。
  - (5) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

## 公務員人件費・独立行政法人・公益法人

### (I. 公務員人件費)

2011年度に基礎的財政収支を黒字化することを目標に、社会保障を含めた歳出カットや国民負担増



の可能性を検討している中であって、厳しい公務員人件費の見直しは不可欠の課題である。

今後、経済成長に伴う民間賃金の上昇により増加が見込まれる公務員人件費について、既に決まっている改革だけでなく、更なる改革を断行し、公務員人件費を削減する。(以下の更なる改革全体で▲2.6兆円の削減効果)

国会についても、「先ず隗より始めよ」として、自ら歳出改革に取り組むことを要請する。具体的には、衆議院、参議院それぞれの検討の場において、国会職員の定員の純減や給与の見直し等を含む改革案が取りまとめられており、これらを速やかに実現していくことを求める。また、議員歳費についても、国家公務員の給与改革の成果を的確に反映することを求める。

#### ○ 国家公務員

国家公務員人件費について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。

##### <既に決まっている改革>

- ① 国の行政機関で▲5.7%の定員純減等(2010年度まで)を達成する。
- ② 地域の民間賃金の反映等のための給与構造改革を実行する。

##### <更なる改革>

- ① 定員純減を2011年度まで継続する。
- ② 人事院において比較対象企業規模を見直すことを要請する(100人以上⇒50人以上)。

#### ○ 地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

##### <既に決まっている改革>

- ・国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

##### <更なる改革>

- ① 本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減(2010年度まで)を行う。
- ② 定員純減を2011年度まで継続する。
- ③ 比較対象企業規模を見直す必要がある(100人以上⇒50人以上)。
- ④ 地域の民間給与の更なる反映を図る。
- ⑤ ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。
- ⑥ 特殊勤務手当を削減する。
- ⑦ 互助会への補助金を削減する。
- ⑧ 級別職員構成を是正する。
- ⑨ 知事等の高額な退職手当を適正化する。
- ⑩ 教職員等人件費を削減する。

#### ○ 公務員制度改革

各地域における公務員の給与、処遇の在り方について、民間企業の実態を踏まえ、能力主義や実績評価に基づいたものとなるよう厳しく見直すとともに、公務員の労働基本権や人事院・人事委員会制度の在り方を含む公務員制度全体の改革の検討を早期に開始する。

## (Ⅱ. 独立行政法人、公益法人)

#### ○ 独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人の人件費については、既定の改革を確実に達成するとともに、国家公務員の取組を踏まえて、更に抑制する。また、個々の独立行政法人の業務等については、それぞれの政策

分野の改革の中で厳しく見直す。

(1) 人件費

① 既定の改革の確実な達成

独立行政法人等について、既定の人件費改革（2010年度まで）を確実に達成し、これにより退職手当及び福利厚生費を含め着実に削減する。非常勤職員手当についても業務経費効率化の取組の中で抑制を図る。

② さらに、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を2011年度まで継続するとともに、官民給与の比較対象企業規模の見直しによる公務員給与改定を反映する。

(2) 個々の独法の業務等については、業務内容の必要性・重要性、更なるコスト効率化、財務の自律性の向上等の観点から、各政策分野の改革の中で厳しく見直す。

○ 公益法人

公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取組の徹底、補助金等の抑制を図り、地方においても同様の取組を行うことを要請する。また、国と公益法人等との間の随意契約の適正化を図る。

(1) 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。

(2) 公益法人向け補助金等について、各政策分野の歳出削減を図る中で、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図る。

また、地方の第三セクター向け補助金等について、同様の対応を行うことを要請する。

(Ⅲ. 公益法人等との随意契約の適正化)

(1) 公益法人等（所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等）との間の随意契約については、競争入札が原則との原点に立ち帰り、厳格かつ徹底的に見直しを行った結果、従来の随意契約の約7割（所管公益法人との間の随意契約の9割強）を競争的な手法による契約に移行することとしているところである。

(2) 今後、今回の見直しの対象とならなかった公益法人等以外との随意契約についてもすべて、本年中に同様の見直しを行う。

(3) 情報公開の一層の充実を図る観点から、以下の措置をとる。

① 所管公益法人との間の随意契約の相手方に国の常勤の職員であった者が役員として在籍している場合、その人数を公表する。

② 政府調達に関する情報のホームページへの掲載方法を改善する。

③ 調達に関する問い合わせの総合窓口を各府省に設置する。

公共事業関係費

○ 公共事業関係費については、これまでの削減により、「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定）に示された目安を既に達成した。しかしながら、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方、人口減少社会が到来することにかんがみると、危機的な財政事情の下、歳出・歳入一体改革を進める中で、今後とも改革を継続し、更なる重点化・効率化を図る必要がある。

○ このため、公共事業については、景気対策としてではなく、真に必要な社会資本整備へと転換する必要がある。その中で、今後、廃止・終了する事業や整備水準の上昇も踏まえた事業分野ごとのメリハリ付けを強化するとともに、あらゆる分野で官民格差等を踏まえたコスト縮減や入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底することにより、これまでの改革努力（名目対前年度比▲3%）を基本的に継続する。



- その際、現在実施中のコスト縮減努力（5年間で15%のコスト縮減）の継続や今後は廃止・終了する事業の存在などを織り込んだ対応を行う必要がある。また、今後5年間の幅の中では、これまでのデフレ下の状況とは異なり、資材価格や賃金等のコスト増が生じ得ることを考慮するとともに、改革を継続する中で、国際競争に勝ち抜くためのインフラ整備、また、国民生活の質的向上や安全・安心の確保につながる社会資本整備など我が国の将来を見据えつつ各年度の社会資本整備を判断していく必要もある。このため、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。

#### 農林水産（非公共）

- 現在農林水産分野全般にわたり進めつつある改革を今後とも緩みなく進めることが、「攻め」に向かう強靱な農林水産業を作り上げるための途である。こうしたことにより、農林水産関係予算については、関係制度全般にわたり、支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を図り、また執行状況の反映を徹底し、これまで以上の改革努力を通じた節減合理化を図る。
- その際、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。
- なお、農業の生産性向上等のため、非公共施策の推進が柔軟に図られるよう、必要に応じ、公共と非公共の間の彼我融通（シフト）を適切に活用することとする。

#### 文教

- 文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することにより、これまで以上の削減努力を行う。
- これにより、今後5年間、人件費を除く国（一般会計）の予算について、名目値で対前年度比+0.1%（年率）以下に抑制することを基本とするが、今後、賃金・物価の上昇等によりこうした歳出抑制ペースをそのまま適用することが困難な場合が生じた場合には、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持するなかで、必要な配慮を行うこととする。
  - ① 義務教育費国庫負担金について以下の見直しを行う。
    - ア) 教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後5年間で1万人程度の純減を確保する。
    - イ) 地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。
    - ウ) 人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。
  - ② 国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とする。
  - ③ 私学助成予算について以下の見直しを行う。
 

定員割れ私学については、助成額の更なる削減など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じた削減を行うことにより、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とすることを基本とする。
  - ④ 教科書予算について以下の見直しを行う。
 

教科書に係る製造・供給コストは一層縮減を図る。特に供給コストについては供給体制の在り方を含め、一層の効率化を行う。
  - ⑤ 奨学金予算について以下の見直しを行う。
    - ア) 回収強化につき、債務保証等債権管理の在り方を含め、抜本的な施策を講じ、国民負担を最小化する。
    - イ) 3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。

## 科学技術予算

- 科学技術振興費については、ムダの排除やコスト縮減等に取り組み、真に必要な経費を精選するなど、第2期計画における改革姿勢を継続することを基本とするが、科学技術の振興は我が国の将来の発展の鍵を握っていることに配慮し、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）の効率的な推進に努める。
- その際、第3期科学技術基本計画に基づく予算の伸びは、データベースの運用等科学技術システム改革の着実な実施を図りつつ、経済成長の範囲内とし、さらに、科学技術の振興による成長力・競争力強化に資する取組については、必要に応じて、重点的な取組を行うこととする。
- 具体的な取組は以下のとおり。
  - ・ 厳選された「戦略重点科学技術」に資源をシフトし、優先順位の劣るプロジェクトは廃止・抑制する。投資効果を不断に検証する。
  - ・ 研究費の不正使用問題への厳正な対処を徹底する。研究開発データベースを早急に整備し、不合理な重複を排除する。
  - ・ 諸外国の情勢、技術革新、官民の連携強化等の視点も踏まえ、大規模事業、新規事業、独法運営等について可能な限りコストを縮減する（宇宙ステーション、スパコン等）。

## 防衛関係費

- 防衛力整備については、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18年5月30日閣議決定）に従い、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な整備に努めることとし、「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）についても、同閣議決定に基づき対処する。
- こうした取組を踏まえ、防衛関係費については、人件糧食費の増加や米軍再編経費が見込まれる中ではあるが、以下のような項目を中心に従来以上に厳しい削減に取り組み、今後5年間、人件費を含む国（一般会計）の予算について名目伸び率ゼロ以下の水準とする。
  - ・ 総人件費改革等を通じた自衛官実員の削減
  - ・ 3自衛隊の装備品、在庫部品等の調達効率化・合理化
  - ・ 入札談合再発防止の徹底を通じた予算削減（防衛施設の特性に配慮しつつ、公共事業総合コスト縮減率（5年間で15%）の達成を含む。）
  - ・ 在日米軍駐留経費負担の所要の見直し
  - ・ 基地周辺対策の抜本見直し
- 米軍再編に要する経費については、既存予算の更に思い切った合理化・効率化を行ってもなお、上記削減目標の中では、米軍再編に関する地元の負担軽減に資する措置の確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、各年度の予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずるものとする。
- なお、今後、経済・社会情勢等により、既存の防衛関係費について名目伸び率ゼロ以下の目標により難しい場合であっても、上記閣議決定に従い更に思い切った合理化・効率化に努め、少なくとも経済成長率との関係を勘案したこれまでの歳出削減のペースを加速することを基本方針とする。

## 政府開発援助（ODA）

- 「今後3年間でアフリカ向けODAを倍増し、引き続きその中心を贈与とする」、「今後5年間のODA事業量について、2004年実績をベースとする額と比較して100億ドルの積み増しを目指す」等の政府の対外公約は、確実にこれを達成する。
- その際、財政が極めて厳しい状況にある中で、ODAに対する国民の理解を得ていくためには、今

後、援助の「質」の向上を実現していく必要があり、コスト面で大胆な効率化を行う一方で開発効果を高めるとともに、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図る。

- ODA予算については、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、国内と同様、これまでの改革努力を継続しつつ、ODA事業量は必要量を確保する。
- ただし、我が国外交の戦略的・効果的な展開のためには、これにより難しい場合も考えられる。そうした場合、これまでの改革努力の継続を基本としつつ、我が国経済や国際情勢の変化を勘案しながら、そのペースを半減する範囲内で対応できるよう、予算の効率化・重点化に努めるものとする。
- このため、今後、以下を重点的に推進していく。
  - ・徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化
    - ① 包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定
    - ② 国際競争入札の導入拡大
    - ③ JICAの徹底的な効率化（人件費・事業費等の節減）
    - ④ 在外公館関連経費等の合理化 等
  - ・供与対象国・分野の更なる戦略的重点化
    - ① 外交効果の検証と国民への説明強化
    - ② NGO・民間との戦略的連携・活用
    - ③ 相手国の自立的発展につながる事業を厳選
    - ④ 資源獲得戦略の一環としての活用 等

#### エネルギー対策

- エネルギー対策費については、エネルギーを巡る国際情勢は不透明であり、長期的視点に立った戦略的なエネルギー政策の展開が重要となっているが、施策の精選・効率化を徹底することによって限られた予算で最大の効果を生むための工夫が必要である。
- 一般会計で行うエネルギー関連事業については、ITER等の歳出増が予定されているが、「選択と集中」の一層の強化等に取り組み、今後5年間、名目伸び率ゼロ以下へ抑制する。
- 特別会計は、現在、その歳出が特定財源の水準を大幅に上回っていることから、今後厳しく歳出を見直していき、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとする。

#### 電子政府関係

- 業務・システム最適化の実施に当たっては、
  - ・各々の最適化計画に示された運用経費の削減（合計1,229億円）及び業務処理時間の削減（合計4,750万時間／年）を最低限の削減目標とし、これら以上の削減効果を目指す。
  - ・内閣官房が総務省の協力を得て、
    - 1) 行財政改革への寄与
    - 2) 運用経費削減、業務時間削減に関して、効果が確実に見込まれること
    - 3) システム間の連携、接続を考慮した開発スケジュールの調整
    - 4) 官民におけるプロジェクト執行・管理体制の確保を考慮し、システム構築に係る優先順位付けを行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。
  - ・これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007年度予算額を当初の予定額（998億円）以下（2割以上の削減を目指す。）とする。
- オンライン利用促進対象手続については、
  - ・現在オンライン利用率50%以下のものは、2010年度までにオンライン利用率50%以上の目標を確実に達成するため、①処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、②添付書類の原則省略、③電子署名の簡略化等の担当府省の努力がなされるものに限って、予算措置する。

・2010年度までにオンライン利用率50%以上の目標達成が困難であると認められるシステムについては、2007年度予算要求を行うか否かを含め、当該システムの必要性等の再検討を行う。

#### その他

- 今回個別の指摘を行わなかった経費についても、徹底した歳出削減を進めるという基本方針の下に、厳しくその内容を見直していくものとする。
- 具体的には、今後5年間、近年の歳出削減ペースと同様の歳出改革を進めるとともに、他方、経済・社会情勢等によりこれにより難しい場合であっても、少なくとも経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持することとする。

## 2011 年度までの歳出改革について

- 今回各分野ごとに取りまとめた今後5年間の改革方針に基づく削減額は、別表のとおりである。
- 経費によっては、取りまとめに示されているように、削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。
- なお、災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。
- 今回の取りまとめによって、2011 年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するために解消すべき要対応額 16.5 兆円程度のうち、少なくとも 11.4 兆円以上は、歳出削減によって対応することとなる。
- 歳出改革では対応しきれない要対応額（2～5 兆円）については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変動する可能性がある。

(別表)

今後5年間の歳出改革の概要

	2006年度	2011年度		削減額	備考
		自然体	改革後の姿		
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲ 1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲ 2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲ 5.6～▲ 3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲ 3%～▲ 1% 地方単独事業（投資的経費） ▲ 3%～▲ 1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲ 4.5～▲ 3.3兆円程度	科学技術振興費 + 1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲ 4%～▲ 2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲ 14.3～▲ 11.4兆円程度	
	要対応額：16.5兆円程度				

(注1) 上記金額は、特記なき場合合国・地方合計（SNAベース）。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率（対前年度比名目年率）等及び地方単独事業（地財計画ベース）の名目での削減率を示す。



# 文章編図表索引

## 第 1 部 平成 19 年度の地方財政の状況

### 第 1 章 平成 19 年度の決算状況

#### 1 地方財政の役割

第 1 図	国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移	2
第 2 図	国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）	3
第 3 図	国内総支出と地方財政	4
第 4 図	公的支出の推移	5
第 5 図	公的支出の状況	5
第 6 図	国内総支出の増加率に対する寄与度	6

#### 2 地方財政の概況

第 1 表	地方公共団体の決算規模（純計）	7
第 2 表	団体種類別決算規模の状況	8
第 7 図	決算規模の推移	8
第 3 表	実質収支の状況	9
第 8 図	実質収支の推移	10
第 9 図	実質収支比率の推移	10
第 4 表	赤字の団体数の状況	11
第 5 表	歳入純計決算額の状況	12
第 10 図	歳入純計決算額の構成比の推移	13
第 11 図	歳入決算額の構成比	13
第 6 表	目的別歳出純計決算額の状況	14
第 7 表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	15
第 12 図	目的別歳出決算額の構成比	15
第 8 表	一般財源の目的別歳出充当状況	16
第 13 図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	16
第 9 表	性質別歳出純計決算額の状況	17
第 14 図	歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	18
第 15 図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	18
第 16 図	性質別歳出決算額の構成比	19
第 10 表	一般財源の性質別歳出充当状況	19
第 17 図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	20
第 11 表	経常収支比率の推移	21

第 18 図	経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況	
	その 1 合計	22
	その 2 都道府県	23
	その 3 市町村	24
第 12 表	経常収支比率の段階別分布状況	25
第 13 表	起債制限比率の推移	26
第 14 表	起債制限比率の段階別分布状況	26
第 19 図	公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移	27
第 20 図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	28
第 21 図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	29
第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	30
第 15 表	積立金現在高の状況	30
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	31
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移	32

### 3 地方財源の状況

第 25 図	国税と地方税の状況	38
第 26 図	国税と地方税の推移	39
第 16 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	40
第 27 図	地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口 1人当たり税収額の指数	41
第 28 図	道府県税収入額の状況	42
第 29 図	道府県税収入額の推移	42
第 30 図	市町村税収入額の状況	43
第 31 図	市町村税収入額の推移	44
第 32 図	地方債依存度の推移	47

### 4 地方経費の内容

第 33 図	土木費の目的別内訳	48
第 34 図	土木費の性質別内訳	49
第 35 図	教育費の目的別内訳	50
第 36 図	教育費の性質別内訳	50
第 37 図	民生費の目的別内訳	51
第 38 図	民生費の目的別歳出の推移	52
第 39 図	民生費の性質別内訳	53
第 40 図	民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況	
	その 1 都道府県	53
	その 2 市町村	54
第 41 図	民生費の財源構成比の推移	54
第 42 図	労働費の性質別内訳	55



第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	56
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	56
第 45 図	商工費の性質別内訳	57
第 46 図	衛生費の目的別内訳	58
第 47 図	衛生費の性質別内訳	58
第 48 図	生活環境の保全のための対策経費の状況	59
第 49 図	警察費の性質別内訳	60
第 50 図	消防費の性質別内訳	60
第 51 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その 1 都道府県（財政力指数別）	61
	その 2 市町村（団体区分別）	62

## 5 地方経費の構造

第 52 図	人件費の推移	64
第 53 図	ラスパイレス指数の推移	64
第 54 図	人件費の項目別内訳	65
第 55 図	人件費の財源内訳	65
第 56 図	職員給の部門別構成比の状況	66
第 57 図	地方公務員 1 人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）	66
第 58 図	地方公務員数の状況	67
第 59 図	地方公務員数の推移	68
第 60 図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況 （平成 19 年 4 月 1 日と平成 9 年 4 月 1 日との比較）	68
第 61 図	扶助費の目的別内訳の構成比の推移	69
第 17 表	普通建設事業費（補助・単独）の推移	70
第 62 図	普通建設事業費の推移	
	その 1 純計	71
	その 2 都道府県	71
	その 3 市町村	72
第 63 図	普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況	72
第 64 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成 9 年度と平成 19 年度との比較）	73
第 65 図	補助事業費の目的別内訳の状況	74
第 66 図	単独事業費の目的別内訳の状況	75
第 67 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その 1 総計	76
	その 2 補助事業費	76
	その 3 単独事業費	77
第 68 図	用地取得費の目的別（補助・単独）の状況	77
第 69 図	用地取得費の推移	78
第 18 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	78

第 70 図	用地取得費の取得先別内訳	78
第 71 図	災害復旧事業費の状況	79
第 72 図	災害復旧事業費の推移	79
第 19 表	その他の経費の状況	80
第 73 図	物件費の推移	81

## 6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

第 20 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	84
第 74 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	85
第 21 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）	85

## 7 市町村の規模別財政状況

第 22 表	団体規模別団体数の推移	86
第 75 図	団体規模別団体数構成比の推移	87
第 23 表	団体規模別人口の推移	87
第 76 図	団体規模別人口構成比の推移	88
第 77 図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その 1 歳入	88
	その 2 歳出	89
第 24 表	団体規模別 1 団体・人口 1 人当たり決算額の状況	90
第 25 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	90
第 78 図	団体規模別歳入決算の状況（人口 1 人当たり額及び構成比）	91
第 79 図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（人口 1 人当たり額の構成比）	91
第 80 図	団体規模別地方税の構造（人口 1 人当たりの地方税）	92
第 81 図	団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口 1 人当たり額及び構成比）	93
第 82 図	団体規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比）	93
第 26 表	団体規模別経常収支比率の状況	94
第 83 図	団体規模別経常収支比率の状況（構成比）	94
第 84 図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	95
第 85 図	団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）	96
第 86 図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	96
第 27 表	団体規模別起債制限比率の状況	96
第 87 図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況	97

## 8 公共施設の状況

第 88 図	公営住宅等の総戸数の推移	99
第 89 図	公園の面積の推移	100
第 90 図	下水処理人口の推移	101
第 91 図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	102
第 92 図	公立の老人ホームの状況	103

## 9 地方公営事業の状況

第 93 図	地方公営企業の事業数の状況（平成 19 年度末）	105
第 28 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	106
第 94 図	職員数の状況	107
第 95 図	決算規模の推移	107
第 96 図	建設投資額の推移	108
第 29 表	地方公営企業全体の経営状況	108
第 97 図	料金収入の状況	109
第 98 図	企業債発行額の状況	109
第 99 図	企業債借入先別現在高の推移	110
第 30 表	法適用企業の経営状況	111
第 31 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	113
第 100 図	水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源	113
第 32 表	工業用水道事業の経営状況	114
第 101 図	バス、地下鉄における公営交通事業の状況	115
第 33 表	交通事業（法適用企業）の経営状況	116
第 34 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	116
第 35 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	117
第 36 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	118
第 37 表	ガス事業の経営状況	119
第 102 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	120
第 38 表	病院事業の経営状況	120
第 39 表	下水道事業（法適用企業）の経営状況	121
第 40 表	その他の地方公営企業の経営状況	123
第 103 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）	124
第 104 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）	125
第 105 図	介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）	127
第 106 図	介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）	127

## 第 2 章 平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

### 2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

第 107 図	実質赤字比率の状況	135
第 108 図	連結実質赤字比率の状況	136
第 109 図	実質公債費比率の状況	136
第 110 図	実質公債費比率の段階別分布状況	137
第 41 表	団体種別実質公債費比率の状況	137
第 111 図	将来負担比率の状況	138

第 112 図	将来負担比率の段階別分布状況	138
第 42 表	団体種類別将来負担比率の状況	139
第 113 図	将来負担額等の規模	139
第 114 図	資金不足額の状況（団体種類別会計数）	140
第 115 図	資金不足額の状況（事業別会計数）	141
第 116 図	資金不足額の状況（団体種類別合計額）	142
第 117 図	資金不足額の状況（事業別合計額）	142

## 第 2 部 平成 20 年度及び平成 21 年度の地方財政

### 1 平成 20 年度の地方財政

第 43 表	平成 20 年度普通会計予算の状況（9 月補正後）	150
第 44 表	普通交付税 交付・不交付別団体数	151

## 第 3 部 最近の地方財政の動向と課題

### 4 地方公営企業等の改革

第 118 図	過去 5 年間の民営化・民間譲渡の実施状況	179
第 119 図	指定管理者制度の導入状況	180
第 120 図	指定管理者制度の導入事業	180
第 121 図	アウトソーシング（外部委託）の実施状況	
	その 1 都道府県・政令指定都市等	180
	その 2 市町村等	181
第 45 表	第三セクター等の状況	181
第 122 図	土地保有総額の推移	182

### 5 行政改革の推進

第 46 表	地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況について （平成 20 年 8 月 1 日取りまとめ）	185
第 47 表	平成 18 年度決算に係る財務書類の整備状況	187